資料４－１

令和２年度政策チェックアップ評価書（案）
（業績指標個票：未定稿）

業績指標１

最低居住面積水準未満率

評　価	
B	目標値：早期に解消（令和２年） 実績値：４．２％　（平成２５年度） ４．０％　（平成３０年度） 初期値：４．２％　（平成２５年）

（指標の定義）

健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模（最低居住面積水準）未満の住宅に居住する世帯の割合。（Ａ／Ｂ）

※Ａ：最低居住面積水準未満世帯数　Ｂ：主世帯総数

注 最低居住面積水準（住生活基本計画（全国計画）において設定）の概要

(1)単身者　２５㎡

(2)２人以上の世帯　１０㎡×世帯人数＋１０㎡

注 主世帯：一住宅に一世帯が住んでいる世帯の他、同居世帯のある場合は、そのうち主な世帯を主世帯という。

（目標設定の考え方・根拠）

健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な水準として、「住生活基本計画（全国計画）」（平成28 年3 月18 日閣議決定）に基づき、最低居住面積水準未満世帯の早期解消を目指す。

（外部要因）

世帯構成の変化、平均年収の推移、居住ニーズの多様化等

（他の関係主体）

民間事業者等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画（全国計画）（平成２８年３月１８日）

【閣決（重点)】

【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
ー	ー	４．０％	ー	ー

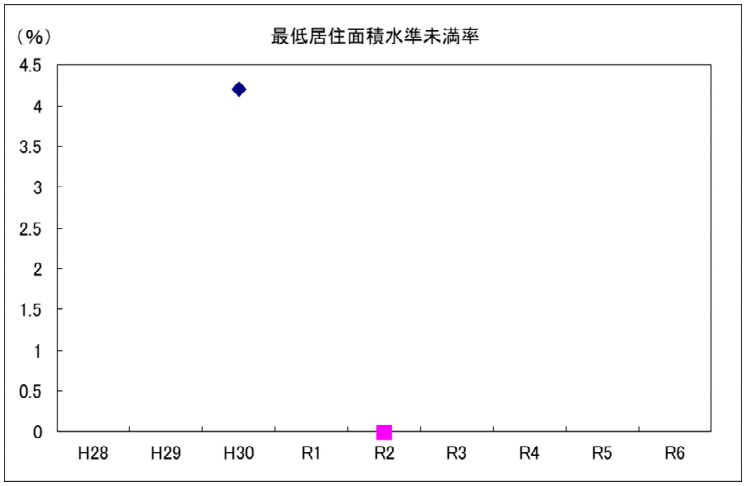

主な事務事業等の概要

・住宅ローン減税や認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除、住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置、住宅用家屋の所有権登記等に係る登録免許税の特例措置、住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置、新築住宅のみなし取得時期等に係る不動産取得税の特例措置、新築住宅に係る固定資産税の減額措置、住宅金融支援機構の証券化支援事業、買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置等により、良質な持家取得を促進する。

・居住用財産の買換えや譲渡に係る課税の特例措置により、多様なライフステージに応じた円滑な住み替えや新生活への再出発を支援する。

・地域優良賃貸住宅制度において、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成等を行い、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。

・都市再生機構（ＵＲ）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給を促進する。

・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進する。

・高齢者居住安定基金による家賃債務保証制度により、子育て世帯等の入居の円滑化を支援する。

・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除や優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置により、居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する。

・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・全世帯のストックベースでの指標であることから、改善には一定の時間を要しているが、平成２０～２５年では、０．１ポイント（４．３%→４．２%）、平成２５～３０年では０．２ポイント（４．２%→４．０%）改善。しかし現状のトレンドのまま推移すると目標年度に目標値を下回ると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

・住宅ローン減税等の税制の特例措置により優良な持家の取得を促進した。

・住宅金融支援機構の証券化支援事業等により、良質な持家の取得を促進した。

（証券化支援事業 平成２９年度実績：９２，４０７戸、平成３０年度実績：８５，６７４戸、令和元年度実績：８９，３５６戸、令和２年度実績：８３，４８８戸）

・買取再販で扱われる住宅の取得に係る登録免許税・不動産取得税の特例措置により質の高い既存住宅の取得を

促進した。
・社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給を促進した。
（令和元年度整備戸数実績：５１７戸）
・都市再生機構（UR）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給に係る取組みを行った。
（平成２６年度実績：１地区において公募実施（事業者決定済み））
・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進した。（令和元年までの累計実績：１，０７７戸）
・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進した。
（令和元年度整備戸数実績：１２，１７６戸）。
・平成28年度に実施した政策アセスメント（平成29年度予算要求）である「民間賃貸住宅を活用した新たな住宅セーフティネット制度の創設」の事後評価については、本業績指標をもってその効果を測定しているところ、平成30年調査において最低居住面積水準未満世帯の解消には至らなかったものの実績値の改善が見られ、施策に一定の効果があったものと認められる結果であった。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・前述のとおり、目標年度では目標を達成していないと見込まれることから「B」と評価した。
・当指標は、全世帯の住宅ストックを対象としており、また住まい方のニーズも多様化する中、その改善には一定の時間を要しているものと考えられる。
・令和2年度政策レビュー評価書では、「近年では、４％程度が続き、持ち家世帯では１％未満となるなど、当初の　目標を概ね達成していること、また、居住支援を含めた住宅セーフティネット等の取組も進展していることなどから、本指標については観測・実況指標として継続的に現状値を把握する」旨をとりまとめた。
・住生活基本計画(全国計画)（令和３年３月19日閣議決定）では、目標値を定めずに継続的にモニタリングを行うこととしている。
・今後、住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネット制度の一層の推進等を通じて、最低居住面積水準未満率の解消に向け、引き続き取り組む。
・本業績指標についても、今後、同計画を踏まえて見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長　齋藤　良太）
関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 髙田　龍）
住宅局住宅総合整備課（課長 山下　英和）
住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 成田　潤也）
住宅局安心居住推進課（課長 藤田　一郎）
不動産・建設経済局不動産市場整備課（課長 皆川　武士）

業績指標２

子育て世帯における誘導居住面積水準達成率（①全国*、②大都市圏*）

評　価	
① B	目標値：４７％（令和２年） 実績値：４２％（平成２５年） ４２％（平成３０年） 初期値：４２％（平成２５年）
② B	目標値：４５％（令和２年） 実績値：３７％（平成２５年） ３９％（平成３０年） 初期値：３７％（平成２５年）

（指標の定義）

子育て世帯のうち、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住戸規模(誘導居住面積水準)を満たす住宅に居住する世帯の割合（A／B）

①※A：子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数　B：子育て世帯総数

②※A：大都市圏の子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数　B：大都市圏の子育て世帯総数

注１ 子育て世帯：構成員に１８歳未満の者が含まれる世帯

注２ 誘導居住面積水準・・・住生活基本計画(全国計画)において設定

（1）一般型誘導居住面積水準・・・都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定

①単身者 ５５㎡（ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。）

②２人以上の世帯 ２５㎡×世帯人数＋２５㎡

（2）都市居住型誘導居住面積水準・・・都市の中心部及びその周辺における戸建住宅居住を想定

①単身者 ４０㎡（ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。）

③ ２人以上の世帯 ２０㎡×世帯人数＋１５㎡

（出典）平成２５年「住宅・土地統計調査」国土交通省独自集計

（目標設定の考え方・根拠）

誘導居住面積水準を達成することを目指し、「住生活基本計画（全国計画）」（平成28 年3 月18 日閣議決定）で 設定している目標値（全国：50%（令和7 年）、大都市圏：50%（令和7 年））に基づき、現況値と令和7 年度末までの目標値との差を按分し、令和2 年度末までの数値を形式的に設定したもの。

（外部要因）

世帯構成の変化、平均年収の推移、居住ニーズの多様化等

（他の関係主体）

民間事業者等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画（全国計画）（平成２８年３月１８日）

・ニッポン一億総活躍プラン（平成２８年６月２日）

【閣決（重点）】

【その他】

なし

過去実績					（年度）
	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
①	―	―	４２％	―	―
②	―	―	３９％	―	―

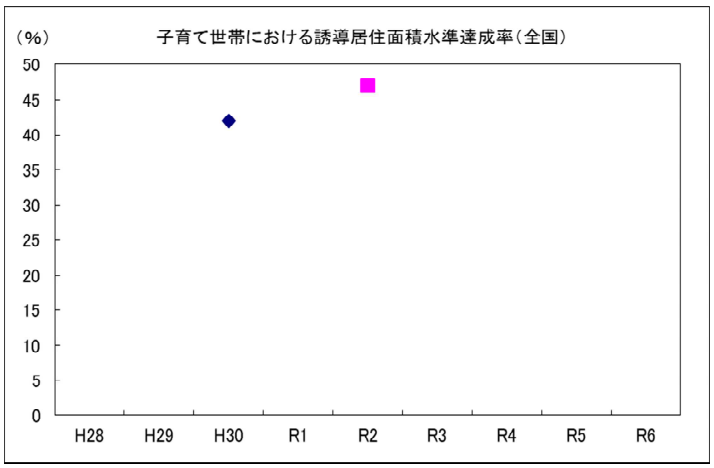

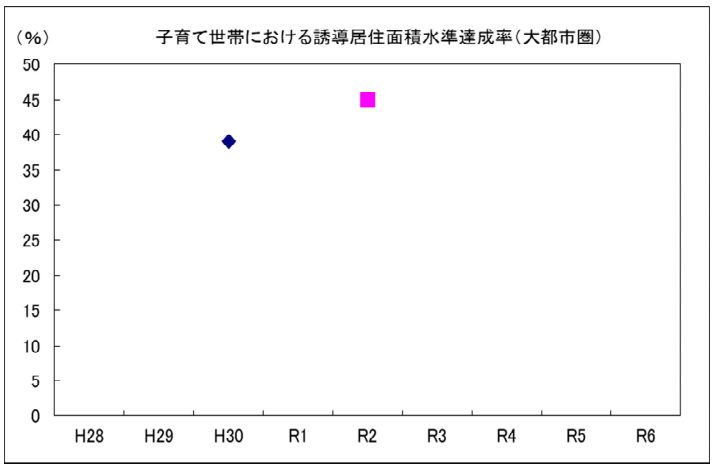

主な事務事業等の概要

・地域優良賃貸住宅制度において、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成等を行い、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。
・都市再生機構（ＵＲ）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給を促進する。
・都市再生機構（ＵＲ）による家賃減額施策により、子育て世帯の入居を支援する。
・高齢者居住安定化基金による家賃債務保証制度により、子育て世帯等の入居の円滑化を支援する。
・子育て世帯や高齢者世帯等の入居を拒まない賃貸住宅とすること等を条件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・子育て世帯については、共働き世帯が増加していること等を背景として、住居の選択にあたっては住宅の広さよりも立地利便性等を重視する傾向が見られ、全国値ではほぼ横ばい、大都市圏で２％ポイントの小幅な増加に留まっている。現状のトレンドのまま推移すると目標年度に目標値を下回ると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

・住宅ローン減税等の税制の特例措置により良質な持家の取得を促進した。

・住宅金融支援機構の証券化支援事業等により、良質な持家の取得を促進した。
（証券化支援事業 平成２９年度実績：９２，４０７戸、平成３０年度実績：８５，６７４戸、令和元年度実績：８９，３５６戸、令和２年度実績：８３，４８８戸）
・買取再販で扱われる住宅の取得に係る登録免許税・不動産取得税の特例措置により質の高い既存住宅の取得を促進した。
・都市再生機構（ＵＲ）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給に係る取組みを行った。
（平成２６年度実績：１地区において公募実施（事業者決定済み））
・都市再生機構（ＵＲ）による家賃減額の施策により、子育て世帯の入居促進に係る取組みを行った。
（平成２８年度実績：地域優良賃貸住宅制度を活用した減額制度等を導入）
・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進した。（令和元年までの累計実績：１，０７７戸）
・社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給を促進した。
（令和元年度整備戸数実績：５１７戸）
・子育て世帯や高齢者世帯等の入居を拒まない賃貸住宅とすること等を要件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」を実施した

課題の特定と今後の取組みの方向性

・前述のとおり、目標年度では目標を達成していないと見込まれることから「Ｂ」と評価した。
・本指標は、子育て世帯における住宅の広さに関する指標であるが、近年では、駅近等の利便性を重視する傾向も見られる中、その改善には一定の時間を要しているものと考えられる。
・令和2年度政策レビュー評価書では、「世帯構成が変化し、共働き世帯も増加するなど、住まいの広さに対するニーズも変化していることから、本指標については継続的に現状値を把握するものの、成果指標としては設定しない」旨をとりまとめた。
・住生活基本計画(全国計画)（令和３年３月 19 日閣議決定）では、民間賃貸住宅の品質向上に向けた指標を新たに設定することとし、「民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合」を令和１２年までに２割と設定した。
・今後、民間賃貸住宅における断熱性向上や遮音対策に係る事例集の作成等を通じて、民間賃貸住宅ストックの質の向上を推進する。
・本業績指標についても、今後、同計画を踏まえて見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長　齋藤　良太）
関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 髙田　龍）
住宅局住宅総合整備課（課長 山下　英和）
住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 成田　潤也）
住宅局安心居住推進課（課長 藤田　一郎）

業績指標３
　建替え等が行われる公的賃貸住宅団地（100 戸以上）における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率

評　価	
A	目標値:平成 28～令和 7 年度の期間内に建替え等が行われる団地のおおむね９割 実績値：８８．６％（令和元年度） 初期値：８４．２％（平成２８年度）

（指標の定義）
建替え等が行われる公的賃貸住宅団地数（100 戸以上）における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率（A／B）
B：計画期間中に建替え等が行われる公的賃貸住宅団地（100 戸以上）の数
A：Bのうち、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設を併設する団地（100 戸以上）の数
（目標設定の考え方・根拠）
建替え等が行われる公的賃貸住宅団地（100 戸以上）における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率を示す指標として、住生活基本計画（平成 28 年３月 18 日閣議決定）で設定している目標値（平成 28～令和 7 年の期間内に建替え等が行われる団地のおおむね９割）を設定したもの。
（外部要因）
地域における高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の充足
（他の関係主体）
地方公共団体、地方住宅供給公社、都市再生機構、民間事業者
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・住生活基本計画（平成 28 年３月 18 日）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値									（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
８４．２	８８．６	８６．４	８８．６	（集計中）					

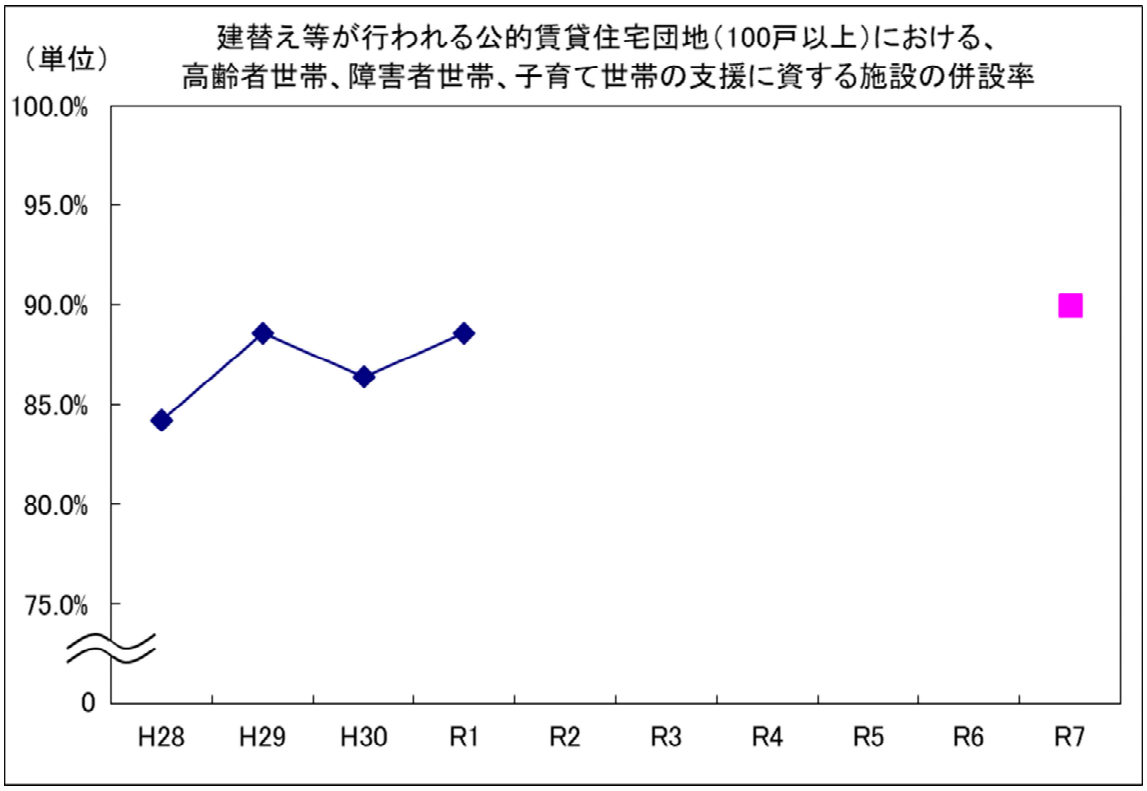

主な事務事業等の概要

・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進する。
・社会資本整備総合交付金等における公営住宅等整備事業に関し、対象要綱上、１００戸以上の公営住宅団地の建替えについては、原則、保育所等の生活支援施設を併設するもののみを補助対象の要件としている。
・高齢者生活支援施設等を公的賃貸住宅等と一体的に整備する事業に対し、補助を行う。
・都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設（子育て支援施設、高齢者生活施設等）の併設・合築、整備敷地への誘致を推進。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成２８年度から令和元年度までに建替え等が行われた公的賃貸住宅団地（100 戸以上）は３１５団地になるが、そのうち、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設を併設する団地は２７９団地となっており、順調に推移している。この実績値のトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進した。
（令和元年度整備戸数実績：12,176 戸）
・社会資本整備総合交付金等における公営住宅等整備事業に関し、公営住宅団地の建替え等について、保育所等の生活支援施設の併設を促進した。
（令和元年度併設施設数：14,642 施設（8,101 団地））
・都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設（子育て支援施設、高齢者生活施設等）の併設・合築、整備敷地への誘致を推進。
（令和元年度供給施設数：５施設（５団地）（都市再生機構賃貸住宅分））

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は順調に推移しており、目標年度に目標値を達成することが見込まれるため、Ａと評価した。
令和 2 年度政策レビュー評価書では、「フローの指標からストックの指標に移行することとし、現行指標については継続的に現状値を把握するものの、成果指標としては設定しない」旨とりまとめた。

住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月 19 日閣議決定）では、新たな指標として「公的賃貸住宅住宅団地（100 戸以上）における地域拠点施設併設率（令和 12 年度までにおおむね４割）」を設定した。
新たな成果指標【29%（令和元年度）→おおむね４割（令和 12 年度）】
公的賃貸住宅団地（100 戸以上）における地域拠点施設併設率（Ａ／Ｂ）
Ａ：令和 12 年度末における地域拠点施設が併設された団地数
Ｂ：令和 12 年度末における 100 戸以上の公的賃貸住宅団地数

今後は、高齢者や子育て世帯等に対する多様なサービスを提供する環境整備に向け、公的賃貸住宅団地を、生活支援施設を併設した地域の福祉の拠点として整備する取組の強化を図る。
本業績指標についても、今後、同計画を踏まえて見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅総合整備課　（課長　山下　英和）
関係課：住宅局安心居住推進課　（課長　藤田　一郎）
住宅局総務課民間事業支援調整室　（室長　髙田　龍）

業績指標４
高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合(*)

評　価	
B	目標値：3.1%（令和２年） 実績値：集計中（令和２年） 2.6%（令和元年） 2.5%（平成 30 年） 初期値：2.1%（平成 26 年）

（指標の定義）
高齢者向け住宅（高齢者向け賃貸住宅及び高齢者居住系施設）の供給量について、65 歳以上の人口数で除して算出した割合
（算出式）

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合
＝高齢者向け住宅の供給量／65 歳以上の人口数

平成 26 年度末 2.1%＝694,807／33,000 千人
令和元年度末 2.6%＝934,001／35,916 千人

（目標設定の考え方・根拠）
高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を示す指標として、住生活基本計画（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）で設定している目標値（4%（令和 7 年度））を基に、初期値と目標値との差を按分し、令和 2 年度の数値を形式的に設定したもの。

（外部要因）
世帯構成の変化、居住ニーズの多様化、高齢者人口数等

（他の関係主体）
民間事業者等

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
住生活基本計画（全国計画）（平成 28 年 3 月 18 日）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
2.4%	2.4%	2.5%	2.6%	集計中

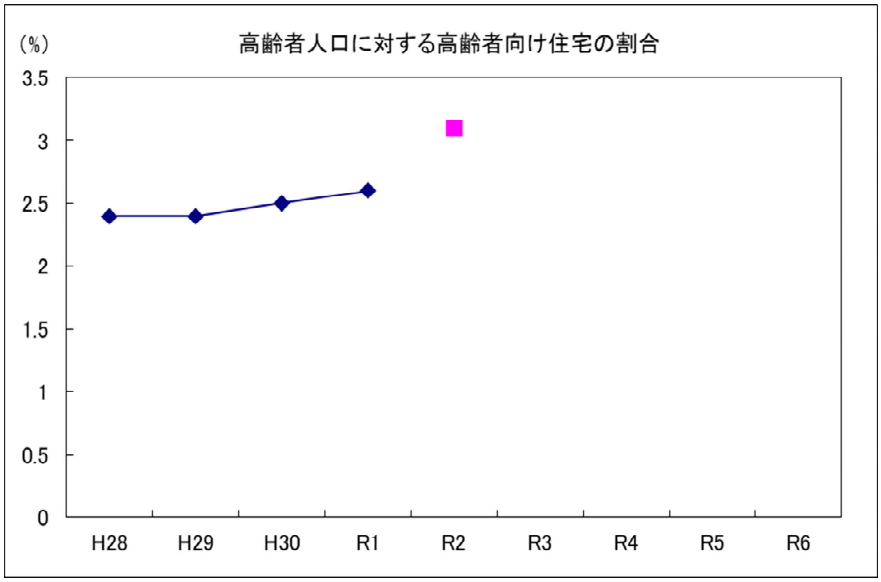

主な事務事業等の概要

・サービス付き高齢者向け住宅供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者等に直接補助を実施するとともに、固定資産税の減額及び不動産取得税の軽減措置を講じる。
・住宅金融支援機構による、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資や、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金等に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資に対する住宅融資保険制度を実施。
・地域優良賃貸住宅制度において、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する補助等を実施。
・高齢者等の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット登録住宅）の周知・普及を進めていくとともに、住宅の改修や入居者負担の軽減等の支援を行う。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は、平成 26 年度 2.1%から令和元年度 2.6%と微増しているが、今後、現状のトレンドのまま推移すると目標値を下回る可能性がある。

（事務事業等の実施状況）

・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進した。
（平成 26 年度末実績：総登録戸数 177,722 戸）
（平成 27 年度末実績：総登録戸数 199,056 戸）
（平成 28 年度末実績：総登録戸数 215,955 戸）
（平成 29 年度末実績：総登録戸数 229,947 戸）
（平成 30 年度末実績：総登録戸数 244,054 戸）
（令和元年度末実績：総登録戸数 254,747 戸）
（令和２年度末実績：総登録戸数 267,069 戸）
・サービス付き高齢者向け住宅供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者等に直接補助を実施するとともに、固定資産税の減額及び不動産取得税の軽減措置を講じた。
・住宅金融支援機構による、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資や、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金等に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資に対する住宅融資保険制度を実施した。
・社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給を促進した（令和元年度整備戸数実績：517 戸）。
・住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録（セーフティネット登録住宅）の登録を推進しており、全国で 390,471 戸が登録されている（令和３年３月 31 日時点）。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、当該業績指標は着実に進捗しているが、令和２年度の目標値を下回る可能性があることからＢと評価とした。サービス付き高齢者向け住宅の供給量は着実に増加している一方で 65 歳以上の人口数も増加した影響により、目標達成に必要な供給量の見込みに達していないことが目標値を下回る理由として考えられる。

令和 2 年度政策レビュー評価書では、「すべての対象世帯が高齢者向け住宅に入居できるよう、平成 28 年度計画の目標値を据え置き、期限を 5 年延長する」旨とりまとめた。

住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月 19 日閣議決定）では、この指標について(令和 12 年４%を目指す継続延長)の改定を行った。

今後、サービス付き高齢者向け住宅の建設・改修費等に対する補助等の施策を着実に推進し、高齢者向け住宅の供給を促進する。

地域優良賃貸住宅制度においても、引き続き賃貸住宅の整備等に要する費用に対する補助等の施策を着実に推進し、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。

また、高齢者等の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット登録住宅）の周知・普及を引き続き進めていくとともに、住宅の改修や入居者負担の軽減等の支援を行う。

本業績指標についても、同計画を踏まえて見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　住宅局安心居住推進課（課長　藤田　一郎）
関係課：　住宅局住宅総合整備課（課長　山下　英和）
　　住宅局総務課民間事業支援調整室（室長　髙田　龍）

業績指標５
高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合

評　価

B	目標値：84%（令和２年度） 実績値：75%（令和２年度） 初期値：77%（平成 26 年度）

（指標の定義）
サービス付き高齢者向け住宅の入居者や周辺住民の介護ニーズ等に適切に対応できるよう、今後供給されるサービス付き高齢者向け住宅のうち、高齢者生活支援施設が併設されたものの割合を 90%に設定。
（目標設定の考え方・根拠）
高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合を示す指標として、住生活基本計画（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）で設定している目標値（90%（令和 7 年度））を基に、初期値と令和 7 年度の目標値との差を按分し、令和 2 年度の数値を形式的に設定したもの。
（外部要因）
世帯構成の変化、居住ニーズの多様化、高齢者人口数、各地域における高齢者生活支援サービスの提供状況やニーズ等
（他の関係主体）
民間事業者等
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
住生活基本計画（全国計画）（平成 28 年 3 月 18 日）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
77%	78%	77%	75%	75%

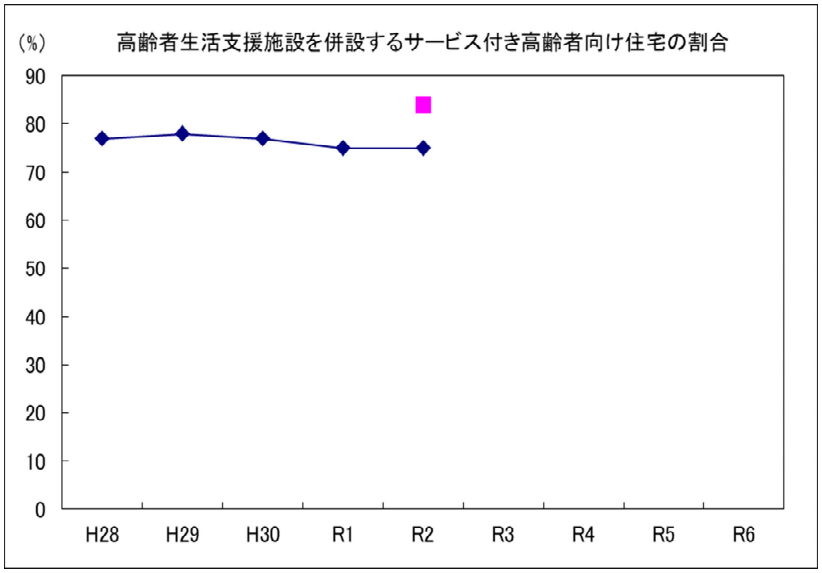

主な事務事業等の概要

・高齢者生活支援施設が併設されたサービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、高齢者生活支援施設の建設・改修費に対して、国が民間事業者等に直接補助を実施する。
・住宅金融支援機構による、高齢者生活支援施設が併設されたサービス付き高齢者向け住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

サービス付き高齢者向け住宅は令和２年度末で約 26.7 万戸が整備されるなど、順調に供給されているものの、高齢者生活支援施設が併設されたサービス付き高齢者向け住宅の割合は、平成 28 年 77%から、平成 29 年 78%、平成 30 年 77%、令和元年 75%、令和２年 75%とほぼ横ばいであり、目標年度における目標を達成しなかった。

（事務事業等の実施状況）

・高齢者生活支援施設が併設されたサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進した。
（平成 28 年度末実績：総登録件数 6,633 件、併設する高齢者生活支援施設の登録件数 5,115 件）
（平成 29 年度末実績：総登録件数 6,999 件、併設する高齢者生活支援施設の登録件数 5,460 件）
（平成 30 年度末実績：総登録件数 7,335 件、併設する高齢者生活支援施設の登録件数 5,640 件）
（令和元年度末実績：総登録件数 7,600 件、併設する高齢者生活支援施設の登録件数 5,709 件）
（令和２年度末実績：総登録件数 7,886 件、併設する高齢者生活支援施設の登録件数 5,886 件）
・高齢者生活支援施設が併設されたサービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、高齢者生活支援施設の建設・改修費に対して、国が民間事業者等に直接補助を実施した。
・住宅金融支援機構による、高齢者生活支援施設が併設されたサービス付き高齢者向け住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施した。
・サービス付き高齢者向け住宅供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者等に直接補助を実施するとともに、固定資産税の減額及び不動産取得税の軽減措置を講じた。
・住宅金融支援機構による、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資や、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金等に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資に対する住宅融資保険制度を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり当該業績指標は横ばいであり、目標年度では目標を達成していないことからＢと評価とした。

令和２年度政策レビュー評価書では、「サービス付き高齢者向け住宅の供給にあたっては、高齢者の多様なニーズを踏まえるべき、居住者への過剰なサービスの提供を適正化すべき等の意見もあり、高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合を増加させることが、高齢者が自立して暮らすことのできる住生活を実現するために必ずしも最適な手法と言えない場合がある。このため、今後は継続的に現状値を把握するものの、成果指標としては設定しない」旨とりまとめた。

住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月 19 日閣議決定）では、本指標を計画指標から削除する見直しを行った。

今後も高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の建設・改修費等に対する補助等の施策を着実に推進し、高齢者等が安心して健康に暮らすことができる住環境の実現を図る。

本業績指標については、同計画を踏まえた見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 住宅局安心居住推進課（課長　藤田　一郎）
関係課： 住宅局総務課民間事業支援調整室（室長　髙田　龍）

業績指標６
都市再生機構団地（大都市圏のおおむね 1,000 戸以上の団地約 200 団地が対象）の地域の医療福祉拠点化

評　価

A	目標値：100 団地程度（令和 2 年度） ※令和 7 年度までに 150 団地程度 実績値：112 団地（令和 2 年度末） （令和３年３月末時点計 148 団地にて拠点化に向けて着手済） 初期値：０団地（平成 27 年度）

（指標の定義）
都市再生機構団地（以下、「ＵＲ団地」という。）における地域の医療福祉拠点化された状態とは以下に該当した場合をいう。
① 地方公共団体や関係団体による地域の連携体制が整備されていること。
② 地域の高齢化の見込み等を踏まえ、高齢者世帯や子育て世帯等の居住の場の確保・居住環境の整備、地域包括ケア・医療連携の方針が定められていること。
③ ②の方針に位置づけられた事項のうち、在宅介護・在宅医療が受けられる環境・体制、子育てしやすい環境が整備されていること

（目標設定の考え方・根拠）
団塊世代が後期高齢者となる令和 7 年度までに在宅医療・介護が受けられる環境を形成することが重要であり、特に大都市圏の急速な高齢化に対しては、既存のＵＲ団地の再編等に合わせて、医療・福祉施設の誘致、居住環境の整備を図ることが有効であり、その進捗状況を示す指標として設定。
目標値は、まちひとしごと創生総合戦略（平成 28 年 12 月閣議決定）にもとづき、大都市圏のＵＲ団地（おおむね 1,000 戸以上の約 200 団地）を対象に医療福祉拠点化に取り組むこととしているが、令和 2 年度までに 100 団地程度で拠点化を図ることとする。

（外部要因）
医療計画の動向（厚労省）
介護保険事業計画の動向（地方公共団体）

（他の関係主体）
地方公共団体、民間事業者、ＮＰＯ法人、地域の大学等

（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】
住生活基本計画（全国計画）（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）
まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016 改定）（平成 28 年 12 月 22 日閣議決定）

【閣決（重点）】

【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
６団地	２２団地	４９団地	８４団地	１１２団地

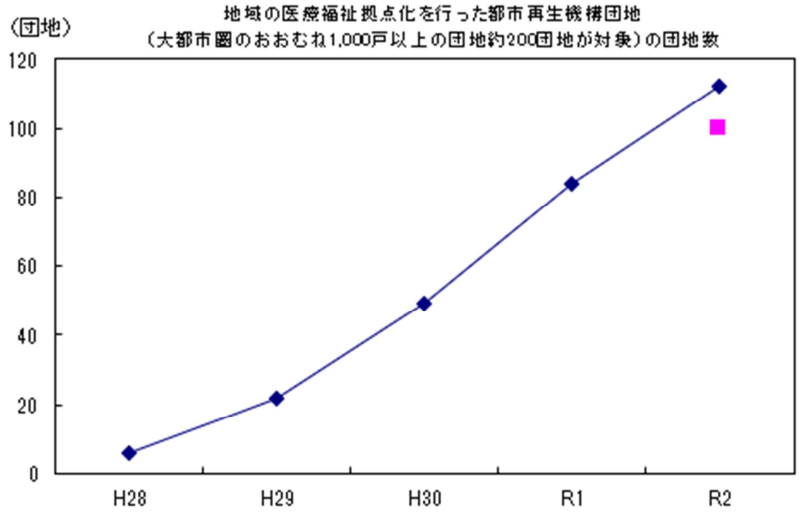

主な事務事業等の概要

・ＵＲ賃貸住宅の再編等に併せ、医療福祉施設等の誘致を推進し、団地周辺地域も含めた地域医療福祉拠点化を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和２年度までの実績値は 112 団地で拠点形成済みであり、目標値を達成した。

（事務事業等の実施状況）

・ＵＲ団地の地域医療福祉拠点化に向け、地方公共団体等との連携体制の構築、医療福祉施設の誘致等による医療福祉サービス等の提供環境の整備、高齢者向け住宅の供給、バリアフリー化等の居住環境の整備などに取り組んでいる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標値（令和 2 年度 100 団地）を達成したため、、Ａと評価した。

令和 2 年度政策レビュー評価書では、「フローの指標からストックの指標に移行することとし、現行指標については継続的に現状値を把握するものの、成果指標としては設定しないこととする」旨とりまとめた。

住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月 19 日閣議決定）では、新たな指標として「UR 団地の医療福祉拠点化（250 団地程度（令和 12））」を設定した。

今後は、同計画に基づき、地域医療福祉拠点化が図られたＵＲ団地の事例を参考としつつ、地方公共団体等との連携の上、地域医療福祉拠点化における各種施策の質の向上等を図る。

本業績指標についても、今後、同計画を踏まえて見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総務課民間事業支援調整室 （室長　髙田　龍）
関係課： 該当なし

業績指標７
空家等対策計画を策定した市区町村数の全市区町村数に対する割合

評　価

A	目標値：おおむね８割（令和７年度） 実績値：集計中（令和２年度） ６．９割（令和元年度） 初期値：０割（平成 26 年度）

（指標の定義）
空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年 11 月 27 日法律第 127 号）（以下、空家法）第６条第１項に基づく「空家等対策計画」を策定している市区町村数の、全市区町村数（1,741 団体）に対する割合
（目標設定の考え方・根拠）
市区町村において計画的な空き家対策を推進するため、住生活基本計画（全国計画）で設定している目標値を設定。
（外部要因）
空き家の増加
（他の関係主体）
市区町村
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
住生活基本計画（全国計画）（平成２８年３月１８日）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
０．３割	２．１割	４．５割	６．０割	６．９割	集計中

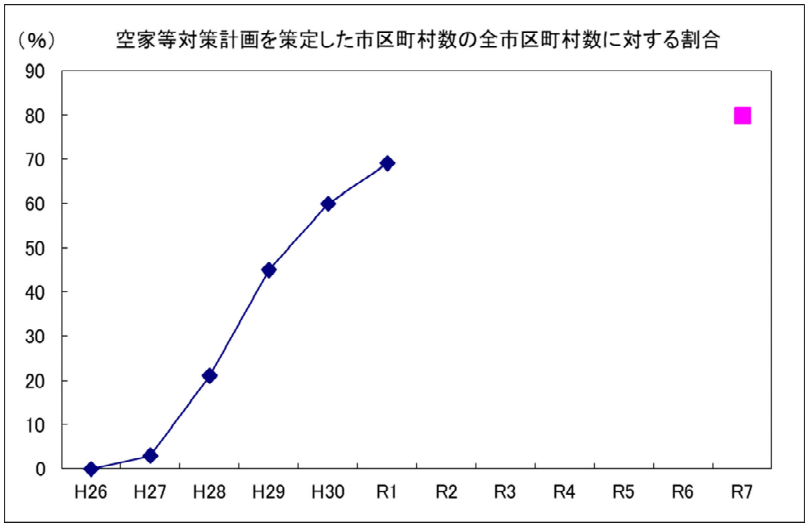

主な事務事業等の概要

○空き家等対策総合支援事業
空家等対策計画に基づき空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市区町村に対して補助を行う。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成２７年度の空家法施行以後、空家等対策計画を策定した市区町村数の全市区町村数に対する割合は、着実に増加している。

（事務事業等の実施状況）

○空き家等対策総合支援事業

空家等対策計画に基づき空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市区町村に対して補助を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

本業績指標は、目標値の達成に向けて順調に推移していることから、「A」と評価した。

令和２年度政策レビュー評価書では、「空家等対策計画の策定は順調に進んでおり、取組は浸透してきたものと考えられることから、当該指標については継続的に現状値を把握するものの、成果指標としては設定しないこととする」旨とりまとめた。

住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月閣議決定）では、本指標を計画指標から削除する見直しを行った。

今後は、空家等対策計画の策定を行った市区町村が行う空き家対策の取組を重点的に支援する。本業績指標についても、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長　成田　潤也）
関係課： 住宅局住宅政策課（課長　齋藤　良太）

業績指標８
賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数

評　価

A	目標値：４００万戸程度に抑える（令和７年） 実績値：３１８万戸（平成２５年） ３４９万戸　（平成３０年） 初期値：３１８万戸（平成２５年）

（指標の定義）

住宅・土地統計調査（総務省）における空き家数のうち、「その他の住宅」の数

（目標設定の考え方・根拠）

急増する空き家の活用・除却の推進に向け、住生活基本計画（全国計画）で設定している目標値を設定。

（外部要因）

新規住宅着工数、世帯数等

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

住生活基本計画（全国計画）（平成２８年３月１８日）

【閣決（重点）】

なし

【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
―	―	３４９万戸	―	―

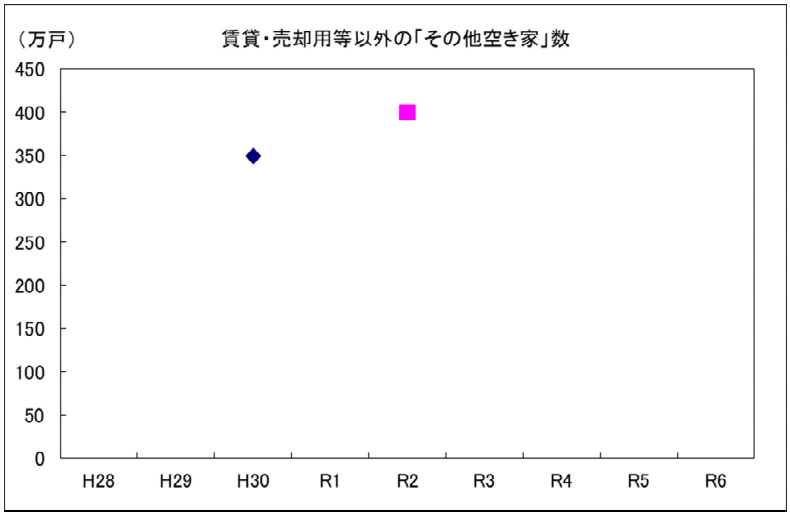

主な事務事業等の概要

○ 空き家対策総合支援事業

空家等対策計画に基づき実施する空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対して補助を行う。

○ 空き家再生等推進事業

空家等対策計画を策定している等の市区町村を対象とし、居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却、空き家住宅又は空き建築物の活用等へ対し支援を行う。

○ 既存住宅流通・リフォーム市場の整備

既存住宅流通・リフォーム市場の活性化のため、既存住宅の質の向上、良質な既存住宅が適正に評価される市場の形成、既存住宅を安心して取引できる環境の整備に向けた施策を行う。

○ 空き家対策の担い手強化・連携モデル事業

空き家に関する多様な相談に対応できる人材育成や専門家等との連携による相談体制の構築、地方公共団体と専門家等が連携して共通課題の解決を行うモデル的な取組を支援する。

○ 買取再販事業で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税・登録免許税の特例

買取再販事業者が既存住宅を買取りし、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税（不動産取得税･登録免許税）の軽減措置を適用する。

○ 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例

相続により生じた古い空き家（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限る。）又は取壊し後の土地を譲渡した場合、譲渡所得から３０００万円を特別控除する。

○ 固定資産税等に関する所要の措置（住宅用地特例の解除）

空家法に基づく勧告をした特定空家等に係る敷地について住宅用地特例の対象から除外する。

○ 宅地建物取引業法の一部改正

不動産取引のプロである宅建業者が、既存住宅状況調査技術者による建物状況調査（インスペクション）の活用を促すことで、売主・買主が安心して既存建物を取引できる市場環境を整備する。

○ 安心Ｒ住宅制度

耐震性があり、インスペクション（建物状況調査等）が行われた住宅であって、リフォーム等について情報提供が行われる既存住宅に対し、国が商標登録したロゴマークを事業者が広告時に使用することを認める「安心Ｒ住宅」制度を創設する。

○ 住宅セーフティネット制度

空き家等を活用した、低額所得者や高齢者、子育て世代などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度（セーフティネット登録住宅）等を実施。

○ 建築基準法の一部改正

戸建て住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化や大規模な建築物等に係る制限の合理化によって、既存建築ストックの活用に資する建築基準法の一部改正を行う。

○ 建築物の除却・建替えによる密集市街地の不燃化促進

耐火性能の低い建築物の除却を促進し、不燃化することにより、密集市街地の安全性の向上を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

空き家特措法に基づく国・自治体における取組の強化等により、平成２５～３０年においては目標とする４００万戸を下回るペースでその増加抑制が図られている。

（事務事業等の実施状況）

○ 空き家対策総合支援事業

空家等対策計画に基づき実施する空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対して補助を行った。

○ 空き家再生等推進事業

空家等対策計画を策定している等の市区町村を対象とし、居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却、空き家住宅又は空き建築物の活用等へ対し支援を行った。

○ 既存住宅流通・リフォーム市場の整備

既存住宅の質の向上、良質な既存住宅が適正に評価される市場の形成、既存住宅を安心して取引できる環境の整備に向けた施策を展開した。

○ 空き家対策の担い手強化・連携モデル事業

空き家に関する多様な相談に対応できる人材育成や専門家等との連携による相談体制の構築、地方公共団体と専門家等が連携して共通課題の解決を行うモデル的な取組を支援した。

○ 買取再販事業で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税・登録免許税の特例

買取再販事業者が既存住宅を買取りし、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税（不動産取得税･登録免許税）の軽減措置を適用した。

○ 相続により生じた古い空き家（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限る。）又は取壊し後の土地を譲渡した場合において、譲渡所得からの３０００万円の特別控除を実施した。

○ 空家法に基づく勧告をした特定空家等に係る敷地について住宅用地特例の対象から除外する措置を講じた。

○ 宅地建物取引業法の一部改正

不動産取引のプロである宅建業者が、既存住宅状況調査技術者による建物状況調査（インスペクション）の活用を促すことで、売主・買主が安心して既存建物を取引ができる市場環境を整備した。

○ 安心Ｒ住宅制度

「不安」「汚い」「わからない」といった「中古住宅」のマイナスイメージを払拭し、既存住宅の流通を促進するため、消費者に対し基礎的な要件を備えた既存住宅に係る情報を提供する「安心Ｒ住宅」制度を創設した。

○ 住宅セーフティネット制度

住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録（セーフティネット登録住宅）を推進しており、全国で３９０，４７１戸（受付・審査中の住宅を合わせると５２２，８６０ 戸）が登録されている（２０２１年3月３１日時点）。

○ 建築基準法の一部改正

戸建て住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化や大規模な建築物等に係る制限の合理化によって、既存建築ストックの活用に資する建築基準法の一部改正を行った。

○ 建築物の除却・建替えによる密集市街地の不燃化促進

密集市街地において、耐火性の低い建築物の除却に対し支援を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

本業績指標は、目標値の達成に向けて概ね順調に推移していることから「A」と評価した。　令和2年度政策レビュー評価書では、「賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数は、増加すると防犯・防災性や周辺環境の悪化等を招くおそれがあることから、今後の増加・傾向を踏まえ、400万戸の目標を令和12年まで延長する」旨とりまとめた。

今後は、住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）に基づき４００万戸程度の抑制目標を継続し、空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進する施策の継続強化を図る。

本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長　齋藤　良太）

関係課：住宅局住宅総合整備課（課長　山下　英和）

住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長　成田　潤也）

住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室（室長 川合 紀子）

住宅局建築指導課（課長　深井　敦夫）

住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長　岸田　里佳子）

不動産・建設経済局不動産業課（課長 井﨑　信也）

業績指標９
既存住宅流通の市場規模*

評　価	
B	目標値：８ 兆円　（令和７年） 実績値：4.5兆円　（平成３０年） 初期値：４ 兆円　（平成２５年）

（指標の定義）
指標＝Ａ×Ｂ
Ａ＝土地と家屋を含めた消費者の既存住宅の購入価額　【出典：住宅市場動向調査（国土交通省）】
Ｂ＝既存住宅の流通戸数　【出典：住宅・土地統計調査（総務省）】
（目標設定の考え方・根拠）
良質で魅力的な既存住宅が市場で評価され、流通することにより、資産として承継されていく新たな住宅循環システムの構築、住宅市場の新たな牽引力の創出に向け、既存住宅流通の市場規模を指標として設定。（「住生活基本計画（全国計画）」（平成２８年３月１８日閣議決定））
（外部要因）
地価・住宅価格の動向、市場の金利動向、資金調達可能額の動向等
（他の関係主体）
住宅建設業者等
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・住生活基本計画（全国計画）（平成２８年３月１８日）
・未来投資戦略２０１７（平成２９年６月９日）
・ニッポン一億総活躍プラン（平成２８年６月２日）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（暦年）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
－	－	4.5 兆円	－	－

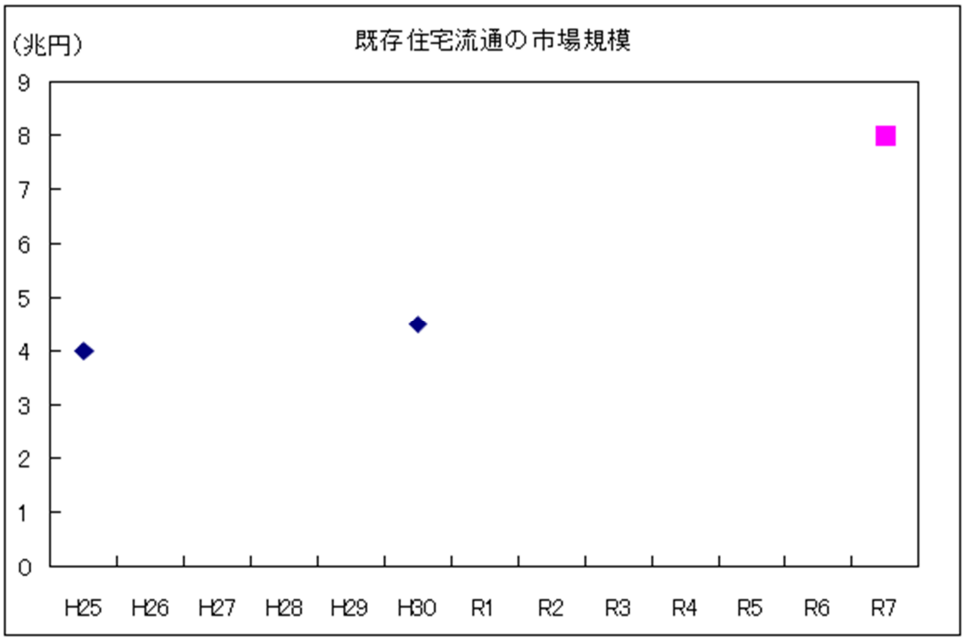

主な事務事業等の概要

○　建物状況調査（インスペクション）の普及

インスペクションの周知や実施体制の整備を進めることで、適正なインスペクションを普及促進。

○　住宅履歴情報の整備

円滑な住宅流通や計画的な維持管理等を可能とするため、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に住宅履歴情報として蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。

○　不動産取引価格情報の提供

不動産の個別の取引価格等の情報について、登記情報を基に買主へのアンケートを行い、個別の物件が特定できないよう配慮した上で、国土交通省のホームページ（土地総合情報システム）上で提供。

予算額：不動産市場整備等推進調査費約２．２９億円（令和元年度）、同左 約２．３０億円（令和２年度）

○　「安心Ｒ住宅」制度

「住みたい」「買いたい」既存住宅を選択できるようにするため、耐震性等の一定の要件を満たす既存住宅に対し、国が商標登録したロゴマークを事業者が広告時に使用することを認める制度。

○　住宅ストック維持・向上促進事業

健全な中古住宅・リフォーム市場の発展を図るため、良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、消費者が住生活に関するニーズを的確に充足できる市場環境を整備する取組みに対し支援を行う制度。

予算額：住宅ストック維持・向上促進事業８．４９億円（令和元年度）、７．０１億円（令和２年度）

○　既存住宅売買に係る保険制度

住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人において、既存住宅売買瑕疵保険等を引き受けるとともに、多様な消費者ニーズに対応した保険商品を開発。

○　買取再販で扱われる住宅の取得に係る税制上の特例措置

買取再販事業者が既存住宅を買取りし、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税（不動産取得税･登録免許税）の軽減措置を適用し、良質な既存住宅の流通を促進。

○　住宅金融支援機構の証券化支援事業

住宅金融支援機構との連携のもとで民間金融機関が提供しているフラット３５は、既存住宅購入資金も融資対象であり、既存住宅の取得を支援。

○　長期優良住宅化リフォーム推進事業

既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の形成を推進するため、劣化対策、耐震性、省エネ性等の住宅性能の向上を行うリフォームに対して支援を行う制度。

予算額：４５億円（令和元年度当初）、５億円（令和元年度補正）、４５億円（令和２年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 25 年から平成 30 年のトレンドで推移すると目標値を下回る数値となっている。

（事務事業等の実施状況）

○　建物状況調査（インスペクション）の普及

宅地建物取引業法を改正し、重要事項説明に建物状況調査（インスペクション）の実施の有無等を位置付け。既存住宅状況調査技術者講習制度において５講習機関を登録。技術者数は約２５，０００人。

○　住宅履歴情報の整備

住宅履歴情報について、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に住宅履歴情報として蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。

○　不動産取引価格情報の提供

不動産取引価格情報について、国土交通省のホームページ上で提供（令和３年度までの累計提供件数：約４２２万件）。

○　「安心Ｒ住宅」制度

「安心Ｒ住宅」制度について平成 30 年４月より標章の使用を開始した。（令和２年９月末で累計３，３２５件）

○　住宅ストック維持・向上促進事業

良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業において、令和元年度は４２件、令和２年度は３４件を採択。

○　既存住宅売買に係る保険制度

住宅瑕疵担保責任保険法人において、既存住宅売買瑕疵保険等を引き受けた。（令和元年度申込実績：宅建業者販売タイプ２０，０１７戸、個人間売買タイプ３，４１７戸、令和２年度申込実績：宅建業者販売タイプ２４，２３７戸、個人間売買タイプ３，６５９戸）

○　買取再販で扱われる住宅の取得に係る税制上の特例措置

買取再販事業者が既存住宅を買取りし、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税（不動産取得税･登録免許税）の軽減措置を適用し、良質な既存住宅の流通を促進。

（平成３０年度適用実績：不動産取得税（建物）4,651 件、不動産取得税（土地）916 件、登録免許税 416 件、令和元年度適用実績：不動産取得税（建物）5,364 件、不動産取得税（土地）2,944 件、登録免許税 879 件）

○　住宅金融支援機構の証券化支援事業

住宅金融支援機構のフラット３５により、既存住宅の取得を支援（既存住宅に対する融資実績令和元年度：１９，６９６戸、令和２年度：１８，１３８戸）。住宅金融支援機構のフラット３５Ｓにより、耐久性・可変性等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げで支援。

○　長期優良住宅化リフォーム推進事業

長期優良住宅化リフォーム推進事業において、令和元年度当初予算では４，４６２戸に支援を実施、令和元年度補正予算では５８４戸に支援を実施、令和２年度当初予算では２，９５９戸の交付申請を受け付けた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

【課題の特定】

平成 25 年から平成 30 年のトレンドで推移すると目標値を下回る数値となるため、「B」と評価した。

既存住宅流通が進んでいない原因としては

・物件の維持保全の状況や性能等に関する情報提供が十分でなく、既存住宅の質や不具合に対して不安が生じていること

・既存住宅を取得した際にリフォームが実施しやすい環境が整っていないこと

・耐震性等を満たす、既存住宅として取引されうる良質なストックが少ないこと

等が課題として考えられる。

【今後の取組みの方向性】

令和 2 年度政策レビュー評価書では「既存住宅流通及びリフォーム市場の活性化は互いに関連が深いことから、両者の指標を統合する」旨をとりまとめた。

住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月 19 日閣議決定）では、新たな指標として「既存住宅流通及びリフォームの市場規模」令和 12 年 14 兆円、長期的目標として 20 兆円の目標を設定した。

今後は、既存住宅に関する情報へのアクセスや既存住宅ストックの「質」の向上、リフォームしやすい環境の整備などに取り組み、両市場の拡大を図る。

本業績指標についても、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 齋藤　良太）

関係課：不動産・建設経済局不動産業課（課長 井崎　信也）

不動産・建設経済局不動産市場整備課（課長 皆川　武士）

不動産・建設経済局地価調査課（課長 福永　真一）

住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 髙田　龍）

住宅局住宅生産課（課長 石坂　聡）

住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室（室長 川合　紀子）

業績指標１０
既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合

評　価

A	目標値：20%（令和７年度） 実績値：11.6%（平成 30 年度） 初期値：５%（平成 26 年度）

（指標の定義）
既存住宅流通戸数に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅戸数の割合（A/B）
※A：既存住宅売買瑕疵保険の申請戸数、B:既存住宅の流通戸数（年間）
（目標設定の考え方・根拠）
「住生活基本計画（全国計画）」（平成２８年３月１８日閣議決定）で設定している既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合（20%（令和７年度））から設定
（外部要因）
地価・住宅価格の動向、市場の金利動向、資金調達の可能額の動向等
（他の関係主体）
不動産事業者、住宅瑕疵担保責任保険法人等
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
「住生活基本計画（全国計画）」（平成２８年３月１８日閣議決定）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
―	―	11.6%	―	―

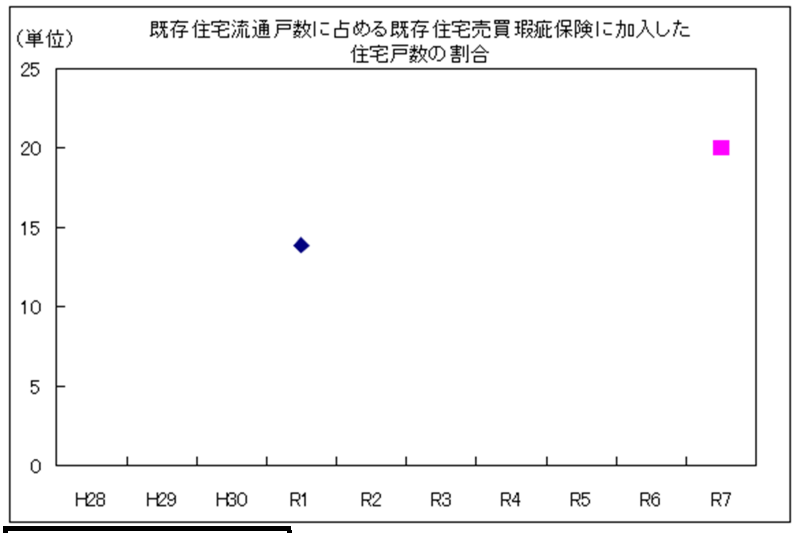

主な事務事業等の概要

○既存住宅瑕疵保険、リフォーム瑕疵保険、大規模修繕瑕疵保険の周知普及
○既存住宅売買に係る保険制度
住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定した住宅足担保責任保険法人において、既存住宅売買瑕疵保険等を引き受けるとともに、多様な消費者ニーズに対応した保険商品を開発。
○リフォーム工事に係る保険制度
住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引受け。
○住宅ストック維持・向上事業

健全な中古住宅・リフォーム市場の発展を図るため、良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、消費者が住生活に関するニーズを的確に充足できる市場環境を整備する取組に対し支援を行う。

予算額：7.01 億円（令和２年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 26 年度から令和元年度までのトレンドで推移すると、目標年度に目標値を上回る数値となる。

（事務事業等の実施状況）

○既存住宅瑕疵保険個人間売買仲介事業者コースを開発。
（令和元年度申込実績：仲介事業者コース１，０１５戸　令和２年度申込実績：仲介事業者コース１，２６０戸）
○住宅瑕疵担保責任保険法人において、既存住宅売買瑕疵保険等を引き受けた。
（令和元年度申込実績：宅建業者販売タイプ２０，０１７戸、個人間売買タイプ３，４１７戸
令和２年度申込実績：宅建業者販売タイプ２４，２３７戸、個人間売買タイプ３，６５９戸）
○住宅ストック維持・向上促進事業のうち、良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業において、令和２年度は３４件を採択
○既存住宅状況調査技術者講習制度において、５講習機関を登録。技術者数は約２５，０００人。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和元年度までの 5 年間で９％の伸びを達成しており、残り６年間でこのペースで伸びた場合、目標を達成することが見込まれるため A 評価とした。

令和 2 年度政策レビュー評価書では「消費者が安心して取引できる既存住宅流通市場の整備を図るためには、住宅性能に関する基礎的な情報が消費者に提供されることが重要であるため、今回、「住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合」として指標を見直す」旨とりまとめた。

住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月閣議決定）では、新たな指標として「住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存流通に占める割合」令和 12 年 50%とする目標を設定した。

今後は、新たな瑕疵保険商品の開発、保険法人等の関係主体や他制度との連携による普及啓発等に努める。

本業績指標についても、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室（室長　川合　紀子）
関係課：

業績指標１１
２５年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合

評　価	
B	目標値：６０％（令和２年度） 実績値：５３．６％（平成３０年度） 初期値：４６％（平成２５年度）

（指標の定義）
計画期間が２５年以上である長期修繕計画に基づき修繕積立金額を設定している分譲マンションの管理組合の割合（B／A）
※A＝５年に一度のマンション総合調査の調査対象マンション管理組合数、B＝A のうち計画期間が２５年以上である長期修繕計画に基づき修繕積立金額を設定している分譲マンションの管理組合数

（目標設定の考え方・根拠）
分譲マンションは、共用部分を共同で管理することから、適正な維持管理には、長期間にわたる修繕計画とそれに基づく修繕費用の積立を行うことが必要であり、合理的で適正な管理等を示す指標として、住生活基本計画（H28年３月18日閣議決定）で設定している目標値（70%（R7））をもとに現況値と令和7年度末までの目標値との差を按分し、令和2年度末までの数値を形式的に設定。

（外部要因）
該当なし

（他の関係主体）
該当なし

（重要政策）
【施政方針】
なし

【閣議決定】
住生活基本計画（全国計画）（平成28年３月18日）

【閣決（重点）】
なし

【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
サンプル調査： 47.8%	―	53.6%	―	―

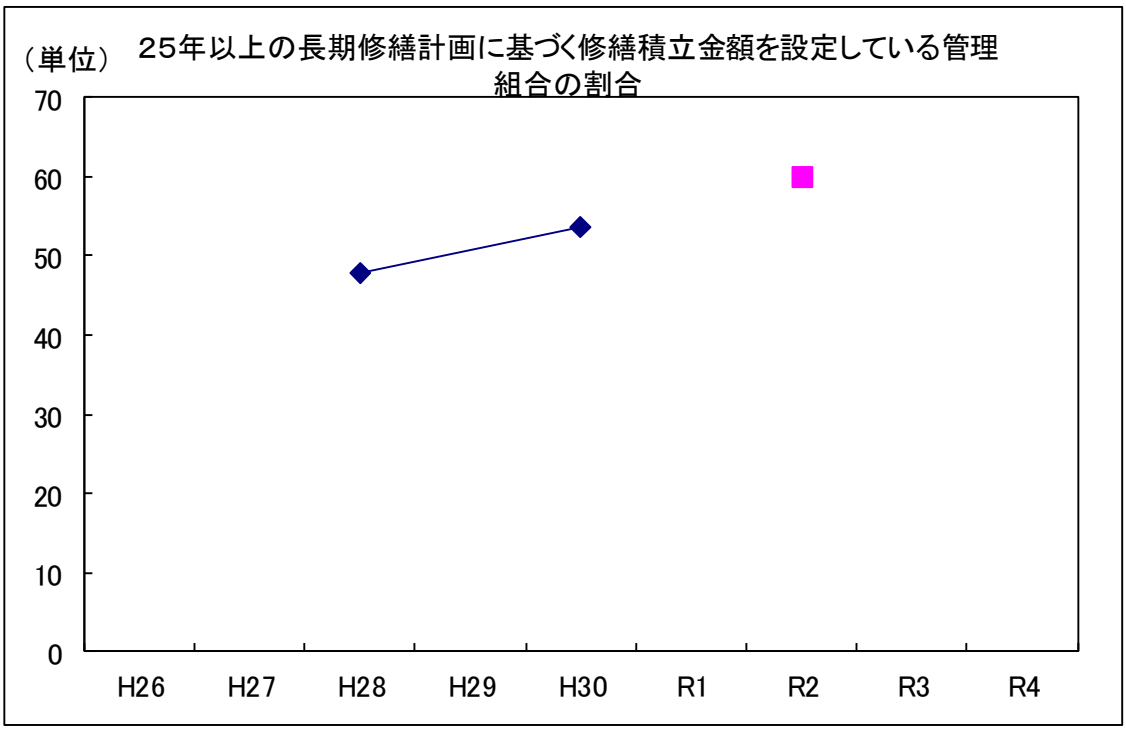

主な事務事業等の概要

○長期修繕計画の作成ガイドライン等

・長期修繕計画を作成・見直しするための標準的な様式として「長期修繕計画標準様式」と、長期修繕計画の基本的な考え方や２５年（新築は３０年）以上の計画期間とすることを示した「長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント」を策定・公表しており、セミナー等を実施し普及促進を図っている。

○マンションの修繕積立金に関するガイドライン

・新築マンション購入予定者向けに修繕積立金に関する基本的な知識や修繕積立金額の目安を示した、「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」を策定・公表しており、セミナー等を実施し普及促進を図っている。

○マンション管理適正化・再生推進事業

・管理が不適切なマンションに対して専門家を派遣し、マンション管理組合の活動を支援する中で長期修繕計画の作成等を行うモデル事業を実施している。

○マンションストック長寿命化等モデル事業

・２５年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を既に設定しているマンションの長寿命化に資する先導的な取組を支援することにより、適正な管理を行うマンションの普及を促進する。

○外部専門家の活用

・外部専門家を管理組合の「理事長」や「管理者」として活用する際の留意事項を定めた「外部専門家活用のガイドライン」を策定・公表し普及促進を図っている。

○マンション大規模修繕工事に関する実態調査

・マンション大規模修繕工事の内容・金額額等についての実態調査を行い、情報提供している。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

２５年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合を把握するに当たっては、５年に一度のマンション総合調査を基にしており、直近の最新データは平成３０年度の実績値（５３．６％）である。平成２５年度の調査では４６．０％であるため、２５年～３０年のトレンドで令和２年度までの増加分を推計すると令和２年度は５６．６％である。目標値をやや下回る数値となるが、おおむね目標に近い実績を示している。

（事務事業等の実施状況）

・長期修繕計画標準様式・長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメントの普及。
・マンションの修繕積立金に関するガイドラインの普及
・マンション管理適正化・再生推進事業によるモデル事例の収集及び周知
・マンションストック長寿命化等モデル事業により先導的・モデル的な取組を支援

※令和元年度に実施した政策アセスメント（令和２年度予算概算要求）の対象である「マンションストック長寿命化等モデル事業」の事後評価については、マンションの長寿命化に質する本業績指標１１をもってその効果を測定しているところ、目標に向けて進捗しており、おおむね順調であったと評価できる。

・外部専門家活用ガイドラインの普及
・マンション大規模修繕工事に関する実態調査の公表及び周知

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は前述のとおり、平成２５年度の調査から平成３０年度の実績値のトレンドで推計すると、目標値をやや下回る数値となるため「B」と評価した。

近年、特に高経年マンションにおいては、区分所有者の高齢化や空き家・賃貸化等の進行により、修繕に係る合意形成が困難化している。

高経年マンションの管理適正化や再生を促進するため、令和２年６月にマンションの管理の適正化の推進に関する法律を改正したところであり、新たに設けられた管理計画認定制度では、長期修繕計画の策定及び見直しの状況等を認定の基準に定め、管理組合に長期修繕計画の重要性を示す予定。

令和2年度政策レビュー評価書でも、この業績指標については、上記法改正を踏まえ「新たな目標値を設定する」旨とりまとめた。

住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月１９日閣議決定）では、指標を継続し、令和12年75%の目標を設定した。

今後も継続してマンションの管理の適正化や長寿命化、再生の円滑化を推進するため、現在見直しを実施している「長期修繕計画ガイドライン」、「長期修繕計画標準様式」及び「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」について、周知を行う。さらに、マンション管理適正化・再生推進事業により長期修繕計画作成支援のモデル事業等を支援し、先進的なマンションの知見を広く展開するとともに、高経年マンションの急増に係る課題に対し、以下の施策を実施していく。

・地方公共団体等が実施する管理が不十分なマンションの実態調査等の支援。
・「マンション管理の新制度の施行に関する検討会」の提言を踏まえた、管理計画認定制度等の新制度の施行に関する検討。

本業績指標についても、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局市街地建築課マンション政策室（室長　矢吹　周平）
関係課：住宅局市街地建築課（課長　宿本　尚吾）

業績指標１２
新築住宅における認定長期優良住宅の割合

評　価	
B	目標値：１６％（令和２年度） 実績値：集計中（令和２年度） １２．１％（令和元年度） 初期値：１１．５％（平成２６年度）

（指標の定義）
年間の新設住宅着工戸数（フロー）に対する、長期優良住宅に係る認定を取得した住宅の戸数(A／B)
A ＝ 年度の長期優良住宅の認定戸数
B ＝ 年度の新設住宅着工戸数

（目標設定の考え方・根拠）
「住生活基本計画（全国計画)」（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）で設定している新築住宅における認定長期優良住宅の割合の目標値（20%（令和 7 年））を基に、現況値と令和 7 年度末までの目標値との差を按分し、令和 2 年度末までの数値を形式的に設定したもの。

（外部要因）
資金調達可能額の動向、住宅ローン金利の動向、建材等の価格の動向 等

（他の関係主体）
住宅供給事業者（事業主体)、所管行政庁（運用主体)、住宅金融支援機構（支援主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・住生活基本計画（全国計画）（平成２８年３月１８日、令和３年３月１９日）
・成長戦略フォローアップ（令和２年７月１７日）
【閣決（重点)】
なし
【その他】
・国土交通省成長戦略（平成２２年５月１７日）＜住宅・都市分野＞
Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略
１．質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値　（年度）

H２８	H２９	H３０	R１	R２
１１．２％	１１．３％	１１．５％	１２．１％	集計中

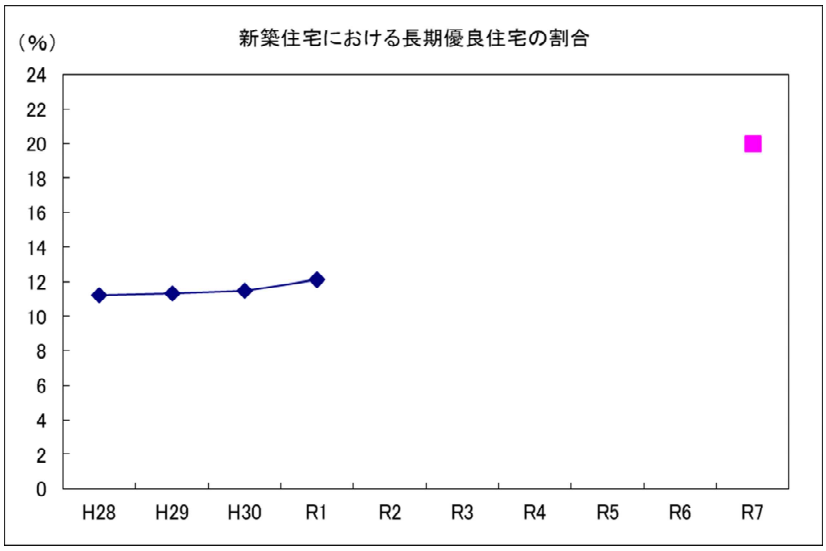

主な事務事業等の概要

○長期優良住宅の普及を促進するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置

・新築の認定長期優良住宅に対する予算措置、税の特例措置、融資制度

○長期優良住宅の普及の促進に関し、国民の理解と協力を得るため、長期優良住宅の建築及び維持保全に関する知識の普及及び情報の提供

・インターネットやパンフレット等の各種媒体による制度のＰＲ

・地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援 等

○長期優良住宅の普及を促進するために必要な人材の養成及び資質の向上

・建設事業者、建築士、所管行政庁等、長期優良住宅の普及に関係する者向けの制度説明会や講習会の開催 等

○長期使用構造等に係る技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及

○既存住宅流通市場活性化のための優良な住宅ストックの形成及び消費者保護の充実に関する小委員会

・令和２年８月３１日に、良質な住宅ストックの形成及び円滑な取引環境の整備のために、長期優良住宅制度、住宅性能表示制度及び住宅瑕疵担保履行制度について検討することを目的として、社会資本整備審議会住宅宅地分科会及び建築分科会のもとに、「既存住宅流通市場活性化のための優良な住宅ストックの形成及び消費者保護の充実に関する小委員会」をそれぞれ設置。

○住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案を令和２年通常国会に提出。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・令和元年度の実績値は１２．１％（A=107,295、B=883,687）であり、令和７年度の目標値達成に向けて必ずしも順調ではないため、評価を「Ｂ」とした。ただし、認定の取得が少ない賃貸住宅を中心に新設住宅着工戸数が増加しているため認定割合としては減少しているが、認定戸数自体は増加している。

・住宅の建て方別に普及状況をみると、共同住宅における令和元年度の実績値は０．２％（A=1,043、B=452,698）であり、共同住宅において認定の取得が進んでいない。

（事務事業等の実施状況）

・規則の改正により、平成２２年６月１日より長期優良住宅の認定に係る書類の簡素化等を実施した。

・共同住宅に係る認定基準の合理化を図った告示改正を、平成２４年４月１日より施行した。

・インターネットや新聞・雑誌、パンフレットや事例集等による制度のメリットのＰＲ、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行った。

・令和２年度税制改正において、長期優良住宅に対する税制上の特例措置（登録免許税、不動産取得税、固定資産税）の適用期限を２年延長し、引き続き長期優良住宅の普及を促進した。

・既存住宅流通市場活性化のための優良な住宅ストックの形成及び消費者保護の充実に関する小委員会について、第１回合同小委員会、第２回合同小委員会、とりまとめ案のパブリックコメントを経て、令和３年１月２８日に第３回合同小委員会を開催し、最終とりまとめを行った。

・長期優良住宅の更なる普及促進により、優良な住宅ストック形成の更なる促進等を図るため、認定対象の拡大及び認定手続の合理化等を内容とする「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」を令和２年通常国会に提出した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

【課題の特定】

・分譲マンションの認定手続き及びその維持保全は各住戸の区分所有者が主体となり実施しており、適切な維持保全の確保や手続きの負担が課題となっている。

・制度について消費者の認知が不十分である。

・大規模事業者と比較して、中小事業者等の認定取得割合が低い。

【今後の取り組みの方向性】

・令和２年度政策レビュー評価書では「フローの指標からストックの指標に移行することとし、現行指標については継続的に現状値を把握するものの、成果指標としては設定しないこととする」旨をとりまとめた。

・住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月 19 日閣議決定）では、新たな指標として「認定長期優良住宅のストック数」令和１２年度約２５０万戸の目標を設定した。

・今後は、令和３年通常国会に提出した「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」等を踏まえ、共同住宅の手続きの合理化や住宅性能評価と長期優良住宅認定の一体的審査の導入等を通じて長期優良住宅の普及を図る。

・また、制度の普及に向けた取組みを行うとともに、中小事業者の認定取得を促進するための環境整備を図る。

・さらに、住宅の消費者に対して、インターネットやパンフレットや事例集等の各種媒体による制度のＰＲ、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、より一層の制度の周知を図り、住宅の消費者による制度の活用を引き続き促進する。
・本業績指標についても、今後、同計画を踏まえて見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 住宅局住宅生産課（課長 石坂 聡 ）
関係課：

業績指標１３
リフォームの市場規模*

評　価

B	目標値：１２兆円（令和７年） 実績値：　７兆円（平成３０年） 初期値：　７兆円（平成２５年）

（指標の定義）
A＝ ① 10 ㎡以上の増改築工事＋ ② 10 ㎡未満の増改築工事＋ ③ 設備の維持修繕費＋ ④ 修繕工事（大規模修繕等）＋ ⑤ 賃貸住宅のリフォーム
（目標設定の考え方・根拠）
「住生活基本計画（全国計画）」（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）で設定している目標値（12 兆円（平成 37 年））から設定。（「住生活基本計画（全国計画）」（平成２８年３月１８日閣議決定））
（外部要因）
資金調達可能額の動向等
（他の関係主体）
リフォーム事業者
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・住生活基本計画（全国計画）（平成２８年３月１８日）
・日本再興戦略２０１６（平成２８年６月２日）
・ニッポン一億総活躍プラン（平成２８年６月２日）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値（兆円）　（暦年）

Ｈ２５	Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
7	－	－	－	－	7	－	－

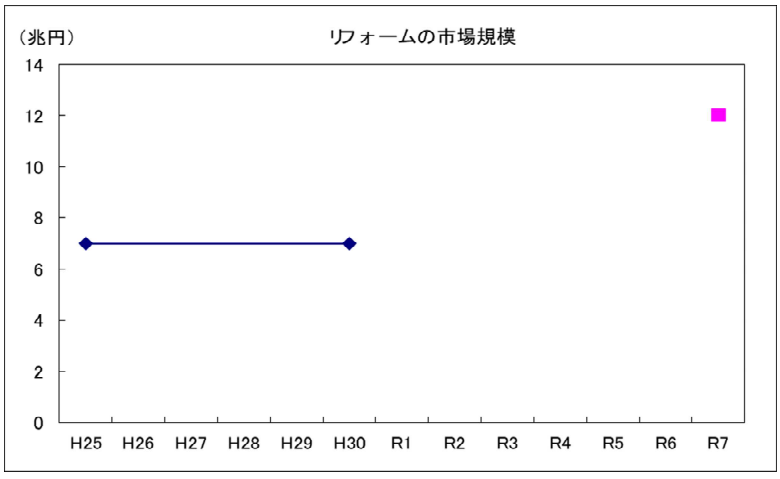

主な事務事業等の概要

○住宅・建築物安全ストック形成事業、耐震対策緊急促進事業
地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度。平成２５年１１月に施行された改正耐震改修促進法に基づき、不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務づけ、建築物の耐震性に係る表示制度の創設等により、住宅・建築物の耐震化を促進している。

予算額：社会資本整備総合交付金 ８，７１３億円の内数（令和元年度）
７，２７７億円の内数（令和２年度）
防災・安全交付金 １兆 ３，１７３億円の内数（令和元年度）
１兆 ３８８億円の内数（令和２年度）
耐震対策緊急促進事業 １２１億円（令和元年度）
１１４億円（令和２年度）

○サステナブル建築物等先導事業

住宅・建築物における省エネ・省 CO2 化等を推進するため、省エネ・省 CO2 等に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディングプロジェクトに対して支援を行う制度。

予算額：環境・ストック活用推進事業 ９９．８３億円の内数（令和元年度）
９０．７ 億円の内数（令和２年度）

○長期優良住宅化リフォーム推進事業

既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の形成を推進するため、劣化対策、耐震性、省エネ性等の住宅性能の向上を行うリフォームに対して支援を行う制度。

予算額：４５億円（令和元年度当初）、５億円（令和元年度補正）
４５億円（令和２年度）

○住宅履歴情報の整備

円滑な住宅流通や計画的な維持管理等を可能とするため、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に住宅履歴情報として蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。

予算額：インスペクションの活用による住宅市場活性化事業 ２．７億円（平成２９年度）
住宅瑕疵等に係る情報インフラ整備事業 １．２億円（平成３０年度）
０．８億円（令和元年度）

○リフォーム工事に係る保険制度

住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引受け。

○住宅ストック維持・向上促進事業

健全な中古住宅・リフォーム市場の発展を図るため、良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、消費者が住生活に関するニーズを的確に充足できる市場環境を整備する取り組みに対し支援を行う。

予算額：８．５５億円（令和元年度）
７．０１億円（令和２年度）

○住宅金融支援機構による耐震改修工事融資

耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金を貸し付ける制度。

○住宅金融支援機構による高齢者向け返済特例制度

満６０歳以上の高齢者が自宅のバリアフリー工事や耐震改修工事を施すリフォームを行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とする融資制度。

○住宅金融支援機構によるリバースモーゲージの住宅融資保険制度

民間金融機関による住宅改良等資金に係るリバースモーゲージ型の融資について、住宅金融支援機構による住宅融資保険の付保対象とする制度。

○住宅金融支援機構によるフラット３５リノベ

既存住宅の売買に際して、省エネルギー性等についての性能向上リフォーム及び既存住宅の維持保全に係る措置を行う住宅について、住宅ローンの金利引き下げを行う制度。

【税制上の特例措置】

○住宅リフォームに関する税制上の特例措置

耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修又は長期優良住宅化リフォームが行われた住宅に対する所得税及び固定資産税の減税措置を適用。

※長期優良住宅化リフォームについては平成 29 年度税制改正において創設

○買取再販で扱われる住宅の取得に係る税制上の特例措置

買取再販事業者が既存住宅を買取りし、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税（不動産取得税･登録免許税）の軽減措置を適用。

○住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

直系尊属から、自己の居住の用に供する住宅の増改築等のための金銭を贈与により取得した場合において、一定金額までの贈与につき贈与税の非課税措置を適用。

○住宅ローン減税

償還期間 10 年以上の住宅ローンを利用して住宅の増改築等をした場合、最大 13 年間、各年末の住宅ローン残高の一定割合（最大 1.0%）を所得税額（一部、翌年度の住民税額）から控除する措置を適用。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

リフォームの市場規模は７兆円（2010 年から約１兆円増加）となっており、中期的には穏やかな拡大状態である。

（事務事業等の実施状況）

- 従来からの防災・安全交付金等を活用した支援（住宅・建築物安全ストック形成事業）に加え、平成３０年度当初予算において、耐震化に向けた積極的な取組みを行っている地方公共団体を対象とした、原則戸当たり１００万円の定額補助制度を創設し、耐震化の促進を図っている。また、改正耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業による助成に加え、国が重点的・緊急的に支援する耐震対策緊急促進事業を実施。
- サステナブル建築物等先導事業において、公募を実施し、省エネ・省 CO2 等に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディングプロジェクトに対して支援実施。
- 既存住宅の「増改築」に係る長期優良住宅認定制度の創設。
- 長期優良住宅化リフォーム推進事業において、令和元年度当初予算で４，４６２戸、令和元年度当初補正予算で５８４戸に支援を実施、令和２年度予算では２，９５９戸の交付申請を受け付けた。
- 住宅履歴情報について、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、活用される仕組みの普及を推進。
- 安心Ｒ住宅制度の創設（平成 29 年度）
  （令和元年度登録団体：３団体、令和２年度登録団体：２団体（累積１３団体））
- 住宅リフォーム事業者団体登録制度の創設（平成 26 年度）
  （令和元年度登録団体：１団体、令和２年度登録団体：１団体（累積１６団体））
- 消費者が安心してリフォームが行えるよう、リフォームの無料見積チェック制度や、全国の弁護士会における弁護士・建築士による無料専門家相談を実施した。
- 住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引き受けた。
  （令和元年度申込実績：リフォーム瑕疵保険３，７９５戸、大規模修繕瑕疵保険１，２０１棟、令和２年度申込実績：リフォーム瑕疵保険４，０３２戸、大規模修繕瑕疵保険１，２１８棟）
- 住宅ストック維持・向上促進事業のうち、良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業において、令和２年度は３４件を採択。

・既存住宅状況調査技術者講習制度において、５講習機関を登録。技術者数は約 25,000 人。
・住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金の貸し付けを実施した。
・住宅金融支援機構により、満６０歳以上の高齢者が自宅のバリアフリー工事や耐震改修工事を施すリフォームを行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とする高齢者向け返済特例制度による融資を実施した。
・住宅金融支援機構により、民間金融機関の住宅改良等資金に係るリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施した。
・住宅金融支援機構により、既存住宅の売買に際して、省エネルギー性等についての性能向上リフォーム及び既存住宅の維持保全に係る措置を行う住宅について、住宅ローンの金利引き下げを実施した。
・子育て世帯や高齢者世帯等の入居を拒まない賃貸住居とすること等を要件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業」を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 25 年から平成 30 年のトレンドで推移すると目標値を下回る数値となるため、「B」と評価した。リフォームについてはリフォーム工事に対する消費者の不安等が市場規模の拡大が進まない一因になっている。

令和 2 年度政策レビュー評価書では「既存住宅流通及びリフォーム市場の活性化は互いに関連が深いことから、両者の指標を統合する」旨をとりまとめた。

住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月１９日閣議決定）では、新たな指標として「既存住宅流通及びリフォームの市場規模」を設定し、令和１２年を目標として１４兆円、長期的目標として２０兆円と設定した。

今後は、既存住宅に関する情報へのアクセスや既存住宅ストックの「質」の向上、リフォームしやすい環境の整備などに取り組み、両市場の拡大を図る。

本業績指標についても、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅生産課（課長 石坂 聡）
関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 髙田 龍）
住宅局住宅政策課（課長 齋藤 良太）
住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室（室長 川合 紀子）
住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 岸田 里佳子）
住宅局安心居住推進課（課長 藤田 一郎）

業績指標 14
マンションの建替え等の件数（昭和 50 年からの累計）

評　価	
B	目標値：３８８件（令和２年度） 実績値：集計中（令和２年度） ３５０件（令和元年度） 初期値：約２５０件（平成２６年度）

（指標の定義）
マンションの改修・建替え等による再生を促進する施策の効果を測定するため改修・建替え等の着手件数を指標として設定

指標＝Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ

Ａ＝耐震改修促進法に基づく区分所有建物の耐震改修に係る認定件数の累計

Ｂ＝区分所有法に基づく建替決議（マンション建替円滑化法に移行するものを含む。）件数の累計

Ｃ＝マンション敷地売却事業に係る除却の必要性に係る認定件数の累計

Ｄ＝民法に基づく合意（建て替える旨の全員合意）件数の累計

Ｅ＝都市再開発法に基づく組合設立等の認可の件数の累計

（目標設定の考え方・根拠）
マンションの改修・建替え等による再生を促進する施策の効果を測定するための指標として、住生活基本計画（H28.3.18 閣議決定）で設定している目標値（約500 件（R7））をもとに現況値と令和7 年度末までの目標値との差を按分し、令和2年度末までの数値を形式的に設定。

（外部要因）
該当なし

（他の関係主体）
該当なし

（重要政策）
【施政方針】
なし

【閣議決定】
住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）

【閣決（重点）】
なし

【その他】
なし

過去の実績値（件）					（年度）
Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
２６３	２８３	３０５	３２５	３５０	集計中

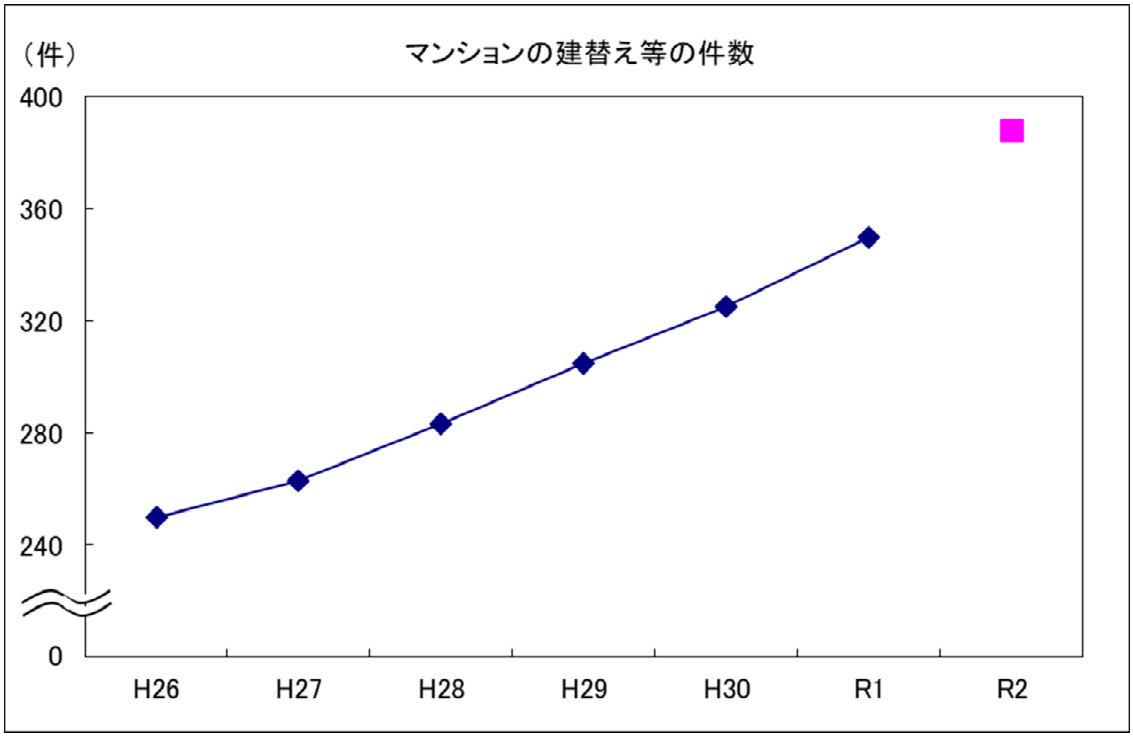

主な事務事業等の概要

○マンションの再生手法の充実

・平成 26 年にマンション建替えの円滑化等に関する法律（以下、「マンション建替円滑化法」という。）を改正し、耐震性不足のマンションを対象に「マンション敷地売却制度」及び容積率緩和特例制度を創設。これに伴い「耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドライン」を策定・公表し、普及を図っている。

・建築基準法施行規則改正等により明確化された一団地認定の職権取消しについて、取消しの手続きや建築基準法不適合が発生しないための留意点等を定めた「建築基準法第 86 条第 1 項等に基づく一団地認定の特定行政庁による職権取消しのためのガイドライン」を策定・公表し、普及を図っている。

・令和 2 年 6 月にマンション建替円滑化法を改正し、「マンション敷地売却制度」及び容積率緩和特例制度の対象拡充（公布から 1 年 6 ヶ月以内施行）、耐震性不足等のマンションを含む団地型マンションについて多数決による敷地分割を可能とする敷地分割事業の創設（公布から 2 年以内施行）を行っている。

除却の必要性に係る認定【法102条】		容積率緩和の特例【法105条】	マンション敷地売却事業【法108条～】	団地における敷地分割事業【法115条の4～】
特定要除却認定	耐震性の不足【法102条2項1号】	○	○	○
	火災に対する安全性の不足【法102条2項2号】	○	○	○
	外壁等の剥落により周辺に危害を生ずるおそれ【法102条2項3号】	○	○	○
給排水管の腐食等により著しく衛生上有害となるおそれ【法102条2項4号】		○	―	―
バリアフリー基準への不適合【法102条2項5号】		○	―	―

※ 赤字が拡充・新設

○マンション建替えへの支援

・マンション建替円滑化法に基づき認可を受けて実施されるマンション建替事業等について、優良建築物等整備事業及び都市再生住宅等整備事業により支援。

・マンションの再生検討から長寿命化に資する改修や建替え等の課題を解決する先導的な取組に対し、「マンション

ストック長寿命化等モデル事業」で支援。
○マンションの再生に係る相談体制の整備
・老朽化マンションの建替え等の専門家による相談体制（一級建築士による電話相談及び弁護士・建築士等による対面相談）の実施・運営。
○改正法等の周知
・管理組合を対象としたセミナーやリーフレットの作成等を通じ、令和２年６月のマンション建替円滑化法の改正概要について周知。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

マンションの建替え等の件数を把握するに当たっては、建替え等に係る諸制度の認定、決議等の件数の累計を基にしている。平成 27 年度から令和元年度のトレンドで推移すると目標値をやや下回る数値となるが、おおむね目標に近い実績を示している。

（事務事業等の実施状況）

・マンションの建替えに向けた合意形成に関するマニュアルの普及。
・マンション建替え実務マニュアルの普及。
・耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドラインの普及。
・建築基準法第 86 条第１項等に基づく一団地認定の特定行政庁による職権取消しのためのガイドラインの普及。
・令和２年６月のマンション建替円滑化法改正によりマンション敷地売却事業や容積率緩和特例等の対象を拡大(公布から１年６ヶ月以内施行)。
・令和２年６月のマンション建替円滑化法改正により耐震性等が不足するマンションを含む団地型マンションにおいて、多数決で敷地分割を可能とする敷地分割事業を創設（公布から２年以内施行)。
・優良建築物等整備事業及び都市再生住宅等整備事業による建替えの支援。
・マンション建替え等の専門家による相談体制の整備・運営。
・管理組合向けのセミナー開催やリーフレット作成等により令和２年６月の法改正概要を周知。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は前述のとおり、平成 27 年度から令和元年度の５箇年のトレンドで推移すると、目標値をやや下回る数値となるため「B」と評価した。

近年、区分所有者の高齢化や空き家・賃貸化等の進行、マンションの建替えにおける採算性の低下、大規模団地型マンションの高経年化などにより建替えに係る合意形成が困難化していること等を踏まえ、令和２年６月にマンション建替円滑化法を改正した。

令和２年度政策レビュー評価書では、「今後は、令和２年のマンション管理適正化法等の改正を踏まえ、マンションの適正な維持・管理を促進していく観点から、継続的に現状値を把握するものの、成果指標としては設定しない」旨とりまとめた。

住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月閣議決定）において、本項目は成果指標から観測・実況指標へ移行したところであるが、引き続き、マンションの建替え、敷地売却に係る各種ガイドライン・マニュアルの普及、優良建築物等整備事業等による建替え支援とともに、令和２年６月のマンション建替円滑化法の施行に向け、以下の施策を実施し、建替え等のマンションの再生を促進していく。

・「マンション敷地売却制度」や容積率緩和特例制度の対象となる老朽化マンション等の基準の検討及び運用のためのマニュアル策定、講習会の開催
・マンションの建替え等に係る各種ガイドライン・マニュアルの策定・改訂及びその普及
・建替え等の相談対応を行う専門家（弁護士・建築士等）に対する講習会の実施

本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 住宅局市街地建築課マンション政策室（室長　矢吹周平）
関係課： 住宅局市街地建築課（課長　宿本尚吾）
　　住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長　岸田里佳子）

業績指標１５
公共施設等のバリアフリー化率等（①特定道路におけるバリアフリー化率*、②全ての一定の旅客施設の１日当たり平均利用者数に占める段差解消された一定の旅客施設の１日当たり平均利用者数の割合*、③ホームドアの整備駅数、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、⑤都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率（i）園路及び広場*、（ⅱ）駐車場、（ⅲ）便所)、⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率*)

評　価	
①B ②B ③A ④A ⑤ （ｉ）A （ⅱ）B （ⅲ）B ⑥A	①　目標値：１００％（令和２年度） 実績値：　９１％（令和２年度） 初期値：　８３％（平成２５年度） ②　目標値：１００％（令和２年度） 実績値：約９７％（令和元年度） 集計中　（令和２年度） 初期値：約９１％（平成２５年度） ③　目標値：８００駅（令和２年度） 実績値：８５８駅（令和元年度） 集計中　（令和２年度） 初期値：５８３駅（平成２５年度） ④　目標値：約６０％（令和２年度） 実績値：　６１％（令和元年度） 集計中　（令和２年度） 初期値：約５４％（平成２５年度） ⑤　（ｉ）園路及び広場 目標値：約６０％（令和２年度） 実績値：５９％　（令和元年度） 集計中　（令和２年度） 初期値：４９％　（平成２５年度） （ⅱ）駐車場 目標値：約６０％（令和２年度） 実績値：５０％　（令和元年度） 集計中　（令和２年度） 初期値：４４％　（平成２５年度） （ⅲ）便所 目標値：約４５％（令和２年度） 実績値：３７％　（令和元年度） 集計中　（令和２年度） 初期値：３４％　（平成２５年度） ⑥　目標値：約７０％　（令和２年度） 実績値：７０．６％（令和元年度） 集計中　　（令和２年度） 初期値：５３．５％（平成２５年度）

（指標の定義）
①高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）に規定する特定道路（注１）延長のうち、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 116 号）で定める基準を満たす道路の割合。
（注１）特定道路：駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの
②一定の旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル）（注２）の１日当たり平均利用者数に占める、バリアフリー法に基づく移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第１１１号。以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）第 4 条に掲げる基準に適合し、段差解消をした一定の旅客施設の１日当たり平均利用者数の割合。
段差解消された一定の旅客施設の１日当たり平均利用者数の割合＝
公共交通移動等円滑化基準第 4 条を満たす一定の旅客施設の１日当たり平均利用者数
÷ 全ての一定の旅客施設の１日当たり平均利用者数
※構造上の制約等により整備が困難な旅客施設も含む

（注２）1 日あたりの平均的な利用者数が 3,000 人以上の旅客施設
③公共交通移動等円滑化基準第 20 条第 1 項第 6 号及び第 7 号で定めるホームドア（注３）が設置されている駅の数。
（注３）可動式ホーム柵含む
④床面積２，０００㎡以上の特別特定建築物（注４）（公立小学校等を除く。以下同じ。）の総ストック数のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成１８年政令第３７９号。以下「バリアフリー法施行令」という。）第１１条から第２３条までに定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）（注５）に適合するものの割合。
（注４）病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物その他の建築物
（注５）出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等の施設の構造及び配置に関する基準
不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率＝
建築物移動等円滑化基準に適合する床面積２，０００㎡以上の特別特定建築物の総ストック数
÷ 床面積２，０００㎡以上の特別特定建築物の総ストック数
⑤バリアフリー法に規定する特定公園施設（注６）である園路及び広場、駐車場、便所が設置された都市公園のうち、各施設が都市公園移動等円滑化基準（注７）に適合した都市公園の割合。
（注６）バリアフリー法施行令で定める移動等円滑化が必要な公園施設
（注７）移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 115 号）で定める特定公園施設の移動等円滑化のための基準
⑥バリアフリー法に規定する特定路外駐車場（注８）のうち、路外駐車場移動等円滑化基準（注９）に適合した路外駐車場の割合
（注８） 駐車の用に供する部分が 500 ㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場
（注９） 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の設置に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 112 号）で定める特定路外駐車場の移動等円滑化のための基準

（目標設定の考え方・根拠）
①バリアフリー法に基づく、移動等円滑化の促進に関する基本方針に定める整備目標を踏まえ設定。
②移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和２年度までに１日あたりの平均的な利用者数が 3,000 人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指すという目標を踏まえ設定（この場合、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする。）。
③高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためのホームドア（注）の整備の進捗状況を測る指標として、移動等円滑化の促進に関する基本方針及び交通政策基本計画（平成 27 年 2 月 13 日閣議決定）等を踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定。
（注）可動式ホーム柵含む
④移動等円滑化の促進に関する基本方針において定めている令和２年度までの目標値（約６０%）を踏まえ設定している。また、令和２年に移動等円滑化の促進に関する基本方針を改正し、令和７年度までの目標値（約６７%）を設定している。
⑤移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和 2 年度までに園路及び広場約 60%、駐車場約 60%、便所約 45%を移動等円滑化することとしている。
⑥移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和 2 年度までに特定路外駐車場の約 70%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、設定したもの。

（外部要因）
②旅客施設の構造等
④経済状況等による新規建築物着工数など

（他の関係主体）
①⑤地方公共団体（事業主体）
②③地方公共団体（事業主体）、公共交通事業者（事業主体）
④地方公共団体（事業主体）、建築事業者（事業主体）
⑥路外駐車場管理者

（重要政策）
【施政方針】
・第１６２回国会施政方針演説（平成１７年１月２１日）
「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」
・第１９６回国会施政方針演説（平成３０年１月２２日）
「お年寄りや障害のある方が安心して旅行できるよう、あらゆる交通手段のバリアフリー化を進めます。」
【閣議決定】
・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成１８年法律第９１号）
・経済財政改革の基本方針２００７（平成１９年６月１９日）
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第４

章５.）
・経済財政改革の基本方針２００９（平成２１年６月２３日）
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第２章１.）
・経済財政運営と改革の基本方針２０１６（平成２８年６月２日）
バリアフリー化を推進する。（第２章２.）
・経済財政運営と改革の基本方針２０１７（平成２９年６月９日）
より高い水準のユニバーサルデザイン化、心のバリアフリー71 の推進及び通信環境の飛躍的向上を推進し、地域の活性化を図る。（第２章４.）
心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりの推進など 105、大会を通じた新しい日本の創造に関する取組を地方自治体や民間企業と連携しながら進める。（第２章５.）
・観光立国推進基本計画（平成２４年３月３０日）
バリアフリー法第３条第１項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。（第３　３.）
・交通政策基本計画（平成２７年２月１３日）
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき 2011 年に改訂された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定められた現行の整備目標等を着実に実現する。
・経済財政改革の基本方針２００８（平成２０年６月２７日）
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第５章３.）

【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成２４年８月３１日）「第２章に記述あり」「第３章に記述あり」
・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第１章第２節に記述あり」「第２章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値（①特定道路におけるバリアフリー化率）				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
８８％	８９％	８９％	９０％	９１％
過去の実績値（②全ての一定の旅客施設の１日当たり平均利用者数に占める段差解消された一定の旅客施設の１日当たり平均利用者数の割合）				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
約９３％	約９６％	約９６％	約９７％	集計中
過去の実績値（③ホームドアの整備駅数）				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
６８６駅	７２５駅	７８３駅	８５８駅	集計中
過去の実績値（④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率**）**				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
５８％	５９％	６０％	６１％	集計中
過去の実績値（⑤都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率）（ⅰ）園路及び広場				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
約５１％	約５１％	約５７％	約５９％	集計中
過去の実績値（⑤都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率）（ⅱ）駐車場				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
約４７％	約４８％	約４８％	約５０％	集計中
過去の実績値（⑤都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率）（ⅲ）便所				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
約３５％	約３５％	約３６％	約３７％	集計中
過去の実績値（⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率）				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
６０．５％	６２．７％	６４．８％	７０．６％	集計中

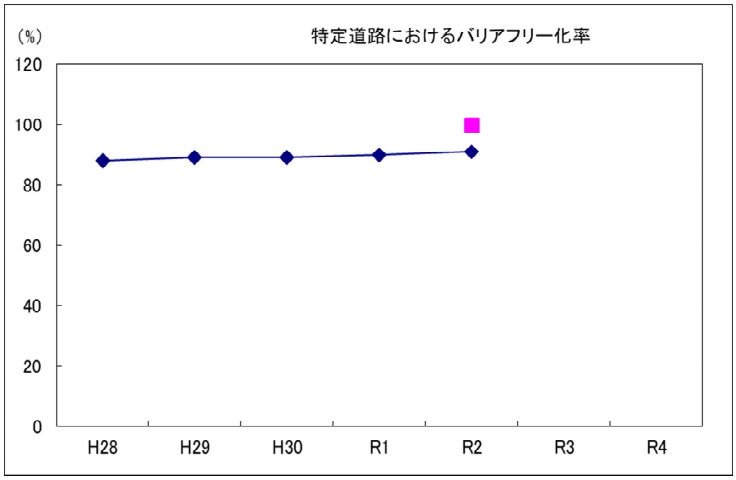
（%）
特定道路におけるバリアフリー化率
120
100
80
60
40
20
0
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4

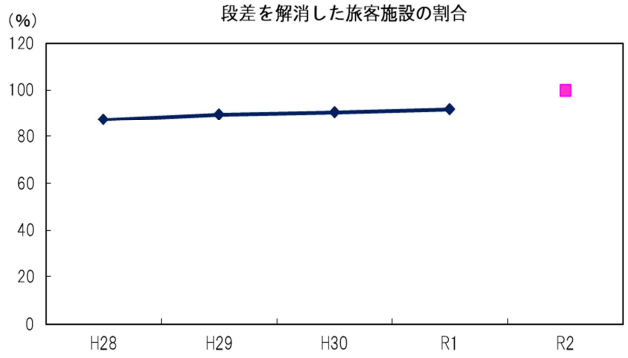
（%）
段差を解消した旅客施設の割合
120
100
80
60
40
20
0
H28
H29
H30
R1
R2

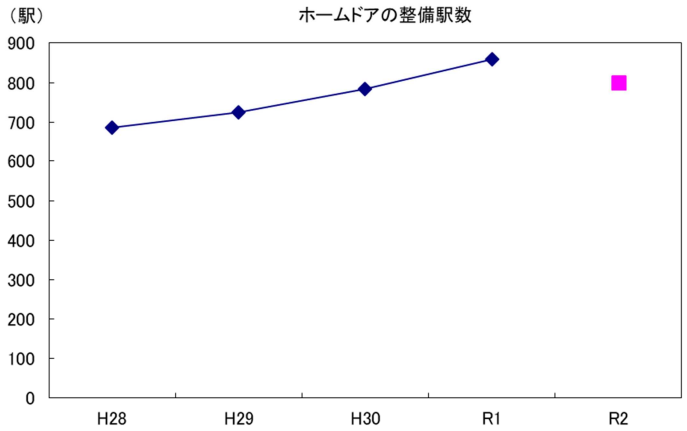
（駅）
ホームドアの整備駅数
900
800
700
600
500
400
300
200
100
0
H28
H29
H30
R1
R2

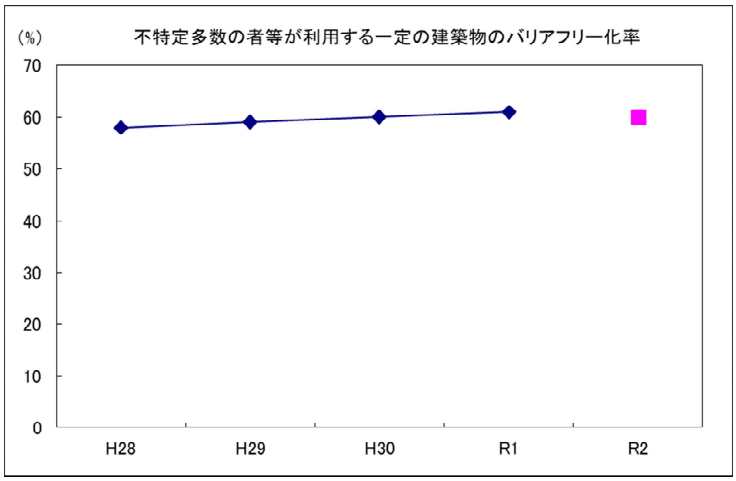
（%）
不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率
70
60
50
40
30
20
10
0
H28
H29
H30
R1
R2

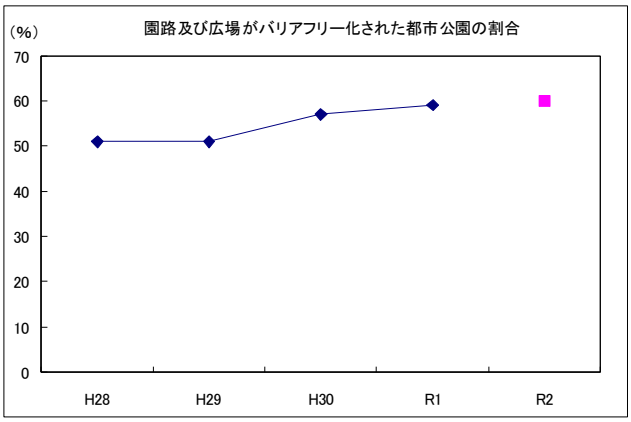
園路及び広場がバリアフリー化された都市公園の割合
(%)
70
60
50
40
30
20
10
0
H28
H29
H30
R1
R2

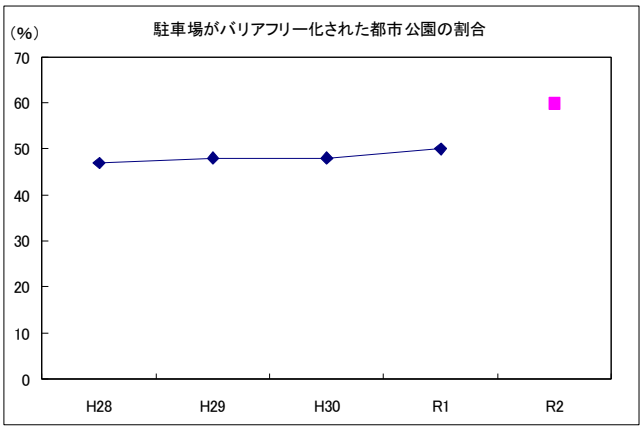
駐車場がバリアフリー化された都市公園の割合
(%)
70
60
50
40
30
20
10
0
H28
H29
H30
R1
R2

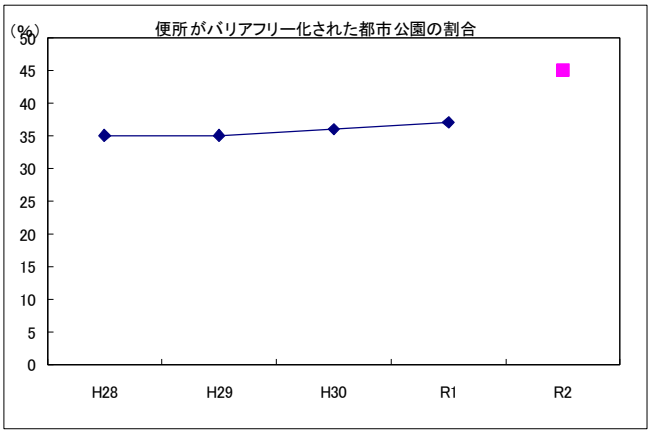
便所がバリアフリー化された都市公園の割合
(%)
50
45
40
35
30
25
20
15
10
5
0
H28
H29
H30
R1
R2

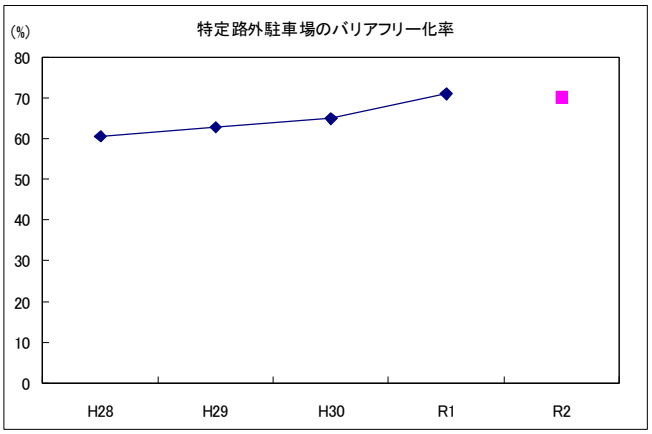
特定路外駐車場のバリアフリー化率
(%)
80
70
60
50
40
30
20
10
0
H28
H29
H30
R1
R2

主な事務事業等の概要

・歩行空間のバリアフリー化の推進（◎）

多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施。

予算額：道路整備費 17,858 億円（国費）及び防災・安全交付金 13,173 億円（国費）等の内数（令和元年度）

20,472 億円（国費）及び防災・安全交付金 10,388 億円（国費）等の内数（令和２年度）

・旅客船ターミナルのバリアフリー化の推進（◎）

旅客船ターミナルのバリアフリー化を推進する。

・官庁施設のバリアフリー化の推進（◎）

窓口業務を行う官署が入居する官庁施設のバリアフリー化を推進する。

・地域公共交通の確保・維持・改善の推進（◎）

バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援する等、移動に当たってのバリアがより解消されるために必要な支援を行う。

予算額：地域公共交通確保維持改善事業 ２６８億円の内数（令和元年度）

２０４億円の内数（令和２年度）

都市鉄道整備事業 ５２億円の内数（令和元年度）

５６億円の内数（令和２年度）

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 ５５億円の内数（令和元年度）

５４億円の内数（令和２年度）

・都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業による支援の実施（◎）

「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画」において、都市公園のバリアフリー化等の目標を定めた地方公共団体に対して、複数の都市公園におけるバリアフリー化対策等の施設整備を緊急かつ重点的に支援する。

予算額：

社会資本整備総合交付金　８，７１３億円、防災・安全交付金　１３，１７３億円の内数（令和元年度国費）

社会資本整備総合交付金　７，６２７億円、防災・安全交付金　１０，３８８億円の内数（令和２年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

・バリアフリー法を踏まえ、高齢者や障害者等の移動及び施設利用の利便性等の向上促進や基準について自治体等を対象とした担当者会議等において周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。

・平成２８年度に実施した政策アセスメント（平成２９年度予算概算要求）である「次世代ステーション創造事業」は、「②全ての一定の旅客施設の１日当たり平均利用者数に占める段差解消された一定の旅客施設の１日当たり平均利用者数の割合」の指標に寄与する事業のひとつである。当該指標の達成に寄与する全ての事業効果を測定したところ、平成２８年度から令和元年度にかけて約４％増加しているが、過去のトレンドを延長した場合、目標年度での目標値は達成しない見込みであり、「次世代ステーション創造事業」はじめ、その他の事業も含めて目標の達成に向け引き続き努力が必要と評価できる。

・令和元年度に実施した政策アセスメント（令和２年度予算概算要求）である「鉄道施設総合安全対策事業費補助における鉄道駅のホームドア整備に対する支援」については、「③ホームドアの整備駅数」の指標をもってその効果を測定することとしているところ、平成３０年度から令和元年度にかけて整備駅数が 75 駅増加し、令和元年度に 858 駅となり、目標を１年前倒しで達成していることから、順調であったと評価できる。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

①特定道路におけるバリアフリー化率は令和元年度から令和２年度にかけて、１６ｋｍ／１，７００ｋｍ増加しているが、令和２年度の実績は目標年度における目標を下回った。

②段差解消をした旅客施設の割合は平成２５年度から令和元年度にかけて８．６％増加しているが、過去のトレンドを延長した場合、目標年度での目標値は達成しない見込みである。

③ホームドアの整備駅数は、平成２５年度から令和元年度にかけて毎年度平均約 45 駅増加しており、令和元年度に 858 駅となり、目標を１年前倒しで達成した。

④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率は平成２５年度から令和元年度にかけて７％増加し、令和元年度に約６１％となっており、目標を１年前倒しで達成した。

⑤園路及び広場のバリアフリー化率は、平成２５年度から令和元年度にかけて１０ポイント増加しており、１年あたり平均１．７ポイントの増加傾向にあることから、令和２年度の実績はまだ出ていないものの、目標達成のために必要な１ポイントの増分は、令和２年度中に確実に達成すると判断した。
駐車場、便所のバリアフリー化率は平成２５年度から令和元年度にかけてそれぞれ６ポイント、３ポイント増加しているが、過去のトレンドを延長した場合、目標年度での目標は達成しない見込みである。

⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率は、平成２５年度から令和元年度にかけて約１７ポイント増加しており、令和元年度に７０．６％となっており、目標を１年前倒しで達成した。

（事務事業等の実施状況）

①特定道路におけるバリアフリー化率
　多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路におけて、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施する等の歩行空間のバリアフリー化を推進している。

②旅客施設のバリアフリー化については、基本的に公共交通事業者等がバリアフリー化のために投資を行っており、新たにエレベーター等を設置する場合、大規模な改良工事を行う必要があること等の理由から段差の解消が必要な施設もあるが、各支援制度の有効活用などによって推進しているところである。また、バリアフリー法においては、市町村は、地域の実情に応じて、旅客施設、官公庁施設、福祉施設等の主要な生活関連施設とその周辺の重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための基本構想を作成できることとしている。令和３年３月末時点で３０９市町村により５３６基本構想が作成されており、旅客施設のバリアフリー化の推進に貢献しているものと考えられる。

③鉄道駅のホームドア整備は、各支援制度の有効活用などによって、概ね順調に進んでいると評価できる。

④建築物のバリアフリー化については、平成１４年の旧ハートビル法改正において２，０００㎡以上の特別特定建築物の建築等する際に建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けされ、バリアフリー法においても引き続き的確な運用が行われている。

⑤地方公共団体におけるバリアフリー化への取組みに対し、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を含めた社会資本整備総合交付金等により支援を実施した。また、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（H24.3 改訂）」の周知により、情報提供・利用支援等のソフト面からもより一層推進している。

⑥バリアフリー法の趣旨や基準を周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①特定道路のバリアフリー化率については、令和２年度の実績が目標年度における目標を下回ったため、「B」評価とした。その原因としては、用地取得の難航によるものであり、引き続き、地元関係者の協力を得ながら、特定道路のバリアフリー化を推進する。

②段差解消をした旅客施設の割合は順調に推移しているが、過去のトレンドを延長した場合、目標年度での目標値は達成しない見込みであるため、「B」評価とした。。その原因として、段差の解消がされていない旅客施設においては今後改修工事等が予定されているところもあるが、目標年度までの早急な改修が困難な旅客施設もあるためである。引き続き旅客施設のバリアフリー化の推進を図る。

③ホームドアの整備駅数は令和元年度に目標を１年前倒しで達成したことから「A」と評価した。引き続き、鉄道駅におけるホームドア整備の推進を図る。

④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率については、既に目標を達成しているため「A」と評価した。今後も引き続き不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化の促進を図る。

⑤園路及び広場のバリアフリー化率については、目標達成に向けて順調に推移していることから「A」と評価した。一方、駐車場、便所のバリアフリー化率については、着実に伸びているもののトレンドからみて目標値の達成に至らないと判断されることから、「B」と評価した。これは、小規模な公園の割合が極めて高く、またバリアフリー化工事をする場合も他の公園施設等とともに施設改修のタイミングで実施すること等が要因であると考えられる。しかしながら、都市公園の安全性を高める観点からも、地方公共団体がより一層バリアフリー化に向けた整備に取り組む必要があることから、担当者会議などでバリアフリー法の趣旨を伝えバリアフリー化への理解を深めたり、バリアフリー化を推進する事業制度の周知などを行い、引き続き都市公園のバリアフリー化の推進を図る。

⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率は、令和元年度に目標を１年前倒しで達成したことから「A」と評価した。引き続き、バリアフリー法の趣旨や基準を全国駐車場政策担当者会議などで周知徹底し、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。

なお、今後は、改正バリアフリー法（令和２年５月公布）を踏まえて改定された「移動円滑化の促進に関する基本方針」に定められた整備目標を新たな目標として、引き続きバリアフリー化を推進していくこととしており、業績指標についても、同方針を踏まえ検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局バリアフリー政策課（課長　真鍋　英樹）
関係課： 道路局環境安全・防災課（交通安全政策分析官　吉田　敏晴）
鉄道局都市鉄道政策課（課長　金指　和彦）
住宅局建築指導課（課長　深井 敦夫）
都市局公園緑地・景観課（課長　五十嵐　康之）
都市局街路交通施設課（課長　中村　健一）

業績指標１６

車両等のバリアフリー化（①鉄軌道車両のバリアフリー化率*、②乗合バス車両（適用除外認定車両を除く。）におけるノンステップバスの導入率*、③適用除外認定を受けた乗合バス車両におけるリフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率*、④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入数*、⑤福祉タクシーの導入数*、⑥旅客船のバリアフリー化率*、⑦航空機のバリアフリー化率*）

評　価

①A ②B ③B ④B ⑤A ⑥A ⑦A	①目標値：約７０％　（令和２年度） 実績値：７４．６％　（令和元年度） 集計中　（令和２年度） 初期値：６０％　（平成２５年度） ②目標値：約７０％　（令和２年度） 実績値：６１．２％　（令和元年度） 集計中　（令和２年度） 初期値：４３．９％　（平成２５年度） ③目標値：約２５％　（令和２年度） 実績値：５．５％　（令和元年度） 集計中　（令和２年度） 初期値：３．９％　（平成２５年度） ④目標値：約２，１００台（令和２年度） 実績値：１，０８１台　（令和元年度） 集計中　（令和２年度） 初期値：１，６９９台　（平成２９年度） ⑤目標値：約４４，０００台（令和２年度） 実績値：３７，０６４台　（令和元年度） 集計中　（令和２年度） 初期値：１３，９７８台　（平成２５年度） ⑥目標値：約５０％　（令和２年度） 実績値：４８．４％（令和元年度） 集計中　（令和２年度） 初期値：約２９％　（平成２５年度） ⑦目標値：１００％　（令和２年度） 実績値：９９．１％（令和元年度） 集計中　（令和２年度） 初期値：約９３％　（平成２５年度）

（指標の定義）

①鉄軌道車両

公共交通移動等円滑化基準第 31 条から第 33 条までに掲げる基準（乗降口、客室、連結部等の基準）に適合する車両。

（分子）＝上記基準に適合する車両数

（分母）＝総車両数

②乗合バス車両におけるノンステップバス

床面高さが概ね 30ｃｍ以下であって、公共交通移動等円滑化基準に適合する車両。

③乗合バス車両におけるリフト付きバス等

公共交通移動等円滑化基準第 43 条に基づき適用除外の認定を受けた車両であって、リフト付きもしくはスロープ付きの車両。

④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等

公共交通移動等円滑化基準第 43 条の２に掲げる基準に適合する車両。

⑤福祉タクシー

公共交通移動等円滑化基準第 45 条に掲げる基準に適合する車両。

⑥旅客船

公共交通移動等円滑化基準第 47 条から 61 条までに掲げる基準（出入口、客室、便所等についての基準に適合する船舶。令和元年度より旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。）

⑦航空機

公共交通移動等円滑化基準第 62 条の２から第 67 条までに掲げる基準（通路、客室、便所等の基準）に適合する航空機。

（目標設定の考え方・根拠）
バリアフリー法に基づく基本方針において、令和２年度末までに、鉄軌道車両については総車両数の約 70%、乗合バス車両におけるノンステップバスについては総車両数から適用除外認定車両を除いた数の約 70%、乗合バス車両におけるリフト付きバス等については適用除外認定を受けた車両の約 25%、旅客船については総隻数の約 50%、航空機については総機数の原則 100%をそれぞれ移動等円滑化すること、また、貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等については、約 2,100 台を、福祉タクシー車両については約 44,000 台を導入することを目標としている。

（外部要因）
①②③④⑤⑥⑦公共交通事業者の経営状況

（他の関係主体）
①②③④⑤⑥⑦地方公共団体（事業主体）、公共交通事業者（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
第１６２回国会施政方針演説（平成１７年１月２１日）
「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」
第１９６回国会施政方針演説（平成３０年１月２２日）
「お年寄りや障害のある方が安心して旅行できるよう、あらゆる交通手段のバリアフリー化を進めます。」
【閣議決定】
・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成１８年法律第９１号）
・観光立国推進基本計画（平成２４年３月３０日）
バリアフリー法第３条第１項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。（第３　３.）
・経済財政改革の基本方針２００７（平成１９年６月１９日）
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第４章５.）
・経済財政改革の基本方針２００８（平成２０年６月２７日）
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第５章３.）
・経済財政改革の基本方針２００９（平成２１年６月２３日）
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第２章１.）
・経済財政運営と改革の基本方針２０１７（平成２９年６月９日）
より高い水準のユニバーサルデザイン化、心のバリアフリー71 の推進及び通信環境の飛躍的向上を推進し、地域の活性化を図る。（第２章４.）
・経済財政運営と改革の基本方針２０１８（平成３０年６月１５日）
心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりの推進など 105、大会を通じた新しい日本の創造に関する取組を地方自治体や民間企業と連携しながら進める。（第２章５.）
・交通政策基本計画（平成２７年２月１３日）
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき 2011 年に改訂された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定められた現行の整備目標等を着実に実現する。

【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成２４年８月３１日）「第２章に記述あり」「第３章に記述あり」
・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第１章第２節に記述あり」「第２章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値（①鉄軌道車両のバリアフリー化率）				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
６７．７％	７１．２％	７３．２％	７４．６％	集計中

過去の実績値（②乗合バス車両（適用除外認定車両を除く。）におけるノンステップバスの導入率）				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
５３．３％	５６．０％	５８．８％	６１．２％	集計中

過去の実績値（③適用除外認定を受けた乗合バス車両におけるリフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率）				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
５．８％	５．２％	５．１％	５．５％	集計中

過去の実績値（④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバスの導入数）				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
－	１，６９９台	１，０１３台	１，０８１台	集計中

過去の実績値（⑤福祉タクシーの導入数）				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
１５，１２８台	２０，１１３台	２８，６０２台	３７，０６４台	集計中

過去の実績値（⑥旅客船のバリアフリー化率）				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
４０．３％	４３．８％	４６．２％	４８．４％	集計中

過去の実績値（⑦航空機のバリアフリー化率）				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
９７．１％	９７．８％	９８．２％	９９．１％	集計中

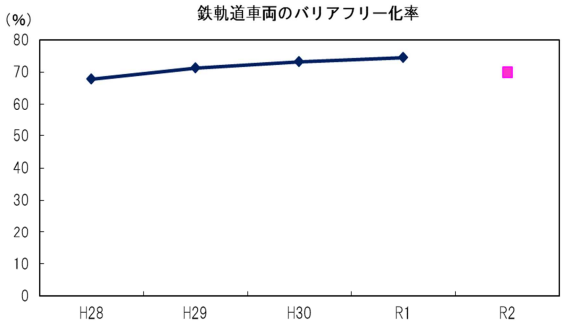

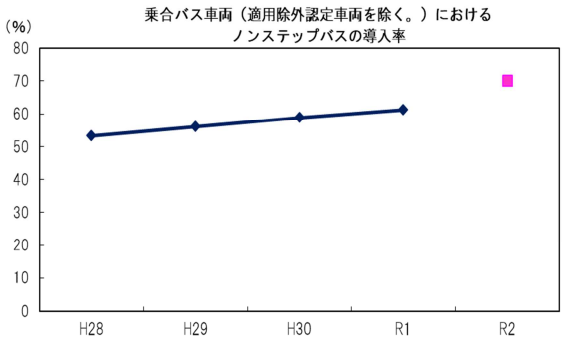

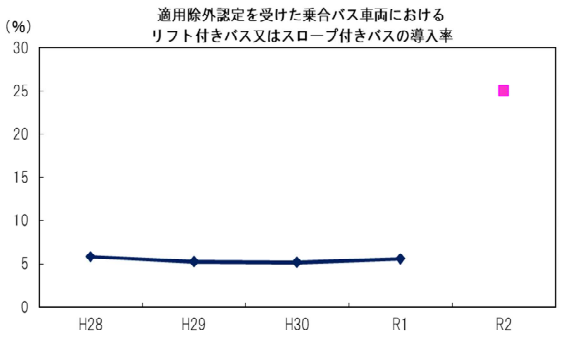

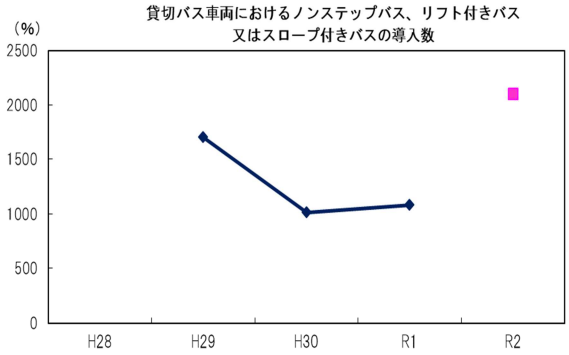

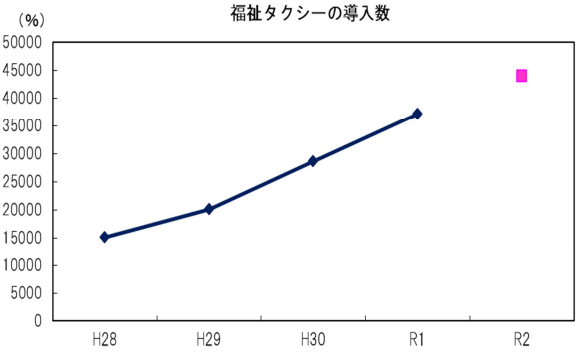

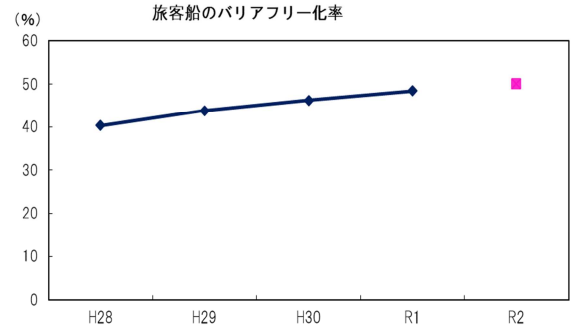

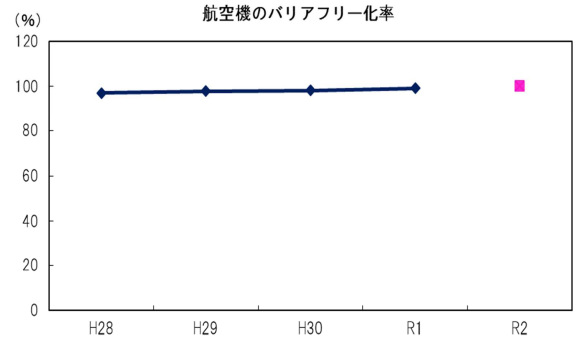

主な事務事業等の概要

・地域公共交通の確保・維持・改善の推進（◎）

バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援する等、移動に当たってのバリアがより解消されるために必要な支援を行う。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するもの。

・ＬＲＴシステムの整備

バリアフリー化されたまちづくりの一環として、地域公共交通の利用環境改善を促進するために行われる、より制

約の少ない交通システムであるＬＲＴの導入に対し支援を行う。

予算額：地域公共交通確保維持改善事業　２６８億円の内数（令和元年度）
２０４億円の内数（令和２年度）

・標準仕様ノンステップバス認定制度の活用

高齢者、障害者を含むバス利用者の高い利便性及び製造コストの低減を図るため、平成１５年度に創設した標準仕様ノンステップバス認定制度による認定を受けたバスに対し、重点的な補助を実施。

・バリアフリー法に基づく総合的なバリアフリー化の推進

バリアフリー法に基づき、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、バリアフリー法に基づく基本構想の策定促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。

予算額：バリアフリー法に基づく総合的なバリアフリー化の推進　０．５８億円（令和元年度）
０．５８億円（令和２年度）

・低床型路面電車に係る特例措置（固定資産税）

高齢者・障害者等が路面電車を安全かつ容易に利用できるようにするため、鉄軌道事業者が低床型路面電車を取得した場合の固定資産税の特例措置

・バリアフリー車両に係る特例措置（自動車重量税・自動車税（環境性能割））

高齢者・障害者等の利便性・安全性の向上を図るため、乗合バス事業者（路線定期運行に限る）、貸切バス事業者またはタクシー事業者がバリアフリー車両（ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー）を取得した場合の特例措置（自動車重量税：初回免税、自動車税（環境性能割）：取得価額から車種毎に一定額控除）

・「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」、「観光振興事業」

ノンステップバス及びリフト付きバスを導入する乗合バス事業者、貸切バス事業者及び福祉タクシー車両を導入するタクシー事業者に対し、車両購入費の一部を補助。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

①　鉄軌道車両

バリアフリー化された鉄軌道車両の割合は平成２６年度から平成２９年度にかけての４年間で年度平均約３％増加しており、平成２９年度に目標値を達成した。

②　乗合バス車両におけるノンステップバス

乗合バス車両におけるノンステップバスの割合は、令和元年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置が延長されたことに加え、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」、令和元年度に創設された「観光振興事業」の補助事業により、集中的に導入を促進しており、引き続き、これら制度の効果が実績値の増加として発現するものと考えられるが、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。

③乗合バス車両におけるリフト付きバス等

乗合バス車両におけるリフト付きバス等の割合は、通常の車両と比べて高価であること、乗車定員や荷物室の減少、リフト対応車種が限られていることなどが実績値の伸び悩みの要因と考えられる。「地域公共交通確保維持改

善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」に加え、令和元年度に「観光振興事業」の補助事業が創設されたこと、バリアフリー車両に対する税制特例措置が延長されたことから、これらの制度を有効に活用することで、実績値は増加するものと考えられるが、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。

④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等

貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等の導入台数については、通常の車両価格と比べて高価であることなどが実績値の伸び悩みの要因と考えられる。「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」に加え、令和元年度に「観光振興事業」の補助事業及び貸切バスにおけるバリアフリー車両に対する税制特例措置が創設されたことから、これらの制度を有効に活用することで、実績値は増加するものと考えられるが、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。

⑤福祉タクシー

福祉タクシー車両の導入台数については、ユニバーサルデザインタクシー（流し営業にも活用することを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両）であるジャパンタクシー等の販売増加や、令和元年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置が延長されたことに加え、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」、令和元年度に創設された「観光振興事業」の補助事業において、令和2年度のユニバーサルデザインタクシーの補助台数が令和元年度の約1.4倍になる見通しなど、集中的に導入を促進しており、引き続き、これら制度の効果が実績値の増加として発現するものと考えられ、残る約7,000台の導入が推測できると判断し、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

⑥旅客船

バリアフリー化された旅客船の割合は、景気の低迷等による旅客船事業の不振、原油価格高騰等の影響による費用負担増等で使用船舶の新造・代替建造が低迷した時期もあったが、近年は老朽化した船舶を中心に代替建造が進んできており、目標達成に必要な1.6ポイントは確実に達成するものと考えられ、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

⑦航空機

バリアフリー化された航空機の割合は、移動等円滑化の目標値の達成に向けて順調に進捗しており、目標達成に必要な0.9ポイントは概ね達成するものと考えられ、目標年度に概ね目標値の達成が見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

車両等のバリアフリー化については、基本的には公共交通事業者等がバリアフリー化のための投資を行っており、補助、税制、融資等の支援制度の活用を通じてバリアフリー化を進めてきた。

鉄軌道車両、乗合バス車両におけるノンステップバス、福祉タクシー車両、旅客船、航空機のバリアフリー化は概ね順調に進んできたと評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①　鉄軌道車両

バリアフリー化された鉄軌道車両の割合については、平成２９年度に目標値を達成したため、「A」と評価した。引き続き、鉄軌道車両のバリアフリー化を図る。

②乗合バス車両におけるノンステップバス

乗合バス車両におけるノンステップバスの割合については、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」に加え、令和元年度に創設された「観光振興事業」の補助事業が円滑に進捗しており、令和元年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置が延長された

ことにより、今後、実績値は上昇するものと考えられるが、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれることから「B」と評価した。引き続き、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

③乗合バス車両におけるリフト付きバス等

乗合バス車両におけるリフト付きバス等の割合については、通常の車両と比べて高価であること、乗車定員や荷物室の減少、リフト対応車種が限られていることなどにより目標達成に向けた成果を示しておらず、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれることから「B」と評価した。なお、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業)」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」に加え、令和元年度に「観光振興事業」の補助事業が創設されたこと、バリアフリー車両に対する税制特例措置が延長されたことから、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等

貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等の導入台数については、通常の車両と比べて高価であることなどにより目標達成に向けた成果を示しておらず、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれることから「B」と評価した。なお、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業)」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」に加え、令和元年度に「観光振興事業」の補助事業及び貸切バスにおけるバリアフリー車両に対する税制特例措置が創設されたことから、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

⑤福祉タクシー

福祉タクシー車両の導入台数については、ユニバーサルデザインタクシーであるジャパンタクシー等の販売増加や、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業)」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」に加え、令和元年度に「観光振興事業」の補助事業が創設されたこと、バリアフリー車両に対する税制特例措置が延長されたことにより今後の実績値の上昇が見込まれ、残る7,000台の導入が推測できると判断し、目標年度に目標値の達成が見込まれることから「A」と評価した。引き続き、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

⑥旅客船

バリアフリー化された旅客船の割合は、景気の低迷等による旅客船事業の不振、原油価格高騰等の影響による費用負担増等で使用船舶の新造・代替建造が低迷した時期もあったが、近年は老朽化した船舶を中心に代替建造が進んできており、目標達成に必要な1.6ポイントは確実に達成するものと判断し、目標年度に目標値を達成すると見込まれることから、「A」と評価した。

⑦航空機

バリアフリー化された航空機の割合については、順調に推移しており、目標達成に必要な0.9ポイントは概ね達成するものと判断し、目標年度に目標値を概ね達成すると見込まれることから、「A」と評価した。引き続き、移動等円滑化の目標値の達成に向け、航空機のバリアフリー化の推進を図る。

なお、今後は、改正バリアフリー法（令和２年５月公布）を踏まえて改定された「移動円滑化の促進に関する基本方針」に定められた整備目標を新たな目標として、引き続きバリアフリー化を推進していくこととしており、業績指標についても、同方針を踏まえ検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局バリアフリー政策課（課長　真鍋　英樹）
関係課： 鉄道局技術企画課（課長　岸本　克己）
　　航空局航空ネットワーク部航空事業課（課長　黒須　卓）

自動車局旅客課(課長　大辻　統) 海事局内航課（課長　秋田　未樹）

業績指標１７
高齢者（６５歳以上の者）の居住する住宅の一定のバリアフリー化率※

評　価	
B	目標値：６１％（令和２年） 実績値：４２％（平成３０年） 初期値：４１％（平成２５年）

（指標の定義）
高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー化がなされた住宅の割合

一定のバリアフリー化率　＝　A／B

A＝６５歳以上の者が居住する住宅のうち一定のバリアフリー化※がなされた住宅戸数
B＝６５歳以上の者が居住する住宅の総戸数

※　一定のバリアフリー化とは「２箇所以上の手すり設置」又は「段差のない屋内」に該当。

（出典）「住宅・土地統計調査」（総務省）に基づく国土交通省独自集計

（目標設定の考え方・根拠）
高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現に向け、住生活基本計画（全国計画）で設定している目標値を設定。

（外部要因）
新規住宅着工数、リフォーム件数等

（他の関係主体）
なし

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
住生活基本計画（全国計画）（平成２８年３月１８日）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
―	―	４２％	―	―

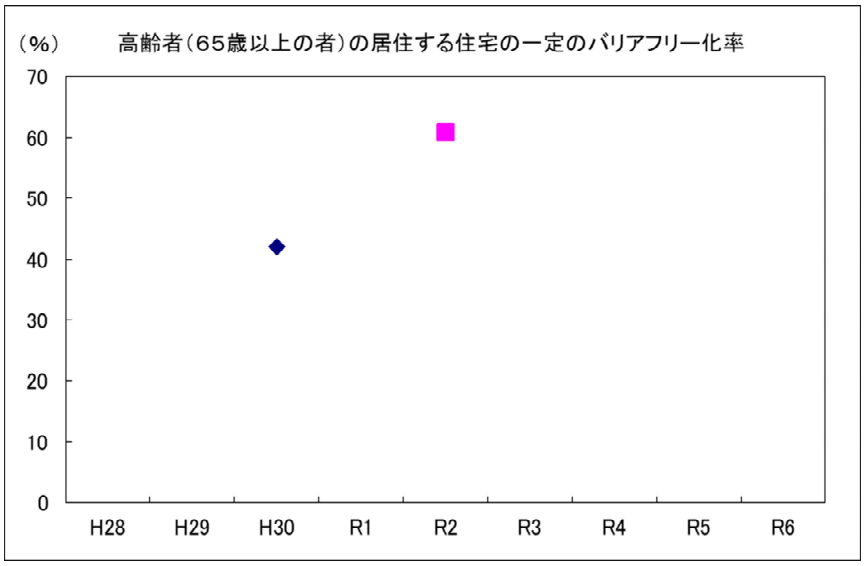

主な事務事業等の概要

○　バリアフリー化された公的賃貸住宅の供給

新規に整備する公営住宅等について、バリアフリー対応構造を標準仕様として供給するとともに、既存の公営住宅等についてもバリアフリー改修を促進する。

○　次世代住宅ポイント制度

バリアフリー改修をポイント発行対象とし、住宅のバリアフリー化を促進する。

○　住宅金融支援機構による融資

証券化支援事業の枠組みを利用したフラット３５Ｓにより、バリアフリー等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げにより支援。

満６０歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施。

○　住宅のバリアフリー改修促進税制による一定のバリアフリー改修工事を行った場合の特例措置や既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除を実施。

○　サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

サービス付き高齢者向け住宅供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者等に直接補助を実施するとともに、固定資産税の減額及び不動産取得税の軽減措置を講じる。

住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。

住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成２５年から３０年において１ポイントの増加に留まっており、トレンドを延長しても目標年度における目標に達成しない見込みである。

（事務事業等の実施状況）

○　バリアフリー化された公的賃貸住宅の供給

バリアフリー対応の公営住宅等の供給を促進した。（令和元年度新規整備戸数実績：１２，１７６戸）。

既存の公営住宅等のバリアフリー化を促進した。（令和元年度バリアフリー化の図られたストック戸数：１，１４１，６１１戸）

社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給等を促進した。（令和元年度整備戸数実績：５１７戸）

○　次世代住宅ポイント制度

バリアフリー改修をポイント発行対象とし、住宅のバリアフリー化を促進する。

（バリアフリー改修の実績：通算７７，６５０件（令和元年度～令和２年度））

○　住宅金融支援機構による融資

フラット３５Ｓにより、バリアフリー等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げにより支援した。

満６０歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施した。

○　住宅のバリアフリー改修促進税制による一定のバリアフリー改修工事を行った場合の特例措置や既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除を実施。

○　サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進をした。

（令和２年度末登録実績：総登録件数７，８８６件、 総登録戸数２６７，０６９戸）

住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施した。

住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモー

ゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成２５年から３０年において１ポイントの増加に留まっており、トレンドを延長しても目標年度における目標に達成しない見込みであることから、B 評価とした。その要因として、高齢者の居住する世帯のうち、要介護者のいる世帯では５７％に達するものの、要介護者のいない世帯では、３９％にとどまっている。身体的、経済的な余力のある早い段階でのバリアフリー等の必要性が十分に認識されていない可能性が考えられる。

令和 2 年度政策レビュー評価書では「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」（平成 31 年、国土交通省）等を踏まえ、従来のバリアフリーに加え、家屋内の温熱環境の改善を含めた指標に見直す」旨とりまとめた。

住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月１９日閣議決定）では、新たな指標として「高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合（25%、令和 12 年）を設定した。

今後は、住宅の断熱性や気密性の向上を含む省エネルギー性能の高い住宅の供給やリフォーム等の推進を強化する。本業績指標についても、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 齋藤　良太）
関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長　髙田　龍）
住宅局住宅総合整備課（課長 山下　英和）
住宅局安心居住推進課（課長 藤田　一郎）
住宅局住宅生産課（課長 石坂　聡）

業績指標１８
全国の海面処分場における受入可能年数

評　価	
A	目標値：７年以上を確保（毎年度） 実績値：約７年（令和２年度） 初期値：約８年（平成２６年度）

（指標の定義）
各海面処分場における受入予定期間（計画値）に基づき算出した当該年度における残余年数の全国平均値
（目標設定の考え方・根拠）
海面処分場の計画策定から廃棄物の受け入れ開始までに、環境影響評価手続や護岸整備に要する期間として、合計約７年の年数が必要であることから、廃棄物処分の実施が困難となる状況を回避するため、残余年数の目標値を７年と設定。
（外部要因）
なし

（他の関係主体）
環境省（廃棄物行政を所管）
港湾管理者（事業主体）
市町村（一般廃棄物の処理責任者）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・環境基本計画（平成２４年４月２７日）廃棄物の適正処理と地域住民との十分な対話を前提として、必要な廃棄物処理施設、最終処分場の整備を進める。（第２部第１章第６節）
・海洋基本計画（平成３０年５月１５日）港湾整備に伴い発生する土砂類や、一般廃棄物等を最終処分するための海面最終処分場について、廃棄物の適正な処理の推進と港湾の秩序ある発展に資する観点から海域環境に配慮しつつ、整備を進める。（第２部３（１））
・循環型社会形成推進基本計画（平成３０年６月１９日）港湾の整備に伴う浚渫土砂や循環利用できない廃棄物を最終的に処分する海面処分場について、港湾の秩序ある整備と整合を取りつつ、計画的に整備する。(5.4.1)

【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
約８年	約８年	約７年	約７年	約７年

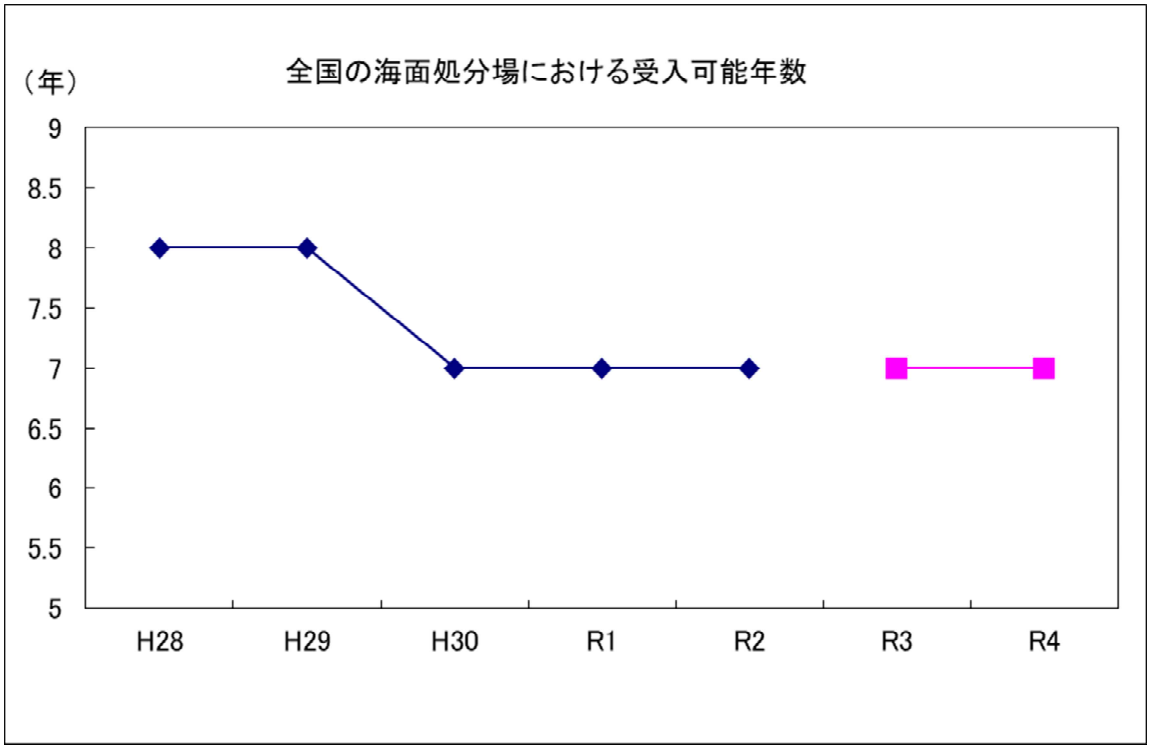

主な事務事業等の概要

・廃棄物埋立護岸の整備

都市部を中心に内陸での最終処分場の確保が困難となっていることから、港湾の秩序ある整備と港湾機能の発現を図るため、物流等の港湾利用との調整を図った上で、真に必要な海面処分場を整備し、廃棄物を受け入れる。また、大阪湾においては近畿２府４県１６８市町村（令和２年４月現在）を対象とした広域処分場の整備を推進する。

・海面処分場の延命化

循環資源の広域流動の拠点となる港湾を整備し、循環型社会の構築を推進することで、廃棄物の最終処分量を減量化する。また、首都圏で発生する建設発生土を全国の港湾等における建設資材として広域利用することで、首都圏の海面処分場に投入される建設発生土を減量化する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和２年度の実績値は約７年となり、目標年度における目標値を達成した。今後も引き続き、必要な廃棄物埋立護岸の整備等対策を実施する。

（事務事業等の実施状況）

港湾整備事業等により、港湾の秩序ある整備と港湾機能の発現を図るため、物流等の港湾利用との調整を図った上で、真に必要な海面処分場の整備を実施している。また、海面処分場の延命化を図るべく、循環型社会の構築や、首都圏で発生する建設発生土の広域利用を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和２年度の実績値は約７年であり、目標値を達成したところ。今後とも引き続き目標値を達成すべく、廃棄物海面処分場の整備及び延命化対策を推進していく。以上から、Ａと評価した。

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局海洋・環境課（課長　松良　精三）
関係課：総合政策局海洋政策課、海事局安全政策課

業績指標１９
市街地等の幹線道路の無電柱化率*

評　価	
B	目標値：２０％　（令和２年度） 実績値：１８％　（令和２年度） 初期値：１６％　（平成２６年度）

（指標の定義）
市街地等の幹線道路の上下線別の延長のうち、市街地等の幹線道路で地中化等により、電柱、電線類がない上下線別の延長の割合

（目標設定の考え方・根拠）
これまでの市街地等における電線類の地中化工事の実績や新設電柱の立地制限によって無電柱化が進展することを示している

（外部要因）
該当なし

（他の関係主体）
・地方公共団体（事業主体）
・電線管理者（電気、通信、ＣＡＴＶ等）

（重要政策）
【施政方針】
・なし
【閣議決定】
・無電柱化の推進に関する法律（平成２８年法第１１２号）
・電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成３０年法第６号）
・観光立国推進基本計画（平成２９年３月２８日）
「引き続き無電柱化を推進する」（第３　１．（一）②オ）
・道路法等の一部を改正する法律（平成２５年法律３０号）
・交通政策基本計画（平成２７年２月１３日）
「道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化を推進する。」
・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第１章に記載あり」
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」
【その他】
・第１０次交通安全基本計画（平成２８年３月１１日中央交通安全対策会議決定）
・防災基本計画（平成２９年４月１１日中央防災会議作成）

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
16.6%	16.9%	17.4%	17.7%	18.0%

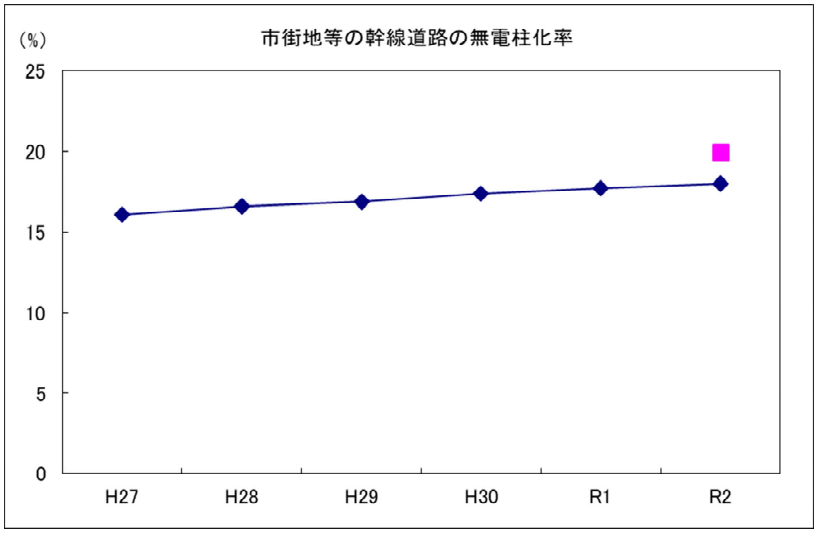

主な事務事業等の概要

電線類の地中化（◎）

・電線類の地中化など快適な生活空間を形成する道路整備を推進する。

予算額：

道路整備費１７，８５８億円（国費）及び社会資本整備総合交付金８，７１３億円（国費）等の内数（令和元年度）

道路整備費２０，４７２億円（国費）及び社会資本整備総合交付金７，６２７億円（国費）等の内数（令和２年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

市街地等の幹線道路の無電柱化率は、平成２７年度以降、目標に向けて着実に進捗しているものの、令和２年度の目標値２０．０％を下回る結果となった。

一方、無電柱化の推進に関する法律に基づき平成３０年度に策定した無電柱化推進計画及び防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策により、令和２年度までに過去の実績を大幅に上回る無電柱化に着手したところであり、低コスト手法の普及・拡大とあわせて、これまで以上に今後事業の進捗が期待される。

（事務事業等の実施状況）

道路の防災性能の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から無電柱化推進計画（平成３０年４月）に基づき、令和２年度においては市街地等の幹線道路において約１５０㎞の無電柱化事業が完了した。

また、平成２８年度より全国の緊急輸送道路において電柱の新設を禁止する措置を順次講じており、令和２年１２月までに緊急輸送道路約９万ｋｍのうち約７万６千ｋｍで電柱の新設を禁止した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

市街地等の幹線道路の無電柱化率については、令和２年度は１８．０％であり、目標を下回る結果であることから「B」と評価した。

無電柱化を推進するための課題としては、国内に約３，６００万本の電柱が設置されており、さらに毎年約７万本増加していること、電線共同溝の整備コストが高いこと、地上機器の設置場所確保に伴う住民との調整、用地取得が難航したこと等による事業着手の遅延などが挙げられる。

このため、「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き（案）（平成３１年３月）」により低コスト化の普及を図り、無電柱化の実施延長を延ばしていく。また、緊急輸送道路における新設電柱の占用制限を拡大するとともに、交通安全を目的とする新設電柱の占用制限の導入により、これ以上新たに電柱が設置されることを防止する。

さらに、地方公共団体の事業実施をサポートする無電柱化ワンストップ相談窓口の設置等支援体制の構築や令和２年度に創設した個別補助制度等による財政的支援、また、占用物件の移設工事等を一括して発注する手法の実施等により事業のスピードアップ等を図る。

なお、第５次社会資本整備重点計画（令和３年５月 28 日閣議決定）において、「電柱倒壊リスクのある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化における着手率」を指標として設定した。これは、令和元年房総半島台風（台風１５号）で、既往最大風速を更新する局地的な強風等により約 2,000 本の電柱が倒壊し、道路閉塞に伴う通行止めなどにより復旧活動に支障が生じたことから、道路閉塞の被害を防止する無電柱化の実施を直接に反映できるよう対象を緊急輸送道路にしぼった指標を用いることとしているためである。これにより、新設電柱の抑制も含め、市街地の緊急輸送道路の無電柱化について重点的に推進していく。

本業績指標についても、今後同計画を踏まえ見直しを検討することとする。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 道路局 環境安全・防災課 （交通安全政策分析官 吉田 敏晴）

関係課： 道路局 国道・技術課 （課長 前佛 和秀）

業績指標２０
多様な水源（開発水、雨水、再生水等）による都市用水の供給安定度（*）

評　価	
A	目標値：約７９％（令和３年度） 実績値：　７６％（令和２年度） 初期値：　７５％（平成２８年度）

（指標の定義）
全国における都市用水の使用量を分母、多様な水源による安定供給量を分子とし、水資源開発施設等による開発水のほか雨水・再生水等の管理しやすい水源によって担保された安定供給量の割合を指標とする。（単位：％）

（目標設定の考え方・根拠）
近年の我が国における年間降水量の変動の幅が大きくなるとともに経年的な減少傾向がみられる。このため、国民生活や産業活動への安定した水供給を図るには、少雨の年にも安定的に利用できる多様な水源の確保等を推進していく必要がある。

このような観点から本指標では数値を把握しやすく、住民の生活や産業活動への影響が大きい都市用水に焦点を当てることとし、都市用水（生活用水及び工業用水）の使用量に対して、開発水を始めとして、雨水・再生水等の管理しやすい水源によって担保された供給量の割合を「供給安定度」とする指標を設けるものである。

目標値は、平成２４年からの過去５年間の都市用水の開発水量や雨水・再生水の利用拡大等の傾向を基にして、目標年次である令和３年度における値を推定している。

（外部要因）
水資源開発施設整備の進捗や雨水・再生水の利用促進等

（他の関係主体）
厚生労働省、経済産業省、地方公共団体

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
水資源開発基本計画（利根川・荒川水系（平成 20 年 7 月 4 日）、豊川水系（平成 18 年 2 月 17 日）、木曽川水系（平成 16 年 6 月 15 日）、淀川水系（平成 21 年 4 月 17 日）、吉野川水系（平成 31 年 4 月 19 日）、筑後川水系（平成 17 年 4 月 15 日））、水循環基本計画（令和 2 年 6 月 16 日）、国土形成計画（平成 27 年 8 月 14 日）、気候変動適応計画（平成 30 年 11 月 27 日）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
７５％	７６％	７６％	７６％	７６％

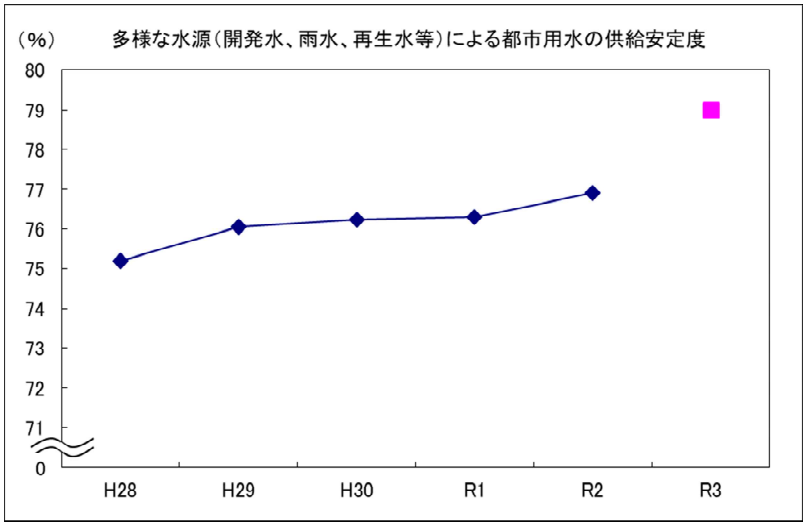

主な事務事業等の概要

① 水資源開発事業

水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域（三大都市圏、四国及び北部九州）に対する水の安定的な供給の確保を図る。

水資源開発基本計画に位置づけられた水資源開発施設の建設や既存施設の有効活用等の多様な施策について調査・検討を行い、水資源の総合的な開発と利用の合理化を促進する。

予算額：１１８．２９億円（令和２年度）

② 水資源の現状把握等に要する経費

全国の水需給動態を把握するため、都市用水（生活用水、工業用水）の水源別使用量、ダム等水資源開発施設、河川水供給可能量、渇水・災害・事故等による影響等について調査し、整理・分析を行う。

調査結果は、その動向が把握できるよう、用途別、地域別に取りまとめる。

予算額：０．１４億円（令和２年度）

③ 水資源の有効利用等の推進に関する調査経費

雨水・再生水利用の普及促進には、平常時のみならず渇水や大地震が発生した際に水利用の安定性を確保するため、利用実態等を踏まえた代替水源の確保が必要であることから、導入事例や条例等の普及促進施策に関する情報の共有化を図るなど、産・官・学・民が連携して取り組む。

また、節水を促進するため、節水機器の現況把握、節水機器の普及方策、節水に関わる制度の検討等を行うとともに、その削減した水を CO2 削減や環境改善等の新たな用途等へ利用（弾力的水利用）することについて検討を行う。

予算額：０．０９億円（令和２年度）

④ 渇水リスク評価手法の検討経費

水資源開発施設の整備状況、広域ネットワークの整備状況、流域の水資源量に対する水需要量、代替水源の有無、インフラの老朽化対策、気候変動の水資源への影響等を指標とし、各地域の渇水リスクを総合的に評価する手法を検討する。

地域でリスク情報を共有し、関係機関がとるべき渇水対策を整理し、見える化することで被害を最小化する渇水対応タイムラインの作成を促進する。

予算額：０．１１億円（令和２年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和２年度の実績値は開発水、雨水・再生水等の水源による供給量１９７．３億m3/年／都市用水（生活用水及び工業用水）の使用量２５６．５億m3/年（平成２９年度使用量）＝約７６％となった。

供給安定度は小数点以下を切り下げて指標を表示しているため、実績値が前年度と同値となっているが、前年度と比べ、供給量は微増、使用量は減となっており、小数点第一位まで求めてみれば、実績値は７６．３　%から７６．９%に増加している。また、令和２年度から運用を開始している八ッ場ダムによる開発水供給量の増加（３．０２億m3/年）を含めた開発水量６．０５億m3/年増加分は、今回の指標算出に含めていないが、令和３年度には最新の実績値に基づいて算出されるため、これが組み込まれることから、安定供給度は７９．２%に達すると見込まれる。

また、水資源の有効利用について関係者が連携した取組を引き続き進めることとしているため、令和３年度は目標をさらに上まわることが見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

令和２年度には、約１１８億円をもって、水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和２年度の実績値は約７６％（平成２９年度使用量）となり、令和２年度から八ッ場ダムが運用開始しているなどの開発水供給量の大幅な増加があり、計算上は次年度に加味され、さらなる指標の改善が見込まれる。令和３年度には目標値に到達すると考え、Ａと評価した。

水資源開発施設の完成等により、都市用水が開発され、安定した水供給に寄与しており、これまでの施策が有効に機能してきていると評価できる。一方、気候変動による無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されていることから、引き続き水供給の安定性確保のための施策、水の有効利用の推進などを行っていく必要がある。

担当課等（担当課長名等）
担当課：水管理・国土保全局　水資源部　水資源計画課（課長　竹島 睦）
関係課：水管理・国土保全局　水資源部　水資源政策課（課長　藤川 眞行）

業績指標２１
水源地域整備計画に基づく社会基盤整備事業の完了割合

評　価	
A	目標値：約９０％（令和３年度） 実績値：　８２％（令和２年度） 初期値：　６８％（平成２８年度）

（指標の定義）
水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画（３４ダム）に位置づけられた事業の総数を分母とし、そのうち完了した事業数を分子とした割合を指標とする。（単位：％）

（目標設定の考え方・根拠）
水資源を安定的に確保するためには、水資源開発施設の整備を促進するほか、水源地域における関係住民の生活の安定と地域社会の活性化を図り、水源地域の機能が適切に保全されることが必要である。
このため、ダム建設により著しい影響を受ける水源地域では、水源地域整備計画に基づき地方公共団体が道路整備等の社会基盤整備を行うものであり、その着実な進捗を示す指標として整備事業の完了割合を設定する。
目標値は目標年度である令和３年度の完了予定事業数より設定する。

（外部要因）
ダム事業の進捗状況、地域の経済・社会状況の変化

（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
６８％	７１％	７５％	７８％	８２％

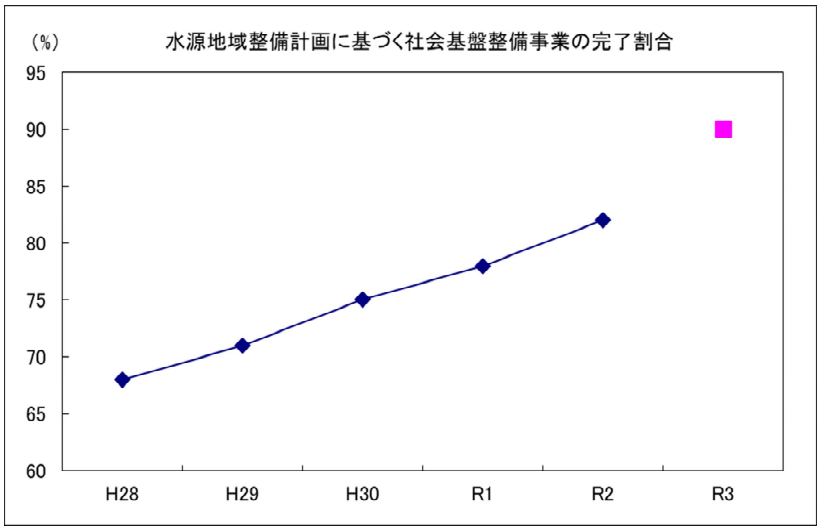

主な事務事業等の概要

水源地域対策基本問題調査費

水源地域対策特別措置法に関する施行事務を適切に行うとともに、水源地域の活性化手法について調査する。

また、水源地域における地域づくり活動の担い手の活動を高め、自発的・持続的な水源地域振興を図るため、各地域の活動主体やその支援に関わる専門家等が連携し、緊密な関係の中で問題解決を図れるように、様々な情報・知見・人材を共有する全国レベルの「情報共有の場」(水源地域支援ネットワーク)の構築を支援する。

予算額：０．０５億円（令和２年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和２年度の実績値は、水源地域整備計画に位置づけられた事業のうち完了した事業数７０２事業／同計画に位置づけられた事業の総数８５４事業＝８２％であるが、令和３年度に完成予定のダムが３ダム、それに伴い完了する１６事業を含む３５事業が完了予定である。そのため、令和３年度には完了事業数７３７事業／計画事業総数８５４事業＝８６％となり、約９０％の目標値に到達すると見込まれるため、順調である。

なお、川辺川ダムや大戸川ダム等の本体工事の遅れに伴いやむをえず工期延期した事業があったため、実績値がやや低い水準となっているが、その他のダムにおける整備計画は確実に進捗しており問題はない。

（事務事業等の実施状況）

整備事業の進捗については、定期的に関係地方公共団体からヒアリングを行って、個々の整備事業の進捗状況や課題等の把握に努めているほか、水源地域対策特別措置法第７条（協力）、第１１条（国の財政上及び金融上の援助）に基づき水源地域対策の適正かつ円滑な進捗を図るため、関係省庁により構成される水源地域対策連絡協議会等を通じて課題の共有を図るとともに、課題解決に努めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和２年度の実績値は８２％であるが、令和３年度に完成予定のダムが３ダム、それに伴い完了する１６事業を含む３５事業が完了予定であり、目標値も到達すると見込まれるため、Ａと評価した。

今後の取組みの方向性として、水源地域の振興については、水源地域整備計画に基づく整備事業の着実な推進に加えて、「水源地域支援ネットワーク」等の交流拡大に係る情報蓄積と共有・発信、水源地域の魅力ある特産品や観光資源の発掘・プロモーション活動など、ソフト施策の充実も図る。

事業主体である関係地方公共団体へ適切な支援が行われるよう、引き続き水源地域対策連絡協議会等を通じて情報共有を図るとともに、必要に応じて関係省庁との調整に努める。

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局　水資源部　水資源政策課（課長　藤川 眞行）

業績指標２２
１人当たり都市公園等面積

評　価	
B	目標値：１１．０㎡／人（令和２年度） 実績値：集計中（令和２年度） １０．７㎡／人（令和元年度） 初期値：１０．３㎡／人（平成２７年度）

（指標の定義）
都市公園等（都市公園及びカントリーパーク）の面積（分子）を都市域及びカントリーパークが設置された市町村の人口（分母）で除したもの。
※カントリーパーク：都市計画区域外の一定の農山漁村に整備する公園

（目標設定の考え方・根拠）
緑豊かな生活環境の形成を図るため、第二次新・生物多様性国家戦略（平成１４年３月２７日）において、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を２０㎡とすることを目標にしているところであり、都市公園等の現況値のトレンドを踏まえ目標値を設定。

（外部要因）
該当なし

（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・観光立国推進基本計画（平成２９年３月２８日）「都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する」、「市民、企業等とも協働しつつ、都市に残された貴重な緑地の保全及び緑化を推進するとともに、緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな魅力ある都市を形成する」
・生物多様性国家戦略２０１２－２０２０（平成２４年９月２８日）「第３部　第７節都市　３　緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進」
・長期戦略指針「イノベーション２５」（平成１９年６月１日）「都市公園の整備を始め、ＮＰＯ等による緑化活動の促進、公共公益施設の緑化の推進、都市開発事業における緑地等の創出に関わる民間事業者の取組を評価する制度の開発・普及等、多様な主体による国民運動としての都市緑化活動を展開。」
・２１世紀環境立国戦略（平成１９年６月１日）「緑地の保全、都市公園の整備、公共公益施設の緑化、屋上緑化等を推進することにより都市内において森と呼べるような豊かな自然空間を再生・創出する。」
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
１０．４㎡／人	１０．５㎡／人	１０．６㎡／人	１０．７㎡／人	集計中

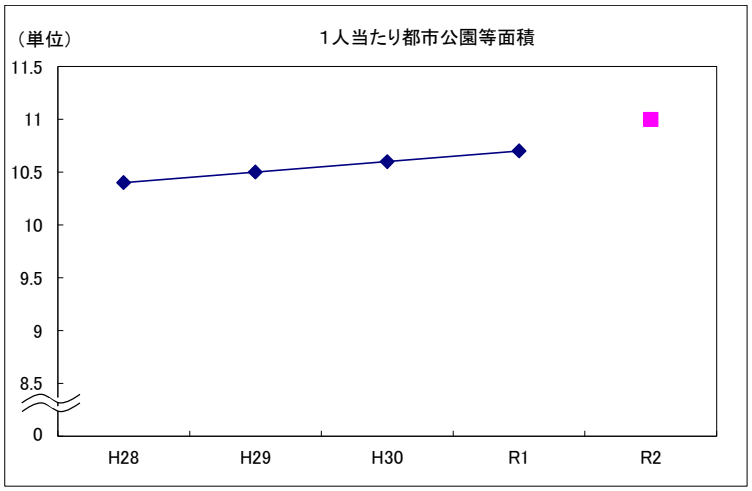

主な事務事業等の概要

① 国営公園の整備

わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応を図るため、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県）など国営公園の整備を推進している。

予算額：国営公園整備費　８５億円（令和元年度国費）
国営公園整備費　８６億円（平成３０年度国費）

② 都市公園等整備事業に対する補助

地方公共団体が行う都市公園等の整備に対して補助を行い、都市公園等の整備を支援する。

予算額：社会資本整備総合交付金８，７１３億円、防災・安全交付金１３，１７３億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金５３２億円の内数（令和元年度国費）
社会資本整備総合交付金８，８８５億円、防災・安全交付金１１，１１７億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金６７０億円の内数（平成３０年度国費）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・都市公園等面積は着実に増加しているものの、過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値を達成しないと見込まれる。目標の達成に向け引き続き努力が必要である。

（事務事業等の実施状況）

・直轄事業においては、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県）等の整備を推進した。
・補助事業においては、社会資本整備総合交付金等により地方公共団体による公園整備への支援を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・本業績指標は、過去の実績値（平成３０年度約１０．６㎡／人、令和元年度１０．７㎡／人）から推計すると令和２年度も同程度増加することが見込まれ、前述のとおり、都市公園等面積は着実に増加しているものの、過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値を達成しないと見込まれることから、B評価とした。その要因として、公園施設の老朽化対策や再整備への対応も必要なことから、新規の都市公園等の整備量が限定されることが挙げられる。今後も、都市公園等の整備を推進し、目標の達成に向け引き続き努力が必要である。
・都市の緑を確保していくため、引き続き計画的に都市公園の整備を推進していく必要がある。
・今後は、第５次社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日閣議決定）において目標設定した「都市域における水と緑の公的空間確保量」（都市における都市公園をはじめとした緑地などの面積を都市計画区域人口で除した指標）において、都市公園の整備について把握し、第二次新・生物多様性国家戦略（平成１４年３月２７日）における、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を２０㎡とすることを目標に、本業績指標についても見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：公園緑地・景観課（五十嵐 康之）

業績指標２３
都市域における水と緑の公的空間(制度等により永続性が担保されている自然的環境)確保量＊

評　価	
B	目標値：１４．１㎡／人（令和２年度） 実績値：　集計中　（令和元年度） １３．６㎡／人（平成３０年度） 初期値：１２．８㎡／人（平成２４年度）

（指標の定義）
都市域における（原則都市計画区域とする）自然的環境（樹林地、草地、水面等）を主たる構成要素とする空間であり、制度等により永続性が担保されている空間の確保量（面積）を都市計画区域人口で除したもの。
＜分母＞都市計画区域人口（人）
＜分子＞都市域の永続的自然環境面積※（㎡）
※都市における緑地・水面等の中でも、都市公園をはじめとした公共公益施設としての緑地、特別緑地保全地区等に指定されている緑地など、法律等に基づく規制によって永続性が担保されている土地の面積

（目標設定の考え方・根拠）
水と緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、第二次新・生物多様性国家戦略（平成１４年３月２７日）において、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を２０㎡とすることを目標とされているところであり、都市公園、特別緑地保全地区等の現況値のトレンドを踏まえ目標値を設定。

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・観光立国推進基本計画（平成２９年３月２８日）「都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する」、「市民、企業等とも協働しつつ、都市に残された貴重な緑地の保全及び緑化を推進するとともに、緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな魅力ある都市を形成する」
・観光立国推進基本計画（平成２４年３月３０日）「都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する」、「市民、企業等とも協働しつつ、都市に残された貴重な緑地の保全及び緑化を推進するとともに、緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな魅力ある都市を形成する」
・生物多様性国家戦略２０１２－２０２０（平成２４年９月２８日）「第３部　第７節都市　３　緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進」
・低炭素社会づくり行動計画（平成２０年７月２９日）「緑地の保全や都市緑化等の推進」
・京都議定書目標達成計画（平成２０年３月２８日）「「緑の政策大綱」や市町村が策定する「緑の基本計画」等、国及び地方公共団体における緑の保全、創出に係る総合的な計画に基づき、引き続き、都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出を積極的に推進する。」
・長期戦略指針「イノベーション２５」（平成１９年６月１日）「都市公園の整備を始め、ＮＰＯ等による緑化活動の促進、公共公益施設の緑化の推進、都市開発事業における緑地等の創出に関わる民間事業者の取組を評価する制度の開発・普及等、多様な主体による国民運動としての都市緑化活動を展開。」
・２１世紀環境立国戦略（平成１９年６月１日）「緑地の保全、都市公園の整備、公共公益施設の緑化、屋上緑化等を推進することにより都市内において森と呼べるような豊かな自然空間を再生・創出する。」
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」
・社会資本整備重点計画（平成２４年８月３１日）「第３章に記載あり」
【その他】
・地方再生戦略（平成１９年１１月地域活性化統合本部決定）「城跡・古墳、歴史的建造物等を生かしたまちなみ形成の支援、都市公園事業等の既存制度の充実による支援について検討する。」

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
１３．３㎡／人	１３．６㎡／人	１３．６㎡／人	集計中	集計中

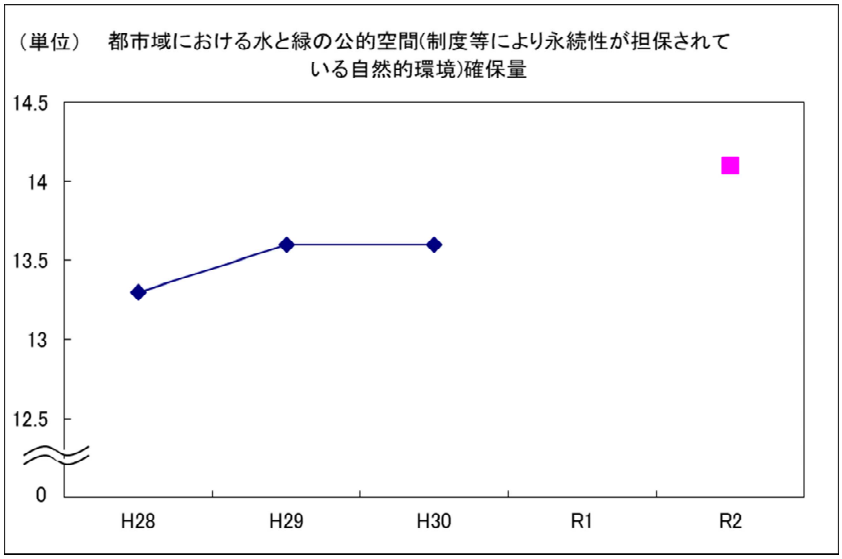

主な事務事業等の概要

①　国営公園の整備（◎）
　わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応を図るため、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県）など国営公園の着実な整備を推進している。
　予算額：国営公園整備費　８５億円（令和１年度国費）
　　国営公園整備費　８６億円（平成３０年度国費）
②都市公園等整備事業に対する補助（◎）
　地方公共団体が行う都市公園等の整備に対して補助を行い、都市公園等の整備を支援する。
　予算額：社会資本整備総合交付金８，７１３億円、防災・安全交付金１３，１７３億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金５３２億円の内数（令和１年度国費）
　　社会資本整備総合交付金８，８８５億円、防災・安全交付金１１，１１７億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金６７０億円の内数（平成３０年度国費）
③古都及び緑地保全事業の推進（◎）
　古都及び緑地保全事業を推進することにより、身近な緑地の保全を図る。
　予算額：社会資本整備総合交付金８，７１３億円、防災・安全交付金１３，１７３億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金５３２億円の内数（令和１年度国費）
　　社会資本整備総合交付金８，８８５億円、防災・安全交付金１１，１１７億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金６７０億円の内数（平成３０年度国費）
④特別緑地保全地区内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例措置（相続税）
　相続税額について延納の許可を受けた者に係る課税相続財産の価額のうちに、特別緑地保全地区にある土地の価額がある場合の利子税の利率の特例措置を講ずる。
⑤相続税評価額の特例措置（相続税）
　特別緑地保全地区内の山林、原野、立木について、評価の軽減措置を講ずる。
⑥地価税に係る非課税措置（地価税）※平成１０年１月１日より当分の間、課税の停止
　特別緑地保全地区内の緑地に係る土地の非課税措置を講ずる。
⑦市街化区域農地に対して課す固定資産税の特例措置（固定資産税）
　市街化区域農地のうち、三大都市圏の既成市街地等内の市の区域に存するものに係る宅地並み課税について、特別緑地保全地区内の農地については適用除外とする。
⑧特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等（相続税）
　特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）の山林・宅地に係る評価の軽減措置を講ずる。
⑨特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等（固定資産税）
　特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）の山林・宅地に係る固定資産税の特例措置を講ずる。
⑩特別緑地保全地区に係る土地に対する非課税措置（特別土地保有税）
　特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）に係る特別土地保有税の非課税措置を講ずる。
⑪市民緑地に係る課税の特例措置（相続税）
　市民緑地契約に係る市民緑地の用地として貸し付けられている土地の評価の軽減措置を講ずる。
⑫市民緑地認定制度における課税標準の特例措置（固定資産税・都市計画税）
　緑地保全・緑化推進法人が市町村長の認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づき設置した市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税の特例措置を講ずる。
⑬生産緑地に係る相続税の特例措置（相続税）
　農地等に係る相続税の納税猶予措置を講ずる。また、特定生産緑地の指定又は指定の期限延長がされなかった生産緑地については、現に適用を受けている納税猶予に限り、その猶予を継続する措置を講ずる。

⑭生産緑地地区内の農地に係る非課税措置（地価税）
　生産緑地地区内の農地等のうち買取りのされていないものに係る地価税の非課税措置を講ずる。
⑮贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予（不動産取得税）
　贈与により一定割合以上の農地等を取得した場合の不動産取得税について徴収を猶予する（贈与税が免除される場合は納税義務免除）。また、特定生産緑地の指定又は指定の期限延長がされなかった生産緑地については、現に適用を受けている徴収猶予に限り、その猶予を継続する措置を講ずる。
⑯市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例措置（固定資産税）
　特定市街化区域農地に係る宅地並み課税について、生産緑地地区内の農地については適用除外とする。また、特定生産緑地の指定又は指定の期限延長がされなかったもの、特定生産緑地の指定が解除されたものについては、宅地並み評価・宅地並み課税とした上で、激変緩和措置を講ずる。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

都市における自然的環境の多くを占める都市公園の面積としては、過去の実績値（平成 29 年度約 127 千 ha、平成 30 年度約 128 千 ha）から推計すると令和元年度は約 1 千 ha 程度増加することが見込まれ、着実に増加しているものの、過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値を達成しないと見込まれる。目標の達成に向け引き続き努力が必要である。

（事務事業等の実施状況）

・直轄事業においては、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県）など国営公園の整備を推進した。【都市局】
・補助事業においては、社会資本整備総合交付金等により、地方公共団体による緑とオープンスペースの確保への支援を行った。【都市局】
・良質な緑の道路空間を構築するため、道路緑化を推進した。【道路局】
・すべての川づくりにおいて「多自然川づくり」を推進するとともに、湿地の保全・再生等の自然再生事業を推進した。【水局】
・山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境を形成するため、一連の樹林帯（グリーンベルト）の整備等を推進した。【水局】
・港湾空間における良好な環境の実現のため、港湾緑地の整備を実施した。【港湾局】
・特定飛行場の周辺区域（第３種区域）内の移転補償跡地において緩衝緑地帯等を整備した。【航空局】
・下水道施設の緑化や開水路等を活用したせせらぎ整備等を実施した。【水局】
・良好な都市環境形成の観点から、官庁施設の構内緑化を推進した。【官庁営繕部】

課題の特定と今後の取組みの方向性

・令和元年度及び２年度の実績値は集計中であるが、前述のとおり、本業績指標は、着実に増加しているものの、過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値を達成しないと見込まれることから B 評価とした。その要因として急激な都市化等により、水辺や緑地等の自然環境が失われつつあることが挙げられる。今後は、都市公園整備等による水と緑のネットワーク形成等の取組を継続するとともに、多自然川づくりや緑の防潮堤、延焼防止等の機能を有する公園緑地の整備等に取組み、目標の達成に向け引き続き努力が必要である。
・都市域における水と緑の公的空間を確保していく上で、引き続き社会資本整備総合交付金等により、都市公園の整備、緑地の保全・創出、道路・河川・急傾斜地・港湾等の公共空間の緑化を推進していく必要がある。
・なお、第 5 次社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日閣議決定）において、15 ㎡/人（令和 7 年度）とする目標を設定したところであり、今後、同計画を踏まえ、本業績指標の見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：公園緑地・景観課（課長　五十嵐 康之）
関係課：道路局環境安全・防災課（課長　荒瀬　美和）
　　水管理・国土保全局河川環境課（課長　内藤　正彦）
　　水管理・国土保全局砂防部砂防計画課（課長　三上 幸三）
　　水管理・国土保全局下水道部流域管理官（流域管理官　白﨑 亮）
　　港湾局海洋・環境課（課長　松良　精三）
　　航空局航空戦略室（参事官　大塚　大輔）
　　住宅局住宅総合整備課（課長　山下 英和）
　　住宅局総務課民間事業支援調整室　（室長　髙田　龍）
　　大臣官房官庁営繕部整備課（課長　植木 暁司）

業績指標２４
生物多様性確保に配慮した緑の基本計画の策定割合

評　価	
A	目標値：約５０％（令和２年度） 実績値：集計中　（令和２年度） 約５３％（令和元年度） 初期値：約４３％（平成２８年度）

（指標の定義）
政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画について、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項のいずれかに、生物多様性の確保に関する項目が設定されている計画割合
分子：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画のうち、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている計画の策定数
分母：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画策定数

（目標設定の考え方・根拠）
緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）は、都市緑地法に基づき市町村が定める総合的な都市における緑に関するマスタープランであり、都市の生物多様性を確保するために必要なエコロジカルネットワークの形成を図るためには緑の基本計画の活用が効果的である。このため、都市における生物多様性の確保に関する指標として、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている緑の基本計画の策定割合を把握する。
対象都市における緑の基本計画の改定時期のトレンド等を踏まえ、改訂時には生物多様性の確保に関する配慮事項が追加されることを見込んで、令和 2 年度末までには 50%が達成されることを目標とする。

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
地方公共団体(市区町村)(緑の基本計画の策定主体)

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・生物多様性基本法(平成 20 年法律第 58 号)
・地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号)
・生物多様性国家戦略 2012-2020(平成 24 年 9 月 28 日)第 3 部第 1 章第 7 節 2　緑地の保全・再生・創出・管理に係る総合的な計画の策定
【閣決（重点)】
なし
【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
約 43%	約 48%	約 52%	約 53%	集計中

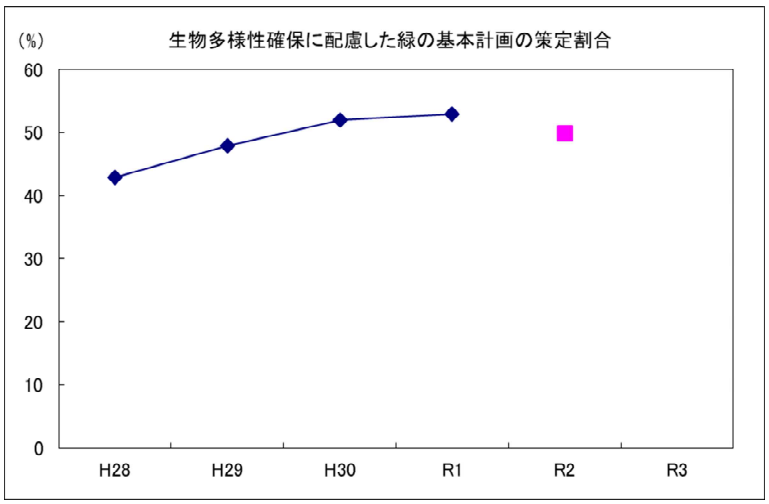

主な事務事業等の概要

国土交通省都市局において平成 23 年 10 月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定した。また、平成 25 年 5 月に「都市の生物多様性指標（素案)」を策定したことを踏まえ、平成 28 年 11 月には素案に改良を加え、地方公共団体において、都市における生物多様性の取組状況をより簡便に把握・評価し、将来の施策立案や普及等に活用することを目的とした「都市の生物多様性指標（簡易版)」を策定した。さらに、平成 30 年 4 月に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定した。今後も、都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定に資する技術的支援を引き続き行う。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

過去の実績値の進捗（H28;約 43%（初期値)、H29;約 48%、H30;約 52%、R1;約 53%、R2;集計中）から、すでに目標を達成しており、目標期限である令和 2 年度においても目標値を達成していると考えられる。

（事務事業等の実施状況）

「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」、「都市の生物多様性指標（素案)」、「都市の生物多様性指標（簡易版)」及び「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」の普及に努めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおりすでに目標を達成しており、過去の実績値の進捗から今後も着実に実績値の増加が見込まれている。今後も引き続き「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」、「都市の生物多様性指標（素案)」、「都市の生物多様性指標（簡易版)」及び「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」の普及をさらに行うこととし、本業績指標についても見直しを検討する。

以上より、Ａと判断した。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 公園緑地・景観課緑地環境室（室長　五十嵐　康之）
関係課： 該当なし

業績指標２５
下水汚泥エネルギー化率

評　価

B	目標値：約３０％　（令和２年度） 実績値：　集計中　（令和２年度） 　　約２４％　（令和元年度） 初期値：約１５％　（平成２５年度）

（指標の定義）
・下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合
（分母）下水汚泥中の有機物
（分子）消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用された下水汚泥中の有機物

（目標設定の考え方・根拠）
・今後、現在約３割が未利用の消化ガスの有効利用が行われ、焼却炉の更新時における固形燃料化施設への転換等が行われることを見込んで、下水汚泥のエネルギー化率が令和２年度に約３０％まで進展することを目標とする。

（外部要因）
・技術開発の動向、資源価格の高騰

（他の関係主体）
・地方公共団体（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
・第１８９回国会施政方針演説（平成２７年２月１２日）「あらゆる施策を総動員して、徹底した省エネルギーと、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めてまいります。」
・内閣総理大臣所信表明演説（令和２年 10 月 26 日）「我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。」

【閣議決定】
・エネルギー基本計画（平成２６年４月１０日）「再生可能エネルギーについては、２０１３年から３年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。」（第２章第２節１．（１））

【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「下水汚泥エネルギー化率　平成 25 年度 約 15% → 平成 32 年度 約 30%」（第２章第２節３－４）

【その他】
・2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和２年 12 月 25 日）

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
約１７％	約２２％	約２３％	約２４％	集計中 （９月頃）

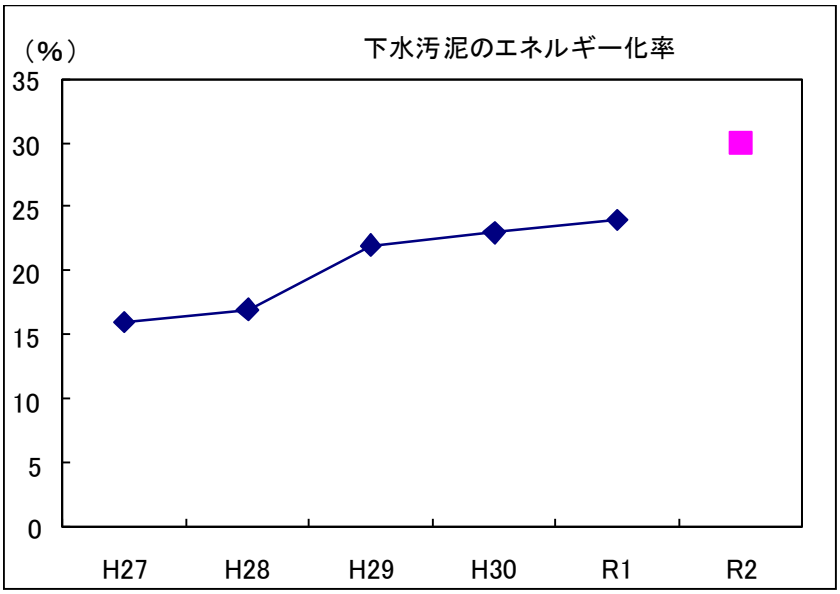

主な事務事業等の概要

○ 下水汚泥のエネルギー利用（◎）

・下水汚泥のエネルギー利用を促進するため、地方公共団体が行う汚泥のエネルギー化施設の整備に対して支援を行うとともに、革新的技術の実証事業を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 ７，２７７億円の内数（令和２年度国費予算ベース）

下水道事業関連予算額 ３７億円の内数（令和２年度国費予算ベース）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成２９年度の実績値は前年度よりも５ポイント、平成３０年度、令和元年度は１ポイントずつ増加している。令和２年度の実績値は集計中であるが、目標年度における目標達成が見込まれない予定である。

平成２４年度以降の固定価格買取制度（FIT）の活用等により、消化ガス発電または固形燃料化が稼働している施設は、平成２８年度には２１カ所であったが令和元年度には約１４０カ所に大幅に増加した。目標年度の令和２年度に向け、６ポイントの増加が必要となるが、更に１９か所での導入が予定されているなど、多数の施設の稼働開始が見込まれるため、実績値の大幅な上昇が見込まれる。Ｒ２年からは「下水道リノベーション推進総合事業」を創設する等、支援も強化しており、引き続き取り組みを後押ししていく。

（事務事業等の実施状況）

・平成２３年度以降、「下水道革新的技術実証事業（Ｂ－ＤＡＳＨプロジェクト）」により、下水道における創エネ対策に係る革新的技術を実証し、令和２年度末までに４８技術の採択を行い、下水汚泥のエネルギー化を推進した。
・平成２６年９月に下水汚泥固形燃料の JIS 規格を制定し、品位の安定化及び信頼性の確立を図り、市場の活性化を促進した。
・平成２７年５月の下水道法改正において、下水道管理者に対し、発生汚泥のエネルギー化・肥料化の努力義務を規定し、下水汚泥のエネルギー化・肥料化に関する下水道管理者の取組を促進した。
・平成２９年３月には、既存の下水処理場における地域バイオマス利活用技術や導入検討方法、事業性評価についてとりまとめた「下水処理場における地域バイオマス利活用マニュアル」を策定し、エネルギー化向上に向けた地域バイオマスの効率的な集約・利活用を推進した。
・平成３０年１月にはＢ－ＤＡＳＨプロジェクトによる実証技術や水素製造・利用技術を補強した「下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン」を公表した。
・平成３１年３月には、地域バイオマスの受入を含む下水汚泥の広域利活用に関する計画策定手順をとりまとめた「下水汚泥広域利活用検討マニュアル」を公表した。
・令和２年度には、下水道資源の利用推進を図るため「下水道リノベーション推進総合事業」を創設した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・現状においてはＢ評価としているものの、平成２８年度から平成２９年度にかけて稼働施設の増加に伴う実績値の大幅な上昇が見られるように、令和２年度も更に１９か所での導入が予定されているなど、多数の施設の稼働開始により、大幅な増加が見込まれる。
・Ｂ－ＤＡＳＨプロジェクトを含む新技術の導入を推進する。
・平成２７年の下水道法改正における努力義務を受けて、施設の改築・更新にあわせた創エネ技術の自治体への導入検討を促す。
・下水道バイオマスの活用拡大のため、「下水道エネルギー拠点化コンシェルジュ事業」の充実など、地方公共団体における案件形成支援を 2025 年度まで集中的に取り組む。
・第５次社会資本整備重点計画では、新たな指標として、下水汚泥エネルギー化率を 2025 年に 35%（目標値である下水道バイオマスリサイクル率から緑農地利用分を除したもの）、2030 年に 37%と設定した。
・引き続き、「下水道リノベーション推進総合事業」等の推進により、下水汚泥中のエネルギー利用を向上させていく。
・本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局下水道部下水道企画課下水道国際・技術室（室長　津森　ジュン）

業績指標２６
汚水処理人口普及率*

評　価	
B	目標値：約９６％（令和２年度） 実績値：約９２％（令和元年度）※ 集計中　（令和２年度） 初期値：約８９％（平成 25 年度）※ ※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値

（指標の定義）
汚水処理施設（下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等）が普及している人口の割合
（分母）総人口
（分子）汚水処理施設（下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等）が普及している人口
（目標設定の考え方・根拠）
将来的には、全人口が汚水処理施設を利用できるようにする必要があるが、これまでの整備状況を踏まえて、汚水処理人口普及率を令和２年度までに約９６％まで向上させることを目標として設定。
（外部要因）
技術開発の動向等
（他の関係主体）
・環境省（浄化槽事業を所管）
・農林水産省（集落排水施設事業を所管）
・地方公共団体（事業主体）
（重要政策）
【施政方針】
・第１６２回国会施政方針演説（平成１７年１月２１日）
「下水道や浄化槽の整備のように、複数の省庁にまたがる同種の公共事業を地域再生のため実施する場合には、窓口を一本化して交付金を地方に配分する仕組みをつくります。」
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
約９０％※	約９１％※	約９１％※	約９２％※	集計中（9 月頃完了予定）

※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値

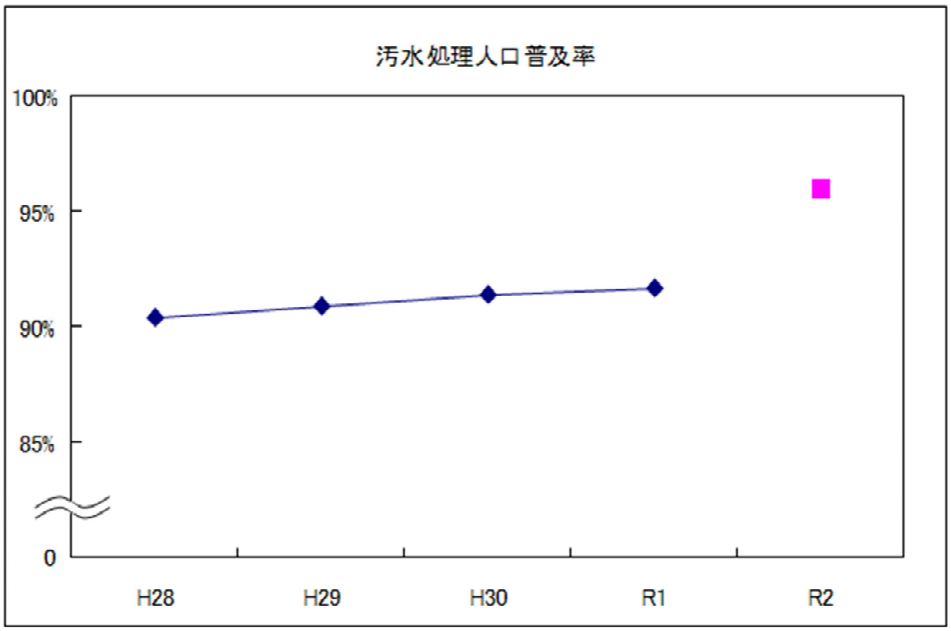

主な事務事業等の概要

○汚水処理施設の整備（◎）

・効率的な汚水処理施設整備をすすめるため、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、下水道、集落排水施設、浄化槽等の整備を連携して実施する。

・下水道の整備を促進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

社会資本整備総合交付金予算額　７，２７７億円の内数（令和２年度国費予算）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・汚水処理人口普及率の令和元年度の実績値は約９１．７%※（116,360,683 人/126,843,072 人）であり、前年度から約０．３%上昇したが、目標に近い実績を示していない。

・普及状況は地域間、人口規模によって大きな差があり、５万人未満の中小市町村における汚水処理人口普及率は８１．１%※（16,108,185 人/19,863,044 人）（令和元年度末時点）にとどまっている。

※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値である。

（事務事業等の実施状況）

・平成２６年１月に、汚水処理に関係する国土交通省、農林水産省、環境省の三省が連携し、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※策定マニュアル」を策定し、併せて「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※の見直しの推進について」を発出し、都道府県構想※の見直し、今後 10 年程度を目途に汚水処理の概成を目指すことを要請した。

・平成 28 年 3 月に、汚水処理の早期概成に向けて、低コスト技術や官民連携事業の導入検討方法等について示した「下水道未普及早期解消のための事業推進マニュアル」を策定し、平成 30 年 3 月に改訂版を公表した。

※都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実情に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標については、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値の達成は難しいと考えられるため、Ｂと評価した。

・今後 10 年程度（H29～R8）の概成に向けて、都道府県構想の見直し、低コスト技術や官民連携事業の導入に向けたマニュアル策定、公表などを行っているが、地方公共団体の厳しい財政事情や人員不足等のため、汚水処理整備が進みにくい状況である。

・都道府県構想の見直しは、令和元年度末時点で全４７都道府県が完了したところである。

・国土交通省としては、地方公共団体に対してアクションプランの点検・見直しを要請するとともに、従前のアクションプランの目標値と実績値が大きく乖離する地方公共団体に対しては、個別にヒアリングを行うこととする。

・引き続き、各地方公共団体と各汚水処理施設の連携を一層強化し、人口減少等社会情勢の変化を踏まえた下水道計画の見直しを推進した上で、地域の事情に応じた低コスト技術の導入や官民連携の下水道整備手法を導入し、効率的な汚水処理施設整備を推進する。

・第 5 次社会資本整備重点計画(令和 3 年 5 月 28 日閣議決定)では、95%（令和 8 年度）とする目標を設定したところであり、本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

※都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実情に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課（課長 松原 誠）
関係課：

業績指標２７
持続的な汚水処理システムのための都道府県構想策定率*

評　価

A	目標値：１００％（令和２年度） 実績値：１００％（令和２年度） 初期値：　約２％（平成２６年度）※ ※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値

（指標の定義）
都道府県構想が策定されている都道府県数の割合
（分母）全都道府県数
（分子）より効率的な汚水処理の整備・運営管理を適切な役割分担の下、計画的に実施していくための構想が策定されている都道府県数

（目標設定の考え方・根拠）
令和２年度までに全都道府県で持続的な汚水処理システム構築に資する都道府県構想の策定が完了。

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
・環境省（浄化槽事業を所管）
・農林水産省（集落排水施設事業を所管）
・地方公共団体（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
・なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
約６２％※	約７４％※	約９１％※	１００％	１００％

※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値

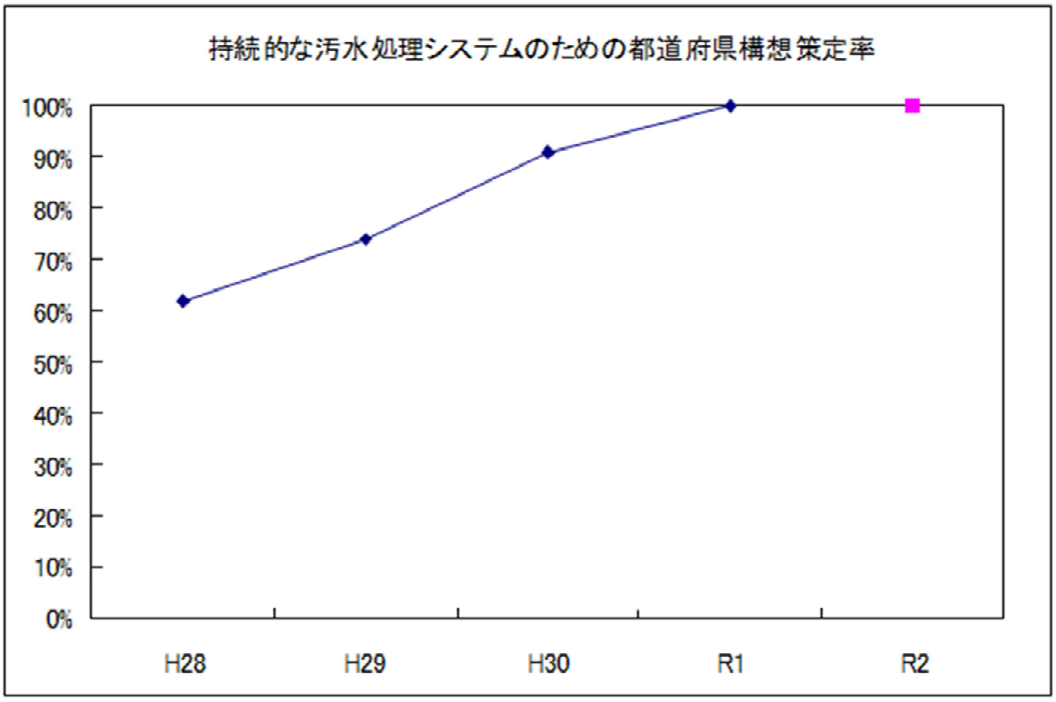

主な事務事業等の概要

○都道府県構想の策定・見直しの促進（◎）

・人口減少等を踏まえた持続的な汚水処理システム構築（生活排水処理に係る下水道は、人口減少等に対応し、集落排水、浄化槽等他の汚水処理施設との適切な役割分担の下、効率的な整備を実施。また、時間軸の概念に基づき既存ストックの活用や施設の統廃合、汚泥の利活用など段階的に効率的な管理運営を推進）

・都道府県構想の策定・見直しを促進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

社会資本整備総合交付金予算額　７，２７７億円の内数（令和２年度国費予算ベース）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・持続的な汚水処理システムのための都道府県構想策定率について、令和元年度で１００％となり、目標は達成された。

（事務事業等の実施状況）

・平成２６年１月に、汚水処理に関係する国土交通省、農林水産省、環境省の三省が連携し、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※策定マニュアル」を策定し、併せて「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※の見直しの推進について」を発出し、都道府県構想※の見直しを要請した。

・都道府県構想策定が完了していない県に対しては、進捗状況を確認するため、随時フォローアップを行い、技術的な支援を行った。

※都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実情に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標については、令和元年度で１００％となり、目標は達成されたためＡと評価した。持続可能な下水道事業に向け、今後の社会情勢の変化を踏まえつつ、必要に応じて随時都道府県構想の見直しを要請していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課（課長 松原 誠）
関係課：

業績指標２８
汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数（平成 29 年度から令和 4 年度末までに取り組む地区数）

評　価	
A	目標値：４５０箇所（令和４年度） 実績値：３１３箇所（令和元年度） 集計中（令和２年度） 初期値：－　　（平成２８年度）

（指標の定義）
平成 29 年度から令和 4 年度末までに汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数。
（※統廃合により廃止される汚水処理施設数のこと）
（目標設定の考え方・根拠）
・目標値は地方公共団体の実施予定から設定。（工事完了 380 箇所、工事着手 70 箇所）
（外部要因）
地元との調整状況
（他の関係主体）
・環境省（浄化槽事業を所管）
・農林水産省（集落排水施設事業を所管）
・地方公共団体（事業主体）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
経済財政運営と改革の基本方針（平成 30 年６月 15 日）「上下水道においては、効率的な整備・管理及び経営の持続可能性を確保するため、各地方自治体の経営状況の地域差を「見える化」し、広域化や共同化、コンセッションをはじめとする多様なＰＰＰ／ＰＦＩの導入、ＩＣＴ活用等を重点的に推進する。」
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
―	１３８	２１８	３１３	集計中（9 月頃完了予定）

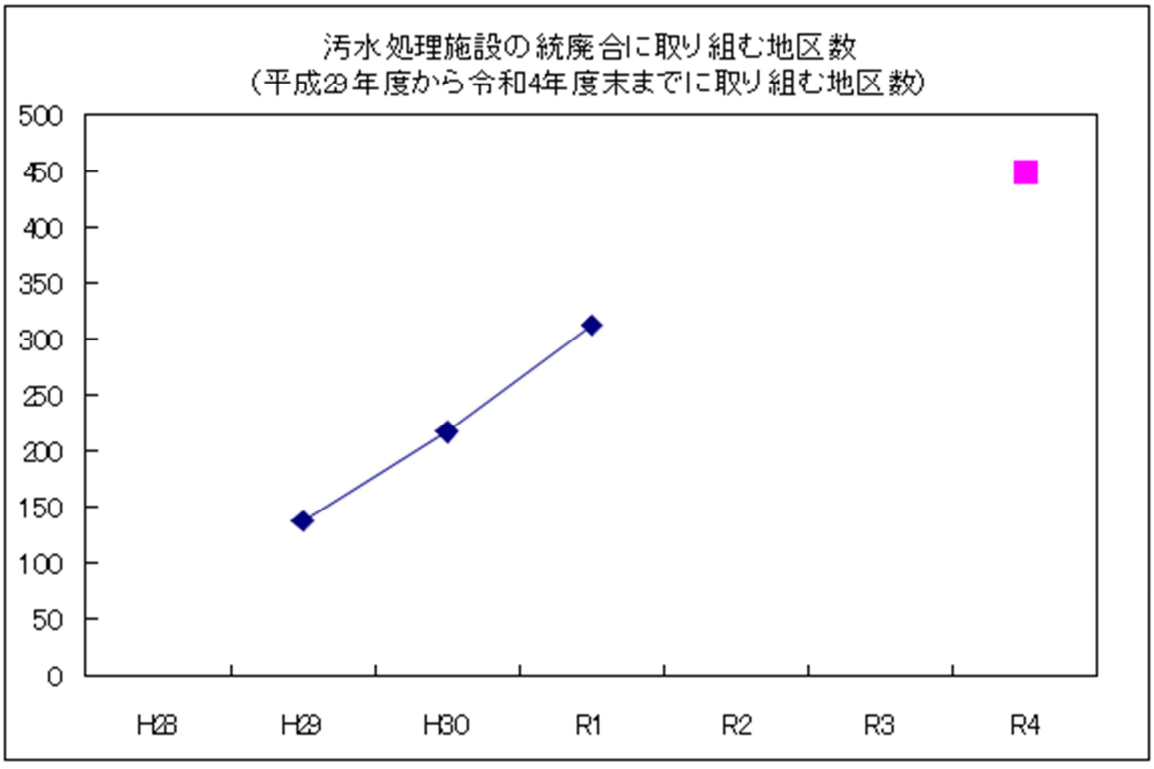

主な事務事業等の概要

○　汚水処理施設の広域化の推進

下水道をはじめとする汚水処理事業の持続的な運営に向けて、よりの一層の効率化を推進するため、下水道事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額　７，２７７億円の内数（令和２年度国費）
防災・安全交付金予算額　７，８４７億円の内数（令和２年度国費）
下水道事業関連予算額　２９７億円の内数（令和２年度国費）

○　下水道広域化推進総合事業の創設

下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定から施設整備まで総合的に支援し，下水道事業の一層の効率化を推進する。

○広域化・共同化計画のモデル計画の策定及び他の都道府県への水平展開

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

広域化に取り組むこととした地区数（着手または完了した地区数）については、令和４年度までに汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数４５０箇所に対して、令和元年度の実績値は３１３箇所となっており、目標達成に向け順調に推移している。

一方、統廃合の実施に当たっては、汚水処理施設の周辺住民等、多くの関係者における合意形成が必要になり、地域ごとにこれに要する期間が異なる中、現時点ではこれらを的確に見通すことができないため、今後とも、最新の実績値だけでなく、事業の進捗についても確認を行っていく。また、平成３０年度に下水道広域化推進総合事業を創設するなど、国としても着実な事業実施に向けて重点的に取り組んでおり、令和４年度の目標値の達成に向けて引き続き一層の支援を行っていく。

（事務事業等の実施状況）

・令和４年度までに全ての都道府県において広域化・共同化に関する計画を策定することを要請している。
・広域化をより推進するために平成 30 年度に広域化・共同化事例集を公表するとともに、「広域化・共同化計画策マニュアル（案）」を策定し、地方公共団体の検討をより一層の推進を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・令和４年度までに汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数４５０箇所に対して、令和元年度で３１３箇所となっており、目標達成に向け順調に推移していることからＡと評価とした。
・今後の進捗を適宜把握し、地方公共団体の円滑な事業実施を支援するため、「広域化・共同化計画策マニュアル（案）」の充実化を図るなど、令和４年度の目標値の達成に向けて引き続き一層の支援を行っていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　水管理・国土保全局　下水道部　下水道事業課　（課長 松原 誠）
関係課：

業績指標２９
水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の割合*

評　価	
A	目標値：50%（令和 2 年度） 実績値：50%（令和 2 年度） 初期値：25%（平成 26 年度）

（指標の定義）
河川法上の河川に隣接する都市のうち、水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した都市の割合
水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した都市の割合＝①／②
① 水辺の賑わい創出に向け、「かわまちづくり」計画による利活用の立案や河川区域内施設の民間開放等の具体的な取組を実施した市区町村数
② 河川に隣接する各地方を代表する市区町村や観光振興の拠点となり得る市区町村の数

（目標設定の考え方・根拠）
地域の個性やニーズに合った方策を用いて、長期的には、全ての対象都市で達成を目指す。

（外部要因）
かわまちづくり計画策定やミズベリングのプロジェクトに関わる市町村、民間事業者及び地元住民の合意形成
新型コロナウイルス感染症による影響

（他の関係主体）
地方公共団体

（重要政策）
【施政方針】
なし

【閣議決定】
・観光立国推進基本計画（平成２９年３月２８日）「観光振興や観光交流に資する地域づくり・街並み整備、道路整備、河川空間等の保全・活用等の社会資本整備等において、その効果を有効に発現させるため、これらの事業担当部局と観光関係部局との連携を強化する」「治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備や「河川敷地占用許可準則」の緩和措置等を活用した民間事業者等との連携を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援することで、川を活用した賑わいのある水辺空間を創出する、「かわまちづくり」を推進する。」

【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」

【その他】

過去の実績値						（年度）
Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	R1	R2
25%	29%	33%	35%	45%	48%	50%

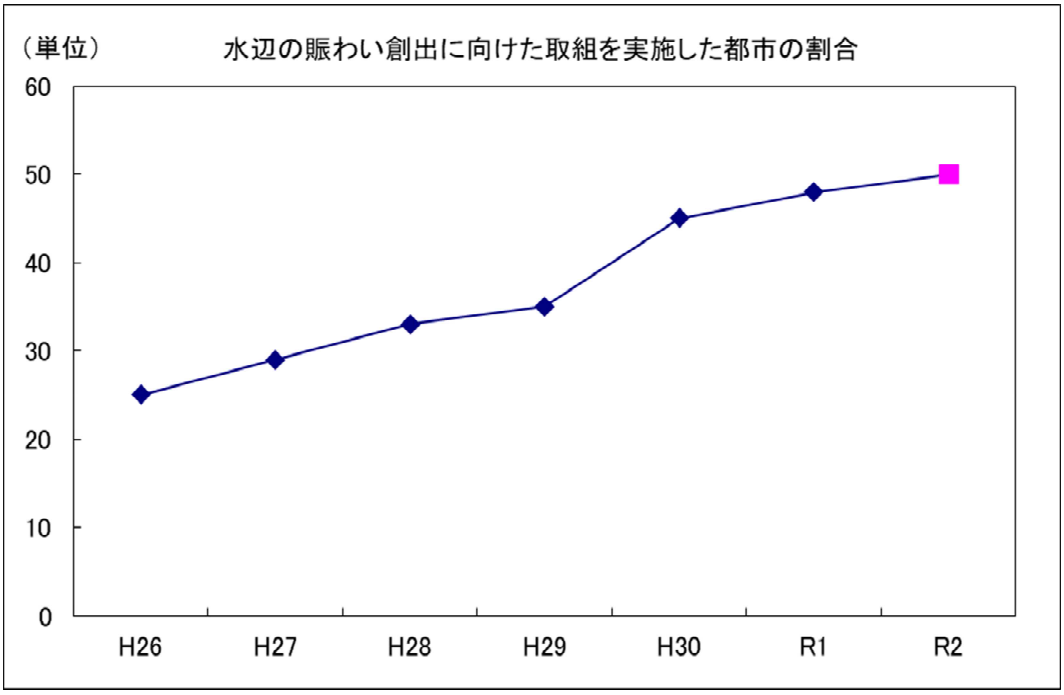

主な事務事業等の概要

○かわまちづくりの推進（◎）

・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備により、川を活用した賑わいのある水辺空間を創出するため、かわまちづくり計画の登録を進めるとともに、かわまちづくり計画に基づく河川空間の整備及びその利活用を推進。

治水事業等関係費（河川関係）	６，７７３億円の内数（平成３０年度　事業費）
	８，６６９億円の内数（令和元年度　事業費）
	８，８３６億円の内数（令和２年度　事業費）
社会資本整備総合交付金	８，８８６億円の内数（平成３０年度　国費）
	８，７１３億円の内数（令和元年度　国費）
	７，６２７億円の内数（令和２年度　国費）
防災・安全交付金	１１，１１７億円の内数（平成３０年度　国費）
	１３，１７３億円の内数（令和元年度　国費）
	１０，３８８億円の内数（令和２年度　国費）

○水辺空間のオープン化等の推進（◎）

・官民一体となって魅力ある美しい水辺空間を創出する取組であるミズベリングの開催や河川敷地占用許可準則第２２の規定に基づく都市・地域再生等利用区域の指定に向けた協議会の開催等を通じ、水辺空間のオープン化等を推進。

(注)◎を付した施設項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した都市の割合」については、目標値である 50%を達成した。

（事務事業等の実施状況）

・かわまちづくり計画の登録件数は、令和 2 年度末時点で 238 箇所に増加しており、かわまちづくり計画に基づく水辺整備を推進している。
・ミズベリングは、令和 2 年度 6 月時点で 78 件以上が開催されている。
・河川敷地占用許可準則第２２の規定に基づく都市・地域再生等利用区域の指定に取り組んでおり、令和 2 年度末時点で 92 件を指定している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・目標年度が到来し、目標値である 50%を達成したことから、A評価とした。
・第 5 次社会資本整備重点計画(令和 3 年 5 月 28 日閣議決定)では、新たな指標として、「水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数（目標値：658,目標年度：R7)」を設定したところであり、今後も関係機関等との連携により新たな水辺の賑わい創出に向けた取組の更なる強化を図る予定。
・本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局河川環境課（課長　内藤　正彦）
関係課： 水管理・国土保全局水政課（課長　松原　英憲）
　　水管理・国土保全局治水課（課長　藤巻　浩之）

業績指標３０

一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者の省エネ改善率（①特定貨物輸送事業者（鉄道 300 両～、トラック 200 台～、船舶 2 万総トン～）、②特定旅客輸送事業者（鉄道 300 両～、バス 200 台～、タクシー350 台～、船舶 2 万総トン～）、③特定航空輸送事業者（航空 9,000 トン（総最大離陸重量）～））

評　価

①A ②B ③B	目標値：①直近 5 年間の改善率の年平均-1％（毎年度） ②直近 5 年間の改善率の年平均-1％（毎年度） ③直近 5 年間の改善率の年平均-1％（毎年度） 実績値：①-1.31%（令和元年度） ②-0.32%（令和元年度） ③-0.45%（令和元年度） 初期値：①－ ②－ ③－

（指標の定義）

運輸部門の省エネ化を実現するために、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づき、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者（特定輸送事業者）に対し、エネルギー使用量等の定期報告を義務づけており、同法の判断基準に則り、エネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて改善する年平均割合。

※ エネルギー使用に係る原単位：エネルギー使用量／個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計など

※ 電気需要平準化評価原単位：電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量／個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計 など

（目標設定の考え方・根拠）

運輸部門の省エネ化を実現するために、省エネ法に基づき、エネルギー使用量等の定期報告を義務づけており、省エネ法の判断基準に則り、エネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均１％以上低減させることを目標とする。

（外部要因）

猛暑、厳冬による影響、新型コロナウイルス感染症による影響等

（他の関係主体）

各輸送事業者、荷主　等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
交通政策基本計画（平成 27 年 2 月）
地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月）

【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
①-1.45% ②-0.53% ③-1.50%	①-0.88% ②-0.47% ③-1.19%	①-1.23% ②-0.38% ③-0.80%	①-1.31% ②-0.32% ③-0.45%	①②③集計中

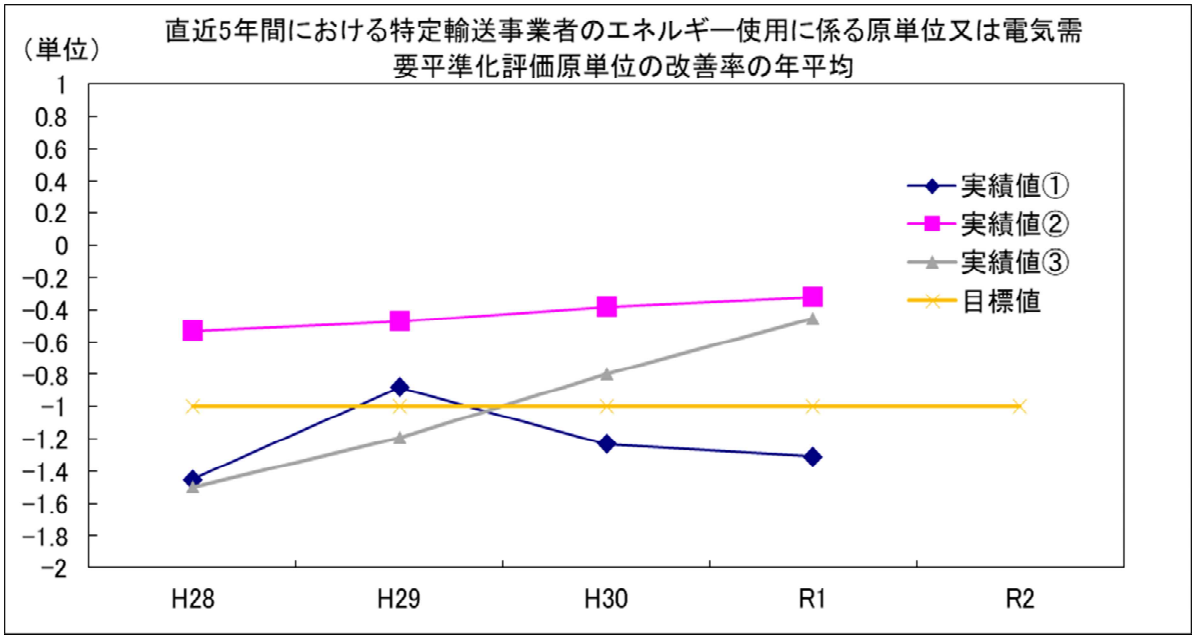

主な事務事業等の概要

輸送部門における省エネ対策等の普及・促進のため、法施行状況を含めた省エネ対策等に係る調査分析をはじめ、特定輸送事業者に対する実態調査、同調査を通じた省エネ対策等に係る指導・助言、非特定輸送事業者に対する指導・助言並びにセミナー等普及啓発活動等を実施。

予算額 7.8 百万円（令和２年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

直近５年間における特定輸送事業者のエネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位の改善率の年平均-1%が目標値であるところ、①特定貨物輸送事業者の指標は-1.31%であり目標を達成した。一方、②特定旅客輸送事業者及び③特定航空輸送事業者の指標はそれぞれ-0.32%及び-0.45%であり、省エネ化は進んでいるものの目標達成とはならなかった。

（事務事業等の実施状況）

地方運輸局において、特定輸送事業者に対する実態調査、同調査を通じた省エネ対策等に係る指導・助言、非特定輸送事業者に対する指導・助言並びにセミナー等普及啓発活動等を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①特定貨物輸送事業者は目標を達成したことからＡと評価した。一方で、②特定旅客輸送事業者及び③特定航空輸送事業者はエネルギー原単位の改善は見られるものの、目標を達成できなかったためＢと評価した。

②については、全国的な猛暑による冷房機器の使用増加等の天候の影響等の外部要因及び輸送機器の老朽化等の理由により平成 28 年度から令和元年度まで目標を達成できていない。また、③については、令和２年１月以降、コロナウイルスの影響という外部要因により旅客需要が著しく減少したことから積載率が悪化し、令和元年度の目標を達成できなかった。今後は、エネルギー使用量等の定期報告書のデータの内容分析及び事業者に対する実態調査・指導等を通して得られた運輸部門のエネルギーの使用の更なる合理化等に向けた効果的な対策について、事業者に対しフィードバックすること等により、目標達成を目指すこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局環境政策課（課長　松家　新治）
関係課：

業績指標３１
燃費性の優れた建設機械の普及率（①油圧ショベル、②ホイールローダ、③ブルドーザ）

評　価

①B ②A ③A	目標値：①84% ②72% ③28%（令和 2 年度） 実績値：①77% ②76% ③61%（令和元年度） 初期値：①48% ②41% ③6%　（平成 23 年度）

（指標の定義）
①、②及び③
CO2 排出量低減が相当程度図られたものとして「低炭素型建設機械の認定に関する規程（平成 22 年 4 月 1 日付け建設施工企画課長通達、国総施環第 321 号）」及び「燃費基準達成建設機械の認定に関する規定」（平成 25 年 3 月 22 日付け公共事業企画調整課長通達、国総環リ第 151 号）に基づき認定された建設機械及び特定の省エネルギー機構を搭載した建設機械等の普及率

（目標設定の考え方・根拠）
①、②及び③
「社会資本整備重点計画」（平成 27 年 9 月 18 日閣議決定）及び　「地球温暖化対策計画」（H28 年 5 月閣議決定）において、位置づけられた燃費性の優れた建設機械の普及率に関する指標建設機械動向調査結果などのトレンドを踏まえ、目標値を設定

（外部要因）
①、②及び③
建設投資の増減に伴う建設機械の総台数の増減

（他の関係主体）
該当無し

（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】
「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月閣議決定）

【閣決（重点）】
「社会資本整備重点計画」（平成 27 年 9 月 18 日閣議決定）

【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
①　77% ②　62% ③　43%	①　77% ②　65% ③　48%	①　77% ②　70% ③　53%	①　77% ②　76% ③　61%	（集計中）

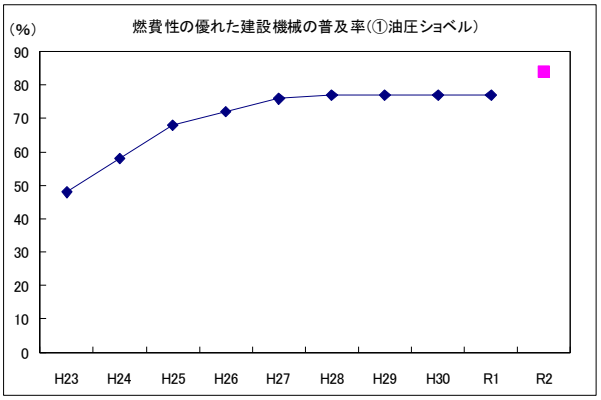

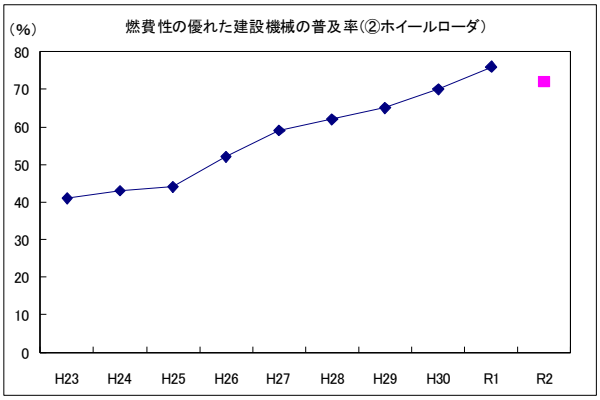

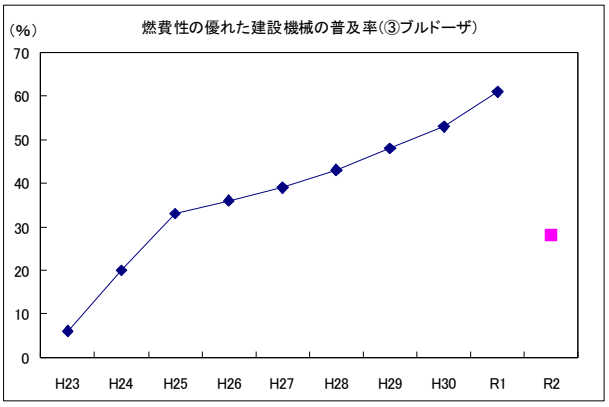

主な事務事業等の概要

省エネルギー型建設機械導入補助事業

省エネ効果の高い建設機械の導入を支援することにより、CO2 の削減を促進した。

予算額：81.9 億円（H26～H30、終了）

低炭素型建設機械及び燃費基準達成建設機械へ低利融資制度

低炭素型建設機械及び燃費基準達成建設機械等の対象建設機械を購入する者への低利融資を実施し、低炭素型建設機械及び燃費基準達成建設機械の普及を図る。

融資額：9.0 億円（H25～R01、継続）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

① 油圧ショベルについては目標値に近い割合まで普及しているものの、近年は横ばいの推移となっている。

② ホイールローダ、②ブルドーザについては順調に普及割合が上昇し、目標値を達成している。

（事務事業等の実施状況）

低炭素型建設機械及び燃費基準達成建設機械へ低利融資制度等を継続して実施することにより、燃費性能の優れた建設機械の普及を促進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

指標の実績値を把握する建設機械動向調査結果によると、①油圧ショベルの普及割合が近年目標値未満の横ばいで推移しており、目標年度に目標値を達成することが困難と見込まれるため B 評価とした。②ホイールローダ、③ブルドーザの普及割合は順調に上昇し，目標値を達成していることから A 評価とした。。

一方、燃費性能の優れた建設機械の中でも、一定の基準を達成し認定された建設機械（燃費基準達成建設機械）については、その販売台数を販売者から国土交通省へ報告することとしており、報告によると当該建設機械の販売台数が順調に増加し、CO2 排出量を削減していることが分かった。そのため、第５次社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日閣議決定）において「燃費基準値達成建設機械の普及率」を新たな指標として設定したところであり、今後は燃費基準達成建設機械の普及加速化に重点を置いて取り組むこととする。

本業績指標についても、今後、同計画を踏まえて見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局公共事業企画調整課　（課長　佐藤　寿延）

関係課： 該当なし

業績指標３２
省エネ基準を充たす住宅ストックの割合

評　価

A	目標値：２０％（令和７年度） 実績値：１１％（平成３０年度） 初期値：　６％（平成２５年度）

（指標の定義）
住宅ストック戸数のうち、省エネ基準を充たす住宅戸数の割合（A／B）
A＝省エネ基準を満たす住宅ストック戸数
B＝住宅ストック戸数
（目標設定の考え方・根拠）
「住生活基本計画（全国計画）」（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）で設定している省エネ基準を充たす住宅ストックの割合（20%（平成 37 年））から設定。
（外部要因）
該当なし
（他の関係主体）
建築主等(事業主体等)
（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】
・住生活基本計画（全国計画）（平成 28 年 3 月 18 日）
・地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日）
【閣決（重点）】

【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
９％	１０％	１１％	集計中	

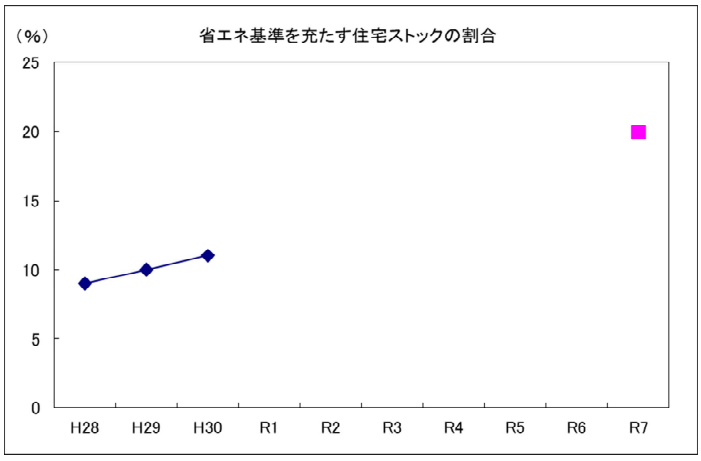

主な事務事業等の概要

【法律】
○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
大規模建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置、性能向上計画認定や認定表示制度等の誘導措置。
改正建築物省エネ法（令和元年法律第 4 号）によるマンション等に係る届出義務制度の監督体制の強化、注文戸建住宅及び賃貸アパートの住宅トップランナー制度の対象への追加、戸建住宅等における建築士から建築主への説明義務制度の創設等。

○都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）

省エネ性能の高い低炭素建築物の認定制度の普及促進。

【補助】

○サステナブル建築物等先導事業

住宅・建築物における省エネ・省 CO2 化を推進するため、省エネ・省 CO2 に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディングプロジェクトに対して支援を行う制度。

予算額：環境・ストック活用推進事業 ９９．８３億円の内数（令和元年度）

９０．７０億円の内数（令和２年度）

○地域型住宅グリーン化事業

中小工務店による省エネルギー性能の高い住宅の整備に対して支援を行う制度。

予算額：１３０億円の内数（令和元年度）

１３５億円の内数（令和２年度）

１０億円の内数（令和２年度補正）

○長期優良住宅化リフォーム推進事業

既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の形成を推進するため、劣化対策、耐震性、省エネ性等の住宅性能の向上を行うリフォームに対して支援を行う制度。

予算額：長期優良住宅化リフォーム推進事業 ４５億円（令和元年度当初）、５億円（令和元年度補正）

４５億円（令和２年度）

○次世代住宅ポイント制度

省エネ改修をポイント発行対象とし、住宅の省エネ化を促進する。

予算額：１，３００億円（令和元年度年度当初）

【税制】

○認定を受けた低炭素建築物に対する税制上の特例措置

○住宅リフォームに関する税制上の特例措置

一定の省エネ改修が行われた住宅等に対する所得税及び固定資産税の減税措置を適用。

【融資】

○住宅金融支援機構のフラット３５Ｓによる省エネルギー性に優れた住宅の取得支援

省エネ措置等を講じた住宅の取得を支援するため、住宅金融支援機構の証券化ローンの枠組みを活用して金利引き下げを実施。

【その他】

○省エネ住宅の整備に向けた体制整備

中小工務店の大工就業者を対象とする省エネ施工技術の習得に対する支援を実施。

予算額：省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備　６億円の内数（令和元年度）

６億円の内数（令和２年度）

省エネ基準に関する講習会、周知活動、審査体制整備を実施。

予算額：省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備

６億円（令和元年度）

６億円（令和２年度）

○住宅建築技術高度化・展開推進事業

○住宅性能表示制度の普及促進

○総合的な環境性能評価手法（CASBEE）の開発・普及
○建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の普及促進

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

省エネ基準を充たす住宅ストックの割合は平成３０年度１１％となっており、順調に推移している。

（事務事業等の実施状況）

【法律】

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）

・平成２７年７月に建築物省エネ法を公布、平成２８年４月より性能向上計画認定等の誘導措置を施行、平成２９年４月より大規模建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置を施行。

※エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく届出制度等は、平成２９年３月末をもって廃止。

・令和元年５月に改正建築物省エネ法を公布、令和元年１１月よりマンション等に係る届出義務制度の監督体制の強化、注文戸建住宅及び賃貸アパートの住宅トップランナー制度の対象への追加を施行、令和３年４月より戸建住宅等における建築士から建築主への説明義務制度の創設等を施行。

【補助】

○サステナブル建築物等先導事業（省 CO2 先導型）

住宅に係るプロジェクトの実績 応募１２０件、採択１１３件（令和元年度）

応募５４件、採択５１件（令和２年度）

○地域型住宅グリーン化事業（高度省エネ型、ゼロ・エネルギー住宅型）

完了実績 ３，５９３件（令和元年度）

○長期優良住宅化リフォーム推進事業

交付決定４，４６２戸（令和元年度当初）、５８４戸（令和元年度補正）

交付受付２，９５９戸（令和２年度）

○次世代住宅ポイント制度

省エネ改修をポイント発行対象とし、住宅の省エネ化を促進した。

【融資】

○住宅金融支援機構のフラット３５Ｓによる省エネルギー性に優れた住宅の取得支援

フラット３５Ｓの実績　８０，４９８戸の内数（令和元年度）

７７，４２５戸の内数（令和２年度）

【その他】

○住宅性能表示制度の普及促進

設計住宅性能評価書の交付実績　２４５，１５６件（令和元年度）

○建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の普及促進

住宅の評価書交付実績（累積）

１０２，３２２件（令和元年度）

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成３０年度の実績値は１１％となっており、令和元年に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（改正建築物省エネ法)」に基づく措置や補助事業の効果発現により、目標達成に向けて当該業績指標は概ね順調に推移するものと考えられることから、A 評価とした。

令和 2 年度政策レビュー評価書では、「今後、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた取組を見据え、「住宅ストックのエネルギー消費量の削減率（平成 25 年度比)」を新たな指標として設定することとし、現行指標は継続的に現状値を把握することとする」旨とりまとめた。

引き続き、令和元年に公布された改正建築物省エネ法の施行に加え、ＺＥＨ等の取組への支援、BELS 等の評価・表示の普及等を通じた更なる省エネ性能の向上に努める。

なお、住生活基本計画（全国計画）（令和 3 年 3 月 19 日閣議決定）では、「住宅ストックのエネルギー消費量の削減率（平成 25 年度比)」について 18%（令和 12 年度）と目標値を設定したところである（なおこの指標は、地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）に基づき設定したものであり、地球温暖化対策計画に変更があった場合には同様に変更されたものとみなす)。本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 住宅局住宅生産課（課長 石坂　聡）
関係課： 住宅局総務課民間事業支援調整室（室長　髙田 龍）

業績指標３３
モーダルシフトに関する指標（①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ　②内航海運による雑貨の輸送トンキロ）

評　価	
①　B ②　B	①　目標値：２２１億トンキロ（令和２年度） 実績値：１６８億トンキロ（令和２年度） 初期値：１８７億トンキロ（平成２４年度） ②　目標値：３６７億トンキロ（令和２年度） 実績値：３５８億トンキロ（令和元年度） 集計中　（令和２年度） 初期値：３３３億トンキロ（平成２４年度）

（指標の定義）
①　鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ
②　内航海運による雑貨の輸送トンキロ

（目標設定の考え方・根拠）
交通基本法に基づく、交通政策基本計画（平成２７年２月１３日閣議決定）において位置づけられたモーダルシフトに関する指標。トラック輸送からの転換というモーダルシフトの趣旨に鑑み、鉄道の指標はコンテナ貨物の輸送トンキロとしている。

（外部要因）
自然災害等による変動、新型コロナウイルス感染症による影響

（他の関係主体）
物流事業者（鉄道事業者、海運事業者を含む）等

（重要政策）
【施政方針】
第２０４回国会施政方針演説（令和３年１月１８日）「２０５０年カーボンニュートラルを宣言しました。もはや環境対策は経済の制約ではなく、社会経済を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す、その鍵となるものです。まずは、政府が環境投資で大胆な一歩を踏み出します。」

【閣議決定】
京都議定書目標達成計画（平成２０年３月２８日全部改定）
交通政策基本計画（平成２７年２月１３日）
地球温暖化対策計画（平成２８年５月１３日）

【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」

【その他】
「当面の地球温暖化対策に関する指針」（平成２５年３月１５日）地球温暖化対策推進本部決定

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
１９７億トンキロ	２００億トンキロ	１７７億トンキロ	１８４億トンキロ	１６８億トンキロ

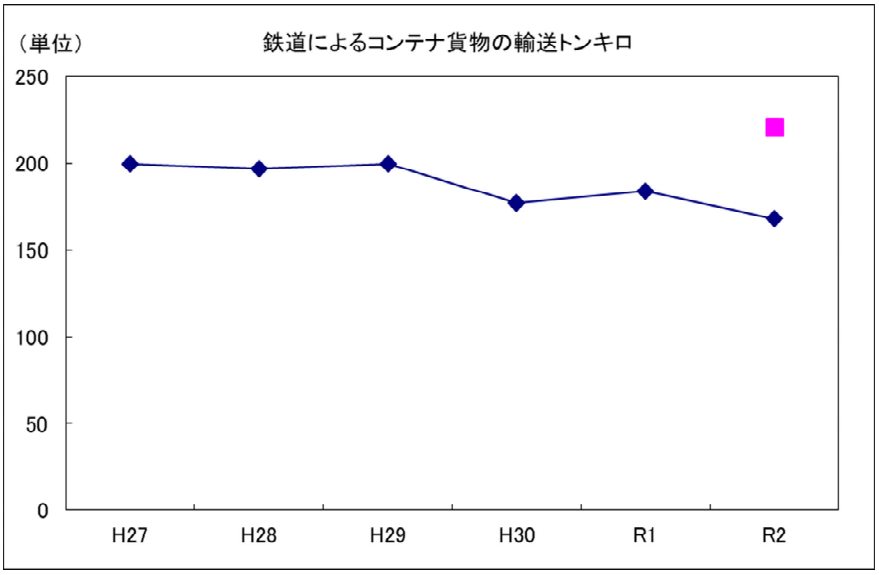

過去の実績値				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
３５８億トンキロ	３５１億トンキロ	３５１億トンキロ	３５８億トンキロ	集計中

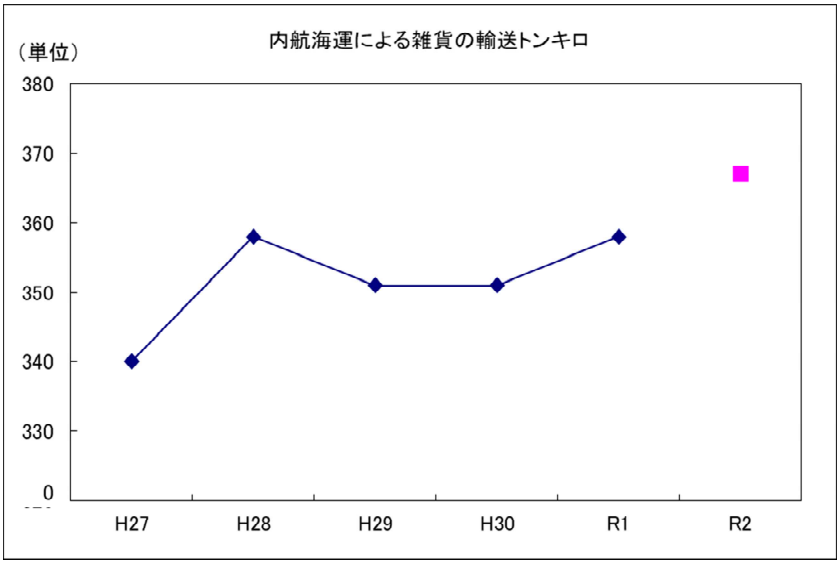

主な事務事業等の概要

① 鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進

・エコレールマークの普及

鉄道貨物の利用促進が図られるためには、荷主等の企業や消費者においても、鉄道貨物輸送による環境負荷低減の取組に対する意識の向上が重要であることから、鉄道貨物輸送を積極的に行っている企業や商品に対してエコレールマークの認定を行い、鉄道貨物へのモーダルシフトの推進が図られるよう、エコレールマーク普及についての取組を推進する。

（税制特例）

・ＪＲ貨物が取得する高性能機関車に係る特例措置

固定資産税 ５年間（２年間） ３／５

② 海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進

・（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度の活用によるモーダルシフトの促進

船舶共有建造制度を活用して船舶を建造することにより、モーダルシフトの促進を支援する。

・海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進

海上貨物輸送を一定程度利用する荷主・物流事業者を「エコシップマーク認定事業者」として認定し、エコシップマークの使用を認める他、当該認定事業者の中から貢献度の高い事業者を優良事業者として表彰。また、優良事業者の中からさらに革新的な取組等により最も貢献度の高い事業者に対し「海運モーダルシフト大賞」として表彰し、船舶を使用したモーダルシフトのアピールを行う「エコシップ・モーダルシフト事業」を推進している。

（税制特例措置）

・船舶に係る特別償却制度

環境低負荷船について、特別償却

＜償却率＞ 高度環境低負荷船・・・・・・・・・・・１８/１００

環境低負荷船・・・・・１６/１００

・海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置

船舶を譲渡し、新たに船舶を取得した場合における譲渡資産譲渡益について、80%を上限に課税繰り延べ

・海運に係る地球温暖化対策税の還付措置

環境負荷の少ない大量輸送機関としての活用（モーダルシフト）を推進する観点から、内航海運、国内旅客船に係る軽油及び重油について「地球温暖化対策のための税」を還付

③ 荷主・物流事業者の連携による取組の推進

・流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化計画の認定

流通業務（輸送、保管、荷さばき及び流通加工）を一体的に実施するとともに、「輸送網の集約」、「モーダルシフト」、「輸配送の共同化」等の輸送の合理化により、流通業務の効率化を図る事業に対する計画の認定を行うことにより、モーダルシフトをはじめ、物流の効率化を図る。

・モーダルシフト等推進事業

荷主企業及び物流事業者等、物流に係る関係者によって構成される協議会が行う流通業務の総合化及び効率化

の促進に関する法律に規定する総合効率化計画の策定のための調査事業や、認定を受けた総合効率化計画に基づき実施する事業に要する経費の一部を補助する。
予算額：１９百万円（令和２年度）
・グリーン物流パートナーシップ会議
物流分野における地球温暖化対策に顕著な功績があった荷主、物流事業者等が共同した取組に対し、その功績を国土交通大臣等から表彰することにより、モーダルシフトをはじめ、グリーン物流の普及拡大を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

① 令和元年度は、「令和元年東日本台風（７月）」により東北線が分断されるなど影響はあったものの、前年度よりも改善が見られた。令和２年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う年度を通じた需要低迷に加え、「令和２年７月豪雨」により熊本・鹿児島間の長期不通、北日本を中心とした暴風雪に伴う津軽線等の断続的不通の影響を受け、平成２４年度に当該指標を設定して以降最も小さくなり、全体として進展が大きくなかった。

② 指標については、平成２７年度以降トラックドライバー不足の影響や船舶大型化等の影響により、概ね増加傾向となっている。

（事務事業等の実施状況）

① エコレールマークの普及
令和２年度の認定商品は合計で１９８品目、認定企業は９１社となった。
今後も引き続きエコレールマーク普及についての取組を推進する。

② 令和２年度は「エコシップ・モーダルシフト事業」の認定事業者として荷主９者、物流事業者１０者を決定。（認定事業者：荷主１６７者、物流事業者１９０者）。
また、優良事業者表彰者として、荷主９者、物流事業者１０者を表彰（認定事業者：荷主１６０者、物流事業者１７５者）、さらに、「海運モーダルシフト大賞」として荷主１者、物流事業者１者を表彰。

③ 荷主・物流事業者の連携による取組の促進
・流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化計画の認定
モーダルシフトに関して、令和２年度は、鉄道輸送へのモーダルシフト事業４件、海上輸送へのモーダルシフト事業３件を認定した（鉄道及び海上輸送両方のモーダルシフトを行う認定計画１件含む）。
・モーダルシフト等推進事業
令和２年度は、鉄道輸送への転換を図る取組に対して、計画策定事業３件、認定総合効率化計画に基づき実施する事業４件について支援を実施した。海上輸送への転換を図る取組に対して、認定総合効率化計画に基づき実施する事業２件について支援を実施した。※認定総合効率化計画に基づき実施する事業について、鉄道及び海上輸送両方のモーダルシフトを行う１件を含む。
・グリーン物流パートナーシップ会議
モーダルシフトに関して、令和２年は１件の取組に対し国土交通省公共交通・物流政策審議官から表彰を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

① 平成２４年度以降、貨物鉄道の輸送量はトラックドライバー不足の影響等もあり、長期的には増加傾向で推移していたが、自然災害による路線の分断により不通区間が発生するなど、通常の輸送力が確保できなかったことから、輸送量が大きく減少した年も見られた。加えて令和２年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う需要低迷も大きく影響した。
目標値の達成はできなかったが、今後も、鉄道による貨物輸送の競争力を高めるため、老朽化した機関車の高性能機関車への更新を進めるとともに、ブロックトレイン・定温貨物列車などの輸送機材の充実等による輸送力増強・輸送品質改善を図る。また、貨物駅の効率化・省力化及び安全性向上に資する新技術の導入や災害時の代替輸送などに備えたコンテナホーム拡張等のＢＣＰの充実化により貨物鉄道の利便性等の向上を図ることで、総合的にモーダルシフトを推進する。
以上のことから、Ｂと評価した。

② 令和元年度において、実績値は前年度と比較し増加となったものの、業績指標を達成できなかったことから、Ｂ評価とした。
令和２年度以降も、税制特例措置や（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度により船舶建造を支援するとともに、エコシップマークの普及促進及び表彰制度等を活用した海上輸送への更なるモーダルシフトの推進を図ることで、目標達成に向け努めていきたい。

なお、新たな交通政策基本計画（令和 3 年 5 月 28 日閣議決定）においては、「鉄道による貨物輸送トンキロ（209 億トンキロ（令和 7 年度）」「海運による貨物輸送トンキロ（389 億トンキロ（令和 7 年度）」と設定したところであり、同計画を踏まえ、今後本業績指標も見直す。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局物流政策課（課長 阿部 竜矢）
総合政策局物流政策課物流効率化推進室（室長 小倉 佳彦）

関係課：鉄道局貨物鉄道政策室（室長　野口　透良）
　　海事局内航課（課長　秋田　未樹）
　　海事局総務課企画室（室長　忍海邊　智子）

業績指標３４
環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進による CO2 排出削減量(平成 25 年度比)

評　価	
A	目標値：157 万 t-CO2（令和 12 年度） 実績値：45.8 万 t-CO2（令和元年度） 集計中（令和２年度） 初期値：－

（指標の定義）
内航船舶の平成 25 年度比 CO2 排出削減量（単位：万 t-CO2/年）
（目標設定の考え方・根拠）
効率的で安定した国内海上輸送の確保と同時に、地球温暖化対策計画（平成 28 年５月 13 日閣議決定）に基づき求められている内航船舶からの CO2 排出量の削減目標を踏まえると、革新的省エネ技術の導入支援等による各種支援施策を講じることで、環境負荷低減に資する内航船舶への代替建造等を促進していく必要がある。
業績目標としては、地球温暖化対策計画での見込み排出削減量である令和 12 年度 157 万 t-CO2/年(平成 25 年度比)が最適であるため、この数値の達成を目標とする。
（外部要因）
景気の動向
（他の関係主体）
民間事業者（事業主体）
（重要政策）
【施政方針】
・第 204 回国会施政方針演説（令和３年１月 18 日）
「2050 年カーボンニュートラルを宣言しました。もはや環境対策は経済の制約ではなく、社会経済を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す、その鍵となるものです。まずは、政府が環境投資で大胆な一歩を踏み出します。」
【閣議決定】
・地球温暖化対策計画（平成 28 年５月 13 日閣議決定）
船舶部門においては、革新的な省エネルギー技術の実証を行うなど、省エネルギーに資する船舶等の普及促進を図ってきたところであり、引き続きこうした船舶の普及促進を図る。
・総合物流施策大綱（2017 年度～2020 年度）（平成 29 年７月 28 日閣議決定）
我が国の温室効果ガス削減目標の達成等に向け、物流分野においてもサプライチェーン全体での環境負荷の低減の観点から、再配達など非効率となっている部分の削減、物流の効率化・モーダルシフトの推進や、自動車の単体対策、鉄道・船舶・航空・物流施設における低炭素化の促進等を通じて貢献する。
・海洋基本計画（平成 30 年５月 15 日閣議決定）
温室効果ガスや大気汚染物質の排出抑制による環境負荷の低減への取組として、我が国が主導する船舶からの温室効果ガス排出抑制に係る国際ルールの策定、船舶の省エネ技術の実証や IoT の活用による運航の効率化、港湾における省エネ化の推進、二酸化炭素吸収源拡大対策等を通じた「カーボンフリーポート 69」の実現、LNG 燃料船の普及や LNG バンカリング拠点の形成等に取り組んでいく。
【閣決（重点）】
なし
【その他】
・グリーン成長戦略（令和２年 12 月 25 日 第６回成長戦略会議決定）重点分野「（７）船舶産業」に記載あり。

過去の実績値（万 t-CO2）　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
22.4	38.4	41.1	45.8	集計中

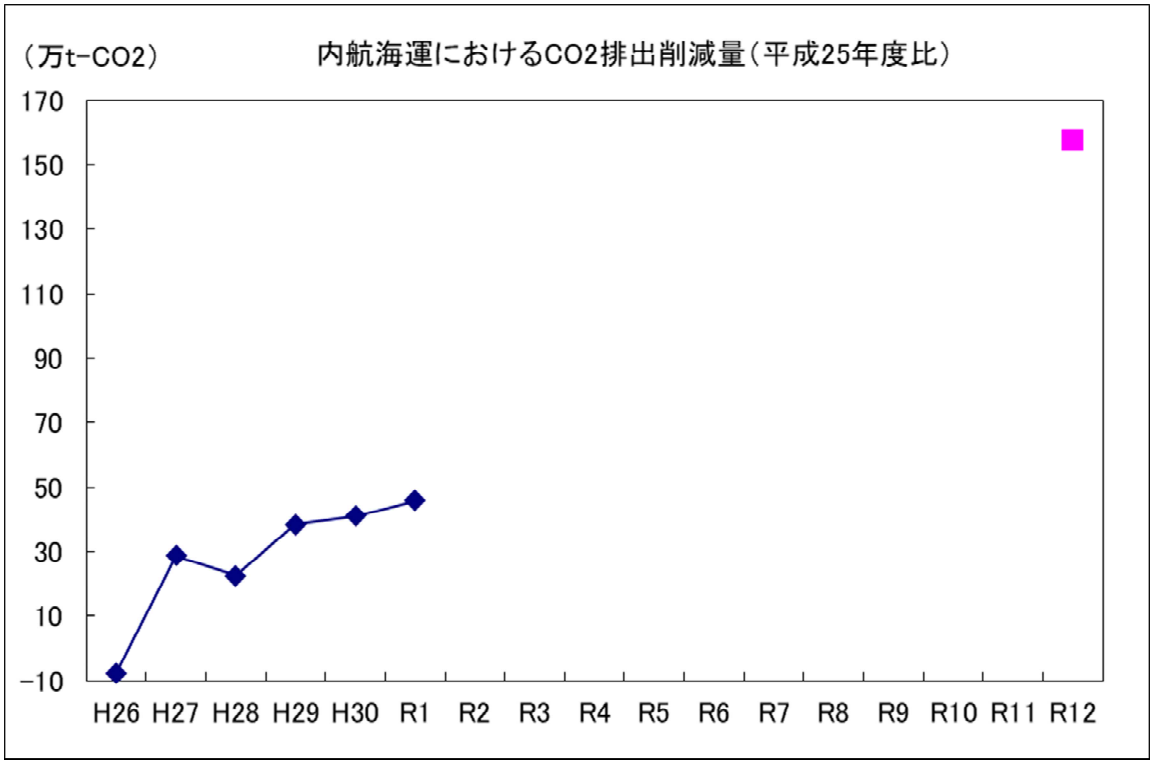

主な事務事業等の概要

【税制】
・船舶に係る特別償却制度
環境低負荷船について、特別償却を認める。
＜償却率＞　高度環境低負荷船・・・・・・・・・・・18／100
　　環境低負荷船・・・・・・・・・・・16／100
・海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置を認める。
船舶を譲渡し、新たに船舶を取得した場合における譲渡資産譲渡益について、80%を上限に課税繰り延べ
【融資】
・（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度の活用による環境低負荷船への代替建造の促進
船舶共有建造制度を活用して船舶を建造することにより、環境低負荷船への代替建造を促進する。
財政投融資計画額：280 億円（令和２年度）、245 億円（令和元年度）
【補助】
・内航船の運航効率化実証事業費補助金（内航船の総合的な運航効率化措置実証事業費補助金）
革新的省エネ技術（ハード対策）と運航・配船の効率化（ソフト対策）を組み合わせた省エネ効果の実証に要する経費の一部を補助する。
予算額：62.0 億円の内数(令和２年度)、62.0 億円の内数(令和元年度)、60.5 億円の内数（平成 30 年度)、61.5 億円の内数（平成 29 年度）
・代替燃料活用による船舶からのＣＯ2 排出削減対策モデル事業費補助金※平成 30 年度より開始
ＬＮＧ燃料船の実運航時の CO2 排出削減の最大化を図る技術実証に要する経費の一部を補助する。
予算額：4.8 億円（令和２年度)、4.8 億円（令和元年度)、2.8 億円（平成 30 年度）
【その他】
・内航船省エネルギー格付制度※平成 29 年度より開始
内航船舶の CO2 効果等を船舶の企画・設計段階で「見える化」し、省 CO2 性能等を客観的に評価する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
内航船舶の平成 25 年度比 CO2 排出削減量は令和元年度 45.8 万 t-CO2 となっており、引き続き増加傾向にある。
（事務事業等の実施状況）
・船舶共有建造制度や各種税制特例措置の活用等により、環境低負荷船への代替建造が順調に行われた。
　・船舶共有建造制度（令和２年度：調査中、令和元年度:21 隻）
　・各種税制特例措置の活用（令和２年度：調査中、令和元年度：14 隻）
・内航船の総合的な運航効率化措置実証事業により、省エネに資する船舶の技術実証を行った。
　・内航船の運航効率化実証事業（内航船の総合的な運航効率化措置実証事業）（令和２年度：５件、令和元年：６件、平成 30 年度：５件、平成 29 年度：６件）

・代替燃料活用による船舶からのＣＯ２排出削減対策モデル事業により、ＣＯ２排出削減に資する船舶の技術実証を行った。
・代替燃料活用による船舶からのＣＯ２排出削減対策モデル事業（令和２年度：３件、令和元年度：３件、平成30年度：３件）
・内航船舶省エネルギー格付制度の活用により、船舶の省エネルギー性能が「見える化」され、環境対策に関心のある荷主事業者や消費者へ省エネルギー船舶の一層のＰＲが可能になった。
・内航船舶省エネルギー格付制度による格付の付与（令和２年度：37件、令和元年度：10件、平成30年度：12件、平成29年度：７件）

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、令和元年度において概ね順調に推移している。平成29年度より、内航船舶省エネルギー格付制度を開始し、船舶の環境性能が「見える化」され、環境対策に関心のある荷主や消費者等へ省エネルギー船舶の一層のＰＲが可能となった。さらに、平成30年度より、将来的な地球温暖化対策の強化につながり、船舶分野におけるCO2排出削減効果が相対的に大きいものの、民間の自主的な取組だけでは十分に進まない技術の開発・実証を対象として、代替燃料活用による船舶からのCO2排出削減対策モデル事業を開始した。令和２年度の実績値は集計中であるが、令和元年度においても実績値は増加傾向にあり、令和3年度から新たに「LNG燃料システム等導入促進事業」による船舶のCO_2排出削減に向けた補助事業を開始するとともに、引き続き税制特例措置の活用による環境低負荷船への代替建造の促進をはじめ、各種事業を推進することとしており、今後事業の効果の発現が見込まれることから、Ａと評価した。

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局内航課　（課長　秋田　未樹）
関係課：海事局総務課企画室（室長　忍海邊　智子）
　　海事局海洋・環境政策課（課長　田村　顕洋）

業績指標３５
都市緑化等による温室効果ガス吸収量

評　価	
A	目標値：約 119 万 t-CO2/年（令和２年度） 実績値：集計中（令和２年度） 約 127 万 t-CO2/年（令和元年度） 初期値：約 111 万 t-CO2/年（平成２５年度）

（指標の定義）
１９８９年１２月３１日時点で「森林」でなかった都市域等において、１９９０年以降２０１２年までの間に、樹木（高木）の植栽（＝植樹）を含めた面積５００㎡以上の規模の緑化を行う事業（都市公園の整備、公共施設の緑化等）によって創出された緑地による温室効果ガス吸収量。気候変動枠組条約等に基づき、「土地利用、土地利用変化及び林業分野」の要素として日本国が国連へ報告しているもの。

（目標設定の考え方・根拠）
吸収源となる都市公園、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等の緑地などの都市緑地の、平成２０年から平成２４年までの
整備面積のトレンドを踏まえ、目標値を設定【第４次社会資本整備重点計画第２章の重点目標に関連する事業の指標「KPI25 都市緑化等による温室効果ガス吸収量」】（同一定義）

（外部要因）
―

（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
―

【閣議決定】
・地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日）第１章第２節１．（２）温室効果ガス吸収源対策・施策
「都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化、建築物の屋上などの新たな緑化空間の創出を積極的に推進する」
・生物多様性国家戦略 2012-2020(平成 24 年 9 月 28 日)
第 3 部第 2 章第 9 節 1 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応の推進
「都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策として、 都市公園の整備や、 建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します」
・第五次環境基本計画(平成 30 年 4 月 17 日)第 4 部第１章第１節（１）⑤
「森林等の吸収源対策として、間伐等の森林の整備・保全、農地等の適切な管理、都市緑化等を推進する」

【閣決（重点）】
・第４次社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日）第２章「KPI25 都市緑化等による温室効果ガス吸収量」

【その他】
・環境行動計画（平成 26 年３月）（平成 29 年３月一部改定）
第三章Ⅰ＜１．地球温暖化対策・緩和策の推進＞「温室効果ガス吸収源対策の推進等の施策に取り組む」

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
121 万 t-CO2/年	123 万 t-CO2/年	124 万 t-CO2/年	127 万 t-CO2/年	集計中

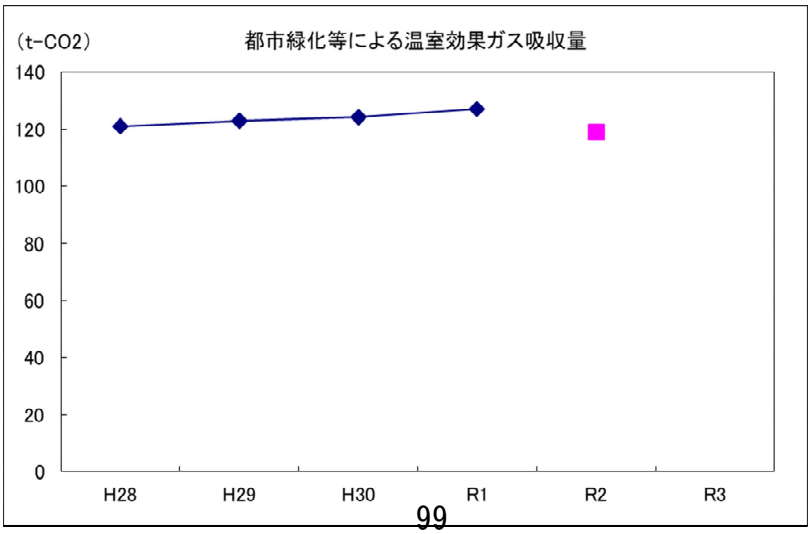

主な事務事業等の概要

・都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、官公庁施設等の緑化を推進する。

・都市緑化等における吸収量の算定方法の精査・検討、報告するデータの整備を行う。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

順調である（令和２年度の実績値は令和４年４月頃にならないと集計できないものの、令和元年度の実績値において既に目標値を達成している）

（事務事業等の実施状況）

（事務事業等の実施状況）

・都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、官公庁施設等の緑化を推進した。

・都市緑化等における吸収量の算定方法の精査・検討、報告するデータの整備を行った。

・緑の創出に関する普及啓発と、市民、企業、ＮＰＯ等の幅広い主体による緑化の推進を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・目標設定の最終年度である令和 2 年度の実績値は集計中であるが、本業績指標は、過去の実績値が毎年度目標値を達成しているとの推移に基づき、目標年度に目標値を達成することは確実と判断し、、Ａと評価した。

・なお、第 5 次社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日閣議決定）においては引き続き本指標（令和 12 年度：124 万 t-C02）を掲げているところであり、今後も都市公園の整備等による緑化の推進を図ると共に、都市緑化等における吸収量の算定方法等の整備や都市緑化等の意義や効果の普及啓発を行う。

・以上を踏まえ、本業績指標についても今後見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局公園緑地・景観課（課長 五十嵐 康之）

関係課： 道路局環境安全・防災課（課長 荒瀬 美和）

水管理・国土保全局 河川環境課（課長 内藤 正彦）

水管理・国土保全局 下水道部下水道企画課（課長 植松 龍二）

港湾局海洋・環境課（課長 松良 精三）

住宅局住宅総合整備課（課長 山下 英和）

官庁営繕部 設備・環境課営繕環境対策室（室長 才木 潤）

業績指標 36
緊急地震速報の迅速化*

評　価	
B	目標値：19.4 秒以内(令和２年度) 実績値：20.9 秒(令和２年度) 初期値：24.4 秒(平成 22～26 年度平均)

（指標の定義）
日本海溝沿いで発生した地震において、緊急地震速報（予報）を発表し、震度１以上を観測した地震について、緊急地震速報（予報）の第１報を発表するまでの時間の平均値を指標とする。

（目標設定の考え方・根拠）
緊急地震速報を少しでも迅速に発表することにより、強い揺れが来る前に緊急地震速報が伝達される地域が拡大し、それらの地域において、安全確保や機器の自動制御等による防災・減災の効果や経済的損失の軽減が期待される。緊急地震速報の迅速化にはできるだけ震源に近い場所で地震を観測することが非常に有効であることから、気象庁ではこれまでも、緊急地震速報に活用する観測点を増やす取り組みを進めてきた。東日本大震災以降については、多機能型地震観測網※の増強（50 点整備）や、防災科学技術研究所の大深度 KiK-net※、海洋研究開発機構の DONET1 の活用により、迅速化に取り組んできたところである。
さらに今後、日本海溝沿いでは防災科学技術研究所により海底地震計（S-net※）の整備が進められており、気象庁ではこれらの海底地震観測データの取り込みを進め、各観測点について、地震や地震以外の震動の検知状況及び自動処理の動作状況の確認作業や、海底地震計の特殊な設置環境等を踏まえた震源・マグニチュードの推定方法の改良等を行った上で、緊急地震速報への活用に追加して行く予定である。

※多機能型地震観測網： 気象庁が整備した、緊急地震速報のための前処理や震度観測等の機能を持った地震観測網。
※大深度 KiK－net： 防災科学技術研究所が整備した基盤強震観測網のうち、南関東の概ね 500m以上の深さに設置されたもの。
※S-net： 防災科学技術研究所が根室沖から房総半島沖に整備を進めている日本海溝海底地震津波観測網。

（外部要因）
S-net の整備状況

（他の関係主体）
国立研究開発法人防災科学技術研究所

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
国土強靭化年次計画 2020（令和 2 年 6 月 18 日国土強靭化推進本部）重要業績指標

過去の実績値（秒）　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
24.9	25.4	23.3	22.9	20.9

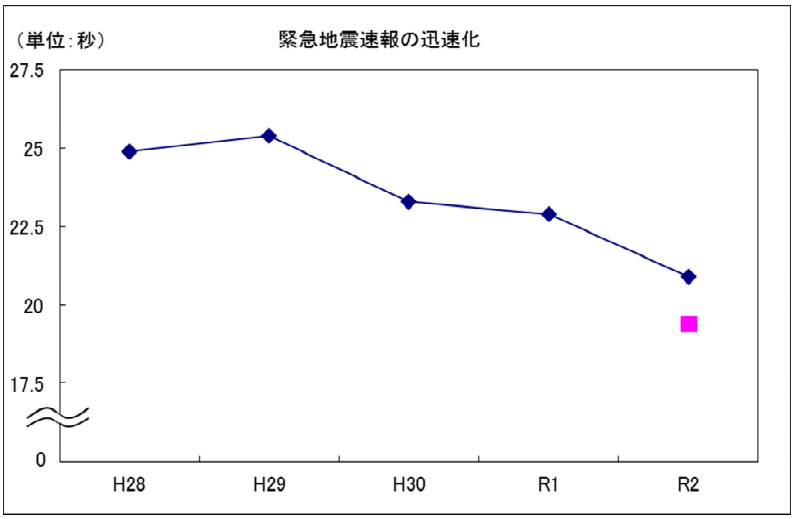

主な事務事業等の概要

・地震津波観測業務等　予算額：1,669 百万円の内数（令和２（2020）年度）

国内外の地震を観測・監視・解析し、適時的確に緊急地震速報、津波警報等を発表することにより、地震や 津波による災害の防止・軽減を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

達成しなかった。

令和元年度から S-net の観測データを緊急地震速報に活用し、着実に運用を行ったものの、令和２年度の実績値は 20.9 秒であり、目標年度における目標値である 19.4 秒には達しなかった。

（事務事業等の実施状況）

海底に設置されている S-net の地震計は、地上に設置した地震計では問題にならない海底の堆積層による地震波の増幅や地震時の強震動による地震計の傾動等がマグニチュードの推定に影響を与えることがわかったことから、これまでに、堆積層の影響を受けにくい上下動成分のみを利用してマグニチュードを推定する手法や、傾動等を起こした地震計のデータをマグニチュードの推定から除外する手法等の開発と、これらをシステムに導入するための動作試験を行ってきた。また、S-net の観測データを緊急地震速報で利用するためには、S-net の陸上局においても改修が必要なことから、防災科学技術研究所と協力して対応を行ってきた。令和元(2019)年度にはこれらの処理システム上での動作検証を進めた上で、同年６月に S-net の観測データを活用した緊急地震速報の発表を開始した（日本海溝の海溝軸外側の観測データについては翌年３月に活用開始）。

令和 2 年度の実績値は 20.9 秒であり、目標値である 19.4 秒からは 1.5 秒遅かった。これは、S-net の観測データ活用による迅速化の効果が高い、震源が沿岸から遠く規模がある程度大きい地震の数が少なかったことによる。このことを考慮し、評価対象地震 288 個のうち、M5.0 以上の地震 32 事例に限って指標を計算すると、実績値は 16.3 秒となり、目標値である 19.4 秒を下回った。これら事例のうち、例えば、令和２（2020）年４月 30 日の青森県東方沖の地震（最大震度３）では、S-net の観測データを活用しない場合と比較して約 18 秒、同年 11 月６日の青森県東方沖の地震（最大震度３）では約 22 秒、緊急地震速報（予報）の第１報を迅速に発表できている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和元年度から S-net の観測データを緊急地震速報に活用し、着実に運用を行った結果、第１報を発表するまでの時間を短縮することができたものの、目標年度における目標値には達しなかったことから、評価をＢとした。

今後も S-net の観測データを活用した緊急地震速報の安定運用に努めるとともに、さらなる緊急地震速報の迅速化・精度向上を図るため、震源推定手法の高度化の検討・検証を進める。

緊急地震速報の改善としては、これまでに、同時に複数の地震が発生した場合も適切に震源を推定する IPF 法(平成 28(2016)年 12 月）や巨大地震が発生した場合も精度よく震度を予測できる PLUM 法（平成 30(2018)年３月)、さらには、海域の地震に対する緊急地震速報の発表の迅速性と精度向上を図るため、海底地震計を活用するための技術（令和元(2019)年６月）を開発・導入してきた。

一方で、緊急地震速報では、発表の迅速性とその後の情報の精度向上のため、利用できる観測データに応じた複数の震源推定手法を併用し、その中でより精度が高いと考えられる震源を採用するとともに、その地震による揺れと判定された振幅値データからマグニチュード（M）を推定している。このため、令和２(2020)年７月 30 日に鳥島近海で発生した地震に対する緊急地震速報のように、採用された推定震源が不適切であった場合、同じ地震による揺れと判定された振幅を不適切な震源との組み合わせで M 推定に利用することによって、M を過大に推定し、震度を過大に予測してしまうことがある。震度を過大予測した緊急地震速報が発表されると、社会的に大きな影響・混乱を及ぼすことになることから、改善すべき重要な課題である。

この課題に対応し、緊急地震速報の過大予測を低減するため、緊急地震速報の処理に用いてきた複数の震源推定手法を、令和５(2023)年度を目途に、複数地震の識別に長けた手法である IPF 法に統合する計画である。

この改善にあたり、緊急地震速報の予測震度が、観測された震度に対して±3 階級以上となる地域の割合を指標として設定し、本指標が地震の発生状況に依存することを踏まえ、この影響が小さくなるよう、過去の５年間ごとの実績を考慮したうえで、新たに目標とする。

以上を踏まえ、本業績指標についても見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　気象庁地震火山部管理課（課長　青木　元）
関係課：　気象庁地震火山部地震火山技術・調査課（課長　中村　雅基）

業績指標 37
大規模災害に対する電気通信施設の信頼性向上対策が完了した事務所等の割合*

評　価	
A	目標値：82%（令和 2 年度） 実績値：82%（令和 2 年度） 初期値：67%（平成 28 年度）

（指標の定義）
危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所等（229 事務所）のうち、国土交通省内を結ぶ統合通信網の強靭化のために電気通信設備の信頼性向上対策を行っている割合。

（目標設定の考え方・根拠）
危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所等について、予算の制約の中、国土交通省内を結ぶ統合通信網の強靭化の整備を順次進めており、令和 2 年度末までに整備を完了すべき拠点として、全体の 82%を目標として設定した。

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
なし

（重要政策）

【施政方針】
なし

【閣議決定】
なし

【閣決（重点）】
なし

【その他】
防災基本計画（令和２年５月２９日中央防災会議）

過去の実績値（%）				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
67	74	78	79	82

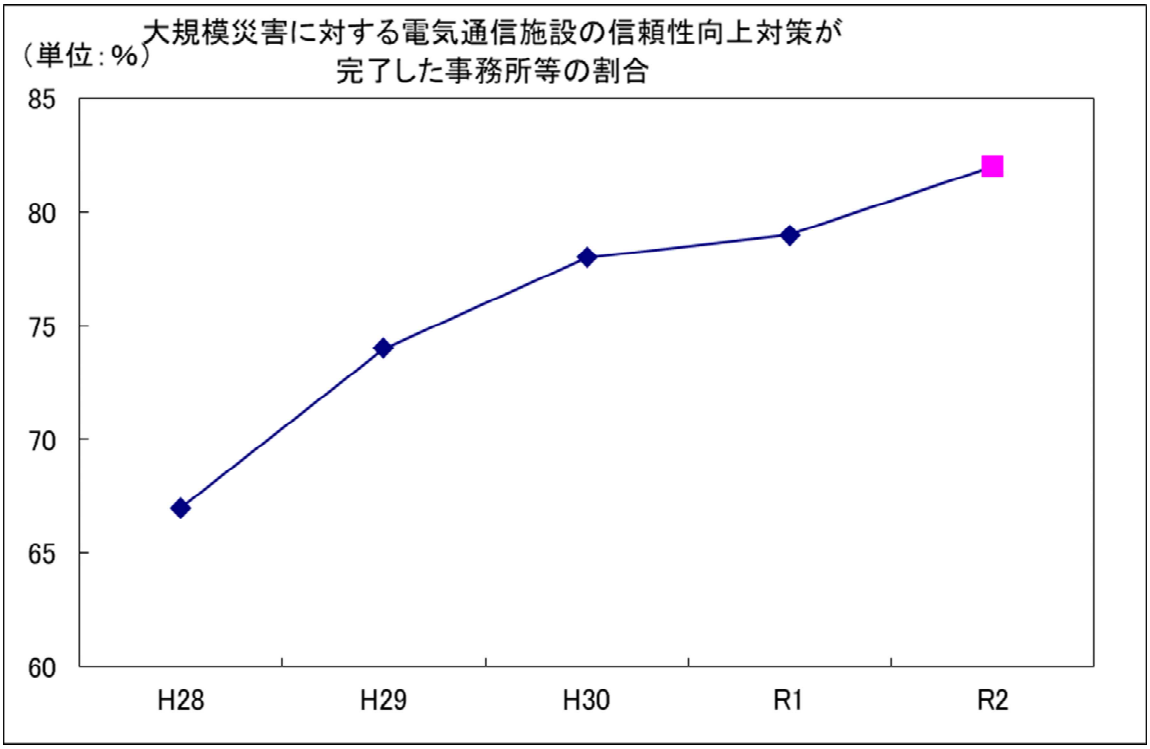

主な事務事業等の概要

○次世代防災通信基盤の構築に向けた検討　予算額　約４００万円（令和２年度）

災害対応時及び平常時における情報伝達体制の強化のための、次世代防災通信基盤の構築・運用に向けた検討。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和２年度の実績値は 82%であり、目標年度における目標値を達成した。

（事務事業等の実施状況）

令和２年度　次世代防災通信基盤の構築に関する調査検討業務において、国土交通省内を結ぶ統合通信網の強靭化のために電気通信設備の信頼性向上対策について検討を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については 82%と目標値に達したため、Ａと評価した。

今後は個別の庁舎・施設の耐震対策を推進していく必要があるため、今後指標の定義の見直しを行い、その目標値を 100%とする。なお、新たな定義に基づくと、今回の測定結果は 93%となる。それらを踏まえ、本業績指標の見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 大臣官房技術調査課電気通信室（室長　吉本 紀一）
関係課：なし

業績指標 38
台風予報の精度*

評　価	
B	目標値：200km（令和２年） 実績値：207km（令和２年） 初期値：244km（平成 27 年）

（指標の定義）
72 時間先の台風中心位置の予報誤差（台風の進路予報円の中心位置と対応する時刻における実際の台風中心位置との間の距離）を、当該年を含む過去 5 年間で平均した値。

（目標設定の考え方・根拠）
台風による被害の軽減を図るためには、台風に関する予測の基本である台風中心位置の予想をはじめとした台風予報の充実が必要である。この充実を測定する指標として、台風中心位置の予報誤差を用いる。
平成 27(2015)年までの過去 5 年間における予報誤差の平均は 244km である。令和 2 (2020)年の目標値としては、過去 5 年間の同指標の減少分及び過去 5 年間の各単年実績の背景を踏まえ、新たな数値予報技術の開発等により、200km に改善することが適切と判断。
本目標を達成するためには、予測に用いる数値予報システムの高度化が必要であり、数値予報モデルの改良を進めるとともに、初期値の精度向上に重要な観測データの同化システムの改善を図る。
また、数値予報技術の開発と並行して、数値予報資料の特性の把握や、観測資料による数値予報資料の評価などを通した、予報作業における改善に努め、台風予報精度の一層の向上を図る。

（外部要因）
自然変動（台風の進路予想に影響を与える台風及び環境場の特性の変化）

（他の関係主体）
なし

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】

過去の実績値（括弧内は単年の予報誤差）（km）　（年）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
235 (243)	226 (248)	219 (179)	207 (190)	207 (176)

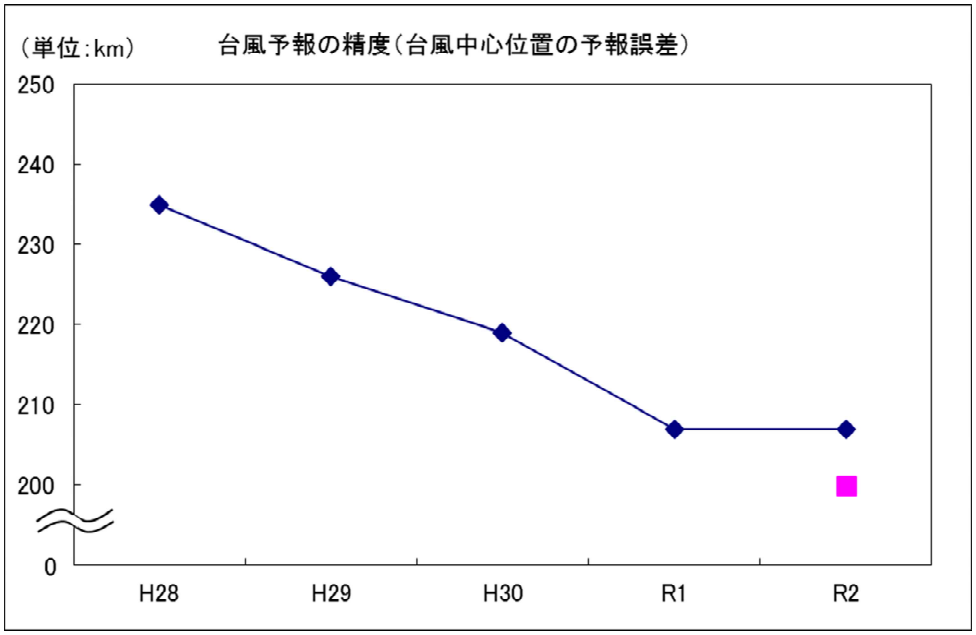

主な事務事業等の概要

スーパーコンピュータを中心とした気象資料総合処理システムの運用

気象資料総合処理システムを用いて予測モデルの開発を推進し、局地予報や台風予報などの精度を向上させる。

予算額：711 百万円（令和元年度）

予算額：712 百万円（令和２年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

達成しなかった。

計画を着実に実施し、これまでの実績値のトレンドから目標年には順調に目標を達成すると見込まれていたものの、目標年が到来した時点における実績値は目標に及ばなかった。

（事務事業等の実施状況）

新規衛星観測データの利用について、ひまわり８号や米国静止気象衛星 GOES-16 の大気追跡風及び晴天放射輝度温度、全球降水観測計画主衛星のマイクロ波イメージャ GMI の輝度温度、米国の極軌道衛星搭載のマイクロ波サウンダ ATMS 及びハイパースペクトル赤外サウンダ CrIS の輝度温度などの観測データの利用を開始した。さらに欧州の極軌道衛星 Metop-C やインドとフランスが共同運用する ScatSat-１衛星搭載のマイクロ波散乱計の海上風データの利用を開始した。また、台風ボーガスや掩蔽観測データの利用手法を改良した。更に、日本、欧州、米国、中国の極軌道衛星に搭載されたマイクロ波放射計の観測データについて、新たに雲・降水域のデータの利用を開始するとともに、気象条件に応じた予測の不確実性を考慮できる技術（ハイブリッド同化）を導入し、初期値作成処理の高度化を行った。

数値予報モデルについては、鉛直層数の増強（現行の鉛直 100 層から 128 層への増強）、降水や雲、太陽や地表面からの放射による加熱などを予測する手法の改良、地形性抵抗過程、陸面過程及び極域における放射・雲過程に関する改良等を行った。これらの改良により、台風進路予測や降水予測の精度の改善が得られることを確認した。

また、誤差が大きくなった事例の検証等による数値予報資料の特性の把握や観測資料による数値予報資料の評価を行うとともに、予報作業におけるこれらの資料の利用改善を通じて、台風予報精度の向上を図った。

さらに、平成 27 年度に実施した政策アセスメント（平成 28 年度予算要求）である「気象予測精度向上のための次世代スーパーコンピュータシステムの整備」の事後評価については、本業績指標をもってその効果を測定しているところ、令和２年は、初期値である平成 27 年の 244km から 207km へと約 15%改善しており、その成果は示していると評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

開発計画を着実に実施し、評価期間の５年間において本指標を 244 kmから 207 kmまで大きく減少させたものの、目標年における目標値である 200km には至らなかったことから、Ｂと評価した。

台風に関する予測の基本である台風中心位置の予想をはじめとした台風予報の充実には、今後も予測に用いる数値予報モデルとその初期値の精度を改善することが重要となる。また、この充実を測定する指標として、台風中心位置の予報誤差を用いるが、令和７年の目標値としては、過去５年間の同指標の改善率（平成 27 年の 244 km から令和２年の 207 km の改善率約 15%）をふまえ、新たな数値予報技術の開発等により、過去５年間と同等の改善率を踏まえ目標を再設定する。

そのうえで、令和３（2021）年度は、高解像度大気追跡風や極軌道衛星搭載のハイパースペクトル赤外サウンダなどの衛星観測データ、航空機観測データの利用手法の高度化を引き続き進めるとともに、雲・降水域のマイクロ波水蒸気サウンダのデータ利用拡充を行う。さらに、全球モデル・全球アンサンブル予報システムの水平高分解能化、データ同化システムの更新に向けた開発を引き続き進めるとともに、物理過程の改良を行い、数値予報モデルの大幅な精度改善につなげていく。また、誤差が大きくなった事例の検証等による数値予報資料の特性の把握や観測資料による数値予報資料の評価を行うとともに、予報作業におけるこれらの資料の利用改善を通じて、台風予報精度の向上を図る。

令和４（2022）年度以降も、数値予報モデルの更なる精度向上を図るため、雲域の衛星観測データや高解像度高頻度観測ビッグデータの利用、新規の衛星観測データの積極的な利用に向けた開発を行うとともに、ＡＩ技術を活用した全球モデルの物理過程の開発、大気―波浪結合モデル・大気－海洋結合モデル導入の必要性の検討等を行う。

また、誤差が大きくなった事例の検証等による数値予報資料の特性の把握や観測資料による数値予報資料の評価を行うとともに、予報作業におけるこれらの資料の利用改善を通じて、台風予報精度の向上を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 気象庁大気海洋部業務課（課長　千葉　剛輝）
関係課： 気象庁大気海洋部気象リスク対策課（課長　黒良　龍太）
関係課： 気象庁大気海洋部予報課（課長　中本　能久）
関係課： 気象庁情報基盤部数値予報課（課長　藤田　司）

業績指標 39
防災地理情報（活断層図）の整備率

評　価	
A	目標値：79%（令和 5 年度） 実績値：70%（令和元年度） 72%（令和 2 年度） 初期値：62%（平成 28 年度）

（指標の定義）
現状における国土の危険性を把握し、関係機関及び国民に提供するための取組みとして国土地理院が整備している防災地理情報のうち全国活断層帯情報（活断層図）の整備面数を因子とし指標を設定する。
活断層図の整備計画面数を分母とし、整備した活断層図の面数を分子として整備率を算出する。

防災地理情報の整備率（%）＝（活断層図の整備済みの面数／活断層図の整備計画面数）×100

初期値　62% ＝（185 面／300 面）×100
目標値　79% ＝（(52 面＋185 面）／300 面）×100

（目標設定の考え方・根拠）
地震調査研究推進本部が選定する主要活断層帯（平成 30 年 2 月現在、114 断層帯）を包括する範囲の面数「300 面」を整備計画面数とする。平成 28 年度末で整備済みの面数は、185 面であり、初期値は、62%となる。
都市的地域として設定されている「人口集中地区」にかかる範囲のうち、活断層図が未整備な範囲の図面数「52 面」を、基本測量に関する長期計画の最終年度である令和 5 年度末までに整備することとし、目標値は、79%となる。

（外部要因）
・地震調査研究推進本部が行う主要活断層帯の選定内容の変更
・活断層に起因する大規模地震の発生
・新たな活断層の発見及び新たな活断層に関する知見

（他の関係主体）
地震調査研究推進本部（主要活断層帯の選定を所管）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値（%）　（年度）

H２８	H２９	H３０	R１	R２
62	66	68	70	72

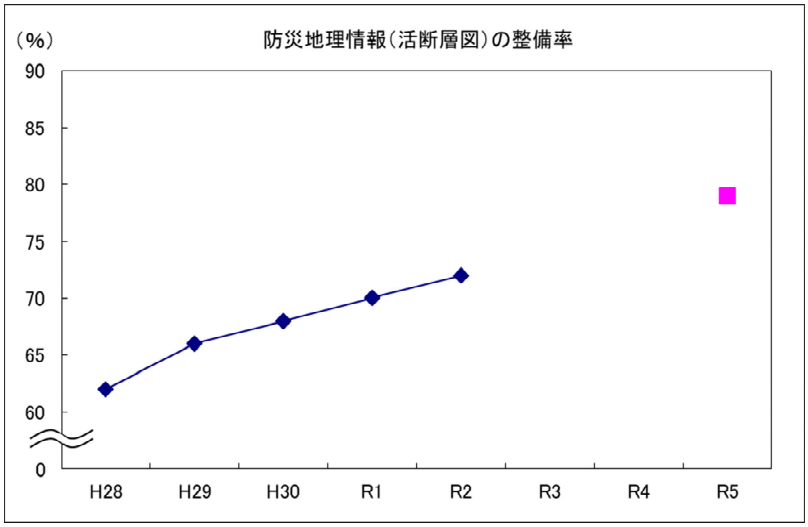

主な事務事業等の概要

全国活断層帯情報整備

全国の活断層のうち、特に地震被害が広範囲に及ぶと考えられる主要な活断層帯について、断層の詳細な位置、関連する地形の分布等の情報を整備し提供する。令和元年度は庄川断層帯他を、令和 2 年度は木津川断層帯他について情報を整備した。

予算額：27,373 千円（令和元年度）、28,036 千円（令和 2 年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

指標は、過去 5 年の間、継続的かつ定量的に増加している。

（事務事業等の実施状況）

令和元年 7 月に牛首断層帯他の成果及び令和 2 年 11 月に庄川断層帯他の成果を公表し、ウェブページでの閲覧を開始した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

指標の値は順調に増加しているため、業績指標の判定を「A」とした。

・平成 28 年度まで、定義の因子は「活断層帯数」であったが、1 つの活断層帯の長さが 20～360km 程度と大小様々であることから、平成 29 年度から地図情報の区画数（図面数）を因子とした業績指標に改め、進捗評価の精度を上げることが出来た。
・地図情報の区画数（図面数）を基に設定した目標達成に向けて取り組んでいる。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土地理院　総務部　政策課　（課長　高橋　正幸）
関係課：国土地理院　企画部　企画調整課　（課長　宮川　康平）
国土地理院　応用地理部　企画課　（課長　石関　隆幸）

業績指標４０
防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積

評　価	
A	目標値：２１，０００ha（令和３年度） 実績値：２０，４３１ha（令和２年度） 初期値：１３，９３５ha（平成２８年度）

（指標の定義）
都市防災総合推進事業および防災公園街区整備事業等の完了地区の面積。
（目標設定の考え方・根拠）
今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定を踏まえ、防災上必要な市街地を改善するため、都市防災総合推進事業や防災公園街区整備事業を実施していく必要があることから、過去の実勢および予算の伸び率、現在の事業計画等を考慮して設定。
（外部要因）
該当なし
（他の関係主体）
地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）
（重要政策）
【施政方針】
・ 第183 回国会 施政方針演説（平成25 年２月28 日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」
・ 第186 回国会 施政方針演説（平成26 年１月24 日）「ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化を進めます。」
・ 第189 回国会 施政方針演説（平成27 年２月12 日）「事前防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」
・ 第190 回国会 施政方針演説（平成28 年１月22 日）「事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」
・ 第193 回国会 施政方針演説（平成29 年１月20 日）「事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」
・ 第196 回国会 施政方針演説（平成30 年１月22 日）「防災、減災に取り組み、国土強靱化を進める。」
・ 第198 回国会 施政方針演説（平成31 年１月28 日）「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱化を進めてまいります。」
・ 第 201 回国会 施政方針演説（令和２年１月 20 日）「防災・減災、国土強靱化を進め、災害に強い故郷を創り上げてまいります。」
・ 第 204 回国会 施政方針演説（令和３年１月 18 日）「防災・減災、国土強靱化についてもしっかりと進めます。」
【閣議決定】
・ 経済財政改革の基本方針２００７（平成１９年６月１９日）（第４章５．）
大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。
・ 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成２３年３月１５日）（第２章）
大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。
・ 国土強靱化基本計画（平成26 年６月３日）（第３章国土強靱化の推進方針 ２施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（２）住宅・都市）
密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、中古住宅の建物評価改善等によるリフォームや耐震性に優れた木造建築物の建設等を促進する。
・ 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成28 年３月18 日）（第２ 目標８）
密集市街地の改善整備や無電柱化の推進、ハザードマップの積極的な情報提供、タイムラインの整備と訓練等

により居住者の災害時の安全性の向上を図る。

・ 経済財政運営と改革の基本方針2016（第２章 ２．（５）③防災・減災）

安全なまちづくりに向けて、木造密集市街地の改善、住宅・建築物の耐震化、無電柱化など景観や防災に配慮したまちづくりや開かずの踏切の解消等に向けた取組を進める。

・ 国土強靭化基本計画の変更（平成30 年12 月14 日）（第３章国土強靭化の推進方針 ２施策分野ごとの国土強靭化の推進方針（２）住宅・都市）

密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。

・防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策（令和２年 12 月 11 日）（第１章）

「国土強靭化基本計画」に基づき、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」などの各分野について、取り組みのさらなる加速化・深化を図る。

【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
13, 935ha	15, 119ha	17, 379ha	19, 958ha	20, 431ha

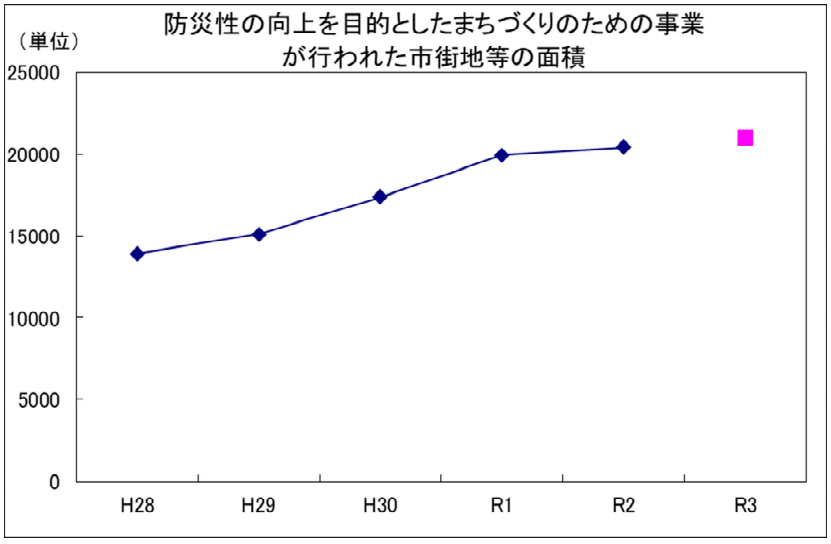

主な事務事業等の概要

・ 都市防災総合推進事業の推進

密集市街地に代表される防災上危険な市街地の改善を図る。

予算額：

防災・安全交付金 １兆１，００２億円の内数（平成２８年度）

防災・安全交付金 １兆１，０５７億円の内数（平成２９年度）

防災・安全交付金 １兆１，１１７億円の内数（平成３０年度）

防災・安全交付金 １兆３，１７３億円の内数（令和元年度）

防災・安全交付金 １兆　　３８８億円の内数（令和２年度）

防災・安全交付金 １兆２，７８６億円の内数（令和３年度）

・ 防災公園街区整備事業の推進

都市再生機構が防災公園と周辺市街地の整備改善を一体的に行うことで防災性の向上を図る。

・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税・法人税・個人住民税）

防災街区整備推進機構に土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

防災性の低い市街地について、令和２年度末までに２０，４３１ha の防災性能の向上が図られ、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれるため、順調である。

（事務事業等の実施状況）

平成２２年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」が創設されるとともに、平成２４年度補正予算より「防災・安全交付金」が創設された。これにより、目標実現のための基幹事業である都市防災総合推進事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業をより一層統合的・一体的に支援し、また手続きを簡素化することで、地方公共団体による防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図った。

令和２年度より、災害ハザードエリア内の避難地・避難路整備を支援するため、地区要件に災害の危険性が高い区域（洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）を含む市街地を追加。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・ 防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積は、相当程度の進展があったためＡと評価した。

・ 今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定を踏まえ、引き続き目標値を設定し、都市防災総合推進事業や防災公園街区整備事業を実施し、防災上危険な市街地の改善を推進していくこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市安全課（課長 美濃部　雄人）
　　都市局公園緑地・景観課（課長 五十嵐　康之）

業績指標４１
一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合

評　価	
A	目標値：約８９％　（令和２年度） 実績値：９６％　　（令和元年度） 初期値：約７６％　（平成２４年度）

（指標の定義）
人口２０万人以上の大都市（東京特別区、政令指定都市、中核市、特例市）（分母）における、災害応急対策施設のうち、「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」のいずれかが整備され、地域の避難・防災の拠点となるオープンスペース（注）が確保された都市（分子）の割合（なお、東京特別区及び政令指定都市においては、区を１都市と扱う。）
（注）誰もが簡単にアクセスできて、永続性が担保される公的空間。

（目標設定の考え方・根拠）
都市の防災機能の向上を図るため、長期的には１００％を目指している。これまでの実績を踏まえ、令和２年度の目標値約８９％を設定。

（外部要因）
該当なし

（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
・第１６９回国会 施政方針演説（平成２０年１月１８日）「都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。
・第１８３回国会 施政方針演説（平成２５年２月２８日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。

【閣議決定】
・国土強靭化基本計画（平成３０年１２月１４日）（第３章 国土強靭化の推進方針 ２ 施策分野ごとの国土強靭化の推進方針（２）住宅・都）
　密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。

【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」

【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
約８５%	約９１%	約９４%	約９６%	集計中

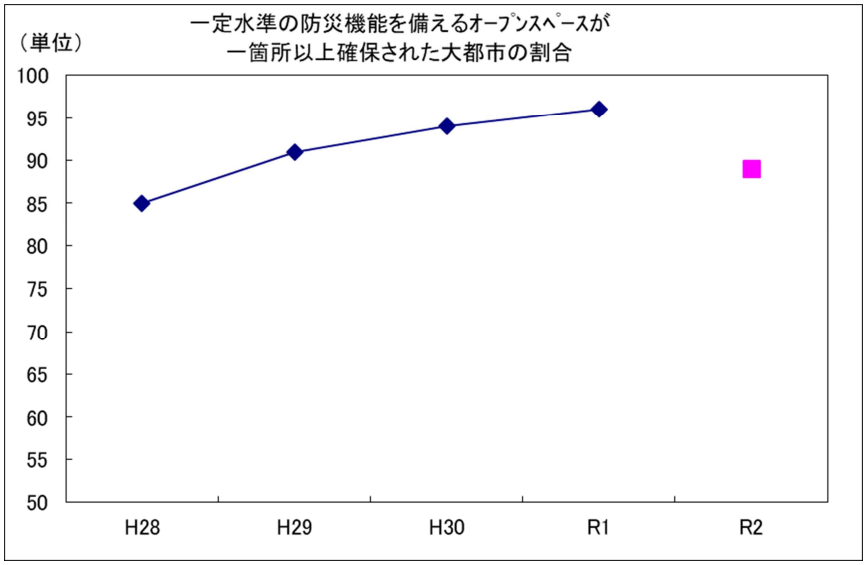

主な事務事業等の概要

○防災公園の整備（◎）

災害時の避難地や防災拠点となる防災公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全で安心できる都市づくりを推進する。

予算額:社会資本整備総合交付金８，７１３億円、防災・安全交付金１３，１７３億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金５３２億円の内数（令和１年度国費）
社会資本整備総合交付金８，８８５億円、防災・安全交付金１１，１１７億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金６７０億円の内数（平成３０年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和元年度の実績値は 96%である。本業績指標は、平成２９年度に目標を達成し、平成３０年度、令和元年度もさらに伸びている。

（事務事業等の実施状況）

都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、帰宅困難者対策のための既存公園の防災機能強化や、震災時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標は平成２９年度に目標を達成し、令和元年度もさらに伸びていることから A 評価とした。
・近年の大規模災害の影響を受け、各都市における防災に対する危機意識が高まっていることを踏まえ、都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、引き続き災害時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を推進していく必要がある。
・このため、新たな社会資本整備重点計画(令和 3 年 5 月 28 日閣議決定)では、新たな指標として、人口 5 万人以上の都市のうち、「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」のいずれかの災害応急対策施設が整備された防災公園を有する都市の割合（H30 年度 64%、 R7 年度 75%)を設定した。今後、災害発生時の避難地等の機能確保のため、公園緑地の整備を進める。
・本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：公園緑地・景観課（課長 五十嵐　康之）

業績指標４２
下水道による都市浸水対策達成率*

評　価	
B	目標値：約６２％（令和２年度） 実績値：集計中（令和２年度） 約６０％（令和元年度） 初期値：約５６％（平成２６年度）

（指標の定義）
都市浸水対策を実施すべき区域のうち、５年に１回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の面積の割合。
分子：５年に１回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の面積
分母：市街地で過去に浸水被害が発生した地区など、都市浸水対策を実施すべき区域の面積

（目標設定の考え方・根拠）
地方公共団体における浸水対策の実施予定より、目標値を設定

（外部要因）
地元との調整状況

（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】
なし

【閣議決定】
・基本方針（平成３０年１０月２日）
近年の集中豪雨、気温上昇など気象の急激な変化に対応し、全国的に、河川の改修、治水、砂防対策、ため池改良、熱中症予防など、防災・減災、国土強靭化のための緊急対策を、３年間で集中的に実施する。
・防災、減災、国土強靭化のための３か年緊急対策（平成３０年１２月１４日）
大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化
・国土強靭化基本計画（平成３０年１２月１４日）
「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」

【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第１章、第２章に記載あり」

【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
約５８％	約５８％	約５９％	約６０％	集計中 （６月末予定）

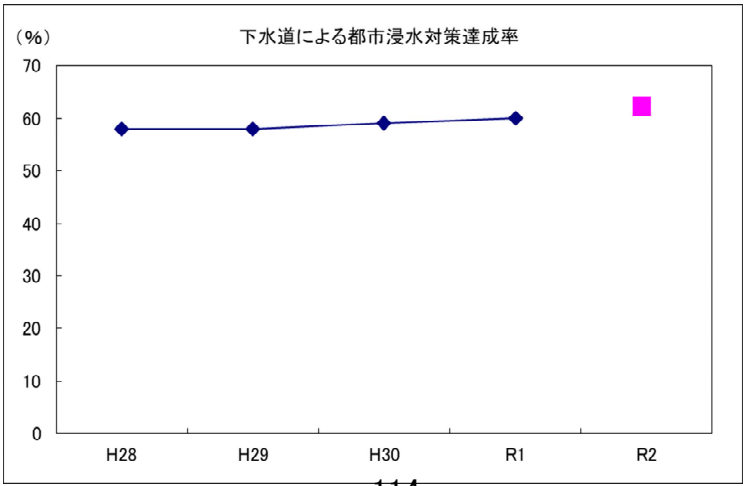

主な事務事業等の概要

○　下水道による雨水対策施設の整備の推進（◎）

下水道による雨水対策施設の整備により、都市の水害安全度の向上を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額　７，２７７億円の内数（令和２年度国費）
防災・安全交付金予算額　７，８４７億円の内数（令和２年度国費）
下水道事業関連予算額　２９７億円の内数（令和２年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

○　中小規模の都市における下水道浸水対策事業の推進

近年の集中豪雨等により、全国各地で大規模な内水被害が発生しており、特に中小規模の都市で整備の遅れによる浸水被害が顕在化していることから、令和元年度には、都市機能が集積した地区等の浸水対策を推進する「下水道浸水被害軽減総合事業」について、中小規模の都市の対策等を支援するため地区要件を緩和するとともに、移動式排水施設（排水ポンプ車）の整備を支援メニューに追加し、総合的な浸水対策を強化した。

○　下水道床上浸水対策事業および事業間連携下水道事業や大規模雨水処理施設整備事業の創設

平成３０年７月豪雨をはじめとして、近年、全国の都市において内水被害が頻発し、浸水によって市民生活や地域経済へ甚大な影響が発生していることから、令和元年度には、浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区において早急な再度災害防止を図るため、下水道整備による浸水対策を計画的に実施する「下水道床上浸水対策事業」を創設し、また、内水浸水による深刻な影響を回避するため下水道事業を河川事業と一体的かつ計画的・集中的に実施する「事業間連携下水道事業」を創設し、令和２年度には、計画的な整備や適切な機能確保を図るため、大規模な雨水処理施設の設置又は改築を集中的に支援するため、「大規模雨水処理施設整備事業」を創設し、総合的な浸水対策を強化した。

○　雨水管理総合計画策定の促進

各下水道管理者において、浸水リスクを評価し、浸水対策の効果を最大限発揮するための計画策定を促進し、特に浸水リスクの高い地区において重点的に対策を推進。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・下水道による都市浸水対策達成率の令和元年度の実績値は約６０％であり、平成２９年度より毎年約１％の割合で上昇しているが、過去の実績値によるトレンドを踏まえると目標値である約６２％の達成は困難な状況である。
・令和元年度に「下水道浸水被害軽減総合事業」を拡充するとともに、「下水道床上浸水対策事業」および「事業間連携下水道事業」、令和２年度に「大規模雨水処理施設整備事業」を創設し、一定期間内に集中的に対策を講じており、今後、実績値向上の効果が着実に発現することが見込まれる。さらに、防災・減災、国土強靭化のための３カ年緊急対策（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）により、効率的かつ迅速に対策を実施してきた。

（事務事業等の実施状況）

・令和元年度には、「下水道浸水被害軽減総合事業」を拡充し、中小規模の都市の対策等を支援するため地区要件を緩和するとともに、移動式排水施設（排水ポンプ車）の整備を支援メニューに追加し、総合的な浸水対策を推進した。
また、浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区において早急な再度災害防止を図るため、下水道整備による浸水対策を計画的に実施する「下水道床上浸水対策事業」を創設するとともに、内水浸水による深刻な影響を回避するため下水道事業を河川事業と一体的かつ計画的・集中的に実施する「事業間連携下水道事業」を創設し、総合的な浸水対策を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・下水道による都市浸水対策達成率の令和元年度の実績値は約６０％であり、平成２９年度より毎年約１％の割合で上昇しているが、過去の実績値によるトレンドを踏まえると目標値である約６２％の達成は困難な状況であることから、B と評価した。
・今後、目標年度における目標達成に向け、下水道浸水被害軽減総合事業により、都市における下水道浸水対策を支援し取組を着実に推進するとともに、令和 2 年度に創設した大規模雨水処理施設整備事業により、大規模な雨水処理施設の設置又は改築を集中的に支援し、計画的な整備や適切な機能確保を図る。また、防災・減災、国土強靭化のための 5 か年加速化対策（令和 2 年 12 月 11 日閣議決定）により、防災、減災国土強靭化の取組の更なる加速化・深化を図る。
・また、新たな社会資本整備重点計画（令和 3 年５月２８日閣議決定）では、継続指標として下水道による都市浸水対策達成率(令和７年度までに約６４％の都市浸水対策達成率を目標)を設定した。
・本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局下水道部流域管理官（流域管理官　白﨑　亮）
関係課：

業績指標４３
地震時等に著しく危険な密集市街地の面積*

評　価	
B	目標値：おおむね解消（令和２年度） 実績値：2,219ha（令和２年度） 初期値：約 4,450ha（100%）（平成２８年度）

（指標の定義）
地震時等に著しく危険な密集市街地（※）の面積
（※）地震時等に著しく危険な密集市街地とは、従来の重点密集市街地の基準である不燃領域率（市街地面積に占める耐火建築物等の敷地及び幅員６ｍ以上の道路等の公共施設面積の割合）や住宅戸数密度等の延焼危険性の指標に加え、避難の困難さの指標である地区内閉塞度及び周辺地区の状況や地形条件等の地域特性も基準となり位置づけられる密集市街地のことをいい、各地方公共団体が位置づけを行う。

（目標設定の考え方・根拠）
本目標は、平成28年３月18日に閣議決定された住生活基本計画（全国計画）で位置付けられたものであり、令和２年度末までに「地震時等において著しく危険な密集市街地」をおおむね解消することとしている。密集市街地の整備改善を図るため、道路、公園等の公共施設の整備や老朽建築物の除却・建替え等を促進しているが、これまでの事業進捗状況や今後の事業見込み等を踏まえ目標期限を設定している。
なお、令和２年度末で本目標を達成することができなかったことから、令和３年３月19日に閣議決定された住生活基本計画（全国計画）においても、引き続き、「地震時等において著しく危険な密集市街地」の解消に関する目標を設定したところである。

（外部要因）
目的達成には、地方公共団体による市街地整備および老朽住宅の建替え等を進める必要があるが、それらは高齢化の進展や経済状況等に影響される。

（他の関係主体）
地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
・ 第169 回国会 施政方針演説（平成20 年１月18 日）「都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
・ 第183 回国会 施政方針演説（平成25 年２月28 日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」
・ 第186 回国会 施政方針演説（平成26 年１月24 日）「ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化を進めます。」
・ 第189 回国会 施政方針演説（平成27 年２月12 日）「事前防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」
・ 第190 回国会 施政方針演説（平成28 年１月22 日）「事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」
・ 第193 回国会 施政方針演説（平成29 年１月20 日）「事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」
・ 第196 回国会 施政方針演説（平成30 年１月22 日）「防災・減災に取り組み、国土強靱化を進める。」
・ 第198 回国会 施政方針演説（平成31 年１月28 日）「安全対策を行い、命を守る防災・減災に取り組みます。」
・ 第 201 回国会 施政方針演説（令和２年１月 20 日）「防災・減災、国土強靱化を進め、災害に強い故郷を創り上げてまいります。」
・ 第204回国会 施政方針演説（令和3年1月18日）「防災・減災、国土強靱化についてもしっかりと進めます。」

【閣議決定】
・ 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成23 年３月15 日）（第２ 目標１）

大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。

・ 日本再興戦略（平成25 年６月14 日）（第Ⅱ．３つのアクションプラン≫一．日本産業再興プラン≫５．立地競争力の更なる強化≫④都市の競争力の向上）

外国企業が我が国にアジアの拠点を置くインセンティブとなるよう、都市の多様性を確保し、老朽化した建築物等を更新すること等により都市環境や生活環境の向上、良好な治安の確保、防災力の向上等を通じて、都市の国際競争力を高めることが重要である。

・ 国土強靱化基本計画（平成26 年６月３日）（第３章 国土強靱化の推進方針 ２ 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（２）住宅・都市）

密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、中古住宅の建物評価改善等によるリフォームや耐震性に優れた木造建築物の建設等を促進する。

・ 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成28 年３月18 日）（第２ 目標８）

密集市街地の改善整備や無電柱化の推進、ハザードマップの積極的な情報提供、タイムラインの整備と訓練等により居住者の災害時の安全性の向上を図る

・ 経済財政運営と改革の基本方針2016（第２章 ２．（５）②防災・減災）

安全なまちづくりに向けて、木造密集市街地の改善、住宅・建築物の耐震化、無電柱化など景観や防災に配慮したまちづくりや開かずの踏切の解消等に向けた取組を進める。

・ 国土強靱化基本計画の変更（平成30 年12 月14 日）（第３章国土強靱化の推進方針 ２施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（２）住宅・都市）密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。

・ 防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策（平成30 年12 月14 日）（第３章各項目の主な具体的措置）

地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策

・防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策（令和２年 12 月 11 日）（第２章　重点的に取り組むべき対策　１激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策　（１）人命・財産の被害を防止・最小化するための対策）

地震時等に著しく危険な密集市街地対策

・住生活基本計画（全国計画）の全部変更(令和３年３月 19 日閣議決定)（第２　目標２）

地震時等に著しく危険な密集市街地の解消とそれにあわせた地域防災力の向上に資するソフト対策の強化。

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成24 年８月31 日）「第３章に記載あり」

・社会資本整備重点計画（平成 27 年９月 18 日）「第２章に記載あり」

【その他】

・なし

過去の実績値				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
4,039ha	3,422ha	3,149ha	2,982ha	2,219ha

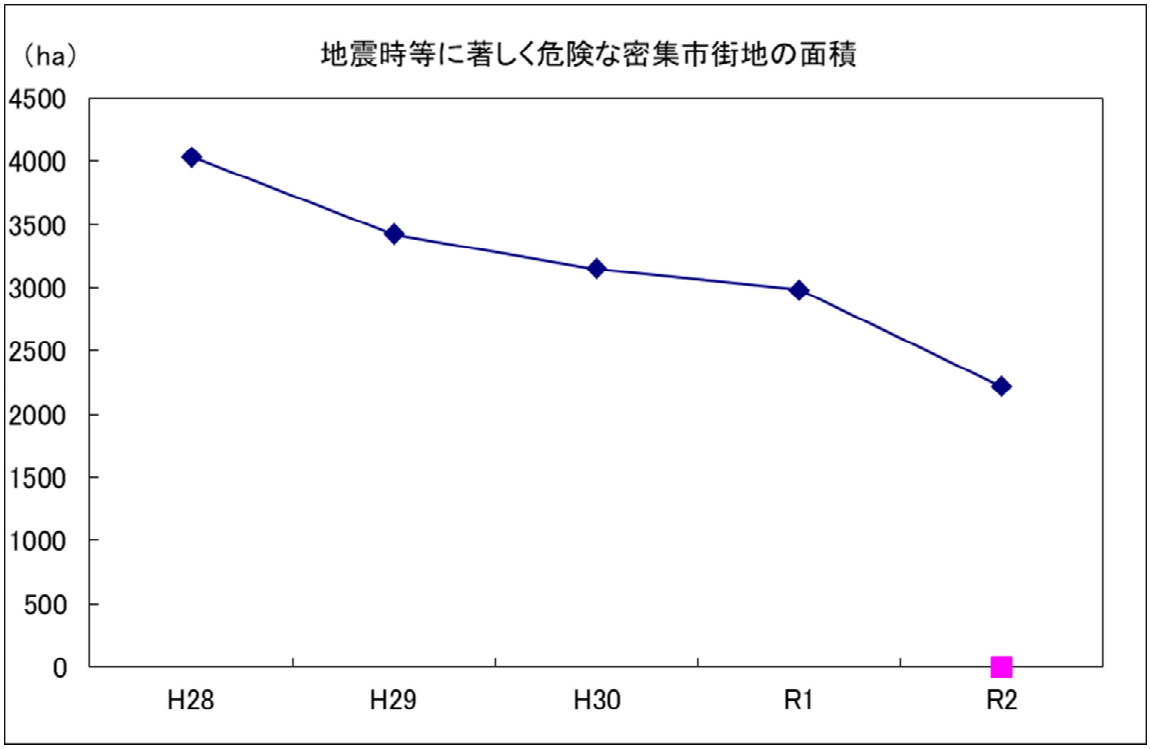

主な事務事業等の概要

・　密集市街地の改善整備の促進のため、各種制度を実施している。（◎）

予算額：防災・安全交付金　１兆１，０５７億円の内数（平成２９年度）

防災・安全交付金　１兆１，１１７億円の内数（平成３０年度）

防災・安全交付金　１兆３，１７３億円の内数（令和元年度）

防災・安全交付金　１兆　　３８８億円の内数（令和２年度）

防災・安全交付金　１兆２，７８６億円の内数（令和３年度）

・　住宅市街地総合整備事業等により老朽住宅の除却・建替、地区施設等の整備を促進している。

・　住宅地区改良事業等により不良住宅の買収・除却、改良住宅の建設、地区施設等の整備を促進している。

・　密集市街地総合防災事業により密集市街地における総合的な環境整備を推進している。

予算額：密集市街地総合防災事業　２７億円（平成２９年度）

３２億円（平成３０年度）

５１億円（令和元年度）

５１億円（令和２年度）

４５億円（令和３年度）

・　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税・法人税・個人住民税）

防災街区整備事業等の用に供するために土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。

・　防災街区整備事業の施行に伴い新築された防災施設建築物に係る特例措置（固定資産税）

防災街区整備事業の施行に伴い新築された、防災施設建築物に該当する家屋のうち、一定の要件を満たすものについては固定資産税を減額。

・　防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等（所得税・法人税）

防災再開発促進地区内の危険密集市街地の資産を譲渡して防災施設建築物及びその敷地を取得した一定の場合について、事業用資産の買換特例を措置。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は、令和２　年度末時点で2,219 ha と減少しており、目標年度に目標

を達成しなかった。

（事務事業等の実施状況）

- 平成24 年度補正予算において新たに防災・安全交付金を創設するとともに、住宅・建築物安全ストック形成事業における密集市街地内の避難路沿道建築物の耐震改修等に係る補助率の拡充を実施。
- 平成25 年度補正予算において、密集市街地における延焼防止を目的として、道路沿いの建築物を不燃化する事業に対する補助制度の合理化を実施。
- 平成26 年度において、道路整備等と一体に沿道の建築物を耐火建築物等に建て替えることにより延焼遮断帯の形成を促進する延焼遮断帯形成事業の適用要件の見直し。
- 平成27 年度において、密集市街地における総合的な環境整備を推進する「密集市街地総合防災事業」を創設。
- 平成28 年度において、火災等に対する防災面での悪影響が懸念される空家や不良住宅の除却を助成対象に追加。
- 平成30 年度において、「個別建替え」の類型に「隣地取得型戸建住宅」を追加し、制度を拡充。
- 平成30 年度2 次補正予算において、特に整備改善が必要な密集市街地の空き家等の除却等について補助率を引上げ。
- 令和２年度において、無接道敷地の解消に資する戸建て住宅の建替えを促進するため、建替え支援に関する敷地面積要件を緩和。

課題の特定と今後の取組みの方向性

○ 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は、令和２年度末時点で2,219ha とおおむね解消に向け毎年度減少してきたが、権利者の高齢化や権利関係の輻輳、接道要件を満たしていない敷地の存在等により、整備が困難で時間を要する密集市街地が残存しており、目標年度における目標を達成しなかったことからＢと評価した。

○ 令和2年度政策レビュー評価書では「地震時等における最低限の安全性の確保に向けたハード対策に取り組みつつ、より地域防災力を高めるためのソフト対策を推進することが必要である」旨をとりまとめた。

○ 住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月閣議決定）では、新たな計画指標として「危険密集市街地の面積（令和12年度におおむね解消）」及び「地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率（令和7年度に100%）」を設定した。今後は同計画に基づき、道路、公園等の公共施設の整備や老朽建築物の除却、建替えなどのハード対策や、防災マップの作成や防災訓練の実施などのソフト対策を促進することにより、最低限の安全確保にとどまらない一層の安全性の確保を図る。

○ また、これまでの制度拡充による充実した支援メニュー等を通じて、東京都等において密集市街地解消のための市街地整備の進捗が確実に見られることから、引き続きこれらの支援を推進していくこととする。

○ 本業績指標についても、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局都市安全課（課長 美濃部　雄人）
住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 岸田　里佳子）

関係課： 都市局都市計画課（課長 堤　洋介）
都市局市街地整備課（課長 菊池　雅彦）
都市局街路交通施設課（課長 中村　健一）
都市局公園緑地・景観課（課長 五十嵐　康之）
都市局まちづくり推進課（課長 光安　達也）
住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 成田　潤也）
住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 髙田　龍）
住宅局市街地建築課（課長 宿本　尚吾）

業績指標４４

大規模盛土造成地の第二次スクリーニング計画（どの盛土造成地から安全性把握調査を行うかを決める計画）の作成率

評　価	
A	目標値：100%（令和 4 年度） 実績値：45%（令和 2 年度） 初期値：16%（令和元年 9 月時点）

（指標の定義）

地震時等に盛土全体の地すべり的変動により、甚大な被害を生じるおそれのある大規模盛土造成地について、どの盛土から安全性把握調査を行うかを決める計画の作成が完了した市区町村の割合

《分母》大規模盛土造成地が存在する全市区町村数　(999 市区町村)

《分子》地震時等に盛土全体の地すべり的変動により、甚大な被害を生じるおそれのある大規模盛土造成地について、どの盛土から安全性把握調査を行うかを決める計画の作成が完了した市区町村数

（目標設定の考え方・根拠）

重要インフラ緊急点検を踏まえた緊急対策において、令和元年度末に全国の大規模盛土造成地マップの公表が 100%となったことにより事前対策に向けた新たな段階に入ったため、計画性を持って取り組む必要があり目標を設定（令和４年度　100%）。

（外部要因）

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

・第 201 回国会 施政方針演説（令和 2 年 1 月 20 日）「防災・減災、国土強靱化を進め、災害に強い故郷を創り上げてまいります。」

・第 203 回国会 施政方針演説（令和 2 年 10 月 26 日）「水害や地震などの自然災害が相次ぐ中で、防災・減災、国土強靱化は引き続き大きな課題です。省庁、自治体や官民の垣根を越えて、災害の状況を見ながら、国土強靱化に取り組み、災害に屈しない国土づくりを進めてまいります。」

・第 204 回国会 施政方針演説（令和 3 年 1 月 18 日）「防災・減災、国土強靱化についてもしっかりと進めます。」

【閣議決定】

・首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣決）
国〔農林水産省、国土交通省〕、都県及び市町村は、地震による土砂災害の危険がある箇所の把握に努め、急傾斜地崩壊防止施設等の整備といった土砂災害対策や山地災害対策、臨海部等の軟弱地盤の地域を中心に液状化対策を推進するとともに、宅地の耐震化を促進する。

・社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日閣決）
地すべりや崩壊（滑動崩落）により、甚大な被害の生じるおそれのある大規模盛土造成地の調査を進め、住民に対する情報提供を促進

・国土強靭化基本計画（平成 30 年 12 月 14 日閣決）
大規模地震における盛土造成地の滑動崩落や液状化等の宅地被害を防ぐため、全国の大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査し、マップの公表・高度化を図るとともに、耐震化を推進するなど、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める。

・骨太の方針 2019（令和元年 6 月 21 日閣決）
安全なまちづくりに向け、住宅・建築物の耐震化や地盤の強化、木造密集市街地の改善、無電柱化、民間投資の活用を進める。

・防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策（令和 2 年 12 月 11 日閣決）
大規模盛土造成地等の耐震化に向けた対策

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日）「第 2 章に記載あり」

【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
			30	45

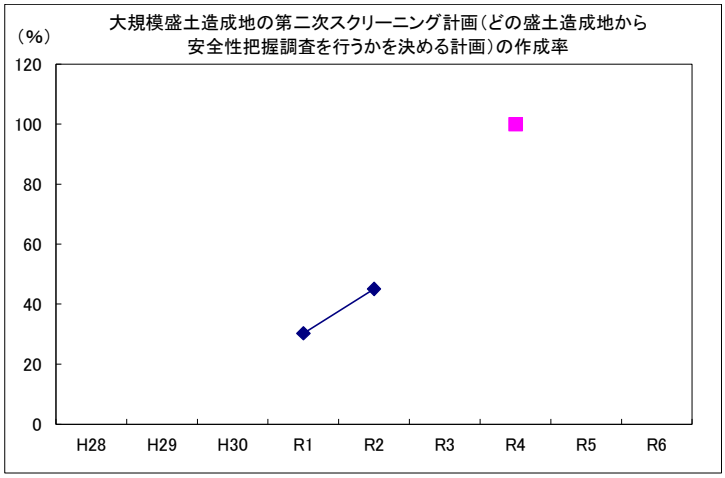

主な事務事業等の概要

・宅地耐震化推進事業の推進

大地震等による宅地被害を防止・軽減するため、甚大な被害を生じるおそれのある大規模盛土造成地において、変動予測調査等を行い、住民への情報提供等をはかる。調査を実施する地方公共団体等に対して調査に要する費用の一部を補助する。

防災・安全交付金予算額　　853,984 百万円の内数（令和 3 年度国費）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和元年度と令和 2 年度の実績値はそれぞれ 30%と 45%であり、令和 4 年度時点での目標値達成に向け毎年度実績値は上昇しているものの、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成できないことになる。

しかし、どの盛土から優先的に安全性把握調査を行うかを決める計画を作成するためには、その取り掛かりとして盛土の造成年代調査が必要であり、令和 2 年度末までに全国で造成年代調査を完了することを目標として地方公共団体に働きかけ、これを達成したところである。

また、令和 3 年 4 月に、目標年度における目標値の達成に向け計画的に第二次スクリーニング計画を作成するよう通知を出し、地方公共団体に働きかけているところであり、地方公共団体からも第二次スクリーニング計画の作成に必要な予算要求等が行われているところである。

これらを踏まえ、令和 3 年度、4 年度において目標値の達成が可能であると判断し、、A と評価した。

（事務事業等の実施状況）

・平成 30 年度補正予算で、大規模盛土造成地の変動予測調査等の国費率を調査に要する費用の 1/3 から 1/2 に嵩上げし、令和 3 年度から令和 4 年度まで国費率の嵩上げ期間を延長する。

課題の特定と今後の取組みの方向性

どの盛土から優先的に安全性把握調査を行うかを決める計画を作成するためには、盛土の造成年代調査に加えて、現地調査が必要である。令和 2 年度に全国で造成年代調査が完了し、令和 3 年度以降に現地調査等を実施の上、第二次スクリーニング計画を作成することになる市区町村もあることから、令和 3 年度、4 年度において目標値の達成が可能と判断し、A と評価した。どの盛土から優先的に安全性把握調査を行うかを決める計画を作成するためには、盛土の造成年代調査に加えて、現地調査等を実施する必要があり、事業主体となる地方公共団体における財政面の課題があった。調査に要する費用の一部を支援するため、大規模盛土造成地の変動予測調査等の国費率を令和 4 年度まで調査に要する費用の 1/3 から 1/2 まで嵩上げする措置を行っている。

また、令和 2 年度に引き続き、大規模盛土造成地の安全性把握に係る課題の解決に向けて、地方ブロックごとに意見交換会を行うとともに、特に大規模盛土造成地の数が多い市区町村に対し、個別の協議を行う等地方公共団体へ支援を行っている。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　都市局都市安全課
関係課：

業績指標４５
災害時における機能確保率*（①主要な管渠、②下水処理場）

評　価

①　B ②　B	目標値：①約６０％（令和２年度）、②約４０％（令和２年度） 実績値：①約５２％（令和元年度）、②約３７％（令和元年度） 集計中（令和２年度） 初期値：①約４６％（平成２６年度）、②約３２％（平成２６年度）

（指標の定義）
《主要な管渠》地震対策上重要な管渠のうち、耐震化が行われている割合。
※主要な管渠・・・ポンプ場・処理場に直結する管渠、河川・起動等を横断する管渠、緊急輸送路下に埋設された管渠など
《下水処理場》下水処理場のうち「揚水」、「沈殿」及び「消毒」に係る施設の耐震化が行われている割合。

（目標設定の考え方・根拠）
《主要な管渠》地方公共団体が定めている「重要な幹線等」の延長のうち、耐震化事業の実施予定、過去の整備状況を勘案し目標値を設定。
《下水処理場》地方公共団体の耐震化事業の実施予定から目標値を設定。

（外部要因）
地元との調整状況

（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・防災、減災、国土強靭化のための３か年緊急対策（平成３０年１２月１４日）
第3章.Ⅰ.（１）大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化
第４章.Ⅱ.（３）陸海空の交通ネットワーク
・国土強靭化基本計画（平成３０年１２月１４日）
「ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信）の管路や施設の耐震化・耐水化と老朽化対策、電気火災防止のために自動的に電力供給を停止する取組等による耐災害性の強化を図るとともに、（以下、略）」
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
①４８％ ②３５％	①５０％ ②３６％	①５１％ ②３７％	①５２％ ②３７％	集計中（8月頃完了予定）

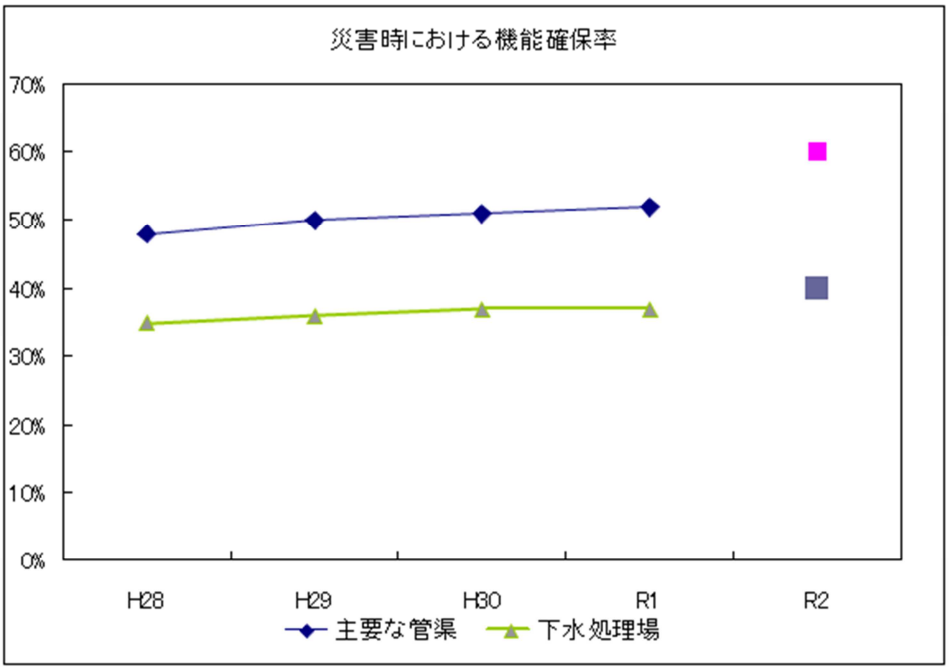

主な事務事業等の概要

○　下水道施設の地震対策の推進（◎）

災害時における下水道施設の機能確保に向けて、主要な管渠や下水処理場の耐震化をはじめとする下水道施設の地震対策を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額　７，２７７億円の内数（令和２年度国費）
防災・安全交付金予算額　７，８４７億円の内数（令和２年度国費）
下水道事業関連予算額　２９７億円の内数（令和２年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

①順調でない。

・主要な管渠の耐震化率については、令和元年度の実績値は約５２％（44,062km/84,137km）であり、過去の実績値によるトレンドを延長しても目標年度に目標値を達成することは困難であるが、防災・減災、国土強靭化のための３カ年緊急対策により、国としても集中的に取り組んできたところである。

②順調でない。

・下水処理場の耐震化率については、令和元年度の実績値は約３７％（793 箇所/2,122 箇所）であり、過去の実績値によるトレンドを延長しても目標年度に目標値を達成することは困難であるが、防災・減災、国土強靭化のための３カ年緊急対策により、国としても集中的に取り組んできたところである。

（事務事業等の実施状況）

・平成２１年度に重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための事業制度として創設した「下水道総合地震対策事業」について、平成２９年度までの制度を、平成３０年度から令和４度年まで５年間延伸した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・①主要な管渠の耐震化率については、令和元年度の実績値は約５２％であり、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値を達成することは困難であることから、Ｂと評価した。目標が達成しなかった原因として、地中埋設物の関係者との調整等に時間を要したため、工事が翌年度となり、当該年度の実績が上がらなかった。ただし、防災・減災、国土強靭化のための３カ年緊急対策後も、防災、減災、国土強靭化のための５カ年加速化対策（令和 2 年 12 月 11 日閣議決定、以下「５カ年加速化対策」という。）により、集中的に取り組むところであり、引き続き一層の支援を行っていく。

・②下水処理場の耐震化率については、令和元年度の実績値は約３７％であり、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値を達成することは困難であることから、Ｂと評価した。目標が達成しなかった原因として、地方公共団体の財政が厳しい中で処理場の耐震化に多額の費用が必要となるとともに、処理機能を確保したまま耐震化工事を実施するための関係者間での調整等に時間を要したため、工事が翌年度となり、当該年度の実績が上がらなかった。ただし、防災・減災、国土強靭化のための３カ年緊急対策後も、５カ年加速化対策により、集中的に取り組むところであり、引き続き一層の支援を行っていく。

・さらに、下水道総合地震対策事業の拡充等による「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を引き続き推進するとともに、被害を最小化する「減災」対策の一層の強化を図るため、近年の自然災害における課題等を踏まえた下水道事業における事業継続計画（ＢＣＰ）の見直しを推進していく。

・また、第５次社会資本整備重点計画(令和 3 年 5 月 28 日閣議決定)では、直近の状況等を踏まえ、災害時における主要な管渠及び下水処理場の機能確保率（目標年度：令和 7 年度、目標値：主要な管渠約 60%、下水処理場約 42%）を設定し、今後も引き続き、社会資本整備総合交付金等により地方公共団体に対して支援を行い、下水道施設の耐震化促進に向けて取り組んでいく。

・本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　水管理・国土保全局　下水道部　下水道事業課　（課長　松原　誠）
関係課：

業績指標４６
最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合

評　価	
B	目標値：１００％（令和２年度） 実績値：約３５％（令和２年度）（暫定値） 初期値：－（平成２６年度）

（指標の定義）
水位周知下水道の早期指定が想定される下水道が存する市区数のうち、最大クラスの内水ハザードマップを作成・公表し、かつ住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区数の割合

（目標設定の考え方・根拠）
水位周知下水道の早期指定が想定される下水道が存する市区について、最大クラスの内水ハザードマップの作成・公表を推進するとともに、それを住民の防災意識向上に繋がる訓練に活用することが重要であるため、100%を目標として設定。

（外部要因）
地元との調整状況等

（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・基本方針（平成３０年１０月２日）
近年の集中豪雨、気温上昇など気象の急激な変化に対応し、全国的に、河川の改修、治水、砂防対策、ため池改良、熱中症予防など、防災・減災、国土強靭化のための緊急対策を、３年間で集中的に実施する。
・防災、減災、国土強靭化のための３か年緊急対策（平成３０年１２月１４日）
避難行動に必要な情報等の確保
・国土強靭化基本計画（平成３０年１２月１４日）
「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第１章、第２章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
０％	０％	５％	１０％	３５％

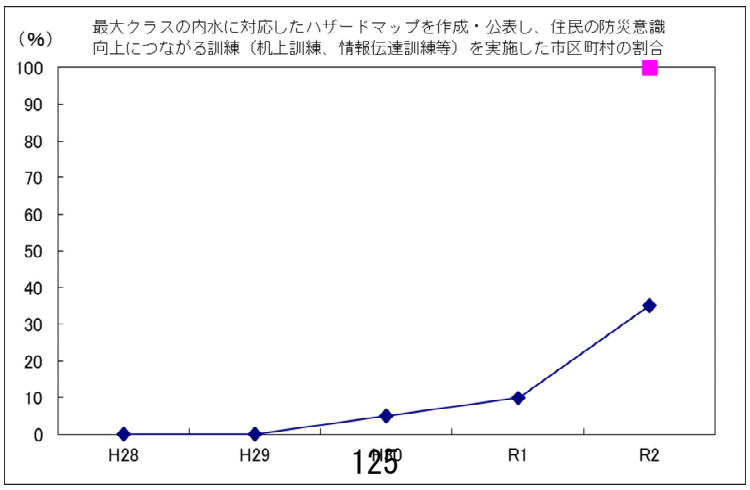

主な事務事業等の概要

○　下水道による浸水被害の軽減対策（◎）

下水道による浸水被害の軽減対策を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額　７，２７７億円の内数（令和２年度国費）

防災・安全交付金予算額　７，８４７億円の内数（令和２年度国費）

下水道事業関連予算額　２９７億円の内数（令和２年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・令和２年度の実績値は３５％（２０団体中７団体）であり、目標値である１００％には届いていない。しかしながら、平成２７年７月の水防法改正を受けて、平成２８年度に公表した水害ハザードマップ作成の手引きや活用に関する事例集等をもとに地方公共団体において最大クラスの内水ハザードマップの作成・公表に向けた検討が進められ、さらに、防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策により、ハザードマップの基となる浸水想定区域図の作成は概ね完了している。

（事務事業等の実施状況）

・平成２８年度には、市町村がより避難行動に直結した利用者目線に立ったハザードマップを作成するため、「早期の立退き避難が必要な区域」を検討し明記すること等を盛り込んだ「水害ハザードマップ作成の手引き」を改訂した。

・また、同平成２８年度には、従来の既往最大降雨等に対する浸水想定区域図の作成に加えて、想定し得る最大規模の外力に対する浸水想定区域図を作成するための浸水想定手法等を盛り込んだ「内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）」を公表した。

・想定最大規模降雨に対応した内水ハザードマップ策定が求められる都市から構成される担当者会議を毎年開催し、その会議を通じて技術的助言・情報共有を行ってきた。

・全国の内水浸水のソフト対策に関する緊急対策として想定最大規模の内水ハザードマップ等の作成（約 20 地方公共団体）に関する予算支援を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和２年度の実績値は３５％であり、目標値である１００％には大きく届いていないことから、Ｂと評価した。

最大クラスの内水に対応したハザードマップの策定について、地方公共団体のノウハウ不足や財政面の課題があったが、平成２８年度に公表した水害ハザードマップ作成の手引き等をもとに地方公共団体において作成・公表に向けた検討が進められ、ハザードマップの基となる浸水想定区域図の作成は概ね完了しているため、今後も引き続き技術的支援等を行い、最大クラスの内水に対応したハザードマップの公表を促進する。

また、第５次社会資本整備重点計画(令和 3 年 5 月 28 日閣議決定)では、新たな指標として「最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数」(令和 7 年度までに約 800 団体を目標)を設定し、これまで対象としていた団体以外にも対象を広げ、最大クラスの内水に対応したハザードマップが作成、公表されるよう、まずはハザードマップの基となる浸水想定区域図の作成促進に関する施策の強化を図る予定。

本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局下水道部流域管理官（流域管理官　白﨑　亮）

関係課：

業績指標４７
①住宅*・②建築物*の耐震化率

評　価

① B	目標値：約９５％（令和２年） ※令和７年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消 実績値：約８７％（平成３０年） 初期値：約８２％（平成２５年）
② B	目標値：約９５％（令和２年） ※令和７年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消 実績値：約８９％（平成３０年） 初期値：約８５％（平成２５年）

（指標の定義）
① 住宅の耐震化率
住宅の総戸数のうち、耐震性を有するもの（※）の戸数（いずれも居住世帯のある住宅の戸数）の割合
② 建築物の耐震化率
多数の者が利用する建築物の総棟数のうち、耐震性を有するもの（※）の棟数の割合
※新耐震基準（昭和５６年６月１日施行の改正建築基準法施行令の耐震基準）で建築されたもの、新耐震基準施行以前に建築されたもののうち耐震改修済みのもの又は耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられたもの。

（目標設定の考え方・根拠）
① 住宅・土地統計調査のデータベースによる住宅総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、目標を設定した。
② 統計データ等から推計される多数の者が利用する建築物の総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、目標を設定した。

（外部要因）
・目的達成には、住宅・建築物の耐震改修・古い住宅・建築物の建替えのペースが維持される必要があるが、それらは経済状況等に影響される。

（他の関係主体）
地方公共団体等

（重要政策）
【施政方針】
・第１８３回国会 施政方針演説（平成２５年２月２８日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」
・第１８６回国会 施政方針演説（平成２６年１月２４日）「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱(きょうじん)化を進めます。」

【閣議決定】
・建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号、平成２５年１１月改正施行。以下「耐震改修促進法」という。）
・マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成１４年法律第７８号、平成２６年１２月改正施行。以下「マンション建替円滑化法」という。）
・平成２７年３月３１日に閣議決定された「首都直下地震緊急対策推進基本計画」において、令和２年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を９５％とする目標が掲げられている。
・平成２８年３月１８日に閣議決定された「住生活基本計画（全国計画）」において、令和７年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することとされている。

【閣決（重点）】
・平成２７年９月１８日に閣議決定された「社会資本整備重点計画」において、令和２年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を９５％とする目標が掲げられている。

【その他】
・「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成１８年国土交通省告示第１８４号、平成３１年１月改正施行。）において、令和２年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を９５％とし、令和７年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消とする目標が掲げられている。
・平成２６年３月２８日に中央防災会議で策定された「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、令和２年までに住宅の耐震化率を９５％とする目標が掲げられている。
・令和２年６月１８日に国土強靱化推進本部で策定された「国土強靱化アクションプラン２０２０」において、令和２年までに多数の者が利用する建築物の耐震化率を９５％とし、令和７年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消とする目標が掲げられ

ている。

過去の実績値　（年）

	Ｈ２５	Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
①	約８２％	―	―	―	―	約８７％	―	―
②	約８５％	―	―	―	―	約８９％	―	―

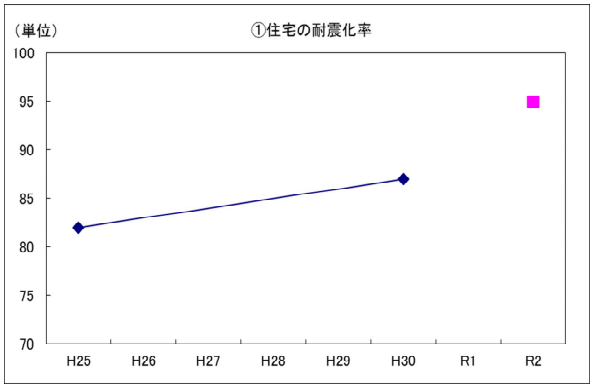

※令和７年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消

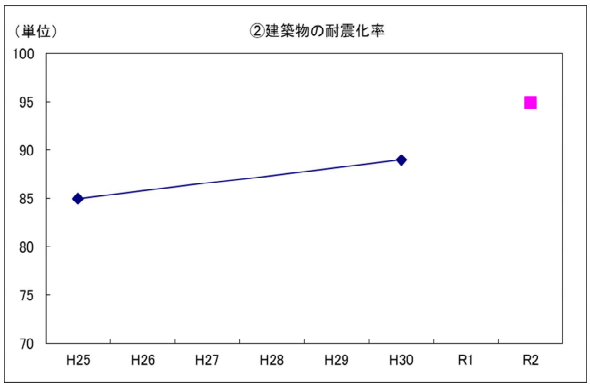

※令和７年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消

主な事務事業等の概要

①・②共通
・平成７年度より建築物の耐震化支援制度を創設し、継続的に住宅・建築物の耐震化に対する支援を行っている。
・平成２１年度以降、住宅・建築物安全ストック形成事業により、住宅・建築物の耐震化を促進している。
予算額：社会資本整備総合交付金　８，７１３億円の内数（令和元年度）
７，２７７億円の内数（令和２年度）
防災・安全交付金　１兆３，１７３億円の内数（令和元年度）
７，８４７億円の内数（令和２年度）
・平成２５年１１月に改正された耐震改修促進法に基づき、不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務付け、建築物の耐震性に係る表示制度の創設等により、住宅・建築物の耐震化を促進している。
・平成２５年度以降、耐震対策緊急促進事業により、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対し、通常の支援に加え、重点的かつ緊急的な支援を実施している。
予算額：耐震対策緊急促進事業　１２１億円（令和元年度）
耐震対策緊急促進事業　１１４億円（令和２年度）
①住宅の耐震化
・住宅・建築物安全ストック形成事業について、住宅の耐震改修等に関する補助額を時限的に加算する措置を実施する。
・住宅の耐震改修を行った場合、耐震改修に要した費用の１０％相当額（２５万円を限度）を所得税額から控除するとともに、固定資産税の減額措置（１年間１／２減額、特に重要な避難路沿道にある住宅は２年間）を講じている。
・住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金を貸し付ける措置を講じている。
・耐震改修促進法に基づき、耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和している。
・マンション建替円滑化法に基づき、耐震性の不足する要除却認定マンションを対象としたマンション敷地売却事業等を設けるとともに、必要な税制特例措置や予算上の支援措置を講じている。また、令和２年に改正したマンション建替円滑化法により、耐震性不足のマンションを含む団地型マンションについて、多数決による敷地分割を可能とする敷地分割事業を創設している（公布から２年以内施行）。
②建築物の耐震化
・耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置（２年間１／２減額）を講じている。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
・①住宅の耐震化については、平成２５年から平成３０年の５年間で５ポイント上昇し、着実に進捗しているものの、このトレンドを維持した場合、目標年（令和２年）においては目標値を下回る結果となる見込みである。耐震改修促進法やマンション建替円滑化法による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備・充実や積極的な普及啓発等）により、引き続き住宅の耐震化に向けた取組を実施する。

・②建築物の耐震化については、平成２５年から平成３０年の５年間で４ポイント上昇し、着実に進捗しているものの、このトレンドを維持した場合、目標年（令和２年）においては目標値を下回る結果となる見込みである。耐震改修促進法による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備・充実等）により、引き続き建築物の耐震化に向けた取組を実施する。

（事務事業等の実施状況）

①・②共通

・不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務付け、建築物の耐震性に係る表示制度の創設等、耐震改修促進法の円滑な運用を図っている。
・平成２５年度予算において、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業による助成に加え、国が重点的・緊急的に支援する耐震対策緊急促進事業を創設している。
・平成２４年度に実施した政策アセスメント（平成２５年度予算概算要求（入れ替え））である「建築物の耐震化の緊急促進事業の創設」の事後検証については、本業績指標をもってその効果を検証しているところ、住宅・建築物ともに平成２７年度に耐震化率９０％の目標値に対し、平成３０年の実績値が住宅は約８７％、建築物は約８９％にとどまっており、着実に進捗しているものの順調であったとは評価できない。

①住宅の耐震化

・従来からの防災・安全交付金等を活用した支援（住宅・建築物安全ストック形成事業）に加え、平成３０年度予算において、耐震化に向けた積極的な取組みを行っている地方公共団体を対象とした、原則戸当たり１００万円の定額補助制度を創設し、耐震化の促進を図っている。
・平成２５年度税制改正において、耐震改修を行った住宅に対する所得税減額の特例措置の延長・拡充を行うとともに、固定資産税については、地方公共団体が指定する特に重要な避難路沿道にある住宅は一般住宅より減額期間を延長する措置を講じている。また、平成３０年度税制改正において、耐震改修を行った住宅に対する固定資産税の減額措置を平成３１年度末まで延長している。
・住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金の貸し付けを行っている。
・平成２６年１２月に改正したマンション建替円滑化法において、耐震性の不足する要除却認定マンションを対象としたマンション敷地売却事業制度等を創設し、平成２６年度税制改正において同事業に係る税制特例措置等（所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税、事業税、事業所税、住民税及び消費税の軽減、控除又は非課税措置）を創設するとともに、平成２６年度から専門家による相談体制の整備のための予算上の措置を講じている。
・令和２年に改正したマンション建替円滑化法により、耐震性不足のマンションを含む団地型マンションについて、多数決による敷地分割を可能とする敷地分割事業を創設（公布から２年以内施行）し、令和２年度及び令和３年度税制改正において同事業に係る税制特例措置等（所得税、法人税、登録免許税、事業税、事業所税、住民税及び消費税の控除又は非課税化）を創設している。

②建築物の耐震化

・耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置（２年間１／２減額）を講じている。（令和２年度税制改正において、固定資産税の減額措置を令和５年３月まで延長。）

課題の特定と今後の取組みの方向性

・①住宅の耐震化については、平成２５年から平成３０年の５年間で５ポイント上昇し、着実に進捗しているものの、このトレンドを維持した場合、目標年（令和２年）においては目標値を下回る結果となる見込みであることからＢと評価した。その要因として、特に戸建て住宅に居住する高齢者世帯において、耐震改修等に要する費用が負担に感じられることや、耐震化の必要性を感じないなどの危機意識の欠如により耐震化が進まなかったことが考えられる。
・令和２年度政策レビュー評価書では「大規模地震発生時の人命や財産への被害軽減を図るため、住宅の耐震化を促進することにより、令和 12 年までに耐震性が不十分な住宅ストックを概ね解消することを目指す」旨とりまとめた。
・住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月１９日閣議決定）では、目標を継続延長し、「令和 12 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する」との新たな目標を設定した。
・今後は、同計画を踏まえ、耐震改修促進法やマンション建替円滑化法による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備・充実や積極的な普及啓発等）により、引き続き住宅の耐震化に向けた取組を実施する。
・本業績指標についても、同計画を踏まえ見直しを検討する。

・②建築物の耐震化については、平成２５年から平成３０年の５年間で４ポイント上昇し、着実に進捗しているものの、このトレンドを維持した場合、目標年（令和２年）においては目標値を下回る結果となる見込みであることからＢと評価した。その要因として、例えば医療施設では耐震化に伴う医療機器の再設置に高額な費用がかかることや、商業施設では営業を継続しながらの耐震改修が困難であるなどの理由により耐震化が進まなかったことが考えられる。
・今後については、学校や病院等の特定の建築物を所管する省庁において、個別に耐震化率の目標の設定が進んでいることを踏まえ、耐震化率のフォローアップ対象を耐震診断義務付け対象建築物に絞ることとし、耐震改修促進法による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備・充実等）により令和７年の目標（耐震診断義務付け対象建築物について設定）の達成に向け、引き続き建築物の耐震化に向けた取組を実施する。

具体的には、
・地方ブロックごとの地方公共団体との会議を通じ、耐震改修促進法の円滑な運用を図る。
・耐震診断・耐震改修の促進を図るためには、地方公共団体の補助制度による支援が重要である。特に、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられた建築物の耐震化に際し、所有者の負担を軽減するためには、地方公共団体における補助制度の整備・充実が必要であり、地方公共団体に対し引き続き補助制度の整備・充実を要請していく。
・以上を踏まえ、本業績指標について今後見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局建築指導課（課長 深井　敦夫）
関係課：住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 岸田　里佳子）
住宅局住宅生産課（課長 石坂　聡）
住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 髙田　龍）
住宅局市街地建築課マンション政策室（室長 矢吹　周平）

業績指標４８
防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合

評　価	
B	目標値：１００％（令和２年度） 実績値：８４．０％（令和２年度） 初期値：３．０％（平成２６年度）

（指標の定義）
安全点検や周辺の鉄道駅等との連携による地下街の防災対策のための計画の策定が行われ、同計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等に着手された地下街の割合。
＜分母＞全国の地下街の数
＜分子＞防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の数

（目標設定の考え方・根拠）
地下街は全国の拠点駅等に存在し利用者も多数に上っており、大規模地震の際には、利用者等が混乱状態となることが懸念される。また、天井等の老朽化が進んでいるほか、駅等からの避難者の流入も想定され、ハード・ソフトからなる利用者等の安心避難のための安全対策を講じていくことが必要であることから、令和２年度までに防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合を１００％にすることを目指す。

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
地方公共団体、民間事業者

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
国土強靱化基本計画（平成３０年１２月１４日）（第３章国土強靱化の推進方針　２施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（２）住宅・都市）
「超高層建築物等について、東日本大震災の教訓を踏まえ、長周期地震動に対する安全対策を進めるとともに、地下空間等についてハード・ソフト両面からの防災対策を推進する。」
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
１５．０％	６８．０％	７３．０％	７７．０％	８４．０％

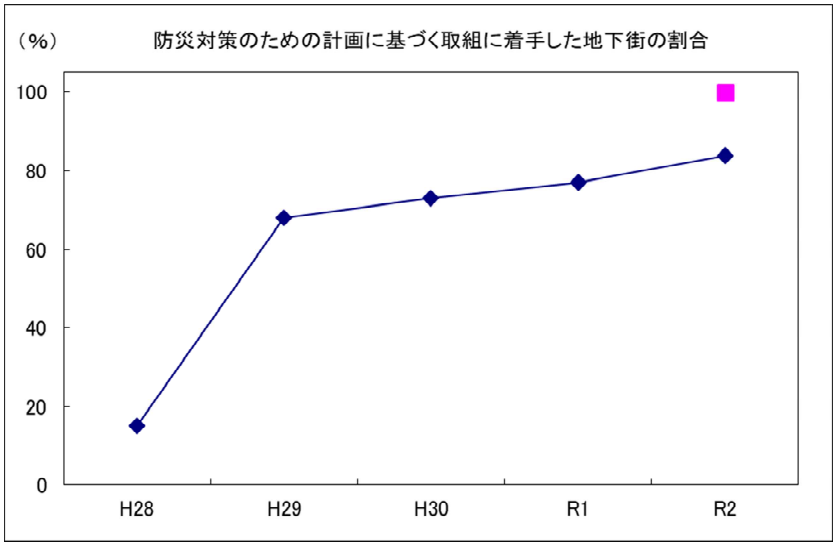

主な事務事業等の概要

○地下街防災推進事業

利用者が多く公共性の高い地下街において、地震や浸水発生時における安全性向上を図るため、地下街管理会社等が実施する天井板等の地下街設備の安全点検、地下街防災推進計画の策定、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等の整備を推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

達成しなかった。

■具体的な実績

H26：2 箇所 ⇒ H27：2 箇所 ⇒ H28:8 箇所 ⇒ H29：42 箇所 ⇒ H30:4 箇所 ⇒ R1:3 箇所 ⇒ R2:5 箇所

全国の地下街７９箇所を対象にＲ２年度に１００％とすることを目標値として設定していたが、今後の周辺開発と合わせて対策を実施予定である箇所や、地下街のテナントや協調補助を行う自治体との協議が難航した箇所があったため、目標を達成しなかった。

（事務事業等の実施状況）

地震や浸水発生時における安全性向上を図るため、地下街管理会社等が実施する天井板等の地下街設備の安全点検、地下街防災推進計画の策定、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等の整備を支援している。H26 には 3%だった実績値が R2 には 84%までの進展を見ることができ、一定の成果を得た。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標年度における目標を達成していないためＢと評価した。その要因として、今後の周辺開発と合わせて対策を実施予定である箇所や、地下街のテナントや協調補助を行う自治体との協議が難航した箇所があったこと等が挙げられる。

一方、防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合は８４％となり、一定の成果が得られており、今後は更に計画に基づく取組を推進していく必要がある。

このため、第５次社会資本整備重点計画(令和 3 年 5 月 28 日閣議決定)では、新たな指標として「地下街防災推進計画等に基づく耐震対策が完了した地下街の割合」と見直しを行い、その目標値を８０％と設定した。

今後、各地下街の基礎情報や課題等をまとめ、計画策定に向けて活用が可能な国・自治体・地下街管理会社間の情報共有ツール等を充実させるとともに、地下街管理会社や自治体の危機意識の醸成を図る。また、制度を活用しやすくするため、簡易かつ安価な工法の紹介など、取組事例集の充実を図るなど施策の強化を図る。

本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局街路交通施設課（課長　中村　健一）

関係課：

業績指標４９
南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における①河川堤防の整備率（計画高までの整備と耐震化）*及び②水門・樋門等の耐震化率

評　価	
①　B ②　B	①目標値：約７５％（令和２年度） 実績値：約６７％（令和２年度） 初期値：約３７％（平成２６年度） ②目標値：約７７％（令和２年度） 実績値：約６５％（令和２年度） 初期値：約３２％（平成２６年度）

（指標の定義）
①河川堤防の整備率
南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、堤防の崩壊により甚大な被害が想定される区間において、耐震対策等が必要な河川堤防の延長のうち対策を実施した延長の割合
②水門・樋門等の耐震化率
南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策が必要とされた治水上重要な水門・樋門等のうち、対策を実施した箇所の割合

（目標設定の考え方・根拠）
平成３２年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
地方公共団体

（重要政策）
【施政方針】
・第２０２回国会施政方針演説（令和２年１月２０日）「防災・減災、国土強靱化を進め、災害に強い故郷を創り上げてまいります。」
・第２０３回国会菅内閣総理大臣所信表明演説（令和２年１０月２６日）「水害や地震などの自然災害が相次ぐ中で、防災・減災、国土強靱化は引き続き大きな課題です。省庁、自治体や官民の垣根を越えて、災害の状況を見ながら、国土強靱化に取り組み、災害に屈しない国土づくりを進めてまいります。」
・第２０４回国会施政方針演説（令和３年１月１８日）「防災・減災、国土強靱化についてもしっかりと進めます。五年集中で、事業規模十五兆円を目途に対策を実施します。大雨予測の精緻化、遊水地や貯留施設の整備、ダムの事前放流、土地利用の見直しなど、ハードとソフトの対策により住民の命を守ります。」

【閣議決定】
・経済財政運営と改革の基本方針２０２０（令和２年７月１７日）「国土強靱化基本計画に基づき、必要・十分な予算を確保し、オールジャパンで対策を進め、国家百年の大計として、災害に屈しない国土づくりを進める。」
・国土強靱化年次計画２０２０（令和２年６月１８日）「堤防整備や河道掘削、樹木伐採、洪水調節施設の整備、堤防決壊を防止又は決壊までの時間を引き延ばす堤防の強化対策、堤防の決壊による壊滅的被害を回避する高規格堤防の整備、ハード・ソフト両面からのダム再生、排水機場、大規模地下貯留施設などの排水施設の整備・耐水化等の事前防災対策を推進する。」
・国土強靱化基本計画（平成３０年１２月１４日）「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」

【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章」に記載あり

【その他】
・なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
①　約３７％ ②　約３２％	①　約４２％ ②　約３７％	①　約４７％ ②　約４２％	①　約５５％ ②　約４７％	①　約５９％ ②　約５３％	①　約６４％ ②　約６０％	①　約６７％ ②　約６５％

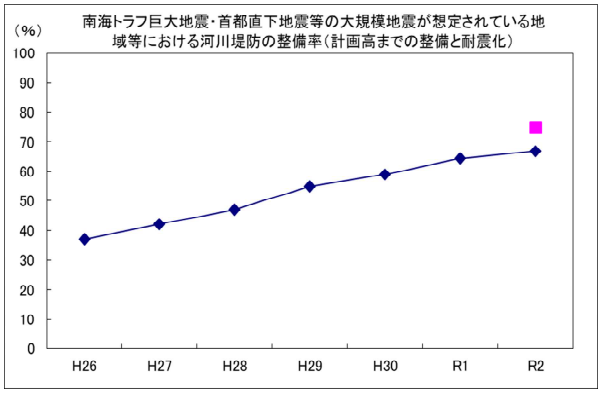

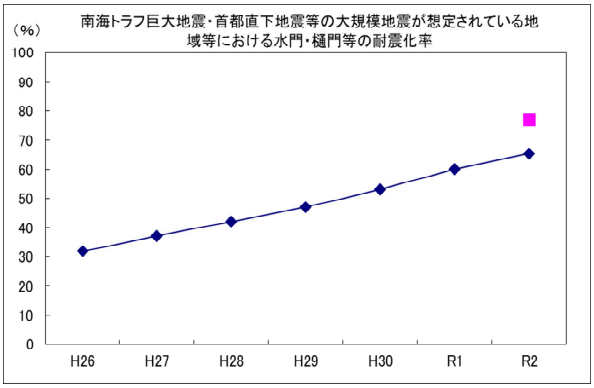

主な事務事業等の概要

堤防の計画高までの整備及び堤防・水門等の耐震化対策（◎）

液状化等により、多くの堤防が被災したこと等を踏まえ、堤防の計画高までの整備及び堤防・水門等の耐震化対策を実施し、被害の防止・軽減を図る。

予算額：治水事業等関係費（河川関係）　８，６６９億円の内数（令和元年度 事業費）
防災・安全交付金　１３，１７３億円の内数（令和元年度 国費）
東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費　３６億円の内数（令和元年度）
（うち復興３６億円）
東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費（社会資本整備総合交付金）
１，２２６億円の内数（令和元年度）
（うち復興１，２２６億円）

治水事業等関係費（河川関係）　８，８３６億円の内数（令和２年度 事業費）
防災・安全交付金　７，８４７億円の内数（令和２年度 国費）
東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費　１３億円の内数（令和２年度）
（うち復興１３億円）
東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費（社会資本整備総合交付金）
１，１９８億円の内数（令和２年度）
（うち復興１，１９８億円）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
・令和２年度の実績値は①約６７％、②約６５％であり、目標に届いていないものの、事業は着実に進捗している。

（事務事業等の実施状況）
・大規模地震が想定されている地域等で、地震により堤防が崩壊した場合に甚大な被災が想定される区間において、堤防の計画高までの整備及び堤防・水門等の耐震化対策を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・令和２年度の実績値は①約６７％、②約６５％であり、目標値に届いていないため、評価を「B」とした。
・近年、災害が頻発・激甚化しており、被災した河川においては、当該目標に寄与する整備に先立ち、再度災害防止対策を重点的に実施している状況であるため、目標値に届いていない状況である。
・第５次社会資本整備重点計画(令和３年５月 28 日閣議決定)では、新たな指標として、令和７年度中までに、「南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等において対策が必要な①河川堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）及び②水門・樋門等の耐震化率」を①約８５%, ②約９１%と設定した。
・上記を踏まえ、本業績指標について見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局治水課（課長 藤巻　浩之）

業績指標５０
人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率（①国管理*、②県管理）

評　価	
①　A ②　B	①目標値：約７６％（令和２年度） 実績値：約７７％（令和２年度） 初期値：約７１％（平成２６年度） ②目標値：約６０％（令和２年度） 実績値：約５７％（令和２年度） 初期値：約５５％（平成２６年度）

（指標の定義）
人口・資産集積地区等を流下する河川延長のうち整備計画目標相当の洪水を流下させることのできる延長の割合
（目標設定の考え方・根拠）
令和２年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定
（外部要因）
なし
（他の関係主体）
地方公共団体
（重要政策）
【施政方針】
・第２０２回国会施政方針演説（令和２年１月２０日）「防災・減災、国土強靱化を進め、災害に強い故郷を創り上げてまいります。」
・第２０３回国会菅内閣総理大臣所信表明演説（令和２年１０月２６日）「水害や地震などの自然災害が相次ぐ中で、防災・減災、国土強靱化は引き続き大きな課題です。省庁、自治体や官民の垣根を越えて、災害の状況を見ながら、国土強靱化に取り組み、災害に屈しない国土づくりを進めてまいります。」
・第２０４回国会施政方針演説（令和３年１月１８日）「防災・減災、国土強靱化についてもしっかりと進めます。五年集中で、事業規模十五兆円を目途に対策を実施します。大雨予測の精緻化、遊水地や貯留施設の整備、ダムの事前放流、土地利用の見直しなど、ハードとソフトの対策により住民の命を守ります。」
【閣議決定】
・経済財政運営と改革の基本方針２０２０（令和２年７月１７日）「国土強靱化基本計画に基づき、必要・十分な予算を確保し、オールジャパンで対策を進め、国家百年の大計として、災害に屈しない国土づくりを進める。」
・国土強靱化年次計画２０２０（令和２年６月１８日）「堤防整備や河道掘削、樹木伐採、洪水調節施設の整備、堤防決壊を防止又は決壊までの時間を引き延ばす堤防の強化対策、堤防の決壊による壊滅的被害を回避する高規格堤防の整備、ハード・ソフト両面からのダム再生、排水機場、大規模地下貯留施設などの排水施設の整備・耐水化等の事前防災対策を推進する。」
・国土強靱化基本計画（平成３０年１２月１４日）「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章」に記載あり
【その他】
・なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
①　約７１％ ②　約５５％	①　約７１％ ②　約５５％	①　約７２％ ②　約５６％	①　約７２％ ②　約５６％	①約７３％ ②約５６％	①　約７４％ ②　約５６％	①　約７７％ ②　約５７％

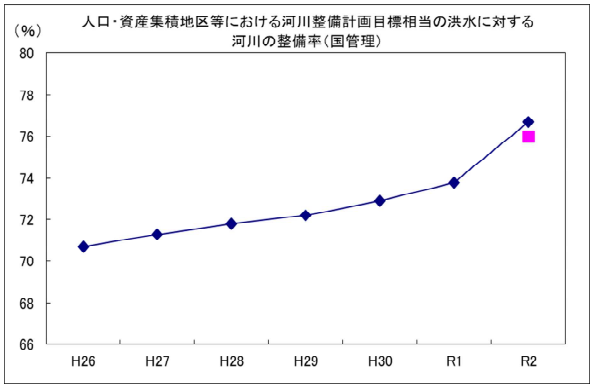

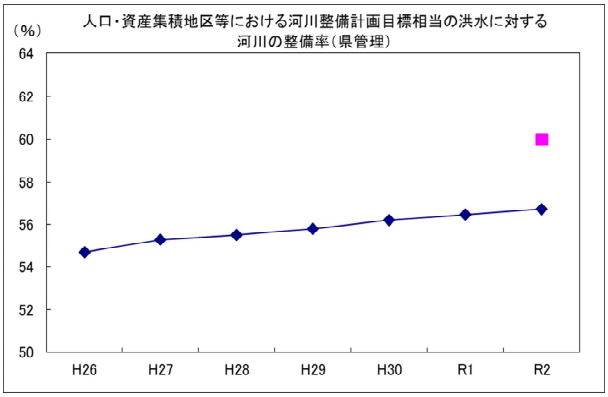

主な事務事業等の概要

人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進（◎）

（河道掘削や堤防整備等の河川改修、洪水調節施設の整備、堤防強化等）

予算額：治水事業等関係費（河川関係）	８，６６９億円の内数（令和元年度 事業費）
防災・安全交付金	１３，１７３億円の内数（令和元年度 国費）
治水事業等関係費（河川関係）	８，８３６億円の内数（令和２年度 事業費）
防災・安全交付金	７，８４７億円の内数（令和２年度 国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・令和２年度の実績値は①約７７％、②約５５％である。①は目標を達成した一方、②は目標値に届いていないものの、河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備は着実に進捗している。

（事務事業等の実施状況）

・気候変動等に伴う被害の頻発・激甚化に備えるため、災害の起こりやすさや災害が発生した際に想定される被害の程度を考慮し、河川改修や洪水調節施設の整備など、予防的な治水対策を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・令和２年度の実績値は①は約７７％で目標を達成したため、評価を「A」とした。②は約５７％であり、目標値に届いていないため、評価を「B」とした。

・近年、災害が頻発・激甚化しており、被災した河川においては、当該目標に寄与する整備に先立ち、再度災害防止対策を重点的に実施している状況であるため、目標値に届いていない状況である。

・第 5 次社会資本整備重点計画(令和 3 年 5 月 28 日閣議決定)では、新たな指標として、令和７年度中までに「一級河川・二級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率」を（一級）約 73%,（二級）約 71%と設定した。

・人口・資産集積地区等に限らず、全国の河川において、河川改修や洪水調節施設の整備の着実な進捗を図っていく。

・上記を踏まえ、本業績指標について見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局治水課（課長 藤巻　浩之）

業績指標５１

最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合*

評　価	
B	目標値：１００％（令和２年度） 実績値：　５０％（令和２年度） 初期値：　　０％（平成２６年度）

（指標の定義）

洪水ハザードマップ作成対象市町村数のうち、最大クラスの洪水ハザードマップを作成・公表し、かつ住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市町村数の割合（＝①／②%）

①：洪水ハザードマップを作成・公表し、情報伝達訓練等を実施した市町村数

②：想定最大規模の洪水に対応した河川における浸水想定区域内に含まれる市町村数（約７００市町村：平成２８年度）

（目標設定の考え方・根拠）

洪水ハザードマップ作成のみならず、それを実際に訓練に活用することが必要であることから、100%を目標として設定。

（外部要因）

特になし

（他の関係主体）

地方自治体（都道府県）　（都道府県管理河川における浸水想定区域指定・公表）

地方自治体（市町村）　（洪水ハザードマップ作成・情報伝達訓練等実施主体）

（重要政策）

【施政方針】

・第１９８回国会 施政方針演説（平成３１年1月２８日）

「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱（じん）化を進めてまいります。」

【閣議決定】

・ 基本方針（平成３０年１０月２日）

「近年の集中豪雨、気温上昇など気象の急激な変化に対応し、全国的に、河川の改修、治水、砂防対策、ため池改良、熱中症予防など、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、３年間で集中的に実施する。」

・ 国土強靱化基本計画（平成３０年１２月１４日）

「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値（%）　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
0	６%	２６%	４４%	５０%

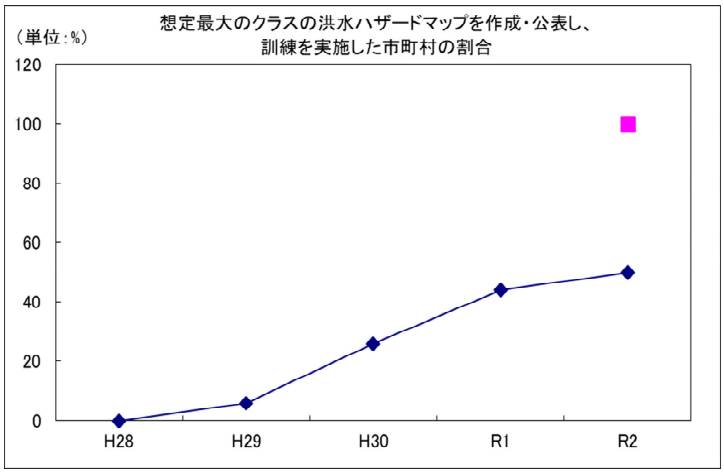

主な事務事業等の概要

・市町村の洪水ハザードマップの作成及び公表を支援し、合わせて防災訓練等を実施することで住民の防災意識の向上を促し、水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものである。

・予算額：防災・安全交付金
防災・安全交付金により浸水想定区域やハザードマップの変更・作成等に対して財政的支援を実施している。
各種浸水想定区域図作成マニュアル、水害ハザードマップ作成の手引きの公表、市町村職員が直営でハザードマップを作成・加工できる作成支援ツールの提供、 相談窓口の設置等により、技術的支援を実施している。

・防災・減災、国土強靭化のための 3 箇年緊急対策
洪水浸水想定区域図や洪水ハザードマップが未作成の自治体等（都道府県：約 150 河川、市町村：約 800 市町村）に対し、予算措置を実施。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・令和２年度の実績値は 50%である。
・最大クラスの洪水ハザードマップ作成に必要となる洪水浸水想定区域図の公表が平成２８年度より都道府県において順次公表されており、国管理の 448 河川における洪水浸水想定区域図についてはすべて作成済みである。
・これを受けて各市区町村において地域防災計画を適宜見直し、最大クラスの洪水ハザードマップを作成・公表している。
・指標の母数である、国管理河川 448 河川のうち、想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域内に含まれる 783 市町村については、すでに洪水浸水想定区域を指定済みであり、令和２年度においては、388 市町村が想定最大規模に対応したハザードマップを作成・公表し机上訓練を行ったことから実績値は 50%となっている。

（事務事業等の実施状況）

・平成２９年３月に、市区町村職員が自らハザードマップを作成できる「ハザードマップ作成支援ツール」を作成公表。
・最大クラスの洪水ハザードマップ作成に必要となる洪水浸水想定区域図の公表が平成２８年度より都道府県において順次公表されている。国管理の 448 河川における洪水浸水想定区域図についてはすべて作成済みとなっている。
・最大クラスの洪水ハザードマップ作成に必要となる洪水浸水想定区域図の公表については、平成 27 年の水防法改正時から順調に実績値が向上している。（令和２年度の公表：1,345 河川（対象約 1,375 河川中））

課題の特定と今後の取組みの方向性

・浸水想定区域図作成と同時にハザードマップ公表及び訓練が実施されるよう、浸水域に含まれる市町村と事前に連絡調整を行ってきた。
・訓練の実施についても、平成２８年４月に改定した「水害ハザードマップ作成の手引き」において洪水ハザードマップの活用事例の掲載を行っている。また、洪水ハザードマップを活用した訓練等の取組事例について、大規模氾濫減災協議会等の場を通じ、共有を図ることにより、今後市町村等が主催する訓練の実績値の向上が期待されてきたが、新型コロナウイルスや他の自然災害等の訓練を優先させたことにより、結果は思うような進捗ではなかった。
・以上のことから、Ｂと評価した。
・第 5 次社会資本整備重点計画(令和 3 年 5 月 28 日閣議決定)では、新たな指標として、令和７年度中までに 1,388 市区町村を対象に「最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練、マイ・タイムライン作成講習会等）を実施した市区町村数 」と設定したところであり、今後は、マイ・タイムラインの取組優良事例の共有や講習会等の担い手確保の取組みを通じて、避難訓練の

開催支援強化を図る予定。
・本業績指標については、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局河川環境課（課長　内藤　正彦）

業績指標５２
要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率*

評　価	
A	目標値：約 41%（令和 2 年度） 実績値：約 42%（令和 2 年度） 初期値：約 37%（平成 26 年度）

（指標の定義）
【分子】分母のうち、対策に着手した危険箇所
【分母】要配慮者利用施設、防災拠点が立地する地域、集落（人家 50 戸以上）にかかる土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所数

（目標設定の考え方・根拠）
土砂災害から人命を守る施設整備の重点的な実施の進捗状況を測る指標として、これまでの実績も踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定

（外部要因）
地元調整の状況等

（他の関係主体）
都道府県及び市町村

（重要政策）
【施政方針】
・ 第１９３回国会施政方針演説（平成２９年１月２０日）
「治水対策の他、水害や土砂災害への備え、最先端技術を活用した老朽インフラの維持管理など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」
・ 第１９６回国会施政方針演説（平成３０年１月２２日）
「防災、減災に取り組み、国土強靱(じん)化を進めるとともに、熊本地震や九州北部豪雨をはじめとする災害からの復旧・復興を引き続き、力強く支援してまいります。」
・ 第１９８回国会施政方針演説（平成３１年１月２８日）
「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱（じん）化を進めてまいります。」

【閣議決定】
・ 国土強靱化基本計画（平成３０年１２月１４日）
「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」

【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」

【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
約３９％	約４０％	約４０％	約４１％	約４２％

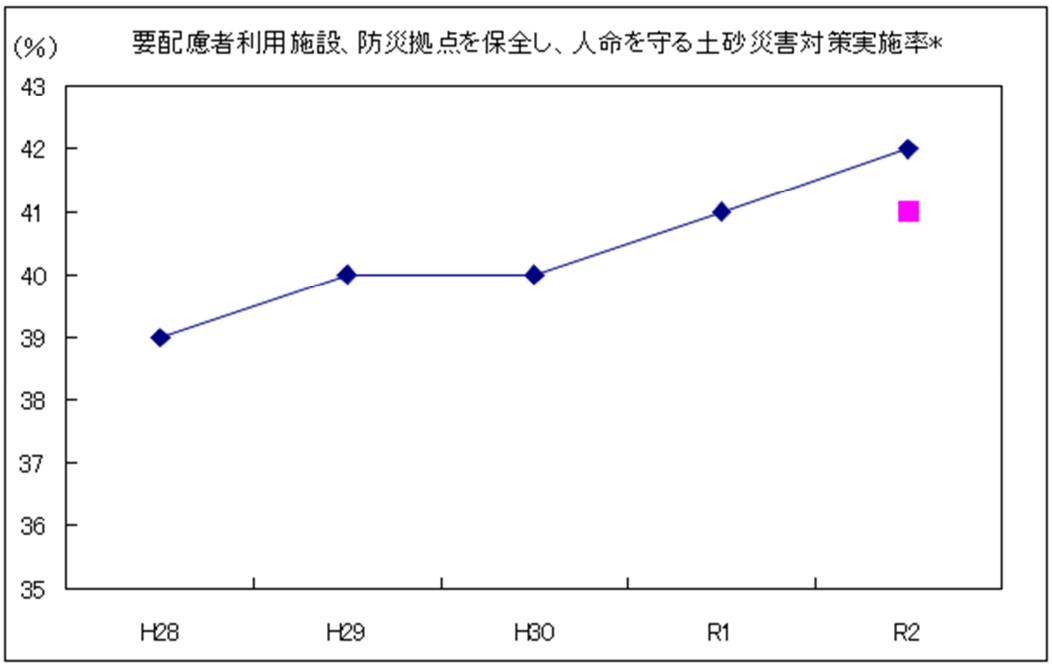

主な事務事業等の概要

（予算）

①砂防設備の整備（◎）

土砂流出による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

②地すべり防止施設の整備

人家、公共建物等に対する地すべり等による被害を防止・軽減することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

③急傾斜地崩壊対策施設の整備（◎）

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：

砂防事業費等	１，６６２億円の内数（令和元年度事業費）
砂防事業費等（補正）	５３８億円の内数（令和元年度事業費）
社会資本整備総合交付金	１７，３０７億円の内数（令和元年度事業費）
社会資本整備総合交付金（補正）	１，２４０億円の内数（令和元年度事業費）
防災・安全交付金	２４，７６６億円の内数（令和元年度事業費）
防災・安全交付金（補正）	４，３５３億円の内数（令和元年度事業費）
沖縄振興公共投資交付金	５３２億円の内数（令和元年度国費）

砂防事業費等	１，７９７億円の内数（令和２年度事業費）
砂防事業費等（補正）	６６３億円の内数（令和２年度事業費）
社会資本整備総合交付金	１５，０５８億円の内数（令和２年度事業費）
社会資本整備総合交付金（補正）	２，１９１億円の内数（令和２年度事業費）
防災・安全交付金	１９，７４０億円の内数（令和２年度事業費）
防災・安全交付金（補正）	８，３８２億円の内数（令和２年度事業費）
沖縄振興公共投資交付金	４９２億円の内数（令和２年度国費）

（税制）

① 砂防設備の設置のために地役権を設定する場合の譲渡所得の特別控除適用（所得税）

導流堤及び遊砂地の設置のために設定される地役権の対価が一定価格を超える場合、譲渡取得について特別控除を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。

② 砂防指定地に対する固定資産税の課税標準の特例（固定資産税）

砂防法第２条の規定に基づき指定された砂防指定地のうち、山林に係る固定資産評価額について減免措置を適用し、砂防設備の整備促進に寄与。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

順調である。

令和２年度末の実績は、約 42%であり、目標を達成した。

（事務事業等の実施状況）

・大規模崩壊地等における根幹的な土砂災害対策や、要配慮者利用施設や防災拠点や人家 50 戸以上等の人命を守る効果の高い箇所の保全については、従来から予防的な対策に取り組んできた。

・平成２８年熊本地震への対応として、強い地震動により不安定な土砂が流動化し、被災地の復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている地域において、土砂災害対策を実施した。

・要配慮者利用施設の保全は、平成１０年８月の福島県での要配慮者利用施設の被災（死者５名）を受け、総合的な土砂災害対策の強化を図ってきた。

・平成２１年７月には山口県で要配慮者利用施設の被災（死者 7 名）が発生したことを受け、市町村や福祉部局等、関係機関との連携による要配慮者利用施設等に係る土砂災害対策の推進を都道府県に通知するとともに、平成２１年の豪雨・台風被害に鑑み、国土交通省をはじめ関係７府省庁連名で、要配慮者を含む避難支援対策の推進を都道府県に通知し、ハード・ソフト両面での土砂災害対策のより一層の重点的な推進を図ってきた。

・平成２３年７月には「今後の土砂災害対策を考える会」の意見を踏まえ「今後の土砂災害対策の方向性」をとりまとめ、「国土の保全に資する土砂災害対策の推進」「土砂災害対策を取り巻く社会条件・自然環境の変化への対応」の一環として、社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策を進めているところ。

・平成２６年８月の広島土砂災害を受け、平成２６年１１月に土砂災害防止法を一部改正し基礎調査結果の公表の義務付けや、土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知、市町村地域防災計画へ避難場所、避難経路等を明示すること等を義務づけたことにより、ハード・ソフト両面での土砂災害対策のより一層の重点的な推進を図っているところ。

・令和２年度の補正予算においても、当該指標に係る箇所での事業を進めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・当該業績指標は目標を達成したことから「A」と評価した。

・第５次社会資本整備重点計画(令和 3 年 5 月 28 日閣議決定)では、新たな指標として、重要なライフライン施設が保全対象に含まれている要対策箇所における対策実施率を令和 7 年度末までに約 33%、重要交通網が保全対象に含まれている要対策箇所における対策実施率を令和 7 年度末までに約 27%、市役所、町役場および支所が保全対象に含まれている要対策箇所における対策実施率を令和 7 年度末までに約 36%と設定した。

・今後地域のライフライン、地域の中心集落等を結ぶ重要交通網、さらに地域の中心集落における市町村役場等を保全する土砂災害対策を推進する。

・本業績指標については、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局砂防部砂防計画課（課長 三上 幸三）

業績指標５３
土砂災害警戒区域等に関する区域指定数

評　価	
A	目標値：約 63 万区域（令和 2 年度） 実績値：約 66 万区域（令和 2 年度） 初期値：約 40 万区域（平成 26 年度）

（指標の定義）
【定義：区域指定数】土砂災害警戒区域の指定数
（目標設定の考え方・根拠）
土砂災害防止法に基づく取組の進捗状況を測る指標として、これまでの実績も踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定。
（外部要因）
地元調整の状況等
（他の関係主体）
都道府県
（重要政策）
【施政方針】
・ 第１９３回国会施政方針演説（平成２９年１月２０日）
「治水対策の他、水害や土砂災害への備え、最先端技術を活用した老朽インフラの維持管理など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」
・ 第１９６回国会施政方針演説（平成３０年１月２２日）
「防災、減災に取り組み、国土強靱(じん)化を進めるとともに、熊本地震や九州北部豪雨をはじめとする災害からの復旧・復興を引き続き、力強く支援してまいります。」
・ 第１９８回国会施政方針演説（平成３１年１月２８日）
「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱（じん）化を進めてまいります。」
【閣議決定】
・ 国土強靱化基本計画（平成３０年１２月１４日）
「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
約４９万区域	約５３万区域	約５７万区域	約６２万区域	約６６万区域

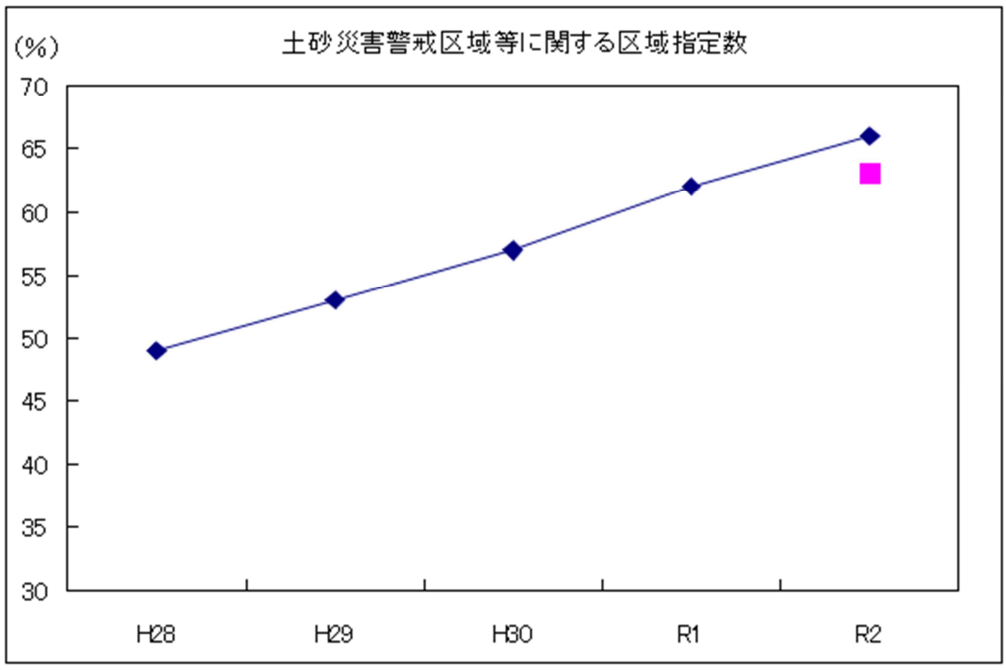

主な事務事業等の概要

（予算）

○砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施（◎）

砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施を通じ、土砂災害警戒区域等の指定を行い、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：

防災・安全交付金	２４，７６６億円の内数（令和元年度事業費）
防災・安全交付金（補正）	４，３５３億円の内数（令和元年度事業費）
防災・安全交付金	１９，７４０億円の内数（令和２年度事業費）
防災・安全交付金（補正）	８，３８２億円の内数（令和２年度事業費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

区域指定数

順調である。

令和２年度末の実績は、約 66 万区域であり、目標を達成した。

（事務事業等の実施状況）

・平成１３年に施行された土砂災害防止法に基づき、土砂災害から国民の生命及び身体を守るため、土砂災害警戒区域の指定により、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい危害が発生するおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造を規制すること等により、土砂災害防止のための対策を推進している。

・平成１７年７月の同法の一部改正では、市町村に対する土砂災害ハザードマップの配布の義務付けや、土砂災害情報の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を義務づけたほか、平成１８年９月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、市町村の警戒避難体制整備に対する都道府県の役割について述べるなど、警戒避難体制整備を強化し、土砂災害防止対策の効率的な推進を図っている。

・平成２３年度には土砂災害防止法に関する政策レビュー実施し、レビューで明らかになった課題を踏まえ、引き続き、早期の区域指定に向けた取り組みを推進しているところ。

・平成２６年１１月の同法の一部改正では、基礎調査結果の公表の義務付けや、土砂災害警戒情報の市町村への通

知及び一般への周知、市町村地域防災計画へ避難場所、避難経路等を明示すること等が義務づけられた。また、平成２７年１月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、おおむね５年程度で基礎調査を完了させることを目標として、都道府県が実施目標を設定することや避難場所、避難経路の設定、ハザードマップの作成等、市町村地域防災計画の見直しにかかる事項について述べるなど、警戒避難体制の充実・強化に向けた土砂災害対策を促進している。
・毎年６月の土砂災害防止月間では、行政機関、防災関係機関及び地域住民が参加する土砂災害・全国統一防災訓練を全国的に実施し、土砂災害に対する警戒避難体制の強化及び防災意識の向上を図っている。
・令和元年度末までに、全国において基礎調査が一通り完了し、約６７万区域の土砂災害リスクが明らかとなった。また、全国で約６２万区域の土砂災害警戒区域が指定された。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・当該業績指標は令和２年度に目標を達成した。
・土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備により、土砂災害から国民の生命及び身体を守るために指定するものである。

・第５次社会資本整備重点計画(令和 3 年 5 月 28 日閣議決定)では、新たな指標として、土砂災害ハザードマップにおける土砂災害警戒区域の新規公表数を令和７年度末まで約 56,000 箇所と設定した。
・今後、土砂災害を対象としたハード・ソフトの施策を組み合わせた土砂災害に強い地域づくり、及びハザードエリアからの居住移転を推進する。
・本業績指標については、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局砂防部砂防計画課（課長　三上 幸三）

業績指標 54
TEC-FORCE と連携し訓練を実施した都道府県数

評　価	
A	目標値：４７都道府県（令和２年度） 実績値：４７都道府県（令和２年度） 初期値：１７都道府県（平成２６年度）

（指標の定義）
地方自治体が実施する訓練に TEC-FORCE が実働で参加する都道府県の数

（目標設定の考え方・根拠）
大規模地震等による広域かつ甚大な被害を軽減するためには、関係機関との連携が重要になることから、地方自治体が実施する実働訓練に TEC-FORCE が参加し、総合的な防災力の強化を図るものである。
早期に全国の都道府県との連携を強化し、国民の安全・安心及び民生の安定を図る必要があることから、令和２年度までに全都道府県で実施することを目標としている。

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
全国都道府県

（重要政策）
【施政方針】
―
【閣議決定】
国土強靭化基本計画（平成３０年１２月１４日）「第３章に記載あり」
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」
【その他】
―

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
４４	４７	４７	４７	４７

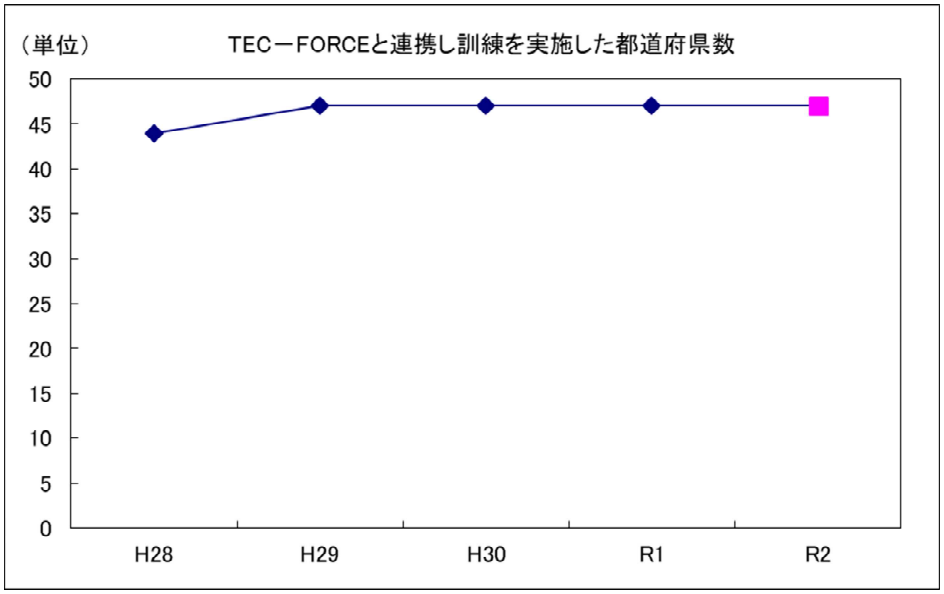

主な事務事業等の概要

・TEC-FORCE による技術的支援の内容や過去の災害における活動例等について周知・説明、各都道府県と連携した訓練を継続する事により災害対応力向上を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・TEC-FORCE と都道府県が連携した訓練を実施した都道府県は、平成２９年度に４７となり、目標値を達成している。

（事務事業等の実施状況）

・地方自治体に対して、TEC-FORCE による自治体支援の内容を周知し、過去の災害における活動事例等の説明を実施する。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・訓練を実施した都道府県数が４７都道府県となり目標値を達成したことからＡと評価した。（平成２９年度に目標値を達成済み）

また、本指標の目標を達成したことから、本指標は廃止する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局防災課災害対策室　（防災課長　朝堀 泰明　室長 田中 克直）
関係課： 該当無し

業績指標５５
国管理河川におけるタイムライン策定数*

評　価

A	目標値：７３０市町村（令和２年度） 実績値：７３０市町村（令和２年度） 初期値：１４８市町村（平成２６年度）

（指標の定義）
国管理河川の洪水浸水想定区域内にある市区町村における、避難勧告着目型タイムライン策定市町村数
（目標設定の考え方・根拠）
令和2年度までに、国管理河川の洪水浸水想定区域内の市区町村（730 市区町村）全てにおいて、避難勧告着目型タイムラインを策定することを目標として設定
（外部要因）

（他の関係主体）
地方公共団体
（重要政策）
【施政方針】
・第１９３回国会 施政方針演説（平成２９年１月２０日）
「治水対策の他、水害や土砂災害への備え、最先端技術を活用した老朽インフラの維持管理など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」
・第１９８回国会 施政方針演説（平成３１年１月２８日）
「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱（じん）化を進めてまいります。」
【閣議決定】
・基本方針（平成３０年１０月２日）
「近年の集中豪雨、気温上昇など気象の急激な変化に対応し、全国的に、河川の改修、治水、砂防対策、ため池改良、熱中症予防など、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、３年間で集中的に実施する。」
・国土強靱化基本計画（平成３０年１２月１４日）
「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（H27.09 閣議決定）
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
６５７市町村	７３０市町村	７３０市町村	７３０市町村	７３０市町村

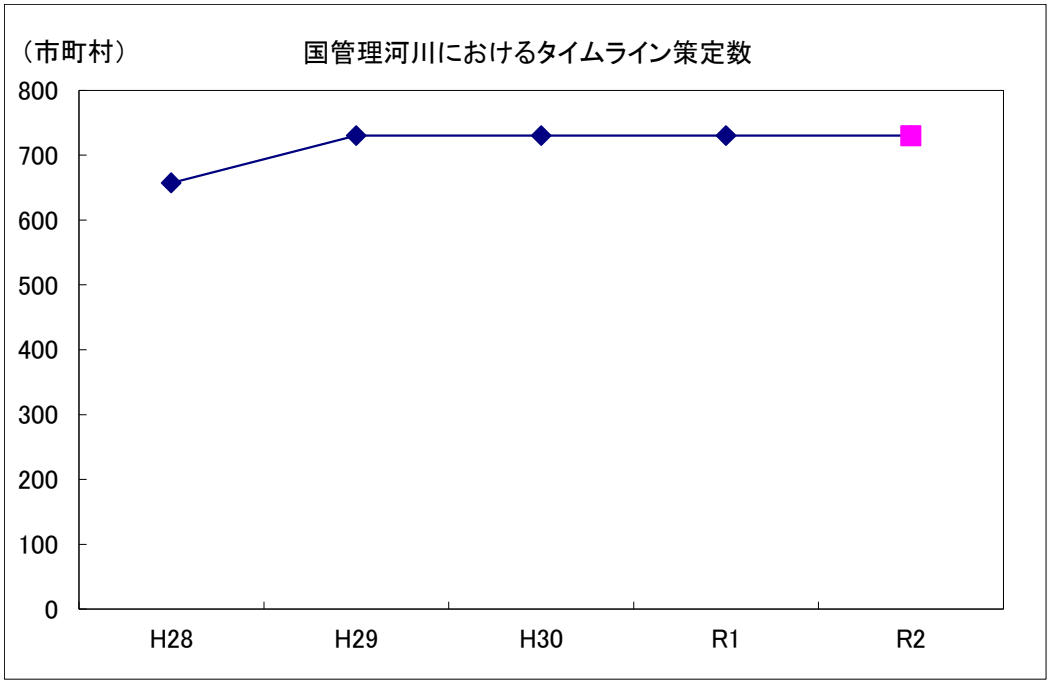

主な事務事業等の概要

災害発生時のリスクの低減のための危機管理対策の強化（◎）

気象予測等により事前の予測がある程度可能となる水害等に対しては、関係機関が事前にとるべき行動を時系列で示すタイムラインを策定し、円滑な防災対応に活用する取組を促進する必要がある。そこで市区町村における避難勧告の的確な発令を支援するため、市区町村と協力して避難勧告着目型タイムラインの策定を推進する。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備にかかる施策に関するものである

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「達成した」

平成 29 年度時点で既に目標値を達成済み

（事務事業等の実施状況）

国管理河川の洪水浸水想定区域内の市区町村（730 市区町村）全てにおいて、水害対応タイムラインを作成済みであるが、取組の実効性を高めるためには、作成した水害対応タイムラインを実践や訓練等の場で活用するとともに、その中で明らかとなった課題等を踏まえて、内容の改善を図ることが必要

課題の特定と今後の取組みの方向性

指標については既に目標値を達成済みである。また、作成した水害対応タイムラインの訓練等で活用、内容の改善については、大規模氾濫減災協議会の場などを通じて、関係市町村との間で取組を進めているところであり、A と評価した。さらに、今後は流域内での連携を進める。

・業績指標のアウトカムは達成したため、本業績指標は廃止する。なお、引き続き、タイムラインの実効性を高めるための取組を進める。

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局河川環境課　（課長　内藤　正彦）

関係課：

業績指標５６
最大クラスの洪水等に対応した避難確保・浸水防止措置を講じた地下街等の数

評　価	
B	目標値：約９００（令和２年度） 実績値：８４６　（平成２年度） 初期値：０（平成２６年度）

（指標の定義）
最大クラスの洪水、内水、高潮の浸水想定区域内にあり、市町村が浸水のおそれがあるものとして地域防災計画に位置づけられた不特定・多数の者が利用する地下街等のうち、避難確保・浸水防止計画の作成等の措置を講じた地下街等の数

（目標設定の考え方・根拠）
令和２年度 までに優先的に指定を行う浸水想定区域内にある地下街等の数を目標として設定。

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
地方自治体（都道府県）　（洪水、内水、高潮の浸水想定区域の指定・公表）
地方自治体（市町村）　（内水の浸水想定区域の指定・公表、地域防災計画の作成）
地下街等管理者・所有者　（避難確保・浸水防止対策の実施）

（重要政策）
【施政方針】
・第１９３回国会 施政方針演説（平成２９年１月２０日）
「治水対策の他、水害や土砂災害への備え、最先端技術を活用した老朽インフラの維持管理など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」
・第１９８回国会 施政方針演説（平成３１年１月２８日）
「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱（じん）化を進めてまいります。」
【閣議決定】
・基本方針（平成３０年１０月２日）
「近年の集中豪雨、気温上昇など気象の急激な変化に対応し、全国的に、河川の改修、治水、砂防対策、ため池改良、熱中症予防など、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、３年間で集中的に実施する。」
・国土強靱化基本計画（平成３０年１２月１４日）
「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
７５	８０１	８９０	９３１ （７３％）	８４６ （８７％）

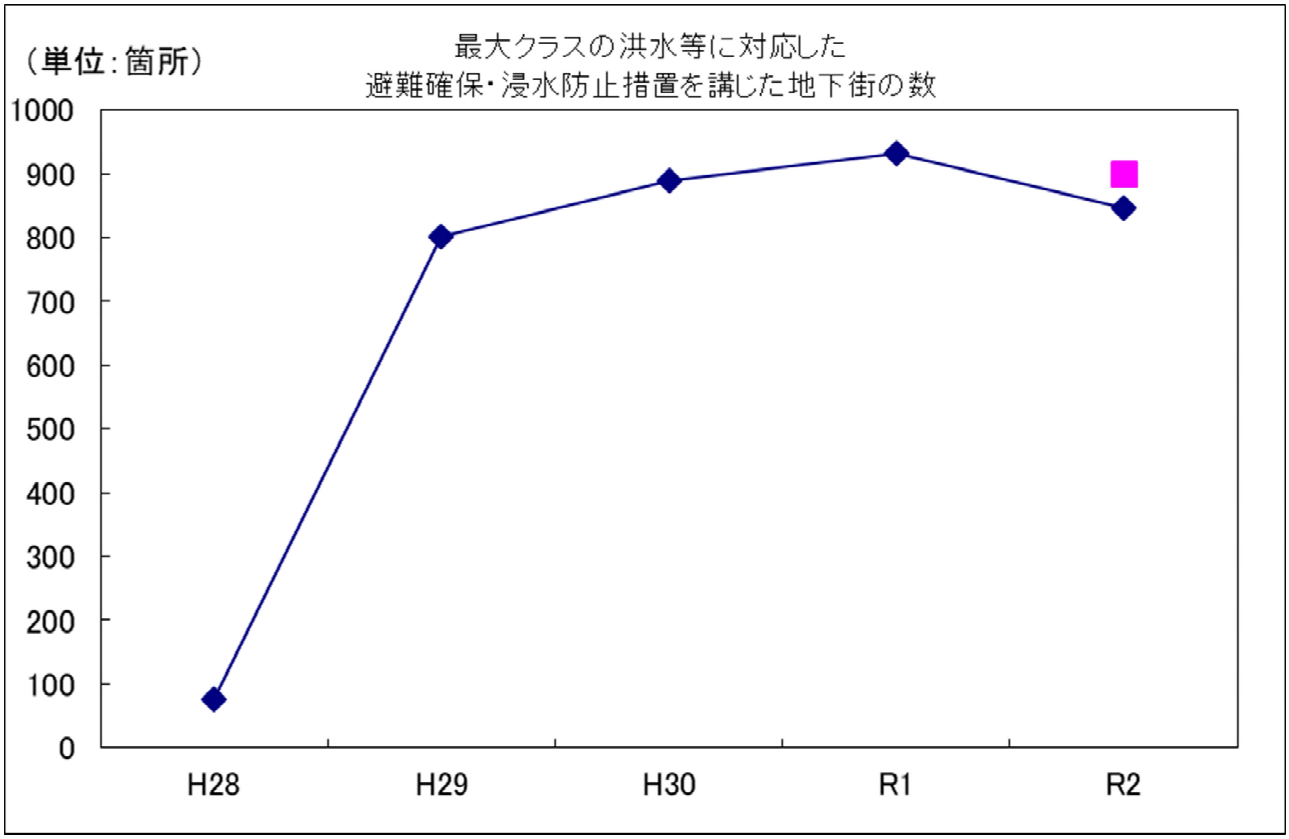

主な事務事業等の概要

・地下街等における避難確保・浸水防止計画の作成を支援し、合わせて防災訓練等を実施することで、地下街等における防災・減殺対策を推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
・令和２年度の実績値は８４６施設であり、目標値９００施設に対して達成できていない。
・指標の母数については、市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等であり、年ごとに変動があるが、令和２年度末時点では、９７２施設であり、避難確保・浸水防止計画作成率は約８７％である。
（事務事業等の実施状況）
・取組の促進が必要な地方公共団体に職員を派遣し、助言を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・地下街等の避難確保・浸水防止計画の作成が進むよう、都道府県を通じて手引き等の通知をしてきた。
・しかしながら、目標値以上の地下街等における避難確保・浸水防止計画の作成が進まず、特に、地下街等の数が多い自治体では、一層の取組促進が必要である。
・以上のことから、目標値に達していないためＢと評価した。
・今後は、目標達成に向け、作成が進んでいない地下街等に対して個別にオンライン等を活用し作成を促進していく。
・また、新たな社会資本整備重点計画（令和３年５月 28 日閣議決定）では、指標として最大クラスの洪水等に対応した避難確保・浸水防止措置を講じた地下街等の数(目標年度：令和７年度、９７２)を設定した。
・本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理国土保全局河川環境課（課長 内藤　正彦）
関係課： 下水道部流域管理官

業績指標５７

南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）＊

評　価	
B	目標値：６９％（令和２年度） 実績値：６５％（令和２年度） 初期値：３９％（平成２６年度）

（指標の定義）

南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策等により、背後地の重要な保全対象等の防護が完了する海岸における堤防等（堤防、護岸、胸壁）の整備率＝①／②

①：南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策等により、背後地の重要な保全対象等の防護が完了する海岸における海岸堤防等の総延長のうち、計画高さまでの整備と耐震性の確保が完了している延長

②：上記対象海岸における海岸堤防等の総延長

（目標設定の考え方・根拠）

南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域については、できるだけ早期に海岸堤防等を整備する必要がある。また、東日本大震災の被災地における海岸堤防等の復旧・復興については、平成３２年度末までの完了を目指し、工事を推進している状況である。長期的には対象海岸全体で整備率を１００％とすることを目標に、当面の目標として令和２年度末までに達成可能な値として設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

農林水産省、地方公共団体等（事業実施主体）

（重要政策）

【施政方針】

・第２０１回国会 施政方針演説（令和２年１月２０日）

「相次ぐ自然災害の教訓を活かし、全国で、川底の掘削、堤防の整備、無電柱化を進めます。送電線の計画的な更新、電力会社、自衛隊、自治体の平時からの連携などにより、強靱（じん）な電力供給体制を構築します。防災・減災、国土強靱（じん）化を進め、災害に強い故郷（ふるさと）を創り上げてまいります。」

【閣議決定】

・国土強靱化基本計画（平成３０年１２月１４日）

「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」

・基本方針（令和元年９月１１日）「近年の集中豪雨、気温上昇など気象の急激な変化に対応し、全国的に、河川の改修、治水、砂防対策、ため池改良、熱中症予防など、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、３年間で集中的に実施する。」

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
４６％	４７％	５３％	５８％	６５％

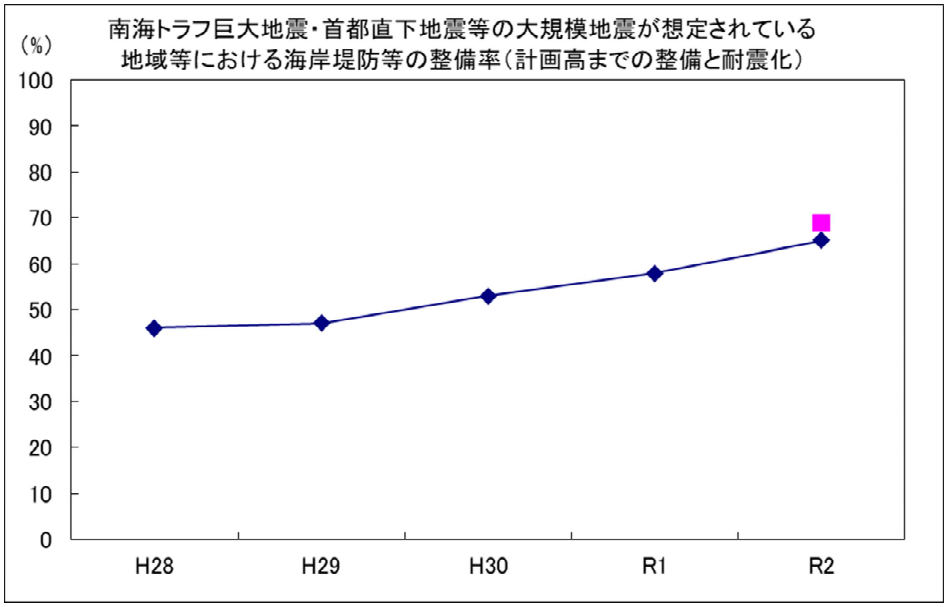

主な事務事業等の概要

海岸堤防等の耐震化等（◎）

海岸堤防等の耐震化等を実施することにより、地震発生に伴う海岸堤防等の防護機能低下による浸水被害の防止・軽減を図る。

予算額：海岸事業費 324 億円（令和元年度国費（臨時・特別の措置を含む））の内数
防災・安全交付金 13,173 億円（令和元年度国費（臨時・特別の措置を含む））の内数

海岸事業費 315 億円（令和２年度国費（臨時・特別の措置を含む））の内数
防災・安全交付金 10,388 億円（令和２年度国費（臨時・特別の措置を含む））の内数

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・令和２年度の目標値が６９％のところ、実績値は６５％となった。

（事務事業等の実施状況）

・海岸堤防等の整備に関する予算については、適切に確保できている状況であり、海岸堤防等の着実な整備に取り組んでいるところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・令和２年度の目標値が６９％のところ実績値は６５％となり、着実に進捗しているものの、目標達成には至らなかったことからＢ評価とした。目標未達成の要因として、東日本大震災の被災地において、事業期間を令和２年度までとしていたところ、関連工事との調整などやむを得ない事情により未完了となった事業があることが挙げられる。
・東日本大震災の被災地における海岸堤防等の復旧・復興については、令和２年度末で全ての地区で着工し、７８％の地区で完了している。（令和３年１月末時点）
・新たな社会資本整備重点計画（令和３年５月 28 日閣議決定）では、指標として、南海トラフ地震・首都直下地震・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率（目標年度：令和７年度、目標値：59%）と設定した。
・引き続き、大規模地震が想定される地域等で、海岸堤防等の整備を重点的に推進することにより、早期の目標達成を目指す。
・本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局海岸室（室長　田中　敬也）、港湾局海岸・防災課（課長　安部　賢）
関係課：

業績指標５８

最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合（①津波*、②高潮*）

評　価

①　B ②　B	目標値：①１００％、②１００％（令和２年度） 実績値：①７６％、　②５％（令和２年度） 初期値：①０％、　　②０％　（平成２６年度）

（指標の定義）

最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合　（津波＝①／②％　高潮＝③／④％）

①：ハザードマップを作成・公表し、訓練等※を実施した市区町村数

②：津波災害警戒区域内に存する市区町村数

③：ハザードマップを作成・公表し、訓練等※を実施した市区町村数

④：高潮浸水想定区域内に存する市区町村数

※机上訓練、情報伝達訓練等

（目標設定の考え方・根拠）

ハザードマップ作成のみならず、それを実際に訓練に活用することが必要であることから、その進捗状況を図る指標として、令和２年度までに 100％とすることを目標とする

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方自治体（都道府県）　（津波浸水想定の設定・公表、津波災害警戒区域の指定、高潮浸水想定区域の指定）

地方自治体（市区町村）　　（ハザードマップ作成・防災訓練実施主体）

（重要政策）

【施政方針】

・第１９８回国会 施政方針演説（平成３１年１月２８日）

「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱（じん）化を進めてまいります。」

【閣議決定】

・基本方針（平成３０年１０月２日）

「近年の集中豪雨、気温上昇など気象の急激な変化に対応し、全国的に、河川の改修、治水、砂防対策、ため池改良、熱中症予防など、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、３年間で集中的に実施する。」

・国土強靱化基本計画（平成３０年１２月１４日）

「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値（%）　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
津波：６０ 高潮：０	津波：６５ 高潮：０	津波：７０ 高潮：０	津波：７２ 高潮：２５	津波：７６ 高潮：５

(%)

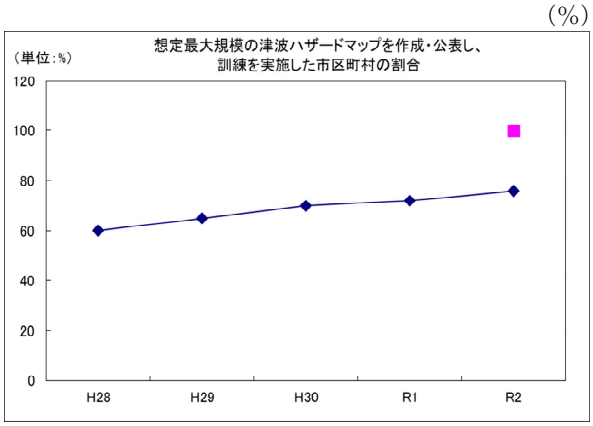

(%)

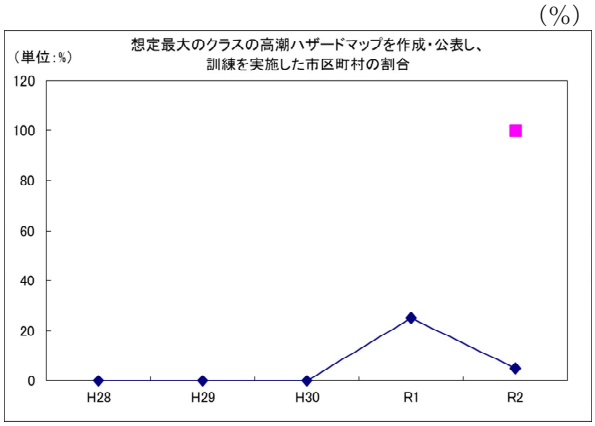

主な事務事業等の概要

・市区町村の津波・高潮ハザードマップの作成及び公表を支援し、合わせて防災訓練等を実施することで住民の防災意識の向上を促し、津波・高潮発生時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和２年度の実績値は、津波ハザードマップについては７６％であり、目標年度における目標は達成しなかった。なお、平成２４年度より最大クラスの津波浸水想定を踏まえた警戒区域の指定が進んでおり、また、「水害ハザードマップ作成の手引き」を公表していることから、市区町村による津波ハザードマップの作成・公表が今後、より一層推進されることが期待される。

一方、高潮ハザードマップについては、令和２年度の実績値は５％であり、目標年度における目標は達成はしなかった。。なお、Ｒ１年度実績値（２５％）の分母である１６市町（Ｒ１年水防法ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ調査）に対し、Ｒ２年度実績値（５％）の分母である９４市区町であり、新たに７８市区町（Ｒ２年水防法ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ調査）増加している。

平成２７年に水防法が一部改正され、想定しうる最大規模の高潮に対し都道府県が浸水想定区域を指定・公表することが位置づけられ、平成３０年度に福岡県（玄界灘）において、全国で初めて高潮浸水想定区域の指定・公表がなされ、令和２年度末には福岡県を含む５都府県で指定・公表がなされたところである。高潮浸水想定区域の指定・公表を踏まえ、今後、市区町村は高潮ハザードマップの作成・公表、訓練等を順次実施していくことになる。ハザードマップを活用した訓練の実施について都道府県を通じ市区町村への周知を促しており、実績値の向上が期待される。

（事務事業等の実施状況）

・市区町村による津波・高潮ハザードマップの作成を促進するため、平成２８年４月に「水害ハザードマップ作成の手引きを改訂。
・平成２９年３月に、市区町村職員が自らハザードマップを作成できる「ハザードマップ作成支援ツール」を作成・公表。
・都道府県が市区町村の職員等を集めて実施する説明会等に職員を派遣し、ハザードマップの作成等について助言。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・津波ハザードマップに関する指標は目標に向けて進捗してきたが、目標年度における目標を達成しなかったため、B 評価とした。高潮ハザードマップに関する指標は目標に向けて順調でなく、更なる推進が必要であるためＢ評価とした。
・今後、都道府県による高潮浸水想定区域の指定・公表及び市区町村による高潮ハザードマップの作成・公表が一層進むよう、各都道府県に対して技術的助言や先行事例の共有など、支援をさらに充実させる。
・都道府県が実施する説明会等に職員を派遣し助言するとともに、ハザードマップ作成に取り組む市区町村に対して、「水害ハザードマップ作成の手引き」及び「ハザードマップ作成支援ツール」の活用を促進することにより、市区町村による津波・高潮ハザードマップの作成・公表を促進する。併せて、市区町村への周知を的確に行うことにより、ハザードマップを活用した津波及び高潮を想定した避難訓練等の防災訓練にかかる実績値の向上が期待される。
・なお、第 5 次社会資本整備重点計画(令和 3 年 5 月 28 日閣議決定)では、新たな指標として、津波ハザードマップについては、令和 7 年度までに 257 市区町村を対象に、「最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村数」を設定し、また、高潮ハザードマップについては、令和 7 年度までに 95 市区町村を対象に「最大クラスの高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村数 」と設定したところである。今後は、適宜フォローアップを行うなど進捗管理を徹底しつつ、市町村への技術的支援や先行事例の情報提供等を行う他、マイ・タイムラインの取組優良事例の共有や講習会等の担い手確保の取組みを通じて、避難訓練の開催支援強化を図る予定。

担当課等（担当課長名等）
担当課：水管理・国土保全局河川環境課（課長　内藤　正彦）

業績指標５９
首都直下地震又は南海トラフ巨大地震で震度６強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率*

評　価

A	目標値：概ね１００％（令和４年度末） 実績値：９８％（令和元年度末） 初期値：９７％（平成２９年度）

（指標の定義）
首都直下地震又は南海トラフ地震で震度６強以上が想定される地域等における１日あたりの平均片道断面輸送量が１万人以上の線区の耐震化率

（目標設定の考え方・根拠）
特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年三月三十日国土交通省令第十六号）において、首都直下地震又は南海トラフ巨大地震で震度６強以上が想定される地域等における１日あたりの平均片道断面輸送量が１万人以上の線区における耐震補強は令和４年度までに実施することとしている。

（外部要因）
高架下利用者等との調整

（他の関係主体）
鉄軌道事業者

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
交通政策基本計画（平成 27 年 2 月 13 日）鉄道、道路、港湾、空港島の交通インフラの耐震対策、津波対策、浸水対策、土砂災害対策等を確実に実施する。（第２章　基本的方針Ｃ　目標①（１））
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日）「第２章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
９６％	９７％	９７％	９８％	集計中

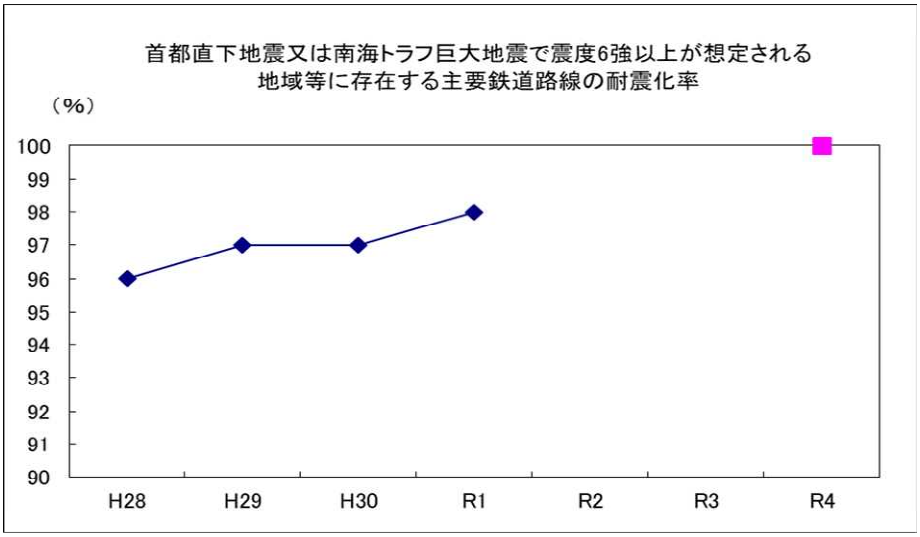

主な事務事業等の概要

鉄道施設総合安全対策事業費補助（鉄道施設の耐震補強）
首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に備え、地震時において、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、高架橋等の耐震補強を一層推進する。
予算額：４，１７２百万円の内数（平成２９年度当初予算）
　　３，９８２百万円の内数（平成３０年度当初予算）
　　６，６０８百万円の内数（令和元年度当初予算）

４，１８９百万円の内数（令和２年度当初予算）

４，３０８百万円の内数（令和３年度当初予算）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

首都直下地震又は南海トラフ地震で震度６強以上が想定される地域等における１日あたりの平均片道断面輸送量が１万人以上の線区にある高架橋柱等については、対象となる約 37 万本のうち 36 万本あまりの耐震補強が完了し、耐震補強が必要な高架橋柱等の残りは約 8,000 本になっており、目標達成に向けて着実に向上している。さらに、耐震補強の予算について、目標年度である令和４年度における目標達成に向けて、所要の額を計上していることから今後も耐震化率は着実に向上することが見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

平成２９年度において、２１事業者の耐震補強について補助を実施した。
平成３０年度において、２８事業者の耐震補強について補助を実施した。
令和元年度において、１９事業者の耐震補強について補助を実施した。
令和２年度において、１９事業者の耐震補強について補助を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

今後も引き続き、耐震補強工事に必要な額を計上し、令和４年度における目標達成に向けて着実に耐震化を推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 鉄道局施設課（課長　森信哉）

業績指標６０

事業用自動車による事故に関する指標

（①事業用自動車による交通事故死者数、②事業用自動車による人身事故件数 *）

評　価

①　B ②　A	目標値：①２３５人以下　②２３，１００件以下（令和２年） 実績値：①２５７人　②２１，８７１件（令和２年） 初期値：①３６３人　②３３，３３６件（平成２８年）

（指標の定義）

①　事業用自動車が第１当事者の交通事故における死者数

②　事業用自動車が第１当事者の交通事故における人身事故件数

（目標設定の考え方・根拠）

政府においては、現在、「第１０次交通安全基本計画」において、交通事故削減目標を掲げ取組を進めているところであり、国土交通省においては、計画期間を同計画と合わせた「事業用自動車総合安全プラン２０２０」を平成２９年６月に取りまとめている。（※）その中で、第１０次交通安全基本計画の最終年である２０２０年を目標年とした事故削減目標値を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。

（目標）

①２０２０年までに死者数２３５人以下

②２０２０年までに事故件数２３，１００件以下

③飲酒運転ゼロ（参考指標）

（外部要因）

交通量、事業者数、車両台数

（他の関係主体）

警察庁（事故・違反通報）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【その他】

・第 10 次交通安全基本計画（平成２８年３月１１日中央交通安全対策会議決定）

過去の実績値　（年）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
①　３６３人 ②　３３，３３６件	①　３５２人 ②　３２，６５５件	①　３３７人 ②　３０，８１８件	①　３３３人 ②　２７，８８４件	①　２５７人 ②　２１，８７１件

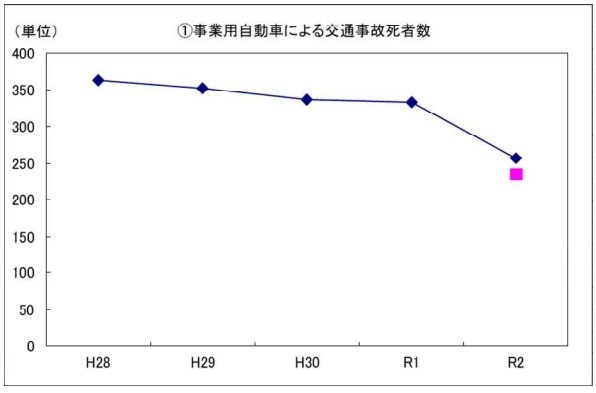

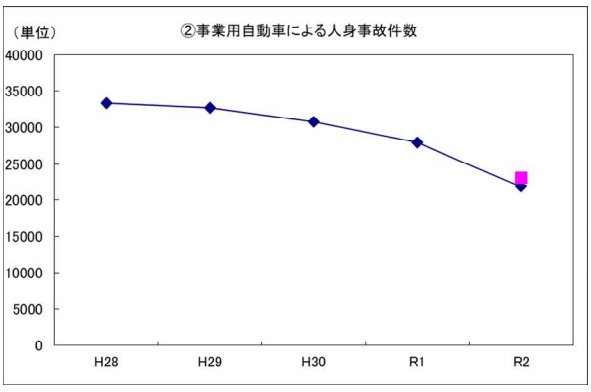

主な事務事業等の概要

自動車運送事業の安全対策として以下の対策等を実施した。

予算額：１，０２８百万円（令和２年度）

１，１５３百万円（令和元年度）

１，０５１百万円（平成３０年度）

・自動車運送事業の安全総合対策事業

自動車運送事業者に対し、先進安全自動車（ASV）の導入を支援するとともに、ドライブレコーダー等運行管理の高度化に資する機器等の普及を促進する。また、特に貸切バスに対しては一層の普及促進策を講じる。

「事業用自動車総合安全プラン２０２０」に基づき各種取り組みを推進し事故削減に努め、「①事業用自動車による交通事故死者数」については目標にわずかに届かなかったものの毎年着実に減少しており、「②事業用自動車による人身事故件数」については目標を達成した。

・ビッグデータ活用による事故防止対策推進事業

官民が保有する様々な運行記録や登録情報等について、事故防止対策に活用するビッグデータとして整備することによって、適切な運行管理、効果的な監査、健康起因事故の未然防止等の対策を講じる。

・健康起因事故防止のための運転者向けスクリーニング検査の普及促進

健康起因事故防止の推進を図るため、ＳＡＳ（睡眠時無呼吸症候群）・脳疾患・心疾患等に関する運転者向けスクリーニング検査について、事業者に対してアンケート調査を実施するとともに、セミナー等を通じて業態・規模ごとの具体的な取組事例の業界内での共有を進めることで、先進事例における事故削減効果の調査等を行い、同検査の普及を促進する。

・自動車運送事業者等に対する監査体制の強化

優先的に監査を実施する必要がある事業者、継続的な監視が必要な事業者の情報を把握しつつ、自動車運送事業者への監査を実施し、効率的かつ効果的に法令等の遵守状況を確認する。

・事業用自動車の重大事故に関する事故調査等機能の強化

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故について、事業用自動車事故調査委員会による調査を活用し、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明や走行実験による事故要因の精緻な究明を図るなど、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析と、客観性の高い再発防止策を講じる。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和２年の実績値は、①事業用自動車による交通事故死者数については減少傾向で推移しているものの、目標年度における目標を達成しなかった。②事業用自動車による人身事故件数については目標年度における目標を達成した。

（事務事業等の実施状況）

・平成２８年１月に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、同年６月３日にとりまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に掲げられた再発防止策８５項目全てを実施している。

・事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価を、令和元年度において６３１者に対して実施した。

・悪質違反を犯した事業者や重大事故を引き起こした事業者等に対する監査の徹底及び、法令違反が疑われる事業者に対する重点的かつ優先的な監査を実施している。また、貸切バスについては、軽井沢スキーバス事故を受け，法令違反を早期に是正させる仕組みの導入や行政処分を厳格化し、違反を繰り返す事業者等に対して、許可取消しの措置等を実施している。さらに、事故を惹起するおそれのある事業者を抽出・分析する機能を備えた「事業用自動車総合安全情報システム」の運用を行っている。

・点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認の徹底や、運転者に飲酒運転の危険性の理解を理解させる等、輸送の安全確保の徹底を周知した。

・ＡＳＶ装置、デジタル式運行記録計等の導入に対し支援を行うとともに、健康や過労運転に起因した事故の未然防止のため、運転特性や体調管理等に関する情報について、ビッグデータとして集積、活用し、運転者の体調に即した運行経路の設定が可能になる等の事故防止運行モデルを引き続き検討した。

・トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組について評価し、更なる事故削減に向け、必要に応じて見直しを行う等、フォローアップを実施している。

・事業用自動車事故調査委員会において，社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故について，より高度かつ複合的な事故要因の調査分析を行っており，４５件の報告書を公表した。

・ＳＡＳ（睡眠時無呼吸症候群），脳疾患，心臓疾患等の主要疾病の早期発見に寄与する各種スクリーニング検査をより効果的なものとして普及させるため、「事業用自動車健康起因事故対策協議会」において、平成３０年２月に「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」、令和元年７月に「自動車運送事業者における心臓・大血管疾患対策ガイドライン」をとりまとめ、当該ガイドラインを周知して関係団体にスクリーニング検査の受診を推奨するとともに、平成３０年度より脳健診のモデル事業を実施し、同健診の普及に向けた課題を整理するための調査等を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①事業用自動車による交通事故死者数については、減少傾向で推移しているものの、目標値にわずかに達しなかったためＢと評価した。②事業用自動車による人身事故件数については、目標値を達成したためＡと評価した。

今後も総力を挙げて事故の削減に取り組むべく、「事業用自動車総合安全プラン２０２０」策定時からの環境変化を踏まえ、令和３年３月に「事業用自動車総合安全プラン２０２５」を策定したところであり、各業態に対して事故削減をより強く促すため、各業態の特徴的な事故についても削減目標を設定したところである。また、運転者の健康状態に起因する事故件数が減少していないことから、主な疾病に関して医学的知見を踏まえ事業者として取るべき対応を含めたガイドラインのさらなる活用、日常健康状態管理の在り方、生活習慣に関する行動変容を促す指導について検討・実施していく予定である。このほか、同プランに掲げている、依然として発生する飲酒運転、ICT を活用した高度な運行管理の実現、超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故防止対策等の各種取組を着実に実施するとともに、同プランに係る検討委員会を引き続き開催し、各種取組の進捗状況や目標の達成状況、各種取組などについてフォローアップを行う。

なお、これらを踏まえ、今後本業績指標についての見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 自動車局安全政策課（課長　石田　勝利）
関係課： 大臣官房運輸安全監理官（運輸安全監理官　藤田　礼子）
道路局環境安全・防災課（課長　荒瀬　美和）
自動車局保障制度参事官室（参事官　長谷　知治）
自動車局技術・環境政策課（課長　久保田　秀暢）
自動車局旅客課（課長　大辻　統）
自動車局貨物課（課長　伊地知　英己）
自動車局整備課（課長　佐橋　真人）

業績指標６１
商船の海難船舶隻数*

評　価

A	目標値：２０４隻未満　（令和１１年） 実績値：２９０隻　（令和２年） 初期値：３８６隻　（平成２３年～平成２７年の平均海難隻数）

（指標の定義）
我が国周辺で発生する商船（旅客船、貨物船及びタンカー）の海難隻数の合計
ただし、本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く

（目標設定の考え方・根拠）
第１０次交通安全基本計画第２部（海上交通の安全）における目標（２０２０年代中に我が国周辺で発生する船舶事故隻数（本邦に寄港しない外航船舶によるものを除く。以下同じ。）を第９次計画期間の年平均（２，２５６隻）から約半減（約1,２００隻以下）することを目指す。）に準じた目標設定とする。
第１０次計画では第９次計画の年平均船舶事故隻数の約４７％削減を目標としていることから、商船（旅客船、貨物船及びタンカー）に係る第９次計画期間の年平均船舶事故隻数３８６隻から約４７％削減した２０４隻未満を目標とする。

（外部要因）
海上交通量の変化、異常気象、台風及び津波等に伴う海難

（他の関係主体）
なし

（重要政策）

【施政方針】
なし

【閣議決定】
・海洋基本計画（平成３０年５月１５日）
第２部１（１）オ
○船舶安全性の向上、航行安全確保、海難等の未然防止のための適切な体制・制度の整備や、船舶検査や外国船舶の監督（PSC）の着実な実施、海運事業者に対する運輸マネジメント評価の継続的な実施による安全管理体制の構築、事故や災害の発生した際の救助等、さらに、航行に関する安全情報等の周知や航路標識の整備・管理・運用といった、船舶交通の安全確保を始めとする海上安全のための施策や、事故や災害等が発生した際の対応のための施策に取り組む。また、民間団体・関係行政機関と緊密に連携し、安全指導を含め、海難防止に関する意識の向上等、海難防止対策を推進する。

【閣決（重点）】
なし

【その他】
・第１０次交通基本計画（平成２８年３月１１日中央交通安全対策会議）
第２部２①
○2020 年代中に我が国周辺で発生する船舶事故隻数（本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。以下同じ。）を第９次計画期間の年平均（2,256 隻）から約半減（約 1,200 隻以下）することを目指すこととし，我が国周辺で発生する船舶事故隻数を平成 32 年までに少なくとも 2,000 隻未満とする。

過去の実績値　（年）

Ｈ２３	Ｈ２４	Ｈ２５	Ｈ２６	Ｈ２７
３５３隻	４２２隻	３７９隻	３９４隻	３８２隻
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
３３４隻	２９６隻	３８８隻	３６６隻	２９０隻

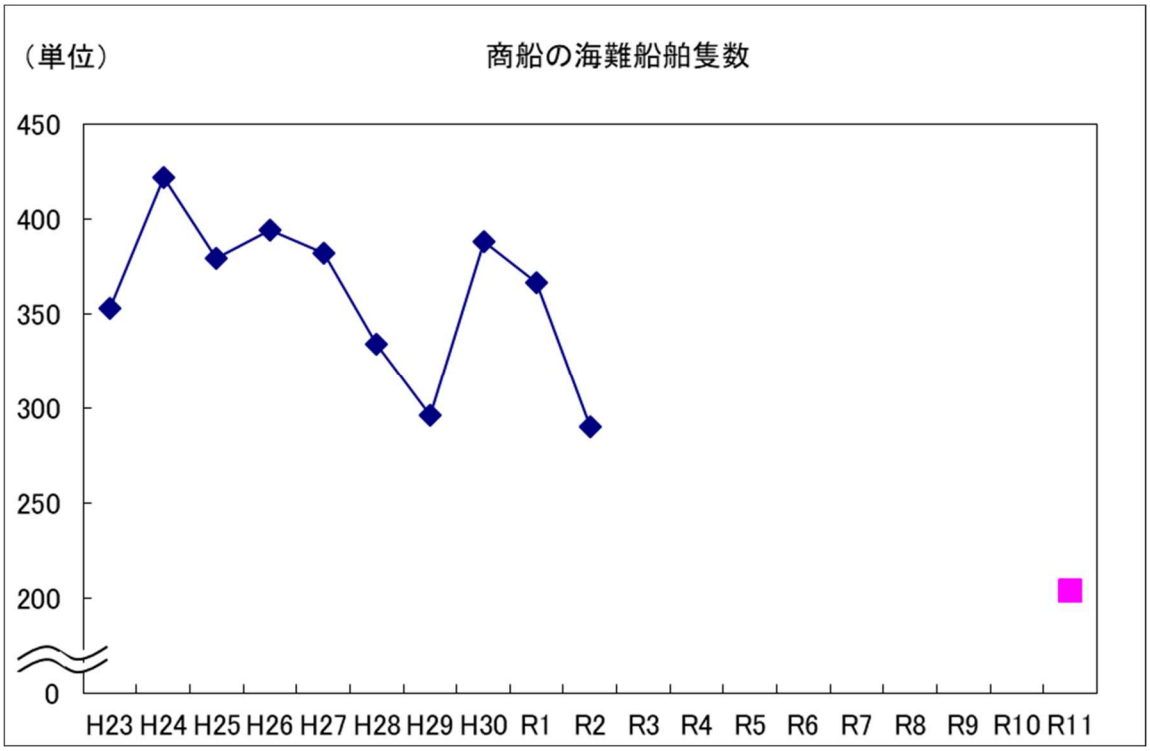

主な事務事業等の概要

船舶の検査・監査等を通じハード・ソフト両面から安全対策を強化　予算額：５４３百万円（令和３年度）

・運航労務監理官の監査の監査の効率的・効果的実施のための研修制度の強化や監査実施体制の整備

・海事分野における運輸安全マネジメント評価の実施

・船舶検査官等が効果的な検査を実施するための研修の充実、IS0９００１品質認証の推進や船舶検査実施体制の整備

・PSC（ポートステートコントロール：日本に入港する外国籍船に対して行う、船内整備等の安全に関する立入検査）の強化

事故原因等の究明

・運輸安全委員会では、船舶事故等が発生した場合、その原因を究明するための検査を的確に行うとともに、これらの検査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、船舶事故等の再発防止及び被害の軽減に寄与する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成２２年度以降の実績値のトレンドは概ね減少傾向にあり、現在の取組を今後も強力に推進することで、目標値の達成は概ね可能であると見込まれるため、順調であると推測される。

（事務事業等の実施状況）

・運航労務監理官により、旅客船及び貨物船の運航管理体制、船員の労働条件等の監査・指導を実施するとともに運航労務監理官及び運輸安全調査官による運輸安全マネジメント体制の評価を実施した。
（運輸安全マネジメント体制の評価実施実績　令和２年：８６事業者）

・船舶検査官により、船舶の構造・設備等に関する技術基準適合性の検査を実施するとともに、放射性物質等の危険物の輸送に係る容器・積付等について審査・検査を実施した。
（船舶の検査実施実績　令和２年：４５１４件）

・外国船舶監督官により、我が国に入港した外国船舶に対し国際条約に基づき船体の安全基準及び船員の資格証明等について PSC を実施した。
（欠陥是正指示実績　令和２年：４４０１件）

・運輸安全委員会は、船舶事故等について、その原因を究明するための調査を行い、調査の結果に基づき、国土交通大臣又は原因関係者に対し講ずべき措置について勧告を実施した。また、事故等の防止と海上交通の安全性の更なる向上を目的とした「船舶事故ハザードマップ」の運用を平成２５年５月より開始し、平成２６年４月に「船舶事故ハザードマップ・グローバル版」、平成２７年６月に、スマートフォンやタブレット端末に対応した「船

舶事故ハザードマップ・モバイル版」、平成３１年４月に、船舶エンジンに特化した安全情報検索システム「機関故障検索システム」の運用を開始した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・これまでの実績値のトレンドを考慮すると、概ね減少傾向にあり、目標年度に目標値を達成すると見込まれるため、A と評価した。
・周囲を海に囲まれ、資源に乏しい我が国は、エネルギー関連資源、食物資源等の大半を海外からの輸入に頼っており、また多くの基幹産業が臨海部に立地しているため、海上輸送は我が国の産業、国民生活を支える上で欠くことができないものとなっている。ひとたび海難が発生すれば、尊い人命を失いかねないことはもとより、我が国の経済活動や自然環境に計り知れない影響を及ぼす可能性もあるなど、国民の「安全・安心」を脅かすこととなる。このため、海難の発生を未然に防止し、また、海難発生時の被害を最小化するために、引き続き上記の事務事業をはじめとした各種施策を推進することとする。
・運輸安全委員会では、引き続き的確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行うとともに、国土交通大臣、関係行政機関及び原因関係者に対して、事故防止や被害軽減のための勧告、意見や事実情報の提供等をタイムリーかつ積極的に行うこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 海事局安全政策課（課長 峰本 健正）
関係課： 大臣官房運輸安全監理官（運輸安全監理官 藤田 礼子）
運輸安全委員会事務局総務課（課長 村田 有）

業績指標６２
船員災害発生率（千人率）

評　価	
A	目標値：第10次船員災害防止基本計画期間の平均値から16%減少（第11次船員災害防止基本計画期間（平成30年～令和４年度）の平均:８．１‰） 実績値：集計中　（令和２年度） ８．３‰（令和元年度） 初期値：第 10 次船員災害防止基本計画期間（平成 25～29 年度）の平均値：９．６‰

（指標の定義）
毎年４月１日より翌年３月３１日までの間に発生した災害（船員の転倒、船舶の機器によりはさまれる等の事故、海難、海中転落等）により死亡・行方不明又は３日以上休業した船員（予備船員を除く。以下同じ。）の船員千人当たりの率

（目標設定の考え方・根拠）
船員災害防止活動の促進に関する法律第６条に基づき、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し、基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画（以下「基本計画」という。）を５年ごとに作成している。

第１１次基本計画期間（平成３０年度から令和４年度まで）の死傷災害発生率を、第１０次基本計画期間（平成２５年度から平成２９年度まで）の５年間の死傷災害の発生率（年間千人率）の平均値に比べ１６％減少させることとした。

目標設定の考え方は、

①平成２５～２９年度の５年平均の発生件数を基礎として目標を算出した。

②業績目標の目標値は計画期間中の状況をより反映させるため、計画期間（５年間）の平均値を比較することとした。

基本計画では期間中の平均値を 16%減少させることを目標としており、その実行のため、毎年度船員災害防止実施計画を策定し、単年度の減少目標を設定している。令和２年度は、5.0%減を目標とする。

（外部要因）
・海運業、漁業の置かれている経済状況、船員の労働条件（労働時間等）
・船舶及び作業機器・設備の構造に係る問題
・海上及び港における救急・救護体制

（他の関係主体）
該当なし

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
第１１次船員災害防止基本計画（計画期間：平成３０年度から令和４年度までの５年間）
令和３年度船員災害防止実施計画

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
９．３‰	８．６‰	８．８‰	８．３‰	集計中

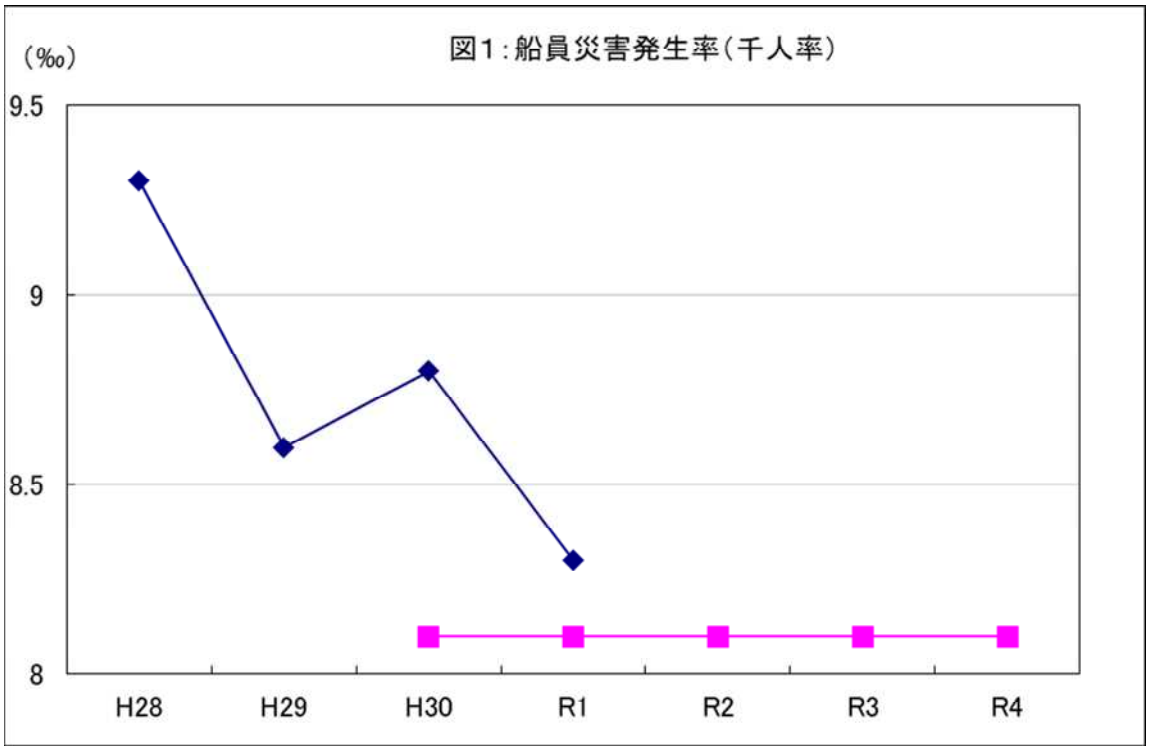

主な事務事業等の概要

○船員災害防止のための管理体制・基準策定等の推進

①安全管理体制の整備とその活動の推進

・船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき、船舶所有者が総括安全衛生担当者の選任や安全衛生委員会の設置を行うこと等により、安全管理体制の整備を推進し、安全管理活動の活性化を図る。

②死傷災害の防止

・船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき、国土交通大臣が5年おきに船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し船員災害防止基本計画を策定しており、また同基本計画の実施を図るため、国土交通大臣は毎年、船員災害の減少目標や船員災害の防止に関し重点をおくべき船員災害の種類などを定めた、船員災害防止実施計画を策定しているところ。

これらの計画に基づいて船舶所有者が、業種別、態様別等の災害防止対策や、特に死亡率の高い海中転落対策として作業用救命衣等保護具の使用を徹底し、また、高年齢船員に対しては、心身機能の変化に対応した死傷災害防止対策を推進及び若手船員に対しては、乗船前に安全対策や健康管理に関する研修の実施等、安全衛生に係る教育を推進することにより、船員の安全と健康を確保するよう推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・令和２年度の実績値は集計中であるため、令和元年度の実績値について分析すると、令和元年度の実績値は８．３‰（５５１人）であり、前年度の８．８‰（５８２人）と比べて減少している。(図１)

・船員の高齢化が継続する中、高年齢船員の占める割合は高く、令和元年度における５０歳以上の船員の災害発生率は、依然として他の年代と比べて高くなっている（図２)。このことを踏まえ、令和２年度においては、特に高年齢船員の死傷災害防止対策に重点的に取り組んだ。

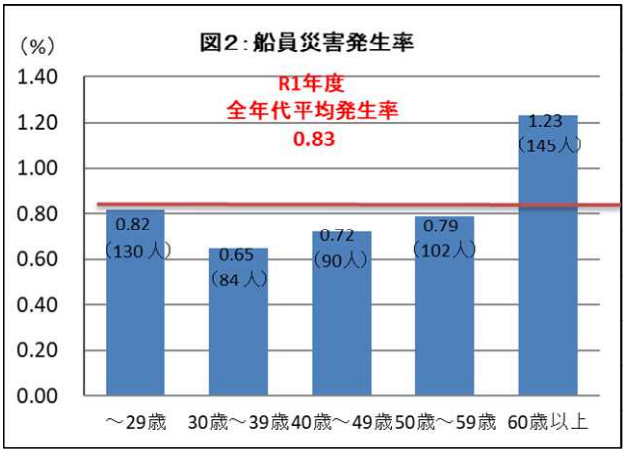

（事務事業等の実施状況）

・毎年開催される船員労働安全衛生月間期間中に、訪船指導を実施し、「転倒」、「はさまれ」、「海中転落」の防止対策等の指導を行うとともに、船員災害防止大会及び安全に関する各種講習会等を開催し、安全意識の高揚を図った。

指導隻数　１，１９７隻

講習会等　１６カ所　５４４人参加

・関係機関、団体等で構成される船員災害防止連絡会議を開催し、関係者間での情報交換、連絡強化等を行った。（開催回数８回）

課題の特定と今後の取組みの方向性

基本計画の５カ年の目標値を達成するため、令和２年度の船員災害防止実施計画の目標値として5.0%減を設定した。その実績値は未集計であるが、下記の通り、過去の実績に基づく定量的推計から、目標達成は確実であると判断し、A と評価する。

平成２５年度から平成２９年度までの５年間の死傷災害の発生率（年間千人率）の平均値に比べ１６％減少するために、実績に基づいた目標値を算出したところ、以下の通りとなった。

平成３０年度　８．６‰

令和元年度　８．４‰

令和２年度　７．９‰

令和３年度　７．５‰

令和４年度　７．１‰

令和２年度の実績値は集計中であるため、平成３０年及び令和元年度の実績値について分析すると、平成３０年度の船員災害発生率は８．８‰であり、実績に基づく目標値（８．６‰）の９８％達成している。令和元年度の船員災害発生率は８．３‰であり、実績に基づく目標値（８．４‰）を達成している。

令和元年度災害発生率の対前年比は 5.7%減となっており、毎年度の船員災害防止実施計画の目標値(概ね５%減)を達成している。令和元年度実績に基づき毎年度 5%減のトレンドを延長すると、上記の毎年度目標値は達成し、５年間平均値７．９‰となるため、目標を達成できると判断し、A 評価とした。

平成３０年度から始まった第１１次船員災害防止基本計画は、令和４年度が最終年度であり、死傷災害発生率減少目標達成に向けて引き続き取り組みを行う。

この他、各船社単位での安全意識の高揚を図るため、平成２９年度に創設した「船員安全・労働環境取組大賞」制度を引き続き実施する。また、適切な保護具、作業用救命衣の着用促進のための取組、個々の船員の安全意識の高揚を図るため船内向け自主改善活動（ＷＩＢ）の普及促進等を引き続き実施し、船員災害防止を目指すものとする。

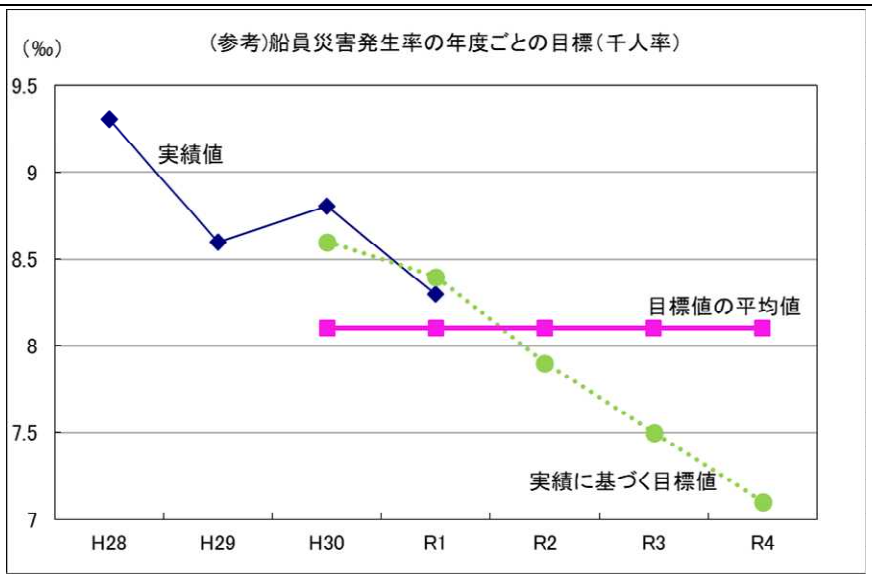

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局船員政策課（八木　貴弘）
関係課： なし

業績指標６３
航空事故発生率（①定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率、②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者（定期便を運航する事業者を含まず）に係る航空事故発生率、③国、地方公共団体に係る航空事故発生率、④個人に係る航空事故発生率）

評　価

① B ② A ③ A ④ A	①目標値：　０．３４以下（令和 14 年） 実績値：　２．３０（令和２年） 初期値：　０．６７（平成 25～29 年の５ヶ年平均値の７％減） ②目標値：　８．１０以下（令和 14 年） 実績値：　９．８６（令和２年） 初期値：１６．２０（平成 25～29 年の５ヶ年平均値の７％減） ③目標値：　８．２３以下（令和 14 年） 実績値：１３．２３（令和２年） 初期値：１６．４５（平成 25～29 年の５ヶ年平均値の７％減） ④目標値：７６．０２以下（令和 14 年） 実績値：８０．０５（令和２年） 初期値：１５２．０４（平成 25～29 年の５ヶ年平均値の７％減）

（指標の定義）
①定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率（100 万運航時間あたり）
※チャーター便、航空機使用事業における運航等の定期便以外の運航、及び乗員訓練等社内飛行において発生したものを含む。
②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者（定期便を運航する事業者を含まず）に係る航空事故発生率（100 万運航時間あたり）
※乗員訓練等社内飛行において発生したものを含む。
③国、地方公共団体に係る航空事故発生率（100 万運航時間あたり）
④個人に係る航空事故発生率（100 万運航時間あたり）
※滑空機、超軽量動力機を含まない。

（目標設定の考え方・根拠）
航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、各指標に係る航空事故発生率に対して、2018 年（平成 30 年）の現行の計算による目標値（平成 25～29 年の 5 ヶ年平均値の 7%減）を起点として、15 年間で 50%減とする安全目標を設定する。なお、5 年毎に結果を評価し、安全目標設定の適切性のレビューを行うこととする。

（外部要因）
気象条件

（他の関係主体）
なし

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（暦年）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
①0.98	①0.48	①1.87	①1.39	①2.30
②9.48	②46.22	②27.02	②18.03	②9.86
③24.97	③24.67	③25.40	③12.93	③13.23
④97.98	④163.37	④33.38	④0.00	④80.05

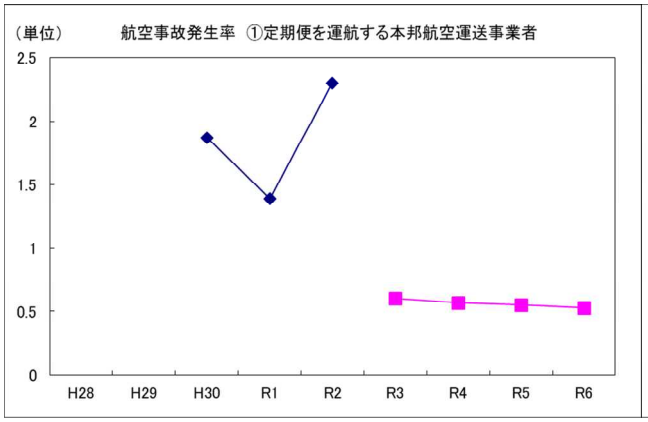

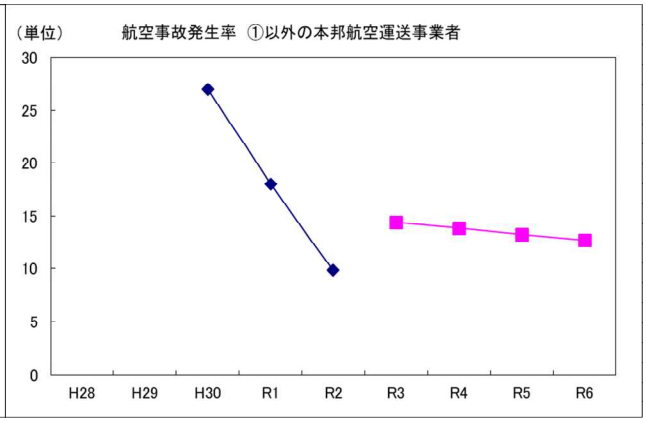

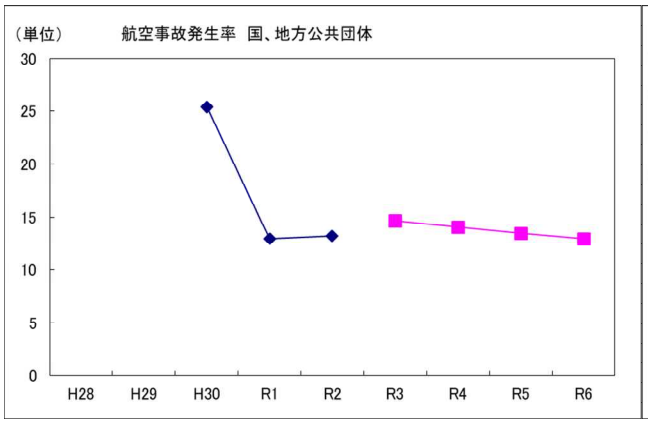

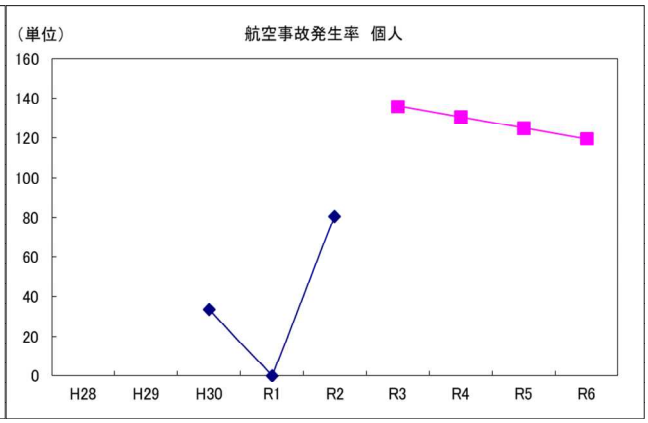

主な事務事業等の概要

○航空機の安全な運航や安全性の確保

運航規程・整備規程の認可、運航管理施設の検査等を通じて、航空運送事業者等の安全基準への適合性を確保するほか、年間を通じて安全監査を行うことにより、その体制や業務の実施状況を厳しくチェックする。さらに、小型航空機等の運航者に対し、法令及び関係規程の遵守等安全運航セミナー等を通じて指導を行う。また、自家用航空機等の操縦者の技量維持のための特定操縦技能審査の環境を順次整備する。（平成２６年度より、飛行前一定期間において同審査に合格していることを義務付けることとなっている。）

さらに、ＩＣＡＯ（国際民間航空機関）等の国際動向や技術の進歩等に合わせて航空機の安全基準を適時見直す等、所要の措置を行う。

運輸安全委員会は、航空事故等が発生した場合、その原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、航空事故等の再発防止及び被害の軽減に寄与する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

（指標の動向）

国内航空事故発生件数は各年毎に異なる気象条件の影響に伴う変動はあるため、令和２年実績のうち、①定期便を運航する本邦航空運送事業者、における航空機事故の発生率については、設定した当該年度に達成すべき目標値を超えており、順調でない。また、②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者（定期便を運航する事業者を含まず）③国、地方公共団体に係る航空事故発生率、④個人に係る航空事故発生率については設定した当該年度に達成すべき目標値を下回る結果となり、順調である。

（事務事業等の実施状況）

・発生した航空機事故については、各事業者に対して要因分析及び再発防止策の策定を指示するとともに、再発防止策の実施状況等を安全監査等により確認している。

・航空安全に係る情報を幅広く収集し、トラブル発生の傾向を把握するため統計的な分析を行うとともに、有識者会議（航空安全情報分析委員会）を設置し、機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行った。
・この分析結果も含めて航空輸送の安全にかかわる情報をとりまとめ、令和３年１月に公表を行った。
・航空会社毎に重点事項を定め、監査専従組織による専門的かつ体系的な立入検査を実施するとともに、安全上のトラブルが発生した場合には機動的に立入検査を実施するなど、航空会社に対する効果的な安全監査を実施した。
（令和２年度航空運送事業者の本社・基地に対する立入検査実施件数：224 件）
・小型航空機の安全対策については、従来から操縦士に対する定期的な技能審査制度の構築や、全国主要空港における操縦士向け安全講習会の開催、小型航空機の整備士を対象とした講習会を新たに開催、自家用機の航空保険加入の促進などの対策を講じた。
・運輸安全委員会は、航空事故等について、その原因を究明するための調査を行い、調査の結果に基づき、国土交通大臣及び原因関係者に対し講ずべき施策について勧告を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・①定期便を運航する本邦航空運送事業者、における航空機事故の発生率については、設定した当該年度に達成すべき目標値を超える結果となったため、B評価とした。目標達成には航空事故件数が 1 件以下とならなければならなかったが、機体の動揺等による客室乗務員の負傷事案が 1 件、航空機の損傷（大修理を要するもの）が 2 件発生し、年間で 3 件となった。当該事案 3 件については、運輸安全委員会が調査中であるが、航空安全当局としては、各事業者に対して要因分析及び再発防止策の策定を指示するとともに、再発防止策の実施状況等を安全監査等により確認している。②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者　③国、地方公共団体④個人に係る航空事故発生率については設定した当該年度に達成すべき目標値を下回る結果となったため、A評価とした。
・今後も引き続き、航空安全情報の収集、分析を行うとともに、有識者会議にて機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行うほか、航空輸送の安全にかかわる情報の公表を行う。また、より一層安全な航空交通を目指し、各種支援システムの充実強化を図るほか、航空会社に対する体系的・専門的な安全監査を引き続き実施していく。さらに、ＩＣＡＯ等の国際動向や国内の動向を踏まえつつ、所要の措置を講じていく。
・さらに、平成 28 年 12 月から定期的に開催している「小型航空機等に係る安全推進委員会」を通じて、有識者や関係団体等の意見を踏まえながら、小型航空機の総合的な安全対策を一層推進しており、平成 30 年度に引き続き小型航空機向け簡易的飛行記録装置を用いた実証実験を自家用機等を対象機として追加し実施するなど、先進的な技術の活用、安全啓発のあり方等についても検討を進めていく。
・運輸安全委員会は、引き続き適確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行うとともに、国土交通大臣、関係行政機関及び原因関係者に対して、事故防止や被害軽減のための勧告、意見や事実情報の提供等をタイムリーかつ積極的に行うこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　航空局安全部安全企画課（課長　小熊弘明）
関係課：　航空局安全部航空事業安全室（官房参事官（航空事業安全）　石井靖男）
　　航空局安全部運航安全課（課長　平井一彦）
　　運輸安全委員会事務局総務課（課長　村田有）

業績指標６４
緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率*

評　価	
A	目標値：８１％　　（令和２年度） 実績値：集計中　　（令和２年度） ７９．５％（令和元年度） 初期値：７５％　　（平成２５年度）

（指標の定義）
緊急輸送道路上に存在する橋梁のうち、損傷のおそれがない橋梁の割合
（目標設定の考え方・根拠）
過年度の平均工事完了数で推移するものとして設定
（外部要因）
高速道路会社・地方公共団体の取組状況により影響あり
（他の関係主体）
該当なし
（重要政策）
【施政方針】
第１９８回国会施政方針演説（平成３１年１月２８日）
「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱（じん）化を進めてまいります。」
第２０４回国会施政方針演説（令和３年１月１８日）
「震災の経験も教訓とし、さらに、ここ数年の相次ぐ水害やこの冬の大雪、災害の激甚化の中で、災害発生時には、万全な対応を速やかに行います。防災・減災、国土強靱化についてもしっかりと進めます。」
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日）「第 2 章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
７７．１％	７８．３％	７８．７％	７９．５％	集計中

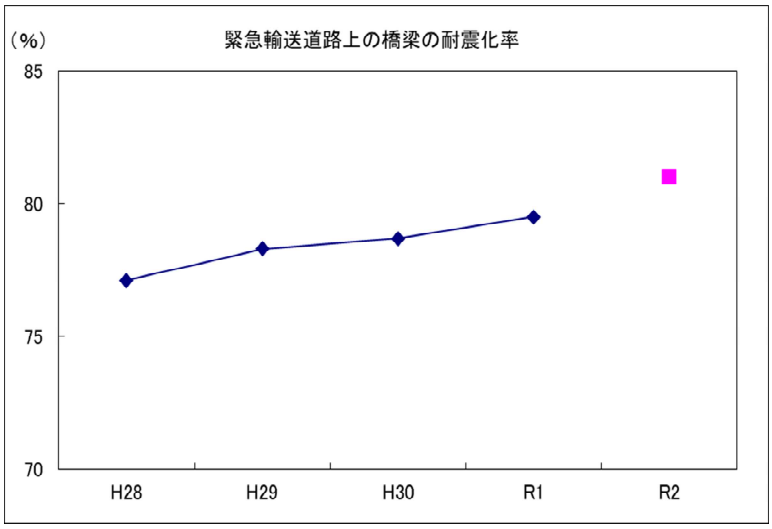

主な事務事業等の概要

大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支えるため、緊急輸送道路等の耐震補強を推進する。（◎）

予算額：道路整備費 18,173 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金 8,364 億円等の内数（令和元年度）

予算額：道路整備費 20,472 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金 7,277 億円等の内数（令和２年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率の実績については、令和２年度は集計中ではあるが、平成２５年度７５．２％から令和元年度７９．５％と向上しており、目標に向けて着実に進捗している。

・また、平成２８年熊本地震の教訓を踏まえ、耐震補強の重要性が再認識されたところであり、高速道路や直轄国道について、計画的に耐震補強を進めているところである。

・目標達成のため必要な令和２年度 1.5 ポイントの増分は、令和２年度中に確実に達成すると判断した。

・このため、目標値の達成は可能であると考えている。

（事務事業等の実施状況）

大規模地震等の発災時、救急救命活動や復旧活動を支えるため、令和３年度においても緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強を実施しているところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標は、令和２年度は集計中ではあるが、平成２５年度から令和元年度にかけて令和２年度目標値に向けて増加しており、また計画的に耐震補強を進めているため、令和２年度中に確実に達成すると判断し、Ａと評価した。

・今後、引き続き緊急輸送道路上の耐震補強を推進し、引き続き施策を推進する必要があるため、これまでの整備状況を踏まえ、第 5 次社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日閣議決定）において、８４％（令和７年度）の目標値を設定した。

・本業績指標についても、今後同計画を踏まえ見直しを検討することとする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：道路局　環境安全・防災課　道路防災対策室（室長　信太　啓貴）

業績指標６５
生活道路におけるハンプ等の設置による死傷事故抑止率*

評　価	
A	目標値：約３割抑止（平成２６年比）（令和２年） 実績値：３１％（平成３０年） 初期値：－

（指標の定義）
生活道路の対策実施エリアのうち、ハンプ、狭窄等の交通事故対策が実施された箇所において抑止される死傷事故件数の割合
生活道路におけるハンプ等の設置による死傷事故抑止率 ＝
（生活道路の重点対策エリアにおける対策前の死傷事故件数(年)－生活道路の重点対策実施エリアにおける対策後の死傷事故件数(年)）／ 生活道路の重点対策実施エリアにおける対策前の死傷事故件数(年)

（目標設定の考え方・根拠）
過年度に実施した生活道路のゾーン対策における死傷事故件数の削減実績より目標値を設定

（外部要因）
・交通量の変動、交通安全思想の普及 等

（他の関係主体）
警察庁（交通規制等を所管）

（重要政策）
【施政方針】
第１７１回国会施政方針演説(平成２１年１月２８日)
「昨年の交通事故死者数は、五千百人余りとなり、昭和 45 年のピーク時に比べ、三分の一以下に減らすことができました。今後十年間で、更に半減させます。」
第１６９回国会施政方針演説(平成２０年１月１８日)
「昨年、交通事故の犠牲者は半世紀ぶりに６千人を下回りました。今後も効果的な対策を実施します。」

【閣議決定】

【閣決（重点)】
社会資本整備重点計画(平成２７年９月１８日)「第２章に記載あり」
【その他】
第１０次交通安全基本計画(平成２８年３月３１日中央交通安全対策会議決定)

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
－	１５％	３１％	(集計中)	

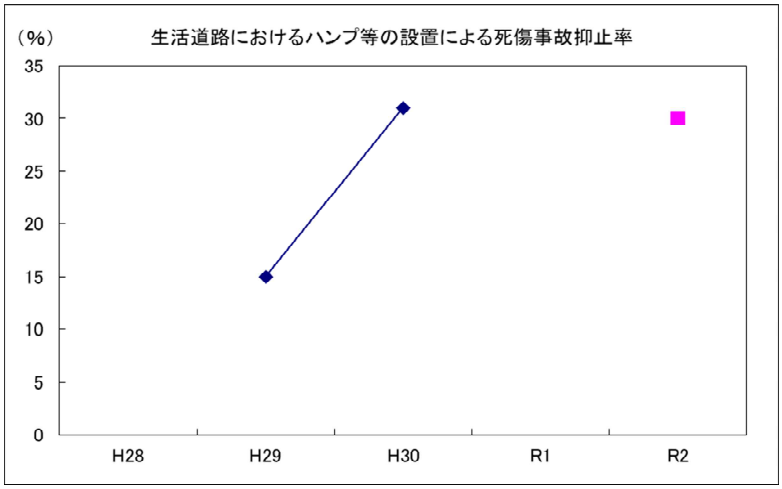

主な事務事業等の概要

歩行者・自転車に係る死傷事故発生割合が大きい生活道路について、幹線道路等への交通転換を図り、通過交通及び走行速度の抑制の徹底により、「人優先の安全・安心な歩行空間」を確保するため、面的な速度規制と組み合わせたハンプの設置等の対策を行うなど、面的かつ総合的な交通事故抑止対策を実施。(◎)

予算額：

道路整備費１９，３４６億円(国費)及び社会資本整備総合交付金８，７１３億円(国費)等の内数(令和　元年度)

道路整備費２１，９２０億円(国費)及び社会資本整備総合交付金７，６２７億円(国費)等の内数(令和　２年度)

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 30 年の実績値は 31%であり順調であった。令和元年の実績値は対策後の死傷事故件数データが令和 3 年度にとりまとまる予定であるため、現時点で集計できず判断できない。

なお、平成元年の交通事故死者数は 3,215 人で、警察庁が保有する昭和 23 以降の統計で最少となった平成 30 年を更に下回っていることから順調と推測される。

（事務事業等の実施状況）

生活道路対策エリアにおいて、ハンプの設置等の対策を実施中である。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・令和元年の生活道路におけるハンプ等の設置による死傷事故抑止率の実績は集計前であるが、平成 30 年の実績値は 31%である。平成 30 年の実績については、目標を達成していることから、A評価とした。

・引き続き、生活道路対策エリアの死傷事故率抑止の目標値達成に向けて、ハンプ等の設置を行うと伴に、その効果の検証を推進する。

・第 5 次社会資本整備重点計画(令和 3 年 5 月 28 日閣議決定)では、新たな指標として、「生活道路におけるゾーン 30km/h 速度規制等とハンプ・狭さく等の整備を組み合わせた対策による死傷事故抑止率（令和元年度比約３割抑止(令和 7 年度))」を設定した。

・本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 道路局　環境安全・防災課　道路交通安全対策室（室長　濱田 禎）

業績指標 66
自動車事故による重度後遺障害者に対するケアの充実（①訪問支援の実施割合（（ｉ）全体、（ⅱ）新規認定者）、②短期入所を受け入れる施設の全国カバー率(*)）

評　価

A	①　訪問支援の実施割合（ｉ）全体 目標値：　６５．０％（毎年度） 実績値：　７５．６％（令和２年度） 初期値：　６０．６％（平成２７年度）
B	①　訪問支援の実施割合（ⅱ）新規認定者 目標値：　　１００％（毎年度） 実績値：　　８８．５％（令和２年度） 初期値：　　８６．５％（平成２７年度）
A	②短期入所を受け入れる施設の全国カバー率 目標値：　　１００％（令和　２年度） 実績値：　　１００％（令和　２年度） 初期値：　１２．８％（平成２５年度）

（指標の定義）
①自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者（介護料受給資格者）やその家族を精神的な面で支援するために、重度後遺障害者（介護料受給資格者）宅に対して独立行政法人自動車事故対策機構が実施する訪問支援の実施割合（（ｉ）は全介護料受給資格者（前年度末時点）に対する割合、（ⅱ）は介護料受給資格の新規認定者に対する割合）。
※介護料：自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方へ独立行政法人自動車事故対策機構を通じて支給するもの。
（ｉ）初期値（平成 27 年度）2,781（人）／4,588（人）　実績値（令和２年度）3,541（人）／4,684（人）
（ⅱ）初期値（平成 27 年度）　173（人）／　200（人）　実績値（令和２年度）　138（人）／　156（人）
②自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者（介護料受給資格者）を短期間受け入れる「短期入所協力施設」として、国土交通省による「指定」を受けた障害者支援施設等を設置する都道府県の割合。
初期値：6 都府県／47 都道府県　実績値（令和 2 年度）：47 都道府県／47 都道府県

（目標設定の考え方・根拠）
①　（ｉ）平成 26 年度末の介護料受給資格者数は 4,588 名に対し、平成 27 年度の訪問支援実人数は 2,781 件と 1 年間に介護料受給資格者の 6 割以上に対して訪問を行っているところ、限られた人員で業務の効率化を図ることにより、可能な限り訪問支援の実施割合を維持することとし、「独立行政法人自動車事故対策機構第四期中期目標」及び「同計画」（平成２９年度～令和３年度）を踏まえ、当該期間中において、毎年度、介護料受給者の 65%以上に対して訪問支援を提供することを目指す。
（ⅱ）これまで以上に「量」より「質」を重視した取組とするため、事故後経過期間が短い等、より情報提供や精神的な支援が必要な新規認定者の 100%に対して訪問支援を提供することを目指す。
②　平成 25 年度より短期入所協力施設の指定制度を創設し、初年度は 6 都府県 8 施設を指定。目標年度である令和２年度までに全都道府県に短期入所協力施設を確保することを目指す。

（外部要因）
①訪問支援実施に当たっての重度後遺障害者(介護料受給資格者)やその家族の意向及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響
②短期入所協力施設としての事業目的に賛同し協力をいただける施設の意向

（他の関係主体）
なし

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・第４次犯罪被害者等基本計画(令和３年３月３０日)
国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構において、自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護・リハビリテーションを受けられる機会の充実等を図るため、療護施設の充実やリハビリテーションの機会確保に向けた取組を推進する。また、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給等を推進するとともに、相談・情報提供等の介護料受給者への支援の充実・強化を図るほか、在宅で療養生活を送る自動車事故による後遺障害者の介護が様々な理由により困難となる場合に備えた環境整備を推進する。（Ⅴ．第２．１）
・交通政策基本計画（平成２７年２月１３日）
独立行政法人自動車事故対策機構における自動車事故被害者等からの要望把握に係る体制の整備等を通じ、より効果的な被害者支援の充実方策について検討する。（第２章　基本的方針Ｃ　目標②）
【閣決（重点）】
なし

【その他】

① 訪問支援の実施割合（ｉ）全体

過去の実績値				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
66.3%	69.4%	70.7%	73.0%	75.6%

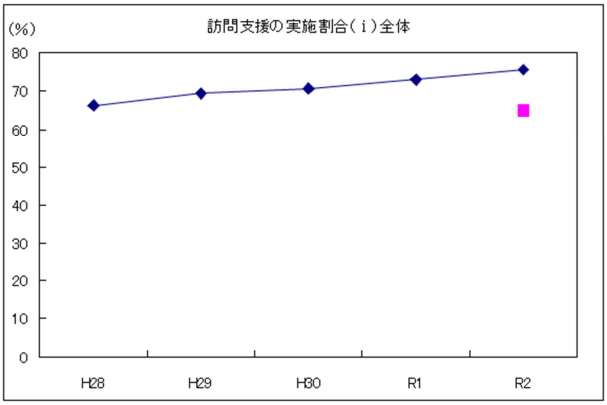

① 訪問支援の実施割合（ⅱ）新規認定者

過去の実績値				（年度）
H28	H29	H30	R1	R2
88.4%	100.0%	100.0%	87.7%	88.5%

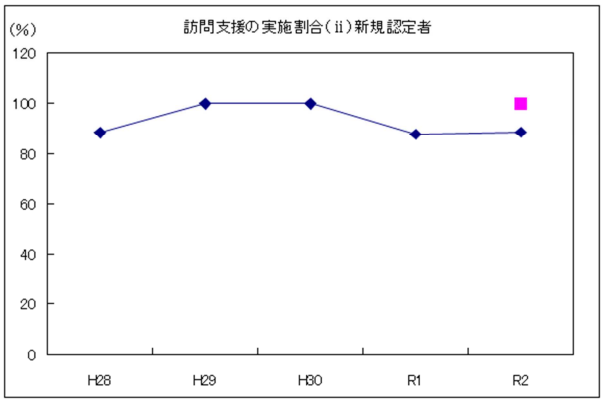

② 短期入所を受け入れる施設の全国カバー率

過去の実績値				（年度）
H28	H29	H30	R1	R2
87.2%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%

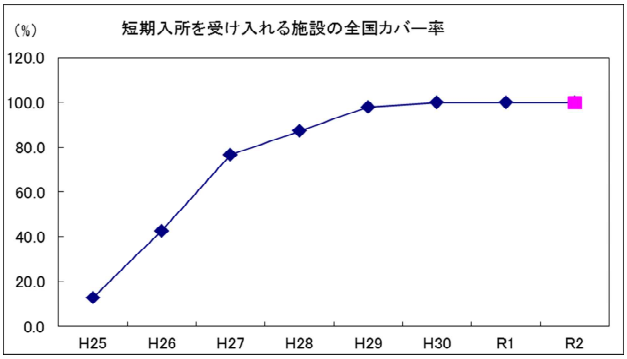

主な事務事業等の概要

① 訪問支援の実施割合（（ｉ）全体、（ⅱ）新規認定者）

独立行政法人自動車事故対策機構の職員が、自動車事故の被害者である重度後遺障害者（同機構の行う介護料受給資格者）宅を訪問し、被害者本人やその家族から相談・要望を受けるほか、介護に関した有用な情報を提供するなど、被害者やその家族に対して精神的な支援を行うもの

② 短期入所を受け入れる施設の全国カバー率

自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者（介護料受給資格者）が障害者支援施設等に一時的に短期間入所し、生活上の支援を受けて過ごすため、短期入所の受入れに協力する障害者支援施設等の確保を行うもの。

予算額：１４８．２億円（令和２年度）の内数

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

① 訪問支援の実施割合（（ｉ）全体、（ⅱ）新規認定者）

目標年度を毎年度と設定しているところ、令和２年度においては、業務の効率化及び訪問支援の取組強化により、（ｉ）全体の目標を達成することができたが、（ⅱ）新規認定者については介護料受給者宅への訪問を新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から控えていた時期があること等を要因として、達成ができなかった。

② 短期入所を受け入れる施設の全国カバー率

平成２５年度より、各地域における施設の選定と協力依頼を積極的に進めてきたことにより、各都道府県における短期入所を受け入れる障害者支援施設等は、順調に増加してきており、目標年度を令和２年度に設定していたところ、これを前倒しして、平成３０年度に目標を達成している。

（事務事業等の実施状況）

① 訪問支援の実施割合（（ｉ）全体）

令和元年度は、前年度末の介護料受給資格者 4,627 名に対し、3,380 件実施。

令和２年度は、前年度末の介護料受給資格者 4,684 名に対し、3,541 件実施。

① 訪問支援の実施割合（（ⅱ）新規認定者）

令和元年度は、介護料受給資格の新規認定者 162 名に対し、142 件実施。

令和２年度は、介護料受給資格の新規認定者 156 名に対し、138 件実施。

② 短期入所を受け入れる施設の全国カバー率

平成２６年度は、初年度である平成２５年度の６都府県に、14 県（青森県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、静岡県、三重県、福井県、岐阜県、広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県）を加え、20 都府県とした。

平成２７年度は、16 県（岩手県、新潟県、富山県、石川県、長野県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）を加え、36 都府県とした。

平成２８年度は、5 府県（京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県）を加え、41 都府県とした。

平成２９年度は、5 県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県）を加え、46 都府県とした。

平成３０年度は、北海道を加え、47 都道府県の全てに、短期入所を受け入れる施設を確保した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

① 訪問支援の実施割合（（ｉ）全体、（ⅱ）新規認定者）

目標年度を毎年度と設定しているところであるが、（ｉ）令和２年度の実績値は全体の目標を達成したところから A と評価した。（ⅱ）新規認定者については新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による影響であるものの、達成できなかったため B と評価した。引き続き、これを実施し、重度後遺障害者やその家族に精神的な面で支援していく必要がある。目標値に関しては、「独立行政法人自動車事故対策機構第四期中期目標」及び「同計画」（平成２９年度～令和３年度）において、当該期間中において毎年度、（ｉ）全体では６５％以上を維持し、（ⅱ）新規認定者については１００％と設定しており、本業績指標についても同計画を踏まえ見直しを検討する。

② 短期入所を受け入れる施設の全国カバー率

短期入所を受け入れる施設の全国のカバー率について目標年度が到来し、目標を達成したことから A と評価した。本事業は自動車事故による重度後遺障害者に対する被害者救済対策として必要な事業であり、引き続き、全国カバー率１００％の維持を図るとともに、当該者を受け入れる環境の拡充に努めていく。また、本業績指標についても見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 自動車局保障制度参事官室(参事官　長谷　知治)

関係課： なし

業績指標６７
大型貨物自動車の衝突被害軽減ブレーキの装着率*

評　価

A	目標値：90.0%（令和 2 年度） 実績値：97.5%（令和 2 年度） 初期値：54.4%（平成 24 年度）

（指標の定義）
１年間に生産される大型貨物自動車（車両総重量８トン超の大型貨物車）のうち、衝突被害軽減ブレーキが装着される車両台数の割合
（目標設定の考え方・根拠）
車両安全対策の一環として衝突被害軽減ブレーキの普及促進を図り、過去の装着台数実績より令和２年度までに90.0%の装着台数が見込まれるものとして設定したもの。
（外部要因）
交通安全思想の普及状況等
（他の関係主体）
なし
（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】

【閣決（重点）】

【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
66.1%	75.7%	80.9%	92.7%	97.5%

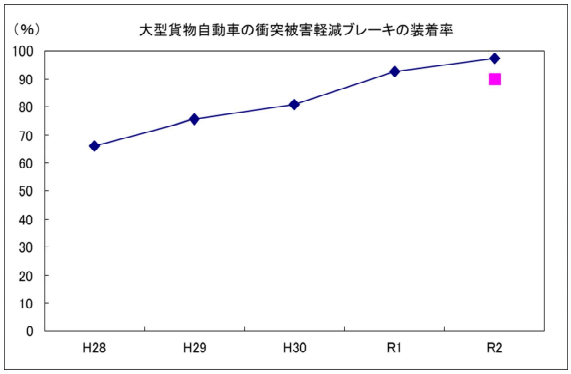

主な事務事業等の概要

衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全自動車（ASV）に関する装置の普及を促進するため、大型貨物自動車等の購入時における当該装置に関する費用の一部補助等の導入支援を実施。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
衝突被害軽減ブレーキについては、車両の重量に応じ、段階的に義務付けを実施しているため、今後の義務付け対象の拡大に伴い導入の促進が見込まれる。
（事務事業等の実施状況）
昨年度と同様、引き続き衝突被害軽減ブレーキの普及促進に努めた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、実績の目標達成に鑑み、A と評価した。

今後も引き続き、自動車の安全性向上のため、第 11 次交通安全基本計画及び交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会報告書に基づき施策を継続する。現在審議会において具体的な車両の安全対策による事故削減目標値について審議中であり、令和３年６月７日開催予定の第５回技術安全 WG による審議後取りまとめられる予定である報告書を踏まえて、目標の見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 自動車局技術・環境政策課（久保田　秀暢）
関係課： 自動車局安全・環境基準課（猪股　博之）

業績指標６８
要救助海難の救助率＊

評　価	
A	目標値：95%以上（毎年） 実績値：95%（令和 2 年） 初期値：96%（平成 23 年から平成 27 年までの平均）

（指標の定義）
要救助者に対する救助成功者の割合
救助率＝（救助された乗船者数①＋救助された海中転落者数②）/（自力救助を除く要救助海難の乗船者数③＋自力救助を除く乗船者の海中転落者数④）
※初期値（96%）
（95%＋96%＋96%＋95%＋97%）/5＝96%
【内訳】
平成 23 年救助率（①3,824＋②46）/（③3,932＋④160）＝95%
平成 24 年救助率（①5,041＋②48）/（③5,119＋④160）＝96%
平成 25 年救助率（①4,284＋②61）/（③4,364＋④161）＝96%
平成 26 年救助率（①3,895＋②53）/（③3,991＋④171）＝95%
平成 27 年救助率（①3,900＋②47）/（③3,948＋④134）＝97%
※直近値（令和元年救助率 96%）
（①3,426＋②46）/（③3,490＋④122）＝96%
（令和２年救助率 95%）
（①　2,998＋②49）/（③3,095＋④126）＝95%
（②

（目標設定の考え方・根拠）
海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、救助率を維持・向上することが重要であることから、救助率 95%以上を目標とする。なお、令和 3 年 3 月 29 日に閣議決定された第 11 次交通安全基本計画において、要救助海難に対する全体の救助率を 95%以上に維持確保することが目標として掲げられている。

（外部要因）
気象海象

（他の関係主体）
警察、消防、防衛省、地方自治体、海事関係者、民間救助組織、医療関係者

（重要政策）
【施政方針】
なし

【閣議決定】
・第 9 次交通安全基本計画（平成 23 年 3 月 31 日閣議決定）
「要救助海難に対する全体の救助率は、今後も 95%以上に維持確保する。」
・第 10 次交通安全基本計画（平成 28 年 3 月 11 日閣議決定）
「海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、高い救助率を維持確保することが重要であることから救助率 95%以上とする。」
・第 11 次交通安全基本計画（令和 3 年 3 月 29 日閣議決定）
「海難における死者・行方不明者を減少させるためには、高い救助率を維持確保することが重要であることから、救助率 95%以上とする。」

【閣決（重点）】
なし

【その他】
なし

過去の実績値　（暦年）

H28	H29	H30	R1	R2
95%	96%	96%	96%	95%

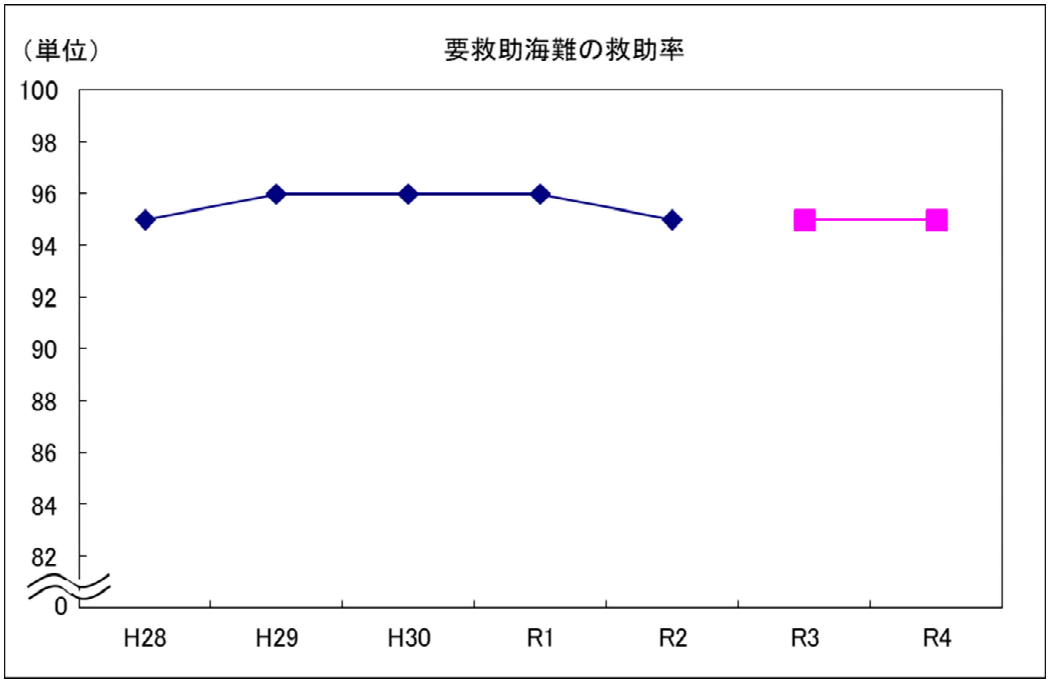

主な事務事業等の概要

① 海難情報の早期入手に向けた取組の推進

海難発生から海上保安庁が情報を入手するまでの所要時間（関知率）を２時間以内とするために以下の事業を実施

・自己救命策確保（ライフジャケットの常時着用、防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保、緊急通報用電話番号「１１８番」及び聴覚や発話に障害を持つ方を対象にした「ＮＥＴ１１８」の有効活用）の指導・啓発

・漁業関係者に対する指導

② 救助・救急体制の充実

沿岸海域における迅速かつ的確な人命救助体制の充実・強化を促進するため以下の事業を実施

・救難体制の充実

・周辺国や関係機関との合同訓練等を実施

・緊急通報位置情報システムによる携帯電話からの１１８番通報の位置情報を活用

・救助・救急活動に関する調査・分析の強化

③ ライフジャケットの着用率の向上

ライフジャケットの着用率向上を目指すために以下の事業を実施

・自己救命策確保の指導

・ライフジャケット着用義務化範囲拡大に伴い更なるライフジャケット常時着用の周知・啓発活動

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「要救助海難の救助率」は、令和元年は 96%、令和２年は 95%であり、当庁のほか関係機関と連携した海事関係者等への粘り強い安全指導や当庁救助体制の強化等によって、両年において目標の 95%以上を達成することができた。

・引き続き本事業を推進していく。

（事務事業等の実施状況）

① 海難情報の早期入手に向けた取組の推進

・「ライフジャケットの常時着用」、「防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保」、「緊急通報用電話番号『１１８番』及び聴覚や発話に障害を持つ方を対象にした『ＮＥＴ１１８』の有効活用」を基本とする自己救命策確保を推進する各種キャンペーン活動、あらゆる広報媒体を活用した周知・啓発活動を実施した。

・海難発生数の多い漁業従事者・プレジャーボート等乗船者に対する安全指導・啓発活動等を実施した。

② 救助・救急体制の充実

・周辺国等の捜索救助機関との間において、実務者協議や捜索救助に関する合同訓練を実施した。

・公益社団法人日本水難救済会、公益財団法人日本ライフセービング協会等民間海難救助組織との連携を図った。

・消防機関の救急隊員と同様の研修を修了した特殊救難隊及び機動救難士等を「救急員」として指名し、消防機

関の救急隊員と同様の範囲内で応急処置を実施して、適切に救急救命士を補助することが可能となる「救急員制度」の運用を平成 31 年 4 月に開始した。
・救急専門医、法専門家等で構成された海上保安庁メディカルコントロール協議会会議を年間に計４回開催し、救急救命士及び救急員が行った救急救命処置等について救急業務の管理的観点及び医学的観点からの事後検証を行った上、対応手順の改訂を行うなど、海難現場における救急活動の質の向上を図った。
・緊急通報位置情報システムにより、携帯電話から１１８番通報があった場合における位置情報を把握し、捜索への効果的な活用を図った。
・捜索救助活動等に関する調査・分析・事後検証を行い、有効事例を全管区に情報共有することにより、救助・救急体制の充実を図った。
③　ライフジャケット着用率の向上
・「海難情報の早期入手に向けた取組の推進」と同様、自己救命策確保を推進する各種キャンペーン活動、あらゆる広報媒体を活用した周知・啓発活動を実施した。
・プレジャーボート等のライフジャケット着用義務違反に対して指導を実施した。
・ライフジャケットの常時着用の推進については、実際の事故事例を踏まえ、正しい装着方法、膨張式救命胴衣の事前点検（メンテナンス）の実施を併せて指導するとともに、平成 30 年 2 月 1 日より小型船舶の乗船者に対する救命胴衣着用義務範囲が拡大されたことから、ライフジャケットの着用効果及びその着用の徹底について周知・啓発活動を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は、目標値 95%を達成したため、「A」と評価した。この結果は、当庁が関係機関と連携しつつ実施した各種取組が効果的に機能しているものと分析できる。
今後も捜索活動を含めた救助救急活動や自己救命策確保の実施状況等についての調査・分析を引き続き実施し、抽出した課題をもとに救助体制の改善を図るなどして救助率の維持・向上に取り組んでいく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 海上保安庁警備救難部救難課　（課長　川上　誠）

業績指標６９
航路標識の耐震補強の整備率＊

評　価	
A	目標値：１００％（令和２年度） 実績値：１００％（令和２年度） 初期値：７８％（平成２６年度）

（指標の定義）
整備率＝　耐震補強を行った航路標識①　÷　耐震対策を講じる必要があると判定された航路標識②

※初期値（平成２６年度）：①１７９／②２２９（基）=７８％
※目標値（令和２年度）：①２２９／②２２９（基）＝１００％

（目標設定の考え方・根拠）
災害発生時における海上輸送ルートの安全確保を図り船舶交通の被害の最小化を図るため、船舶の航行に不可欠な航路標識の耐震補強整備を推進する。
耐震対策を講じる必要があると判定された航路標識２２９基について、令和２年度までに、その全てを耐震補強することとした。

【第４次社会資本整備重点計画第２章 重点目標２　災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減するに関する指標】

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
なし

（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】

【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」

【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
７８％	８０％	８１％	８４％	９０％	９５％	１００％

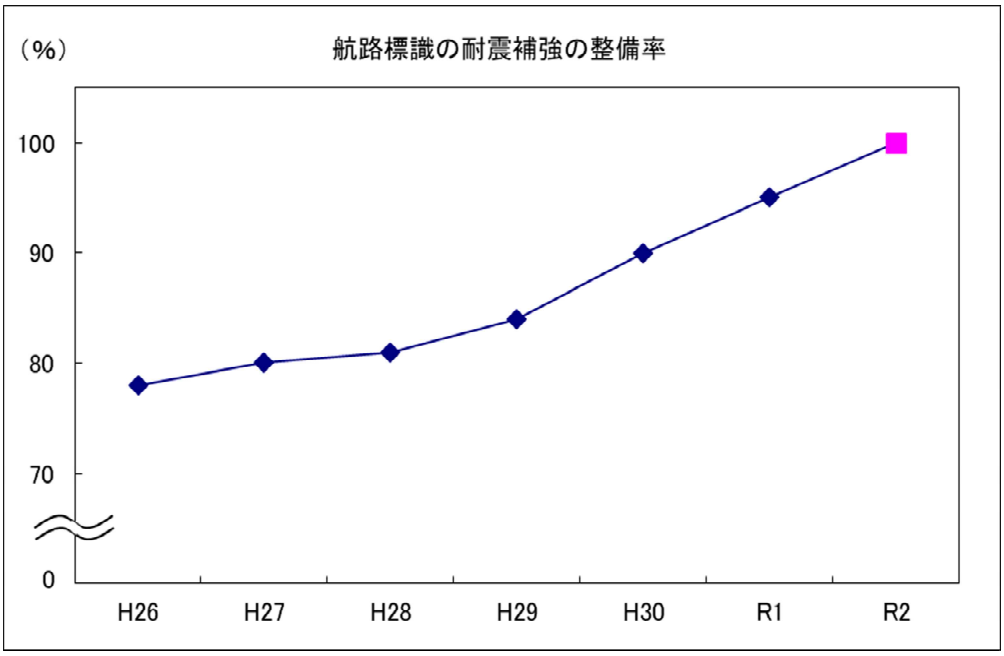

主な事務事業等の概要

航路標識の耐震補強の整備（◎）

災害発生時において、海上輸送ルートの安全確保を図るため、船舶の安全な運航に不可欠な航路標識の耐震補強を実施し、円滑な交通を確保する。

予算額：航路標識整備事業費の一部　　３．６０億円（令和元年度）　　２．５９億円（令和２年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和２年度までに航路標識の耐震補強の整備率を１００％とする目標について、達成することができた。

（事務事業等の実施状況）

２４基（令和元年度：１２基、令和２年度：１２基）の航路標識の耐震補強を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、令和元年度、令和２年度の整備計画に則り着実な整備を実施し、達成率としては１００％となっており、目標を達成したためＡ評価とした。今後は整備済みの施設について適切に点検、修繕等を行い維持管理することとしている。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　海上保安庁交通部整備課（課長　田中　健彦）
関係課：　海上保安庁交通部企画課（課長　岩川　勝）

業績指標７０
国際船舶の隻数

評　価

A	目標値：313 隻（令和 7 年央） 実績値：　－ 初期値：263 隻（令和 2 年央）

（指標の定義）
海上運送法第 44 条の２に定める船舶（注）の隻数をいう。
（注）国際船舶：
国際海上輸送の確保上重要なものとして国土交通省令で定められた船舶。
具体的には、2,000 トン以上の LNG 船、ロールオン・ロールオフ船、承認船員配乗船等の船舶をいう。

（目標設定の考え方・根拠）
安定的な国際海上輸送の確保のため、国際船舶に関する課税の特例（登録免許税・固定資産税の軽減）を措置することにより、令和２年央の国際船舶の隻数（263 隻）を 50 隻増加させることとし、目標値を 313 隻（令和７年央）とした。

（外部要因）
世界経済の動向、海運市況の変動、他国の外航海運政策、新型コロナウイルス感染症による影響

（他の関係主体）
外航海運事業者（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
海洋基本計画（平成 30 年 5 月 15 日）
日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保（外航日本船舶を平成 30 年度から５年間で 1.2 倍に増加させるとともに、事業者に対して日本人外航船員を平成 30 年度から 10 年間で 1.5 倍に増加させるための取組の促進）を図る。（第 2 部 2(3)）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会（平成 19 年 12 月）

過去の実績値　（年央）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
２１４隻	２３１隻	２５４隻	２６８隻	２６３隻

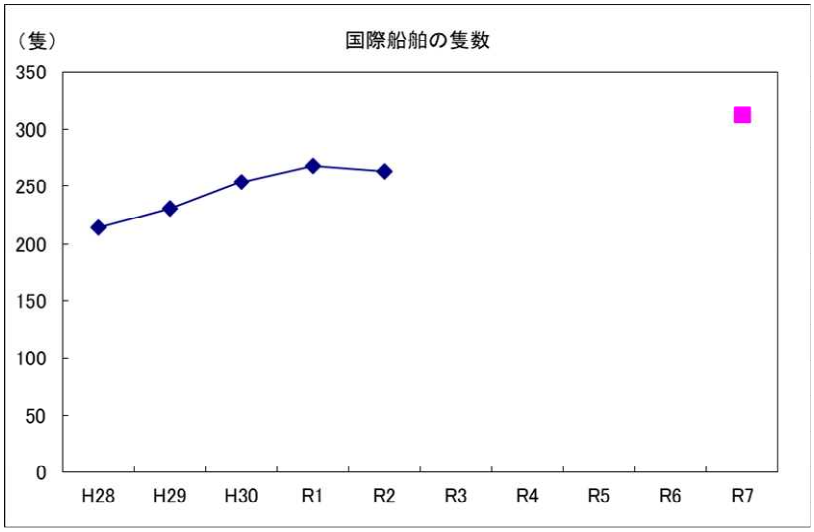

主な事務事業等の概要

【税制上の特例措置】

国際船舶の所有権の保存登記等の特例（登録免許税・固定資産税）

我が国商船隊の中核を担い、そのフラッグシップとしての先導的な役割を果たし、質の高いサービスを確実に提供している日本籍船のうち、安定的な国際海上輸送の確保上、特に重要な船舶である国際船舶の安定的な確保を図るための税制特例措置。

減収額（令和元年度）

・登録免許税： 68 百万円

・固定資産税：782 百万円

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

我が国商船隊における令和 2 年央の国際船舶は 263 隻である。前年（令和元年央）と比べると 5 隻の減少となったが、過去の実績値（平成 28 年央）と令和 2 年央を比べると 49 隻増加しており、全体としては増加傾向にある。前年よりも国際船舶が減少した主な要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の停滞等を受け、外航海運事業者が実施した売船等による船隊規模の適正化の動きによるものである。

国際船舶の隻数については、国際船舶制度として国際船舶の海外への譲渡・貸渡について事前届出制・中止勧告制により、国際船舶の過度な海外流出を事前にチェックすることができる仕組みとする一方で、固定資産税及び登録免許税の軽減措置を講じており、国際船舶の所有コストの軽減を図ることにより、その隻数の増加を促進しているところである。

これにより、初期値である令和２年央以降についても国際船舶の隻数は引き続き増加していくことが見込まれるため、目標値の達成は十分可能であるものと考えられる。

（事務事業等の実施状況）

令和元年度の登録免許税の特例の適用件数は 27 件、固定資産税の特例の適用件数は 190 件である。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和２年については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の停滞等を受け、外航海運事業者が実施した売船等による船隊規模の適正化の動きにより、令和元年度に比べ 5 隻の減少となったが、過去の実績値（平成 28 年央）と令和 2 年央を比べると 49 隻増加しており、全体としては増加傾向にある。

国際船舶制度やこれまでの隻数の増加傾向を勘案すると、初期値である令和２年央以降についても国際船舶の隻数は引き続き増加していくことが見込まれるため、目標値の達成は十分可能であるものと考えられることから、Ａと評価した。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 海事局外航課（課長　髙木 正人）
関係課： なし

業績指標７１
世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合

評　価	
B	目標値：10%（毎年度） 実績値：7.7 %(令和２年度) 初期値：約 10%（平成 28 年度）

（指標の定義）
世界の海上荷動量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合
分子：我が国商船隊（※）による輸送量
分母：世界の海上荷動量
（※）我が国商船隊：我が国外航海運企業が運航する 2,000 総トン以上の外航商船群をいう。自らが所有する日本籍船のみならず、外国企業（自らが設立した外国現地法人を含む。）から用船（チャーター）した外国籍船も合わせた概念。
また、ONE（日本郵船、商船三井及び川崎汽船の定期コンテナ船事業の統合会社）を含む。

（目標設定の考え方・根拠）
我が国の外航海運の発展を図るため、各国動向等の把握、当局間協議等の取り組み及び海上輸送の安全確保等の推進を通じて、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成 29 年度時点における過去 6 年間の世界の海上荷動量に占める我が国商船隊の輸送比率の平均である約１0%を元に、その輸送比率を維持することを目標とする。

（外部要因）
世界経済の動向、海運市況の変動、治安情勢、新型コロナウイルス感染症による影響等

（他の関係主体）
外航海運事業者（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
海洋基本計画（平成 30 年 5 月 15 日）
日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保（外航日本船舶を平成 30 年度から５年間で 1.2 倍に増加させるとともに、事業者に対して日本人外航船員を平成 30 年度から 10 年間で 1.5 倍に増加させるための取組の促進）を図る。(第 2 部 2(3))
マラッカ・シンガポール海峡の航行安全の確保を図るため、官民連携の下、同海峡の協力メカニズムにおいて実施されるプロジェクトのうち、航行援助施設の整備に関する協力や、航行援助施設の維持管理に係る人材育成を推進するとともに、同海峡の航行安全対策等を充実するため、日 ASEAN 統合基金（JAIF108）を活用した沿岸国との共同水路測量及び電子海図の作成を着実に実施する（第２部（３）ウ）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　単位：%　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
9.2	8.6	8.7	8.1	7.7

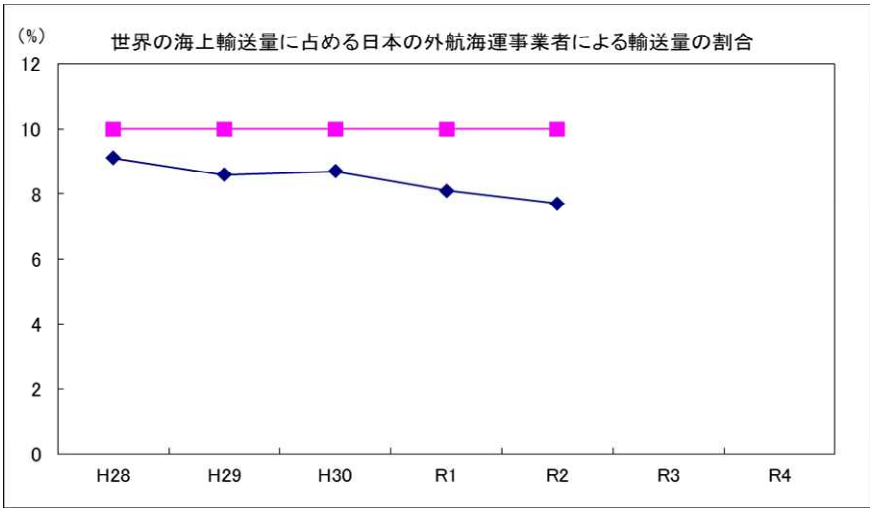

主な事務事業等の概要

島国である我が国では、貿易量の 99.6%を海上輸送が占め、このうち 60.5%の輸送を日本商船隊が担っており、外航海運は我が国経済・国民生活を支える重要な物流基盤であることから、安定的な国際海上輸送の確保は極めて重要である。このため、安定的な国際海上輸送の確保や、国際競争力の強化のための次の取組を図る。

【マラッカ・シンガポール海峡の航行安全対策】

我が国の輸入原油の８割以上が通航する重要なシーレーンであるマラッカ・シンガポール海峡の航行安全を確保するため、同海峡を管理する沿岸国（シンガポール、マレーシア及びインドネシア）に対して航行援助施設（灯浮標等）の維持・管理に係る支援を実施。

予算額：約 33 百万円（令和元年度） 約 31 百万円（令和 2 年度）

【外航海運対策の強化】

諸外国の海運政策の動向を把握し、自由で公正な競争条件の確保等を図るため、主要海運国との政策対話等を実施。

予算額：約 19 百万円の内数（令和元年度） 約 19 百万円の内数（令和 2 年度）

【税制上の特例措置】

○海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置（所得税、法人税）

多額の資金を要する外航船舶の調達において、譲渡船舶の売却益を活用して、環境負荷低減を図りつつ船舶の代替を促進し、計画的かつ安定的に日本商船隊の維持・整備を図るための税制特例措置。

圧縮記帳の比率・・・・・・・・・８０/１００

○船舶に係る特別償却制度（所得税、法人税）

外航海運における CO2 排出削減にかかる国際的な動向を踏まえ、船舶を取得した際に投下した資金を早期に回収し、エネルギー効率が高く環境に優しい先進的な船舶の建造や船隊拡大のための投資を促進するための税制特例措置。

＜償却率＞

先進船舶

・日本籍船・・・・・・・・・・２０/１００

・外国籍船・・・・・１８/１００

環境負荷低減船

・日本籍船・・・・・・・・・・・・１７／１００

・外国籍船・・・・・・・・・・・・１５／１００

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、令和 2 年度の世界の海上荷動き量は前年比 3.6%減少し、我が国商船隊の輸送量は前年比 7.3%減少した。また、世界の海上荷動量に占める我が国商船隊による輸送量の割合については前年比 0.4%減の 7.7%となった。

（事務事業等の実施状況）

【マラッカ・シンガポール海峡の航行安全対策】

沿岸国における航行援助施設（灯浮標等）の代替整備を支援するための代替施設の設計等に関する事前調査及び沿岸国の航行援助施設の維持管理に従事する技術者に対するキャパシティ・ビルディング事業等を実施し、沿岸国における同海峡の航行安全対策を支援しており、令和 3 年度においても引き続き実施予定。

【外航海運対策の強化】

海運先進国当局間会議において、海事政策に関する意見交換を実施するとともに、特定国の規制政策への問題意識を共有する等、自由で公正な競争条件の確立に向けて取り組んでいる。

【船舶に係る特別償却制度（税制）】

本税制特例措置の必要性を踏まえ、適用期限を 2 年間（令和 3 年度～令和 4 年度）延長した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標については、目標値の 10%は達成していないため、B と評価した。
・新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、世界の海上荷動き量は前年比 3.6%減少した一方で、我が国商船隊の輸送量は前年比 7.3%減少したところ。
・世界の海上荷動き量の減少率以上に我が国商船隊の輸送量が減少したため、令和２年度においては目標値を達成できなかった。
・内訳としては、約５割を占める日本への輸入貨物の輸送において、我が国への輸入量そのものが減少したこと（特に、日本商船隊が約８割の輸送を担っている原油・鉄鉱石等においては輸入量が約２割減少）等を踏まえ、前年比 13%減少しているところ。
・我が国における外航海運の重要性を踏まえ、引き続き、安定的な国際海上輸送の確保や、国際競争力の強化の取り組の実施を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 海事局外航課（課長　髙木　正人）
関係課： なし

業績指標７２
外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数

評　価

A	目標値：300 隻（令和 4 年度） 実績値：270 隻（令和 2 年度） 初期値：237 隻（平成 29 年度）

（指標の定義）
日本の外航海運事業者が運航する日本船舶をいう。
（目標設定の考え方・根拠）
交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申（平成 19 年 12 月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」）において、経済安全保障の観点から、日本船舶の必要規模は 450 隻とされている。
上記目標を達成すべく、平成 30 年 2 月 26 日に改正した「日本船舶・船員の確保に関する基本方針」において、当面の目標として、海上運送法に基づく「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた外航海運事業者（以下、「認定事業者」という。）が確保する日本船舶数を平成 30 年度からの 5 年間で 1.2 倍とすることを目指すこととしており、第３期海洋基本計画（平成 30 年 5 月 15 日閣議決定）においても、日本商船隊の国籍競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、その旨が記載されている。
上記「基本方針」に基づき、認定事業者が確保している平成 30 年の日本船舶数を 1.2 倍、その他の事業者は横ばいとし、令和 4 年には約 300 隻に増加させることを目標値として設定するものである。
（外部要因）
世界経済の動向、海運市況の変動、他国の外航海運政策、新型コロナウイルス感染症による影響
（他の関係主体）
外航海運事業者（事業主体）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
海洋基本計画（平成 30 年 5 月 15 日）
日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保（外航日本船舶を平成 30 年度から５年間で 1.2 倍に増加させるとともに、事業者に対して日本人外航船員を平成 30 年度から 10 年間で 1.5 倍に増加させるための取組の促進）を図る。（第 2 部 2(3)）
【閣決（重点）】

【その他】
交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会（平成 19 年 12 月）

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
２１９隻	２３７隻	２６１隻	２７３隻	２７０隻

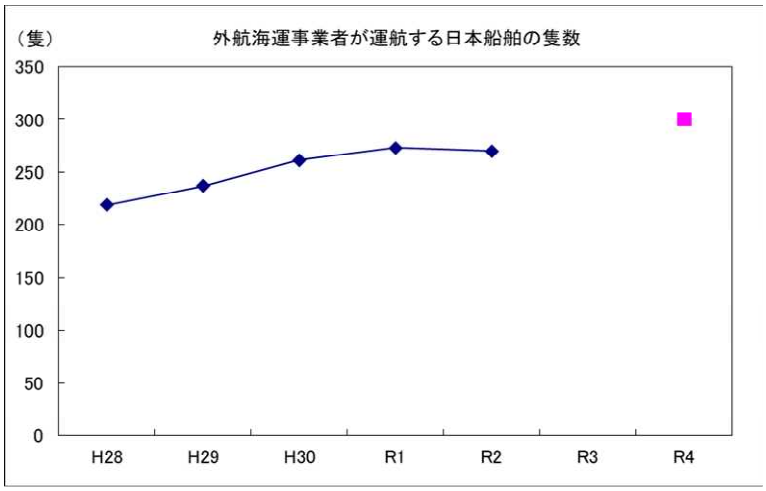

主な事務事業等の概要

【税制上の特例措置】

外航海運におけるみなし利益課税（トン数標準税制）。

外航海運事業者が、海上運送法に基づき、日本船舶・日本人船員の確保に係る「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、日本船舶・準日本船舶に係る利益について、通常法人税に代えて、みなし利益課税が適用される制度。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和２年度の日本船舶数は 270 隻であり、令和元年度に比べ３隻減となった。

減少の主な要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の停滞等を受け、外航海運事業者が実施した売船等による船隊規模の適正化の動きによるものである。

また、今後の日本船舶の隻数の増加については、主要な外航海運事業者が認定を受けている「日本船舶・船員確保計画」において、令和 3 年度から令和 4 年度末までに日本船舶を 30 隻程度導入する予定となっているため、目標値を達成することが可能と予想されることから、進捗状況は順調である。

（事務事業等の実施状況）

認定事業者は、令和元年 3 月末時点で 7 社であり、当該 7 社合計で日本船舶 260.0 隻となっており、平成 30 年 3 月末から 5.1 隻増加している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 20 年度のトン数標準税制導入以降（当時 107 隻）、令和元年度まで一貫して日本船舶は増加していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の停滞等を受け、外航海運事業者が実施した売船等による船隊規模の適正化の動きにより、令和元年度と比べ 3 隻減少しているものの、同税制等の効果により目標の達成に向け、順調に推移していることからＡと評価した。

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局外航課（課長　髙木 正人）
関係課： なし

業績指標７３
内航船舶の平均総トン数*

評　価	
B	目標値：８５８トン（令和７年度） 実績値：７５３トン（令和２年度） 初期値：７１５トン（平成２７年度）※それぞれ平均総トン数

（指標の定義）
内航海運における船舶の平均総トン数
（注）総トン数：船舶の大きさを示すのに用いる指標。

（目標設定の考え方・根拠）
効率的で安定した国内海上輸送を確保するためには、産業基礎物資の約８割の輸送を担う等の内航海運の特性を踏まえると、船舶を大型化させ、輸送効率を改善することが重要である。そこで、船舶の大型化の指標として、「内航船舶の平均総トン数」を用いることが有効かつ最適である。
内航船舶の平均総トン数は、平成２３年から平成２７年までの５年間で９％以上増加している。これを踏まえ、平成２９年６月にとりまとめた「内航未来創造プラン」及び令和２年９月にとりまとめた「令和の時代の内航海運」（交通政策審議会海事分科会基本政策部会中間とりまとめ）において、今後１０年間でこの伸び率と同程度の目標値を達成するため、平成２７年度比で２０％増（８５８トン）という目標値を掲げているところ、本指標においても、同様の値（８５８トン）を目標値として設定することとする。

（外部要因）
景気の動向、新型コロナウイルス感染症による影響

（他の関係主体）
民間事業者（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値（年度）　　単位：平均総トン数

Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
７１５	７１２	７２７	７４７	７５４	７５３（Ｐ）

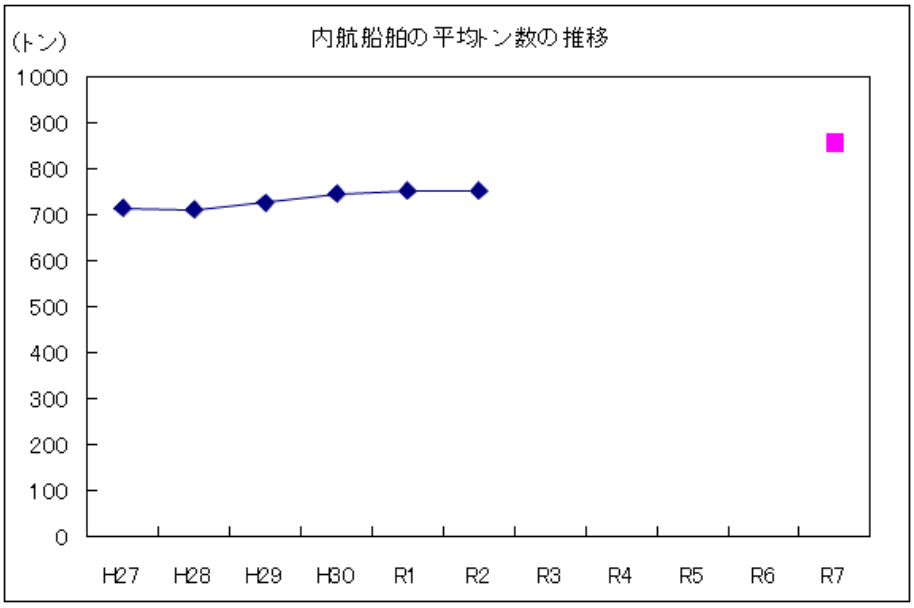

主な事務事業等の概要

内航海運は、国内貨物輸送全体の約４割、産業基礎物資の輸送の約８割を担う、我が国の国民生活を支える基幹的輸送インフラである。このような内航海運の良質な輸送サービスを安定的に提供し、内航船舶の平均総トン数を維持していくためには、老朽化が進んだ内航船舶の代替建造の促進が重要である。このため、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構による船舶共有建造制度や船舶の特別償却制度・船舶の買換特例・中小企業投資促進税制等の税制特例措置により船舶の代替建造の促進を図ってきたところ。また、少子高齢化による人口減少等の外部環境の変化に加え、内航海運暫定措置事業の終了等、事業環境が大きく変化する中でも社会に必要とされる輸送サービスを持続的に提供し続けるため、令和元年６月より、交通政策審議会海事分科会基本政策部会において、内航海運のあり方を総合的に検討し、令和２年９月に、その結果をまとめた「令和の時代の内航海運に向けて」を公表した。本とりまとめでは、内航海運が今後も荷主ニーズに応え、安定的輸送の確保を図るためには、「内航海運を支える船員の確保・育成とそのために必要な船員の働き方改革の推進」、「内航海運暫定措置事業の終了も踏まえた荷主等との取引環境改善」、及び「内航海運の運航・経営効率化や新技術の活用」に総合的に取り組むことが必要とし、そのための具体的施策が盛り込まれたところ。さらに、本年５月に、造船・海運分野の競争力強化、船員の働き方改革・内航海運の生産性向上等による海事産業全体の基盤強化を図る「海事産業強化法」が成立された。

【予算額】
○内航海運対策　１７　百万円（令和２年度）

【税制上の特例措置】
○船舶に係る特別償却制度（所得税、法人税）
　環境低負荷船について、特別償却を認める
＜償却率＞　　高度環境低負荷船・・・・・・・・・・１８／１００
　　環境低負荷船・・・・・・・・・・・・１６／１００
○海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置（所得税、法人税）
　船舶を譲渡し、新たに船舶を取得した場合における譲渡資産譲渡益について、８０％を上限に課税繰り延べ
○中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（所得税、法人税、法人住民税、事業税）
　内航貨物船を取得した場合に特別償却（３０％）または税額控除（７％）

【財政投融資】
○（独）鉄道建設・運輸施設整備機構の船舶共有建造制度の活用による代替建造の促進
　財政投融資計画額：２８０億円（令和２年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
新型コロナウイルス感染拡大等の影響により代替建造が例年と比べ大きく低迷しているとともに、大型船（1 万トンクラスの RORO 船等）の建造が少なかったことで、令和２年度の内航海運における船舶の平均総トン数は７５４トン（Ｐ）となり０．１％減少となった。

（事務事業等の実施状況）
船舶共有建造制度や各種税制特例措置の活用等により、代替建造による船舶の大型化等を推進しており、令和３年度においても引き続き実施予定。
・船舶共有建造制度（平成３０年度：１８隻）
・各種税制特例措置の活用（令和元年度：３１隻）

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標である平均の総トン数は、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により代替建造が例年と比べ大きく低迷しているとともに、大型船（1 万トンクラスの RORO 船等）の建造が少なかったため、令和元年度から令和２年度にかけて減少しており、目標値である８５８トンを達成していないことからＢと評価した。
令和３年度以降については、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響による代替建造の動向に注視しつつ、「令和の時代の内航海運に向けて」に盛り込まれた具体的施策の推進や「海事産業強化法」に盛り込まれた各種施策等により、代替建造による船舶の大型化等に向けた環境整備を図り、引き続き内航船舶の平均総トン数の増加に努めていくこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　海事局内航課（課長　秋田　未樹）
関係課：　海事局総務課企画室（室長　忍海邊　智子）

業績指標７４
海上貨物輸送コスト低減効果（対Ｈ２５年度総輸送コスト）（①国内*、②国際*）

評　価	
①　A ②　A	目標値：①約３％減（令和２年度） ②約５％減（令和２年度） 実績値：①３．０％減（令和２年度）（速報値） ２．３％減（令和元年度） ②５．１％減（令和２年度）（速報値） ３．９％減（令和元年度） 初期値：－

（指標の定義）
① 複合一貫輸送ターミナル及び国内物流ターミナルの整備による輸送コストの削減便益を算出し、平成２５年度の総輸送コストに対する各年度の輸送コスト削減便益の合計の比率を指標として設定。
② コンテナ貨物等を扱う国際海上コンテナターミナル及びバルク貨物等を扱う国際物流ターミナルの整備による輸送コストの削減便益を算出し、平成２５年度の総輸送コストに対する各年度の輸送コスト削減便益の合計の比率を指標として設定。

（目標設定の考え方・根拠）
① 国内海上貨物のコスト削減を着実に推進していく必要があるため、船舶の大型化に対応した港湾施設等の整備や効率的な施設配置等により、令和２年度までに発現が見込まれる海上輸送コスト低減効果である 3%を、目標として設定。
② 国際海上貨物のコスト削減を着実に推進していく必要があるため、船舶の大型化に対応した港湾施設等の整備や効率的な施設配置等により、令和２年度までに発現が見込まれる海上輸送コスト低減効果である 5%を、目標として設定。

（外部要因）
・輸送コストにかかる原油価格変化
・輸出入貨物量に影響する景気動向
・世界情勢の変化

（他の関係主体）
・地方公共団体（事業実施主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和２年７月１７日）
感染症の拡大の影響により脆弱性が顕在化したことを踏まえ、生産拠点の集中度が高いもの等について、国内外でサプライチェーンの多元化・強靭化を進める。さらに、価値観を共有する国々との物資の融通のための経済安全保障のルールづくりを進める。道路や港湾など生産性向上等に直結する社会資本の重点的な整備に加え、航空や鉄道などの必要な輸送能力の確保を図るとともに、データ、新技術も活用した物流の効率性・安全性の向上に資する取組を加速する。グローバル・サプライチェーンの強靭化の観点から、エネルギー・鉱物資源の安定供給の確保や、企業間連携を含め海運・造船業などの海事産業の競争力強化に官民を挙げて取り組む。
・海洋基本計画（平成３０年５月１５日）
コンテナ船の大型化や船社間の連携による基幹航路の再編等、海運・港湾を取り巻く情勢が変化する中、我が国に寄港する基幹航路の維持・拡大を図るため、「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会最終取りまとめ」（平成26年１月）に基づき、「集貨」「創貨」「競争力強化」の３本柱の施策を総動員し、ハード・ソフト一体の国際コンテナ戦略港湾政策を深化・加速する。（国土交通省）
資源・エネルギー等の安定的かつ効率的な海上輸送網の形成のため、国際バルク戦略港湾において大型船が入港できる岸壁等の整備を推進するとともに、企業間連携による大型船での共同輸送を促進する。
地域の経済・産業・雇用を支える自動車産業、農林水産業等の基幹産業の特性や輸送ニーズに応じた国際物流ターミナル、内貿ターミナル等の整備を推進する。（第２部．２．（３）ウ）
・総合物流施策大綱（平成２９年７月２８日）
国際コンテナ戦略港湾において、我が国への基幹航路の維持・拡大を図るため、国内各地及びアジア広域からの貨物の集約や港湾背後への産業集積による貨物の創出、国も出資した港湾運営会社による一体的かつ効率的な港湾運営、大水深コンテナターミナルの整備を推進する。
国際バルク戦略港湾において、資源、エネルギー、食糧等のバルク貨物を輸送する大型船が入港できるよう、拠点的な港湾整備を行い、国全体として安定的かつ効率的な海上輸送網の形成を促進する。
その他の港湾においても、港湾機能を充実させ、フェリーや RORO 船の就航など、国際海上航路の選択肢の多様化を図るほか、後背地への流通加工機能の集約化等により、国際競争力を強化する。
また、モーダルシフト需要を取り込むための内航船の大型化やフェリーや RORO 船等の航路網の充実等に対応するとともに、内航輸送の効率化や静脈物流ネットワークの構築に寄与するため、岸壁等の施設整備やフェリーヤードの高度情報化、下船後の車両待機スペースの確保等の基盤整備等を通じた高規格なユニットロードターミナルの形成等を推進する。（３（２）②）
・交通政策基本計画（平成２７年２月１３日）

我が国の産業立地競争力の強化を図るため、広域からの貨物集約（集貨）、港湾周辺における流通加工機能の強化（創貨）、さらに港湾運営会社への政府の出資、大水深コンテナターミナルの機能強化（競争力強化）による国際コンテナ戦略港湾政策の深化を図るとともに、三大都市圏環状道路や港湾へのアクセス道路等の重点的な整備、埠頭周辺における渋滞対策等による効率的な物流の実現を目指す。

我が国の産業や国民生活に必要不可欠な資源、エネルギー、食糧の安定的かつ安価な輸入を実現するため、大型のばら積み貨物船に対応した港湾機能の拠点的確保や企業間連携の促進等により、安定的かつ効率的な海上輸送網の形成を図る。（第２章. 基本的方針 B. 目標①[港湾・海運]）

・港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２３年法律第９号）

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
平成２５年度比 ①　１．０％減 ②　１．９％減	平成２５年度比 ①　１．５％減 ②　２．６％減	平成２５年度比 ①　２．２％減 ②　３．１％減	平成２５年度比 ①　２．３％減 ②　３．９％減	平成２５年度比 ①　３．０％減（速報値） ②　５．１％減（速報値）

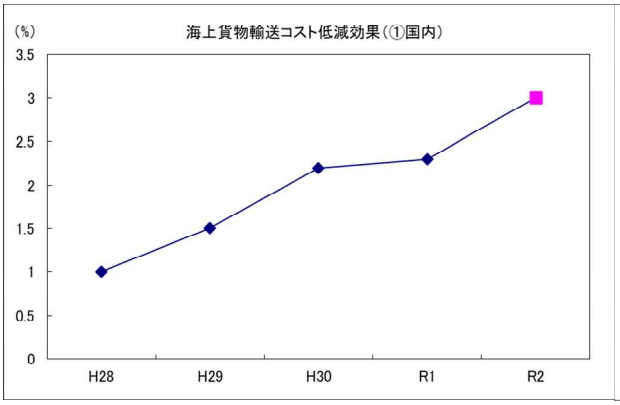

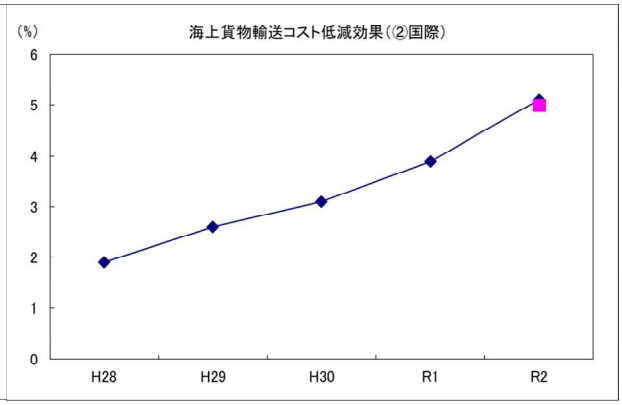

主な事務事業等の概要

・国際的な動向を見据えた空港・港湾等の既存施設の活用・再編を含めた機能の高度化を図る。特に、地方圏の産業活動等に不可欠な資源・エネルギー等を安定的かつ安価に輸入するため、国際バルク戦略港湾を念頭に置きつつ、大型船に対応した港湾機能の高度化や企業間連携の促進等を進め、拠点となる港湾を核とした安定的かつ効率的な資源・エネルギー等の海上輸送網の形成を図る。あわせて、地域における基幹産業の物流環境を改善し、民間投資の誘発や企業の立地競争力強化等を図るため、企業の事業環境改善に直結する物流基盤の整備を推進する。（◎）

予算額：

港湾整備事業費２，３８６億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等２１，８８７億円の内数（令和元年度）

港湾整備事業費２，４１１億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等１８，０１５億円の内数（令和２年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

・国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置（固定資産税・都市計画税）

国際戦略港湾及び一定の要件を満たす国際拠点港湾の港湾運営会社が、国の無利子貸付又は補助を受けて取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置

固定資産税・都市計画税の課税標準（取得後１０年間）

①国際戦略港湾１／２、②国際拠点港湾２／３

・資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準

の特例措置（固定資産税、都市計画税）

特定貨物輸入拠点港湾において、特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が、国の補助を受けて取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置

固定資産税・都市計画税の課税標準２／３（取得後１０年間）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・令和元年度の海上貨物輸送コスト低減効果は平成２５年度比①国内２．３％減、②国際３．９％減、令和２年度のコスト低減効果は平成２５年度比①国内３．０％減（速報値）、②国際５．１％減（速報値）と順調であり、港湾整備事業等により、複合一貫輸送ターミナル、国内物流ターミナル、国際海上コンテナターミナル、国際物流ターミナルの整備が着実に推進され、目標年度において目標を達成した。

（事務事業等の実施状況）

・港湾整備事業等により、複合一貫輸送ターミナル、国内物流ターミナル、国際海上コンテナターミナル、国際物流ターミナルの整備が着実に推進された。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標は目標年度において目標を達成しているため、A評価とした。

・目標年度が到来したが、引き続き、港湾整備事業等により、海上貨物輸送コストの低減を推進していく必要がある。実績値に関しては、順調な成果を示していることから、これを踏まえて目標値の見直しを行い、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）及び第2次交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定）において、令和７年度の目標値を、平成３０年度比①国内約２％減、②国際約５％減と設定する目標を掲げたところであり、それら計画を踏まえ、今後、本業績指標について見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局　計画課（課長　中村 晃之）

業績指標７５

災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾（重要港湾以上）の割合

評　価	
A	目標値：８０％（令和２年度） 実績値：８３％（令和２年度） 初期値：３１％（平成２６年度）

（指標の定義）

大規模地震対策施設が港湾計画に位置付けられている港湾（重要港湾以上）の数のうち、大規模地震対策施設が存在し、かつ港湾の事業継続計画（港湾 BCP）が策定されている港湾の割合。

（目標設定の考え方・根拠）

各港湾における大規模地震対策施設の整備状況及び港湾 BCP の策定状況を踏まえ、令和２年度までに施設整備及び港湾 BCP 策定が見込まれる港湾の割合を８０％として目標を設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

・地方公共団体等（港湾管理者）
・民間事業者（港湾利用者）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・国土強靱化アクションプラン 2018（平成３０年６月）

陸・海・空の物資輸送ルートを確実に確保するため、陸上輸送の寸断に備えた海上輸送拠点の耐震化など、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を進めるとともに、複数輸送ルートの確保に向け、輸送モード間の連携等を進める。（第３章 各プログラムの推進計画等）

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｒ２
７９％	８０％	８０％	８３％	８３％

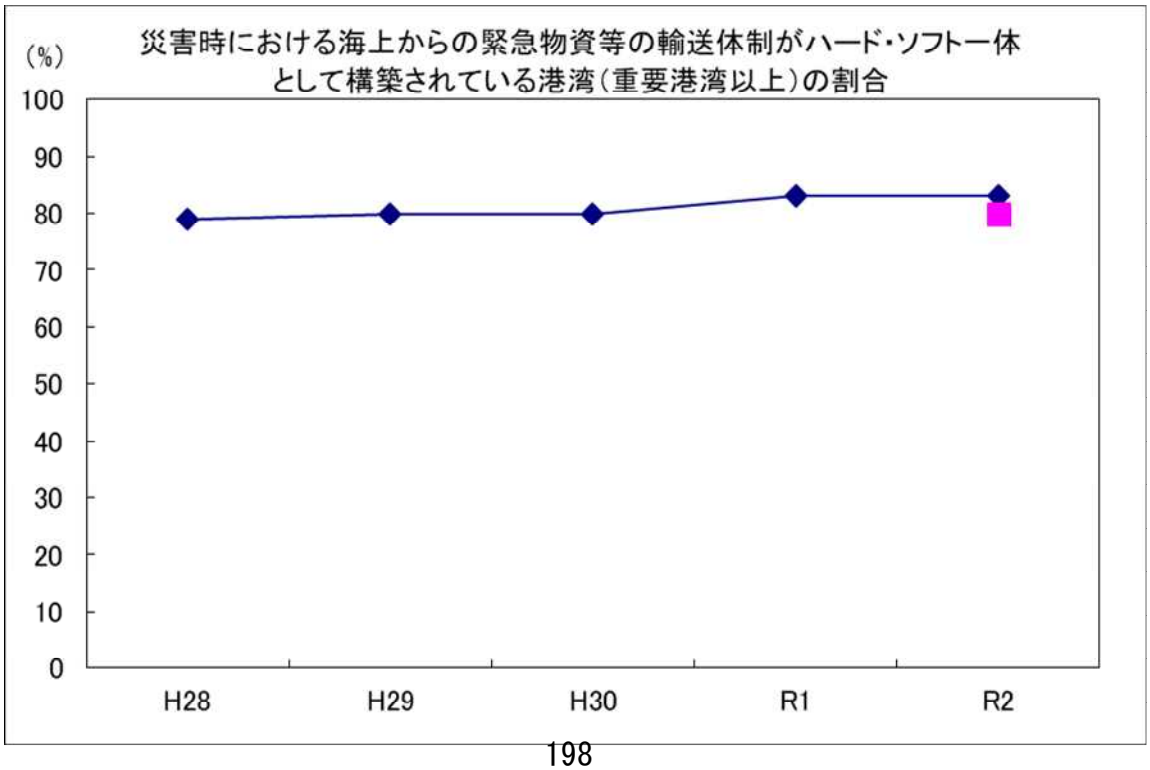

主な事務事業等の概要

○ハード・ソフト施策の連携により、大規模地震発生後の緊急物資等の輸送に資する海上輸送ネットワークの構築を図る（耐震強化岸壁整備、港湾 BCP 策定、緊急物資輸送訓練の実施等）（◎）

予算額：

港湾整備事業費２，４１１億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等１８，０１５億円の内数（令和２年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・令和２年度の実績値は８３％（９３港／１１２港）であり、目標値である８０％を達成した。

（事務事業等の実施状況）

・重要港湾以上の全ての港湾において港湾 BCP の策定が完了した。

・最新の地震被害想定等を踏まえ、大規模災害の緊急物資輸送、幹線物流機能の確保のため、ネットワークを意識した耐震強化岸壁の整備を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標については、目標達成を受け、Ａと評価した。

・第５次社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日）では、新たな指標として、２０２５年度までに大規模地震時に確保すべき海上ネットワークのうち、発災時に使用可能なものの割合を４７％と設定した。

・最新の地震被害想定等を踏まえ、港湾施設の耐震化等を行うことにより、大規模地震発生時においても国民生活・経済を支える海上交通ネットワークの維持や緊急物資輸送機能の確保を早期に実現を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 港湾局　海岸・防災課（課長　安部　賢）

関係課： 港湾局　計画課（課長　中村　晃之）

業績指標７６
国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾において、港湾 BCP に基づく関係機関と連携した訓練の実施割合

評　価	
A	目標値：１００％（令和４年度） 実績値：　２８％（令和２年度） 初期値：　　０％（令和２年９月）

（指標の定義）
港湾ＢＣＰが策定された重要港湾以上の港湾（１２５港）のうち、港湾ＢＣＰに基づく関係機関（国・港湾管理者・港湾利用者など）と連携した訓練の実施割合

（目標設定の考え方・根拠）
国土強靱化アクションプラン 2018 において重要業績指標（KPI）の一つとして設定され、これとの整合を踏まえ、令和 4 年度までに港湾 BCP が策定された重要港湾以上の全ての港湾において関係機関と連携した港湾 BCP に基づく訓練が行われるよう目標を設定。

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
・地方公共団体等（港湾管理者）
・民間事業者（港湾利用者）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・国土強靱化アクションプラン 2018（平成３０年６月）
非常時にも既存の交通ネットワークを出来る限り円滑に活用できるようにするため、道路啓開・航路啓開計画の実効性向上、防災体制確保、海上・航空輸送ネットワークの確保のための体制構築、港湾 BCP の策定促進・見直し等の対策について、タイムラインを設定する等時間管理概念を持ちつつ、関係機関が連携して推進する。（第３章 各プログラムの推進計画等）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
―	―	―	―	２８％

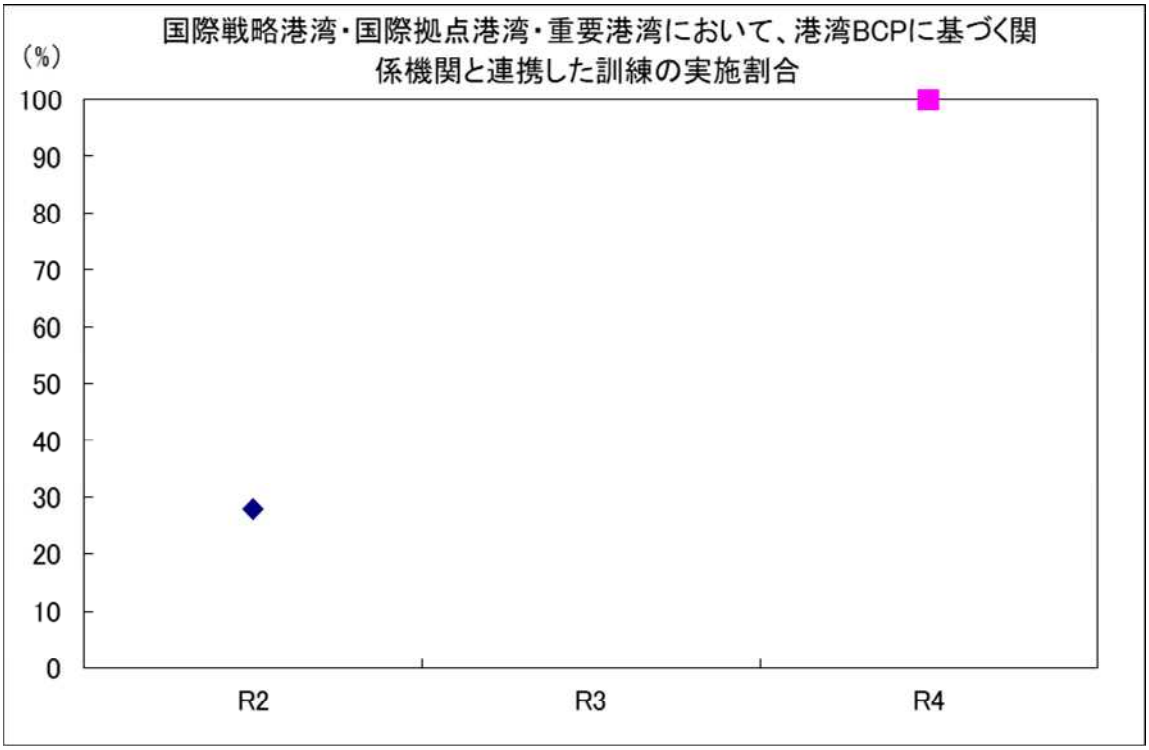

主な事務事業等の概要

港湾 BCP が策定された重要港湾以上の全ての港湾において関係機関と連携し、港湾 BCP に基づく訓練を実施

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
令和４年度の目標値である１００％に向け、令和２年度の実績値は２８％（３５港／１２５港）であった。

（事務事業等の実施状況）
重要港湾以上の港湾（３５港）において関係機関と連携した港湾 BCP に基づく訓練を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標については、目標達成に向け順調に推移しているため、Ａと評価した。
・本施策の初年度では、全国３５港湾において、非常時にも既存の交通ネットワークを出来る限り円滑に活用できるよう訓練を行った。目標年次までにの目標を達成するためには、令和 3～4 年度に残り 90 港での訓練実施が必要となるが、国土強靱化アクションプラン 2018 における重要業績指標（KPI）として、確実に達成していくと判断した。
・事業の実施に当たっては、昨今の災害事例も踏まえ、ＰＤＣＡサイクルによる継続的な見直し・改善を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 港湾局　海岸・防災課（課長　安部 賢）

業績指標 77
我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力の確保（①京浜港週 27 万 TEU、②阪神港週 10 万 TEU）

評　価

①A ②A	目標値：①京浜港週 27 万 TEU（令和 5 年度末） （欧州：週 2 便、北米：デイリー寄港、 中南米・アフリカ・豪州：3 方面・週 12 便）を維持 ②阪神港週 10 万 TEU（令和 5 年度末） （欧州：週 1 便、北米：デイリー寄港、 アフリカ・豪州：2 方面・週 5 便）を維持 実績値：①京浜港週 32 万 TEU（令和 2 年 11 月） （欧州：週 3 便、北米：デイリー寄港、 中南米・アフリカ・豪州：2 方面・週 12 便） ②阪神港週 10 万 TEU（令和 2 年 11 月） （欧州：週 1 便、北米：デイリー寄港、 アフリカ・豪州：1 方面・週 3 便） 初期値：①京浜港週 27 万 TEU（令和元年 7 月） （欧州：週 2 便、北米：デイリー寄港、 中南米・アフリカ・豪州：3 方面・週 12 便） ②阪神港週 10 万 TEU（令和元年 7 月） （欧州：週 1 便、北米：デイリー寄港、 アフリカ・豪州：2 方面・週 5 便）

（指標の定義）
我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力の確保（取扱貨物量、欧州・北米航路、中南米・アフリカ等航路便数）

（目標設定の考え方・根拠）
・国際コンテナ戦略港湾政策は、我が国と北米・欧州を結ぶ国際基幹航路の維持・拡大を通じて、企業の立地環境を改善させ、我が国産業の国際競争力を強化し、ひいては雇用と所得の維持・創出を図るもの。
・同政策の目標については、国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会（座長：国土交通副大臣）により平成 31 年３月に公表された「最終とりまとめフォローアップ」に基づき、政策目標として平成 31 年から概ね５年以内に、「国際コンテナ戦略港湾において、欧州・北米航路をはじめ、中南米・アフリカ等多方面・多頻度の直航サービスを充実させることで、グローバルに展開する我が国立地企業のサプライチェーンマネジメントに貢献する」とされ、これを踏まえ、国際コンテナ戦略港湾へ寄港する長距離航路（欧州・北米・中南米・アフリカ・豪州航路）の便数について、令和元年度の水準以上を毎年度維持することを、業績指標として設定した。

（外部要因）
・コンテナ船の更なる大型化や船社間アライアンスの再編等、我が国の海運・港湾を取り巻く状況
・輸出入貨物量に影響する景気動向、為替変動、世界情勢の変化

（他の関係主体）
・特定港湾運営会社
・港湾管理者

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・成長戦略フォローアップ（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）
感染症等による社会経済情勢の変化にも対応し、経済成長を支えるため、高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線などの高速交通ネットワーク、国際拠点空港、国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図る。また、激甚化・頻発化する水災害、切迫化する大規模地震災害、いつ起こるか分からない火山災害から国民の命と暮らしを守ることは国の重大な責務であるため、防災・減災、国土強靱化について、デジタル化・スマート化を図りつつ、国・地方自治体をはじめ関係者が一致団結し総力を挙げ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。（６．（２）ⅳ）①）
・国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和 2 年 12 月 8 日閣議決定）
今回の感染症の影響により、我が国のサプライチェーンについて、海外における生産拠点の集中度が高い製品等の供給途絶など、その脆弱性が顕在化したことを踏まえ、国内外でサプライチェーンの強靱化支援を継続する。
（略）
加えて、サプライチェーン強靱化や生産性向上に資する観点から、空港や港湾へのアクセス道路の整備や、国際コンテナ戦略港湾の機能強化等を進める。
・サプライチェーンの強靱化や物流の生産性向上に資する道路ネットワークや港湾の整備等の推進等（国土交通省）（第２章Ⅱ．２．（３）①）
・総合物流施策大綱（平成 29 年 7 月 28 日）
国際コンテナ戦略港湾において、我が国への基幹航路の維持・拡大を図るため、国内各地及びアジア広域からの貨物の集約や港湾背後への産業集積による貨物の創出、国も出資した港湾運営会社による一体的かつ効率的な港湾運営、大水深コンテナターミナルの整備を推進する。（Ⅲ．３.（２）.②（ア））
・海洋基本計画（平成 30 年 5 月 15 日）

コンテナ船の大型化や船社間の連携による基幹航路の再編等、海運・港湾を取り巻く情勢が変化する中、我が国に寄港する基幹航路の維持・拡大を図るため、「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会最終取りまとめ」（平成26年１月）に基づき、「集貨」「創貨」「競争力強化」の３本柱の施策を総動員し、ハード・ソフト一体の国際コンテナ戦略港湾政策を深化・加速する。（第２部．２．（３）ウ）

・港湾法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十八号）

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成27年９月18日）「第１章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
－	－	－	①週あたりの輸送力 27万ＴＥＵ ②週あたりの輸送力 10万ＴＥＵ	①週あたりの輸送力 32万ＴＥＵ ②週あたりの輸送力 10万ＴＥＵ

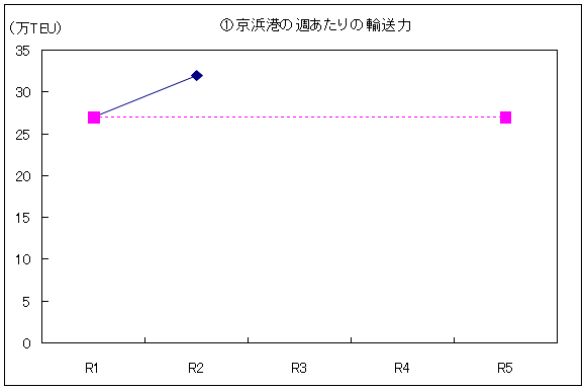

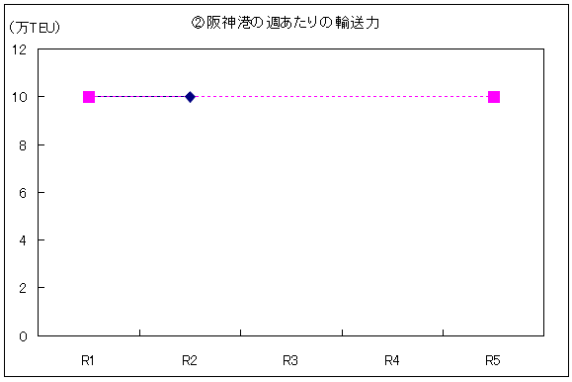

主な事務事業等の概要

・国際コンテナ戦略港湾政策の推進（◎）

「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会最終とりまとめフォローアップ」（平成31年３月）を踏まえ、令和元年から概ね５年以内に、欧州・北米航路をはじめ、中南米・アフリカ等多方面・多頻度の直航サービスを充実させることで、グローバルに展開する我が国立地企業のサプライチェーンマネジメントに貢献することを政策目標として、「Cargo Volume（貨物量）」「Cost（コスト）」「Convenience（利便性）」の３つの要件を備えた国際コンテナ戦略港湾の実現を目指す。このため、「集貨」「創貨」「競争力強化」の３本柱の取組を引き続き推進する。

予算額：446億円（令和２年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策である。

・国際基幹航路の寄港の維持・拡大を図るための特例措置の創設

欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船が国際戦略港湾（京浜港、阪神港、名古屋港及び四日市港）に入港する際のとん税・特別とん税について、当分の間、開港ごとに１年分を一時に納付する場合の税率（純トン数１トンまでごと）を次のとおりとする。

改正前：108円（とん税48円、特別とん税60円）

改正後：54円（とん税24円、特別とん税30円）

※令和２年10月１日より施行

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

①京浜港においては、指標の達成を維持。

②阪神港においては、指標の達成を維持。

（事務事業等の実施状況）

・国際コンテナ戦略港湾政策の推進

国際基幹航路の我が国への寄港の維持・拡大を図るため、「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会最終とりまとめフォローアップ」（平成 31 年 3 月）に基づき、「集貨」「創貨」「競争力強化」の３本柱の施策を総動員し、ハード・ソフト一体の国際コンテナ戦略港湾政策の推進に取り組んできた。

阪神港においては、「阪神国際港湾株式会社」（平成 26 年 10 月設立、同年 12 月同社に対して国から出資）が実施する集貨事業に対して国費による支援を講じた結果、西日本諸港と阪神港を結ぶ国際フィーダー航路の寄港便数が 68 便／週（平成 26 年 4 月時点）から 90 便／週（令和 2 年 3 月時点）へ約 3 割増加し、創貨については、コンテナ貨物の需要創出に資する流通加工機能を備えた物流施設に対する無利子貸付制度が２事業で活用されたほか、物流施設を再編・高度化する補助制度が２事業で活用されるなどの効果が現れている。

京浜港においても、令和３年４月に横浜港南本牧ふ頭において世界最大級のコンテナ船（約 2 万 4 千ＴＥＵ積）に対応可能な水深 18ｍの岸壁を含むコンテナターミナル（ＭＣ１～４）の一体利用が開始したほか、平成 28 年度からは「横浜川崎国際港湾株式会社」（平成 28 年 1 月設立、同年 3 月同社に対して国から出資）が実施する集貨事業に対して国費による支援を講じた結果、平成 29 年 4 月、平成 30 年 8 月に、相次いで北米航路が、平成 30 年 9 月には、中南米航路が新規開設され、令和元年 5 月には、欧州航路が寄港再開するなど、具体的な成果が出ている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・政策目標の初期値の開始時点である令和元年以降も、コンテナ船の更なる大型化や船社間アライアンスの再編（令和 2 年 4 月より HMM がザ・アライアンスへ参加）等により、国際基幹航路の寄港地の絞り込みは依然として進行し、予断を許さない状況にある中、我が国に寄港する国際基幹航路については、①京浜港については、週あたりの輸送能力が 32 万 TEU と目標値を達成していることからＡと評価した。（便数に関しては、北米航路は、デイリー寄港を維持、欧州航路は 2 便から 3 便と増加、中南米・アフリカ・豪州航路は、令和 2 年 5 月のアフリカ航路抜港により、3 方面から 2 方面へ減少となった。）②阪神港については、週あたりの輸送能力が 10 万 TEU と目標値を達成していることからＡと評価した。（便数に関しては、北米航路は、デイリー機構を維持、欧州航路は、週 1 便を維持、アフリカ・豪州航路は、令和 2 年 5 月のアフリカ航路の抜港等により 2 方面が 1 方面へ減少となった。）

・「最終とりまとめフォローアップ」及び令和 3 年 5 月に公表された「国際コンテナ戦略港湾政策推進ワーキンググループ中間とりまとめ」を踏まえつつ、欧州・北米航路をはじめ、中南米・アフリカ等多方面・多頻度の直航サービスを充実させることを政策目標とし、「Cargo Volume（貨物量）」「Cost（コスト）」「Convenience（利便性）」の 3 つの要件を備えた国際コンテナ戦略港湾の実現を目指し、重点的・効率的な集貨やコンテナターミナルの生産性向上といった「集貨」「創貨」「競争力強化」の３本柱の取組を引き続き推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 港湾局　港湾経済課（課長　谷口　礼史）
関係課：

業績指標 78
訪日クルーズ旅客数

評　価	
B	目標値：５００万人（令和２年） 実績値：１２．６万人（令和２年速報値） ２１５．３万人（令和元年） 初期値：４１．６万人（平成 26 年）

（指標の定義）
年間に我が国にクルーズ船で入国する外国人旅客数
（目標設定の考え方・根拠）
・明日の日本を支える観光ビジョン（平成２８年３月３０日　明日の日本を支える観光ビジョン構想会議）において、「訪日クルーズ旅客を 2020 年に 500 万人」という目標を設定。
（外部要因）
経済情勢、国際情勢、新型コロナウィルス感染状況等
（他の関係主体）
港湾管理者（地方公共団体等）、クルーズ船社等の民間事業者、ＣＩＱ関係省庁
（重要政策）
【施政方針】
・第１９６回国会内閣総理大臣施政方針演説（平成３０年１月２２日）
「沖縄への観光客は、昨年九月までで、ハワイを上回りました。四年前、年間僅か三隻だった宮古島を訪れるクルーズ船は、昨年は四十倍以上の百三十隻となりました。クルーズ船専用ターミナルの二〇二〇年供用開始に向けて、岸壁の整備を本格化いたします」
・第１９３回国会内閣総理大臣施政方針演説（平成２９年１月２０日）
「民間資金を活用し、国際クルーズ拠点の整備を加速します。港湾法を改正し、投資を行う事業者に、岸壁の先使用などを認める新しい仕組みを創設します。」
・第１９２回国会内閣総理大臣所信表明演説（平成２８年９月２６日）
「岸壁の整備、客船ターミナルの建設など、クルーズ船受入れのための港湾整備を進めます。」
【閣議決定】
・成長戦略フォローアップ（令和２年７月１７日）
「クルーズ船と受入港の安全安心確保に係るガイドラインを２０２０年度を目途に策定する等、再び安心してクルーズを楽しめる環境整備を図る」（６．（２）ix）①）
・経済財政運営と改革の基本方針２０１９（令和元年６月２１日）
「クルーズ旅客等の満足度向上とともに、（中略）観光等を推進する。」（第２章３．（２）①）
「国家戦略特区の活用による観光客の利便性向上や、クルーズ船の受入環境を改善する港湾整備、（中略）観光産業の戦略展開や国際物流拠点の形成を進める。」（第２章３．（６））
・成長戦略フォローアップ（令和元年６月２１日）
「クルーズ旅客等の満足度向上や消費拡大に向けて、国際旅客船拠点形成港湾をはじめとした寄港地における魅力的な体験プログラムの開発や地元商店街への誘導、クルーズ船社との連携強化等に取り組む。」（Ⅲ８．（２）ｉ）②）
「富裕層の誘致に向けたフライ＆クルーズの商品開発やスーパーヨットの受入拡大、離島へのアイランドツーリズムの推進等を図る。」（Ⅲ８．（２）ｉ）②）
・安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年１２月５日）
「クルーズ船の受入に向けた整備」（第２章Ⅲ．３．）
・総合的な TPP 等関連政策大綱（令和元年１２月５日）
「我が国技術等の普及に努めるとともに、（中略）、クルーズ船の受入促進策の拡充等により、訪日外国人観光客の地方誘致や消費拡大を促進する。」（Ⅱ２（３）①）
・観光立国推進基本計画（平成２９年３月２８日）
「クルーズ船受入の更なる拡充」（第３　１．（三）①ウ）
・港湾法の一部を改正する法律（平成２９年３月１０日）
・未来投資戦略 2018（平成３０年６月１５日）
「クルーズ船受入の更なる拡充」（第２　４．（三）ｉ）③ウ）
・経済財政運営と改革の基本方針２０１８（平成３０年６月１５日）
「国際クルーズ拠点の形成」（第２章５（４）②）
・ニッポン一億総活躍プラン（平成２８年６月２日）
「すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境を整備するため、（中略）、クルーズ船受入の更なる拡充、（中略）の推進等を実施する。」（６．⑰）
・港湾法の一部を改正する法律（平成２８年法律第４５号）
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）
「第２章に記載あり」
【その他】
・明日の日本を支える観光ビジョン（平成２８年３月３０日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議）

「クルーズ船受入れの更なる拡充」において、「訪日クルーズ旅客を 2020 年に 500 万人」の目標を設定
・感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン（令和２年１２月３日　観光戦略実行推進会議）
「安心してクルーズを楽しめる環境整備を推進する」

過去の実績値　（暦年）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２（速報値）
１９９．２万人	２５２．９万人	２４５．１万人	２１５．３万人	１２．６万人

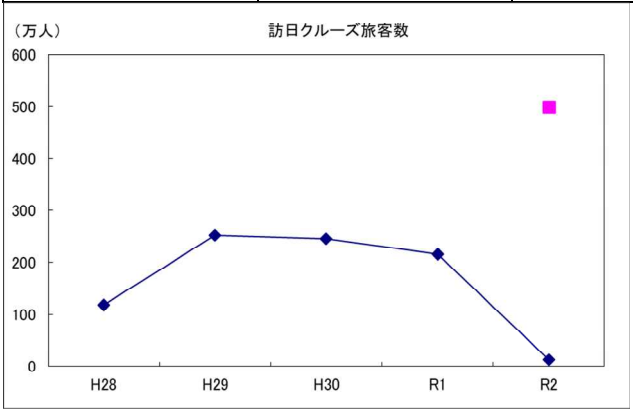

主な事務事業等の概要

・官民連携による国際クルーズ拠点の形成
・既存ストックを活用したクルーズの受入環境の整備（◎）
・クルーズ旅客の受入機能の高度化
・安心してクルーズを楽しめる環境整備

予算額：
港湾整備事業費　2，386 億円（国費）の内数（令和元年）
国際クルーズ旅客受入機能高度化事業費補助　7 億円（令和元年）
港湾整備事業費　2，411 億円（国費）の内数（令和２年）
国際クルーズ旅客受入機能高度化事業費補助　６億円（令和２年）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・訪日クルーズ旅客数は令和元年に２１５．３万人、令和２年には１２．６万人（速報値）となっている。
・平成３０年、令和元年に訪日クルーズ旅客数が減少した主な要因は訪日クルーズ旅客の約８割を占める中国発クルーズの減少であり、中国のクルーズマーケットの急拡大に伴い各社が配船を急増させ、競争が過熱した結果マーケットが軟化し調整局面に入ったことによるものと考えられる。
・令和２年に訪日クルーズ旅客数が大幅に減少した主な要因は、新型コロナウイルス感染症の流行・拡大に伴い、クルーズ船の運航が休止されたことによるものである。

（事務事業等の実施状況）

・国際旅客船拠点形成港湾に指定した横浜港、清水港、下関港、佐世保港、八代港、鹿児島港、本部港、那覇港、平良港の９港において、官民連携による国際クルーズ拠点の形成に向けた取り組みを推進した。
・物流ターミナル等において、クルーズ船の受入に必要となる係船柱や防舷材等の整備を推進した。
・クルーズ旅客の利便性や安全性を確保し、受入を円滑に行うため、地方公共団体又は民間事業者が実施する旅客上屋等の改修や屋根付き通路の設置等を促進した。
・クルーズ船のターミナルにおいて、多言語化対応や様式トイレの設置、Wi-Fi 環境の充実といった受入環境整備を推進した。

・国土交通省は、令和２年９月に「クルーズの安全・安心の確保に係る検討・中間とりまとめ」を公表し、同時に、日本外航客船協会及び日本港湾協会から、国内クルーズを対象とした感染症対策に係るガイドラインが公表された。クルーズ船の寄港が予定されている港湾においては、中間とりまとめやガイドラインに基づき、旅客ターミナルなどの感染防止対策を講じるとともに、都道府県等の衛生主幹部局を含む協議会等における合意を得た上で受け入れることとし、加えて、地方整備局等が事務局となって、「水際・防災対策連絡会議」を開催し、初期対応を迅速かつ適切に実施するための情報共有体制を構築している。

・平成 28 年度に実施した政策アセスメント（平成 30 年度概算要求）である「国際クルーズ旅客受入高度化」の事後評価については、本業務指標をもってその効果を測定したところ、令和 2 年度は目標値の 500 万人には及ばないものの、新型コロナウイルス感染症の流行・拡大に伴い、クルーズ船の運航が休止されたことによる影響が大きいため、現時点で判断することはできない。

課題の特定と今後の取組みの方向性

（課題の特定）

○当該業務指標については、令和２年の速報値が１２．６万人と目標値の５００万人に及ばないものの、新型コロナウイルス感染症の流行・拡大に伴い、クルーズ船の運航が休止されたことによる影響が大きく、目標値に対する達成度について、令和２年実績では政策の効果を正しく評価することができないため、令和元年実績をもって評価を行うと、目標である 500 万人に到達していないため、B と評価した

○新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、世界中で船内感染の発生例が相次ぎ、我が国においても多くの乗船者が感染する事案が発生したことを受け、我が国におけるクルーズ市場を再開させるためには、クルーズに対する信頼や安心を取り戻すことが何よりも重要である。

（今後の取組みの方向性）

○クルーズ船の受入環境を改善するため、引き続き、官民連携による国際クルーズ拠点の形成、既存ストックを活用した受入環境の整備や受入機能の高度化に向けた取り組みを推進する。

○各港湾のクルーズ船誘致の機会の創出、上質な寄港地観光プログラムの造成のため、「全国クルーズ活性化会議」と協力し、クルーズ船社との商談会や意見交換会を実施する。

○クルーズ船のターミナルにおいて、多言語化対応や様式トイレの設置、Wi-Fi 環境の充実といった旅客上屋の改修等の受入環境整備を推進する。

○旅客ターミナルなどの感染防止対策をより一層促進するとともに、安全・安心かつ上質で多様な寄港地観光の促進のためのクルーズ旅客と受入側の感染症対策等に係る相互理解に取り組むなど、クルーズを安心して楽しめる環境整備を促進する。

○令和 2 年以降の具体的な目標は未定であるものの、上記の通り今後も訪日クルーズ旅客数の向上に資する取組を行う予定である。

○以上を踏まえ、本業績指標について見直しを検討する

担当課等（担当課長名等）

担当課： 港湾局　産業港湾課（課長　西尾　保之）
関係課：

業績指標７９
都道府県が策定する地域防災計画における民間物資拠点の規定率

評　価

A	目標値：１００％（令和２年度） 実績値：１００％（令和２年度） 初期値：６８％（平成 29 年度）

（指標の定義）
民間物資拠点の活用に関して、都道府県が定める地域防災計画において規定された割合
（目標設定の考え方・根拠）
災害時におけるラストマイルも含めた円滑な支援物資輸送を実現に向けては、過去の災害時における課題等を踏まえ、関係主体の役割分担等を整理し、その実効性を高めることが必要となっている。
支援物資の保管については、設備状況等を勘案すると、民間物資拠点を広域物資輸送拠点として活用することは有用であり、その活用可能性を高めるため、都道府県が定める地域防災計画において、民間物資拠点の活用に関する規定がなされることを目標とする。
（外部要因）

（他の関係主体）
物流事業者、物流事業者団体、地方自治体
（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】
・交通政策基本計画（令和２年５月 28 日）
災害発生後、被災地の支援・復旧が迅速に実施できるよう、装備資機材の充実・訓練の実施等による TEC-FORCE の機能拡充・強化、輸送経路の啓開や緊急支援物資の輸送、鉄道の早期復旧等に係る関係機関との枠組み構築・連携強化等を進める。併せて、産学官が持つ技術やノウハウ、人材・資金等のリソースを最大限活用した予測精度の向上等に向けた技術・観測予測システム開発等による防災気象情報の改善 及び気象 データ利活用促進 や適時的確な提供等を推進する。【第２章　基本的方針Ｃ　目標①】
・総合物流施策大綱（2017－2020）（平成 29 年７月 28 日）
災害発生時に支援物資の輸送や物流施設における仕分けが必要となることを踏まえ、地方自治体と物流事業者との間での輸送協定や保管協定の締結の促進等を図るとともに、大規模災害発生時の支援物資輸送についての輸送の全体最適化を行い、ラストマイルの着実な輸送も含めた避難所への支援物資輸送の円滑化に向けた取組を行う。【４．（１）①（ア）】
・防災基本計画（令和元年５月 31 日）
地方公共団体は，多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ，災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路，港湾，漁港，飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル，卸売市場，展示場，体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また，国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は，これらを調整し，災害に対する安全性を考慮しつつ，（火山災害においては，火山活動に伴う二次的な土砂災害を受ける恐れのある区域を考慮しつつ），関係機関と協議の上，都道府県が開設する広域物資輸送拠点，市町村が開設する地域内輸送拠点を経て，各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。【第２編第１章第６節６】
・国土強靱化基本計画（平成 30 年 12 月 14 日）
それぞれの交通基盤、輸送機関が早期に啓開、復旧、運行（運航）再開できるよう、人材、資機材の充実、技術開発を含めて災害対応力を強化する。また、南海トラフ地震等の事態に対応した必要な人員・物資等の調達体制を構築するとともに、ラストマイルも含めて円滑に被災地に供給できるよう、船舶を活用した支援の実施や啓開・復旧・輸送等に係る施設管理者、民間事業者等の間の情報共有及び連携体制の強化とともに、既存の物流機能等を効果的に活用するための体制整備を図る。【第３章２（個別施策分野の推進方針）（８）】
【閣決（重点）】

【その他】

過去の実績値（%）　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
－	68	85	87	100

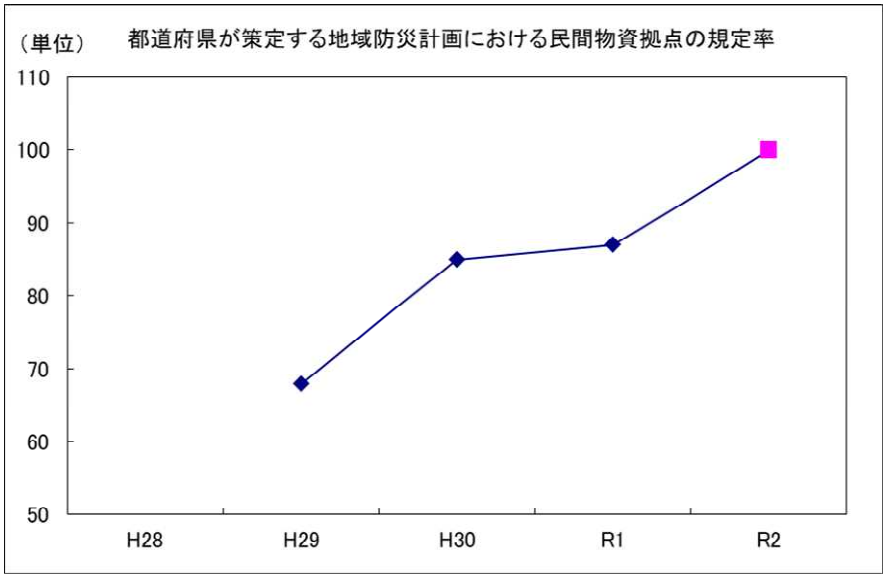

主な事務事業等の概要

・災害に強い物流システムの構築

首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の広域かつ大規模な災害が発生し、物流システムが寸断された場合、国民生活や経済活動へ甚大かつ広域的な影響が生じることが想定される。被災者の生活の維持のためには、必要な支援物資を迅速・確実に届けることが重要であり、平成 28 年熊本地震等においてラストマイルの輸送の混乱等の課題が顕在化したことを踏まえ、円滑かつ確実な支援物資輸送を実現するための体制の確立・強化を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

目標年度に目標値を達成した。

（事務事業等の実施状況）

地域毎に設置している「災害に強い物流システムの構築に関する協議会」等において、「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」を周知するなど、都道府県が定める地域防災計画における民間物資拠点の活用に関する規定がなされるよう地方自治体等に対する働きかけを実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、目標年度における目標値を達成したことからＡと評価した。一部自治体においては、地域防災計画において民間物資拠点の活用に関する規定がなされていないことから、引き続き、地域毎の協議会等を通じてハンドブックを地方自治体等に対して周知するなど、支援物資の保管における民間物資拠点活用の有用性について理解を広めることとする。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局参事官（物流産業）
関係課：

業績指標８０
訪日外国人旅行者数*

評　価	
B	目標値：4,000 万人（令和２年） 実績値：　412 万人（令和２年） 3,188 万人（令和元年） 初期値：　622 万人（平成 23 年）

（指標の定義）
国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者数（当該国の旅券を所持した入国者）から日本に移住する外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者の数

（目標設定の考え方・根拠）
「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）において、訪日外国人旅行者数について、「2020 年：4,000 万人」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定した。

（外部要因）
景気動向・為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響

（他の関係主体）
日本政府観光局、関係各府省庁、旅行業者、メディア関係者等の民間事業者 等

（重要政策）

【施政方針】
第204回国会における施政方針演説（令和３年１月18日）観光立国「我が国には内外の観光客を惹きつける「自然、気候、文化、食」が揃っており、新型コロナを克服した上で、世界の観光大国を再び目指します。～中略～地域に眠る観光資源を磨き上げ、滞在型観光やワーケーションを推進してまいります。」

【閣議決定】
・成長戦略実行計画（令和２年７月 17 日閣議決定）第９章２．（２）人々の間の信頼・接触の回復
・経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和２年７月 17 日閣議決定）第３章２．（２）①観光の活性化
・ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年６月２日閣議決定）５．（10）観光先進国の実現
・第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020 改訂版）（令和２年 12 月 21 日閣議決定）本論第２章 基本目標４
・観光立国推進基本計画（平成 29 年３月 28 日閣議決定）

【閣決（重点）】
なし

【その他】
・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」（令和２年 12 月３日観光戦略実行推進会議決定）
・「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

過去の実績値　（年）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
2,404 万人	2,869 万人	3,119 万人	3,188 万人	412 万人

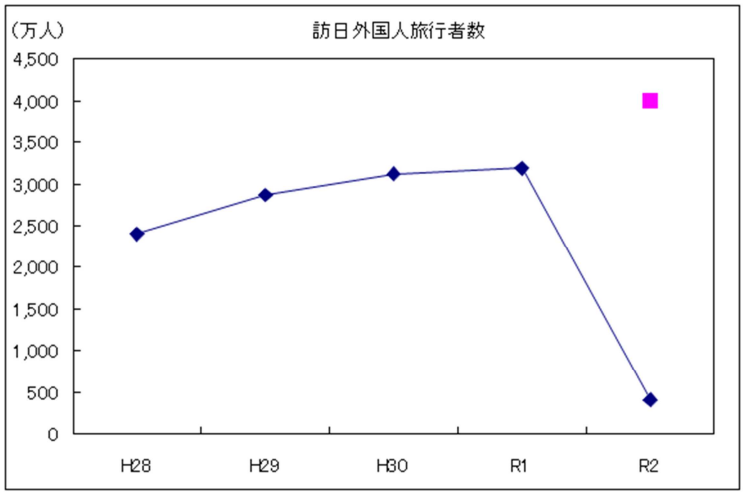

主な事務事業等の概要

○宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業

宿泊施設は、地域の雇用創出や活性化に大きな役割を果たすが、訪日外国人旅行者の増大や個人旅行志向など、経営環境が変化しており、従来の経営ノウハウから脱却し、顧客ニーズを捉えた経営へと変革する必要がある。このため、業務効率化や施設間連携による宿泊施設の生産性向上の取組みを支援するとともに、宿泊施設に対する訪日外国人旅行者目線によるハード・ソフト両面の情報開示を支援することで、宿泊施設の経営力向上や集客力向上を図る。

予算額：107百万円（平成30年度）

○最先端観光コンテンツインキュベーター事業

平成30年度及び令和元年度の事業における取組・成果を踏まえ、更なる訴求・拡大のため、ナレッジ集等を観光庁ウェブサイトに掲載し、他地域や他観光事業者への横展開を行った。また、ウェブサイト、文献等の調査を実施し、ICTを活用した新しい観光コンテンツ等を掘り起こした。

予算額：インフラ等の地域資源活用・クルーズ寄港促進事業　1,301百万円の内数（令和２年度）

1,300百万円（令和元年度）

○広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人（ＤＭＯ）が中心となって行う、地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して支援を行った。

予算額：　761百万円（令和２年度）

1,391 百万円（令和元年度）

○地域観光資源の多言語解説整備支援事業

訪日外国人旅行者が地域を訪れた際、観光資源の解説文が乱立していたり、表記が不十分なため、観光地としての魅力が伝わらないとの声があることから、観光庁が関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材を初めてリスト化し、派遣体制の構築、解説文作成等の支援を行うことで、旅行者にとって分かりやすく、地域の面的観光ストーリーを伝える魅力的な解説文を整備する。

予算額：105百万円（令和２年度）

100 百万円（令和元年度）

○観光産業の生産性向上事業

宿泊業をはじめとした観光産業では、他産業と比較して相対的に生産性が低い状況。加えて、宿泊業においては深刻な人手不足が生じており、今後も拡大していくものと見込まれる。また、訪日外国人旅行者数の増大や宿泊者・旅行者のニーズの多様化など経営環境が大きく変化しており、従来の経営ノウハウから脱却し、変革する必要がある。

このため、生産性向上に関する取組の好事例の共有等やＡＩ等の導入により、宿泊施設や旅行会社等の生産性向上・高付加価値を促し、地域の核となる観光産業の活性化を図る。

予算額：58百万円（令和２年度）

99 百万円（令和元年度）

○円滑な出入国の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

予算額：8,184百万円（令和２年度）

7,063 百万円（令和元年度）

○円滑な通関等の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実

現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

予算額：3,530百万円（令和２年度）

3,011 百万円（令和元年度）

○ＦＡＳＴ ＴＲＡＶＥＬの推進

世界最高水準の空港利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の動線を一気通貫で高度化することにより、手続きを迅速化した。

予算額：3,176百万円（令和２年度）

3,500 百万円（令和元年度）

○公共交通利用環境の革新等

地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進した。

あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、「観光地型MaaS」の実装に向けて、 観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援した。

予算額：4,400百万円（令和２年度）

5,500 百万円（令和元年度）

○ＩＣＴ等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまで、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応等のまちなかにおける面的な「まるごとインバウンド対応」や、これらと一体的に行う外国人観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源や自転車の活用等を集中的に支援した。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図った。

予算額：2,535百万円（令和２年度）

3,050 百万円（令和元年度）

○ICTの活用等による先進的プロモーションの実施

外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝として、訪日グローバルキャンペーンや、ICT・ビッグデータの活用等による個人の関心に合わせた我が国の魅力発信等を行う。

予算額：6,313百万円（令和２年度）

5,149 百万円（令和元年度）

○インフラを始めとした地域資源を活用したコンテンツの造成等

国内の集客実績が多くあるインフラ施設について、インバウンド受け入れ環境を整備することにより、観光資源としての魅力を高めるとともに、その魅力を海外に向けて効果的に情報発信した。

海洋周辺地域においては訪日観光の充実・開拓及び魅力向上を図るため、当該地域における訪日外国人向けの観光コンテンツ開発や受入環境整備を行う16事業者に対して支援を行った。

予算額： 635 百万円（令和２年度）

1,300 百万円（令和元年度）

○地域の観光戦略推進の核となるＤＭＯの改革

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、全国の優良な観光地域づくり法人の

体制を強化し、また、国と観光地域づくり法人が連携し、訪日グローバルキャンペーン等に活用できる優良なコンテンツの造成を推進した。

予算額： 740百万円（令和２年度）

2,296 百万円（令和元年度）

○文化資源（文化財等）を活用したインバウンドのための環境整備

日本博の開催を契機とした観光コンテンツの創出や日本の歴史・文化・芸術の魅力をＡＲ等の先端技術を駆使した展示および演出による主要空港での発信、文化財に新たな付加価値を付与することでより魅力的なものとするための取組支援、多言語解説の整備等、文化資源を活用したインバウンドのための環境整備を行った。

予算額： 6,969百万円（令和２年度）

10,000百万円（令和元年度）

○国立公園のインバウンドに向けた環境整備

廃屋撤去、既存施設のリノベーションといった利用拠点の滞在環境の上質化や、グランピングやナイトタイムコンテンツなどの魅力あるコンテンツづくりの推進・支援、デジタルサイネージ等を活用したアクティビティの一元的情報提供などの国立公園の魅力発信、案内板や展示等の多言語解説の整備・充実等により、国立公園の磨き上げを行った。また、新宿御苑や京都御苑といった国民公園におけるネイティブ監修ガイドツアーの造成やＡＲによる歴史的遺構解説の整備などの魅力向上を行った。

予算額：6,862百万円（令和２年度）

5,080 百万円（令和元年度）

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進した。

予算額：2,000百万円（令和２年度）

○ナイトタイム等の活用による新たな時間市場の創出

夜間・早朝における地域の回遊性を高め、訪日外国人旅行消費額の増加や更なる長期滞在に繋げることを目的に、美術館・博物館、文化財等の文化資源、国立公園や温泉等の自然資源を含めた地域の観光資源の夜間・早朝を活用した体験型コンテンツの造成等により、面的な魅力向上を図る事業等を実施した。

予算額： 1,000百万円（令和２年度）

○戦略的な訪日プロモーションの実施

外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝として、国別戦略に基づく市場別プロモーション等の徹底、地域の魅力発信による地方部への誘客等を実施する

予算額： 9,717百万円（令和２年度）9,600百万円（令和２年度一次補正）

10,049 百万円（令和元年度）5,000 百万円（令和元年度１次補正）1,007 百万円（令和元年度予備費）

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や観光地域づくり法人（ＤＭＯ）、旅館・ホテル、交通事業者その他の民間事業者等が行う、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組を支援した。

また、持続可能な観光の実現や災害等の非常時への対応能力の強化等に向けた、地域の先進的な取組をモデル事業

として支援した。

予算額：5,412百万円（令和２年度）　5,199百万円（令和２年度一次補正）4,997百万円（令和２年度三次補正）
5,474 百万円（令和元年度）　1,885 百万円（令和元年度予備費）320 百万円（令和元年度補正）

○誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等が観光イベント・観光資源をより安全で集客力の高いものへと磨き上げるために実施する実証事業を公募し、これらの実証事業の支援を行うことを通じて、我が国における誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成に向けた取組の方向性の調査・検証を行った。

予算額：10,210百万円（令和２年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

新型コロナウィルス感染症の感染拡大により、2020 年の訪日外国人旅行者数は 412 万人となったが、2019 年の訪日外国人旅行者数は 3,188 万人であり、新型コロナウィルスの収束後には再び訪日外国人旅行者数が回復していくことが予想される。

（事務事業等の実施状況）

○宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業

平成30年度は、3箇所（福島、長野、三重）の宿泊施設で経営診断を行い、課題を抽出し、改善に向けて取り組むとともに全国５カ所（北海道、福島、埼玉、長野（2カ所））でワークショップを開催し、５カ所に対し消耗品や食材等の共同購買、泊食分離等の連携のシステム構築、プラン作成等に対する支援を行った。また、訪日外国人旅行者が「旅館」を選択する際に重視するサービス情報（ハード・ソフト両面）等を調査し、「旅館」に関するFAQとイメージ画像を作成し、平成30年2月より観光庁HPに掲載した。さらに、平成30年9月と翌年3月に有識者会議を実施し、今後の「旅館」における情報開示のあり方等について協議をした。

○最先端観光コンテンツインキュベーター事業

平成30年度及び令和元年度の事業における取組・成果を踏まえ、更なる訴求・拡大のため、ナレッジ集等を観光庁ウェブサイトに掲載し、他地域や他観光事業者への横展開を行った。また、ウェブサイト、文献等の調査を実施し、ICTを活用した新しい観光コンテンツ等を掘り起こした。

○広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

各観光地域づくり法人（ＤＭＯ）策定の事業計画に位置づけられた外国人旅行者の誘客を目的とする滞在コンテンツの充実や広域周遊観光促進のための環境整備等を促進した。

○地域観光資源の多言語解説整備支援事業

訪日外国人旅行者が地域を訪れた際、観光資源の解説文が乱立していたり、表記が不十分なため、観光地としての魅力が伝わらないとの声があることから、観光庁が関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材を初めてリスト化し、派遣体制の構築、解説文作成等の支援を行うことで、旅行者にとって分かりやすく、地域の面的観光ストーリーを伝える魅力的な解説文を令和元年度106地域、令和２年度65地域において整備した。

○観光産業の生産性向上事業

令和２年度は、宿泊施設におけるマルチタスク導入等をテーマにしたシンポジウムを全国で実施したほか、生産性向上の取組・手順をまとめたガイドラインを作成した。

○円滑な出入国の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

○円滑な通関等の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

○ＦＡＳＴ　ＴＲＡＶＥＬの推進

世界最高水準の空港利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の動線を一気通貫で高度化することにより、手続きを迅速化した。

○公共交通利用環境の革新等

地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進した。

あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、「観光地型MaaS」の実装に向けて、 観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援した。

○ＩＣＴ等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまで、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応等のまちなかにおける面的な「まるごとインバウンド対応」や、これらと一体的に行う外国人観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源や自転車の活用等を集中的に支援した。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図った。

○ICTの活用等による先進的プロモーションの実施

観光目的での訪日が難しい中、誘客を促す広告発信や訪日を伴う招請事業等を行うことはできなかったものの、ICTやビックデータを分析しつつ「将来の訪日」を意識した継続的な情報発信等を実施した。

○インフラを始めとした地域資源を活用したコンテンツの造成等

これまで国内向けに実施してきたインフラツーリズムのインバウンドへの展開に向けて、ニーズ把握、パンフレットの多言語化並びにファムツアーの実施等の支援により、新たな観光需要を創出し、インフラの観光資源としての魅力向上を図るとともに、Wi-Fi 整備や多言語案内板の設置といったインバウンドの受け入れ環境整備を行った。また、多言語のインフラポータルサイトや海外向けの情報誌を作成し、海外への効果的な情報発信に取り組んだ。海洋周辺地域においては訪日観光の充実・開拓及び魅力向上を図るため、当該地域における訪日外国人向けの観光コンテンツ開発や受入環境整備を行う 16 事業者に対して支援を行った。

○地域の観光戦略推進の核となるＤＭＯの改革

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、全国の優良な観光地域づくり法人の体制を強化し、また、国と観光地域づくり法人が連携し、訪日グローバルキャンペーン等に活用できる優良なコンテンツの造成を推進した。

○文化資源（文化財等）を活用したインバウンドのための環境整備

日本博の開催を契機とした観光コンテンツの創出や日本の歴史・文化・芸術の魅力をＡＲ等の先端技術を駆使した展示および演出による主要空港での発信、文化財に新たな付加価値を付与することでより魅力的なものとするた

めの取組支援、多言語解説の整備等、文化資源を活用したインバウンドのための環境整備を行った。

○国立公園のインバウンドに向けた環境整備

廃屋撤去、既存施設のリノベーションといった利用拠点の滞在環境の上質化や、グランピングやナイトタイムコンテンツなどの魅力あるコンテンツづくりの推進・支援、デジタルサイネージ等を活用したアクティビティの一元的情報提供などの国立公園の魅力発信、案内板や展示等の多言語解説の整備・充実等により、国立公園の磨き上げを行った。また、新宿御苑や京都御苑といった国民公園におけるネイティブ監修ガイドツアーの造成やＡＲによる歴史的遺構解説の整備などの魅力向上を行った。

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進した。

○ナイトタイム等の活用による新たな時間市場の創出

夜間・早朝における地域の回遊性を高め、訪日外国人旅行消費額の増加や更なる長期滞在に繋げることを目的に、美術館・博物館、文化財等の文化資源、国立公園や温泉等の自然資源を含めた地域の観光資源の夜間・早朝を活用した体験型コンテンツの造成等により、面的な魅力向上を図る事業等を実施した。

○戦略的な訪日プロモーションの実施

観光目的での訪日が難しい中、誘客を促す広告発信や訪日を伴う招請事業等を行うことはできなかったものの、国ごとに異なる旅行需要に応じた日本の魅力発信や、地域の観光関連事業者を対象とするオンラインセミナー等を実施した。

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や観光地域づくり法人（ＤＭＯ）、旅館・ホテル、交通事業者その他の民間事業者等が行う、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組を支援した。

また、持続可能な観光の実現や災害等の非常時への対応能力の強化等に向けた、地域の先進的な取組をモデル事業として支援した。

○誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等が観光イベント・観光資源をより安全で集客力の高いものへと磨き上げるために実施する実証事業を公募し、これらの実証事業の支援を行うことを通じて、我が国における誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成に向けた取組の方向性の調査・検証を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

2020 年の訪日外国人旅行者数は、新型コロナウィルス感染症の世界的な流行により、水際対策の措置が継続され、412 万人となったが、2019 年の訪日外国人旅行者数は 3,188 万人であり、2018 年に続き 3,000 万人を突破し過去最高を記録した。目標年度である 2020 年実績は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて実績が落ち込んでいることから、2019 年実績をもって評価を行うと、目標である 4,000 万人に到達していないため、B と評価した。

今後は「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）に掲げた訪日外国人旅行者数 6,000 万人（2030 年）の目標達成に向けて、国・地域ごとの感染収束を見極めつつ、誘客可能となった段階で、時機を逸することなく訪日促進に向けた必要な事業を実施していく。

また、本業績指標についても見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 観光庁国際観光課（課長　三輪田　優子）
関係課： 観光庁参事官（外客受入）（参事官　輕部　努）
観光庁観光地域振興課（課長　冨樫　篤英）
観光庁観光資源課（課長　星　明彦）
観光庁参事官（人材政策）（参事官　町田　倫代）
観光庁観光産業課（課長　多田　浩人）
観光庁参事官（旅行振興）（参事官　奈良　和美）

業績指標８１
訪日外国人旅行消費額*

評　価	
B	目標値：　8 兆円（令和２年） 実績値：0.7 兆円（令和２年）※試算値 4.8 兆円（令和元年） 初期値：0.8 兆円（平成 23 年） ※新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年 4 月～12 月の調査が中止となったため、2020 年 1 月～3 月期の結果を用いて試算したもの。

（指標の定義）
国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者数（当該国の旅券を所持した入国者）から日本に移住する外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者の数

（目標設定の考え方・根拠）
「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）において、訪日外国人旅行消費額について、「2020 年：８兆円」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定した。

（外部要因）
景気動向・為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響

（他の関係主体）
日本政府観光局、関係各府省庁、旅行業者、メディア関係者等の民間事業者 等

（重要政策）

【施政方針】
第204回国会における施政方針演説（令和３年１月18日）観光立国「我が国には内外の観光客を惹きつける「自然、気候、文化、食」が揃っており、新型コロナを克服した上で、世界の観光大国を再び目指します。～中略～地域に眠る観光資源を磨き上げ、滞在型観光やワーケーションを推進してまいります。」

【閣議決定】
・成長戦略実行計画（令和２年７月 17 日閣議決定）第９章２．（２）人々の間の信頼・接触の回復
・経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和２年７月 17 日閣議決定）第３章２．（２）①観光の活性化
・ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年６月２日閣議決定）５．(10) 観光先進国の実現
・第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020 改訂版)（令和２年 12 月 21 日閣議決定）本論第２章 基本目標４
・観光立国推進基本計画（平成 29 年３月 28 日閣議決定）

【閣決（重点）】
なし

【その他】
・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」（令和２年 12 月３日観光戦略実行推進会議決定）
・「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

過去の実績値　（年）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
3.7 兆円	4.4 兆円	4.5 兆円	4.8 兆円	0.7 兆円（試算値）※

※新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年 4 月～12 月の調査が中止となったため、2020 年 1 月～3 月期の結果を用いて試算したもの。

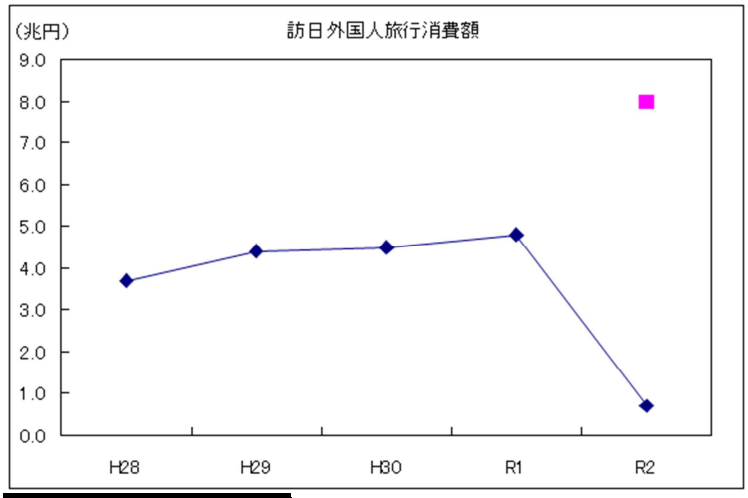

主な事務事業等の概要

○宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業

宿泊施設は、地域の雇用創出や活性化に大きな役割を果たすが、訪日外国人旅行者の増大や個人旅行志向など、経営環境が変化しており、従来の経営ノウハウから脱却し、顧客ニーズを捉えた経営へと変革する必要がある。このため、業務効率化や施設間連携による宿泊施設の生産性向上の取組みを支援するとともに、宿泊施設に対する訪日外国人旅行者目線によるハード・ソフト両面の情報開示を支援することで、宿泊施設の経営力向上や集客力向上を図る。

予算額：107百万円（平成30年度）

○最先端観光コンテンツインキュベーター事業

平成30年度及び令和元年度の事業における取組・成果を踏まえ、更なる訴求・拡大のため、ナレッジ集等を観光庁ウェブサイトに掲載し、他地域や他観光事業者への横展開を行った。また、ウェブサイト、文献等の調査を実施し、ICTを活用した新しい観光コンテンツ等を掘り起こした。

予算額：インフラ等の地域資源活用・クルーズ寄港促進事業　1,301百万円の内数（令和２年度）

1,300百万円（令和元年度）

○地域観光資源の多言語解説整備支援事業

訪日外国人旅行者が地域を訪れた際、観光資源の解説文が乱立していたり、表記が不十分なため、観光地としての魅力が伝わらないとの声があることから、観光庁が関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材を初めてリスト化し、派遣体制の構築、解説文作成等の支援を行うことで、旅行者にとって分かりやすく、地域の面的観光ストーリーを伝える魅力的な解説文を整備する。

予算額：105百万円（令和２年度）

100百万円（令和元年度）

○観光産業の生産性向上事業

宿泊業をはじめとした観光産業では、他産業と比較して相対的に生産性が低い状況。加えて、宿泊業においては深刻な人手不足が生じており、今後も拡大していくものと見込まれる。また、訪日外国人旅行者数の増大や宿泊者・旅行者のニーズの多様化など経営環境が大きく変化しており、従来の経営ノウハウから脱却し、変革する必要がある。

このため、生産性向上に関する取組の好事例の共有等やＡＩ等の導入により、宿泊施設や旅行会社等の生産性向上・高付加価値を促し、地域の核となる観光産業の活性化を図る。

予算額：58百万円（令和２年度）

99 百万円（令和元年度）

○円滑な出入国の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を

実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

予算額：8,184百万円（令和２年度）

7,063 百万円（令和元年度）

○円滑な通関等の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

予算額：3,530百万円（令和２年度）

3,011百万円（令和元年度）

○ＦＡＳＴ ＴＲＡＶＥＬの推進

世界最高水準の空港利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の動線を一気通貫で高度化することにより、手続きを迅速化した。

予算額：3,176百万円（令和２年度）

3,500百万円（令和元年度）

○公共交通利用環境の革新等

地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進した。

あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、「観光地型MaaS」の実装に向けて、 観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援した。

予算額：4,400百万円（令和２年度）

5,500 百万円（令和元年度）

○ＩＣＴ等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまで、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応等のまちなかにおける面的な「まるごとインバウンド対応」や、これらと一体的に行う外国人観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源や自転車の活用等を集中的に支援した。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図った。

予算額：2,535百万円（令和２年度）

3,050百万円（令和元年度）

○ICTの活用等による先進的プロモーションの実施

外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝として、訪日グローバルキャンペーンや、ICT・ビッグデータの活用等による個人の関心に合わせた我が国の魅力発信等を行う。

予算額：6,313百万円（令和２年度）

5,149百万円（令和元年度）

○インフラを始めとした地域資源を活用したコンテンツの造成等

国内の集客実績が多くあるインフラ施設について、インバウンド受け入れ環境を整備することにより、観光資源としての魅力を高めるとともに、その魅力を海外に向けて効果的に情報発信した。

海洋周辺地域においては訪日観光の充実・開拓及び魅力向上を図るため、当該地域における訪日外国人向けの観光コ

ンテンツ開発や受入環境整備を行う16事業者に対して支援を行った。

予算額：635 百万円（令和２年度）

1300百万円（令和元年度）

○地域の観光戦略推進の核となるＤＭＯの改革

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、全国の優良な観光地域づくり法人の体制を強化し、また、国と観光地域づくり法人が連携し、訪日グローバルキャンペーン等に活用できる優良なコンテンツの造成を推進した。

予算額：740百万円（令和２年度）

2,296百万円（令和元年度）

○文化資源（文化財等）を活用したインバウンドのための環境整備

日本博の開催を契機とした観光コンテンツの創出や日本の歴史・文化・芸術の魅力をＡＲ等の先端技術を駆使した展示および演出による主要空港での発信、文化財に新たな付加価値を付与することでより魅力的なものとするための取組支援、多言語解説の整備等、文化資源を活用したインバウンドのための環境整備を行った。

予算額： 6,969百万円（令和２年度）

10,000百万円（令和元年度）

○国立公園のインバウンドに向けた環境整備

廃屋撤去、既存施設のリノベーションといった利用拠点の滞在環境の上質化や、グランピングやナイトタイムコンテンツなどの魅力あるコンテンツづくりの推進・支援、デジタルサイネージ等を活用したアクティビティの一元的情報提供などの国立公園の魅力発信、案内板や展示等の多言語解説の整備・充実等により、国立公園の磨き上げを行った。また、新宿御苑や京都御苑といった国民公園におけるネイティブ監修ガイドツアーの造成やＡＲによる歴史的遺構解説の整備などの魅力向上を行った。

予算額：6,862百万円（令和２年度）

5,080百万円（令和元年度）

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進した。

予算額：2,000百万円（令和２年度）

○ナイトタイム等の活用による新たな時間市場の創出

夜間・早朝における地域の回遊性を高め、訪日外国人旅行消費額の増加や更なる長期滞在に繋げることを目的に、美術館・博物館、文化財等の文化資源、国立公園や温泉等の自然資源を含めた地域の観光資源の夜間・早朝を活用した体験型コンテンツの造成等により、面的な魅力向上を図る事業等を実施した。

予算額： 1,000百万円（令和２年度）

○戦略的な訪日プロモーションの実施

外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝として、国別戦略に基づく市場別プロモーション等の徹底、地域の魅力発信による地方部への誘客等を実施する

予算額： 9,717百万円（令和２年度）9,600百万円（令和２年度一次補正）

10,049百万円（令和元年度）5,000百万円（令和元年度１次補正）1,007百万円（令和元年度予備費）

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や観光地域づくり法人（ＤＭＯ）、旅館・ホテル、交通事業者その他の民間事業者等が行う、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組を支援した。

また、持続可能な観光の実現や災害等の非常時への対応能力の強化等に向けた、地域の先進的な取組をモデル事業として支援した。

予算額：5,412百万円（令和２年度）5,199百万円（令和２年度一次補正）4,997百万円（令和２年度三次補正）
5,474百万円（令和元年度） 1,885百万円（令和元年度予備費）320百万円（令和元年度補正）

○誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等が観光イベント・観光資源をより安全で集客力の高いものへと磨き上げるために実施する実証事業を公募し、これらの実証事業の支援を行うことを通じて、我が国における誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成に向けた取組の方向性の調査・検証を行った。

予算額：10,210百万円（令和２年度）

【税制上の特例措置】

○外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充（消費税・地方消費税）

2019年４月１日より、既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭りや商店街のイベント等に出店する場合において、簡素な手続により免税販売することが認められるよう措置した。

○外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充（消費税・地方消費税）

2020年４月１日より、これまで書面により行われていた購入記録票の作成等の手続に代わり、購入記録情報（購入者から提供を受けた旅券等に記載された情報及び購入の事実を記録した情報）を国税庁へ電磁的に送信する運用を開始した。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和元年の訪日外国人旅行消費額は、4.8 兆円と過去最高を記録し、平成 23 年から令和元年までの８年間の年平均の増加率は 25.1%となっている。令和２年は新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ。

（事務事業等の実施状況）

○宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業

平成30年度は、3箇所（福島、長野、三重）の宿泊施設で経営診断を行い、課題を抽出し、改善に向けて取り組むとともに全国５カ所（北海道、福島、埼玉、長野（2カ所））でワークショップを開催し、５カ所に対し消耗品や食材等の共同購買、泊食分離等の連携のシステム構築、プラン作成等に対する支援を行った。また、訪日外国人旅行者が「旅館」を選択する際に重視するサービス情報（ハード・ソフト両面）等を調査し、「旅館」に関するFAQとイメージ画像を作成し、平成30年2月より観光庁HPに掲載した。さらに、平成30年9月と翌年3月に有識者会議を実施し、今後の「旅館」における情報開示のあり方等について協議をした。

○最先端観光コンテンツインキュベーター事業

平成30年度及び令和元年度の事業における取組・成果を踏まえ、更なる訴求・拡大のため、ナレッジ集等を観光庁ウェブサイトに掲載し、他地域や他観光事業者への横展開を行った。また、ウェブサイト、文献等の調査を実施し、ICTを活用した新しい観光コンテンツ等を掘り起こした。

○地域観光資源の多言語解説整備支援事業

訪日外国人旅行者が地域を訪れた際、観光資源の解説文が乱立していたり、表記が不十分なため、観光地としての魅力が伝わらないとの声があることから、観光庁が関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材を初めてリスト化し、派遣体制の構築、解説文作成等の支援を行うことで、旅行者にとって分かりやすく、地域の面的観光ストーリーを伝える魅力的な解説文を令和元年度106地域、令和２年度65地域において整備した。

○観光産業の生産性向上事業

令和２年度は、宿泊施設におけるマルチタスク導入等をテーマにしたシンポジウムを全国で実施したほか、生産性向上の取組・手順をまとめたガイドラインを作成した。

○円滑な出入国の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

○円滑な通関等の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

○ＦＡＳＴ　ＴＲＡＶＥＬの推進

世界最高水準の空港利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の動線を一気通貫で高度化することにより、手続きを迅速化した。

○公共交通利用環境の革新等

地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進した。

あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、「観光地型MaaS」の実装に向けて、 観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援した。

○ＩＣＴ等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまで、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応等のまちなかにおける面的な「まるごとインバウンド対応」や、これらと一体的に行う外国人観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源や自転車の活用等を集中的に支援した。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図った。

○ICTの活用等による先進的プロモーションの実施

観光目的での訪日が難しい中、誘客を促す広告発信や訪日を伴う招請事業等を行うことはできなかったものの、ICTやビックデータを分析しつつ「将来の訪日」を意識した継続的な情報発信等を実施した。

○インフラを始めとした地域資源を活用したコンテンツの造成等

これまで国内向けに実施してきたインフラツーリズムのインバウンドへの展開に向けて、ニーズ把握、パンフレ

ットの多言語化並びにファムツアーの実施等の支援により、新たな観光需要を創出し、インフラの観光資源としての魅力向上を図るとともに、Wi-Fi 整備や多言語案内板の設置といったインバウンドの受け入れ環境整備を行った。また、多言語のインフラポータルサイトや海外向けの情報誌を作成し、海外への効果的な情報発信に取り組んだ。海洋周辺地域においては訪日観光の充実・開拓及び魅力向上を図るため、当該地域における訪日外国人向けの観光コンテンツ開発や受入環境整備を行う16事業者に対して支援を行った。

○地域の観光戦略推進の核となるＤＭＯの改革

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、全国の優良な観光地域づくり法人の体制を強化し、また、国と観光地域づくり法人が連携し、訪日グローバルキャンペーン等に活用できる優良なコンテンツの造成を推進した。

○文化資源（文化財等）を活用したインバウンドのための環境整備

日本博の開催を契機とした観光コンテンツの創出や日本の歴史・文化・芸術の魅力をＡＲ等の先端技術を駆使した展示および演出による主要空港での発信、文化財に新たな付加価値を付与することでより魅力的なものとするための取組支援、多言語解説の整備等、文化資源を活用したインバウンドのための環境整備を行った。

○国立公園のインバウンドに向けた環境整備

廃屋撤去、既存施設のリノベーションといった利用拠点の滞在環境の上質化や、グランピングやナイトタイムコンテンツなどの魅力あるコンテンツづくりの推進・支援、デジタルサイネージ等を活用したアクティビティの一元的情報提供などの国立公園の魅力発信、案内板や展示等の多言語解説の整備・充実等により、国立公園の磨き上げを行った。また、新宿御苑や京都御苑といった国民公園におけるネイティブ監修ガイドツアーの造成やＡＲによる歴史的遺構解説の整備などの魅力向上を行った。

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進した。

○ナイトタイム等の活用による新たな時間市場の創出

夜間・早朝における地域の回遊性を高め、訪日外国人旅行消費額の増加や更なる長期滞在に繋げることを目的に、美術館・博物館、文化財等の文化資源、国立公園や温泉等の自然資源を含めた地域の観光資源の夜間・早朝を活用した体験型コンテンツの造成等により、面的な魅力向上を図る事業等を実施した。

○戦略的な訪日プロモーションの実施

観光目的での訪日が難しい中、誘客を促す広告発信や訪日を伴う招請事業等を行うことはできなかったものの、国ごとに異なる旅行需要に応じた日本の魅力発信や、地域の観光関連事業者を対象とするオンラインセミナー等を実施した。

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や観光地域づくり法人（ＤＭＯ）、旅館・ホテル、交通事業者その他の民間事業者等が行う、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組を支援した。

また、持続可能な観光の実現や災害等の非常時への対応能力の強化等に向けた、地域の先進的な取組をモデル事業として支援した。

○誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等が観光イベント・観光資源をより安全で集客力の高いものへと磨き上げるために実施する実証事業を公募し、これらの実証事業の支援を行うことを通じて、我が国における誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成に向けた取組の方向性の調査・検証を行った。

【税制上の特例措置】

○外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充（消費税・地方消費税）

2019年４月１日より、既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭りや商店街のイベント等に出店する場合において、簡素な手続により免税販売することが認められるよう措置した。

○外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充（消費税・地方消費税）

2020年４月１日より、これまで書面により行われていた購入記録票の作成等の手続に代わり、購入記録情報（購入者から提供を受けた旅券等に記載された情報及び購入の事実を記録した情報）を国税庁へ電磁的に送信する運用を開始した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和元年の訪日外国人旅行消費額は4.8兆円と過去最高を記録しているものの、令和２年は新型コロナウイルス感染症の影響で実績が落ち込んだことから、2019年実績をもって評価を行うと、目標である８兆円に到達していないためから、「Ｂ」評価と判断した。

一方で、平成23年から令和元年までの８年間の年平均の増加率は25.1%となり、令和２年も同じ増加率で推移したと仮定すると約６兆円となり、達成率は75%となる。

今後については、新型コロナウイルス感染症の先行きが不透明な状況ではあるが、シンクタンクなどによる外国人を対象とした調査では、日本は公衆衛生レベルを高く評価され、コロナ後に訪れたい国の最上位に位置づけられ、また、日本人を対象とした調査では、昨年国内旅行を見送った反面として、本年は高い国内旅行意欲が示されるなど、ポストコロナに向けた好材料も少なくない。

今後は「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げた訪日外国人旅行消費額15兆円（2030年）の目標達成に向け、国の支援による宿泊施設等の再生、国内外の観光客を惹きつける滞在コンテンツの造成や観光地等の受入環境整備などに取り組んでいく。

また、本業績指標についても見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　観光庁観光戦略課（課長　片山　敏宏）
関係課：　観光庁参事官（外客受入）（参事官　輕部　努）
観光庁観光地域振興課（課長　冨樫　篤英）
観光庁国際観光課（課長　三輪田　優子）
観光庁観光資源課（課長　星　明彦）
観光庁参事官（人材政策）（参事官　町田　倫代）
観光庁参事官（旅行振興）（参事官　奈良　和美）

業績指標８２
地方部での外国人延べ宿泊者数

評　価	
B	目標値：7,000 万人泊（令和２年） 実績値：　703 万人泊（令和２年）※速報値 4,309 万人泊（令和元年） 初期値：　616 万人泊（平成 23 年）

（指標の定義）
国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者数（当該国の旅券を所持した入国者）から日本に移住する外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者の数

（目標設定の考え方・根拠）
「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）において、地方部での外国人延べ宿泊者数について、「2020 年：7,000 万人泊」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定した。

（外部要因）
景気動向・為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響

（他の関係主体）
日本政府観光局、関係各府省庁、旅行業者、メディア関係者等の民間事業者 等

（重要政策）

【施政方針】
第204回国会における施政方針演説（令和３年１月18日）観光立国「我が国には内外の観光客を惹きつける「自然、気候、文化、食」が揃っており、新型コロナを克服した上で、世界の観光大国を再び目指します。～中略～地域に眠る観光資源を磨き上げ、滞在型観光やワーケーションを推進してまいります。」

【閣議決定】
・成長戦略実行計画（令和２年７月 17 日閣議決定）第９章２．（２）人々の間の信頼・接触の回復
・経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和２年７月 17 日閣議決定）第３章２．（２）①観光の活性化
・ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年６月２日閣議決定）５．（10）観光先進国の実現
・第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020 改訂版）（令和２年 12 月 21 日閣議決定）本論第２章 基本目標４
・観光立国推進基本計画（平成 29 年３月 28 日閣議決定）

【閣決（重点）】
なし

【その他】
・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」（令和２年 12 月３日観光戦略実行推進会議決定）
・「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

過去の実績値　（年）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
2,753 万人泊	3,266 万人泊	3,848 万人泊	4,309 万人泊	703 万人泊※速報値

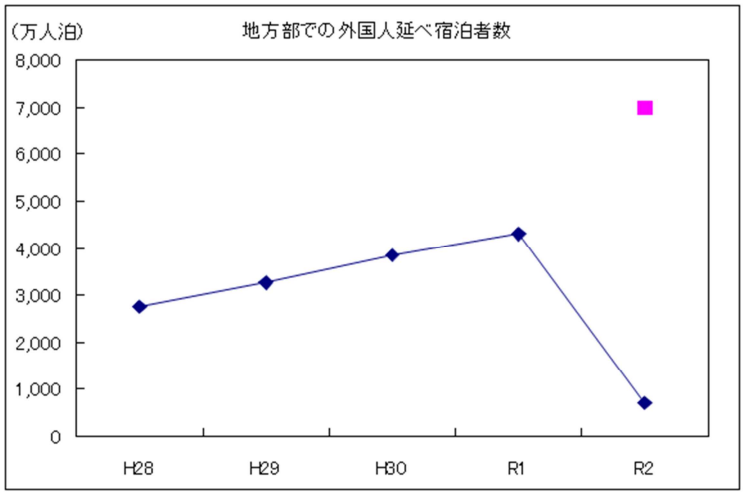

主な事務事業等の概要

○宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業

宿泊施設は、地域の雇用創出や活性化に大きな役割を果たすが、訪日外国人旅行者の増大や個人旅行志向など、経営環境が変化しており、従来の経営ノウハウから脱却し、顧客ニーズを捉えた経営へと変革する必要がある。このため、業務効率化や施設間連携による宿泊施設の生産性向上の取組みを支援するとともに、宿泊施設に対する訪日外国人旅行者目線によるハード・ソフト両面の情報開示を支援することで、宿泊施設の経営力向上や集客力向上を図る。

予算額：107 百万円（平成 30 年度）

○最先端観光コンテンツインキュベーター事業

平成30年度及び令和元年度の事業における取組・成果を踏まえ、更なる訴求・拡大のため、ナレッジ集等を観光庁ウェブサイトに掲載し、他地域や他観光事業者への横展開を行った。また、ウェブサイト、文献等の調査を実施し、ICTを活用した新しい観光コンテンツ等を掘り起こした。

予算額：インフラ等の地域資源活用・クルーズ寄港促進事業　1,301百万円の内数（令和２年度）

1,300 百万円（令和元年度）

○広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人（ＤＭＯ）が中心となって行う、地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して支援を行った。

予算額：　761百万円（令和２年度）

1,391 百万円（令和元年度）

○地域観光資源の多言語解説整備支援事業

訪日外国人旅行者が地域を訪れた際、観光資源の解説文が乱立していたり、表記が不十分なため、観光地としての魅力が伝わらないとの声があることから、観光庁が関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材を初めてリスト化し、派遣体制の構築、解説文作成等の支援を行うことで、旅行者にとって分かりやすく、地域の面的観光ストーリーを伝える魅力的な解説文を整備する。

予算額：105百万円（令和２年度）

100 百万円（令和元年度）

○観光産業の生産性向上事業

宿泊業をはじめとした観光産業では、他産業と比較して相対的に生産性が低い状況。加えて、宿泊業においては深刻な人手不足が生じており、今後も拡大していくものと見込まれる。また、訪日外国人旅行者数の増大や宿泊者・旅行者のニーズの多様化など経営環境が大きく変化しており、従来の経営ノウハウから脱却し、変革する必要がある。

このため、生産性向上に関する取組の好事例の共有等やＡＩ等の導入により、宿泊施設や旅行会社等の生産性向上・高付加価値を促し、地域の核となる観光産業の活性化を図る。

予算額：58百万円（令和２年度）

99 百万円（令和元年度）

○円滑な出入国の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

予算額：8,184百万円（令和２年度）

7,063 百万円（令和元年度）

○円滑な通関等の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実

現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

予算額：3,530百万円（令和２年度）

3,011 百万円（令和元年度）

○ＦＡＳＴ ＴＲＡＶＥＬの推進

世界最高水準の空港利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の動線を一気通貫で高度化することにより、手続きを迅速化した。

予算額：3,176百万円（令和２年度）

3,500 百万円（令和元年度）

○公共交通利用環境の革新等

地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進した。
あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、「観光地型MaaS」の実装に向けて、 観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援した。

予算額：4,400百万円（令和２年度）

5,500 百万円（令和元年度）

○ＩＣＴ等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまで、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応等のまちなかにおける面的な「まるごとインバウンド対応」や、これらと一体的に行う外国人観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源や自転車の活用等を集中的に支援した。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図った。

予算額：2,535百万円（令和２年度）

3,050 百万円（令和元年度）

○ICTの活用等による先進的プロモーションの実施

外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝として、訪日グローバルキャンペーンや、ICT・ビッグデータの活用等による個人の関心に合わせた我が国の魅力発信等を行う。

予算額：6,313百万円（令和２年度）

5,149 百万円（令和元年度）

○インフラを始めとした地域資源を活用したコンテンツの造成等

国内の集客実績が多くあるインフラ施設について、インバウンド受け入れ環境を整備することにより、観光資源としての魅力を高めるとともに、その魅力を海外に向けて効果的に情報発信した。
海洋周辺地域においては訪日観光の充実・開拓及び魅力向上を図るため、当該地域における訪日外国人向けの観光コンテンツ開発や受入環境整備を行う16事業者に対して支援を行った。

予算額： 635 百万円（令和２年度）

1,300 百万円（令和元年度）

○地域の観光戦略推進の核となるＤＭＯの改革

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、全国の優良な観光地域づくり法人の

体制を強化し、また、国と観光地域づくり法人が連携し、訪日グローバルキャンペーン等に活用できる優良なコンテンツの造成を推進した。

予算額： 740百万円（令和２年度）
2,296 百万円（令和元年度）

○文化資源（文化財等）を活用したインバウンドのための環境整備

日本博の開催を契機とした観光コンテンツの創出や日本の歴史・文化・芸術の魅力をＡＲ等の先端技術を駆使した展示および演出による主要空港での発信、文化財に新たな付加価値を付与することでより魅力的なものとするための取組支援、多言語解説の整備等、文化資源を活用したインバウンドのための環境整備を行った。

予算額： 6,969百万円（令和２年度）
10,000百万円（令和元年度）

○国立公園のインバウンドに向けた環境整備

廃屋撤去、既存施設のリノベーションといった利用拠点の滞在環境の上質化や、グランピングやナイトタイムコンテンツなどの魅力あるコンテンツづくりの推進・支援、デジタルサイネージ等を活用したアクティビティの一元的情報提供などの国立公園の魅力発信、案内板や展示等の多言語解説の整備・充実等により、国立公園の磨き上げを行った。また、新宿御苑や京都御苑といった国民公園におけるネイティブ監修ガイドツアーの造成やＡＲによる歴史的遺構解説の整備などの魅力向上を行った。

予算額：6,862百万円（令和２年度）
5,080 百万円（令和元年度）

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進した。

予算額：2,000百万円（令和２年度）

○ナイトタイム等の活用による新たな時間市場の創出

夜間・早朝における地域の回遊性を高め、訪日外国人旅行消費額の増加や更なる長期滞在に繋げることを目的に、美術館・博物館、文化財等の文化資源、国立公園や温泉等の自然資源を含めた地域の観光資源の夜間・早朝を活用した体験型コンテンツの造成等により、面的な魅力向上を図る事業等を実施した。

予算額： 1,000百万円（令和２年度）

○戦略的な訪日プロモーションの実施

外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝として、国別戦略に基づく市場別プロモーション等の徹底、地域の魅力発信による地方部への誘客等を実施する。

予算額： 9,717百万円（令和２年度）9,600百万円（令和２年度一次補正）
10,049 百万円（令和元年度）5,000 百万円（令和元年度１次補正）1,007 百万円（令和元年度予備費）

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や観光地域づくり法人（ＤＭＯ）、旅館・ホテル、交通事業者その他の民間事業者等が行う、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組を支援した。

また、持続可能な観光の実現や災害等の非常時への対応能力の強化等に向けた、地域の先進的な取組をモデル事業

として支援した。

予算額：5,412百万円（令和２年度）5,199百万円（令和２年度一次補正）4,997百万円（令和２年度三次補正）
5,474 百万円（令和元年度） 1,885 百万円（令和元年度予備費）320 百万円（令和元年度補正）

○誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等が観光イベント・観光資源をより安全で集客力の高いものへと磨き上げるために実施する実証事業を公募し、これらの実証事業の支援を行うことを通じて、我が国における誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成に向けた取組の方向性の調査・検証を行った。

予算額：10,210百万円（令和２年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和元年の地方部での外国人延べ宿泊者数について、達成率としては目標に近い実績を示していないものの、実績値は 4,309 万人泊と 8 年連続で対前年増となり、過去最高を更新したが、令和 2 年については、新型コロナウィルス感染症の影響により、703 万人泊（※速報値）と大幅に減少した。

令和 2 年の三大都市圏と地方部で外国人延べ宿泊者数の対前年比を比較すると、三大都市圏で 84.8%減、地方部で 83.7%減と、地方部の減少率は三大都市圏と同水準であった（R2 年は速報値）。

一方、クルーズ船や住宅宿泊事業法に基づく届出住宅の利用者等は宿泊統計の対象外であることから、本指標の実績値として利用している宿泊統計の値は、実際の地方部での外国人延べ宿泊者数よりも少なくなっていることに留意が必要である。

（事務事業等の実施状況）

○宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業

平成30年度は、3箇所（福島、長野、三重）の宿泊施設で経営診断を行い、課題を抽出し、改善に向けて取り組むとともに全国５カ所（北海道、福島、埼玉、長野（2カ所））でワークショップを開催し、５カ所に対し消耗品や食材等の共同購買、泊食分離等の連携のシステム構築、プラン作成等に対する支援を行った。また、訪日外国人旅行者が「旅館」を選択する際に重視するサービス情報（ハード・ソフト両面）等を調査し、「旅館」に関するFAQとイメージ画像を作成し、平成30年2月より観光庁HPに掲載した。さらに、平成30年9月と翌年3月に有識者会議を実施し、今後の「旅館」における情報開示のあり方等について協議をした。

○最先端観光コンテンツインキュベーター事業

平成30年度及び令和元年度の事業における取組・成果を踏まえ、更なる訴求・拡大のため、ナレッジ集等を観光庁ウェブサイトに掲載し、他地域や他観光事業者への横展開を行った。また、ウェブサイト、文献等の調査を実施し、ICTを活用した新しい観光コンテンツ等を掘り起こした。

○広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

各観光地域づくり法人（ＤＭＯ）策定の事業計画に位置づけられた外国人旅行者の誘客を目的とする滞在コンテンツの充実や広域周遊観光促進のための環境整備等を促進した。

○地域観光資源の多言語解説整備支援事業

訪日外国人旅行者が地域を訪れた際、観光資源の解説文が乱立していたり、表記が不十分なため、観光地としての魅力が伝わらないとの声があることから、観光庁が関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材を初めてリスト化し、派遣体制の構築、解説文作成等の支援を行うことで、旅行者にとって分かりやすく、地域の面的観光ストーリーを伝える魅力的な解説文を令和元年度106地域、令和２年度65地域において整備した。

○観光産業の生産性向上事業

令和２年度は、宿泊施設におけるマルチタスク導入等をテーマにしたシンポジウムを全国で実施したほか、生産性向上の取組・手順をまとめたガイドラインを作成した。

○円滑な出入国の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

○円滑な通関等の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

○ＦＡＳＴ　ＴＲＡＶＥＬの推進

世界最高水準の空港利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の動線を一気通貫で高度化することにより、手続きを迅速化した。

○公共交通利用環境の革新等

地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進した。あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、「観光地型MaaS」の実装に向けて、 観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援した。

○ＩＣＴ等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまで、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応等のまちなかにおける面的な「まるごとインバウンド対応」や、これらと一体的に行う外国人観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源や自転車の活用等を集中的に支援した。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図った。

○ICTの活用等による先進的プロモーションの実施

観光目的での訪日が難しい中、誘客を促す広告発信や訪日を伴う招請事業等を行うことはできなかったものの、ICTやビックデータを分析しつつ「将来の訪日」を意識した継続的な情報発信等を実施した。

○インフラを始めとした地域資源を活用したコンテンツの造成等

これまで国内向けに実施してきたインフラツーリズムのインバウンドへの展開に向けて、ニーズ把握、パンフレットの多言語化並びにファムツアーの実施等の支援により、新たな観光需要を創出し、インフラの観光資源としての魅力向上を図るとともに、Wi-Fi 整備や多言語案内板の設置といったインバウンドの受け入れ環境整備を行った。また、多言語のインフラポータルサイトや海外向けの情報誌を作成し、海外への効果的な情報発信に取り組んだ。海洋周辺地域においては訪日観光の充実・開拓及び魅力向上を図るため、当該地域における訪日外国人向けの観光コンテンツ開発や受入環境整備を行う 16 事業者に対して支援を行った。

○地域の観光戦略推進の核となるＤＭＯの改革

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、全国の優良な観光地域づくり法人

の体制を強化し、また、国と観光地域づくり法人が連携し、訪日グローバルキャンペーン等に活用できる優良なコンテンツの造成を推進した。

○文化資源（文化財等）を活用したインバウンドのための環境整備

日本博の開催を契機とした観光コンテンツの創出や日本の歴史・文化・芸術の魅力をＡＲ等の先端技術を駆使した展示および演出による主要空港での発信、文化財に新たな付加価値を付与することでより魅力的なものとするための取組支援、多言語解説の整備等、文化資源を活用したインバウンドのための環境整備を行った。

○国立公園のインバウンドに向けた環境整備

廃屋撤去、既存施設のリノベーションといった利用拠点の滞在環境の上質化や、グランピングやナイトタイムコンテンツなどの魅力あるコンテンツづくりの推進・支援、デジタルサイネージ等を活用したアクティビティの一元的情報提供などの国立公園の魅力発信、案内板や展示等の多言語解説の整備・充実等により、国立公園の磨き上げを行った。また、新宿御苑や京都御苑といった国民公園におけるネイティブ監修ガイドツアーの造成やＡＲによる歴史的遺構解説の整備などの魅力向上を行った。

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進した。

○ナイトタイム等の活用による新たな時間市場の創出

夜間・早朝における地域の回遊性を高め、訪日外国人旅行消費額の増加や更なる長期滞在に繋げることを目的に、美術館・博物館、文化財等の文化資源、国立公園や温泉等の自然資源を含めた地域の観光資源の夜間・早朝を活用した体験型コンテンツの造成等により、面的な魅力向上を図る事業等を実施した。

○戦略的な訪日プロモーションの実施

観光目的での訪日が難しい中、誘客を促す広告発信や訪日を伴う招請事業等を行うことはできなかったものの、国ごとに異なる旅行需要に応じた日本の魅力発信や、地域の観光関連事業者を対象とするオンラインセミナー等を実施した。

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や観光地域づくり法人（ＤＭＯ）、旅館・ホテル、交通事業者その他の民間事業者等が行う、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組を支援した。

また、持続可能な観光の実現や災害等の非常時への対応能力の強化等に向けた、地域の先進的な取組をモデル事業として支援した。

○誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等が観光イベント・観光資源をより安全で集客力の高いものへと磨き上げるために実施する実証事業を公募し、これらの実証事業の支援を行うことを通じて、我が国における誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成に向けた取組の方向性の調査・検証を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和元年までは、地方部での外国人延べ宿泊者数が、4,309 万人泊と 8 年連続で対前年増となっており、各施策

の効果が着実に現れていると判断するが、令和２年は新型コロナウイルス感染症の影響により、宿泊者数が大幅に減少したことから、令和元年実績をもって評価を行うと、目標である 7,000 万人泊に到達していないためから、「Ｂ」評価と判断した。

今後、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）に掲げた地方部での外国人延べ宿泊者数 13,000 万人泊（2030 年）の目標達成に向けて、観光地や交通機関における多言語対応、無料 Wi-Fi、キャッシュレス決済等の受入環境整備による地方への誘客促進、体験型観光コンテンツの充実等による体験滞在の満足度向上、観光地域づくり法人（ＤＭＯ）を中心とした多様な関係者の広域的な連携の促進などの施策を政府一丸、官民一体となって、更に推進していく

また、本業績指標についても見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　観光庁観光地域振興課（課長　冨樫　篤英）
関係課：　観光庁参事官（外客受入）（参事官　輕部　努）
　　観光庁国際観光課（課長　三輪田　優子）
　　観光庁観光資源課（課長　星　明彦）
　　観光庁参事官（人材政策）（参事官　町田　倫代）
　　観光庁参事官（旅行振興）（参事官　奈良　和美）

業績指標８３
外国人リピーター数

評　価	
B	目標値：2,400 万人（令和２年） 実績値：　293 万人（令和２年）※試算値 2,047 万人（令和元年） 初期値：　401 万人（平成 23 年） ※新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年 4 月～12 月の調査が中止となったため、2020 年 1 月～3 月期の結果を用いて試算したもの。

（指標の定義）
国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者数（当該国の旅券を所持した入国者）から日本に移住する外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者の数

（目標設定の考え方・根拠）
「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）において、外国人リピーター数について、「2020 年：2,400 万人」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定した。

（外部要因）
景気動向・為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響

（他の関係主体）
日本政府観光局、関係各府省庁、旅行業者、メディア関係者等の民間事業者 等

（重要政策）

【施政方針】
第204回国会における施政方針演説（令和３年１月18日）観光立国「我が国には内外の観光客を惹きつける「自然、気候、文化、食」が揃っており、新型コロナを克服した上で、世界の観光大国を再び目指します。～中略～地域に眠る観光資源を磨き上げ、滞在型観光やワーケーションを推進してまいります。」

【閣議決定】
・成長戦略実行計画（令和２年７月 17 日閣議決定）第９章２．（２）人々の間の信頼・接触の回復
・経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和２年７月 17 日閣議決定）第３章２．（２）①観光の活性化
・ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年６月２日閣議決定）５．（10）観光先進国の実現
・第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020 改訂版）（令和２年 12 月 21 日閣議決定）本論第２章 基本目標４
・観光立国推進基本計画（平成 29 年３月 28 日閣議決定）

【閣決（重点）】
なし

【その他】
・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」（令和２年 12 月３日観光戦略実行推進会議決定）
・「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

過去の実績値　（年）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
1,426 万人	1,761 万人	1,938 万人	2,047 万人	293 万人（試算値）

※新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年 4 月～12 月の調査が中止となったため、2020 年 1 月～3 月期の結果を用いて試算したもの。

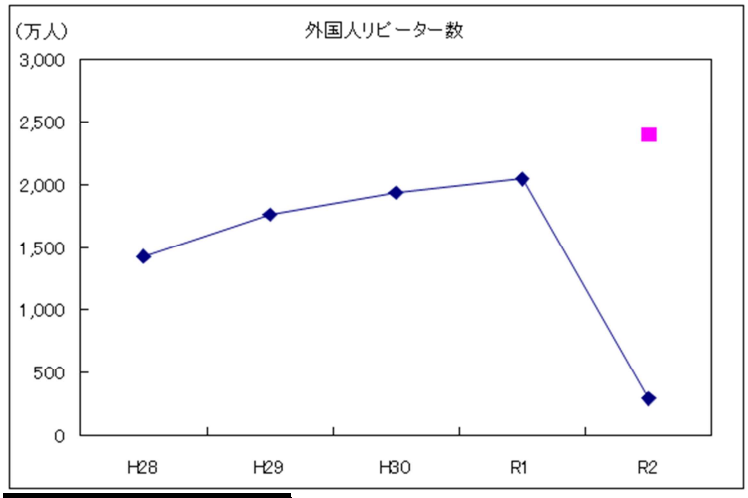

主な事務事業等の概要

○宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業

宿泊施設は、地域の雇用創出や活性化に大きな役割を果たすが、訪日外国人旅行者の増大や個人旅行志向など、経営環境が変化しており、従来の経営ノウハウから脱却し、顧客ニーズを捉えた経営へと変革する必要がある。このため、業務効率化や施設間連携による宿泊施設の生産性向上の取組みを支援するとともに、宿泊施設に対する訪日外国人旅行者目線によるハード・ソフト両面の情報開示を支援することで、宿泊施設の経営力向上や集客力向上を図る。

予算額：107百万円（平成30年度）

○最先端観光コンテンツインキュベーター事業

平成30年度及び令和元年度の事業における取組・成果を踏まえ、更なる訴求・拡大のため、ナレッジ集等を観光庁ウェブサイトに掲載し、他地域や他観光事業者への横展開を行った。また、ウェブサイト、文献等の調査を実施し、ICTを活用した新しい観光コンテンツ等を掘り起こした。

予算額：インフラ等の地域資源活用・クルーズ寄港促進事業　1,301百万円の内数（令和２年度）

1,300百万円（令和元年度）

○地域観光資源の多言語解説整備支援事業

訪日外国人旅行者が地域を訪れた際、観光資源の解説文が乱立していたり、表記が不十分なため、観光地としての魅力が伝わらないとの声があることから、観光庁が関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材を初めてリスト化し、派遣体制の構築、解説文作成等の支援を行うことで、旅行者にとって分かりやすく、地域の面的観光ストーリーを伝える魅力的な解説文を整備する。

予算額：105百万円（令和２年度）

100 百万円（令和元年度）

○観光産業の生産性向上事業

宿泊業をはじめとした観光産業では、他産業と比較して相対的に生産性が低い状況。加えて、宿泊業においては深刻な人手不足が生じており、今後も拡大していくものと見込まれる。また、訪日外国人旅行者数の増大や宿泊者・旅行者のニーズの多様化など経営環境が大きく変化しており、従来の経営ノウハウから脱却し、変革する必要がある。

このため、生産性向上に関する取組の好事例の共有等やＡＩ等の導入により、宿泊施設や旅行会社等の生産性向上・高付加価値を促し、地域の核となる観光産業の活性化を図る。

予算額：58百万円（令和２年度）

99 百万円（令和元年度）

○円滑な出入国の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実

現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

予算額：8,184百万円（令和２年度）

7,063 百万円（令和元年度）

○円滑な通関等の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

予算額：3,530百万円（令和２年度）

3,011 百万円（令和元年度）

○ＦＡＳＴ ＴＲＡＶＥＬの推進

世界最高水準の空港利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の動線を一気通貫で高度化することにより、手続きを迅速化した。

予算額：3,176百万円（令和２年度）

3,500 百万円（令和元年度）

○公共交通利用環境の革新等

地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進した。

あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、「観光地型MaaS」の実装に向けて、 観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援した。

予算額：4,400百万円（令和２年度）

5,500 百万円（令和元年度）

○ＩＣＴ等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまで、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応等のまちなかにおける面的な「まるごとインバウンド対応」や、これらと一体的に行う外国人観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源や自転車の活用等を集中的に支援した。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図った。

予算額：2,535百万円（令和２年度）

3,050 百万円（令和元年度）

○ICTの活用等による先進的プロモーションの実施

外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝として、訪日グローバルキャンペーンや、ICT・ビッグデータの活用等による個人の関心に合わせた我が国の魅力発信等を行う。

予算額：6,313百万円（令和２年度）

5,149 百万円（令和元年度）

○インフラを始めとした地域資源を活用したコンテンツの造成等

国内の集客実績が多くあるインフラ施設について、インバウンド受け入れ環境を整備することにより、観光資源としての魅力を高めるとともに、その魅力を海外に向けて効果的に情報発信した。

海洋周辺地域においては訪日観光の充実・開拓及び魅力向上を図るため、当該地域における訪日外国人向けの観光コ

ンテンツ開発や受入環境整備を行う16事業者に対して支援を行った。

予算額： 635 百万円（令和２年度）

1,300 百万円（令和元年度）

○地域の観光戦略推進の核となるＤＭＯの改革

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、全国の優良な観光地域づくり法人の体制を強化し、また、国と観光地域づくり法人が連携し、訪日グローバルキャンペーン等に活用できる優良なコンテンツの造成を推進した。

予算額： 740百万円（令和２年度）

2,296 百万円（令和元年度）

○文化資源（文化財等）を活用したインバウンドのための環境整備

日本博の開催を契機とした観光コンテンツの創出や日本の歴史・文化・芸術の魅力をＡＲ等の先端技術を駆使した展示および演出による主要空港での発信、文化財に新たな付加価値を付与することでより魅力的なものとするための取組支援、多言語解説の整備等、文化資源を活用したインバウンドのための環境整備を行った。

予算額： 6,969百万円（令和２年度）

10,000百万円（令和元年度）

○国立公園のインバウンドに向けた環境整備

廃屋撤去、既存施設のリノベーションといった利用拠点の滞在環境の上質化や、グランピングやナイトタイムコンテンツなどの魅力あるコンテンツづくりの推進・支援、デジタルサイネージ等を活用したアクティビティの一元的情報提供などの国立公園の魅力発信、案内板や展示等の多言語解説の整備・充実等により、国立公園の磨き上げを行った。また、新宿御苑や京都御苑といった国民公園におけるネイティブ監修ガイドツアーの造成やＡＲによる歴史的遺構解説の整備などの魅力向上を行った。

予算額：6,862百万円（令和２年度）

5,080 百万円（令和元年度）

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進した。

予算額：2,000百万円（令和２年度）

○ナイトタイム等の活用による新たな時間市場の創出

夜間・早朝における地域の回遊性を高め、訪日外国人旅行消費額の増加や更なる長期滞在に繋げることを目的に、美術館・博物館、文化財等の文化資源、国立公園や温泉等の自然資源を含めた地域の観光資源の夜間・早朝を活用した体験型コンテンツの造成等により、面的な魅力向上を図る事業等を実施した。

予算額：1,000百万円（令和２年度）

○戦略的な訪日プロモーションの実施

外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝として、国別戦略に基づく市場別プロモーション等の徹底、地域の魅力発信による地方部への誘客等を実施する。

予算額： 9,717百万円（令和２年度）9,600百万円（令和２年度一次補正）

10,049百万円（令和元年度）5,000百万円（令和元年度１次補正）1,007百万円（令和元年度予備費）

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や観光地域づくり法人（ＤＭＯ）、旅館・ホテル、交通事業者その他の民間事業者等が行う、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組を支援した。

また、持続可能な観光の実現や災害等の非常時への対応能力の強化等に向けた、地域の先進的な取組をモデル事業として支援した。

予算額：5,412百万円（令和２年度）　5,199百万円（令和２年度一次補正）4,997百万円（令和２年度三次補正）
5,474 百万円（令和元年度）　1,885 百万円（令和元年度予備費）320 百万円（令和元年度補正）

○誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等が観光イベント・観光資源をより安全で集客力の高いものへと磨き上げるために実施する実証事業を公募し、これらの実証事業の支援を行うことを通じて、我が国における誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成に向けた取組の方向性の調査・検証を行った。

予算額：10,210百万円（令和２年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、訪日外国人旅行者数は当面、大変厳しい状況が続いていき、観光目的での国際的な人の往来再開はもう少し先になると考えられるが、令和元年の訪日外国人旅行者に占めるリピーター数は、2,047 万人と過去最高を記録した。外国人リピーター数の実績値は、平成 23 年から平成元年までの 8 年間の年平均の増加率が 22.6%となっている。

（事務事業等の実施状況）

○宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業

平成30年度は、3箇所（福島、長野、三重）の宿泊施設で経営診断を行い、課題を抽出し、改善に向けて取り組むとともに全国５カ所（北海道、福島、埼玉、長野（2カ所））でワークショップを開催し、５カ所に対し消耗品や食材等の共同購買、泊食分離等の連携のシステム構築、プラン作成等に対する支援を行った。また、訪日外国人旅行者が「旅館」を選択する際に重視するサービス情報（ハード・ソフト両面）等を調査し、「旅館」に関するFAQとイメージ画像を作成し、平成30年2月より観光庁HPに掲載した。さらに、平成30年9月と翌年3月に有識者会議を実施し、今後の「旅館」における情報開示のあり方等について協議をした。

○最先端観光コンテンツインキュベーター事業

平成30年度及び令和元年度の事業における取組・成果を踏まえ、更なる訴求・拡大のため、ナレッジ集等を観光庁ウェブサイトに掲載し、他地域や他観光事業者への横展開を行った。また、ウェブサイト、文献等の調査を実施し、ICTを活用した新しい観光コンテンツ等を掘り起こした。

○地域観光資源の多言語解説整備支援事業

訪日外国人旅行者が地域を訪れた際、観光資源の解説文が乱立していたり、表記が不十分なため、観光地としての魅力が伝わらないとの声があることから、観光庁が関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材を初めてリスト化し、派遣体制の構築、解説文作成等の支援を行うことで、旅行者にとって分かりやすく、地域の面的観光ストーリーを伝える魅力的な解説文を令和元年度106地域、令和２年度65地域において整備した。

○観光産業の生産性向上事業

令和２年度は、宿泊施設におけるマルチタスク導入等をテーマにしたシンポジウムを全国で実施したほか、生産

性向上の取組・手順をまとめたガイドラインを作成した。

○円滑な出入国の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

○円滑な通関等の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

○ＦＡＳＴ　ＴＲＡＶＥＬの推進

世界最高水準の空港利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の動線を一気通貫で高度化することにより、手続きを迅速化した。

○公共交通利用環境の革新等

地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進した。

あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、「観光地型MaaS」の実装に向けて、 観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援した。

○ＩＣＴ等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまで、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応等のまちなかにおける面的な「まるごとインバウンド対応」や、これらと一体的に行う外国人観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源や自転車の活用等を集中的に支援した。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図った。

○ICTの活用等による先進的プロモーションの実施

観光目的での訪日が難しい中、誘客を促す広告発信や訪日を伴う招請事業等を行うことはできなかったものの、ICTやビックデータを分析しつつ「将来の訪日」を意識した継続的な情報発信等を実施した。

○インフラを始めとした地域資源を活用したコンテンツの造成等

これまで国内向けに実施してきたインフラツーリズムのインバウンドへの展開に向けて、ニーズ把握、パンフレットの多言語化並びにファムツアーの実施等の支援により、新たな観光需要を創出し、インフラの観光資源としての魅力向上を図るとともに、Wi-Fi 整備や多言語案内板の設置といったインバウンドの受け入れ環境整備を行った。また、多言語のインフラポータルサイトや海外向けの情報誌を作成し、海外への効果的な情報発信に取り組んだ。海洋周辺地域においては訪日観光の充実・開拓及び魅力向上を図るため、当該地域における訪日外国人向けの観光コンテンツ開発や受入環境整備を行う16事業者に対して支援を行った。

○地域の観光戦略推進の核となるＤＭＯの改革

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、全国の優良な観光地域づくり法人の体制を強化し、また、国と観光地域づくり法人が連携し、訪日グローバルキャンペーン等に活用できる優良なコンテンツの造成を推進した。

○文化資源（文化財等）を活用したインバウンドのための環境整備

日本博の開催を契機とした観光コンテンツの創出や日本の歴史・文化・芸術の魅力をＡＲ等の先端技術を駆使した展示および演出による主要空港での発信、文化財に新たな付加価値を付与することでより魅力的なものとするための取組支援、多言語解説の整備等、文化資源を活用したインバウンドのための環境整備を行った。

○国立公園のインバウンドに向けた環境整備

廃屋撤去、既存施設のリノベーションといった利用拠点の滞在環境の上質化や、グランピングやナイトタイムコンテンツなどの魅力あるコンテンツづくりの推進・支援、デジタルサイネージ等を活用したアクティビティの一元的情報提供などの国立公園の魅力発信、案内板や展示等の多言語解説の整備・充実等により、国立公園の磨き上げを行った。また、新宿御苑や京都御苑といった国民公園におけるネイティブ監修ガイドツアーの造成やＡＲによる歴史的遺構解説の整備などの魅力向上を行った。

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進した。

○ナイトタイム等の活用による新たな時間市場の創出

夜間・早朝における地域の回遊性を高め、訪日外国人旅行消費額の増加や更なる長期滞在に繋げることを目的に、美術館・博物館、文化財等の文化資源、国立公園や温泉等の自然資源を含めた地域の観光資源の夜間・早朝を活用した体験型コンテンツの造成等により、面的な魅力向上を図る事業等を実施した。

○戦略的な訪日プロモーションの実施

観光目的での訪日が難しい中、誘客を促す広告発信や訪日を伴う招請事業等を行うことはできなかったものの、国ごとに異なる旅行需要に応じた日本の魅力発信や、地域の観光関連事業者を対象とするオンラインセミナー等を実施した。

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や観光地域づくり法人（ＤＭＯ）、旅館・ホテル、交通事業者その他の民間事業者等が行う、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組を支援した。

また、持続可能な観光の実現や災害等の非常時への対応能力の強化等に向けた、地域の先進的な取組をモデル事業として支援した。

○誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等が観光イベント・観光資源をより安全で集客力の高いものへと磨き上げるために実施する実証事業を公募し、これらの実証事業の支援を行うことを通じて、我が国における誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成に向けた取組の方向性の調査・検証を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標年度である 2020 年実績は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて実績が落ち込んでいることから、2019 年実績をもって評価を行うと、2019 年の訪日外国人旅行者に占めるリピーター数は、2,047 万人と過去最高を記録しているが、おり、目標である 2,400 万人に達していないため、B 評価とした。

今後は、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）に掲げた外国人リピーター数 3,600 万人（2030 年）の目標達成に向けて、国・地域ごとの感染収束を見極めつつ、誘客可能となった段階で、時機を逸することなく訪日促進に向けた必要な事業を実施していく。

また、本業績指標についても見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　観光庁国際観光課（課長　三輪田　優子）
関係課：　観光庁参事官（外客受入）（参事官　輕部　努）
観光庁観光地域振興課（課長　冨樫　篤英）
観光庁観光資源課（課長　星　明彦）
観光庁参事官（人材政策）（参事官　町田　倫代）
観光庁観光産業課（課長　多田　浩人）
観光庁参事官（旅行振興）（参事官　奈良　和美）

業績指標８４
日本人国内旅行消費額

評　価	
A	目標値：　21 兆円（令和２年） 実績値：　9.9 兆円（令和２年）※速報値 　　21.9 兆円（令和元年） 初期値：19.7 兆円（平成 23 年）

（指標の定義）
国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者数（当該国の旅券を所持した入国者）から日本に移住する外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者の数

（目標設定の考え方・根拠）
「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）において、日本人国内旅行消費額について、「2020 年：21 兆円」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定した。

（外部要因）
景気動向・為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響

（他の関係主体）
日本政府観光局、関係各府省庁、旅行業者、メディア関係者等の民間事業者 等

（重要政策）

【施政方針】
第204回国会における施政方針演説（令和３年１月18日）観光立国「我が国には内外の観光客を惹きつける「自然、気候、文化、食」が揃っており、新型コロナを克服した上で、世界の観光大国を再び目指します。～中略～地域に眠る観光資源を磨き上げ、滞在型観光やワーケーションを推進してまいります。」

【閣議決定】
・成長戦略実行計画（令和２年７月 17 日閣議決定）第９章２．（２）人々の間の信頼・接触の回復
・経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和２年７月 17 日閣議決定）第３章２．（２）①観光の活性化
・ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年６月２日閣議決定）５．(10) 観光先進国の実現
・第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020 改訂版)（令和２年 12 月 21 日閣議決定）本論第２章 基本目標４
・観光立国推進基本計画（平成 29 年３月 28 日閣議決定）

【閣決（重点）】
なし

【その他】
・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」（令和２年 12 月３日観光戦略実行推進会議決定）
・「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

過去の実績値　（年）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
20.9 兆円	21.1 兆円	20.5 兆円	21.9 兆円	9.9 兆円※速報値

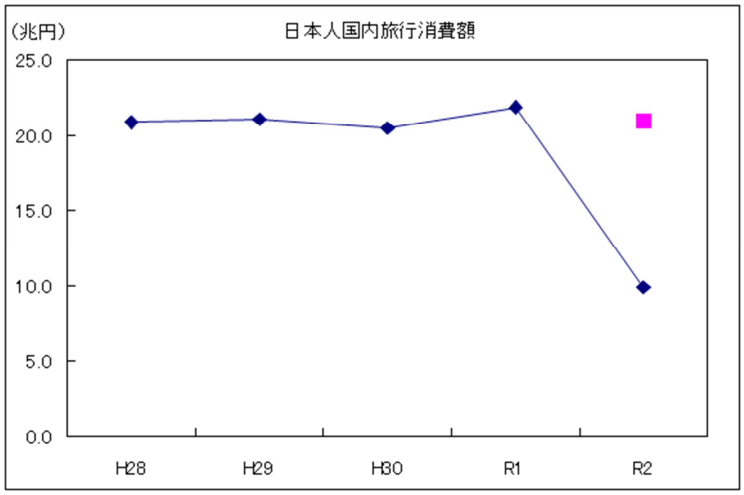

主な事務事業等の概要

○宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業

宿泊施設は、地域の雇用創出や活性化に大きな役割を果たすが、訪日外国人旅行者の増大や個人旅行志向など、経営環境が変化しており、従来の経営ノウハウから脱却し、顧客ニーズを捉えた経営へと変革する必要がある。このため、業務効率化や施設間連携による宿泊施設の生産性向上の取組みを支援するとともに、宿泊施設に対する訪日外国人旅行者目線によるハード・ソフト両面の情報開示を支援することで、宿泊施設の経営力向上や集客力向上を図る。

予算額：予算額：107 百万円（平成 30 年度）

○観光産業の生産性向上事業

宿泊業をはじめとした観光産業では、他産業と比較して相対的に生産性が低い状況。加えて、宿泊業においては深刻な人手不足が生じており、今後も拡大していくものと見込まれる。また、訪日外国人旅行者数の増大や宿泊者・旅行者のニーズの多様化など経営環境が大きく変化しており、従来の経営ノウハウから脱却し、変革する必要がある。

このため、生産性向上に関する取組の好事例の共有等やＡＩ等の導入により、宿泊施設や旅行会社等の生産性向上・高付加価値を促し、地域の核となる観光産業の活性化を図った。

予算額：58百万円（令和２年度）

99 百万円（令和元年度）

○Go To トラベル事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、失われた旅行需要の回復や旅行中における地域の観光関連消費の喚起を図るとともに、ウィズコロナの時代における「安全で安心な旅のスタイル」の普及・定着を図った

予算額：1,354,267百万円（令和２年度１次補正）　311,929百万円（令和２年度予備費）

1,031,114百万円（令和２年度３次補正）

○誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等が観光イベント・観光資源をより安全で集客力の高いものへと磨き上げるために実施する実証事業を公募し、これらの実証事業の支援を行うことを通じて、我が国における誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成に向けた取組の方向性の調査・検証を行った。

予算額：10,210百万円（令和２年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

日本人国内旅行消費額は、令和元年に目標値である 21 兆円を超えたが、令和 2 年においては新型コロナウイルス感染拡大の影響等により 9.9 兆円となった。

（事務事業等の実施状況）

○宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業

平成30年度は、3箇所（福島、長野、三重）の宿泊施設で経営診断を行い、課題を抽出し、改善に向けて取り組むとともに全国５カ所（北海道、福島、埼玉、長野（2カ所））でワークショップを開催し、５カ所に対し消耗品や食材等の共同購買、泊食分離等の連携のシステム構築、プラン作成等に対する支援を行った。また、訪日外国人旅行者が「旅館」を選択する際に重視するサービス情報（ハード・ソフト両面）等を調査し、「旅館」に関するFAQとイメージ画像を作成し、平成30年2月より観光庁HPに掲載した。さらに、平成30年9月と翌年3月に有識者会議を実施し、今後の「旅館」における情報開示のあり方等について協議をした。

○観光産業の生産性向上事業

令和２年度は、宿泊施設におけるマルチタスク導入等をテーマにしたシンポジウムを全国で実施したほか、生産

性向上の取組・手順をまとめたガイドラインを作成した。

○Go To トラベル事業

観光関連事業者及び旅行者の双方において、互いに着実に感染拡大防止策を講じることを求めつつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い失われた旅行需要に対し、旅行・宿泊商品の割引支援を行うとともに、観光地周辺の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関等で幅広く使用できる地域共通クーポンを発行することで、観光地全体の消費を促し、旅行需要の喚起を図った。（実績：少なくとも8,781万人泊）

○誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等が観光イベント・観光資源をより安全で集客力の高いものへと磨き上げるために実施する実証事業を公募し、これらの実証事業の支援を行うことを通じて、我が国における誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成に向けた取組の方向性の調査・検証を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和２年の日本人国内旅行消費額は、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、9.9 兆円と目標値を大幅に下回ったものの、平成 28 年から増加傾向となり、平成 29 年・令和元年においては目標値である 21 兆円を超えた実績が認められるため、「A」評価とした。

今後は、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）に掲げた日本人国内旅行消費額 6,000 万人（2030 年）の目標達成に向けて、目標の達成を目指し、観光地域づくりの推進、地方誘客のための観光コンテンツの充実、休暇改革等による観光需要の創出・平準化を進めていく。

また、本業績指標についても見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 観光庁参事官（旅行振興）（参事官　奈良　和美）
関係課： 観光庁参事官（人材政策）（参事官　町田　倫代）
観光庁観光地域振興課（課長　冨樫　篤英）

業績指標８５
景観計画に基づき取組を進める地域の数(市区町村数)＊

評　価	
B	目標値：約７００団体（令和２年度） 実績値：６０８団体（令和２年度） 初期値：４５８団体（平成２６年度）

（指標の定義）
景観計画を策定・公表（告示）した景観行政団体（市区町村に限る）の数。
（目標設定の考え方・根拠）
目標設定時における過年度の景観計画策定団体数の推移に基づき設定。
（外部要因）
なし
（他の関係主体）
地方公共団体（都道府県、政令市、中核市、景観法第７条第１項但し書きに定める市町村）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
観光立国推進基本計画（平成２９年３月２８日）:「主要な観光地（原則として前都道府県・全国の半数の市区町村）において景観計画の策定を促進し、地域の魅力を増進、創出するため、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく制度の効果的な活用のあり方や先進事例に関する情報提供といった取組を行うとともに、法にある基本理念の普及や良好な景観形成に関する国民の意識向上を目的とした各種の啓発活動、多様な主体の参加を図るための景観に関する教育、専門家の育成といったソフト面での各種支援策について充実を図る。」（３－１（二）⑤）
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章」に記載あり
【その他】
観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム 2018（平成３０年６月１２日）:「主要な観光地において景観計画の策定を促進し、景観の優れた観光資源の保全・活用による魅力ある観光地づくりを推進する。」（視点１＜景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上＞）

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
５１８団体	５３８団体	５５８団体	５８４団体	６０８団体

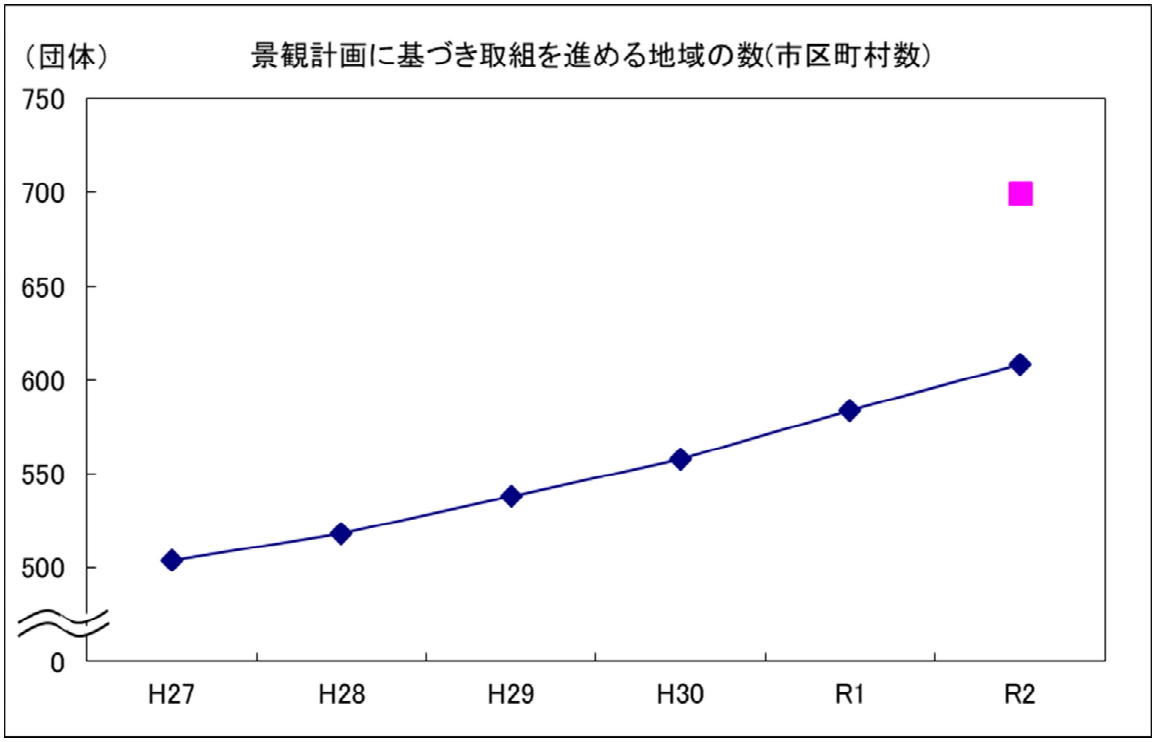

主な事務事業等の概要

・景観法の普及啓発及び景観計画の策定推進

・景観改善推進事業

景観計画の策定・改定、外部専門家の登用やコーディネート活動、景観規制上の既存不適格になる建築物等への是正措置に要する経費への支援といった景観改善の取組を推進する。

予算額：１３０，０００千円（令和２年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「順調でない」

景観計画を策定した市区町村の数は着実に増加してきたが目標年度における目標値を下回った。。

（事務事業等の実施状況）

景観形成を推進するため、景観法の活用状況や先進的な取組事例等について、各都道府県で実施された行政担当者向けのセミナーやホームページ等を通じて情報提供し、同法の普及啓発及び地方公共団体による景観計画の策定促進を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標については、景観計画を策定した市区町村の数は着実に増加してきたものの、目標年度における目標値を下回ったことから「B」と評価した。
・景観まちづくりを推進するための課題として、「国の法制度や施策等への認知不足」「実務面での知識やノウハウ不足」「専門的知識を持つ職員不足」「地域の協働、理解、関心不足」「予算不足」があげられる。
・今後は現在の取り組みを継続するとともに、平成 31 年 3 月に作成した「景観計画策定の手引き」及び「景観計画・まちづくりの取組事例集」等の新たなツールの周知を図り、良好な景観形成のための景観法の活用及び普及啓発等の施策を一層推進することとする。
・第 5 次社会資本整備重点計画(令和 3 年 5 月 28 日閣議決定)では、新たな指標として「景観計画に基づき重点的な取組を進める市区町村数」と見直しを行い、その目標値を令和 7 年度末で 450 団体と設定した。今後、「景観計画策定の手引き」の改定や普及啓発活動の一層の充実に取組むなど施策の強化を図る。本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室（室長　長谷川 信栄）
関係課：

業績指標８６
歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の数

評　価	
B	目標値：約１１０団体（令和２年度） 実績値：　　８６団体（令和２年度） 初期値：　　３１団体（平成２３年度）

（指標の定義）
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村（歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村）の数

（目標設定の考え方・根拠）
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画を作成し、地域の歴史的な資産を活用したまちづくりを行う意向のある市区町村について調査を行った結果、「認定意向あり」と回答した市区町村の数に基づき設定。

（外部要因）
該当なし

（他の関係主体）
関係省庁（文化庁、農林水産省）、地方公共団体、民間事業者

（重要政策）

【施政方針】
なし

【閣議決定】
・観光立国推進基本計画（平成２９年３月２８日）
「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成２０年法律第４０号。以下「歴史まちづくり法」という。）に基づき、文部科学省、農林水産省、国土交通省の連携により、歴史的風致維持向上計画の策定を推進し、文化財を核とした良好な市街地の環境の維持・向上を図る。」（第３　１　（二）③ ア）
・日本再興戦略 2016（平成２８年６月２日）
「広域観光周遊ルート内で「都市周遊ミニルート」を選定し、歴史的道すじの再生、トイレ・休憩施設等の設置、地域のまちづくり団体の活動等をパッケージで重点支援する。」（４　（２）ⅰ）⑦）
・文化芸術の振興に関する基本的な方針－文化芸術資源で未来をつくる－（第４次基本方針）（平成２７年５月２２日）
「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成２０年法律第４０号）等を活用し、建造物・史跡等の文化財とその周辺環境を一体のものとして保存・活用を図る。（第３　１．（６））

【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日）「第 2 章に記載あり」

【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
６２団体	６６団体	７６団体	８１団体	８６団体

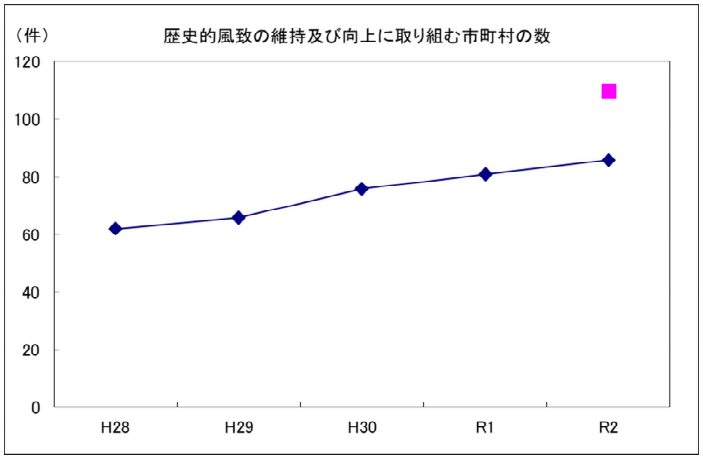

主な事務事業等の概要

・歴史的観光資源高質化支援事業

観光庁が指定する地域かつ歴史的風致維持向上計画認定都市において、観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的まちなみ全体の質を向上させることを目的とし、歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却について、支援を実施する。

予算額：45,000 千円（令和１年度）45,000 千円（令和２年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「順調でない」

令和２年度末時点で歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村の数は８６、目標年度に達成できていない。

（事務事業等の実施状況）

・歴史的風致維持向上計画に関するＨＰ（「『歴まち』情報サイト ―歴史的風致維持向上計画『認定都市』アーカイブー」）を立ち上げ、各認定都市における歴史的風致の維持・向上に向けた取組を紹介するとともに、各種会議において先進事例を情報提供し、歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村が増えるよう、普及啓発を図った。
・新たに歴史的風致維持向上計画策定を目指す市町村へ向けた手引き及び作成マニュアルを国土交通省ＨＰに掲載を始めた。
・歴史的風致維持向上計画の効果を伝えるため、計画に位置づけられた事業成果を「歴まち History」として国土交通省ＨＰに掲載を始めた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標について、歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村の数は、令和２年度末で８６団体となっており、目標年度における目標値を下回ったため、「Ｂ」と評価した。
・歴史まちづくりを推進するための課題として、「国の法制度や施策等への認知不足」「実務面での知識やノウハウ不足」「専門的知識を持つ職員不足」「地域の協働、理解、関心不足」「予算不足」が課題としてあげられる。
・第 5 次社会資本整備重点計画(令和 3 年 5 月 28 日閣議決定)では、引き続き「歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村数」の指標を設定し、その目標値を令和７年度末で１２０団体とした。
・今後の取組みの方向性として、課題を踏まえた歴史的風致維持向上計画に関する各種ＨＰへの掲載を引き続き実施するとともに、更なる情報提供の手法の改善、提供する情報の工夫・充実等により、歴史的風致維持向上計画作成に取組む市町村の一層の拡大を図る。また、認定都市への支援等を通じた歴史的風致の維持及び向上に向けた取り組みの推進を図る。
・本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室（室長 長谷川　信栄）
関係課：

業績指標　８７
三大都市圏環状道路整備率*

評　価

A	目標値：約８０％　（令和２年度） 実績値：８３％　（令和２年度） 初期値：６８％　（平成２６年度）

（指標の定義）
三大都市圏（首都圏、中部圏、近畿圏）の環状道路の計画延長に占める供用延長の割合
三大都市圏環状道路整備率
＝　三大都市圏における環状道路の供用延長　÷　三大都市圏における環状道路の計画延長

（目標設定の考え方・根拠）
令和２年度の目標については、既に供用時期を公表している区間について、供用予定延長を積み上げ。

（外部要因）
地元の調整状況　等

（他の関係主体）
ＮＥＸＣＯ、首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）（会社区間の事業進捗等）

（重要政策）
【施政方針】
・菅内閣総理大臣施政方針演説（令和３年１月１８日）「防災・減災、国土強靱化についてもしっかりと進めます。五年集中で、事業規模十五兆円を目途に対策を実施します。」

【閣議決定】
・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）
三大都市圏環状道路について平成 32 年度までに約 80%の開通を目指すなど、根幹的な道路網を整備する。（第１章第２節２.）
・日本再興戦略（平成２８年６月２日）
首都圏３環状道路をはじめとする三大都市圏環状道路などについて整備を推進する（11.（２）ⅱ））
・未来投資戦略 2018（平成３０年６月１５日）
首都圏三環状道路をはじめとする三大都市圏環状道路等について整備を推進する（第２Ⅰ.［3］）
・国土強靱化基本計画（平成３０年１２月１４日）
（別紙２）5-5 に記載あり
・成長戦略フォローアップ（令和２年７月１７日）
三大都市圏環状道路等の整備推進や空港、港湾等へのアクセスの強化など規格の高い道路ネットワークの強化を図る（６.（２）ⅳ））

【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」

【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
７４％	７９％	８１％	８２％	８３％

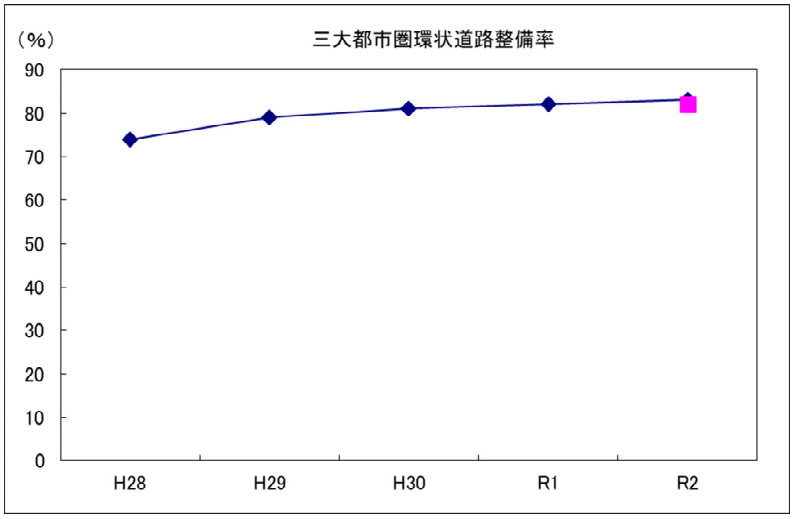

主な事務事業等の概要

三大都市圏環状道路の整備
　迅速かつ円滑な物流の実現などのため、三大都市圏環状道路等を中心とする根幹的な道路網を重点的に整備する。（◎）

予算額：

道路整備費１７，８５８億円（国費）及び社会資本整備総合交付金８，７１３億円（国費）等の内数（令和元年度）

道路整備費２０，４２７億円（国費）及び社会資本整備総合交付金７，６２７億円（国費）等の内数（令和２年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

○令和元年度及び令和２年度の期間では、東海環状自動車道（関広見 IC～山県 IC、大野神戸 IC～大垣西 IC）、阪神高速大和川線（鉄砲～三宅西）の計約２４ｋｍが供用を開始したところであり、三大都市圏の環状道路整備率の実績値は、令和２年度末時点で８３％である。

（事務事業等の実施状況）

○令和２年度末供用延長１００４ｋｍ
（令和元年度・２年度新規供用延長２４ｋｍ）

課題の特定と今後の取組みの方向性

○業績指標は、平成２６年度の６８％が令和２年度末に８３％まで向上。目標値を達成していることから、Ａと評価した。

○都市における人流・物流の円滑化を図るため、第５次社会資本整備重点計画において、89％（令和７年度）の目標を設定し、引き続き施策を推進する。本業績指標についても、同計画を踏まえ、今後見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　道路局　企画課　道路経済調査室（室長 渡邊 良一）
関係課：　道路局　国道・技術課（課長 前佛　和秀）
　　道路局　高速道路課（課長 長谷川　朋弘）

業績指標　８８

道路による都市間速達性の確保率*

（※主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度（都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの）60km/h が確保されている割合）

評　価	
A	目標値：約５５％　（令和２年度） 実績値：集計中　（令和２年度） ５７％　（令和元年度） 初期値：４９％　（平成２５年度）

（指標の定義）

主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度（都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの）60km/h が確保されている割合

道路による都市間速達性の確保率　＝　都市間連絡速度 60km/h 以上の主要都市等を結ぶ都市間リンク数　÷　都市間リンクの総数

（目標設定の考え方・根拠）

公表している今後の高規格幹線道路の供用予定等により都市間連絡速度の改善が見込める都市間リンクをもとに設定。

（外部要因）

高規格幹線道路等の事業進捗等

（他の関係主体）

ＮＥＸＣＯ（会社区間の事業進捗等）

（重要政策）

【施政方針】

・菅内閣総理大臣施政方針演説（令和３年１月１８日）「防災・減災、国土強靱化についてもしっかりと進めます。五年集中で、事業規模十五兆円を目途に対策を実施します。」

【閣議決定】

・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）
主要都市等を結ぶ都市間のうち連絡速度 60km/h が確保されている割合を平成 32 年度までに約 55%とする。（第１章第２節２.）

・国土強靱化基本計画（平成３０年１２月１４日）
（別紙２）5-5 に記載あり

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
５４％	５４％	５６％	５７％	集計中

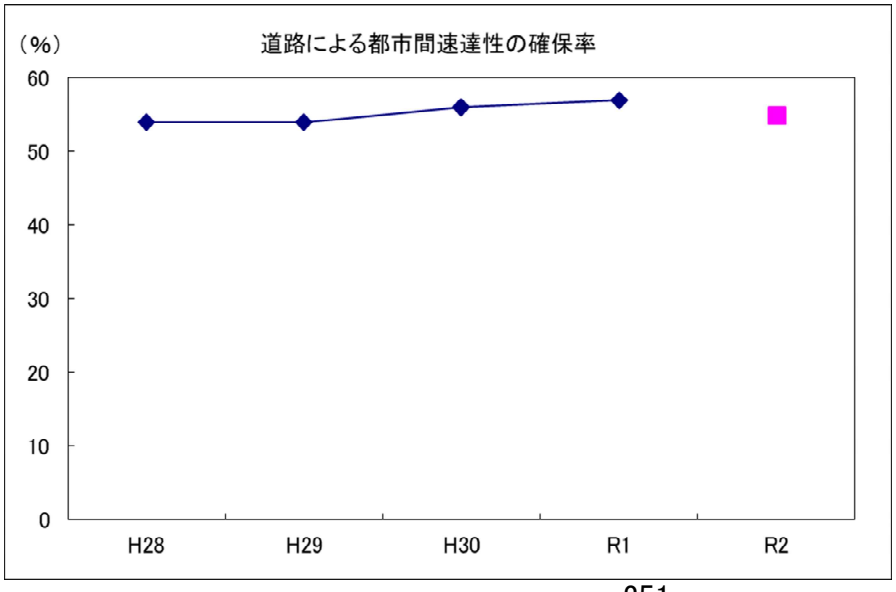

主な事務事業等の概要

個性ある地域やコンパクトな拠点を道路ネットワークでつなぎ、距離の制約を克服し、地域・拠点の連携を確保する。(◎)

予算額：

道路整備費１７，８５８億円（国費）及び社会資本整備総合交付金８，７１３億円（国費）等の内数（令和元年度）

道路整備費２０，４２７億円（国費）及び社会資本整備総合交付金７，６２７億円（国費）等の内数（令和２年度）

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

○業務指標は、平成２６年度から令和元年度にかけて６％増加しており、順調に進捗している。

（事務事業等の実施状況）

○令和２年度末時点で、高規格幹線道路の総延長約１４，０００ｋｍのうち、１２，０８２ｋｍが開通済。

課題の特定と今後の取組みの方向性

○業務指標は、平成２６年度から令和元年度にかけて６％増加。目標値を達成していることから、Ａと評価した。

○地方への人流・物流の円滑化を図るため、、第５次社会資本整備重点計画において、63%（令和７年度）の目標を設定し、引き続き施策を推進する。本業績指標についても、同計画を踏まえ、今後見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　道路局　企画課　道路経済調査室（室長 渡邊 良一）

関係課：　道路局　国道・技術課（課長 前佛　和秀）

　　道路局　高速道路課（課長 長谷川　朋弘）

業績指標８９

鉄道整備等により５大都市からの鉄道利用所要時間が新たに３時間以内となる地域の人口数

評　価	
A	目標値：１４０万人（令和５年度） 実績値：３１４万人（令和２年度） 初期値：　　０万人

（指標の定義）

平成２７年度以降、令和４年度までの間に５大都市（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）の各中心駅からＪＲ等の幹線鉄道により、新たに３時間以内に到達できる地域の人口数

（目標設定の考え方・根拠）

令和４年度に完成予定の九州新幹線（武雄温泉・長崎間）、令和５年度に完成予定の北陸新幹線（金沢・敦賀間）など、広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上は全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、国勢調査による人口、現行のダイヤ設定等に基づき、５大都市（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）の各中心駅から、新たに３時間以内で到達することが出来る地域の人口数を目標値として設定。

（外部要因）

鉄道事業者のダイヤ改正等

（他の関係主体）

地方公共団体（建設財源の一部を負担）、鉄道事業者（営業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【その他】

整備新幹線問題検討会議決定

「整備新幹線の整備に関する基本方針」（平成２１年１２月２４日）

「当面の整備新幹線の整備方針」（平成２１年１２月２４日）

「整備新幹線の未着工区間等の取扱いについて」（平成２２年８月２７日）

「整備新幹線問題に関する今後の対応について」（平成２２年１２月２７日）

「整備新幹線の取扱いについて（政府・与党確認事項）」（平成２３年１２月２６日）

「整備新幹線の取扱いについて（政府・与党申合せ）」（平成２７年１月１４日）

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
135 万人	130 万人	95 万人	305 万人	314 万人

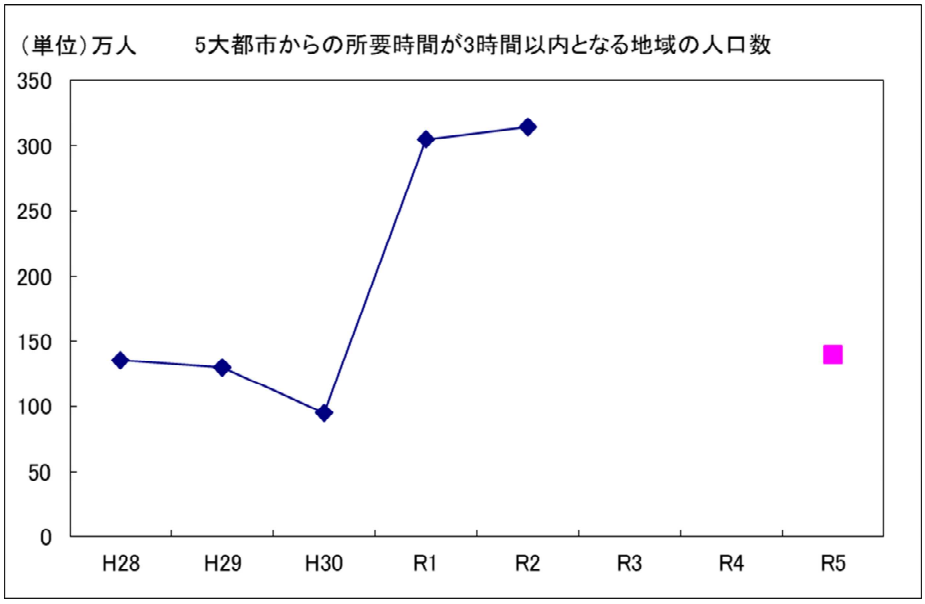

主な事務事業等の概要

・新幹線鉄道の整備

近年、整備新幹線については、平成２２年１２月に東北新幹線（八戸・新青森間)、平成２３年３月に九州新幹線鹿児島ルート（博多・新八代間)、平成２７年３月に北陸新幹線（長野・金沢間)、平成２８年３月に北海道新幹線（新青森・新函館北斗間）が開業した。

また、平成２４年６月に北海道新幹線（新函館北斗・札幌間)、北陸新幹線（金沢・敦賀間)、九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の工事実施計画を認可し、工事着工したところである。

さらに、未着工区間である北陸新幹線敦賀・大阪間については、国土交通省において概算事業費等のルート選定に係る検討に必要な項目の調査を行い、それに基づき与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームにおいて議論が行われ、敦賀駅－小浜市（東小浜）附近－京都駅－京田辺市（松井山手）附近－新大阪駅を結ぶルートとすることが決定された。

予算額：整備新幹線整備事業費補助　80,372 百万円（令和３年度）

整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金　1,400 百万円（令和３年度）

（税制特例）

・北海道、東北、北陸、九州新幹線の新線建設により取得する鉄道施設に係る特例措置

固定資産税　標準課税　最初の５年間　１／６、その後の５年間１／３

・整備新幹線の開業に伴いＪＲから経営分離される並行在来線の固定資産に係る特例措置

固定資産税・都市計画税　２０年間　１／２

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

進捗状況は順調である。令和元年度から令和２年度には実績値の上昇があったが、これは令和２年３月のＪＲ各社のダイヤ改正において、所要時間の増減により、３時間到達圏において比較的規模の大きな都市の入れ替わり(例：大阪への３時間到達圏において八王子市等が除外の一方、東京への同到達圏に姫路市等が追加)があったためためである。

目標の確実な達成に向けては、九州新幹線西九州ルート（武雄温泉・長崎間)、北陸新幹線（金沢・敦賀間）の開業による３時間到達圏人口の増加が必要であり、これらについては現在着実な整備を進めている。九州新幹線は令和４年度（２０２２年度）の秋、北陸新幹線は令和５年度（２０２３年度）末の開業を予定している。

（事務事業等の実施状況）

なし

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標について、JR 各社のダイヤ改正という外的要因により、年度により実績値の増減が見られるものの、整備新幹線の整備自体は進行しており、着実に事業が進むことで３時間到達圏人口の拡大に寄与すると捉えＡと評価した。

整備新幹線の整備については、令和４年度（２０２２年度）開業を目指す九州新幹線西九州ルート（武雄温泉・長崎間)、令和５年度（２０２３年度）年度末開業を目指す北陸新幹線（金沢・敦賀間）をはじめ３線区で着実に進行している。広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与するため、引き続き、整備新幹線の着実な整備を進めるとともに在来線との接続の円滑化に向けた鉄道事業者及び沿線自治体の取組を支援し、新幹線と在来線が一体となったネットワークの形成を推進することとする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：鉄道局幹線鉄道課（課長　足立　基成）

関係課：鉄道局都市鉄道政策課（課長　金指　和彦)、鉄道局参事官（新幹線建設担当）室（参事官　魚谷　憲）

業績指標９０
首都圏空港の空港処理能力*

評　価	
A	目標値：約 100 万回（82.6 万回＋約 16 万回）（令和 12 年度） 実績値：82.6 万回（令和 2 年度） 初期値：82.6 万回（令和元年度）

（指標の定義）
大都市圏拠点空港（羽田、成田、関西、中部の４空港）のうち首都圏空港（羽田、成田）における空港処理能力の増加。

（目標設定の考え方・根拠）
成田空港の更なる機能強化により見込まれる大都市圏拠点空港（首都圏空港）の空港処理能力の増加を目標とした。

（外部要因）
景気及び自由時間、家計収支等の社会・経済動向

（他の関係主体）
航空運送事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】
・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）
「来年の四千万人目標に向かって、海外と地方をつなぐ空の玄関口、羽田、成田空港の発着枠を八万回増やします。」

【閣議決定】
・成長戦略フォローアップ（令和元年 6 月 21 日）
「首都圏空港の発着容量を世界最高水準の年間約 100 万回に拡大する。」
「2020 年までに訪日需要への対応や国際競争力強化を主眼として羽田空港の国際線を増便するため、丁寧な情報提供等を行い、飛行経路の見直し等の取組を進め、年間約４万回の発着容量拡大を実現する。」
「成田空港についても、2019 年度中の高速離脱誘導路の整備により、2020 年までに年間約４万回の発着容量拡大を実現する。また、2019 年冬ダイヤからＡ滑走路の夜間飛行制限を緩和し、さらに第３滑走路の整備等に向けた取組を着実に進め、年間約 16 万回の発着容量拡大を目指す。」
・観光立国推進基本計画（平成 29 年３月 28 日）
「羽田空港については、･･･（略）･･･平成 32 年までに空港処理能力を約４万回拡大し、国際線の増便を図る。･･･（略）･･･成田空港については、･･･（略）･･･平成 32 年までに空港処理能力を約４万回拡大する」

【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成 27 年９月 18 日）「第２章に記載あり」

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
74.7 万回	74.7 万回	74.7 万回	82.6 万回	82.6 万回

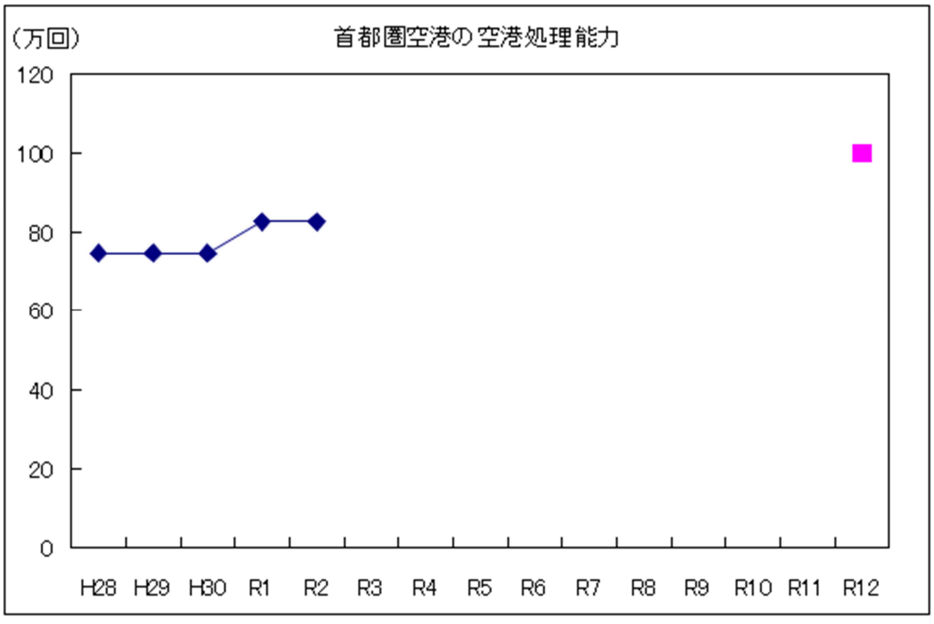

主な事務事業等の概要

首都圏空港の機能強化（◎）

国際競争力の強化や訪日外国人旅行者の受入対応等の観点から、首都圏空港の機能強化に必要な施設整備等を実施。（例：羽田空港の飛行経路見直しに必要となる航空保安施設及び誘導路の整備、成田空港における高速離脱誘導路の整備 等）

予算額：空港整備事業費（首都圏空港）1,046 億円（令和 2 年度）の内数

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

羽田空港の飛行経路見直しに必要となる航空保安施設及び誘導路の整備及び成田空港における高速離脱誘導路の整備を完了し、令和元年度に令和 2 年度までの目標値（82.6 万回）を達成した。引き続き、成田空港については、既存のＢ滑走路延伸やＣ滑走路新設等による機能強化を進めており、令和 12 年度の目標値を達成することが期待される。

（事務事業等の実施状況）

羽田空港については、令和元年度に飛行経路見直しに必要となる航空保安施設及び誘導路の整備を完了し、令和２(2020)年３月 29 日から新飛行経路の運用を開始し、空港処理能力を年間約 4 万回拡大した。

成田空港については、令和元年度に高速離脱誘導路の整備等を完了し、令和２(2020)年 3 月 29 日から空港処理能力を年間約 4 万回拡大した。

その結果、羽田及び成田両空港の合計で空港処理能力が年間約８万回拡大し、令和元年度に令和 2 年度までの目標値（82.6 万回）を達成した。引き続き、成田空港における既存のＢ滑走路延伸やＣ滑走路新設等による機能強化を進める。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和 2 年度までの目標値（82.6 万回）の達成のために必要な事業を実施し、令和元年度に当該目標を達成したため、Ａ評価とした。

羽田空港については、飛行経路の見直しに関し、引き続き丁寧な情報提供等を進める。成田空港については、既存のＢ滑走路延伸やＣ滑走路新設等による機能強化を進め、首都圏空港の空港処理能力を年間約 100 万回に拡大することを目指す。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　航空局航空ネットワーク部首都圏空港課（課長　武田　一寧）
　　航空局航空ネットワーク部空港計画課大都市圏空港調査室（室長　楠山　哲弘）
関係課：　航空局航空ネットワーク部国際航空課（課長　田島　聖一）
　　航空局航空ネットワーク部航空事業課（課長　黒須　卓）

業績指標９１
首都圏周辺の都市における国際線就航都市数

評　価	
A	目標値：アジア主要都市並（令和２年） 実績値：８７都市（令和２年） 初期値：８８都市（平成２５年）

（指標の定義）
首都圏周辺の都市において定期旅客便の国際線が就航している都市の数
（目標設定の考え方・根拠）
「首都圏周辺の都市における国際線就航都市数」の増加は、航空交通ネットワークの強化に直結するため、比較対象としては、近隣のアジア主要５都市（ソウル、香港、シンガポール、北京、上海）が適当であり、令和２年までに上記アジア主要５都市並の就航都市数を目標とするもの。
アジアの主要都市からの国際線就航都市数（令和２年）は、ソウル（９３都市)、香港（６４都市)、シンガポール（８９都市)、北京（４５都市)、上海（４４都市）であるなか、我が国の首都圏周辺の都市からの就航都市数（令和２年）は８７都市である。令和２年までにこれらの都市と同等の国際航空ネットワークを構築することを目標とする。
（外部要因）
航空運送事業者（事業主体）の判断
（他の関係主体）
航空運送事業者（事業主体）
（重要政策）
【施政方針】
該当なし
【閣議決定】
該当なし
【閣決（重点)】
第４次社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章」に記載あり
【その他】
該当なし

過去の実績値　（年）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
１００都市	１０２都市	９９都市	１１３都市	８７都市

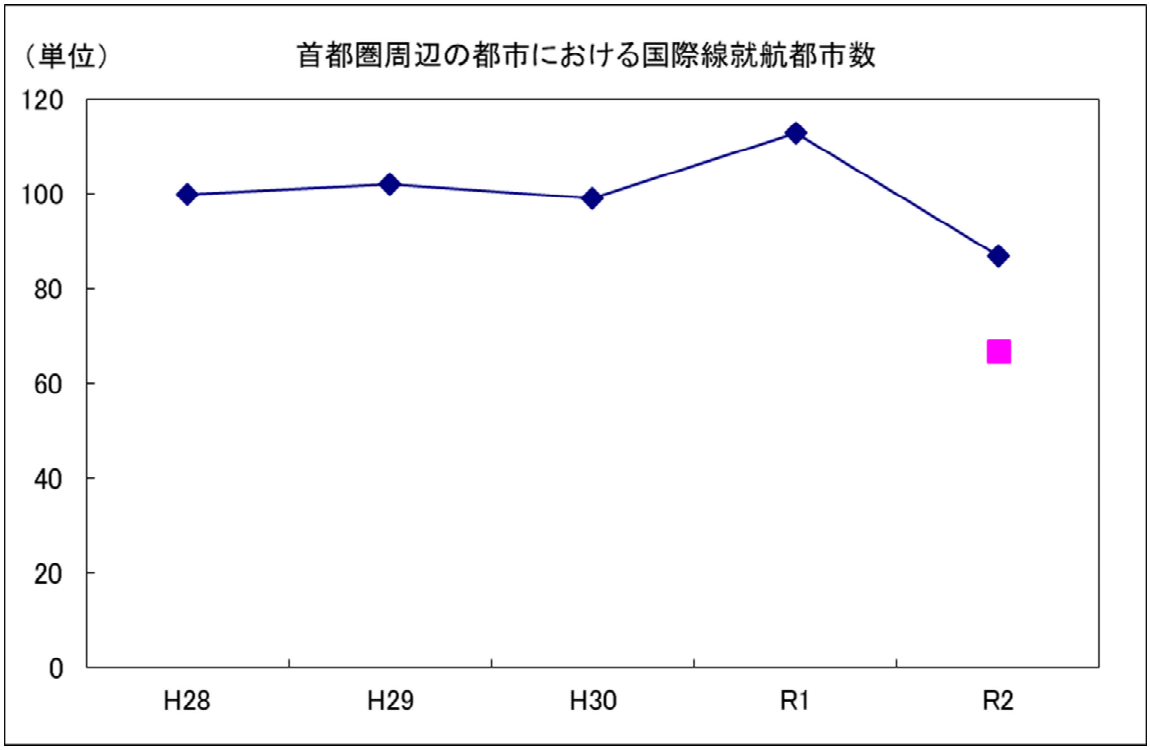

※目標値はその年におけるアジア主要都市（５都市）の平均

主な事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

我が国の首都圏周辺都市からの国際線就航都市数は、基準年である平成２５年の８８都市から令和元年の１１３都市まで増加していたが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により令和２年の就航都市数は８７都市に減少している。また、アジア主要５都市からの国際線就航都市数の平均についても我が国と同様に新型コロナウイルスの影響を受け、令和２年度は６７都市となっている。

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮する必要があるものの、目標年度に目標値を達成した。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ソウル	143	137	140	136	144	142	154	93
香港	138	137	135	140	147	144	155	64
シンガポール	134	148	126	125	143	136	164	89
北京	97	104	102	109	107	110	126	45
上海	83	86	87	87	98	93	105	44
アジア主要5都市平均	119	122	118	119	127	125	140	67
首都圏周辺の都市	88	92	101	100	102	99	113	87
達成率	74%	75%	86%	84%	80%	79%	81%	130%

【目標】100%

（事務事業等の実施状況）

該当なし

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、上段で述べたとおり目標年度に目標値を達成した。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響による世界的な航空需要の落ち込みにより、我が国首都圏周辺都市及びアジア主要５都市からの国際線就航都市数がともに減少していることが目標達成に影響したと考えられることから、今後の国際線航空需要の回復状況を踏まえ、引き続き我が国の国際航空ネットワークの強化を進めていく必要がある。

世界的な航空需要が令和元年と同水準まで回復するのが令和６年と予測されていることから、新たな目標年度を令和７年とし、さらに三大都市圏における国際線就航都市の合計数と対象を広げる定義の見直しを行う。社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日閣議決定)、交通政策基本計画（令和３年５月２８日閣議決定）では、新たな目標として、令和元年までの傾向と令和元年の三大都市圏の国際線就航都市数が２１６都市であることを踏まえ、２２６都市と設定した。

※三大都市圏の対象となる空港については東京国際空港、成田国際空港、関西国際空港及び中部国際空港とする。

本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 航空局総務課政策企画調査室（室長　古屋 孝祥）
関係課： なし

業績指標９２

航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合

評　価	
A	目標値：８４％　（令和２年度） 実績値：８４％　（令和２年度） 初期値：７３％　（平成２６年度）

（指標の定義）

航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲(100km 圏内)に居住する人口の割合　（一定範囲に居住する人口 / 日本の総人口）

（目標設定の考え方・根拠）

平成 23 年度の東日本大震災等大規模地震発生時において、空港が緊急物資の拠点等としての役割を果たしたように、地震災害時には、空港は緊急物資および人員輸送の基地としての役割が求められる。

このため、航空輸送上重要な空港において、滑走路、誘導路等の耐震化を図り、空港の耐震性向上を進めることにより、救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を確保し、空港から 100km 圏内に居住する人口の割合を高める。

※　航空輸送上重要な空港：緊急輸送の拠点となる空港のうち、特に航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保において重要と考えられる空港（東京国際、成田国際、関西国際、大阪国際、中部国際、新千歳、仙台、新潟、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇）

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

第 4 次社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）

【その他】

なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
７９％	７９％	８１％	８２％	８４％

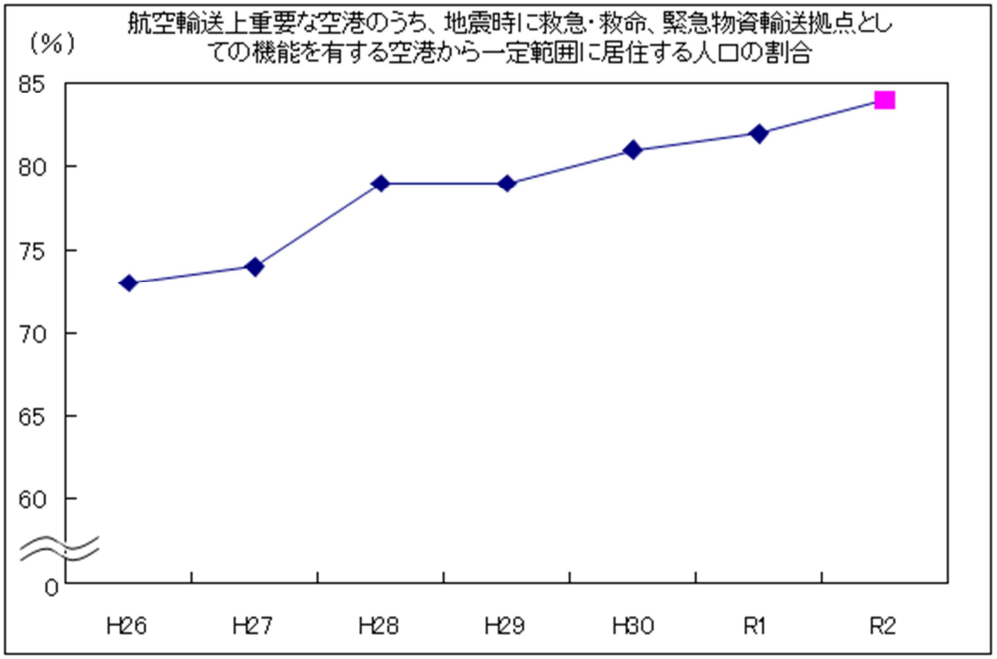

主な事務事業等の概要

地震災害時に、空港が災害復旧支援、救急・救命活動や緊急物資輸送など様々な役割を果たすことができるよう、基本施設等※の耐震性の向上を推進する。　※滑走路、誘導路など

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

対象空港全てにおいて、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を確保したことにより、目標を達成した。

（事務事業等の実施状況）

令和２年度までに、航空輸送上重要な空港において、地震時の救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を確保するために必要な耐震対策を完了した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

本業績指標は目標値を達成したことにより廃止とするが、地震発生後における緊急・救命活動等の拠点機能や航空ネットワークの持続が可能となる空港について、引き続き滑走路等の耐震対策は必要である。

防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策（令和２年１２月１１日閣議決定)、社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日閣議決定）及び交通政策基本計画（令和３年５月２８日閣議決定）において、地震発生後に航空ネットワークの維持が可能となる空港の割合を令和７年度までに８７％と設定した。

同計画を踏まえ新たな業績指標について検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　航空局航空ネットワーク部空港技術課（課長　小池　慎一郎）
関係課：　航空局航空ネットワーク部空港計画課（課長　田中　知足）

業績指標９３
全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合

評　価	
A	目標値：８２．０％（毎年度） 実績値：８３．１％（令和２年度） 初期値：８６．７％（平成２３年度）

（指標の定義）
全国の大都市圏から地方圏への転入者数を地方圏から大都市圏への転出者数で除した数値
（大都市圏から地方圏への転入者数）／（地方圏から大都市圏への転出者数）
※大都市圏・・・三大都市圏（東京圏、名古屋圏、関西圏）
地方圏・・・・・三大都市圏以外の地域
（東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県　　名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県
関西圏：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県）

（目標設定の考え方・根拠）
指標の値について、平成２３年度以前の過去１０年間の平均値である８２％（８１．９％）を目標値として、平成２４年度から実施している。

（外部要因）
・新型コロナウイルスの感染症拡大、テレワーク導入の進展や働き方の変化等
・景気の動向
・総人口の減少

（他の関係主体）
地方公共団体

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
７９．９％	７９．９％	７７．５％	７５．８％	８３．１％

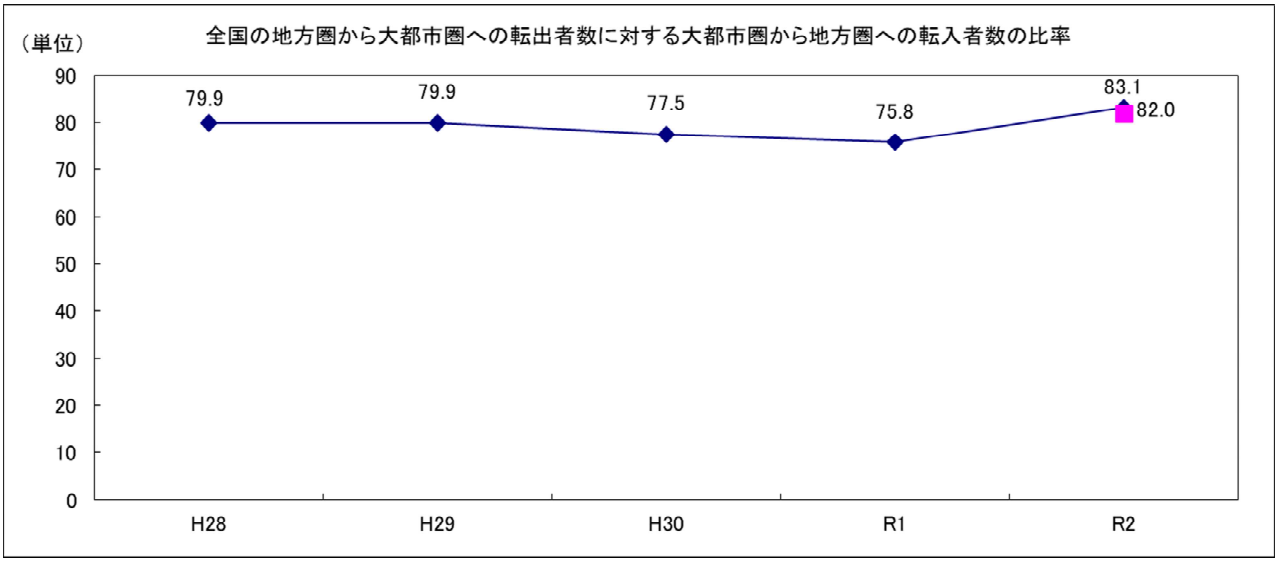

主な事務事業等の概要

人口減少・少子高齢化が進む中山間地域などにおいて、生活圏の維持・再生を図るため、複数の生活サービス機能や地域活動の場が集約され、周辺地域とのネットワークが確保されたモデル的な「小さな拠点」の形成を推進するため、既存施設を活用した生活機能の再編・集約に係る改修に所要の補助を行う。

予算額６２百万円（令和２年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和２年度の実績値は８３．１％（(大都市圏から地方圏への転入者数 416,165 人）／（地方圏から大都市圏への転出者数 500,777 人）×100）となっており、目標を達成している。ここ数年の実績値を見ると、やや減少傾向であったが、新型コロナウイルスの感染症拡大等を受けて、大都市圏への転入者数が減少したこと等で、増加に転じたところである。

（事務事業等の実施状況）

・人口減少・高齢化が進む地方の中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶ「小さな拠点」の形成を推進するため、既存施設を活用した生活機能の再編・集約に係る改修に所要の補助を行った。
・市町村が行う地方体験交流プログラム等に係る情報について国土交通省ＨＰに掲載するとともに、全国の大学等に対して情報提供を行った。
・二地域居住等の推進に係る様々な施策や事例等の情報の交換・共有や発信、課題の整理や対応策の検討・提言等を行うことにより、二地域居住等の機運を一層高めるため、関係省庁協力の下、600 を越える地方公共団体、関係団体・関係事業者等の参加を得て「全国二地域居住等促進協議会」を設立した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・令和２年度の実績値は８３．１％となっており、目標値を上回っているためＡと評価した。新型コロナウイルスの感染症拡大を受けて、テレワークの導入や労働環境の変化、地方暮らしの機運やニーズ等が高まっている中、地方への人の流れを促進し、東京一極集中の是正や地方創生に資する取組み等が引き続き必要である。
・各省が連携し、東京一極集中の是正や地方創生に係る関連施策を積極的かつ多角的に推進しているところであり、今後、これらの施策効果を通じて、三大都市圏から地方圏への転出者の増加につなげることが必要と考えられる。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局地方振興課（課長　澁谷　浩一）
関係課： なし

業績指標９４
都市再生誘発量（基盤整備等の民間投資を誘発する事業が行われた区域等の面積の合計）

評　価	
A	目標値：13,500ha　（令和 3 年度） 実績値：12,098ha　（令和 2 年度） 初期値：　－　（平成 28 年度）

（指標の定義）
我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する都市再生区画整理事業や都市再構築戦略事業（令和 2 年度に都市構造再編集中支援事業へ個別支援制度化）等の基盤整備等が行われた区域等となった面積の合計を計上。

（目標設定の考え方・根拠）
民間投資を誘発する市街地整備などのこれまでの実績や今後の事業計画等をもとに算出。

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】
なし

【閣議決定】
なし

【閣決（重点）】
なし

【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
－	2,856 ha	5,163 ha	7,906ha	12,098ha

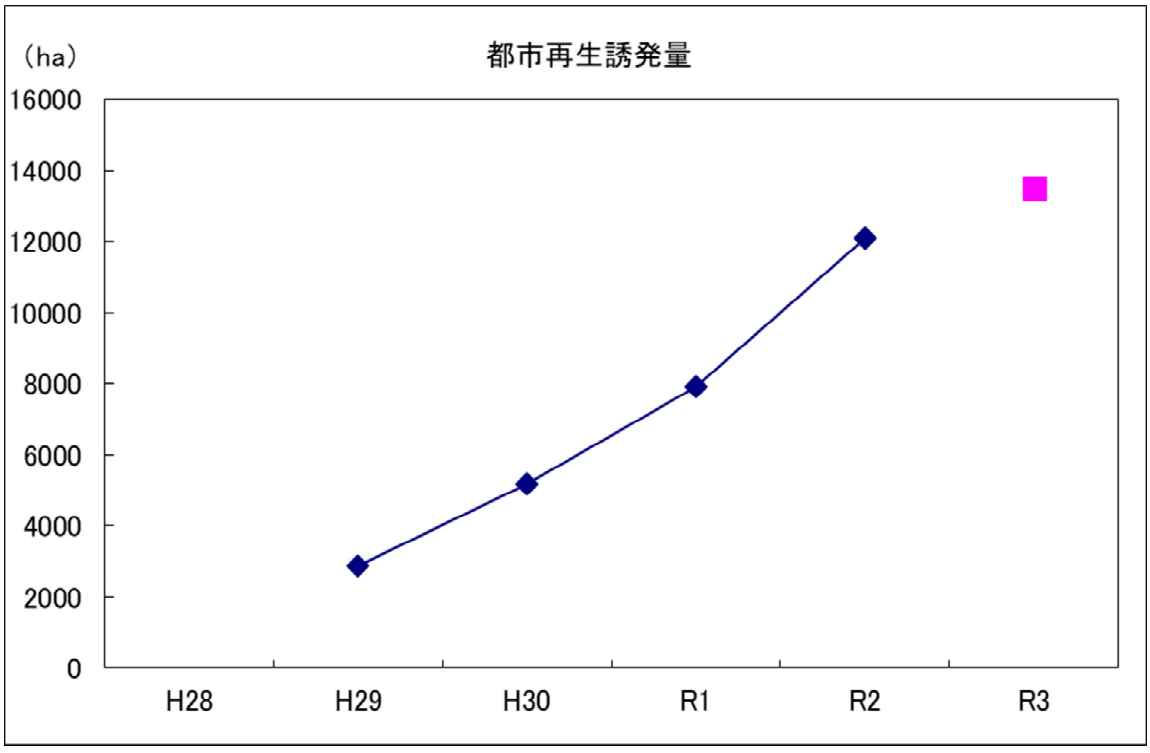

主な事務事業等の概要

○都市構造再編集中支援事業の推進

「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靭な都市構造へ再編を図る。

予算額：７００億円（令和２年度）の内数。

○都市再生区画整理事業の推進

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進展する中心市街地等の都市基盤が不十分で整備の必要な既成市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、もって土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を図る。

予算額：社会資本整備総合交付金７，５７９億円（令和２年度）の内数。

○都市再生機構によるコーディネート業務等（都市再生コーディネート等推進事業）

都市再生分野における民間の新たな事業機会を創出し、民間の潜在力を最大限に引き出すため、都市再生に民間を誘導するための条件整備として、独立行政法人都市再生機構がコーディネート業務等を実施する。

予算額：１１．７５億円（令和２年度）

○税制上の特例措置

①特定住宅地造成事業等に係る土地等の譲渡所得に係る１，５００万円特別控除制度（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特例措置

②優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の軽減税率

・仮換地指定後３年以内に、一定の住宅建設を行う個人又は法人に対して土地等を譲渡した場合の軽減税率

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

過去の実績値のトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれることから、順調である。

（事務事業等の実施状況）

都市構造再編集中支援事業や都市再生区画整理事業により、まちの拠点となるエリアへの都市機能誘導による持続可能な都市構造への再構築や中心市街地等の基盤整備による街区再編等を通じて、民間事業者等の都市再生への投資を誘導している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は目標達成に向け着実に推移していると見込まれ、現在の施策を着実に推進することが適切であることから、A と評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局まちづくり推進課（課長　光安 達也）
都市局市街地整備課（課長　菊池 雅彦）
住宅局市街地建築課（課長　宿本 尚吾）

関係課： 該当なし

業績指標９５
文化・学術・研究拠点の整備の推進（関西文化学術研究都市における立地施設数）

評　価	
B	目標値：１６５施設（令和４年度） 実績値：１５４施設（令和２年度） 初期値：１５１施設（令和元年度）

（指標の定義）
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における立地施設数。対象とする立地施設は、本都市が文化、学術及び研究の中心となる都市の建設を目的としていることから、文化学術研究の向上に資するものとする。
- 研究施設（研究施設、技術開発施設）
- 大学（大学・短大）
- 文化施設（都市の文化の発展に寄与する施設）
- 交流施設（文化・学術・研究の発展等に係る交流または共同研究を推進するための施設）
- 宿泊研修施設（研修、保養、スポーツ・レクリエーション機能を有する施設）
- その他（基本方針または建設計画に掲げる施設等）

（目標設定の考え方・根拠）
本指標は、都市建設の進捗状況を評価しうるものであり、その数の推移は、年平均３～４施設であり、関係府県への企業立地見込み調査の結果を踏まえ、令和元年度の 151 施設を初期値に、3 年後である令和４年度までに 165 施設を目指すこととする。

（外部要因）
用途地域の変更等

（他の関係主体）
関係３府県・７市町等〈建設計画策定主体及び立地施設の誘致主体〉

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
１３３	１４２	１４６	１５１	１５４

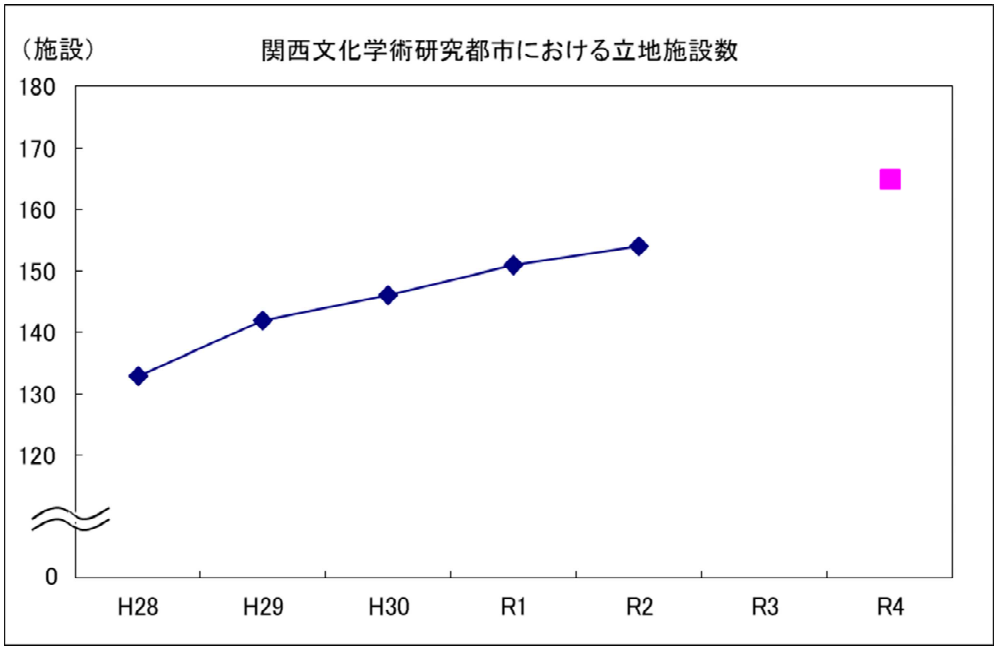

主な事務事業等の概要

関西文化学術研究都市建設促進法に基づき整備される文化学術研究施設について、一定規模以上の償却資産について、初年度の法人税の特別償却を認める特例措置（令和3 年4 月1 日から令和5 年3 月31 日まで）

・建物及び附属設備の取得金額が 3.5 億円以上の場合 6/100

・機械及び装置の取得金額が 400 万円以上の場合 12/100

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和２年度の実績値は 154 施設であり、前年度より３施設の増加に留まっており順調でない。令和４年度に、165 施設の完成を目標としているが、現時点での研究施設等の整備の進捗状況からは、目標年度での目標値達成は見込めない。

（事務事業等の実施状況）

関西文化学術研究都市建設促進法に基づく文化学術研究施設の税制上の特例措置

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和２年度の実績値は 154 施設で、前年度より３施設増加しているが、令和４年度に、165 施設の完成という目標に対しては、現時点での研究施設等の整備の進捗状況から目標値を達成するとは確実に言えない状況にあるため、Ｂと評価した。

目標を達成するための課題として、企業の土地利用目的に合致する土地の提供が困難であったことなどから新規立地がなかなか進まなかったことがあげられるが、新たな土地区画整理事業が進められるなど、立地促進に向けた取組が行われているところである。また、令和３年度以降、新日本理化(株)京都 R&D センター等の開所が見込まれ、今後も新規立地が期待される。

関西文化学術研究都市における立地施設数の推移は、令和元年度：５件、令和２年度：３件であり、令和４年度の目標達成に向けて、引き続き、関西文化学術研究都市における新規立地を促進し、文化・学術・研究拠点の形成に向けて整備を進める必要がある。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局都市政策課都市政策調査室（室長　吉田　元紀）
関係課： 該当なし

業績指標９６
半島地域における社会増減率に係る過去５ヶ年平均との比

評　価	
B	目標値：1.00 未満 （ただし、過去５ヶ年平均が正の値であるときは 1.00 超） 実績値：1.15（令和元年）、集計中（令和２年） 初期値：なし

（指標の定義）
「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）」により、半島振興対策実施地域（以下「半島地域」という）における社会増減率を算出する。半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指す。その際、過去５ヶ年平均と比べることにより、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させる。
※社会増減率：社会増減（他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの）を、期間の期末人口で除したもの

・直近値：半島地域における令和元年社会増減率　（△23,482（社会増減数）÷3,993,865（半島地域総人口）≒△0.588%
半島地域における過去５カ年平均の社会増減率（△0.588%＋△0.541%＋△0.505%＋△0.500%＋△0.528%）／５≒△0.532%　（※令和２年社会増減率は集計中）

（目標設定の考え方・根拠）
半島振興法（以下、「法」という。）は平成２７年に、半島地域の実情を踏まえ、議員立法により法の期限が１０年間延長されるとともに、目的規定への「定住の促進」の追加、計画事項の拡充、配慮規定の追加、多様な主体の連携及び協力により実施される事業に対する助成等の措置を講ずる旨の規定の新設等が行われた。このような状況を踏まえ、「定住の促進」を評価する指標を新たに設定することとしている。
評価年度の半島地域内における社会増減（他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの）が過去５ヶ年の社会増減率の平均値よりも大きかった場合には１．００超（転出増の値が拡大）となり、逆に平均値よりも小さかった場合には目標値である１．００未満（転出増の幅は縮小）を達成することとなる。

（外部要因）
災害、景気変動

（他の関係主体）
半島地域をその区域に含む２２道府県と１９４市町村

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
「経済財政運営と改革の基本方針２０１９（令和元年６月）閣議決定」
において、「・・・人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織の形成を推進し、地域づくりを行う人材の確保や交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫をいかした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。（第２章　３．（５）」とされている。
※「経済財政運営と改革の基本方針２０２０（令和２年７月）閣議決定」においても、上述の事項に関し、引き続き着実に実施することとされている。

「国土形成計画（平成２７年８月閣議決定）」
において、「・・・半島地域は、国土の保全、多様な文化の継承、自然とのふれあいの場及び機会の提供等、我が国において多岐にわたる役割を果たしているとともに、我が国の国土の多様性の重要な構成要素であって、今後も地域における営みが継続し、我が国における役割が引き続き果たされていくことが必要である。・・・豊かな地域資源を活かしながら、地方公共団体、NPO、住民団体等の多様な主体が連携して行う、地域間の対流の促進や産業の振興を通じた地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。（第２部　第１章　第６節（４））」とされている。

【閣決（重点）】
なし
【その他】
「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」は、平成 26 年度調査（平成 25 年度の数値）から、年度区切りではなく暦年区切りとされている。

過去の実績値　（年）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
１．０４	１．０２	１．０９	１．１５	集計中

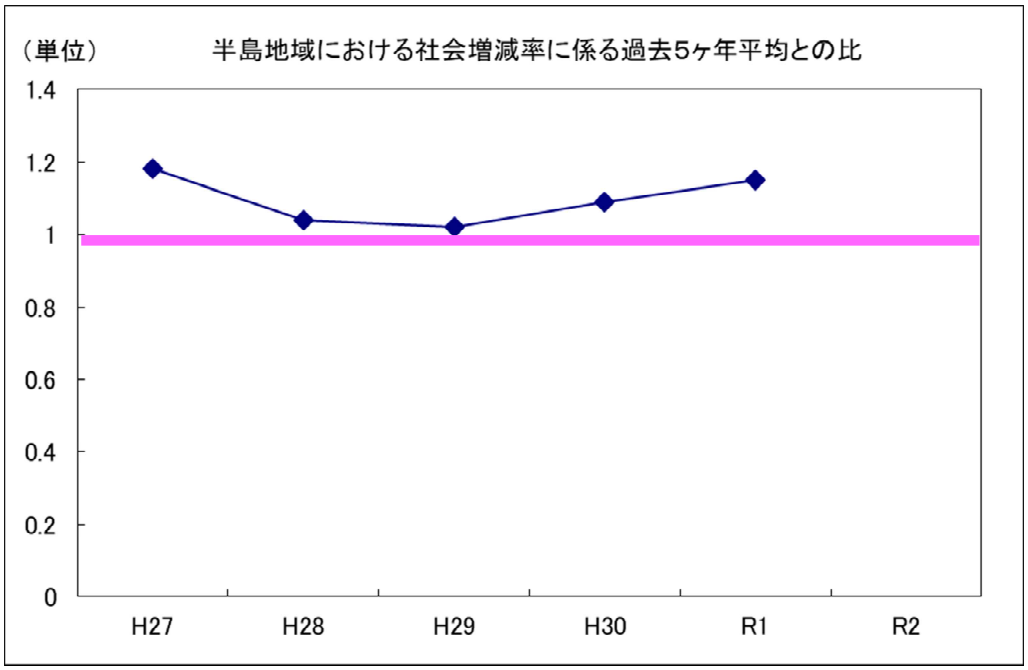

主な事務事業等の概要

・半島地域振興対策事業経費（令和２年度）

半島地域における産業振興、交流促進、定住促進への支援

（予算額：６９百万円）

・半島地域における工業用機械等に係る割り増し償却制度（所得税・法人税）（令和４年度末まで適用）

半島地域において、製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供するために取得される、機械・装置、建物・附属設備、構築物について、５年間の割増償却を実施。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

実績値は、平成 27 年の法改正以降、一時目標値に近づいたものの平成 30 年以降から遠ざかっており、令和２年度（集計中）において目標値を達成できない可能性があることから、順調でないと判断した。

（事務事業等の実施状況）

・半島地域の複数の取組主体が実施する地域の特性を活かした交流促進、産業振興又は定住促進事業に対して所要の補助（半島振興広域連携促進事業）を行った（半島２２道府県中１５道府県）。

・半島地域の産業振興促進計画を策定している市町村においては、事業者に５年間の割増償却や固定資産税等の不均一課税が認められていることから、産業振興促進計画の策定率向上及び税制活用実績数増加を図るため、関係道府県及び市町村への制度周知等を行い、普及促進に努めた。

・現行法の適用期間（10 年間）の２分の１を経過したことを踏まえ、平成 27 年の法改正以降の半島振興に係る中間評価と、課題・可能性を検討し、今後の半島振興施策のあり方の整理を行うとともに、半島地域の魅力向上のための施策を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和元年度の実績値（令和２年度実績値は集計中）は、これまでと比較して目標値から遠ざかっており、半島地域においては、依然として地理的条件不利性による地域産業の低迷、高齢化の進行、若年層を中心とした人口流出、地域コミュニティの弱体化等の課題が存在していることから、目標達成までに至らなかったためＢ評価とした。

一方で、産業振興促進計画の策定率は 100%に到達しており、税制適用件数についても増加傾向にあること、また、半島振興広域連携促進事業についても半島地域の自立的発展に向けた取組が実施されていることから、今後、これらの効果が漸次指標に現れると考えられる。

今後も関係地方公共団体や半島地域の民間団体に対して、半島振興法並びに事業の意義及び内容の継続的かつ丁寧な説明に努めつつ、半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興及び定住促進を図るための取組支援を行うとともに、税制適用件数の増加に努めていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　国土政策局地方振興課半島振興室　（室長　出口　岳人）
関係課：

業績指標９７
共助等による除雪体制が整備された市町村の割合

評　価	
B	目標値：約８０％（令和４年度） 実績値：　６８％（３６３市町村）（令和２年度） 初期値：　６６％（３５１市町村）（平成２９年度）

（指標の定義）
豪雪地帯に指定されている市町村（５３２市町村）のうち、共助等による除雪体制が整備された市町村の割合（共助等による除雪体制が整備された豪雪地帯の市町村数／豪雪地帯の市町村数）。
共助等による除雪体制とは、雪処理について支援を要する高齢者世帯等（以下、「要支援世帯」という）に対し、平時から共助等による雪処理を支援することができる体制とする。
体制整備の要件は以下のいずれかを実施できる体制とする。
・「地域コミュニティによる共助除雪」により要支援世帯を支援する体制が整備されている
・「地域内外の担い手（ボランティア等）による除雪」により要支援世帯を支援する体制が整備されている。

（目標設定の考え方・根拠）
高齢化、過疎化が進行している豪雪地帯においては、毎年、高齢者を中心に雪処理作業中の事故が多発している状況である。今後更に雪処理の担い手が不足すると予測される中で、除雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、地域コミュニティの形成や、地域内外のボランティア等による地域防災力の向上が求められている。
このような状況に鑑み、平成２４年３月に豪雪地帯対策特別措置法が改正、同年１２月に豪雪地帯対策基本計画が変更され、「除排雪の体制の整備（雪処理の担い手の確保）」に係る規定が追加された。
高齢化・過疎化が進み、雪処理の担い手が不足している豪雪地帯の市町村において、令和４年度を目途に、全５３２市町村の約８０％となる４２５市町村で共助等による除雪体制の整備を促進する。

（外部要因）
過疎、高齢化、気象変動

（他の関係主体）
・関係省庁（内閣府、警察庁、消防庁、総務省、農林水産省等）
・豪雪地帯の指定を受けた２４道府県及び５３２市町村
・自治会　等

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
豪雪地帯対策基本計画（平成２４年１２月７日）
国が策定する豪雪地帯における雪害の防除その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に関する施策の基本となる計画
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値（初期値（Ｈ２９）以前の実績値も含む）　（年度）								
Ｈ２４	Ｈ２５	Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
５１％	５３％	５５％	５９％	６５％	６６％	６７％	６８％	６８％

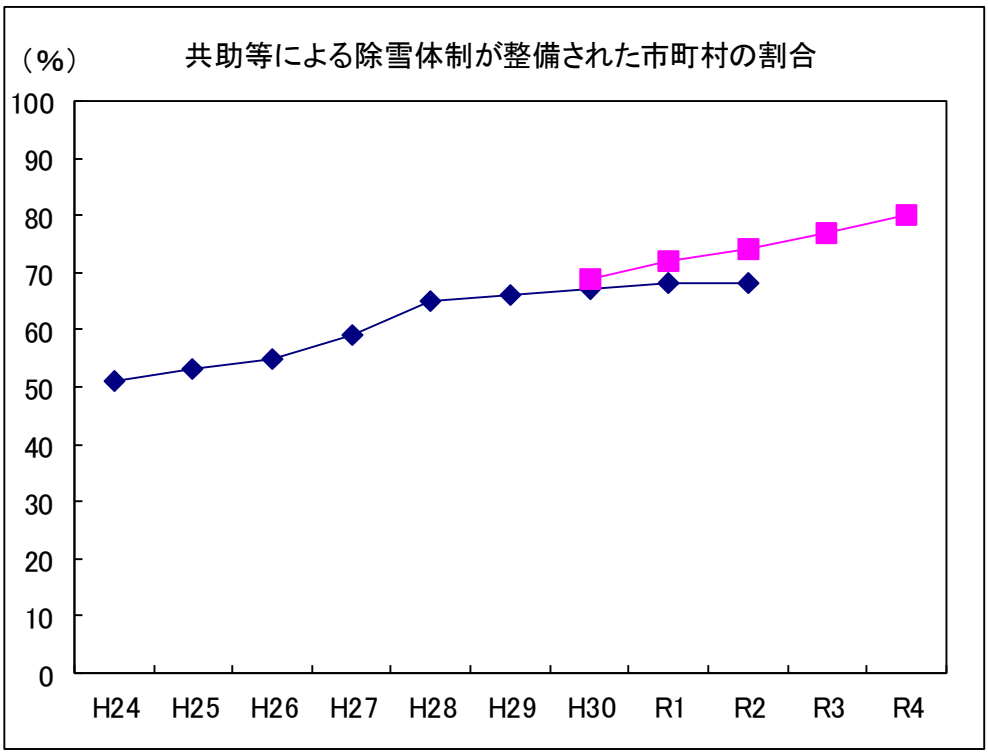

※豪雪地帯における６５才以上の屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者数

過去の実績値								（年度）
Ｈ２４	Ｈ２５	Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
５８人	４４人	５２人	１９人	３０人	８６人	３７人	６人	８７人

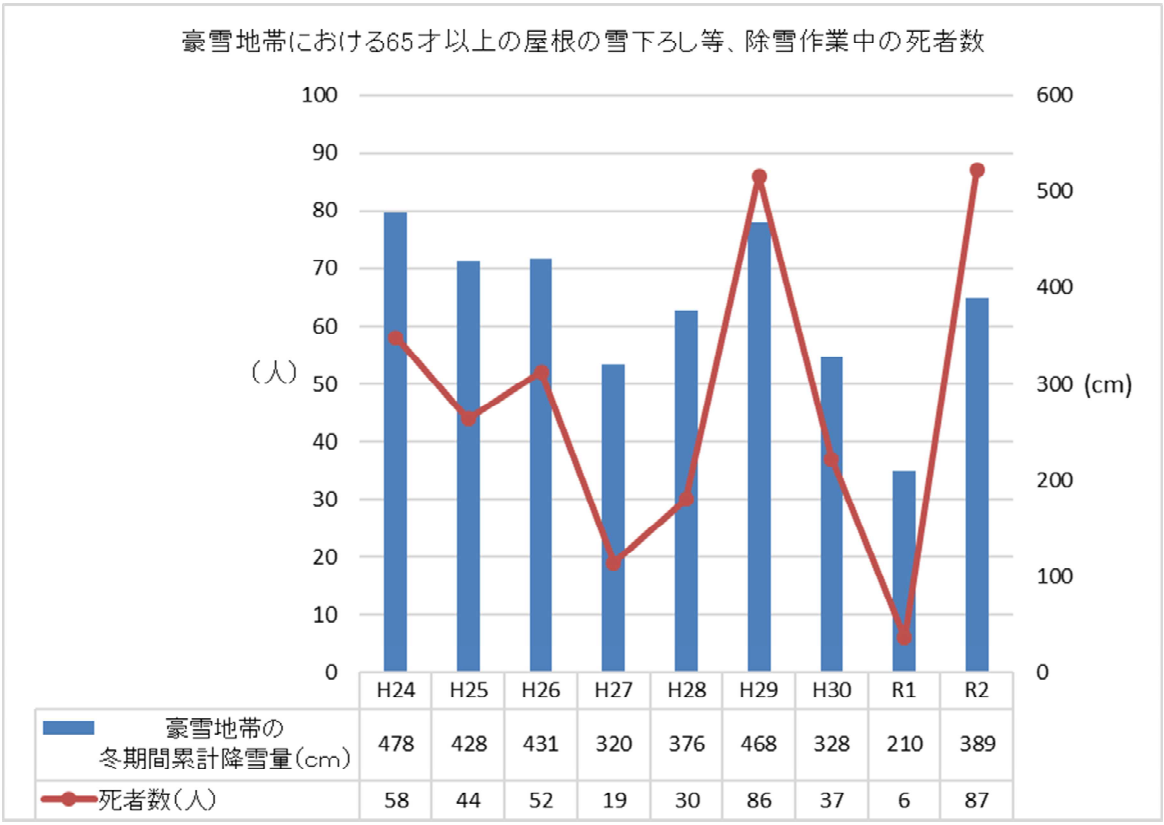

※令和２年度の冬期間累計降雪量は推計値
※令和２年の死者数は令和３年２月２８日現在

主な事務事業等の概要

・豪雪地帯に係る調査・検討

豪雪地帯の現状・課題を把握し、豪雪対策に関する行政ニーズの変化に対応するとともに、地域コミュニティの形

成により防災力向上を図り、安全・安心な雪国の形成の視点等により、豪雪地帯対策に関する調査・検討を行う。
予算額：２５百万円（令和２年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
実績値は、上昇傾向にあるが、微増であるため、順調でないと判断した。

（事務事業等の実施状況）
・雪害による被災者の事故原因分析、地方公共団体に係る降積雪状況・防除雪施設状況等の基礎的なデータの収集・分析を実施。また、平成 24 年 3 月の法改正時、同年 12 月の基本計画変更時において追加規定となった雪処理の担い手確保、地域における除排雪の体制の整備に関する状況分析・検討を行った。
・豪雪地帯における雪処理の担い手の確保・育成を通じて、共助等による効率的・効果的な地域除排雪体制の整備や屋根の雪下ろし等の除雪作業中の安全の確保等の取組を推進するため、先導的で実効性のある地域の実情に即した克雪体制整備の取組を支援するとともに、その取組を取組事例集としてとりまとめ、ＨＰによる周知を図るとともに、関係する地方公共団体等に克雪体制整備の普及拡大への協力要請を行った。
・克雪体制づくりの課題に直面している豪雪地帯の市町村等に対して、共助除排雪体制の整備促進及び除排雪に関する安全対策の強化を図るため、克雪体制について、専門的な知識や豊かな経験を有する者を地域アドバイザーとして派遣し、助言等を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・令和２年度の実績値は、初期値設定から上昇傾向ではあるが微増であり、令和４年度までに目標値を達成しうる上昇率ではなかったことから、現時点における評価は「Ｂ」とした。
・人口減少及び高齢化が著しい豪雪地帯においては、共助等による除雪体制の整備が強く求められているなか、地域では、体制整備のための人材の確保及びノウハウ不足が課題として指摘されている。
　このため、今後もアドバイザー派遣等克雪体制整備に向けた取組への支援及びモデル的な取組事例の情報提供の充実強化を通じて、豪雪地帯における共助体制の整備促進を図っていく。

※　施策の効果をアウトカムの観点からも確認するため、「豪雪地帯における６５才以上の屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者数」についても評価を行った。
・過去の動向から、死者数は降雪量に左右される数値であるとみられるが、平成２９年度及び令和２年度の死者数が特に増加しているのは、当該年度において、平成に入ってからの平均累計降雪量を上回る降雪となったためであると考えられる。また、令和２年度においては、過疎高齢化や新型コロナウイルスの影響で除雪の担い手が特に不足したことも大きな要因の一つと考えられる。なお、令和元年度冬の降雪量はかなり少なく、その影響もあり死者数は減少したものと考えられる。
・引き続き、「共助等による除雪体制が整備された市町村の割合」と併せて、「豪雪地帯における６５才以上の屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者数」についても評価を行っていくこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 国土政策局地方振興課（課長　澁谷　浩一）
関係課：

業績指標９８
特定都市再生緊急整備地域における国際競争力強化に資する都市開発事業の事業完了数（＊）

評　価

A	目標値：４６件（令和２年度） 実績値：５５件（令和２年度） ４８件（令和元年度） 初期値：　８件（平成２６年度）

（指標の定義）
都市再生特別措置法第１９条の２に基づき、特定都市再生緊急整備地域において、官民により設置された協議会が作成した整備計画の中で、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業の事業完了数。

（目標設定の考え方・根拠）
大都市の国際競争力強化のための基盤整備の推進を測る指標として、特定都市再生緊急整備地域における整備計画に記載された都市開発事業の完了を見込んで設定する。

（外部要因）
景気の動向、関係者間調整　等

（他の関係主体）
地方公共団体、地域内において都市開発事業を施行する民間事業者、地域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行う者　等

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】

まち・ひと・しごと創生基本方針 2020（令和２年７月 17 日）「地域経済の核として成長を期待される都市において、道路、鉄道施設等のインフラ整備や複合型開発等の優良な民間都市開発事業を推進する。」（第３章　４．（１）① (c)）
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」
【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
２６	３３	３８	４８	５５

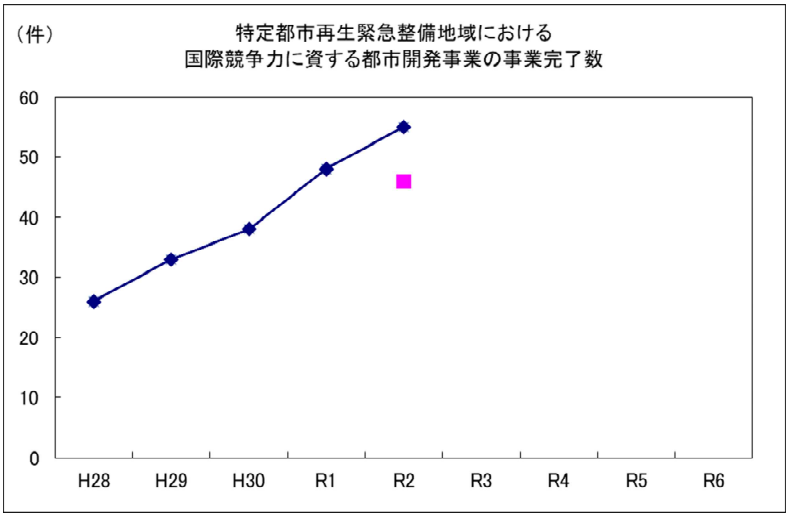

主な事務事業等の概要

○国際競争拠点の整備の推進
国際競争拠点都市整備事業により、国際的な経済活動の拠点を形成する上で必要となる都市拠点インフラの整備を推進する。（令和２年度：１３０億円）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

目標年度に目標値を達成した。

（事務事業等の実施状況）

都市再生特別処置法に基づく特定都市再生緊急整備地域において、都市の国際競争力強化につながる都市開発事業に関連して必要となる地域の拠点や基盤となる都市拠点のインフラの整備等の事業に対して重点的かつ集中的に支援していく。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は着実に推移し目標を達成したため、Ａと評価した。今後も現在の施策を着実に推進していくこととしており、今後本業績指標の見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：市街地整備課（課長　菊池　雅彦）
　　街路交通施設課（課長　中村　健）
関係課：まちづくり推進課官民連携推進室（室長　小路　剛志）

業績指標９９
立地適正化計画を作成する市町村数（＊）

評　価

A	目標値：600 市町村（令和６年度） 実績値：383 市町村（令和２年度） 初期値：310 市町村（令和元年度）

（指標の定義）
都市計画区域が指定されている市町村　1,374 市町村(平成 28 年 3 月 31 日現在、東京都区部を含む)のうち、立地適正化計画を作成する市町村数

（目標設定の考え方・根拠）
・立地適正化計画を作成する市町村数が増加することにより、居住や生活サービス施設の集約・誘導が進み、コンパクトシティの形成が推進される。
・当初、立地適正化計画の作成意向のある約 150 市町村（平成 26 年 9 月末時点調査）において、令和 2 年までに着実に計画が作成されることを目指し、目標値を 150 市町村と設定。その後、見込みを上回るペースで計画作成市町村数が増加したことから、令和元年度までに計画の作成意向を有する約 300 市町村（平成 29 年 7 月末時点調査）において着実な計画作成がなされるよう、目標値を上方修正した。さらに今後もほぼ同様のペースでの作成都市数の増加を目指すこととし、令和 6 年度末までに目標作成都市数を 600 市町村と設定。

（外部要因）
―

（他の関係主体）
市町村（立地適正化計画の作成主体）

（重要政策）
【施政方針】
・第二百四回国会施政方針演説（令和 3 年 1 月 18 日）「震災の経験も教訓とし、さらに、ここ数年の相次ぐ水害やこの冬の大雪、災害の激甚化の中で、災害発生時には、万全な対応を速やかに行います。防災・減災、国土強靱化についてもしっかりと進めます。五年集中で、事業規模十五兆円を目途に対策を実施します。
大雨予測の精緻化、遊水地や貯留施設の整備、ダムの事前放流、土地利用の見直しなど、ハードとソフトの対策により住民の命を守ります。

【閣議決定】
・都市再生特別措置法（平成 14 年 4 月 5 日法律第 22 号）
・都市再生基本方針（令和 2 年 9 月 1 日）
我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすること、低炭素型の都市構造を実現すること、災害から人命を守ること等を推進していくため、都市の基本的構造の在り方について見直しを行い、コンパクトな都市構造へと転換していくことが重要である。（第一.1）等
・経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和 2 年 7 月 17 日）
立地適正化計画と地域公共交通計画の一体的策定等を通じてコンパクト・プラス・ネットワークを促進するとともに、交通マネジメント、ハザードエリア等の土地利用規制、移転の促進に向けた支援などのまちづくりと一体となった社会資本整備を行う。（第 3 章 2.(1)）等
・第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」2020 改訂版（令和 2 年 7 月 17 日）
居住者が健康で快適な生活を送ることができる持続可能な地方都市の実現に向け、医療・福祉・商業等の生活サービスや居住誘導による都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成を進める。
（本論.第 2 章.基本目標 4）等
・まち・ひと・しごと創生基本方針 2020（令和 2 年 7 月 17 日）
立地適正化計画、地域公共交通計画等に取り組む地方公共団体に対して、関係省庁が連携したコンサルティング、支援施策の充実やモデル都市の横展開を行い、コンパクト・プラス・ネットワークや地方再生の取組の裾野を拡大する。（第 3 章.4 .(1)）等
・未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日）
「賢く投資・賢く使う」戦略的インフラマネジメントやコンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性向上や民間投資の喚起等のインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。（第 2.3.2. (2)）
・ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日）
持続可能な都市構造を実現する観点から、都市のコンパクト化の取組を促進するとともに、その多様な効用を明らかにしつつ、公共施設の集約・統廃合等や未利用資産の有効活用を推進する。(5.(12)) 等

【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日）「第 2 章に記載あり」

【その他】
なし

過去の実績値				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
１００市町村	１４２市町村	２３１市町村	３１０市町村	３８３市町村

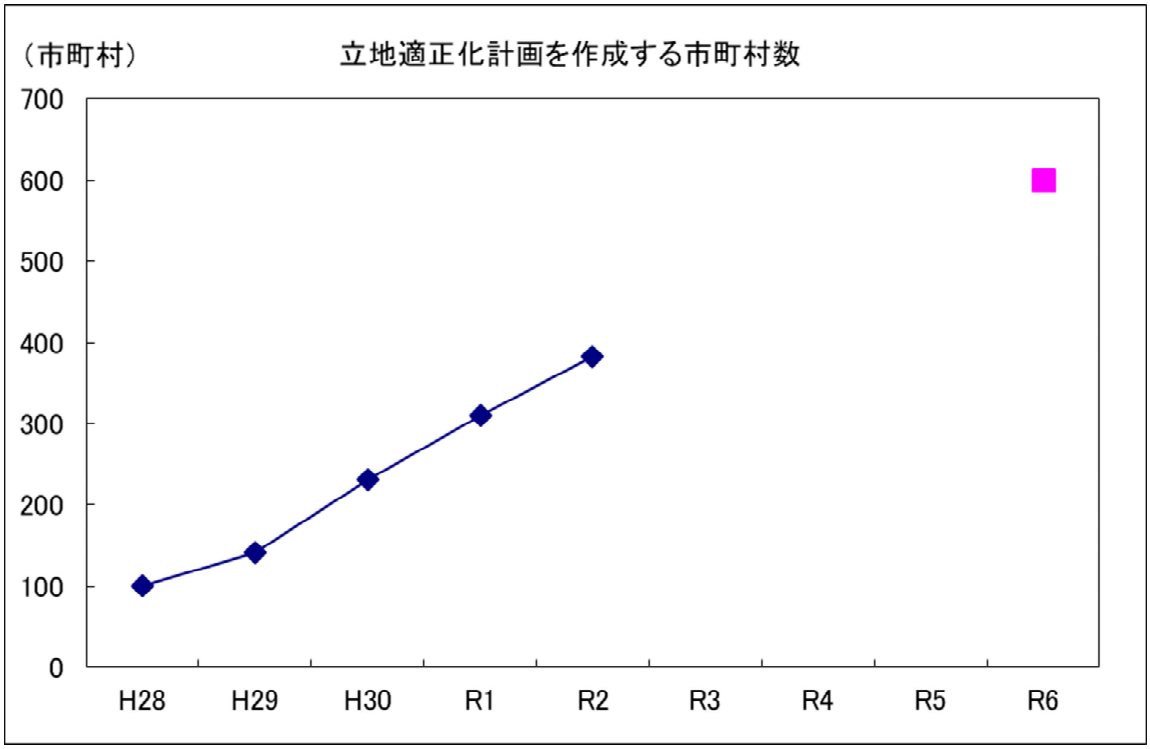

主な事務事業等の概要

コンパクトシティ形成支援事業

市町村による立地適正化計画の作成等に対する補助制度。

予算額：5.0 億円（令和 3 年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

順調である。

過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

コンパクトシティの形成を促進するため、関係府省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム」を通じ、省庁横断的に市町村による立地適正化計画の作成等を支援している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

実績値が目標値に対するトレンドを上回っており、目標達成に向けた成果を示しているため、A と評価した。
今後も、現在の施策を着実に推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局都市計画課　（課長　堤 洋介）
関係課：

業績指標１００
自動二輪車保有台数１万台あたりの駐車場供用台数

評　価

A	目標値：５３０台（令和２年度） 実績値：５４４台（令和元年度） 初期値：４７１台（平成２７年度）

（指標の定義）
自動二輪車保有台数１万台あたりの駐車場供用台数
＝自動二輪車駐車場供用台数／1 万台あたりの自動二輪車保有台数
※自動二輪車駐車場供用台数は、都市計画駐車場、届出駐車場、附置義務駐車施設、自転車等駐車場での受入れの合計値

（目標設定の考え方・根拠）
直近 3 か年の自動二輪車駐車場整備比率の平均伸び率である 1.5%のトレンドで目標を設定。

（外部要因）

（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】

【閣決（重点）】

【その他】

過去の実績値（台）　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
４７８	４８６	５３９	５４４	集計中

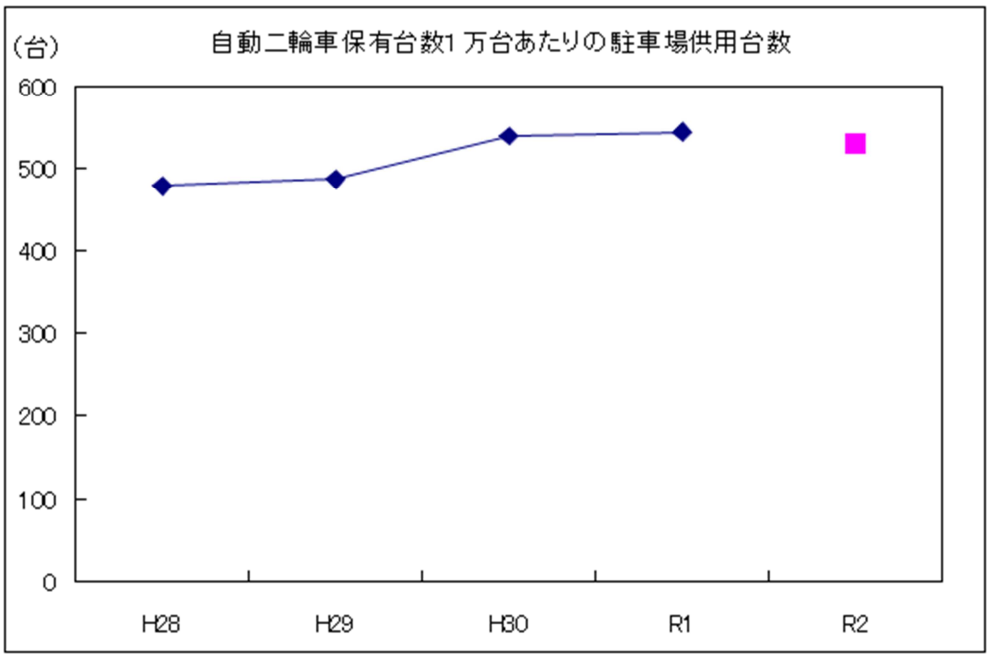

主な事務事業等の概要

各地方公共団体における附置義務条例の策定等を促進することにより自動二輪車駐車場整備を推進するとともに、既存の駐車場や自転車等駐車場への自動二輪車の受け入れを推進するため、地方公共団体を対象とした担当者会議等において働きかけを行う。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

自動二輪車保有台数１万台あたりの駐車場供用台数は、着実に増加しており、目標を達成した。

（事務事業等の実施状況）

令和２年度の実績値は集計中であるが、当該年度においては、地方公共団体向けの全国駐車場政策担当者会議や事業者団体向けの研修会等において自動二輪車駐車場の整備や既存駐車場等への自動二輪車の受入れについて働きかけを行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和２年度の実績値は集計中であるが、令和元年度時点で目標値を達成していることから、「A」評価とした。目標年度が到来したが、自動二輪駐車場が未だ不足している地域もあることから、引き続き自動二輪車駐車場の整備や既存駐車場等への自動二輪車の受入れを推進していく必要がある。実績値に関しては、順調な成果を示していることから、これを踏まえて令和７年度を目標年度として見直しを行う。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局街路交通施設課（課長　中村 健一）
関係課：

業績指標１０１
中心市街地人口比率の増加率

評　価	
B	目標値：前年度比　0.2%増 実績値：集計中　（令和２年度） 0.15%増　（令和元年度） 初期値：0.13%増　（平成２５年度）

（指標の定義）
市全域の人口に対する中心市街地（商店街と主要駅、市役所等への徒歩アクセスを考慮した街なか居住を推進すべき地域※）人口の比率の増加率。
※　中心市街地活性化法に基づく基本計画区域に近似した区域。
※　中心市街地人口比率：市中心部の３Ｋｍ×３Ｋｍの区域に含まれる町丁目の人口／市域全体の人口
中心市街地人口比率の増加率（（Ａ－Ｂ）／Ｂ）
Ａ：当該年度の中心市街地人口比率
Ｂ：前年度の中心市街地人口比率

（目標設定の考え方・根拠）
中心市街地の活性化が望まれる地区において、街なかへの多様で良質な住宅整備による街なか居住の推進や街なかへの公共公益施設等の賑わい施設の導入などにより、居住・商業・公共公的サービス等のバランスのとれた中心市街地へと再生させ、中心市街地に人口を呼び戻すことは、「街なか居住・街なか再生を促進する」という政策目標に対するアウトカム（成果）であり、そのアウトカムに着目した業績指標として中心市街地人口比率の増加率を設定する。
市全域の人口に対する中心市街地の人口比率が増加するということは、街なか居住の実現や、街なかにおける賑わい創出、生活の質の向上によるコンパクトシティ化が図られたことが推測でき、街なか居住・街なか再生といった政策目標の達成状況を測るためのアウトカム指標として有効である。
中心市街地の衰退、人口の郊外流出による現在のトレンドを踏まえ、歩いて暮らせるまちづくり（コンパクトシティ）の実現に向けてのメルクマールであり、市全域人口に対する中心市街地人口の比率を着実に伸ばしていく必要があることから、前年度比0.2%増を目標とする。

（外部要因）
市町村合併による市全域の人口増、民間による投資動向（郊外の住宅地、大型商業施設への投資等）

（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）等

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・日本再興戦略（平成２５年６月１４日）
一．日本産業再興プラン　５．立地競争力の更なる強化　④都市の競争力の向上

【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値（%）　（年度）

Ｈ２５	Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
0.13	0.08	0.08	0.11	0.04	0.13	0.15	集計中

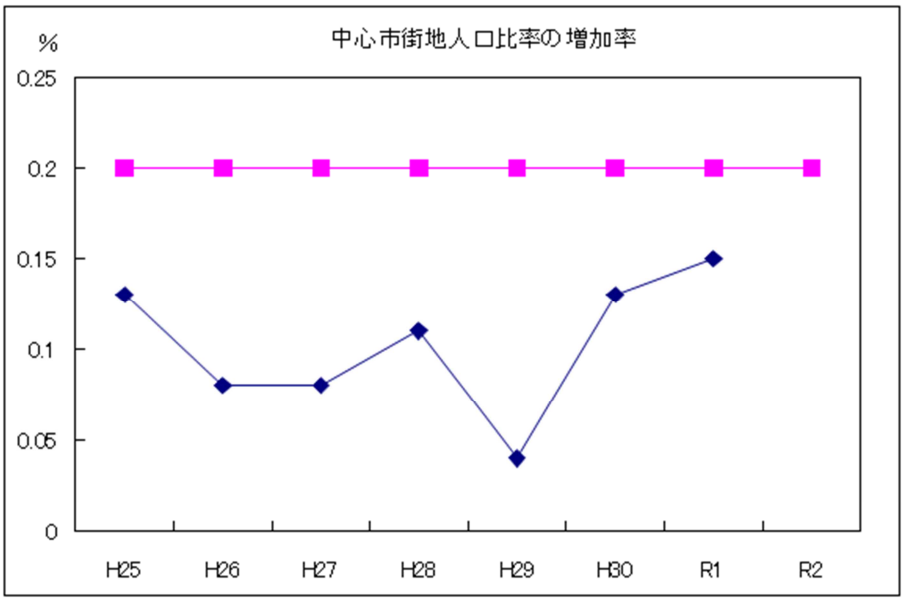

主な事務事業等の概要

○地方都市等の中心市街地等における居住機能の回復に対する支援
　中心市街地において一定の要件を満たす住宅整備に対し、住宅市街地総合整備事業（街なか居住再生型）による支援を行い、街なか居住の推進を図っている。
　予算額：住宅市街地総合整備事業（社会資本整備総合交付金 6,311 億円［当初予算］の内数（令和３年度））
○中心市街地における共同住宅の供給を促進
　中心市街地における優良な共同住宅の供給を支援し、街なか居住の推進を図るため、平成１８年度に優良建築物等整備事業に中心市街地共同住宅供給タイプを追加している。
　予算額：優良建築物等整備事業（社会資本整備総合交付金 6,311 億円［当初予算］の内数（令和３年度））
○暮らし・にぎわい再生事業
　都市機能のまちなか立地、空きビルの再生及び多目的広場等の整備などや、計画コーディネートに要する費用について総合的に支援する事業で平成１８年度に創設している。
　予算額：暮らし・にぎわい再生事業（社会資本整備総合交付金 6,311 億円［当初予算］の内数（令和３年度））
○中心市街地整備推進機構に係る税制特例（所得税・法人税・個人住民税）
　中心市街地において、都市機能の集積や優良な住宅の供給を促進するため、中心市街地整備推進機構の土地取得に係る特例措置を講じる。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
　指標の動向については、平成３０年度は 0.13%増加、令和元年度は 0.15%増加と目標値の達成には至っていないものの、中心市街地人口比率は増加傾向にあることから、一定の効果があるものと考えられる。

（事務事業等の実施状況）
　住宅市街地総合整備事業（街なか居住再生型）や優良建築物等整備事業（市街地住宅供給型）などの施策により街なか居住の推進を、暮らし・にぎわい再生事業などにより都市機能の向上やそれらの計画作成・コーディネートについて支援し、中心市街地の活性化を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

　人口減少等に伴う社会情勢の変化により、中心市街地人口比率の増加率の伸びは鈍化しており、目標を達成していないため「B」と評価した。しかしながら、中心市街地人口比率は増加傾向で推移しており、目標値である前年度比 0.2%増について、令和元年度では、評価対象となる 49 市のうち 26 市で達成しており、コンパクトシティ施策の効果が発現してきた。このため継続して、中心市街地の活性化を長期的な視点で推進すべく、目標を前年度比 0.2%増とし、引き続き支援制度の活用促進や税制特例措置といった各種施策を講じることで、街なか居住や街なか再生の実現を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局市街地建築課（課長　宿本 尚吾）
関係課：都市局まちづくり推進課（課長　光安 達也）
　　都市局市街地整備課（課長　菊池 雅彦）
　　住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長　岸田 里佳子）

業績指標１０２
物流拠点の整備地区数

評　価

A	目標値：９７地区（令和３年度） 実績値：１０３地区（令和２年度） 初期値：８０地区（平成２８年度）

（指標の定義）
流通業務市街地の整備に関する法律（昭和４１年法律第１１０号）による流通業務団地造成事業及び土地区画整理事業により整備された物流拠点の地区数

（目標設定の考え方・根拠）
総合物流施策大綱（2017-2020）に基づく「総合物流施策推進プログラム」に掲げられた取組みに関する進捗状況を反映し、令和 3 年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

（外部要因）
地元との調整等

（他の関係主体）
地方公共団体等（事業施行者）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
総合物流施策大綱（2017 年度～2020 年度）（平成 29 年 7 月 28 日）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
８０	８７	９２	９６	１０３

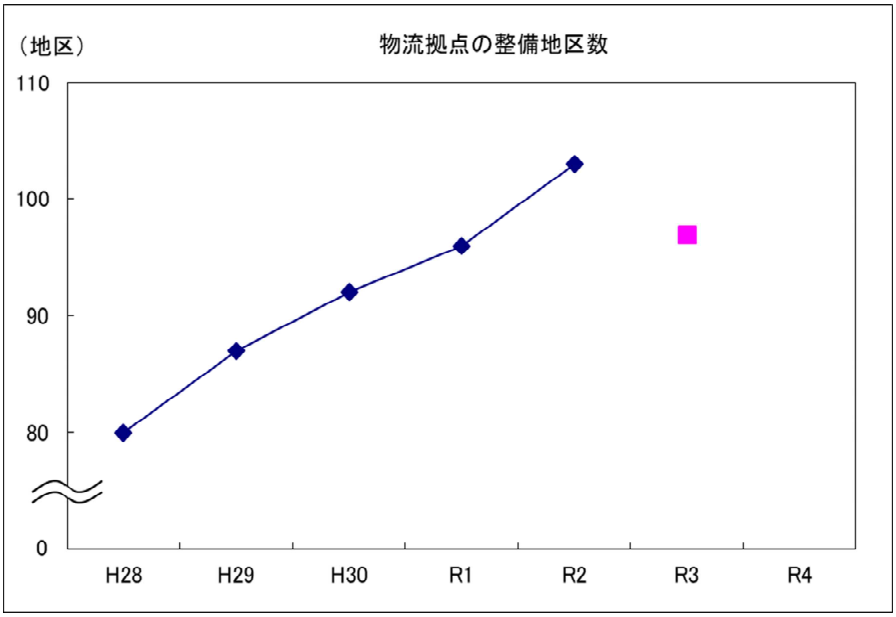

主な事務事業等の概要

○流通業務市街地の整備の推進

流通業務市街地の整備に関する法律の適切な運用等に基づき、流通業務市街地の整備推進を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和２年度までの実績値は１０３地区であり、前年度比で７件増加している。実績値が目標値を上回っており、今後、令和３年度にはさらに４地区の整備完了を予定しており、目標年度である令和３年度までに、整備完了地区数の目標値である９７地区を超える物流拠点の整備完了を達成している。

（事務事業等の実施状況）

流通業務立地等の円滑化を図るため、主として物流拠点の整備を行う地方公共団体から構成される流通業務市街地整備連絡協議会等において、意見交換や普及促進等を行うとともに、社会資本整備総合交付金等の支援制度の活用により物流用地の整備を推進するなど、物流拠点の整備に資する取組を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業務指標の実績値は着実に推移し、目標年度の到達前に目標を達成したことから、現在の施策を着実に推進することが適切であり、Ａと評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していくこととしており、本業績指標の見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局市街地整備課（課長　菊池　雅彦）
関係課：該当なし

業績指標１０３

東京圏鉄道における混雑率

（①主要 31 区間のピーク時の平均混雑率*、②180%超の混雑率となっている区間数*）

評　価

①B ②B	目標値：①150%　②０区間（令和２年度） 実績値：①集計中 ②集計中（令和２年度） ①163%　②11 区間（令和元年度） 初期値：①165%　②14 区間（平成 25 年度）

（指標の定義）

東京圏のＪＲ、民鉄及び地下鉄における①主要区間の平均混雑率、および②個別路線のピーク時混雑率が 180%を超える区間数

- 東京圏とは、東京都心部を中心とする概ね半径 50 ㎞の範囲をいう。
- 混雑率とは、最混雑時間帯 1 時間あたりの列車の混み具合を示す数値であり、輸送人員÷輸送力 100（%）で算出されるものである。

業績目標の初期値、165%については、各事業者から報告のあった主要 31 区間の混雑率の平均値である。

（目標設定の考え方・根拠）

東京圏の鉄道の混雑率については緩和を図る必要があり、第 18 号答申及び旧交通政策基本計画（2015 年（平成 27 年）閣議決定）において定められた、①ピーク時における主要 31 区間の平均混雑率を 150%とする目標及びピーク時における個別路線の最混雑区間の混雑率を 180%以下とする目標を目指してきたところである。

今般、新型コロナウイルスの影響を受け、各企業等においてテレワークや時差出勤等の混雑回避の取組が進められている。

今回の結果は新型コロナウイルスの影響を受けた特殊な環境下におけるものであるが、人々が意識を共有し、テレワークや時差出勤等により適切に行動を変容させれば、長年の懸案である都市鉄道などの交通混雑が顕著に緩和できることが明らかになった。

（外部要因）

新型コロナウイルスの影響

（他の関係主体）

地方公共団体（協調補助）、鉄道事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

交通政策基本計画（平成 27 年２月 13 日閣議決定）

【閣決（重点）】

なし

【その他】

交通政策審議会答申第 198 号「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」（平成 28 年４月 20 日）

過去の実績値　（年度）

Ｈ２５	Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
①165% ②14 区間	①165% ②14 区間	①164% ②12 区間	①165% ②12 区間	①163% ②11 区間	①163% ②11 区間	①163% ②11 区間	①集計中 ②集計中

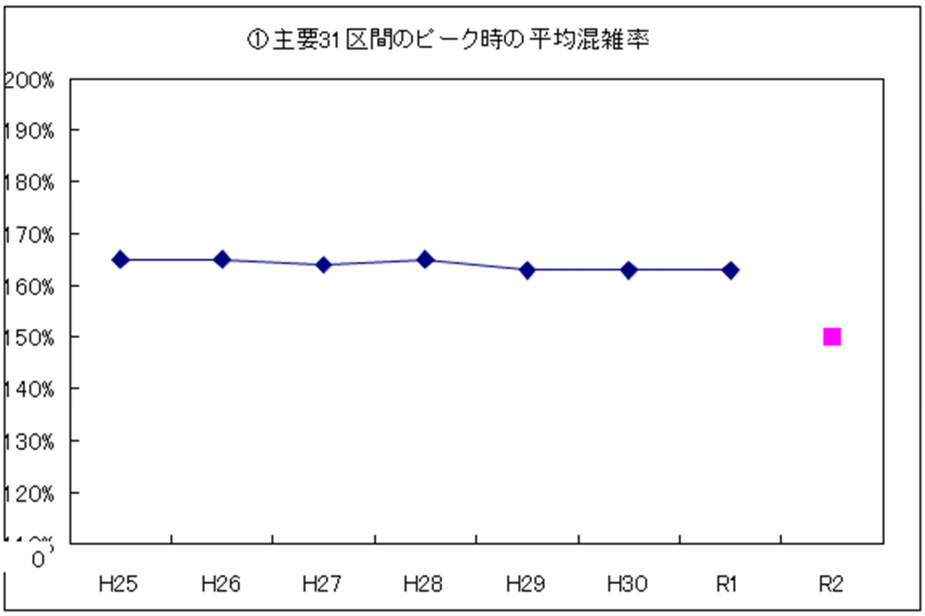

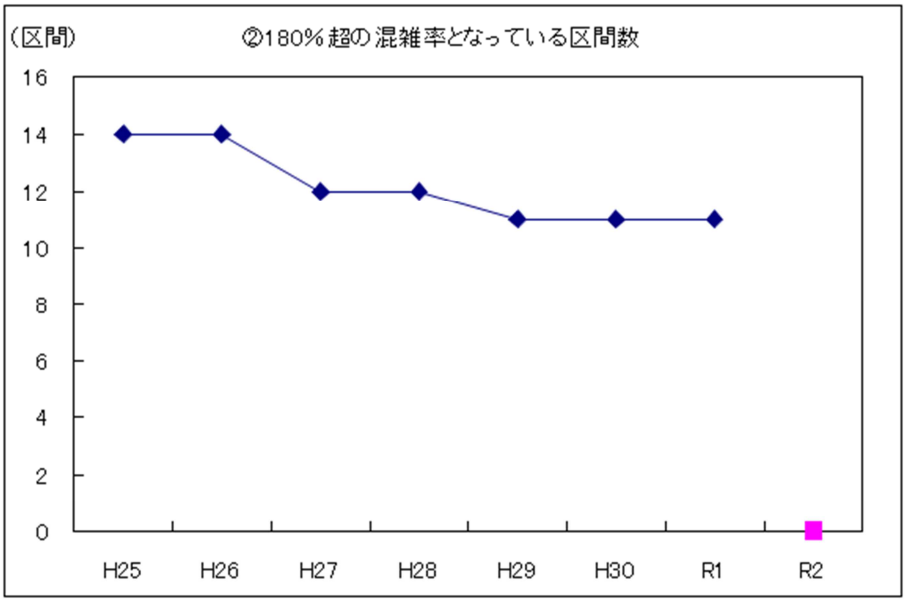

主な事務事業等の概要

	・地下高速鉄道整備事業費補助 大都市圏における交通混雑の緩和等のために、地下高速鉄道の整備を推進する。 予算額　４６億円（平成３０年度） ６０億円（令和元年度） ・都市鉄道利便増進事業費補助 都市鉄道等利便増進法に基づく速達性向上事業による連絡線の建設費の一部(国の補助率は対象事業費の３分の１）を補助している。 予算額　１１６億円（平成３０年度） １１６億円（令和元年度） （税制特例） ・都市鉄道等利便増進事業法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルの特例措置 固定資産税　非課税

	・新規営業路線に係る鉄道施設の特例措置 固定資産税　最初の５年間　１／３、その後５年間　２／３ ・新設された変電所に係る償却資産の特例措置 固定資産税　５年間　３／５ ・低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置 固定資産税　５年間　２／３ ・都市鉄道等利便増進事業法に基づく速達性向上事業により取得した鉄道施設に係る特例措置 固定資産税・都市計画税　５年間　２／３ ・東京圏の主要区間等の混雑率の見える化によるオフピーク通勤の促進 東京圏の主要３１路線等の路線について、ピークサイド（最混雑時間帯の前後の１時間の平均）を平成 29 年度より公表開始。鉄道利用者や企業等への見える化により、オフピーク通勤を推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和２年度の実績値は集計中であるが、平成 29 年度以降の都市鉄道（東京圏）の混雑率は、横ばいの傾向が続いてきた。現時点で、目標は令和 2 年度中に確実に達成するとは判断できないため、B と評価した。

（事務事業等の実施状況）

・地下高速鉄道整備事業費補助については、準公営事業者に対する補助率を平成 13 年度より公営事業者並みに高めた。
・都市鉄道等利便増進法に基づく連絡線等の整備に対する補助として、平成 17 年度に都市鉄道利便増進事業費補助を創設した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和２年度の実績値は集計中であるが、新型コロナウイルスの影響を受けた特殊な環境下において、混雑率緩和が加速した点は事実である。人々が意識を共有し、テレワークや時差出勤等により適切に行動を変容させれば、長年の懸案である都市鉄道などの交通混雑が顕著に緩和できることが明らかになった。

このため、第 2 次交通政策基本計画（令和 3 年 5 月 28 日閣議決定）では、「ポストコロナ時代における鉄道の利用実態を踏まえ、企業や利用者の理解の下、分散乗車・混雑緩和等の方策を検討するとともに、これらを実現するための鉄道の運賃のあり方について検討を行う」こととしている。

本業績指標については、今後、同基本計画を踏まえ、あり方を検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 鉄道局都市鉄道政策課（課長　金指和彦）
関係課：

業績指標１０４
東京圏の相互直通運転の路線延長*

評　価	
A	目標値：947km（令和 4 年度） 実績値：975km（令和 2 年度） 初期値：880km（平成 25 年度）

（指標の定義）
東京圏における都市鉄道のうち、複数の事業者による相互直通運転の実施区間の延長。
（目標設定の考え方・根拠）
東京圏における都市鉄道のネットワークが相当程度充実されている現状において、そのネットワークを有機的に活用して都市鉄道の利用者の利便を増進することの重要性が増大していることに鑑み、目標年次までの新規路線の開業見込みも踏まえ、複数の事業者によって相互直通運転が実施されている区間の延長を指標として設定。
（外部要因）
事業計画、開業年度の変更
（他の関係主体）
鉄道事業者（事業主体）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
交通政策基本計画（平成 27 年 2 月 13 日閣議決定）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
交通政策審議会答申第 198 号「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」（平成 28 年 4 月 20 日）

過去の実績値　（年度）

Ｈ２５	Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
８８０km	８８０km	８８０km	８８０km	８８４km	８８４km	９７５km	９７５km

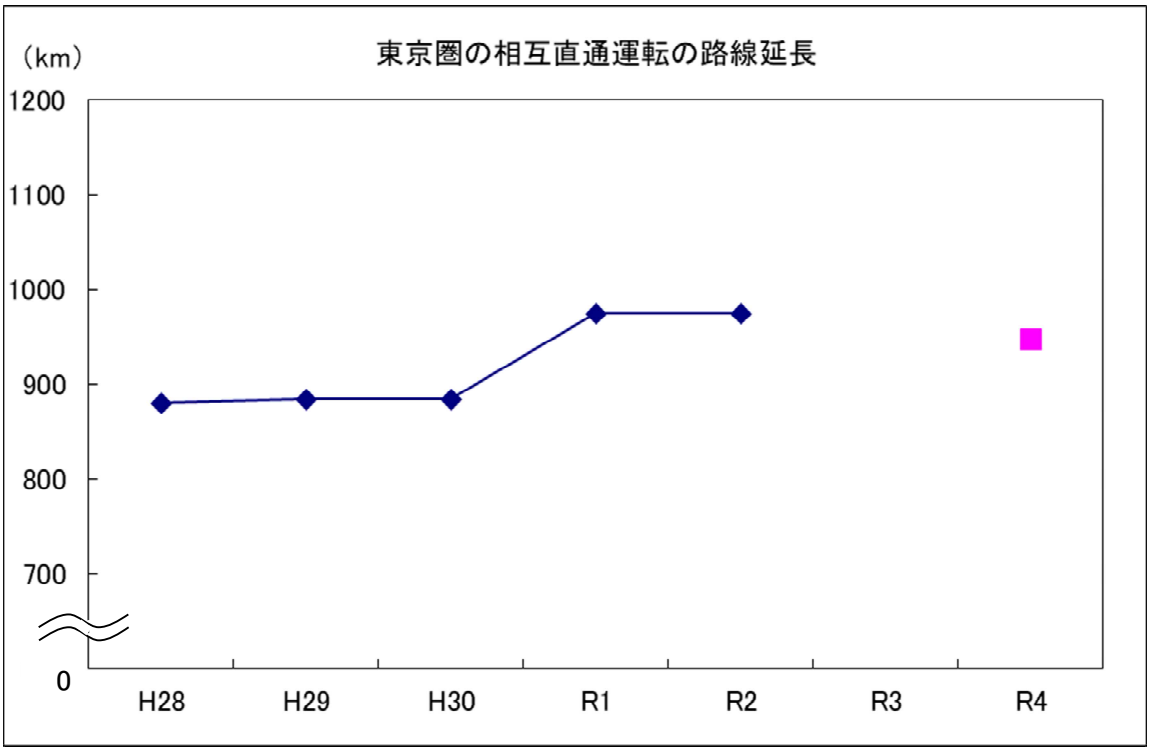

主な事務事業等の概要

・都市鉄道利便増進事業費補助
都市鉄道等利便増進法に基づく速達性向上事業による連絡線の建設費等の一部（国の補助率は対象事業費の３分の１）を補助している。
予算額　１１６億円（令和元年度）
　　１１６億円（令和２年度）

（税制特例）
・都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルの特例措置
　固定資産税　非課税
・新規営業路線に係る鉄道施設の特例措置
　固定資産税　最初の５年間　１／３、その後５年間　２／３
・新設された変電所に係る償却資産の特例措置
　固定資産税　５年間　３／５
・低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置
　固定資産税　５年間　２／３
・都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に係る特例措置
　固定資産税・都市計画税　５年間　２／３

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
・令和 4 年度目標としていた 947km は神奈川東部方面線（相鉄・JR 直通線）開業及びそれに伴う相鉄線の運行計画変更、京王線及び千代田線の運行計画変更により令和 2 年度実績値において達成しているところである。

（事務事業等の実施状況）
・都市鉄道等利便増進法に基づく連絡線等の整備に対する補助として、平成 17 年度に都市鉄道利便増進事業費補助を創設した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標については、令和 2 年度実績値において目標を達成していることから A と評価した。
・第 2 次交通政策基本計画（令和 3 年 5 月 28 日閣議決定）では、985km（令和 7 年度）とする新たな目標を設定したところであり、本業績指標については、今後、同基本計画を踏まえ見直しについて検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　鉄道局都市鉄道政策課（課長　金指和彦）

業績指標１０５
地域公共交通計画の策定件数*

評　価	
B	目標値：１，２００件（令和６年度） 実績値：６１８件（令和２年度） 初期値：５８５件（令和元年度）

（指標の定義）
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）に基づく地域公共交通計画の策定件数

（目標設定の考え方・根拠）
平成２６年度の改正地域公共交通活性化再生法施行以降、地域交通に関するマスタープランである地域公共交通計画（旧：地域公共交通網形成計画）が令和３年３月末現在で６１８件策定されており、地域の実情に応じた持続可能な地域交通の形成に向けた取組が進められている。

また、令和２年１１月に施行された改正地域公共交通活性化再生法では、原則としてすべての地方公共団体において地域公共交通計画の策定を努力義務化することに加え、複数の市町村が共同して、都道府県に対し、地域公共交通計画を作成するよう要請することができることとしている。これらの団体に対して、計画策定と事業実施のそれぞれにおいて、財政面で支援するとともに、ノウハウ面や地方公共団体の体制強化の面でも支援の充実を図り、地域における計画策定の取組を促進し、計画策定の倍増を目指す。

（外部要因）
地方公共団体による関係者との調整

（他の関係主体）
総務省、国家公安委員会、地方公共団体（計画策定主体）、交通事業者等

（重要政策）

【施政方針】
なし

【閣議決定】
・持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和２年法律第３６号）
・「経済財政運営と改革の基本方針２０２０」（令和２年７月１４日）
２．「新たな日常」が実現される地域社会づくり、安全・安心の確保
・「成長戦略フォローアップ」（令和２年７月１７日）
５．モビリティ
・「まち・ひと・しごと創生基本方針２０２０」（令和２年７月１７日）
４.ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

【閣決（重点）】
なし

【その他】
なし

過去の実績値（件）　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
２７３	４１０	５００	５８５	６１８

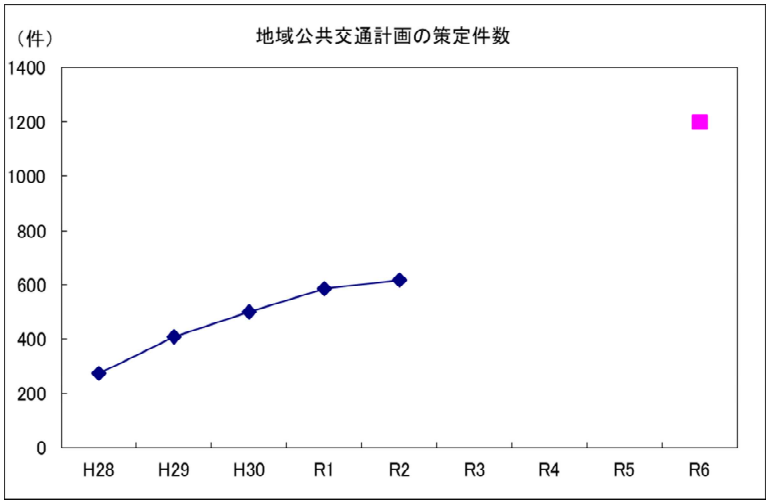

主な事務事業等の概要

○地域公共交通確保維持改善事業

多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。

（令和２年度予算額２０４億円）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和２年度末時点での実績値は６１８件となっており、毎年度策定件数は伸びているが、順調ではない。

（事務事業等の実施状況）

地域公共交通の維持・活性化の推進に向け、地方公共団体向けのセミナー・研修の開催等のノウハウ支援に加え、平成２３年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、地域公共交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取組を支援している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

地域公共交通計画の策定件数の実績値は上記のとおりであり、目標の達成に向けて順調に推移しているとは言えないため、評価は「B」とした。今後も、計画策定の努力義務化や「補助と計画の連動」などにより、一定のペースで計画の策定は進んでいくものと考えられるが、地域公共交通計画の策定にあたっては、具体的な運行計画の検討や、地方公共団体による交通事業者や住民との調整が必要となるなど、多大な時間と労力を要する。引き続き、地域公共交通活性化再生法の趣旨を踏まえた質の高い計画が策定されるよう、地方公共団体への支援を行っていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局地域交通課（課長：原田　修吾）
関係課： 鉄道局鉄道事業課（課長：木村　大）
自動車局旅客課（課長：大辻　統）
海事局内航課（課長：秋田　未樹）
航空局ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室（室長：植木　隆央）
都市局都市計画課（課長：堤　洋介）

業績指標１０６
地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数*

評　価	
B	目標値：２００件（令和６年度） 実績値：５５件（令和２年度） 初期値：５１件（令和元年度）

（指標の定義）
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）に基づく地域公共交通特定事業の実施計画認定総数

（目標設定の考え方・根拠）
平成１９年の地域公共交通活性化再生法施行以降、令和３年３月末で５５件の地域公共交通特定事業（軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、鉄道事業再構築事業、地域公共交通再編事業（現：地域公共交通利便増進事業）、鉄道再生事業）の実施計画が国土交通大臣の認定を受けている。また、令和２年１１月に施行された改正地域公共交通活性化再生法では、原則として全ての地方公共団体において地域公共交通に関するマスタープランとなる地域公共交通計画の策定を努力義務化することに加え、地域公共交通特定事業として、「地域公共交通利便増進事業」、「地域旅客運送サービス継続事業」、「貨客運送効率化事業」を創設したところ。

なお、これらの計画の策定にあたっては、地方公共団体による交通事業者や住民等の地域の関係者との調整が必要となるなど、多大な時間と労力を要するが、地方公共団体に対して、財政面・ノウハウ面で支援を行っていくことにより、令和６年度までに認定件数が２００件を超えることを実現する。

（外部要因）
地方公共団体による関係者との調整

（他の関係主体）
総務省、国家公安委員会、地方公共団体（計画策定主体）、交通事業者等

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和２年法律第３６号）
・「経済財政運営と改革の基本方針２０２０」（令和２年７月１４日）
２．「新たな日常」が実現される地域社会づくり、安全・安心の確保
・「成長戦略フォローアップ」（令和２年７月１７日）
５．モビリティ
・「まち・ひと・しごと創生基本方針２０２０」（令和２年７月１７日）
４.ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値（件）　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
２７	３６	４６	５１	５５

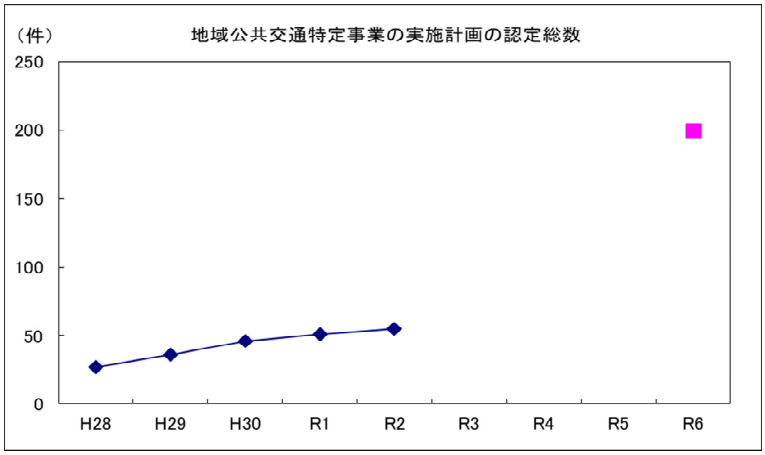

主な事務事業等の概要

○地域公共交通確保維持改善事業

多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。

（令和２年度予算額２０４億円）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和２年度末時点での実績値は５５件となっており、毎年度認定総数は伸びているが、順調ではない。

（事務事業等の実施状況）

地域公共交通の維持・活性化の推進に向け、地方公共団体向けのセミナー・研修の開催等のノウハウ支援に加え、平成２３年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、地域公共交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取組を支援している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数の実績値は上記のとおりであり、目標の達成に向けて順調に推移しているとは言えないため、評価は「B」とした。今後も、一定のペースで実施計画の策定及び認定は進んでいくものと考えられるが、地域公共交通特定事業の実施計画の策定にあたっては、具体的な運行計画の検討や、地方公共団体による交通事業者や住民との調整が必要となるなど、多大な時間と労力を要する。引き続き、地域公共交通活性化再生法の趣旨を踏まえた質の高い計画が策定されるよう、地方公共団体への支援を行っていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局地域交通課（課長：原田　修吾）
関係課： 鉄道局鉄道事業課（課長：木村　大）
自動車局旅客課（課長：大辻　統）
海事局内航課（課長：秋田　未樹）
航空局ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室（室長：植木　隆央）
都市局都市計画課（課長：堤　洋介）

業績指標１０７
地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率

評　価	
B	目標値：減少率を毎年度縮小 実績値：－２．３％（令和元年度） 初期値：－１．０％（平成２８年度）

（指標の定義）
地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率を毎年度縮小させる。

（目標設定の考え方・根拠）
平成２６年度の改正地域公共交通活性化再生法施行以降、地域交通に関するマスタープランである地域公共交通計画（旧：地域公共交通網形成計画）が令和３年３月末現在で６１８件策定されており、持続可能で地域の実情に応じた地域交通の形成に向けた取組が進められている。

また、令和２年１１月に施行された改正地域公共交通活性化再生法では、原則としてすべての地方公共団体において地域公共交通計画の策定を努力義務化した上で、交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら公共交通の改善や移動手段の確保に取り組める仕組みを拡充するとともに、特に過疎地などでは、地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応する取組を推進することとしている。これらの取組により、地域における持続可能な地域公共交通の実現を図るため、地域公共交通計画に係るアウトカム指標として、公共交通による毎年度輸送人員の減少率を縮減させるという指標を設定する。

（外部要因）
人口減少、少子高齢化、地方都市の市街地内の人口密度低下、地方部における高齢者を含めたマイカー分担率の高さ、地方部の事業者の経営悪化、乗合バス運転手の人手不足、訪日外国人の増加に伴う需要増、MaaS 等課題解決に資する新技術の開発等

（他の関係主体）
地方公共団体

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
・新経済・財政再生計画改革工程表（令和２年１２月１８日）
３．新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

過去の実績値　（年度）

Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１
－	－１．０％	－１．７％	０．６％	－２．３％

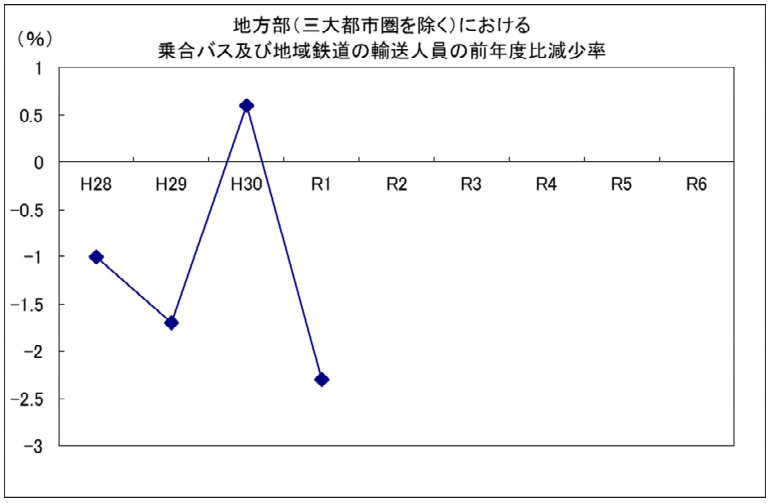

主な事務事業等の概要

○地域公共交通確保維持改善事業

多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。

（令和２年度予算額２０４億円）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和元年度末の実績値は－２．３％であり、減少率は２．９％大きくなったため、順調ではないといえる。

本指標をアウトカムと捉えた場合、アウトプット指標となる指標の動向を分析すると、業務指標１０５「地域公共交通計画の策定件数」及び業務指標１０６「地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数」は目標に向かって順調とは言えないため、地域公共交通ネットワークの再構築について地方公共団体における取組を更に加速させる必要がある。

（事務事業等の実施状況）

地域公共交通の維持・活性化の推進に向け、地方公共団体向けのセミナー・研修の開催等のノウハウ支援に加え、平成２３年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、公共交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取組を支援している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値が目標を達成できていないことから、「B」と評価した。

本業績指標には、人口減少、少子高齢化、地方都市の市街地内の人口密度低下、地方部における高齢者を含めたマイカー分担率の高さ、地方部の事業者の経営悪化、乗合バス運転手の人手不足、訪日外国人の増加に伴う需要増、ＡＩ等課題解決に資する新技術の出現や新モビリティサービスの構築など様々な外部要因が複合的に関わっている。

今後も、計画策定を通じ、持続可能な地域の実情に応じた地域公共交通ネットワークの維持・確保の取組を支援していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　総合政策局地域交通課（課長：原田　修吾）
関係課：　鉄道局鉄道事業課地域鉄道支援室（室長：塩崎　浩一）
　　自動車局旅客課（課長：大辻　統）

業績指標１０８
バスロケーションシステムが導入された系統数*

評　価	
A	目標値：１７，０００系統（令和２年度） 実績値：２４，８９３系統（令和元年度） 初期値：１１，６８４系統（平成２４年度）

（指標の定義）
バスロケーションシステム（無線通信やＧＰＳなどを利用してバスの走行位置をバス停等で表示し、バス待ち客の利便を向上するシステム）を導入した乗合バスの系統数

（目標設定の考え方・根拠）
公共交通機関の利用者利便向上のための施策の進捗状況を図る指標として、これまでの伸び率を踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
バス事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】
なし

【閣議決定】
交通政策基本計画（平成２７年２月１３日）「歩行者や公共交通機関の利用者に対してバリアフリー情報、経路情報等の交通に関する情報を低コストで分かりやすく提供するため、スマートフォンや各種情報案内設備等を利用した交通に関する情報の提供方策を検討する。」第２章．基本的方針Ａ．目標④

【閣決（重点）】
なし

【その他】
なし

単位：系統数

過去の実績値				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
１８，５６５	２１，６７８	２３，０４３	２４，８９３	集計中

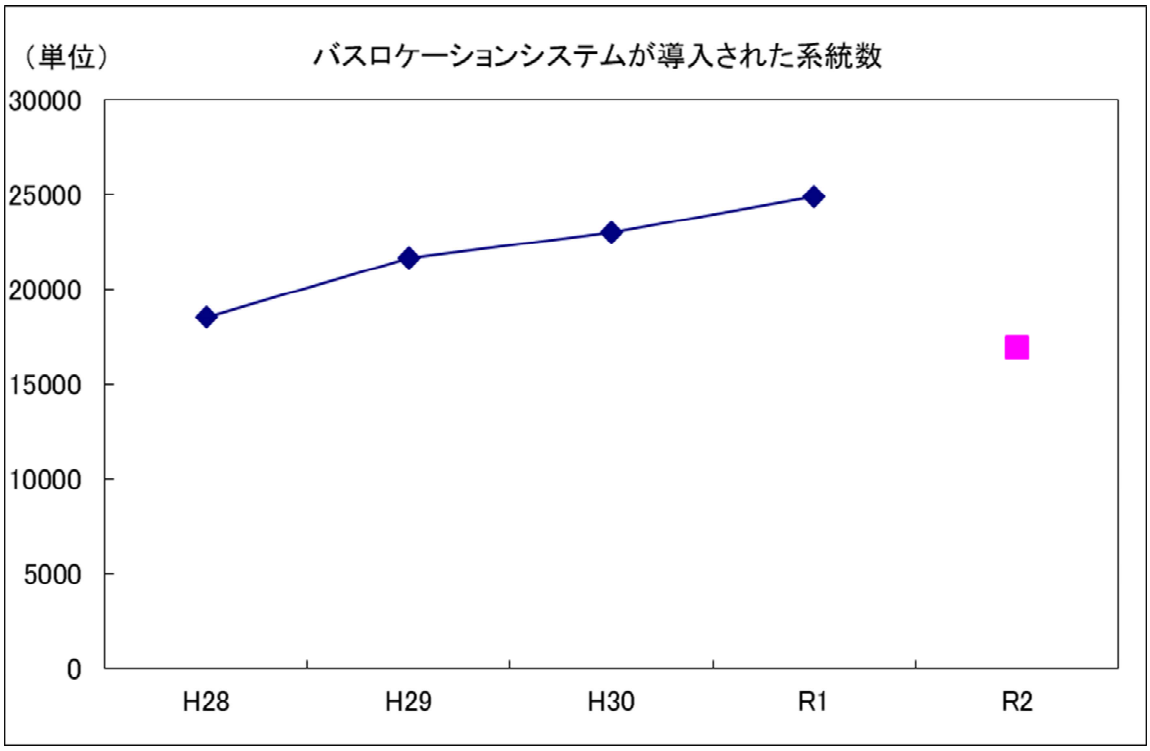

主な事務事業等の概要

○訪日外国人旅行者数４，０００万人、６，０００万人の実現に向け、滞在時に快適性及び観光地までの移動円滑化を図るため、訪日外国人旅行者の受入環境整備を行うための緊急対策を促進する。
・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）予算額５４億円の内数（令和元年度）

○「観光先進国」の実現に向けて、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、旅行環境整備に係る対策を促進する。
・観光振興事業（公共交通利用環境の革新等事業）予算額４４億円の内数（令和元年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和２年度の実績値は集計中であるが、バスロケーションシステムを導入した乗合バスの系統数の実績値は、令和元年度に２４，８９３系統に達しており、目標値を達成している。「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）」「観光振興事業（公共交通利用環境の革新等事業）」を有効に活用することで実績値は増加するものと考えられる。

（事務事業等の実施状況）

バスロケーションシステムの導入等に対しては、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）」および「観光振興事業（公共交通利用環境の革新等事業）」において、令和元年度に４１件の補助を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和元年度の実績値は２４，８９３系統に達しており、目標値１７，０００系統を達成しているため「A」と評価した。バスの利便性向上への取組は積極的に推進しているところであるが、訪日外国人旅行者向けの対応がされていないバス停や情報提供のあり方など、解消すべき課題が残っている。

そこで、今後も補助制度の活用や関係機関との協力等により、バス事業者のインバウンド対応のための取組を支援し、訪日外国人旅行者が安心かつ円滑に目的地へ到着できるよう環境整備に取り組んでいく必要がある。

引き続き「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）」及び「観光振興事業（公共交通利用環境の革新等事業）」による支援を行うこととしたい。

以上を踏まえ、今後も継続的にバスロケーションシステムの導入を促進するため、実績値の推移等を勘案し、本業績指標について見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 自動車局　旅客課（課長　大辻　統）
関係課： 該当なし

業績指標１０９
地方バス路線の維持率

評　価	
B	目標値：１００％（令和５年度） 実績値：９８．６％（令和２年度） 初期値：９７．１％（平成２０年度）

（指標の定義）
「地方バス路線」とは、地域間幹線系統における生活交通確保のため、協議会での協議結果に基づき策定した生活交通確保維持改善計画において維持が必要とされた広域的・幹線的路線であって、国土交通大臣が認定したものをいう。「維持率」とは、国土交通大臣が認定した地域間幹線系統（毎年度認定）に対して引き続き運行されている当該系統（翌年度末）の割合。
（分子）＝評価年度末に引き続き運行されている地域間幹線系統数
（分母）＝評価前年度に国土交通大臣が認定した地域間幹線系統数

・初期値
分子：１，８６５系統
分母：１，９２０系統

・直近値
分子：１，４８９系統
分母：１，５０９系統

（目標設定の考え方・根拠）
協議会策定の計画において維持が必要とされ、国が支援することとした地域間幹線系統が維持されることを目指す。
（外部要因）
なし
（他の関係主体）
総務省（地方財政措置）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

単位：％

過去の実績値（%）　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
９８．６	９８．５	９８．６	９８．０	９８．６

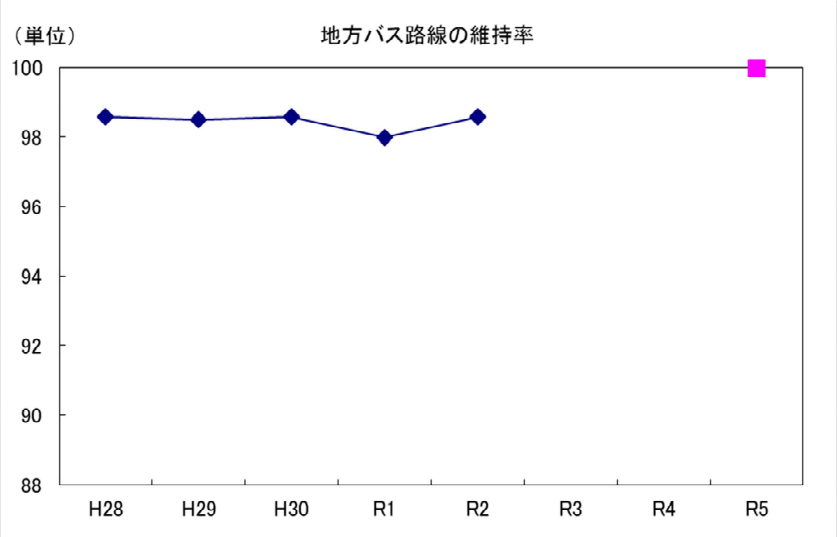

主な事務事業等の概要

生活交通路線維持対策の実施

国と地方の適切な役割分担のもと、地域協議会において維持・確保が必要と認められ、国が定める基準に適合する広域的・幹線的路線に対してその維持対策費を補助する。

・地域公共交通確保維持改善事業　予算額 204 億円の内数（令和２年度当初）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 13 年度から国と地方の役割分担のもと、国は広域的・幹線的路線に重点化して支援してきており、令和２年度の実績値は９８．６％である。

これは、国が認定した令和２年９月末の系統数 1,５０９系統のうち、令和３年３月末までに２０系統が廃止となったためであるが、その内訳は、地域の関係者による協議を通じた類似系統の再編（１０系統）等によるもので、実質的には地域の生活交通は確保されており、毎年度ほぼ同じ割合で推移しているため、地域公共交通の維持というアウトカムは一定程度達成されているものと考えられる。また、「地域公共交通確保維持改善事業」や、令和３年度に延長された都道府県の条例で定める路線におけるバス車両に係る税制特例措置を有効に活用することで実績値は増加するものと考えられるが、目標値の達成は容易でない。

なお、国及び地方公共団体の補助によるもののほかに、バス事業者の自助努力により、地域の足の確保が図られてきているが、バス事業者を取り巻く経営環境は依然厳しいことから、利用者数の減少の著しい系統や運行区間が重複している系統を再編することにより運行コストの低減が図られているところである。

（事務事業等の実施状況）

令和２年度においても国と地方の役割分担のもと、国は広域的・幹線的路線に重点化して支援し、生活交通路線維持対策を引き続き行っており、「地域公共交通確保維持改善事業」として１４８９系統の補助を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

実質的に地域の生活交通は確保されているものの、実績値の推移から推察し、「B」と評価した。

地方バス路線に関しては、「地域公共交通確保維持改善事業」や令和３年度に都道府県の条例で定める路線におけるバス車両に係る税制特例措置が延長されたことから、地域特性や実情に対応した最適な地域公共交通のネットワークの確保・維持を可能とするため、地域公共交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行を支援しているところ。

国土交通省としては、今後の人口減少が見込まれる中で、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成のため、地域の関係者に対して、地域の特性を十分踏まえた生産性向上のための取組の推進を促し、当該事業により、最適な地域公共交通のネットワークの確保・維持が行われるよう、効率的・効果的に支援を行うとともに、引き続き、地域の生活交通に支障が生じないよう、地域協議会に参画していくなどして支援を行って参りたい。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　自動車局　旅客課（課長　大辻　統）

関係課：

業績指標１１０
航路、航空路が確保されている有人離島の割合（①航路、②航空路)*

評　価

①A	目標値：①１００％(令和２年度) 実績値：①１００％(令和２年度) 初期値：①１００％(平成２４年度)

（指標の定義）
① 分母は架橋されていない及び海上公共交通に依存している有人離島、分子は海上運送法に規定する旅客定期航路または不定期航路が確保されている離島。

（目標設定の考え方・根拠）
① 離島住民の生活の足として公共交通を確保するため、有人離島の交通手段確保に向けた取組状況を測る指標として、現存する離島航路を今後とも確実に維持すべく設定。

（外部要因）
① 特記事項なし。

（他の関係主体）
① 地方公共団体（事業主体）
民間事業者（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点)】
なし
【その他】
なし

過去の実績値(年度)　　単位：％

	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
①	１００	１００	１００	１００	１００	１００

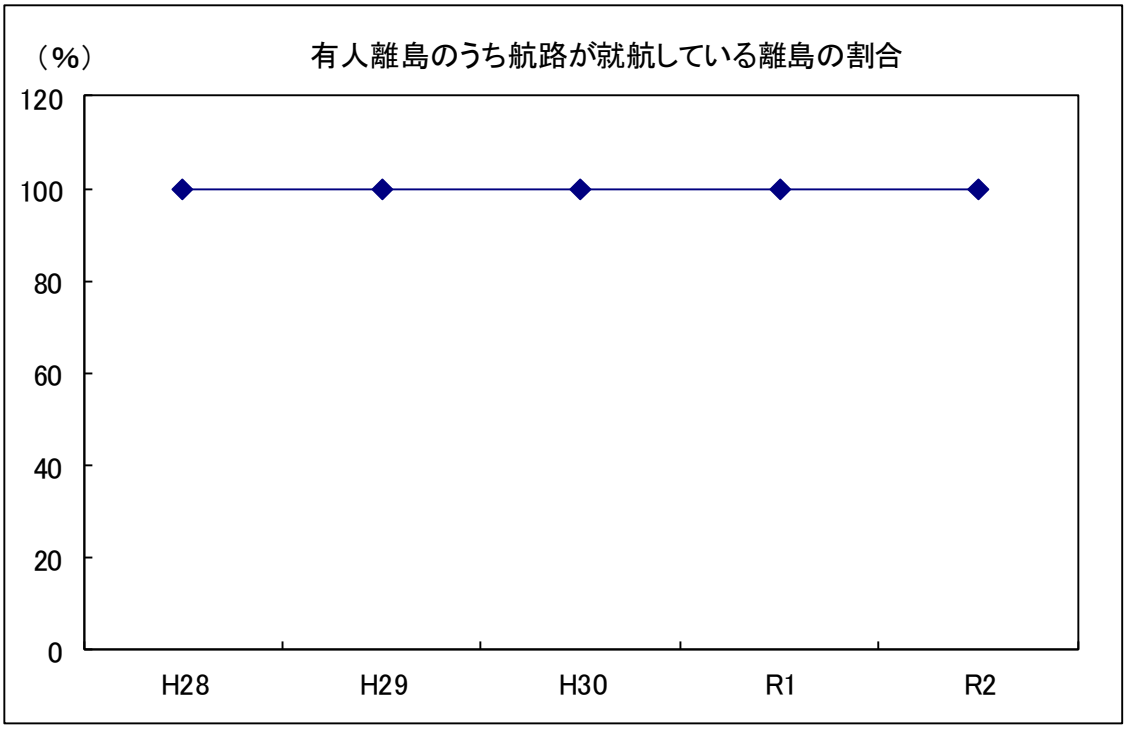

主な事務事業等の概要

① ・離島航路の維持・改善を図り、民生の安定及び向上に資するため、離島航路事業者に対し、その欠損の一部を支援する。
・離島航路の安定的運航、利便性を図り、もって、離島における生活・生産条件の格差是正及び離島の産業振興等に資するため、公設民営化のための船舶買収・建造や省エネ化・小型化への代替建造を行う場合に、その建造費の一部を支援する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

① 令和２年度の架橋等されていない及び海上公共交通に依存している有人離島において、旅客定期航路または不定期航路が確保されたことから、実績値は１００％で順調である。

（事務事業等の実施状況）

① ・令和２年度離島航路運営費補助６３．５億円を確保し、１２５航路１１２事業者に交付した。
・令和２年度離島航路構造改革補助６．５億円を確保し、２２事業者に交付した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

① 離島航路の運営費補助及び構造改革補助を積極的に活用することにより、離島住民の唯一の生活航路の確保を図ってきたところであり、１００％を維持するとの目標を達成していることから、「A」と評価した。
今後も、離島航路事業者の経営状況は人口の減少、高齢化の進展等により、さらに厳しい状況にあるが、引き続き離島航路の維持のために必要な支援をする。なお、第 5 次社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日閣議決定）及び第 2 次交通政策基本計画（令和 3 年 5 月 28 日閣議決定）において、引き続き 100％を維持する（令和 7 年度）目標を掲げたところであり、それら計画を踏まえ、今後、本業績指標について見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：①海事局内航課（課長　秋田　未樹）
②航空局航空ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室
関係課：

業績指標 110
航路、航空路が確保されている有人離島の割合 ＊（①航路、②航空路）

評　価	
②B	目標値：100%（令和２年度） 実績値： 96%（令和２年度） 初期値：100%（平成 23 年度）

（指標の定義）
②平成 24 年度において航空輸送を確保するために必要な機能等が維持されている空港を有し、かつ近隣都市へ代替交通手段で移動すると概ね２時間以上かかる有人離島（北海道２空港、東京都５空港、島根県１空港、長崎県３空港、鹿児島県６空港、沖縄県８空港）のうち、当該年度で航空輸送が確保されている離島の割合。
（分子）＝当該年度において航空輸送が確保されている離島数
（分母）＝平成 24 年度において航空輸送を確保するために必要な機能等が維持されている空港を有し、かつ近隣都市へ代替交通手段で移動すると概ね２時間以上かかる有人離島数

（目標設定の考え方・根拠）
②生活交通手段として航空輸送が必要な離島について、その維持を図ることにより、住民の生活の足を確保することを目標とする。また長期的にも 100%を維持することを目標とする。

（外部要因）
②・船舶等代替交通機関へのシフト
・人口減少等による利用者減に伴う収益悪化

（他の関係主体）
②・都道府県（国と協調または独自で離島航空路線維持対策を実施）
・航空運送事業者（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
96%	100%	96%	96%	96%

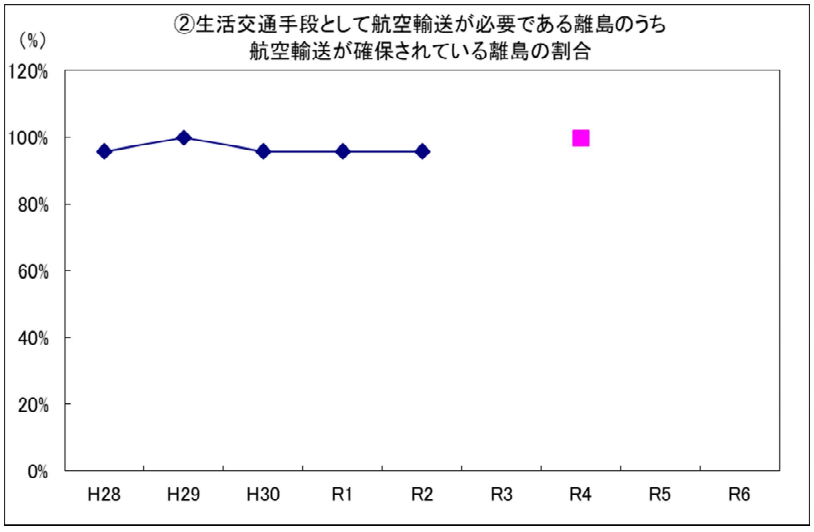

主な事務事業等の概要

②離島住民の日常生活に重要な役割を果たしている離島航空路について、安定的な輸送の確保のため運航費補助を実施するとともに、人の往来に要する費用の低廉化のため離島住民運賃割引を実施。

※令和２年度予算額：地域公共交通確保維持改善事業 204 億円の内数

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

②対象となる 25 の有人離島のうち、１つの有人離島について航空輸送が確保されていない状況が継続している。

当該離島において航空輸送が確保されていないのは、運送事業者が平成 27 年に当該離島空港において事故を起こし、安全管理体制上の問題等から事業改善命令が発出されたこと等から長期間運航できない状態となり、平成 30 年１月から一時的に運航を再開したものの、損失見込みが過大であることから平成 30 年４月以降同路線の運航が再び休止していることによるものである。

（事務事業等の実施状況）

②令和２年度は、６事業者 14 航空路に対して補助を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

②令和２年度は、上記のとおり一部の有人離島において航空輸送が確保されず、実績値が 96%となったため、「B」評価とした。

離島航空路線は、離島住民の日常生活及び経済活動に必要な交通手段であり、競争力が弱く、コスト面で割高な離島航空路線の維持には、国による最低限の支援措置が必要不可欠であることから、現在の施策を維持するとともに、効果的な支援について引き続き検討する。休止している路線については、運航再開に向けた関係者との調整等を加速する。

なお、第 5 次社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日閣議決定）及び第 2 次交通政策基本計画（令和 3 年 5 月 28 日閣議決定）において、100％（令和 7 年度）の目標を掲げたところであり、それら計画を踏まえ、引き続き長期的に 100％を維持することを目標とする。本業績指標についても見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局航空ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室（室長：植木　隆央）
関係課：

業績指標１１１
鉄道事業再構築実施計画（鉄道の上下分離等）の認定件数*

評　価

A	目標値：１０件　（令和２年度） 実績値：１０件　（令和２年度） 初期値：４件　（平成２５年度）

（指標の定義）
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、鉄道の上下分離等のために地方自治体と鉄道事業者が共同で作成する「鉄道事業再構築事業実施計画」について、国土交通大臣が認定した件数。

（目標設定の考え方・根拠）
経営の厳しい地域鉄道を存続させるための公有民営方式の導入状況を測る指標として、これまでの伸び率を踏まえつつ、今後の取組を見込んで令和２年度までに１０件の認定を目標とする。

（外部要因）
地元関係者間での協議

（他の関係主体）
地方公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会（地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体、関係する公共交通事業者など）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値（件）　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
８	９	１０	１０	１０

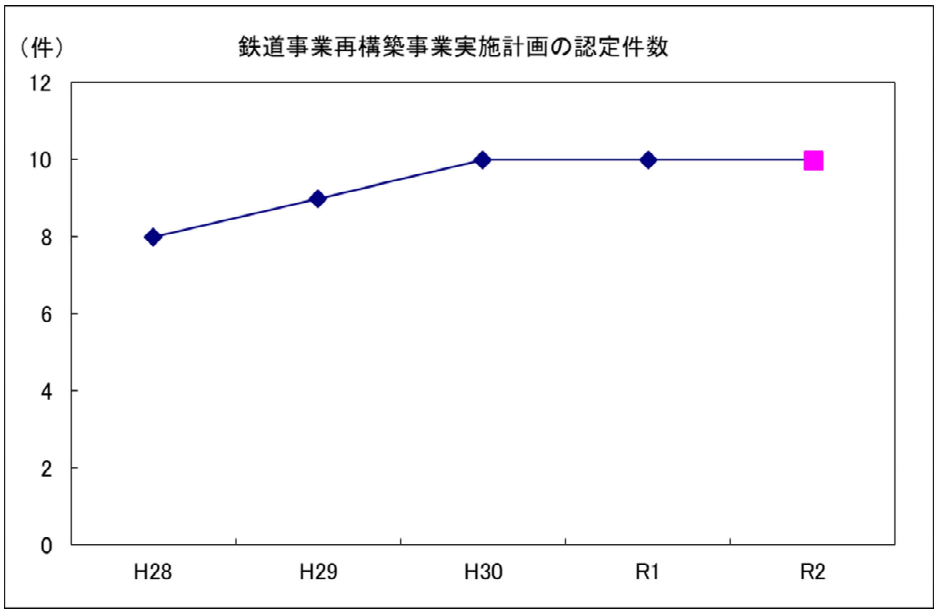

主な事務事業等の概要

【鉄道事業再構築事業】
継続が困難又は困難となるおそれのある旅客鉄道事業を対象として、地方公共団体等と鉄道事業者が共同で鉄道事業再構築事業の計画を作成し、国土交通大臣が認定を行っている。

○過去の認定案件

・福井鉄道（株）、福井市、鯖江市、越前市、福井県への認定（平成２１年２月２４日）

・若桜町、八頭町、若桜鉄道（株）への認定（平成２１年３月１３日）

・三陸鉄道（株）、岩手県及び関係１２市町村への認定（平成２１年１１月３０日）

三陸鉄道（株）、岩手県及び関係１２市町村に対する計画の変更認定（平成２６年３月２８日）

・甲賀市、信楽高原鐵道（株）、滋賀県への認定（平成２５年３月４日）

・北近畿タンゴ鉄道（株）、WILLER TRAINS（株）及び関係９自治体への認定、四日市市及び四日市あすなろう鉄道（株）への認定（平成２７年３月１１日）

・山形鉄道（株）、長井市、南陽市、白鷹町及び川西町への認定（平成２８年１１月１４日）

・伊賀市、伊賀鉄道（株）への認定（平成２９年３月１５日）

・（一社）養老線管理機構、養老鉄道（株）、大垣市、海津市、養老町、神戸町、揖斐川町、池田町、桑名市への認定（平成２９年１２月２１日）

・三陸鉄道(株)、関係１２市町村、岩手県、東日本旅客鉄道（株）への認定 （平成３１年１月３１日）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

継続が困難又は困難となるおそれのある旅客鉄道事業を対象として、地方公共団体等と鉄道事業者が共同で鉄道事業再構築事業の計画の作成に向けて検討をしていただいた結果、鉄道事業再構築事業実施計画の申請に至るケースが着実に増加しており、平成３０年度までの認定件数が目標に達した。

（事務事業等の実施状況）

平成２０年に地域公共交通活性化再生法が改正されて鉄道事業再構築事業が創設されて以降、同事業を実施するための鉄道事業再構築実施計画が令和２年度までに１０件作成され、国土交通大臣が認定を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標について、平成３０年度までの認定件数が目標値に達しており、着実に進んでいることからＡ評価とした。

・目標年度が到来したが、令和３年度以降についても、鉄道事業再構築事業実施計画の策定を検討している自治体及び事業者に対して助言を行い、地域鉄道の活性化を推進していく必要がある。実績値に関しては、順調な成果を示していることから、これを踏まえて目標値の見直しを行い、第５次社会資本整備重点計画（令和３年５月28日閣議決定）及び第２次交通政策基本計画（令和３年５月28日閣議決定）において、令和７年度の目標値を１３件と設定する目標を掲げたところであり、それら計画を踏まえ、今後、本業績指標について見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：鉄道局鉄道事業課地域鉄道支援室（室長　塩崎　浩一）

業績指標１１２
デマンド交通の導入数

評　価	
B	目標値：７００市町村（令和２年度） 実績値：５６６市町村（令和元年度） 集計中　（令和２年度） 初期値：３１１市町村（平成２５年度）

（指標の定義）
地域の生活の足を確保する観点で、デマンド交通を導入している市町村数を用いる。
（目標設定の考え方・根拠）
近年における実績のトレンドを推計し、それに対応した目標値を設定。
（外部要因）
なし
（他の関係主体）
バス・タクシー事業者
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
交通政策基本計画（平成２７年２月１３日）「その際、自治体と民間事業者の役割分担を明確にした上で、公有民営方式やデマンド交通、教育、社会福祉施策との連携など多様な手法・交通手段を活用し、駐車場の適正配置等とも組み合わせながら、それぞれの地域における徒歩や自転車も含めたベストミックスを実現することを目指す。」第２章．基本方針Ａ．目標①
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

単位：市町村

過去の実績値				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
５１６	５３５	５５５	５６６	集計中

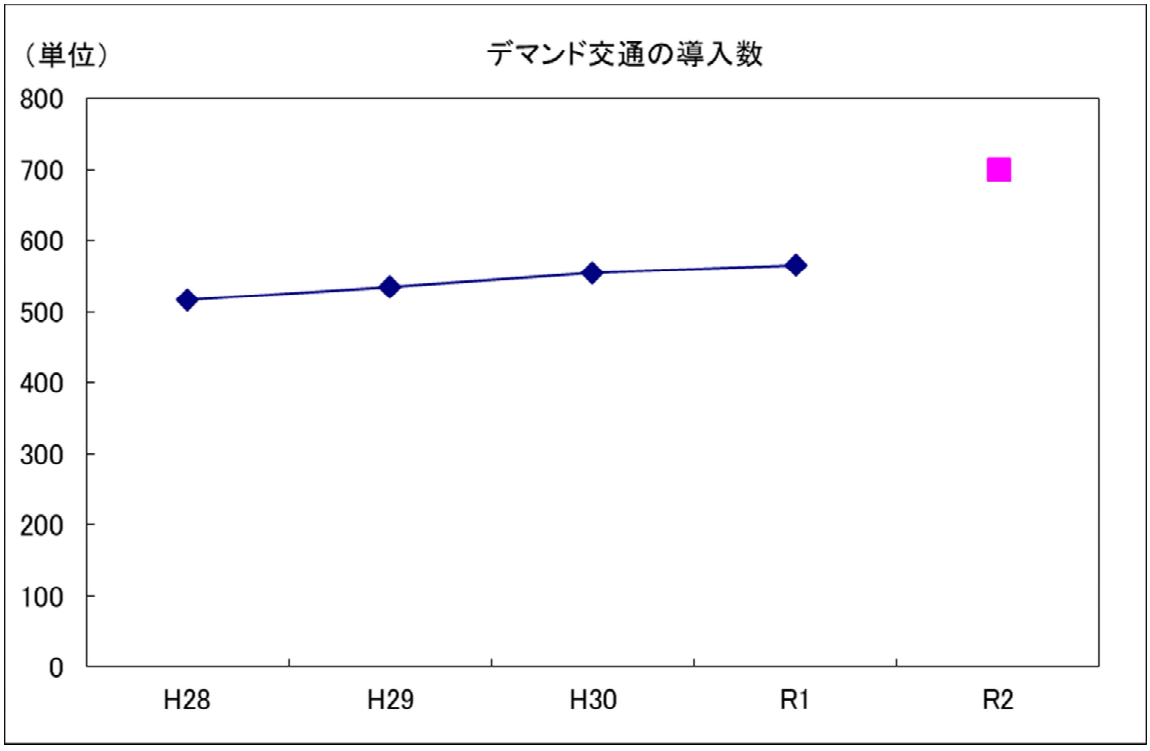

主な事務事業等の概要

市町村で人口減少や少子高齢化に伴い地域の生活交通の維持が困難となる中で、地域の足を確保する手段として、デマンド交通（利用者の要望に応じて、機動的にルートを迂回したり、利用希望のある地点まで送迎したりするバスや乗合タクシー等）の導入を進めている。

・地域公共交通確保維持改善事業　予算額 220 億円の内数（令和元年度当初）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和２年度の実績値は集計中である。デマンド交通を導入した市町村数は、令和元年度に５６６市町村と想定していた伸び率よりも下回っている状況であるが、鉄道や路線バスなどの公共交通が十分にない地域（交通空白地域）が拡大する中、デマンド交通はその状況を解消するための有効な手段のひとつとして導入促進が図られているところである。

（事務事業等の実施状況）

地域公共交通確保維持改善事業により支援を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

デマンド交通を導入した市町村数は、毎年度増加傾向にある一方、過去の実績値から推察し「B」と評価した。

交通空白地域の拡大が進む中で、地方バス路線の維持を図りつつ、バス路線の合理化を図るための代替交通手段のひとつとして、また、交通空白地域内で確保する交通手段のひとつとして、引き続き、デマンド交通が求められる場合には導入を着実に進めていくことが必要である。

一方で、令和３年５月に策定（閣議決定）された「第２次交通政策基本計画」では、過疎地等における旅客運送サービスの維持・確保にあたり、地域の実情に応じて自家用有償旅客運送、スクールバス、福祉輸送等の地域の輸送資源を総動員するとともに、既存の公共交通機関との連携を促進することで利便性の向上と経営の効率化を図ることとされている。

このようなことから、本業務指標であるデマンド交通については、旅客運送サービスを維持・確保するためのひとつの交通手段に過ぎず、その導入数にあっては地域の実情により左右されることとなるため、業績指標として継続設定することは適切でないと考えることから、令和２年度をもって廃止することとする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　自動車局　旅客課（課長　大辻　統）

関係課：

業績指標１１３
LRT の導入割合（低床式路面電車の導入割合）

評　価

A	目標値：３５％（令和２年度） 実績値：３５．７％（令和２年度） ３４．２％（令和元年度） 初期値：２４．６％（平成２５年度）

（指標の定義）
軌道事業者が保有する路面電車の全車両のうち、低床式路面電車の車両（ＬＲＶ）の割合
（目標設定の考え方・根拠）
自家用車から公共交通機関への転換による道路交通の円滑化を促進するための施策の進捗状況を測る指標として、これまでの伸び率を踏まえつつ、今後の取り組みを見込んで設定（低床式車両数／軌道事業者保有全車両数）
（外部要因）
地元関係者間での協議
（他の関係主体）
ＬＲＴプロジェクト推進協議会（鉄軌道事業者、関係地方公共団体など）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
２８．０％	２９．２％	３０．３％	３２．４％	３４．２％	３５．７％

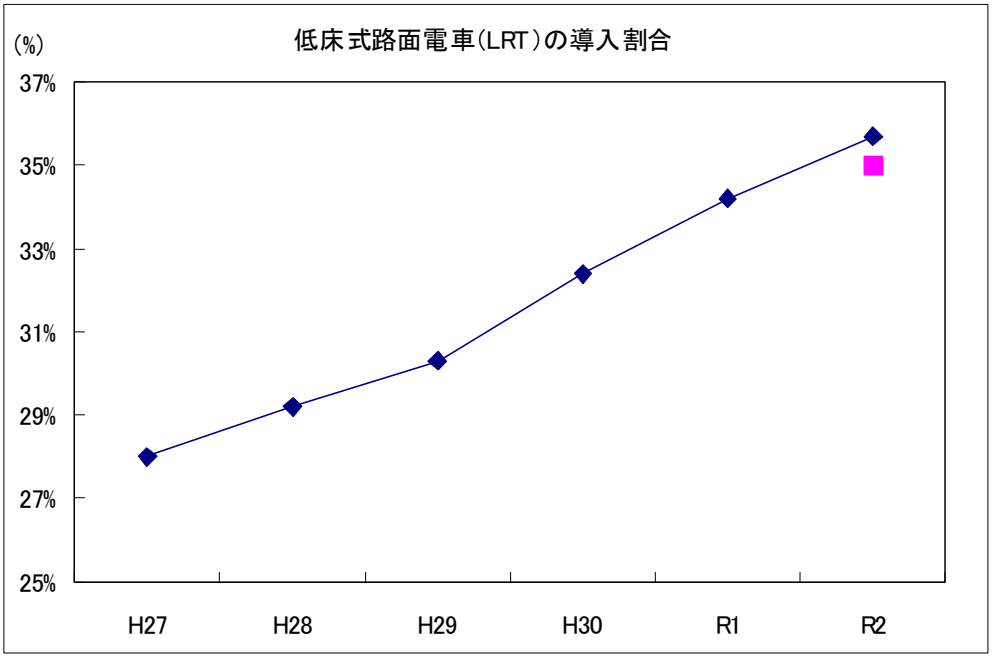

主な事務事業等の概要

・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業）
観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業）
バリアフリー化されたまちづくりの一環として、公共交通の利用環境改善（ＬＲＴ導入）を支援

予算額：１４，８０９百万円の内数（令和２年度）

（税制特例）

・低床型路面電車に係る特例措置

固定資産税　５年度分１／３　減収額　４２百万円（平成３１年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

過去の導入実績及び今後の導入予見込みを勘案するとともに、事業者に対する国の支援を実施することにより、順調に推移している。

令和２年度時点で、軌道事業者の保有する車両数１，０６２に対して低床式車両数は３７９であり、全車両の３５．７％が低床式車両となり、令和２年度までのＬＲＴの導入割合は目標に達した。。

（事務事業等の実施状況）

令和元年度は低床式車両が全事業者で２３両（すべて補助対象）導入されたことにより、実績値が前年度に比べ１．８％増加しており、順調であったと評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標について、令和２年度までのＬＲＴの導入割合は目標値に達しており、着実に増加していることからＡ評価とした。

・目標年度が到来したが、令和３年度以降についても上記補助金を活用しながら軌道事業者のＬＲＴ導入を支援していく必要がある。実績値に関しては、順調な成果を示していることから、これを踏まえて目標値の見直しを行い、第５次社会資本整備重点計画（令和３年５月 28 日閣議決定）及び第２次交通政策基本計画（令和３年５月 28 日閣議決定）において、令和７年度の目標値を４２％と設定する目標を掲げたところであり、それら計画を踏まえ、今後、本業績指標について見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：鉄道局鉄道事業課地域鉄道支援室（室長　塩崎　浩一）

業績指標 114　公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合
（①三大都市圏*、②地方中枢都市圏*、③地方都市圏*）

評　価

①A ②B ③B	目標値：①90.8%、②81.7%、③41.6%（令和 2 年度） 実績値：①91.1%、②78.9%、③38.3%（令和 2 年度） 初期値：①90.5%、②78.7%、③38.6%（平成 26 年度）

（指標の定義）
圏域内人口のうち基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口の割合
＜分母＞圏域内人口＜分子＞公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口
※公共交通の利便性の高いエリアは、以下の圏域に含まれるエリア
・鉄道駅勢圏：オフピーク時に、片道運行間隔２０分以下の駅を中心とする半径１ｋｍ圏内
・路面電車・新交通システム駅勢圏：オフピーク時に、片道運行間隔２０分以下の駅・電停を中心とする半径５００ｍ圏内
・バス路線沿線圏：オフピーク時に、片道運行間隔１５分以下のバス路線から沿線３００ｍ圏内
＜地方中枢都市圏＞札幌、仙台、広島、福岡・北九州の地方中枢都市と社会的、経済的に一体性を有する地域
＜地方都市圏＞三大都市圏、地方中枢都市圏に属さない市町村のうち、人口 10 万人以上の市町村

（目標設定の考え方・根拠）
（令和２年度の目標設定）
・三大都市圏については、直近の伸び率の年率 0.05%のトレンドで目標を設定。
・地方中枢都市圏と地方都市圏については、地方中枢都市圏の直近の伸び率の年率 0.5%のトレンドで目標を設定。

（外部要因）
急激な人口減少、少子化、高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症による影響

（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
第１６９回国会　施政方針演説（平成２０年１月１８日）「市街地の中心部に公共施設や居住施設を集中したり、路面電車を導入する取組などを支援します。」
【閣議決定】
該当無し
【閣決（重点）】
・第４次社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日）「第 2 章に記載あり」
【その他】
・平成 19 年 7 月 20 日 社会資本整備審議会「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか(第二次答申)」

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
①90.9%、②79.3%、③38.9%	①91.1%、②79.3%、③38.9%	①91.2%、②79.4%、③38.9%	①91.1%、②79.5%、③39.0%	①91.1%、②78.9%、③38.3%

公　　共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合（%）

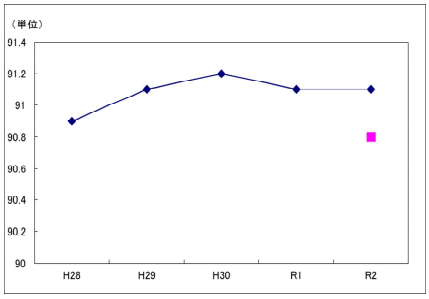

①三大都市圏

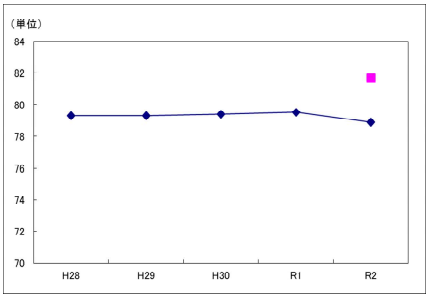

②地方中枢都市圏

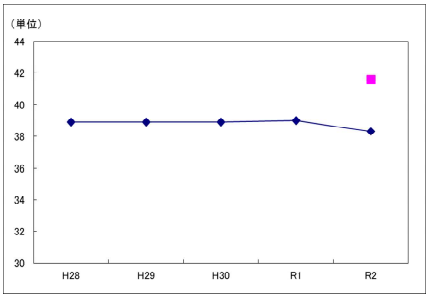

③地方都市圏

主な事務事業等の概要

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場などの公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを整備し、都市交通の円滑化を推進するとともに、都市施設整備や土地利用の再編により都市再生の推進を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

三大都市圏については、令和２年度の実績において、令和２年度の目標を達成。地方中枢都市圏、地方都市圏については、令和２年度の目標を達成しなかった。

（事務事業等の実施状況）

自由通路、駅前広場等の交通結節点の整備やバリアフリー化、都市内公共交通の支援等により、公共交通の利便性向上と都市交通の円滑化を図ることで、都市・地域総合交通戦略を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・①三大都市圏については、令和２年度の実績において、令和２年度の目標を達成したためＡと評価。②地方中枢都市圏、③地方都市圏については、目標を達成しなかったためＢと評価した。
・公共交通の利便性の高いエリアへの居住は、施策実施後すぐに効果として発現するものではなく、特に、低密度に広がった市街地の形成が課題となっている地方中枢都市圏、地方都市圏については、現段階において、目標設定を下回る伸び率にとどまっており、特に、地方中枢都市圏において、新型コロナ感染症対策としてのバスの減便等により、基幹的な公共交通の定義から外れた停留所等が増加したことから、令和元年度の指標を大きく下回る市町村があった。
・上記を踏まえ、第５次社会資本整備重点計画（令和３年５月 28 日閣議決定）において、新型コロナ感染症の影響を受けていない令和元年度までの１年あたりの平均伸び率に基づき、現状の伸び率を維持・増加できるよう新たに、令和７年度の目標を設定した。

（※目標設定の考え方
①三大都市圏については、R1 年度までの１年あたりの平均伸び率の年率 0.15%のトレンドで新たに目標を設定。(92.0%)
②地方中枢都市圏については、R1 年度までの１年あたりの平均伸び率の年率 0.3%のトレンドで新たに目標を設定。(81.3%)
③地方都市圏については、R1 年度までの１年あたりの平均伸び率の年率 0.1%のトレンドで新たに目標を設定。(39.6%)）

・①三大都市圏については、令和２年度の目標を達成し、一定の効果を発現したと考えられることから、引き続き、既存事業による支援を継続し、あわせて、急激な人口減少、少子化、高齢化の進展にも対応した居住者にとって魅力ある中心市街地や公共交通沿線など、ゆとりとにぎわいある「居心地がよく歩きたくなる」まちなかづくり等の取組への支援を強化・充実させることで、各都市圏における公共交通の利便性の高いエリアに居住する人口割合を高めていく。
・上記内容を踏まえて本業績指標についても今後見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局街路交通施設課　（課長　中村健一）
関係課：

業績指標　１１５
踏切遮断による損失時間*

評　価

A	目標値：約１１７万人・時/日　（令和２年度） 実績値：約１１７万人・時/日　（令和２年度） 初期値：約１２３万人・時/日　（平成２５年度）

（指標の定義）
踏切遮断による待ち時間がある場合と対策後の踏切通過に要する時間の差
開かずの踏切等の遮断時間による損失時間
＝踏切遮断による待ち時間がある場合に踏切通過に要する時間（注）　－　対策後に踏切通過に要する時間
（注）　全国での１日あたりの踏切通過交通量（人数）×踏切での待ち時間

（目標設定の考え方・根拠）
今後予定される連続立体交差事業や道路の立体化により削減が見込まれる開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間により設定。

（外部要因）
地元調整の状況、踏切道の交通量等

（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体）、鉄道事業者

（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】

【閣決（重点）】

【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
１２０．６ 万人・時/日	１２０．０ 万人・時/日	１１９．４ 万人・時/日	１１８．１ 万人・時/日	１１７．０ 万人・時/日

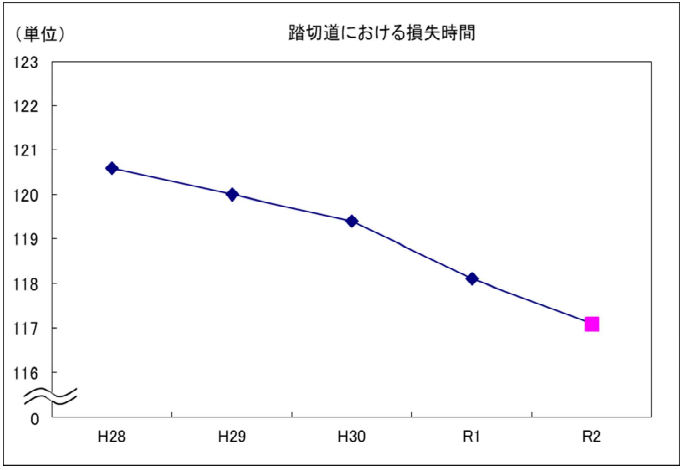

主な事務事業等の概要

開かずの踏切等の解消
・「開かずの踏切」等による渋滞の解消や踏切事故防止のため、連続立体交差事業等を推進する。（◎）
予算額：
道路整備費１７，８５８億円（国費）及び社会資本整備総合交付金８，７１３億円（国費）等の内数（平成３１年度）
道路整備費２０，４７２億円（国費）及び社会資本整備総合交付金７，６２７億円（国費）等の内数（令和２年度）
（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・連続立体交差事業等により平成３０年度から、開かずの踏切等約１９８箇所を解消しており、平成３０年度の実績値約１１９万人・時/日に対して、令和２年度の実績値は約１１７万人・時/日となり、目標値の約１１７万人・時/日を達成した。

（事務事業等の実施状況）

・開かずの踏切等に対し、連続立体交差事業や道路の立体化等により、踏切除却を行う抜本的な対策について工程の工夫等のスピードアップを図り推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・最終年度の集計を行い、目標値の１１７万人・時/日を達成したことから、Ａと評価した。

・引き続き、開かずの踏切等の解消を推進し、踏切遮断による損失時間削減を推進していく必要があるため、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）において、道路ネットワークの構築の効果等も踏まえ、98万人・時/日（令和７年度）と目標を設定した。本業績指標についても、今後同計画を踏まえ見直しを検討することとする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：	道路局　路政課	（課長　高山　泰）
関係課：	都市局　街路交通施設課	（課長　中村　健一）
	鉄道局　施設課	（課長　魚谷　憲）

業績指標１１６
都市計画道路（幹線街路）の整備率*

評　価	
B	目標値：６６．５％（令和２年度） 実績値：６５．７％（令和２年度） 初期値：６１．７％（平成２４年度）

（指標の定義）
都市内においてまとまった交通を受け持つとともに都市の骨格を形成する都市計画道路（幹線街路）の整備については、都市における交通の快適性、利便性の向上はもとより、都市の防災性等、都市機能全般を向上させるものであり、都市計画道路（幹線街路）の計画延長に対する完成延長の割合を指標として設定。
＜分母＞都市計画道路（幹線街路）の計画延長
＜分子＞都市計画道路（幹線街路）の完成延長

（目標設定の考え方・根拠）
都市内においてまとまった交通を受け持つとともに都市の骨格を形成する都市計画道路（幹線街路）の整備については、都市における交通の快適性、利便性はもとより、都市の防災性等、都市機能全般を向上させるものであり、都市計画道路（幹線道路）の計画延長に対する完成延長の割合を目標値として年0.6%の伸びを確保するように設定。

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体、計画主体）、民間事業者（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日）「第 2 章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
６４．４	６４．９%	６５．０%	６５．３%	６５．７%

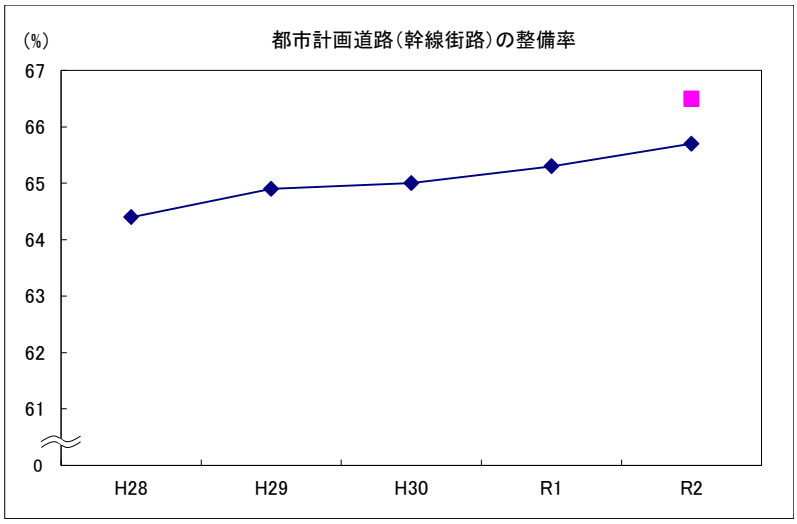

主な事務事業等の概要

・都市計画道路（幹線街路）の整備

地域において安全で快適な移動を実現するため、通勤や病院等の日常の暮らしを支える生活圏の中心部につながる道路網や、救急活動に不可欠な道路網の整備、隘路の解消を図るため現道拡幅及びバイパス整備等を推進し、地域内の移動円滑化を図る（◎）

予算額（事業費）

道路整備費14,851億円及び社会資本整備総合交付金等42,073億円の内数（平成31年度当初予算）

道路整備費18,836億円及び社会資本整備総合交付金等34,797億円の内数（令和２年度当初予算）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 29 年度以降、年間約 180km の都市計画道路の完成で推移しているが、目標年度の令和 2 年度実績において目標値を達成しなかった。

（事務事業等の実施状況）

地域内の移動円滑化を図るため、日常の暮らしを支える生活圏の中心部につながる道路網や、救急活動に不可欠な道路網の整備、狭隘の解消を図るための現道拡幅及びバイパス整備等を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成２９年度以降、順調に整備延長は増加し、おおむね目標値近くの実績が得られているが、目標値に達しなかったため、Ｂ評価とした。課題として、事業期間の長期化している事業が存在していることがあるため、集中的な用地取得や工事実施を進めることで事業効果の早期発現を目指していく必要がある。また、都市計画決定後、長期間、整備に未着手の路線も多く存在しており、必要性を検証したうえで、都市計画道路網の見直しに取り組むことが必要である。

今後も都市計画道路の着実な整備促進に向け、引き続き都道府県等に対し支援・助言等を行う。

なお、引き続き施策を推進する必要があるため、第 5 次社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日閣議決定）において、直近の動向等を踏まえて 68.5%（R7 年度）と目標設定した。本業績指標についても、今後同計画を踏まえ見直しを検討することとする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局街路交通施設課（課長　中村 健一）
関係課：都市局都市計画課　　（課長　　堤　洋介）

業績指標１１７
技術基準類の改訂等により ICT 活用施工が可能となる工種数

評　価	
A	目標値：６工種（令和２年度） 実績値：８工種（令和２年度） 初期値：２工種（平成２９年度）

（指標の定義）
我が国の建設現場の生産性向上に資する施策として進めている「i-Construction」において、技術基準類の改定等によりＩＣＴ施工が可能となる工種数。
（目標設定の考え方・根拠）
建設業における生産性、施工品質、安全性のさらなる向上を図るため、直轄工事における ICT 施工の拡大を目指し、技術基準類の改定等により ICT 施工が可能となる工種を令和２年度までに６工種設定した。
（外部要因）
なし
（他の関係主体）
なし
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
－	２工種	４工種	７工種	８工種

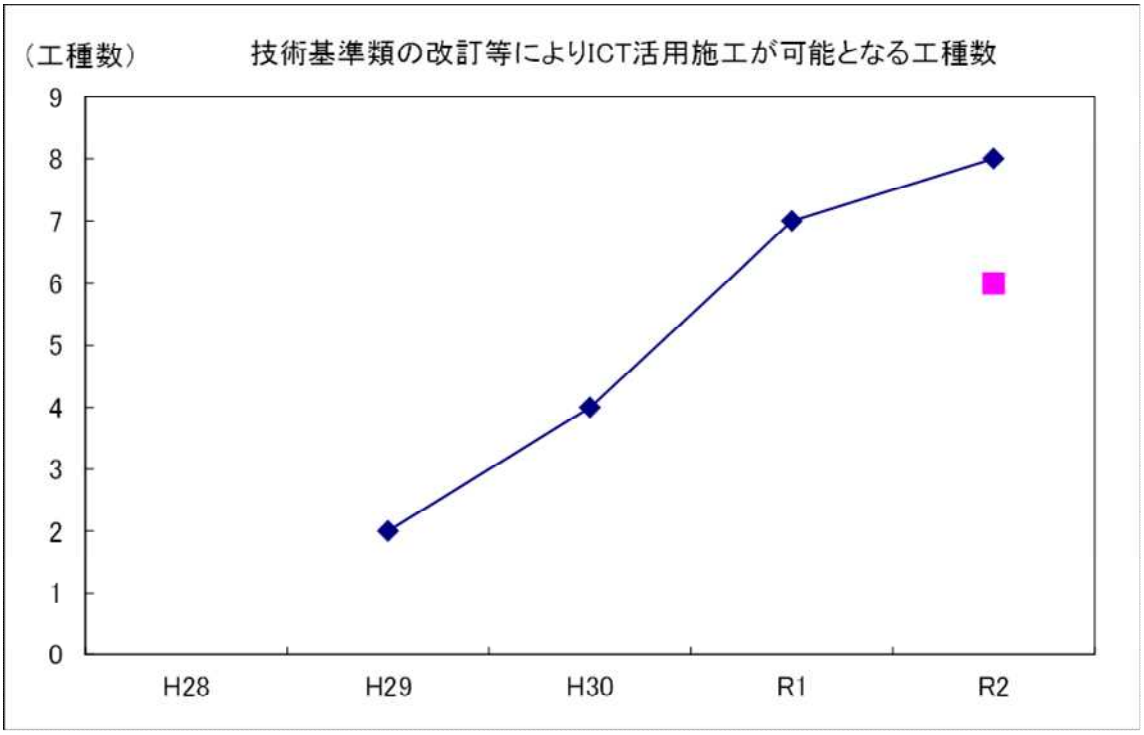

主な事務事業等の概要

社会資本整備の生産性を高める生産管理システムの強化

ICT の活用により高効率・高精度な施工を実現し、建設業における現場の生産性の向上や品質の確保を図るため、技術基準類の改定等を行った。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・達成した

（事務事業等の実施状況）

・Ｒ２年度目標であった６工種の技術基準類の改定を令和２年度までに８工種行い、目標値を達成した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績目標について達成したためＡと評価した。

・今後は、当課で実施している「産学官連携による基準類作成の取組」等により各業団体からの意見を取り入れながら、基準類の改定を実施していく。これまでの実績等を踏まえ、本業績指標については今後見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局公共事業企画調整課　（課長　佐藤　寿延）

関係課：

業績指標 118

国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業において用地取得が困難となっている割合(用地あい路率：過去５年度の平均)

評　価	
B	目標値：2.30%以下（平成 29～令和 3 年度の平均） 実績値：2.78%（平成 27～令和元年度の平均） 集計中（平成 28～令和 2 年度の平均） 初期値：2.55%（平成 23～27 年度の平均）

（指標の定義）

単年度の用地あい路率は、国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業における用地取得で、用地買収着手後 3 年以上経過し、かつ、当年度中に契約見込みのない「あい路」（注）となった件数の、当該事業地区の契約済み及び未契約件数の総数における割合（%）。

（注）用地買収着手後 3 年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、地権者ないし地域住民との調整に困難が生じ、当該年度内に契約見込みがないものをいう。

初期値：(2.70（%）+2.32（%）+2.27（%）+2.68（%）+2.77（%）)/5（年度）

目標値：2.55（%）*0.9

直近値：810（件）/33,823（件）

（目標設定の考え方・根拠）

用地取得の円滑化・迅速化による効率的な事業の実施のため、あい路解消に関する諸施策を講じることにより、目標値（平成 29～令和 3 年度の 5 カ年度のあい路率の平均）は、実現可能性のある数値として現況（平成 23～27 年度までの過去 5 カ年の平均）から 1 割改善させることとして設定。

また、長期的にもできる限り改善していく。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
2.66%	3.17%	2.96%	2.39%	集計中
H24～H28 の平均	H25～H29 の平均	H26～H30 の平均	H27～R1 の平均	H28～R2 の平均
2.54%	2.71%	2.83%	2.78%	集計中

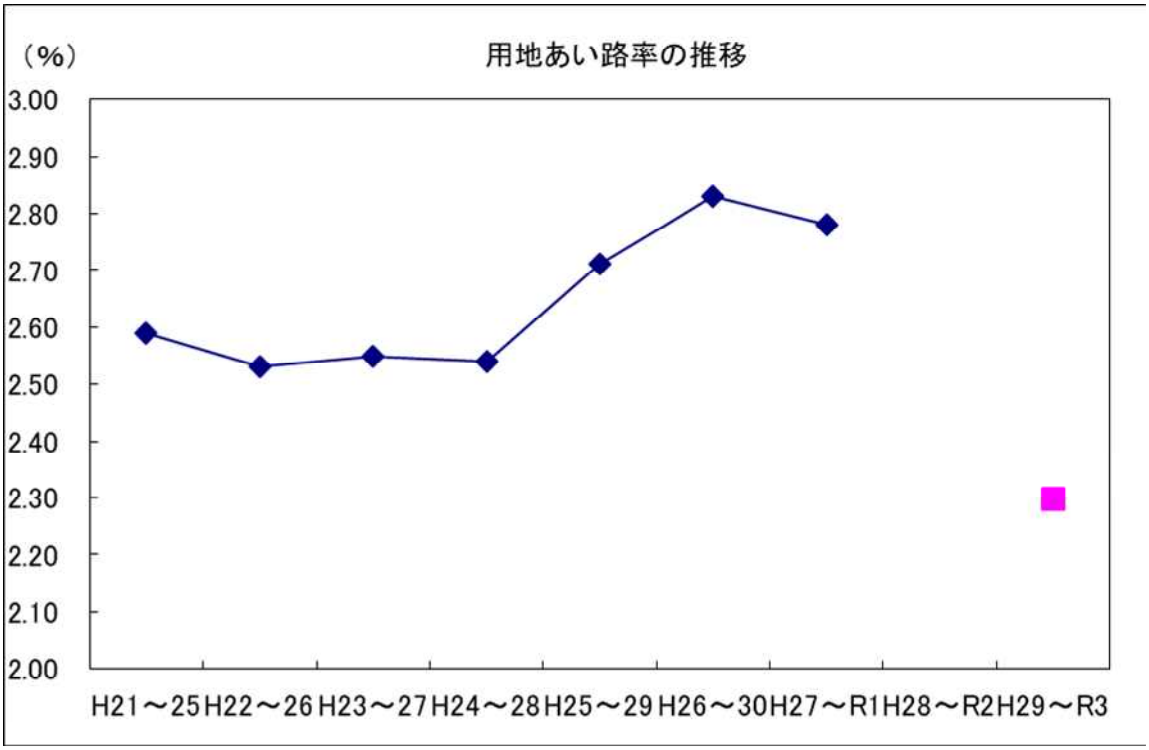

主な事務事業等の概要

○用地補償基準の適正化等に関する検討
　経済社会情勢の変化に対応した損失補償基準としていくため、見直すべき補償項目を把握し、緊急度の高い補償項目から計画的に見直しを行っていくことを定めた「補償基準等見直しアクションプラン」に基づき、以下のような見直しの必要性の高い項目に関する損失補償基準等について検討を行う。
・建物・機械設備・附帯工作物の標準耐用年数等の見直し（令和元年度予算額：７，２２３千円）
・機械設備・附帯工作物の標準耐用年数等の見直し（令和２年度予算額：７，７６３千円）
○収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（所得税、法人税）
　収用交換等により資産を譲渡した場合（買い取られた場合）において、その資産の譲渡所得等から５，０００万円（譲渡所得等の金額が５，０００万円に満たないときはその金額）が特別控除される。
○特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（所得税、法人税）
　土地等が、土地収用法等の規定に基づいて資産の収用等を行う者によってその収用等の対償（代替地）に充てるために買い取られた場合や、公有地拡大推進法の先買い制度により買い取られた場合等において、その資産の譲渡所得から１，５００万円が特別控除される。
○収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（所得税、法人税）
　収用等により資産が買い取られ補償金を取得した場合に、その補償金の全部又は一部の金額で代替資産を取得したときは、その譲渡所得について課税が繰り延べられる（譲渡がなかったものとみなされる）。
○交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（所得税、法人税）
　収用等により資産が買い取られた場合、金銭補償に代えてその資産と同種の資産の交付を受ける場合に、その譲渡所得について課税が繰り延べられる（譲渡がなかったものとみなされる）。
○相続税の納税猶予等を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合の利子税の特例（相続税・贈与税）
　相続税の納税猶予等を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合には、譲渡面積に対応する相続税と併せて納付すべき猶予期間中の利子税の１／２（平成２６年４月１日から令和８年３月３１日までの間に収用交換等により譲渡した場合については全部）を免除する。
○相続税の納税猶予等を受けている農地等を公共事業の用に供するため一時使用した場合の納税猶予制度の特例（相続税・贈与税）
　公共事業の用に供するために相続税の納税猶予を受けている農地に地上権、賃借権又は使用借権による権利（以下「地上権等」という。）を一時的に設定した場合で、当該農地等を一時使用後も農業の用に供するときには、当該地上権等の設定はなかったものとみなし、納税猶予を継続する。
○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税、個人住民税、法人税）
　所有期間が５年を超える土地等の譲渡のうち、個人又は法人が国若しくは地方公共団体等に対する土地等の譲渡を行った場合において、課税の軽減措置を講じる。
○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の短期譲渡所得の課税の特例（所得税、個人住民税、法人税）
　所有期間が５年以内の土地等の譲渡のうち、個人又は法人が国若しくは地方公共団体等に対する土地等の譲渡を行った場合において、課税の軽減措置を講じる。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和２年度の実績値は令和３年度に調査予定であり把握することができないが、実績値が出ている過去５年（平成２７～令和元年度）の平均割合をみると２．７８％と目標値を上回り順調であるとは言い難い。
用地あい路率は、過去の実績値をみると数値がばらつくことがあり、年度により数値が上下しうるものであるが、これまでの全体的な傾向は下落の方向にあることから、下落傾向に引き戻せれば、目標年度に目標値を達成するとも期待できる。

（事務事業等の実施状況）

適正な補償を確保するための補償基準等の見直しや、用地取得の円滑化・迅速化を図る「用地取得マネジメント」等の取組を行ってきたところであるが、公共事業の迅速な実施につながる円滑な土地利用を促進するため、新型コロナウイルス感染症への対応のほか、「新たな日常」への対応等も踏まえ、補償基準等の見直しなど用地取得の合理化に関する取組等を更に進めることとしている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成２７年度～令和元年度の平均割合が２．７８％となっており、目標に対して順調に推移しているとは言い難いためＢと評価した。順調に推移しているとは言い難い要因として、所有者不明土地への対応や補償額の不満等が挙げられるが、あい路率の大きな要因である所有者不明土地への対応については、所有者不明土地法により創設された土地収用法の特例の活用を推進するとともに、補償額の不満については、適正な補償を確保するための補償基準等の見直しを進めてきたことから、その解消に役立つものと考えられる。

更に、公共事業の迅速化に向けて、「新たな日常」への対応等も踏まえ、補償基準等の見直しなど、用地取得の合理化に関する取組を更に進めることとしており、これら取組を進めることで、用地あい路率を下方に引き下げ、目標年度には用地あい路率の目標値を達成させることができるよう努めたい。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 不動産・建設経済局土地政策課公共用地室（室長　田中　和氏）
関係課： なし

業績指標１１９
個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率
① 道路（ⅰ）橋梁*　（ⅱ）トンネル*
② 河川（ⅰ）国、水資源機構*　（ⅱ）地方公共団体*
③ ダム（ⅰ）国、水資源機構*　（ⅱ）地方公共団体*
④ 砂防（ⅰ）国*　（ⅱ）地方公共団体*
⑤ 海岸*
⑥ 下水道*
⑦ 港湾*
⑧ 鉄道*
⑨ 自動車道*
⑩ 公園（ⅰ）国*　（ⅱ）地方公共団体*
⑪ 官庁施設*

評　価

① 道路（ⅰ）橋梁	B	①道路	目標値：（ⅰ）１００％（令和２年度） （ⅱ）１００％（令和２年度） 実績値：（ⅰ）９２％（令和元年度） （ⅱ）７１％（令和元年度） 初期値：（ⅰ）　－　（平成２６年度） （ⅱ）　－　（平成２６年度）
（ⅱ）トンネル	B		
②河川（ⅰ）国、水資源機構	－	②河川	目標値：（ⅰ）１００％（平成２８年度） （ⅱ）１００％（令和２年度） 実績値：（ⅰ）１００％（令和２年度） （ⅱ）９７％（令和元年度） 初期値：（ⅰ）８８％（平成２６年度） （ⅱ）８３％（平成２６年度）
（ⅱ）地方公共団体	A		
③ダム（ⅰ）国、水資源機構	－	③ダム	目標値：（ⅰ）１００％（平成２８年度） （ⅱ）１００％（令和２年度） 実績値：（ⅰ）１００％（令和２年度） （ⅱ）１００％（令和２年度） 初期値：（ⅰ）２１％（平成２６年度） （ⅱ）２８％（平成２６年度）
（ⅱ）地方公共団体	A		
④砂防（ⅰ）国	－	④砂防	目標値：（ⅰ）１００％（平成２８年度） （ⅱ）１００％（令和２年度） 実績値：（ⅰ）１００％（令和２年度） （ⅱ）１００％（令和２年度） 初期値：（ⅰ）２８％（平成２６年度） （ⅱ）３０％（平成２６年度）
（ⅱ）地方公共団体	A		
⑤海岸	A	⑤海岸	目標値：１００％（令和２年度） 実績値：１００％（令和２年度） 初期値：１％（平成２６年度）
⑥下水道	A	⑥下水道	目標値：１００％（令和２年度） 実績値：１００％（令和２年度） 初期値：－　（平成２６年度）
⑦港湾	－	⑦港湾	目標値：１００％（平成２９年度） 実績値：１００％（令和２年度） 初期値：９７％（平成２６年度）
⑧鉄道	A	⑧鉄道	目標値：１００％（令和２年度） 実績値：１００％（令和２年度） 初期値：９９％（平成２６年度）
⑨自動車道	A	⑨自動車道	目標値：１００％（令和２年度） 実績値：１００％（令和２年度） 初期値：０％（平成２６年度）

⑩公園（ⅰ）国 （ⅱ）地方公共団体	－ B	⑩公園	目標値：（ⅰ）１００％（平成２８年度） （ⅱ）１００％（令和２年度） 実績値：（ⅰ）１００％（令和２年度） （ⅱ）　９５％（令和元年度） 初期値：（ⅰ）　９４％（平成２６年度） （ⅱ）　７７％（平成２６年度）
⑪官庁施設	A	⑪官庁施設	目標値：　１００％（令和２年度） 実績値：　９９％（令和元年度） 初期値：　４２％（平成２６年度）

（指標の定義）

①（ⅰ）道路橋(2m 以上)の個別施設計画を策定した道路管理者の割合
(道路橋(2m 以上)の個別施設計画を策定した道路管理者数)／(道路橋(2m 以上)を管理している道路管理者数)
（ⅱ）道路トンネルの個別施設計画を策定した道路管理者の割合
(道路トンネルの個別施設計画を策定した道路管理者数)／(道路トンネルを管理している道路管理者数)

②堰、水門、排水機場等、主要な河川構造物について、施設毎に長寿命化計画を作成している施設の割合（%）
主要な河川構造物の長寿命化計画策定率＝（１）／（２）
（１）：長寿命化計画を策定済み施設数
（２）：堰、水門、排水機場等主要な河川管理施設の総数
個別施設計画を策定した施設数/国・水資源機構・都道府県等が管理する施設のうち主要なものの総数

③長寿命化計画を作成しているダムの割合（%）
ダムの長寿命化計画策定率＝（１）／（２）
（１）：長寿命化計画を策定済みのダム数
（２）：ダム総数

④砂防堰堤等の砂防関係施設について、長寿命化計画を策定した事業主体数の割合（%）
砂防関係施設の長寿命化計画策定率＝（１）／（２）
（１）：砂防関係施設における個別施設計画の策定数
（２）：砂防関係事業の実施数
※国は箇所、地方公共団体は都道府県単位

⑤個別施設計画策定対象の地区海岸数のうち、個別施設計画を策定した地区海岸数の割合

⑥中長期的な維持管理・更新計画を策定している地方公共団体数の割合
（分母）下水道を管理している地方公共団体数
（分子）中長期的な維持管理・更新計画を策定している地方公共団体数

⑦重要港湾以上の港湾における水深 7.5m以深の係留施設数のうち、個別施設計画が策定されている係留施設数の割合

⑧個別施設計画を策定した事業者数／個別施設計画の策定対象事業者数

⑨長寿命化計画を策定した路線数／長寿命化計画の策定対象路線数

⑩国営公園総数及び優先的に公園施設長寿命化計画を策定する必要がある地方公共団体数のうち、個別施設計画を策定済みの国営公園数及び公園施設長寿命化計画を策定済みの地方公共団体数の割合

⑪個別施設計画を策定した施設数/各省庁の行動計画において個別施設計画の策定対象とした施設総数

（目標設定の考え方・根拠）

①「インフラ長寿命化基本計画」等に従い設定。

②本指標は、老朽化の進む河川構造物の点検・整備・更新等を、中長期の展望を持って効果的・効率的に推進していくことを目的に策定する河川構造物の長寿命化計画の策定状況を評価するものである。主要な河川構造物について確実な安全性を確保しつつ、長寿命化を促進し、コストの抑制を図るため、全ての主要な河川構造物について、できるだけ早期に計画を策定する必要があることから、国管理河川については平成２８年度まで、地方公共団体管理河川については令和２年度までに主要な河川構造物の長寿命化計画の全施設の策定を目標とする。

③本指標は、ダムの点検・整備・更新等を、中長期の展望を持って効果的・効率的に推進していくことを目的に策定するダムの長寿命化計画の策定状況を評価するものである。確実な安全性を確保しつつ、長寿命化を促進し、コストの抑制を図るため、全てのダムについて、できるだけ早期に計画を策定する必要があることから、国、水資源機構管理ダムについては平成２８年度まで、地方公共団体管理ダムについては令和２年度までに全ダムの策定を目標とする。

④本指標は、老朽化の進む砂防関係施設の点検・整備・更新等を、中長期の展望を持って効果的・効率的に推進していくことを目的に策定する砂防関係施設の長寿命化計画の策定状況を評価するものである。砂防関係施設について確実な安全性を確保しつつ、長寿命化を促進し、コストの抑制を図るため、できるだけ早期に計画を策定する必要があることから、国は平成２８年度までに、地方公共団体は令和２年度までに砂防関係施設の長寿命化計画の策定完了を目標とする。

⑤インフラ長寿命化基本計画に基づき、海岸管理者による維持管理・更新等を着実に推進するため、長寿命化計画策定対象の地区海岸数のうち、長寿命化計画を策定した地区海岸数が令和２年度末時点で１００％となる目標を設定。

⑥インフラ長寿命化基本計画におけるロードマップでの目標を踏まえ、地方公共団体が管理する施設については、令和２年度までに１００％とすることを目標に設定。

⑦点検・維持修繕等の基礎となる長寿命化計画（個別施設計画）の早期策定のため長寿命化計画策定費補助の期限である平成２９年度までに長寿命化計画（個別施設計画）が確実に策定されていることを目標に設定。

⑧「インフラ長寿命化基本計画」では、維持すべきインフラの機能の適正化を図るとともに、官民が連携してそれらを賢く使うなど、戦略的に維持管理・更新を行うことの重要性が掲げられおり、総合的・一体的なインフラマネジメントの実現を達成する必要があるため、令和２年度までにこれらすべての施設において個別施設毎の長寿命化計画を策定することを目標とする。

⑨令和２年度までに、全ての自動車道で長寿命化計画を策定することを目標とする。

⑩個別施設計画の策定状況を把握するために最適な指標であり、定期的に進捗を管理する必要があるため
（ｉ）国　　：社会資本整備重点計画（閣議決定）において、平成２８年度までに全ての国営公園で長寿命化計画を策定することを目標に設定。
（ⅱ）地方公共団体：社会資本整備重点計画（閣議決定）において、令和２年度までに全ての策定対象地方公共団体で個別施設計画を策定することを目標に設定。

⑪策定対象施設について、令和２年度までに全ての対象施設で個別施設計画を策定することを目標に設定したもの。

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
①地方公共団体等（事業主体）
②独立行政法人水資源機構、地方公共団体
③独立行政法人水資源機構、地方公共団体
④地方公共団体
⑤農林水産省、地方公共団体等
⑥地方公共団体（事業主体）
⑦地方公共団体等（事業主体）
⑧鉄軌道事業者
⑨自動車道事業者（事業主体）
⑩地方公共団体（事業主体）
⑪各省各庁（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
・第１８６回国会施政方針演説（平成２６年１月２４日）「ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱(きょうじん)化を進めます。」

【閣議決定】
・日本再興戦略（平成２５年６月１４日）

基本計画に基づき、国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する。これにより、個別施設ごとの長寿命化計画策定の着実な推進を図り、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現する。（第Ⅱ．二．テーマ３（２）①Ⅱ）○インフラ長寿命化基本計画の策定）

・日本再興戦略改訂 2014（平成２６年６月２４日）
　インフラ長寿命化については、国や地方公共団体等の各インフラを管理・所管する者は、2016 年度末までに「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定した上で、個別施設計画を策定し、メンテナンスサイクルを推進する。（第二．二．テーマ３（３））

・日本再興戦略改訂 2015（平成２７年６月３０日）
　インフラ長寿命化については、これまでの取組に続き、国や地方公共団体等の各インフラを管理・所管する者は、来年度末までに「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定した上で、個別施設計画を策定し、メンテナンスサイクルを推進する。（第二．二．テーマ３（３））

・経済財政運営と改革の基本方針（平成２５年６月１４日）
　安全性を確保しつつトータルコストを縮減するため、維持管理技術の開発促進と導入、ストック情報の整備と ICT の維持管理への利活用、長寿命化計画の策定推進、メンテナンスエンジニアリングの基盤強化とそのための体制整備等を進める。（第３章３．（２）②）

・経済財政運営と改革の基本方針 2014（平成２６年６月２４日）
　「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、国や地方公共団体はインフラ長寿命化計画（行動計画）等の策定・実施を加速する。（第３章２．（２））

・経済財政運営と改革の基本方針 2015（平成２７年６月３０日）
　社会資本の整備については、既存施設やソフト施策の最大限の活用を図りつつ、国際競争力の強化、国土強靱化、防災・減災対策、コンパクト・プラス・ネットワーク、老朽化対策などの分野について、人口減少等の社会構造の変化を踏まえ、選択と集中の下、ストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組を進める。（第３章５［２］）

・経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成２８年６月２日）
　社会資本整備については、「社会資本整備重点計画」等に基づき、既存施設の最大限の活用を図りつつ、国際競争力の強化、国土強靱化、防災・減災対策、コンパクト・プラス・ネットワーク、老朽化対策などの成長力を強化する分野に重点化し、ストック効果が最大限発揮されるよう、長寿命化の観点及び中長期的な建設業の担い手の確保の観点も踏まえ、建設生産システムの生産性向上を図りつつ、戦略的な取組を安定的・持続的に進める。（第２章２（５））

・国土強靱化基本計画（平成２６年６月３日）
　施設諸元や老朽化の進展状況など維持管理に必要な情報確保に努めつつ、関係府省庁や地方公共団体は、インフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画及び個別施設計画をロードマップに沿ってできるだけ早期に策定し、真に必要な各インフラにおける点検・診断・修繕・更新、情報の整備に係るメンテナンスサイクルを構築するとともにメンテナンスサイクルが円滑に回るよう所要の取組を実施する。（第３章２．（横断的分野の推進方針（２））

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」

【その他】

・インフラ長寿命化基本計画（平成２５年１１月２９日）
・国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成２６年５月２１日）

過去の実績値①				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
（ⅰ）６５％ （ⅱ）２６％	（ⅰ）７３％ （ⅱ）３６％	（ⅰ）８１％ （ⅱ）５３％	（ⅰ）９２％ （ⅱ）７１％	（ⅰ）集計中 （ⅱ）集計中
過去の実績値②				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
（ⅰ）１００％ （ⅱ）８４％	（ⅰ）１００％ （ⅱ）　８９％	（ⅰ）１００％ （ⅱ）　８９％	（ⅰ）１００％ （ⅱ）９７％	（ⅰ）１００％ （ⅱ）集計中
過去の実績値③				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
（ⅰ）１００％ （ⅱ）４７％	（ⅰ）１００％ （ⅱ）　７９％	（ⅰ）１００％ （ⅱ）　９５％	（ⅰ）１００％ （ⅱ）９８％	（ⅰ）１００％ （ⅱ）１００％

過去の実績値④				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
（ｉ）１００％ （ii）　６２％	（ｉ）１００％ （ii）　７９％	（ｉ）１００％ （ii）１００％	（ｉ）１００％ （ii）１００％	（ｉ）１００％ （ii）１００％
過去の実績値⑤				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
１８％	３９％	７１％	８２％	１００％
過去の実績値⑥				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
４３％	７０％	１００％	１００％	１００％
過去の実績値⑦				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
９９％	１００％	１００％	１００％	１００％
過去の実績値⑧				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
１００％	１００％	１００％	１００％	１００％
過去の実績値⑨				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
４％	４２％	５２％	６１％	１００％
過去の実績値⑩				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
（ｉ）１００％ （ii）　９０％	（ｉ）１００％ （ii）　９３％	（ｉ）１００％ （ii）９４％	（ｉ）１００％ （ii）９５％	（ｉ）１００％ （ii）集計中
過去の実績値⑪				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
８９％	９７％	９７％	９９％	集計中

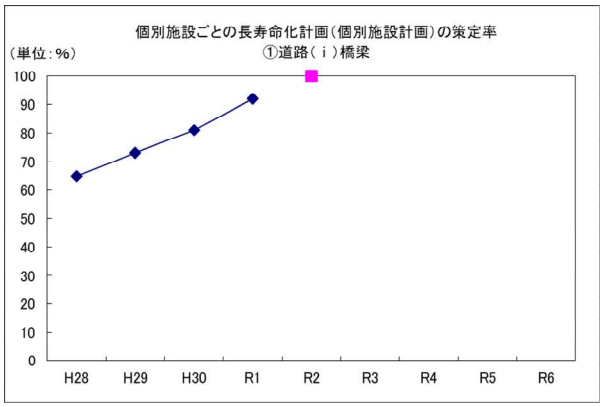

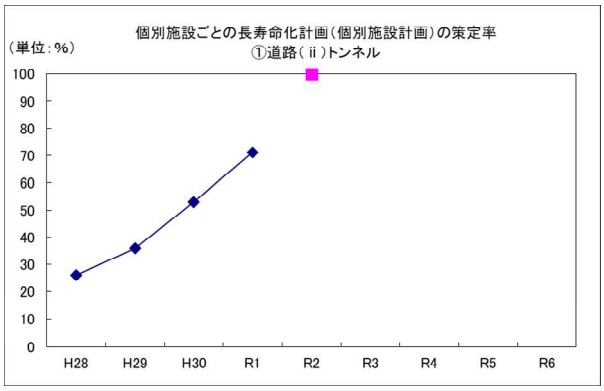

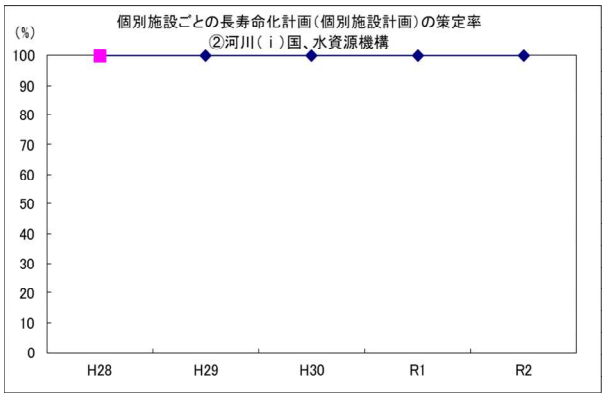

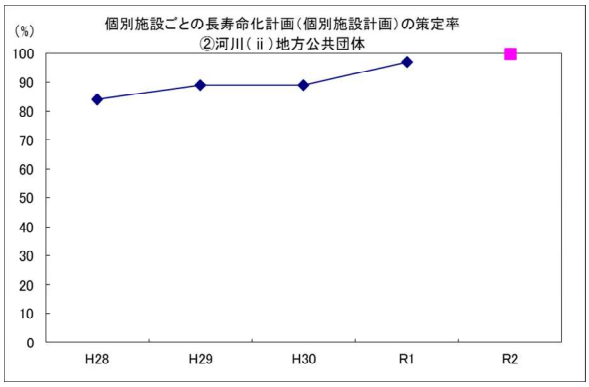

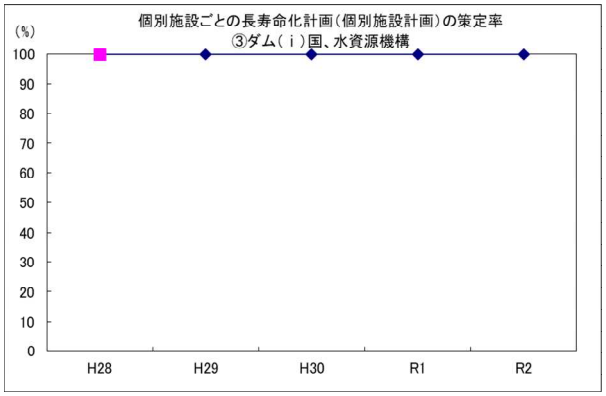
個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率
③ダム（ｉ）国、水資源機構
（%）
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
H28
H29
H30
R1
R2

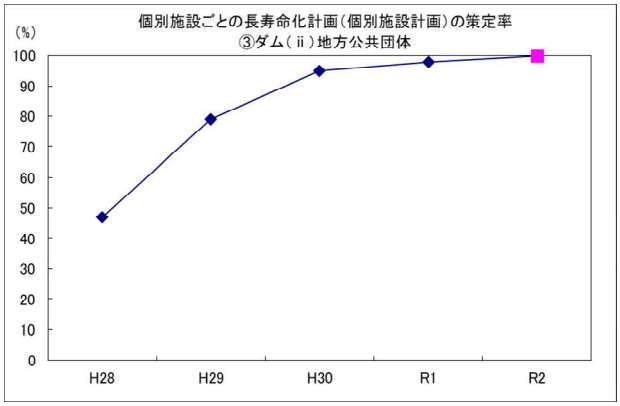
個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率
③ダム（ⅱ）地方公共団体
（%）
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
H28
H29
H30
R1
R2

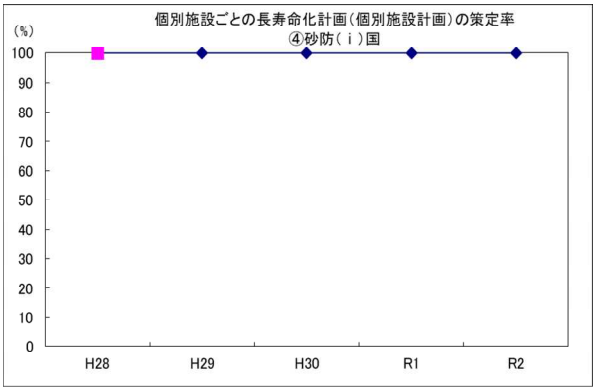
個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率
④砂防（ｉ）国
（%）
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
H28
H29
H30
R1
R2

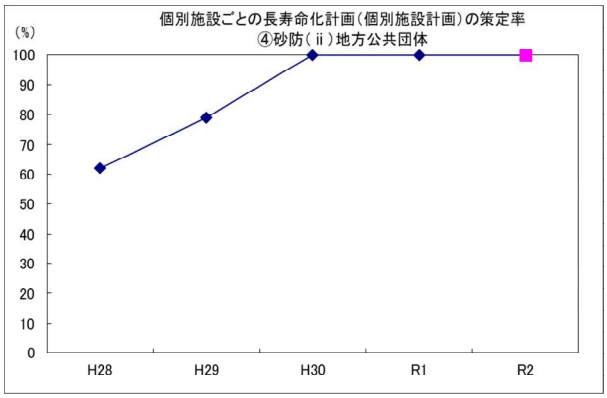
個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率
④砂防（ⅱ）地方公共団体
（%）
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
H28
H29
H30
R1
R2

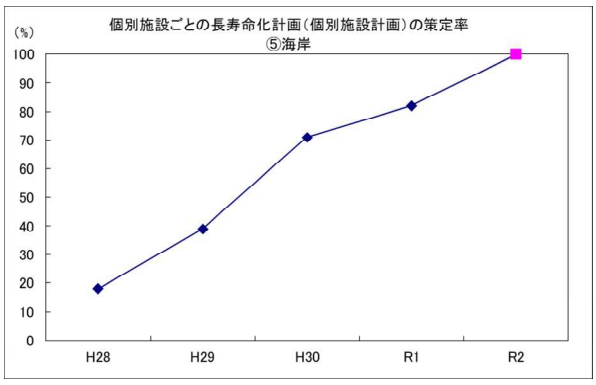
個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率
⑤海岸
（%）
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
H28
H29
H30
R1
R2

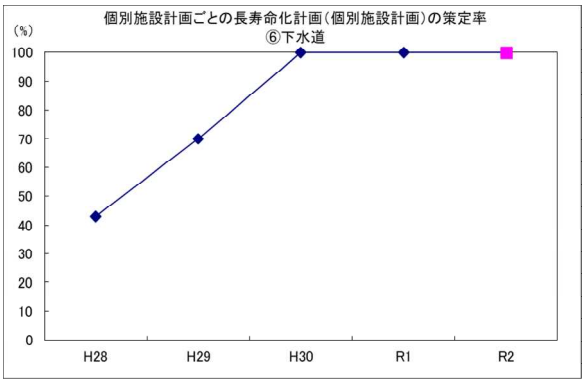
個別施設計画ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率
⑥下水道
（%）
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
H28
H29
H30
R1
R2

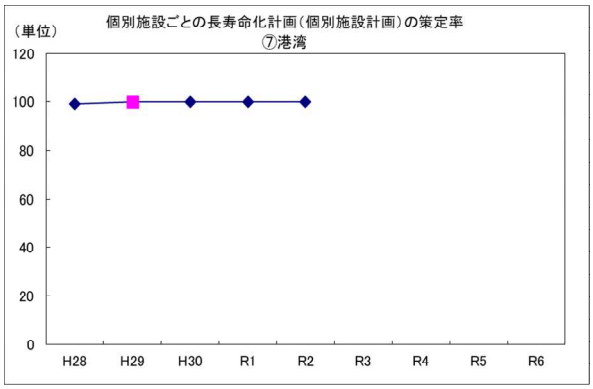
個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率
⑦港湾
（単位）
120
100
80
60
40
20
0
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6

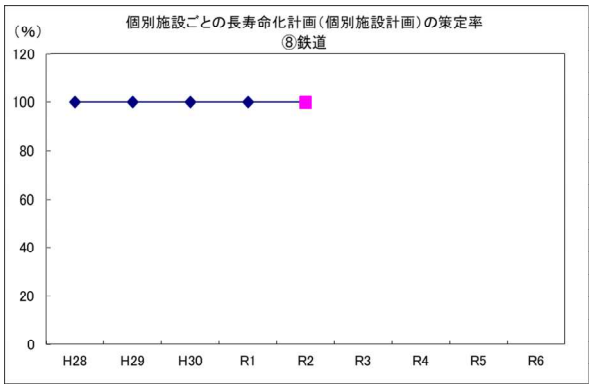
個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率
⑧鉄道
（%）
120
100
80
60
40
20
0
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6

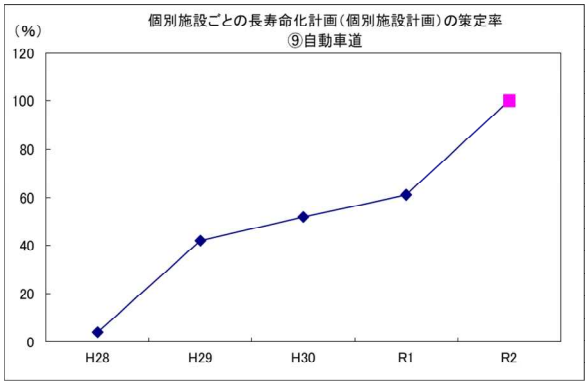

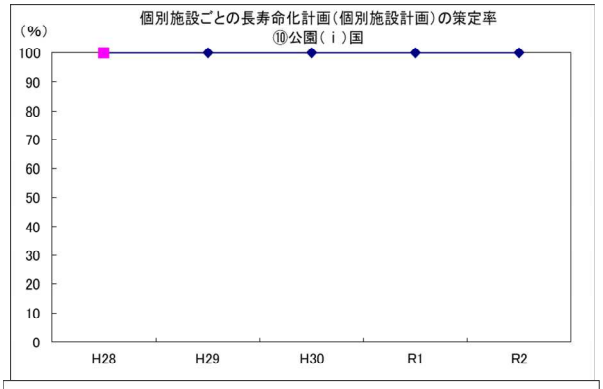

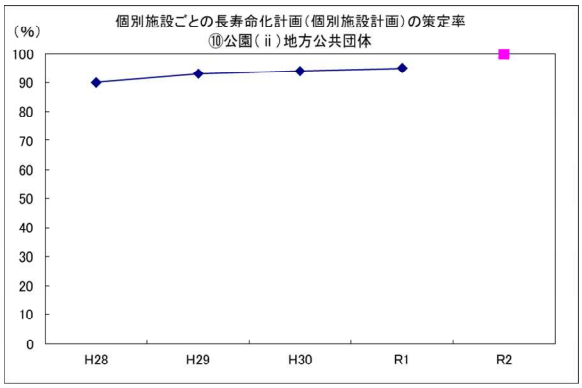

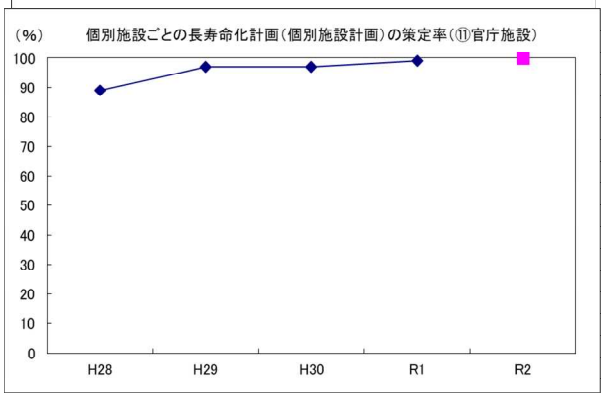

主な事務事業等の概要

① 社会資本の戦略的な維持管理・更新を行う（◎）

・インフラ長寿命化基本計画に基づき、各社会資本の管理者は、維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画としての行動計画を平成２８年度までに策定し、同行動計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、個別施設計画を令和２年度までに策定する。

・これらの計画に基づいて、施設の点検・診断を実施し、その結果により、例えば、緊急措置が必要な道路施設について、応急措置等を実施した上で、修繕、更新、撤去のいずれかを速やかに決定し、その実施時期を明確化するなど、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的に実施する。また、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用するというメンテナンスサイクルを構築し、「道路メンテナンス会議」等も活用しつつ継続的に発展させる。

予算額：

（平成２７年度）道路整備費１６，６０２億円（国費）、社会資本整備総合交付金９，０１８億円（国費）、
防災・安全交付金９，０１８億円（国費）等の内数

（平成２８年度）道路事業費１６，６３７億円（国費）、社会資本整備総合交付金８，９８３億円（国費）、
防災・安全交付金１１，００２億円（国費）等の内数

（平成２９年度）道路事業費１６，６６２億円（国費）、社会資本整備総合交付金８，９４０億円（国費）、
防災・安全交付金１１，０５７億円（国費）等の内数

（平成３０年度）道路事業費１６，６７７億円（国費）、社会資本整備総合交付金８，８８６億円（国費）、
防災・安全交付金１１，１１７億円（国費）等の内数

（令和元年度）道路事業費１７，８５８億円（国費）、社会資本整備総合交付金８，７１３億円（国費）、
防災・安全交付金１３，１７３億円（国費）等の内数

（令和２年度）道路事業費２０，４７２億円（国費）、社会資本整備総合交付金７，６２７億円（国費）、
防災・安全交付金１０，３８８億円（国費）等の内数

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

②社会資本の的確な維持管理・更新（◎）

我が国においては、高度経済成長時代に集中投資した社会資本の老朽化の進行が見込まれていることから、社会

資本がその役割を十分果たすことができるよう、適切な老朽化対策を講じる必要がある。そのため、社会資本の実態把握に努めるとともに、定期的な巡視、点検の実施や長寿命化計画の策定、予防的な修繕や計画的な更新を進めるなど、戦略的な維持管理・更新を実施する。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

③社会資本の的確な維持管理・更新（◎）

我が国においては、高度経済成長時代に集中投資した社会資本の老朽化の進行が見込まれていることから、社会資本がその役割を十分果たすことができるよう、適切な老朽化対策を講じる必要がある。そのため、社会資本の実態把握に努めるとともに、定期的な巡視、点検の実施や長寿命化計画の策定、予防的な修繕や計画的な更新を進めるなど、戦略的な維持管理・更新を実施する。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

④社会資本の戦略的な維持管理・更新（◎）

国、地方公共団体が、戦略的な維持管理・更新等に取り組み、維持管理のメンテナンスサイクルを構築するとともに、新技術の開発・導入、さらに、これらの取組を支える体制、法令、予算等の制度を構築することにより、国民の安全・安心を確保しつつ、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑤海岸保全施設の適切な維持管理の推進（◎）

海岸保全施設において、予防保全型の効率的・効果的な維持管理を推進し、背後地のより確実な防護と既存ストックの有効活用によるライフサイクルコストの縮減・平準化を図るため、海岸保全施設の老朽化状況を把握するとともに、長寿命化計画を策定し、当該計画に基づく効率的な老朽化対策を推進する。

予算額：防災・安全交付金１０，４０６億円（令和元年度国費）の内数

予算額：防災・安全交付金７，８４７億円（令和２年度国費）の内数

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑥下水道施設の老朽化対策の推進（◎）

下水道施設の予防保全的な管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

社会資本整備総合交付金予算額　８，３６４億円の内数（令和元年度）
　　７，２７７億円の内数（令和２年度）

防災・安全交付金予算額　　１０，４０６億円の内数（令和元年度）
　　７，８４７億円の内数（令和２年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑦個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定・実施（◎）

各社会資本の管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画を策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進。

予算額：

港湾整備事業費２，３２８億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等２０，００３億円の内数（平成３０年度）

港湾整備事業費２，７６０億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等２１，８８７億円の内数（令和元年度）

港湾整備事業費２，８２９億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等１８，０１５億円の内数（令和２年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑧社会資本の戦略的な維持管理・更新（◎）

各社会資本の管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、メンテナンスサイク

ルの核となる個別施設計画を策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑨個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定要領を作成し、各自動車道事業者へ通知（◎）

インフラ長寿命化計画（行動計画）及び自動車局より通知した策定要領に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、個別施設計画を令和２年度までに全ての事業者において策定。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑩公園施設長寿命化計画策定調査による支援の実施（◎）

地方公共団体に対して、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定費用に係る支援を実施。

予算額：

社会資本整備総合交付金　７，６２７億円、防災・安全交付金　１０，３８８億円の内数（令和２年度国費）

社会資本整備総合交付金　８，７１３億円、防災・安全交付金　１３，１７３億円の内数（令和元年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑪個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定・実施（◎）

インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき、個別施設計画ごとの具体の対応方針を定める計画として、個別施設計画を令和２年度までに策定する。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

① 業績指標の実績値については、令和２年度は集計中であるが、令和元年度において道路橋で９２％、道路トンネルで７１％となっており、これまで着実に策定率を伸ばしてきているものの、目標年度での目標値は達成しない見込みである。

② （ｉ）国、水資源機構が管理する主要な河川構造物の長寿命化計画については、平成２８年度に目標達成済み。
（ii）地方公共団体が管理する主要な河川構造物の長寿命化計画については、令和元年度の実績値は９７％であり、目標達成のため必要な令和２年度３ポイントの増分は、令和２年度中に確実に達成すると判断した。

③ （ｉ）国、水資源機構管理ダムの長寿命化計画については、平成２８年度に目標達成済み。
（ii）地方公共団体管理ダムの長寿命化計画については、令和２年度に目標達成済み。

④ （ｉ）国が管理する砂防関係施設の長寿命化計画については、平成２８年度に目標達成済み。
（ii）地方公共団体が管理する砂防関係施設の長寿命化計画については、平成３０年度に目標達成済み。

⑤ 目標年度である令和２年度に目標値を達成。

⑥ 平成３０年度に目標達成済み。

⑦ 目標年度である平成２９年度に目標達成済み。

⑧ 平成２７年度に目標達成済み。

⑨ 目標年度である令和２年度に目標達成済み。

⑩ 国営公園では平成 28 年度に目標値を達成した。地方公共団体については、平成２６年度の実績値は７７％、令和元年度においては９５％と５年間で１８ポイント増加しているが、直近３年間は年に１ポイントの増加にとどまっており、トレンドを延長した場合、目標年度での目標の達成には至らない見込みである。

⑪ 令和２年度の実績値は集計中であるが、令和元年度は９９％まで増加しており、目標である１００％を令和２年度中に確実に達成すると判断した。

（事務事業等の実施状況）

①引き続き、個別施設計画に基づき、施設の点検・診断、修繕、更新、撤去の必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的に実施する。また、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用するというメンテナンスサイクルを構築し、「道路メンテナンス会議」等も活用しつつ継続的に発展させる。

②平成２４年度、全国に対して河川構造物の長寿命化計画策定に関する通知を送付。
平成２８年度、全国に対して河川構造物の長寿命化計画策定の手引きの作成について通知を送付。
平成２９年度、「全国河川維持管理会議」を開催。

③平成２４年度、全国に対して長寿命化計画策定に関する通知を送付。
平成２５年度、全国に対してダムの長寿命化計画策定について通知を送付。

④平成２６年度、『砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案)』を作成。
平成２６年度、『砂防関係施設点検要領（案)』を作成。
平成３０年度、『砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案)』を改定。
平成３０年度、『砂防関係施設点検要領（案)』を改訂。

⑤　令和２年度、「海岸保全施設維持管理マニュアル」を改訂。
令和２年度に長寿命化計画の策定率の目標値である１００％を完了。

⑥平成２７年度に、維持修繕基準や新たな事業計画等を定めた改正下水道法の施行に併せ、点検・調査、修繕・改築等の計画策定から対策実施に係る一連のプロセスを対象とした「下水道ストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015 年版-」を公表した。
平成２８年度に、計画的な改築更新や点検・調査を支援するため、新たな予算制度として「下水道ストックマネジメント支援制度」を創設した。
平成２６年度予算要求に係る政策アセスメント「No6. 下水道老朽管の緊急改築推進事業」については、平成２８年度予算要求に係る政策アセスメント「No5. 下水道ストックマネジメント支援制度の創設」へと変更し、中長期的な維持管理・更新計画を策定している地方公共団体数は平成３０年度に１００％を達成した。

⑦平成２９年度に各施設長寿命化計画策定率の目標値である１００％を完了。

⑧個別施設計画を策定した事業者数が全対象事業者数に達したためＡとした。

⑨令和２年度に長寿命化計画（個別施設計画）の策定率の目標値である１００％を完了。

⑩平成２４年度、『公園施設長寿命化計画策定指針(案)』を作成。
平成３０年度、『公園施設長寿命化計画策定指針(案)』を改定。
地方公共団体における公園施設の長寿命化計画策定率を向上するため、平成３０年度においても、地方公共団体に対して、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定費用に係る支援を実施。

⑪対象となる官庁施設 8892 施設（令和元年度）のうち、8822 施設(令和元年度)で策定が完了しており、残る 70 施設も令和２年度策定に向け、取り組んでいる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①　道路に係る実績値については、令和２年度は集計中であるが、これまで着実に策定率を伸ばしてきているものの、目標年度での目標値は達成しない見込みである。その原因としては、地方公共団体の策定率が低いことにあることから、今後も個別施設計画の策定に向け、引き続き、地方公共団体に対し道路メンテナンス会議等を通じて支援・助言等を行うとともに、未策定の理由等について調査を行う。

② 国管理河川においては平成２８年度に目標を達成している。地方公共団体管理河川においては、令和元年度において９７％となっており、目標達成のため必要な令和２年度３ポイントの増分は、令和２年度中に確実に達成すると判断したことから、A と評価した。

③ 国、水資源機構管理ダムにおいては平成２８年度に目標を達成している。地方公共団体管理ダムについては、令和２年度に目標値を達成したため、A と評価した。

④ 国が管理する砂防関係施設については、平成２８年度に目標値を達成している。
地方公共団体が管理する砂防関係施設については、平成３０年度に目標値を達成している。

⑤ 海岸については、目標年度である令和 2 年度に目標値を達成したため、Ａと評価した。

⑥ 下水道については、平成３０年度に目標値を達成したため、Ａと評価した。

⑦ 港湾については、目標年度である平成 29 年度に目標値を達成している。

⑧ 鉄道については、平成 27 年度に目標値を達成したため、Ａと評価した。

⑨ 自動車道については、目標年度である令和 2 年度に目標値を達成したため、Ａと評価した。

⑩ 公園については、国営公園では平成 28 年度に目標値を達成した。地方公共団体では令和２年度は集計中であるが、前述のとおり令和元年度時点において、目標年度での目標の達成には至らない見込みのためＢと評価した。この要因について自治体に聴取したところ、計画策定に必要な予算及び人員が確保できなかったとの回答が多く得られたが、現在、計画策定の際に参照できる指針の提供や活用可能な事業を設けていることから、今後もこれらの支援措置を周知していくとともに、未策定の自治体に対して個別に策定へ向けた働きかけを実施していく。

⑪ 官庁施設については、令和元年度実績値が９９％であり、目標達成に必要な１％も令和２年度に確実に達成すると判断し、A 評価とした。今後も引き続き策定の推進を図る。

・なお、今後は第５次社会資本整備重点計画(令和３年５月２８日閣議決定)で定めた新たな指標として「予防保全型インフラメンテナンスの転換に向けた施設の修繕率」等を設定したところであり、「持続可能なインフラメンテナンス」に向けた取組の強化を図っていく。
・本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：大臣官房技術調査課、大臣官房公共事業調査室
総合政策局公共事業企画調整課、総合政策局社会資本整備政策課

① 道路局国道・技術課（道路メンテナンス企画室長　清水　将之）
② 水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室（課長　内藤　正彦）
③ 水管理・国土保全局河川環境課流水管理室（課長　内藤　正彦）
④ 水管理・国土保全局砂防部保全課（課長　伊藤　仁志）
⑤ 水管理・国土保全局海岸室（室長　田中　敬也）、港湾局海岸・防災課（課長　安部　賢）
⑥ 水管理・国土保全局下水道部下水道事業課（課長　松原　誠）
⑦ 港湾局技術企画課港湾保全政策室（室長　櫻井　義夫）
⑧ 鉄道局施設課（課長　森　信哉）
⑨ 自動車局総務課企画室（室長　阿部　雄介）
⑩ 都市局公園緑地・景観課（課長　五十嵐　康之）
⑪ 大臣官房官庁営繕部計画課（課長　秋月　聡二郎）

関係課：① 道路局環境安全・防災課（課長　荒瀬　美和）、道路局高速道路課（有料道路調整室長　武藤　聡）
⑪ 大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室（室長　伊藤 誠恭）

業績指標 120
リート等の資産総額

評　価

B	目標値：30 兆円（令和２年度） 実績値：28 兆円（P）（令和２年度） 初期値：20 兆円（平成 28 年度）

（指標の定義）
Ｊリート（注１）、私募リート（注２）、不動産特定共同事業（注３）の資産総額の合計額
（注１）　Ｊリート（不動産投資法人）とは、多くの投資家から資金を募り、オフィスビル・賃貸マンション等の収益不動産を購入、そこから生じる賃料や売却益等を投資家に分配する仕組みの商品のうち、証券取引所に上場しているものを指す。
（注２）私募リートとは、Ｊリート（注１）と同様の仕組みで組成される不動産投資法人であるが、証券取引所に上場していないものを指す。
（注３）　複数の投資家が出資して、許可を受けた不動産会社等（不動産特定共同事業者）が現物不動産を取得し、不動産賃貸事業等を行い、その収益を投資家に分配するスキーム。
（目標設定の考え方・根拠）
〔目標設定の考え方〕
不動産投資市場の持続的な成長を実現することは、強い経済、一億総活躍社会を支える不動産ストックの形成・再生・活用にとって不可欠の課題であるとの認識のもと、日本再興戦略 2016（平成 28 年６月２日閣議決定）において以下の通り記載があることから、業績指標として採用している。
「不動産について流動化を通じた有効活用を図るため、今後ニーズの増加が見込まれる観光や介護等の分野における不動産の供給を促進するとともに、クラウドファンディング等の小口資金による空き家・空き店舗の再生、寄付等された遊休不動産の管理・活用、鑑定評価を含む不動産情報の充実等に必要な法改正等を一体的に行い、2020 年頃までにリート等の資産総額を約 30 兆円に倍増することを目指す。」（第二　一．11－（２）ⅰ）
〔根拠〕
平成 28 年以降、Ｊリート及び私募リートが直近３か年の平均増加額で成長し続け、不動産特定共同事業は平成 27 年の残高が維持されると想定して設定した。
（外部要因）
金融市場の動向、国内・海外の景気動向、企業の成長性の高い資産への転換の動向、新型コロナウイルス感染症流行の影響
（他の関係主体）
金融庁（「投資信託及び投資法人に関する法律」「資産の流動化に関する法律」を所管している）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
日本再興戦略 2016（平成 28 年６月２日閣議決定）
「不動産について流動化を通じた有効活用を図るため、今後ニーズの増加が見込まれる観光や介護等の分野における不動産の供給を促進するとともに、クラウドファンディング等の小口資金による空き家・空き店舗の再生、寄付等された遊休不動産の管理・活用、鑑定評価を含む不動産情報の充実等に必要な法改正等を一体的に行い、2020 年頃までにリート等の資産総額を約 30 兆円に倍増することを目指す。」（第二　一．11－（２）ⅰ）

未来投資戦略 2017　―Society 5.0 の実現に向けた改革―（平成 29 年６月９日閣議決定）
「2020 年頃までにリート等の資産総額を約 30 兆円に倍増することを目指し、成長性の高い不動産への転換や供給に向けた投資を促す観点から、環境性、快適性等の品質に優れた不動産を適正に評価するなど、投資家の利便性・信頼性の向上等を図るため必要な、一覧性・実用性に優れた不動産情報の整備・公開、新たな認証制度の創設、不動産鑑定評価制度の見直しについて本年度中を目途に行う。」（第２　Ⅰ　４．　（２）　ⅲ））
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
２０兆円	２２兆円	２４兆円	２７兆円	２８兆円（P）

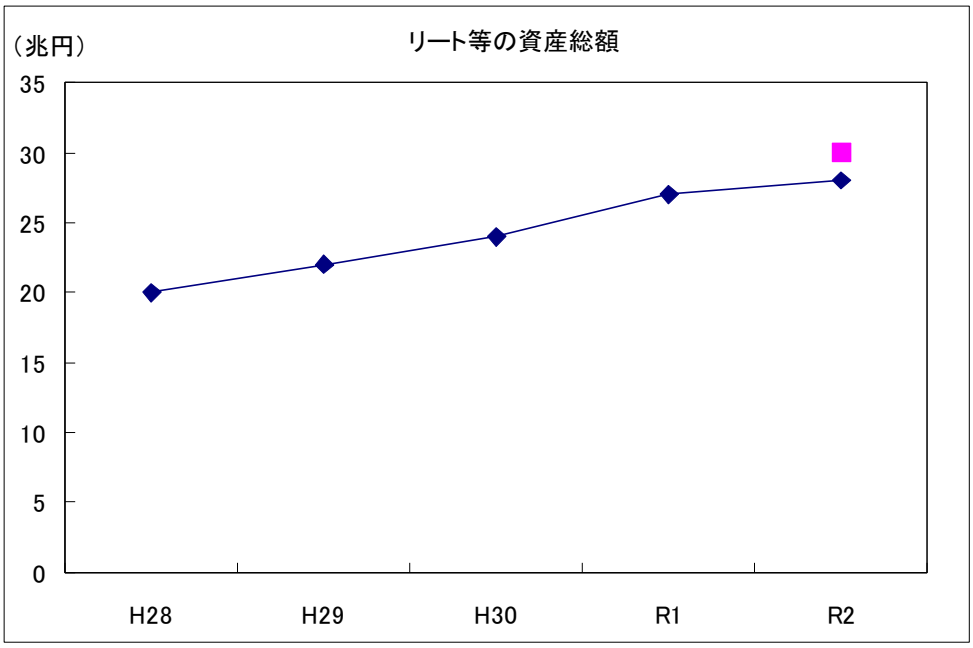

主な事務事業等の概要

・健全な賃貸住宅管理業及び個人の不動産投資の促進に向けた環境整備（令和元年度予算額：24 百万円）

不動産投資手法の多様化が進む中、個人投資家が適切に投資判断し、投資を行うことができる環境を整備することで、個人投資家の被害等を可能な限り防止するとともに、個人の適切な投資判断を促進し、質の高い投資を促進する。

・不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワークの形成促進（令和元年度予算額：20 百万円）

不動産の最適活用を通じた地方創生・東京一極集中の是正を推進するためには、小規模不動産特定共同事業等の不動産証券化手法とクラウドファンディング等を活用した先進的事業を地域においても促進していくことが有効であるが、特に地方において、そのノウハウは依然として不足していることが課題となっている。このため、新規参入予定者の人材育成や先進的事業の普及促進に向けた専門家派遣等を行う。

・不動産証券化手法を活用した投資の促進（令和２年度予算額：22 百万円）

不動産の最適活用を通じた地方創生・東京一極集中の是正を推進するためには、小規模不動産特定共同事業等の不動産証券化手法を活用した空き家等の再生や公的不動産（PRE）の利活用事業を地域においても促進することが有効であるが、特に地方において、そのノウハウが依然として不足していることが課題となっている。このため、PRE 等の証券化に関する地方公共団体・事業者等のネットワーク構築、空き家等の再生や PRE の活用に向けた不動産証券化のモデル事業支援等を行う。また、金融商品取引法改正により、暗号資産（いわゆる仮想通貨）や電子記録移転権利（いわゆるトークン）が金融商品取引法上位置づけられたことを踏まえ、不動産投資においても、これらの手法と既存の法規制の関係性を整理し、必要な制度検討を行う。

・Ｊリート及び特定目的会社が取得する不動産に係る流通税の特例措置（登録免許税・不相談取得税）

Ｊリート及び特定目的会社が取得する不動産について、以下の措置を講じることにより、不動産の証券化を推進して更なる民間資金の活用を促し、都市力の向上、デフレ脱却及び地域経済の活性化を促進する。

【登録免許税】移転登記に係る税率を軽減（本則２％→1.3%）

【不動産取得税】課税標準から 3/5 控除

（令和元年度減収額：5,320 百万円、令和２年度減収額（見込み）：5,073 百万円）

・不動産特定共同事業において取得される不動産に係る流通税の特例措置（登録免許税・不動産取得税）

不動産特定共同事業法上の特例事業者等が取得する不動産について、以下の措置を講じることにより、地域経済の活性化や国際競争力の強化にも資する優良な都市ストックの形成を促進するとともに、地域における小規模不動産の再生等を促進し、地域における資金の好循環を構築する。

【登録免許税】移転登記に係る税率を軽減（本則２％→1.3%）、保存登記に係る税率を軽減（本則 0.4%→0.3%）

【不動産取得税】課税標準から 1/2 控除

（令和元年度減収額：0 百万円、令和２年度減収見込額（見込み）：45.7 百万円）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和２年度の実績値は集計中であるが、当該指標は、Ｊリートの資産総額（出典：投資信託協会）、私募リートの資産総額（出典：投資信託協会）及び不動産特定共同事業の資産総額（出典：国土交通省「不動産証券化実態調査」）で構成されるところ、令和３年３月時点で、Ｊリートの資産総額は 23.2 兆円、私募リートの資産総額は 4.5 兆円となっていること、不動産特定共同事業の資産総額は過去８年間約 0.4～0.6 兆円で推移していることから、令和２年度は 28 兆円程度となることが推測され、令和２年度 30 兆円の目標は達成しない見込みである。

（事務事業等の実施状況）

・令和元年度には、投資家向けのアンケートを実施し、不動産投資被害の事例を調査した上で、国土交通省のウェブサイトにおいて、投資家向けの注意喚起文を掲載した。
・令和元年度より、小規模不動産特定共同事業の実務に関する講習を通じて、不動産証券化事業の地域等の担い手育成を行った。
・令和元年度には２団体１事業者、令和２年度には１事業者を選定し、専門家派遣等の支援による、不動産証券化を活用したモデル事業形成を促進した。
・令和２年度には、不動産証券化手法を活用した公的不動産（PRE）の利活用事業を検討している地方公共団体と、不動産特定共同事業等の不動産証券化手法のノウハウを持つ事業者とのマッチング支援を２件実施し、PRE の活用に向けたモデル事業形成を促進した。
・令和２年度には、ブロックチェーン技術を活用した不動産投資手法について調査し、当該不動産投資手法の位置づけの整理・検討を行った。
・「Ｊリート及び特定目的会社が取得する不動産に係る流通税の特例措置」については、令和２年度に登録免許税 160 件、不動産取得税 94 件、「不動産特定共同事業において取得される不動産に係る流通税の特例措置」については、令和２年度に登録免許税３件、不動産取得税３件が適用を受け、不動産証券化により民間資金の活用が促進された。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・令和２年度の実績値は集計中であるものの、28 兆円程度となることが推測されることから目標達成しない見込みであり、B と評価した。
・事務事業等の実施により目標達成に向け一定の進捗はあったものの、新型コロナウイルス感染症拡大という外的要因が生じた令和２年度に業績指標の伸びが鈍化しており、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえつつ、更なる不動産証券化の推進を図ることが課題として挙げられる。
・また、特に地方において、不動産証券化手法に関し、関係者間のネットワーク構築不足やノウハウの不足が課題となっている。このため、令和３年度予算事業（「不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワークの形成促進」（令和３年度予算額 19 百万円の内数））において、PRE 等の証券化に関する地方公共団体・事業者等マッチング促進、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた不動産証券化事業の実施支援、土地・建物を賃借する FTK に係るモデル約款の作成等を行う。
・「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化の実装が求められる中、不動産分野においてもデジタル技術の活用を模索する動きが見られつつある。このため、令和３年度予算事業（「不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワークの形成促進」（令和３年度予算額 19 百万円の内数））において、国内外の事例・制度の調査を行うとともに、不動産特定共同事業（FTK）におけるデジタル技術の活用に係る制度のあり方等について検討を行う。
・「Ｊリート及び特定目的会社が取得する不動産に係る流通税の特例措置」及び「不動産特定共同事業において取得される不動産に係る流通税の特例措置」について、適用期限を令和５年３月 31 日まで延長するとともに、不動産特定共同事業においてより柔軟に事業が進められるよう、「不動産特定共同事業において取得される不動産に係る流通税の特例措置」について、適用要件の一部見直しを行ったところ、当該特例措置の更なる活用により、不動産証券化を推進する。
・目標年度は到来したものの、優良な都市ストックの形成、デフレ脱却、地域経済の活性化等を促進するためには、引き続き、不動産の証券化を推進し、更なる民間資金の活用を促していく必要があるため、上記事務事業等により不動産証券化の推進を図るとともに、今年度新たな目標を検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 不動産・建設経済局　不動産市場整備課（課長　皆川武士）
関係課： 該当なし

業績指標１２１
指定流通機構（レインズ）における売却物件に係る各年度の成約報告件数*

評　価	
B	目標値：２１３千件（令和３年度） 実績値：１８８千件（令和２年度） 初期値：１７９千件（平成２８年度）

（指標の定義）
指定流通機構（レインズ）（注１）の売却物件に係る年度の成約報告件数（注２）
（注１） 指定流通機構（レインズ）とは、宅地建物取引業法により指定された不動産流通機構が保有する不動産物件情報交換システム（Real Estate Information Network System）を指すが、レインズという名称は、不動産流通機構（指定流通機構）の通称にもなっている。指定流通機構は、宅地建物取引業者が流通に関与する売却物件情報を、システム上で多数の宅地建物取引業者が共有し、迅速な情報交換を行うことで、不動産流通の円滑化を図ることを目的に創設された。
（注２） 指定流通機構（レインズ）には、宅地建物取引業者が売却依頼を受けた物件が登録されることから、既存物件（マンション・戸建住宅等）及び土地が登録・成約物件の大半を占める。なお、目標値は売買取引の各年度の成約報告件数を示す。

（目標設定の考え方・根拠）
宅地建物取引業法は、専任媒介契約・専属専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者に指定流通機構への物件情報の登録及び成約情報の報告を義務づけている。よって指定流通機構における売却物件の成約報告件数は、既存物件の流通市場の担い手である宅地建物取引業者が関与する既存物件の取引量を反映しており、不動産流通市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大、活性化の状況を示すものであることから業績指標として採用。
目標については、平成２７年度から平成２８年度にかけての成約報告件数の伸び（年平均３．４％）が、平成２９年度以降５年間継続するものとした件数を当該目標値として設定した。

（外部要因）
不動産市場動向（地価・住宅価格の下落）、金融市場の動向（金融機関の融資姿勢の変化による資金調達可能額の変化・金利動向等）

（他の関係主体）
なし

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・経済財政運営と改革の基本方針 2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～（平成 30 年６月 15 日）
「空き家の利活用を図るとともに、住宅の良質化・省エネ化、リフォームの推進、不動産管理業の適正化などにより、既存住宅市場を活性化させる。」（第２章 ５．（４）⑥）
・日本再興戦略２０１６（平成 28 年６月２日）
「不動産について流動化を通じた有効活用を図るため、今後ニーズの増加が見込まれる観光や介護等の分野における不動産の供給を促進するとともに、クラウドファンディング等の小口資金による空き家・空き店舗の再生、寄付等された遊休不動産の管理・活用、鑑定評価を含む不動産情報の充実等に必要な法改正等を一体的に行い、2020 年頃までにリート等の資産総額を約 30 兆円に倍増することを目指す。」（第二 一．11（2） ｉ）
・経済財政運営と改革の基本方針 2016～600 兆円経済への道筋～（平成 28 年６月２日）
「建物状況調査や瑕疵保険等を活用した既存住宅の質の確保を促進するとともに、長寿命化などの取組を行った良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、流通が促進されるよう、流通・金融等も含めた一体的な仕組みの開発・普及等に対して支援を行う。」（第２章 ３．（３））
・経済財政運営と改革の基本方針 2015～経済再生なくして財政健全化なし～（平成 27 年６月 30 日）
「空き家等の適切な管理・利活用を推進するとともに、不動産関連情報の提供体制の整備や中古住宅の長期優良化等により中古住宅流通・リフォーム市場の活性化を図る。」（第２章 ３．［２］（２））
・ニッポン１億総活躍プラン（平成 28 年６月２日）
「住宅の購入は、一生の中で最も高い買い物であるにもかかわらず、月日の経過とともに資産価値が低下してしまう場合が多い。住宅市場の活性化のみならず、老後不安の解消による消費の底上げを図るため、住宅が資産として評価される既存住宅流通・リフォーム市場を形成・活性化する。」（５．（６））
・まち・ひと・しごと創生基本方針 2015（平成 27 年６月 30 日）
「建物検査（インスペクション）や住宅性能表示、瑕疵保険の普及・定着等による中古住宅の品質の向上・可視化、不動産関連情報の提供体制の整備等により、中古住宅・リフォーム市場の活性化を図る。これを通じ、住宅ストックを流動化し、ライフスタイルやライフステージに応じた住み替えを円滑化する。」（Ⅲ．４（１）⑤）
【閣決（重点）】
なし
【その他】

過去の実績値				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
１７９千件	１７９千件	１８５千件	１８７千件	１８８千件

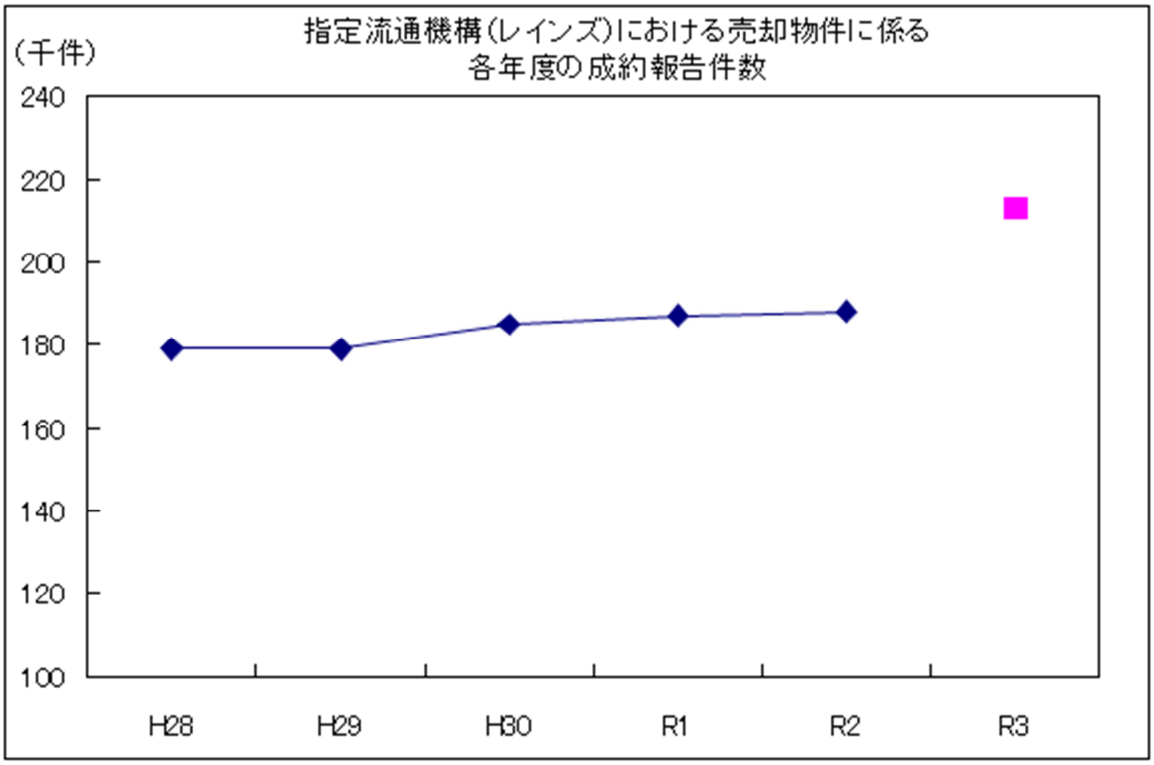

主な事務事業等の概要

・全国版空き家・空き地バンクを活用したマッチング支援や地域資源としての活用、地方自治体と宅地建物取引業の連携による新たな需要の創出や流通促進等の先進的な取組の支援を行う（令和元年度予算額：４２，９７３千円、令和２年度予算額：２８，４１１千円)。

・レインズ（不動産物件情報交換システム）を実際に使用する宅地建物取引業者のニーズ、消費者のニーズを把握し、システムの適切な利用を促すことで、円滑な不動産取引の促進を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和２年度の指定流通機構における売却物件の成約報告件数は１８８千件で、平成２８年までの伸び率と比べると増加は緩やかになったが、平成２０年度（１１５千件）からの１２年ですでに約６３％増加しており、宅地建物取引業者が関与する既存物件の流通市場における取引量が一定の水準に達したことから緩やかな増加になったと考えられる。

一方、現在、不動産流通市場の透明性を高め、取引の円滑化及び一層の活性化を図るための取組みや、既存不動産取引において、多様な消費者ニーズに対応できる体制の構築として全国版空き家・空き地バンク等を構築しており、不動産流通市場の更なる拡大・活性化に向けた環境整備は着実に進んでいるものと考えられる。

（事務事業等の実施状況）

・平成２８年度に実施した政策アセスメントの対象施策である「全国版空き家・空き地バンクの構築や空き家等の流通促進に取り組む団体等への支援」の事後評価について、平成３０年度は、公募により選定された民間事業者２者により、全国に点在する空き家等の情報を簡単に検索できる「全国版空き家・空き地バンク」の本格運用を開始、また、地方公共団体や不動産業団体等と連携し、地域の不動産ストックである空き家等の流通促進に取り組む団体等に対して、先進的な取組を行う団体をモデル事業者として採択し支援を実施した。また、全国の廃校、職員宿舎等の公的不動産(PRE)を検索・表示できる機能や、各自治体の支援制度情報の追加及び関連サイトへのリンク、先進的な取組の周知等、機能拡充を実施した。全国版空き家・空き地バンクは、参加自治体数が平成２９年１０月末（試験運用開始から１ヶ月時点）の２１２自治体から令和２年度末には７９９自治体となり、約３．８倍の増加、空き家等の流通モデル事業は令和元年度２０団体、令和２年度では５団体を採択、支援するなど、実績を積み重ねていることから、順調であったと評価できる。

・レインズ（不動産物件情報交換システム）の登録物件情報の内容の更なる充実を図るため、登録物件数の増大、登録必須項目の見直し、適正な登録期間等について検討を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・令和２年度の指定流通機構における売却物件の成約報告件数は１８８千件と前年度比で０．２％の増加となっている。成約件数緩やかに増加しているものの、現状の増加率が継続した場合には令和３年度の成約件数が１８８千件程度となることを鑑みると、更なる増加率の上昇が求められるため、現時点ではＢと評価した。
・既存物件の流動性を高めるとともに、不動産流通市場の更なる拡大・活性化を実現するため、引き続き地方公共団体や不動産業団体等と連携し、地域の不動産ストックである空き家等の流通・利活用を図る先進的なモデル事業への支援を実施する。また平成２９～令和２年度で採択したモデル事業の取組を分析・整理し、他の自治体等への周知等を実施する。
・全国の自治体の空き家バンクの要綱等を調査し、標準的な空き家バンクの制度要綱、様式、また、運営に関するガイドラインを作成し、自治体に配布（令和３年度予算事業)。
・我が国の既存住宅流通市場の実態把握及び既存住宅の流通シェアが高い諸外国の最新の実態調査を行い、我が国におけるインスペクションの普及拡大に向けた整理・分析を行う（令和３年度予算事業)。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　不動産・建設経済局不動産業課（課長　井﨑　信也）

業績指標１２２
我が国企業のインフラシステム関連海外受注高（建設業の海外受注高）(*)

評　価	
A	目標値：　2.0 兆円（令和 2 年度） 実績値：　1.1 兆円（令和 2 年度） 初期値：　1.0 兆円（平成 22 年度）

（指標の定義）
我が国の主要建設企業（海外建設協会会員企業）による海外建設工事受注高

（目標設定の考え方・根拠）
国内建設市場が長期的に縮小傾向にあり、競争がさらに厳しさを増す一方で、アジアを中心とする世界の建設市場では、経済成長に伴い膨大なインフラ需要の発生が見込まれている。このような中で、本事業は、我が国建設企業の持続的な発展を図り、我が国の成長戦略を実現するため、中堅・中小建設企業を含む我が国建設産業の海外展開を支援することとし、建設企業の新規年間海外受注高を平成 21～23 年度の受注高の平均に建設投資年平均伸び率を勘案して、令和 2 年度までに年間 2 兆円まで伸ばすことを目標とする。

（外部要因）
景気動向、相手国の政情・インフラ需要等の社会・経済情勢、新型コロナウイルス感染症による影響

（他の関係主体）
外国政府及び政府関係機関等の公共発注者
日系製造業等の民間発注者　等

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
○インフラシステム輸出戦略（平成 25 年５月 17 日経協インフラ戦略会議決定、令和元年６月３日改訂）
我が国企業が 2020 年に約 30 兆円（2010 年：10 兆円）のインフラシステムを受注することを目指す。
【閣決（重点）】
○第４次社会資本整備重点計画
政策パッケージ４－３（我が国の優れたインフラシステムの海外展開）
重点施策の達成状況を測定するための代表的な指数（KPI）：建設業の海外受注高：令和 2 年：2 兆円
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
15,464 億円	18,515 億円	19,375 億円	20,609 億円	11,136 億円

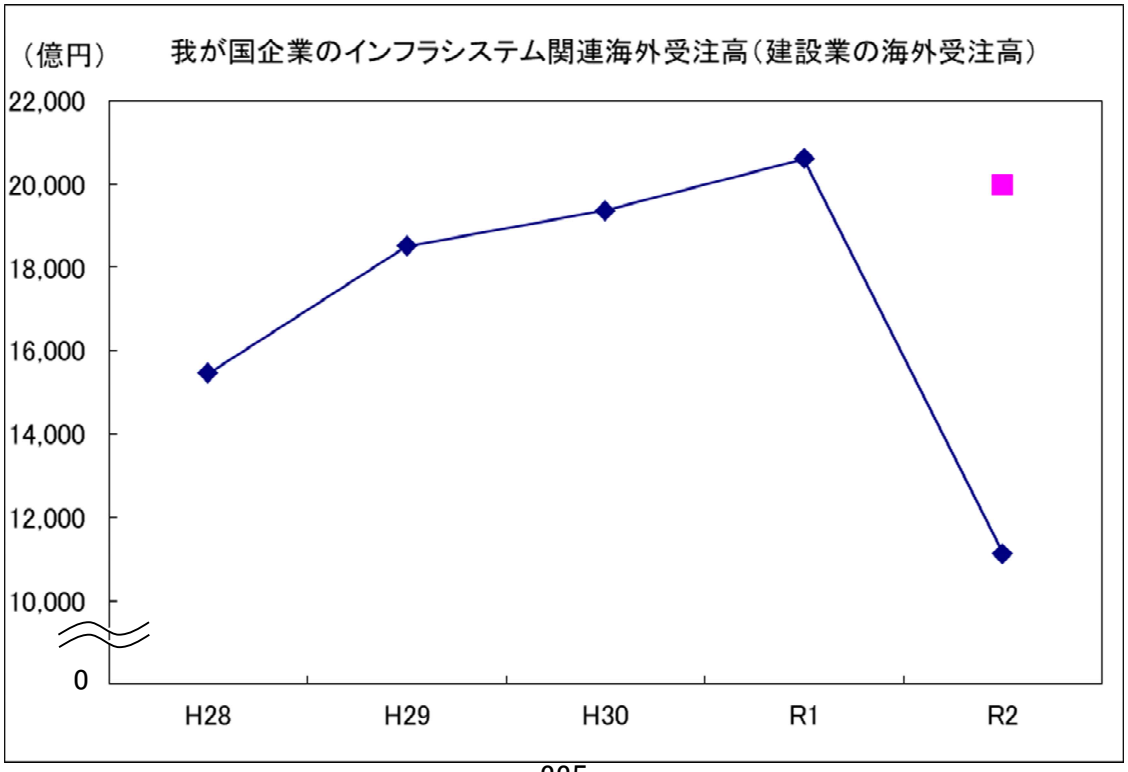

主な事務事業等の概要

我が国の建設産業の海外展開を推進するため、主に以下の事業を実施。

① ビジネス環境整備

我が国建設・不動産企業の海外進出の基盤強化に向け、政府間でしかなし得ない我が国企業のビジネス環境整備を推進。具体的には、以下の事業を実施している。

・我が国にとって重要な市場において、二国間建設会議等の政府間プラットフォームを構築し、関係を強化

・我が国に準じた関連制度の導入等による我が国企業が参入しやすい環境作りに寄与

・多国間・二国間の国際交渉・投資協定等を活用した取引ルール等の確立　等

② ビジネス機会の創出支援

政府間の連携や政府の持つリソースを最大限活用し、民間企業による取組だけでは難しい新たなビジネス機会の創出を推進。具体的には、以下の事業を実施している。

・中堅・中小建設企業海外展開推進協議会(JASMOC)を通じた中堅・中小企業の海外進出支援

・新市場において経験豊富なパートナー国の政府等と協力し、企業紹介やマッチング等を目的としたセミナーの開催

・政府間プラットフォームを活用した案件形成支援　等

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

海外建設受注高はこれまで順調に増加し、令和元年度に初めて2兆円を超え、令和2年度の目標値としていた2.0 兆円を達成した。令和2年度受注高は大幅に減少しているが、その要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの入札予定案件について入札手続きが延期となっているだけでなく、各国の建設投資の見直し等により、受注環境が大きく変化し、特に民間発注については、景気の低迷が受注に大きな影響を与えていること等が考えられる。

（事務事業等の実施状況）

・ ビジネス環境整備においては、ベトナムにおいては一部地域を対象に日本の土地評価制度を試験的に導入し、当パイロット事業で活用した日本の土地評価手法をまとめたマニュアルを天然資源環境省に提供したほか、カンボジアにおいては、令和元年に、日本の支援をもとに策定した「建設法」が施行された。また、令和元年7月及び令和2年1月に、土地・建設関連制度の整備普及を担う人材育成の促進等を目的としてＡＳＥＡＮ諸国等政府職員に対し我が国の関連制度の紹介等を行った。

・ ビジネス機会創出支援においては、中堅・中小建設業海外展開推進協議会(JASMOC)等を通じ、国内セミナーの開催、ベトナムへの海外訪問団派遣やベトナム・フィリピンでの就職説明会等を実施した。また、平成29年6月にバングラデシュ政府との間で、同国における PPP 事業について我が国企業が競争入札を経ずに優先交渉権を取得することができる枠組みを構築し、以後、日本企業も同席の上で政府間会合を開催し、当枠組みにおいて実施する PPP プロジェクトの特定や案件推進に係る協議を実施。令和3年2月に行った第4回会合では、政府間枠組みで推進する新規プロジェクトを1件選定した。加えて、令和元年に開催した第5回日本・トルコ建設産業会議では、両国の建設業協会が覚書を締結し、両国企業の情報交換や連携促進を確認し、令和2年の第6回同会議後には両国企業によるビジネスマッチングを実施した。また、ＰＰＰ事業等への対応力を高めるため、各国先進企業の戦略や我が国のボトルネックを整理し、国が取り得る新たな支援策や今後建設企業が取るべき方策について検討を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、海外建設受注高が、令和2年度には新型コロナウイルス感染拡大の影響により減少したものの、これまで目標値へ向け順調に推移しており、令和元年度には2兆円を超え、令和2年度の目標値を達成したことからAと評価した。今後は、「インフラシステム海外展開戦略 2025」（令和２年 12 月経協インフラ戦略会議決定）及び「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画 2021」（令和３年６月国土交通省国際政策推進本部決定）に位置付けられた取り組みを実施し、建設産業のさらなる海外展開を支援する。今後の目標値の設定については別途検討を行う。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 不動産・建設経済局国際市場課（課長 中見　大志）
関係課：

業績指標１２３
専門工事業者の売上高営業利益率*

評　価	
A	目標値：４．５０％以上を維持（令和５年度） 実績値：６．３３％（令和元年度） 初期値：２．５７％（平成２４年度）

（指標の定義）
専門工事業者の売上高に占める営業利益の割合（建設工事施工統計調査をもとに算出）
※専門工事業者の売上高営業利益率＝（営業損益/完成工事高）×１００
※専門工事業＝建設工事施工統計調査の職別工事業＋設備工事業

（目標設定の考え方・根拠）
専門工事業者は、総合工事業の機能の外注化により、建設生産プロセスの中でいわば中核的とも言える役割を担うようになっているが、専門工事業者を取り巻く経営環境が依然厳しい中で、技術や経営に優れた専門工事業者が伸びることができる環境の整備を図ることが必要である。
その際、専門工事業者の経営状況の善し悪しを適切に把握し、専門工事業者の経営体質の強化を図っていく必要があるが、経営状況を的確に把握する指標としては売上高営業利益率が挙げられる。
営業利益は本業からあがる収益を表す指標であることから、営業利益の売上高に占める割合を計ることで的確に専門工事業者の収益力を把握することが可能である。
平成３０年度法人企業統計調査によると、全産業の売上高営業利益率は４．４％であるため、今後５年間これを上回る４．５％を維持することを目指す（なお、平成３０年度時点で専門工事業の売上高営業利益率は目標値を上回っているものの、新型コロナウィルス感染症の影響等により専門工事業界においても先行きが不透明なことから、当面は平成３０年度時点での全産業における売上高営業利益率を上回ることを目標とする）。

（外部要因）
建設投資の増減等

（他の関係主体）
専門工事業者（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
該当なし
【閣議決定】
該当なし
【閣決（重点）】
該当なし
【その他】
該当なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
４．０７％	４．３８％	４．６９％	４．９３％	５．４９％	６．３３％	集計中

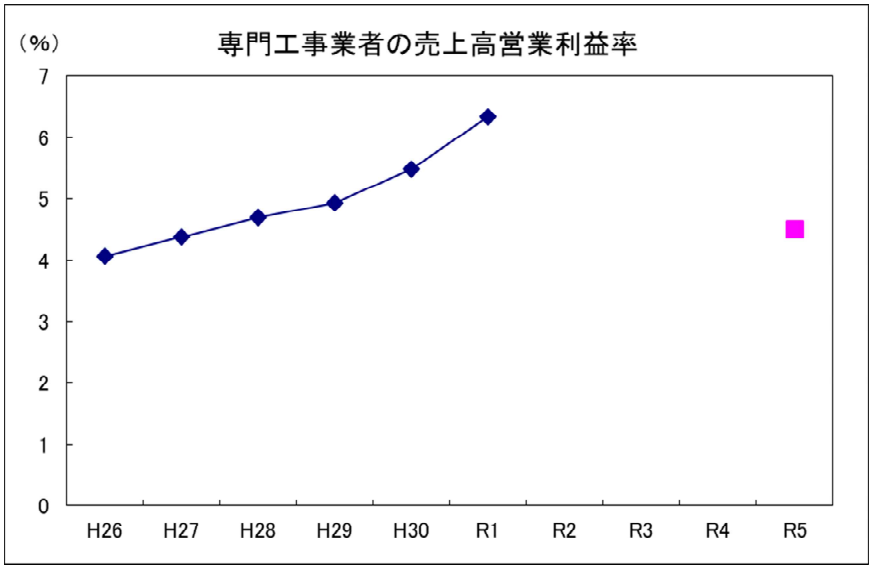

主な事務事業等の概要

（令和元年度・２年度事業）地域建設産業の生産性向上及び持続性確保の実施
　建設業に精通した専門家が、中小・中堅建設企業の生産性向上に向けた課題に関する相談に対して、相談支援を実施。特に他の中小・中堅建設企業の課題の解決に参考となるモデル性の高い取り組みを厳選し、重点支援を実施。併せて、優良事例の事例集を作成し、業界内への効果的な水平展開により中小・中堅建設企業の持続的な成長の確保を図った。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
　令和元年度において目標値は達成しており、過去の実績値のトレンドを延長しても、目標年度まで目標値以上を維持していることが見込まれる。（令和元年度実績値=(2,409,807,000,000/38,042,340,000,000)×100）

（事務事業等の実施状況）
・地域建設産業事業継続支援事業の実施状況
　＜相談支援＞
　令和元年度：８０件（上限に達したため終了）
　＜重点支援＞
　令和元年度：７件

・地域建設産業の生産性向上及び持続性確保の実施状況
　＜相談支援＞
　令和２年度：２２２件
　＜重点支援＞
　令和２年度：７件

課題の特定と今後の取組みの方向性

　業績指標については、一定の経営体質の強化、建設投資の増加等の外部要因もあって、売上高営業利益率が上昇した結果、目標値の達成に向けて順調に推移したため「A」と評価した。今後も様々な外部要因が指標に影響を与えるものと考えるが、専門工事業者の利益維持・向上に向けた取り組みは引き続き必要であることから、優良事例の水平展開や、生産性向上に向けた相談支援等を引き続き実施することにより、専門工事業者の利益増進のための環境整備を進めることとする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　不動産・建設経済局　建設市場整備課（課長　奥原　崇）

業績指標１２４
建設業における社会保険加入率（①企業単位*、②労働者単位*）

評　価

①A ②A	目標値：①100%（令和７年） ②90%程度（製造業相当）（令和５年） 実績値：①99%（令和２年） ②88%（令和２年） 初期値：①84%（平成 23 年） ②57%（平成 23 年）

（指標の定義）
・公共事業労務費調査における保険加入状況調査の結果（国土交通省）
予算決算及び会計令に基づき、公共工事の予定価格の積算を適正に行うため、毎年 10 月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設技能労働者（約 12 万人）の賃金支払い実態を調査しており、当該調査において、企業単位、労働者個人単位での社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入状況調査を行った結果。
＜企業単位＞
社会保険加入率
＝社会保険に全て加入している企業数／公共事業労務費調査において有効標本とされる企業数×100
＜労働者単位＞
社会保険加入率
＝社会保険に全て加入している労働者数／公共事業労務費調査において有効標本とされる労働者数×100

（目標設定の考え方・根拠）
建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。
中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会による「当面講ずべき施策のとりまとめ」（平成 24 年１月）においては、「平成 29 年度までに事業者単位では許可業者の加入率 100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入状況を目指すべきである」とされている。
平成 24 年度以降、建設業における社会保険加入対策を推進してきた結果、社会保険の加入率は着実に上昇したものの、未だ社会保険に加入していない企業が存在している。なお、改正建設業法施行（令和２年 10 月）により建設業の許可・更新で社会保険加入が要件化され社会保険加入対策はさらに強化されるが、全許可業者の更新が完了するのは令和７年 10 月である。また、労働者単位の加入率は製造業と比べ未だ低い状況である。このため、第４回建設業社会保険推進連絡協議会（令和２年６月）において、労働者単位での社会保険加入確認の強化・CCUS 活用の原則化を決定、また、あらゆる工事での CCUS 完全実施が令和５年度から開始される方向性が示されたので、労働者単位の目標年度は令和５年度とする。
※CCUS（建設キャリアアップシステム）：技能者ひとり一人の就業実績や資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場作業の効率化などにつなげるシステム

（外部要因）

（他の関係主体）
厚生労働省

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ０１	Ｒ０２
①　96% ②76%	①97% ②85%	①97% ②87%	①98% ②88%	①99% ②88%

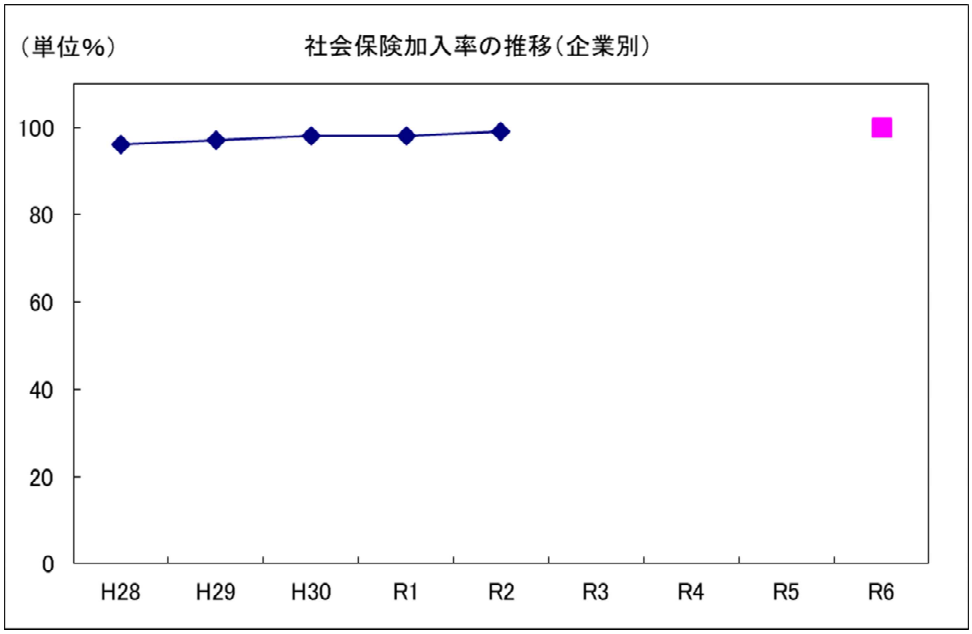

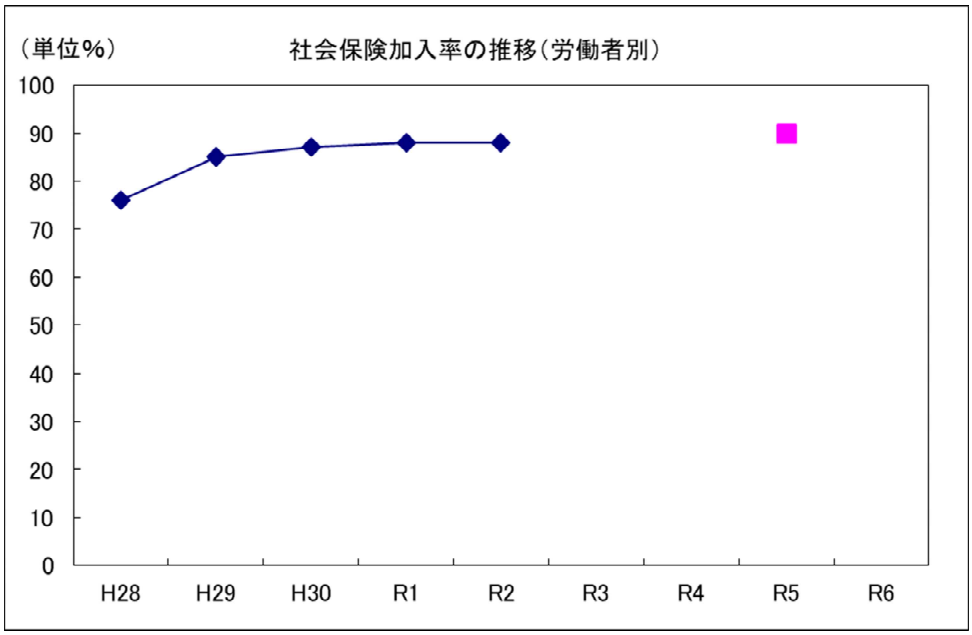

主な事務事業等の概要

社会保険加入推進のため、主に以下の取組を実施。

①建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会の設置

行政、建設業団体、学識経験者で構成する協議会を設置し、関係者が一体となって社会保険加入を含めた建設技能労働者の処遇改善の取り組みを進めている。

②行政による指導

経営事項審査における未加入企業の減点幅の拡大や、立入検査時の保険加入状況の確認・指導、元請企業の下請企業への指導状況の確認、令和２年 10 月以降は社会保険の加入が建設業許可・更新の要件となっている。

③公共工事における対策の実施

国土交通省の直轄工事において、社会保険加入企業に限定する措置を実施している。また、地方公共団体発注の工事については、社会保険加入企業への限定を図ることを要請している。

④民間発注工事における対策の実施

工事施工を社会保険加入業者に限定する旨の誓約書を発注者に提出することを推進している。

⑤建設企業の取組指針の制定

建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を示す「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を平成 24 年 11 月に制定した。本ガイドラインの中で、元請企業に対して、現場に入場する建設技能労働者の加入状況の確認・加入指導を要請している。労働者の加入強化を図るため、令和 2 年 10 月に本ガイドラインを改訂し、現場入場時の社会保険加入確認は CCUS の活用を原則としている。

⑥法定福利費の確保

加入に必要な原資である法定福利費が下請企業まで確保されるよう、次の取組を実施している。

・直轄工事において、必要な法定福利費を予定価格に反映

・法定福利費を内訳明示した見積書を下請から元請に提出する取り組みを促進

・契約段階でも法定福利費が確保されることが重要であることから、標準約款において、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを標準化

・法定福利費の支払いや受取状況、賃金の状況に関する実態調査を実施

⑦相談体制の充実

相談窓口の設置等、相談体制の充実を図っている。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

①については、堅調に推移している。　（令和２年度実績値：(22,376/22,705）×100）

②については、堅調に推移している。　（令和２年度実績値：(74,797/85,228）×100）

（事務事業等の実施状況）

令和 2 年 10 月より、建設業の許可・更新で社会保険の加入が要件化されたことを踏まえ、労働者単位の加入強化を図るため「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を改訂し、現場入場時の社会保険加入確認は CCUS の活用を原則とする旨を通知した。

社会保険の加入に必要な法定福利費の確保について、見積時・契約時における法定福利費内訳明示の取組を促進するため、各地方整備局においても「建設業社会保険推進・処遇改善地方連絡協議会」を開催し、地方レベルにおいて取組強化を図った。また、地方公共団体が発注する工事においても法定福利費を内訳明示する取組を進めるため、取組がされていない自治体に対して、各地方整備局において直接働きかけを行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

これまでの取組の結果、加入率は着実に上昇している状態であり、順調に推移しているが、高次の下請企業では未だ未加入の企業が存在。社会保険の加入に必要な法定福利費の確保について、賃金と法定福利費の支払状況に関する実態調査を実施した結果、高次の下請企業ほど法定福利費の確保ができておらず、また、民間発注工事や地方公共団体発注の工事では法定福利費を明示する取組が遅れていることが課題となっている。

令和 2 年 10 月に改正建設業法が施行され、社会保険加入が建設業許可・更新の要件となっており、さらに CCUS の活用で労働者単位での加入確認を強化される。また、法定福利費内訳明示の取組について働きかけを強化することから、①及び②の指標について目標年度において目標を達成すると見込まれることから、Ａと評価した。

担当課等（担当課長名等）

担当課：不動産・建設経済局　建設市場整備課　（課長　奥原　崇）

業績指標 125
統計の利用状況 ＊（①e-Stat で公表されている結果表へのアクセス件数、②調査票情報の二次利用申請件数）

評　価	
①　A ②　A	①　目標値：約１，３２７，０００件（令和４年度） 実績値：約１，７７５，０００件（令和２年度） 初期値：約１，２７７，０００件（平成２９年度） ②　目標値：約４４０件（令和４年度） 実績値：約４３５件（令和２年度） 初期値：約２６０件（平成２７年度）

（指標の定義）
市場・産業関係の統計の体系的な提供に資するため、統計の利用状況（e-Stat で公表されている結果表へのアクセス件数、調査票情報の二次利用申請件数）を指標とする。

（目標設定の考え方・根拠）
統計調査結果については、政府統計の総合窓口：e-Stat（https://www.e-stat.go.jp/）等を通じて、電子的な形等により統計データを提供しており、e-Stat で公表されている結果表へのアクセス件数及び調査票の二次利用申請件数を把握することにより、より一層の調査結果の活用、利用拡大を図るための指標とする。
政府統計の総合窓口（e-Stat）における統計のアクセス件数について、令和 4 年度までの目標を平成 29 年度より約 5 万件増の 1,327,000 件とすることを目標とした。
また、調査票情報の二次利用申請件数については、統計法第 32 条及び同法第 33 条に基づき、利用者の個々の目的により公表された統計以外の調査票データで分析・集計等が可能となっており、利用者の利便性向上に資することから、これまでの申請の進展状況を勘案し、令和 4 年度までに平成 27 年度より約 70%増の 440 件とすることを目標とした。

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
なし

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
公的統計の整備に関する基本的な計画（令和 2 年 6 月 2 日閣議決定）
第 1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針
4. ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
約 1,389,000 件	1,277,000 件	1,202,000 件	約 1,310,000 件	約 1,775,000 件

過去の実績値（②調査票情報の二次利用申請件数）　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
約 260 件	約 340 件	約 320 件	約 420 件	約 435 件

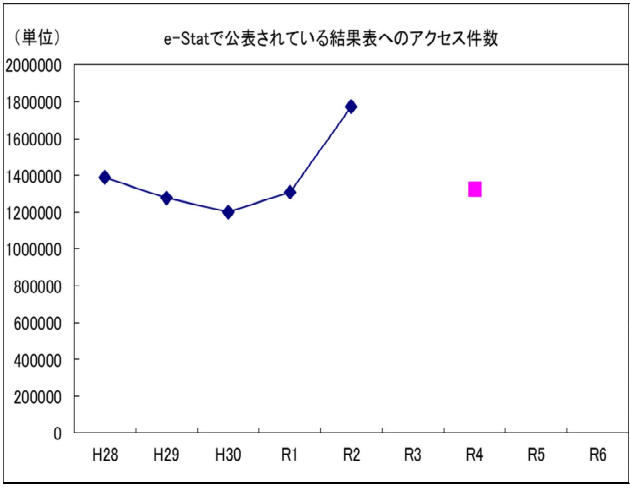

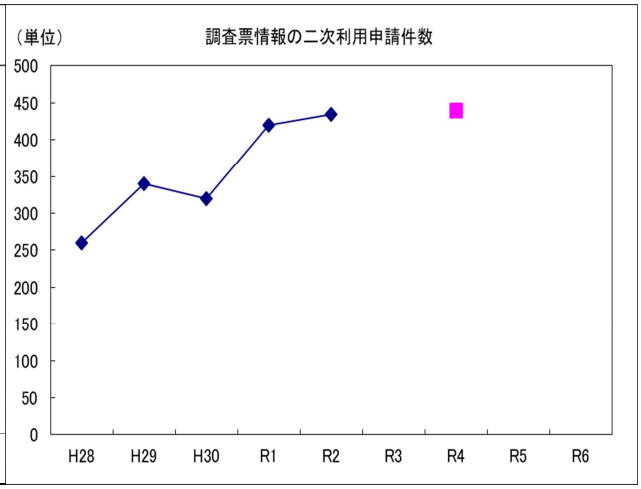

主な事務事業等の概要

統計調査結果については、ホームページを通じて電子的な統計データの提供を行い、統計利用者の活用拡大を図る。

建設統計関係予算額	１７８，９０１千円（令和元年度）
	１８７，３７８千円（令和２年度）
交通統計関係予算額	３７７，５４２千円（令和元年度）
	３７８，９４０千円（令和２年度）
大都市交通センサス予算額	０千円（令和元年度）
	９７，８３１千円（令和２年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

e-Stat で公表されている結果表へのアクセス件数について、令和 2 年度末の実績値は約 1,775,000 件であり、前年度と比較して大幅な増加傾向を示していることから、今後も更なる利便性の向上及び周知等を図る必要がある。

調査票情報の二次利用申請件数について、令和 2 年度末の実績値は約 435 件であり、前年度と比較してやや増加傾向を示していることから、引き続き利便性の向上及び周知等を図る必要がある。

（事務事業等の実施状況）

市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図るため、統計調査結果をホームページに掲載することにより、情報の充実を図るとともに、利用者利便の向上を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①「e-Stat で公表されている結果表へのアクセス件数」について、令和 2 年度末の実績値は約 1,775,000 件であり、目標値を上回る実績を示していることから、A と評価した。

また、②「調査票情報の二次利用申請件数」については、令和 2 年度末の実績値は約 435 件であり、前年度と比較してやや増加傾向を示していることから、A と評価した。

今後も引き続き、統計利用者の利便性の確保及び統計調査の効果的・効率的な実施につなげるためにも、調査結果のより一層の活用、利用拡大を図っていくべく、統計利用者の利便性のさらなる向上を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局情報政策課（課長　橋本　亮二）
関係課：総合政策局情報政策課建設経済統計調査室（室長　今井 盾介）
　　総合政策局情報政策課交通経済統計調査室（室長　内田 謙一）
　　総合政策局交通政策課（課長　中村　広樹）

業績指標１２６
地籍調査の進捗率（①優先実施地域での進捗率、②地籍調査対象地域全体での進捗率）　＊

評　価	
B	目標値：①８７％、②５７％（令和１１年度） 実績値：①７９％、②５２％（令和２年度） 初期値：①７９％、②５２％（令和元年度）

（指標の定義）
① 地籍調査の優先実施地域の面積(188,694 ㎢)に対する地籍調査実施地域の面積（令和元年度末時点 148,486 ㎢）の割合
② 地籍調査対象地域全体の面積(287,966 ㎢)に対する地籍調査実施地域の面積（令和元年度末時点 148,486 ㎢）の割合
（ともに地籍調査実施地域の面積には地籍調査に準ずる指定を受けた面積を含む。）

（目標設定の考え方・根拠）
第７次国土調査事業十箇年計画（令和２年５月 26 日閣議決定）においては、新たな調査手続や効率的な調査手法の導入により、第６次十箇年計画における実績事業量（約 10,000 ㎢）を勘案して、十年間に実施すべき地籍調査の調査面積を 15,000 ㎢と設定するとともに、優先実施地域※を中心に地籍調査を実施するものとし、これまで用いていた「調査対象地域での進捗率」に加え、新たに「優先実施地域での進捗率」を提示した。
これにより、優先実施地域での進捗率を全国で７９％（令和元年度末時点）から８７％（令和１１年度末時点）とし、地籍調査対象地域全体での進捗率を全国で５２％（令和元年度末時点）から５７％（令和１１年度末時点）とすることを目標とする。
※優先実施地域：土地区画整理事業等により一定程度地籍が明確化された地域、土地の取引が行われる可能性が低い地域（大規模な国・公有地、手を入れる必要のない天然林等）を除く地域

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
○国土調査法（昭和２６年法律第１８０号）
○国土調査法施行令（昭和２７年政令第５９号）
○国土調査促進特別措置法（昭和３７年法律第１４３号）
○国土調査促進特別措置法施行令（昭和４５年政令第２６１号）
○国土調査事業十箇年計画（令和２年５月２６日閣議決定）
○都市再生基本方針（平成１４年７月１９日閣議決定　令和２年９月１日一部変更）
・迅速な復旧・復興につながる地籍整備を促進することが重要である。（第２の２都市再生に関する施策の基本的方針）
・土地の境界を明確化する都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る（同上）
○首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成２６年３月２８日閣議決定　平成２７年３月３１日一部変更）
・国〔国土交通省〕、都県及び市町村は、円滑に復興まちづくりが進められるよう、災害危険性の高い地域において地籍調査の実施等を促進する（７（２）③シ）
○地理空間情報活用推進基本計画（平成２９年３月２４日閣議決定）
・復興事業と連携した地籍整備の促進（第１部１.（４））
・土地境界が不明確になった地域における地籍情報の復旧支援事業と連携した地籍整備の促進（第１部２.（１）④）
・国土の実態を適正に把握するため、（略）地籍整備の推進等を行う（第２部１.（３））
・国民が継続的に正確な位置情報を利用できるよう、（略）土地境界等を明確にしておくための地籍整備を推進する（第２部３.（１）①）
○成長戦略フォローアップ（令和２年７月２１日閣議決定）
・「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和２年７月３日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）等に基づき、（略）リモートセンシングの活用などの効率的手法の導入による地籍調査の円滑化・迅速化を図る（等）（６.（２）ⅳ）①エ））
○国土強靭化基本計画（平成３０年１２月１４日閣議決定）
・市街地等の地籍調査の推進や登記所備付地図の作成により、大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支える緊急輸送道路等の整備、道路の斜面崩落防止などの防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興の確保を図る取組を推進する。（第３章２（１２））
○防災・減災・国土強靭化のための３か年緊急対策（平成３０年１２月１４日閣議決定）
・地籍調査緊急対策（第３章Ⅰ（１））
○土地基本方針（令和２年度５月 26 日閣議決定）
・令和２年度からの新たな国土調査事業十箇年計画に基づき、地籍調査の円滑化・迅速化を図り、土地に関する基礎的情報である境界の明確化を推進することで、所有者不明土地の発生抑制に貢献する。（第二３.（２））

・地籍調査について、令和２年３月の土地基本法等の改正を踏まえ、令和２年度から始まる新たな国土調査事業十箇年計画において、所有者不明等の場合でも調査を進められるような新たな調査手続の活用や、都市部における官民境界の先行的な調査、山村部におけるリモートセンシングデータの活用など、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進する旨を定め、同計画に基づき、調査の円滑化・迅速化を図る。（第四１.）
○防災・減災・国土強靱化のための５か年加速化対策（令和２年１２月１１日閣議決定）
・防災・減災の基盤となる地籍調査重点対策（第２章１（１））
【閣決（重点）】
○社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日閣議決定）「第２章に記載あり」
【その他】
○東日本大震災からの復興の基本方針（平成２３年７月２９日東日本大震災復興対策本部決定）
・土地の境界の明確化を推進する（５（１）③（ⅳ））
○所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（令和３年６月７日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）
・土地の適切な利用の基礎データとなる地籍調査に関し、固定資産課税台帳の情報の利用等による所有者探索の合理化や所有者不明の場合等でも調査が進む手続の活用、地域特性に応じた効率的な調査手法の導入、優先実施地域における重点実施等を盛り込んだ第７次国土調査事業十箇年計画に基づき、引き続き、円滑かつ迅速に推進する。また、これらの手法の普及が進むよう、地方公共団体へ支援を行うとともに、当該計画の進捗目標を達成するため必要となる予算の確保に努める。（３）

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
－	－	－	①　７９％ ②　５２％	①　７９％ ②　５２％

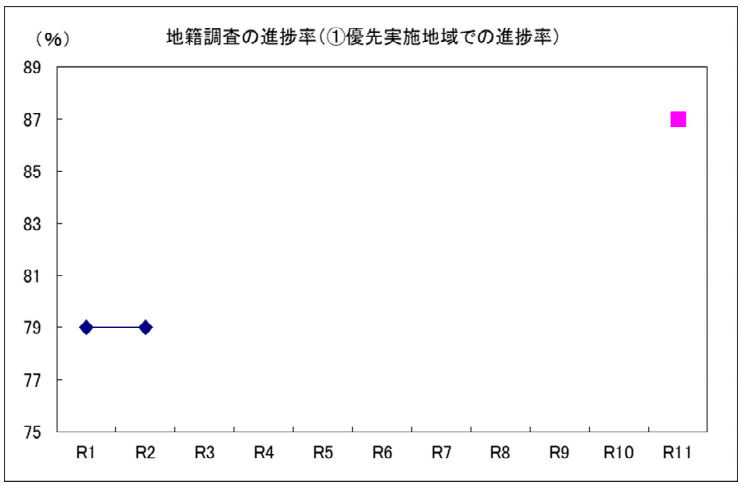

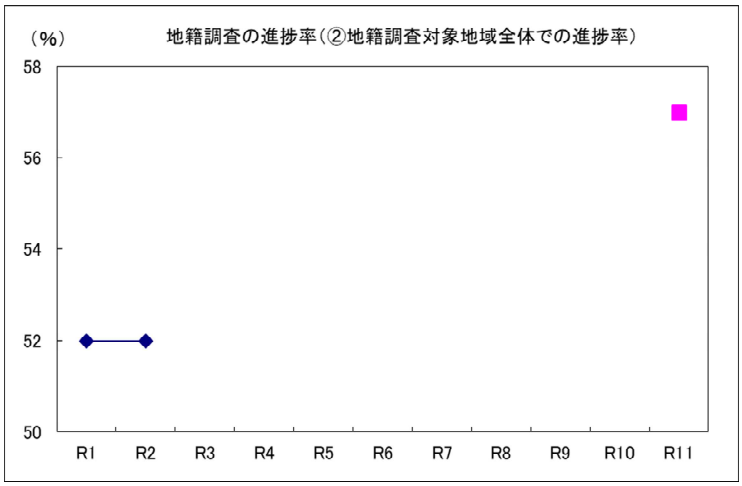

主な事務事業等の概要

①地籍調査（◎）　令和元年度予算額：12,978,020 千円、令和２年度予算額：12,047,020 千円
※令和元年度予算額のうち 4,971,000 千円、令和２年度予算のうち 5,640,000 千円は社会資本総合整備事業の社会資本整備円滑化地籍整備事業分。

地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆毎の土地について、所有者、地目、地番を調査するとともに、境界の測量、面積の測定を行い、その結果を、地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）にまとめるものである。地籍調査の実施主体は地方公共団体等（主に市町村）であるが、地籍調査に係る経費の一部については国が負担することと定められていることから、都道府県に対し、地籍調査費負担金等を交付し、市町村等による地籍調査を推進する。

②基本調査（◎）　令和元年度予算額：140,414 千円、令和２年度予算額：178,638 千円

基本調査は国土調査法に基づいて実施しており、基本調査の成果は、市町村等により実施される後続の地籍調査の基礎情報として活用される。令和元年度は、都市部において官民の境界情報（道路等と民有地の境界点及びそれを結んだ線に関する情報）を調査し（都市部官民境界基本調査）、また、山村部ではリモートセンシングデータを活用して広域的に土地境界の基礎情報を調査した（山村境界基本調査）。令和２年度からは、効率的な調査手法により地籍調査の基礎となる情報を整備し、当該手法の活用事例を蓄積・普及させることで、市町村等における効率的な地籍調査手法の導入推進を図るための調査を行う（効率的手法導入推進基本調査）。

③地籍整備推進（◎）　令和元年度予算額：138,499 千円、令和２年度予算額：137,761 千円

国土調査法第 19 条第５項に基づき、所定の精度以上の地籍調査以外の測量成果を地籍調査と同等のものとして指定し、地籍整備に積極的に活用している。特に、都市部における地籍調査の進捗が遅れているため、平成 22 年度から都市計画区域内等を対象として、国が必要な助成（地籍整備推進調査費補助金）を行い、地方公共団体及び民間事業者等が行った測量成果を積極的に活用している。

④基準点測量等（◎）　令和元年度予算額：43,113 千円、令和２年度予算額：55,621 千円

市町村等が地籍調査の実施を予定している地域に、国が設置した測量の基準点がない又は基準点の座標が現状と整合しておらず効率的な地籍調査が実施できない場合において、市町村等の要望に基づき、国が四等三角点の設置又は再測量を実施している。地籍調査に必要な基準点を適切に整備することにより、地籍調査を円滑に進めることが可能となる。

⑤ＩＣＴを活用した地籍調査の効率化（◎）　令和元年度予算額：50,875 千円、令和２年度予算額：-千円

都市部の地籍調査をより一層推進するためには、市町村等による官民境界に関する調査・測量の成果及び民間等の測量成果を有効活用し、現地立会いや現地測量を効率化した地籍調査の手法等について検討する必要があることから、情報通信技術（ICT）の活用により、各種測量成果を蓄積する方法や、民間測量成果等の重ね合わせや座標調整を行う方法の検討及び試行を行い、各種測量成果を活用して地籍調査を行う仕組みの構築を行い、都市部の地籍調査をより一層推進する。

⑥土地境界の明確化の推進（東日本大震災関連）（◎）　令和元年度予算額：110,996 千円、令和２年度予算額：124,500 千円

被災地における復旧・復興の迅速化等に貢献するため、復旧・復興事業を計画している地域で市町村等が行う地籍調査や、地震により現況とのズレが発生した地籍調査成果（基準点や地籍図等）の補正等に対し、地籍調査費負担金を交付し、復旧・復興につながる地籍整備を支援する。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和２年度は、第７次国土調査事業十箇年計画の計画期間の初年度であり、初年度の段階では、目標達成に向けた顕著な効果が発現していない。目標達成に向けて今後も引き続き取組んでいく必要がある。

（①　全数 188,694 ㎢、現状（令和２年度末時点）149,321 ㎢）

（②　全数 287,966 ㎢、現状（令和２年度末時点）149,321 ㎢）

（事務事業等の実施状況）

①　地籍調査

・地籍調査による政策効果を考慮し、より効果的な地籍調査が実施されるよう、重点分野（社会資本整備、防災対策、まちづくり、森林施業・保全、所有者不明土地対策）の施策と連携した地籍調査を重点的に支援した。

② 基本調査
・市町村等が行う地籍調査に必要な基礎的な情報を整備するための基本調査を国が実施し、進捗の遅れている都市部及び山村部の地籍整備を以下のとおり推進するとともに、効率的な調査手法について、活用事例の蓄積・普及を行った。
都市部：特に南海トラフ地震に伴う津波浸水被害想定地域等の地籍調査の必要性が高い地域で、優先的に調査を実施。
山村部：土砂災害警戒区域等の早急な地籍調査の実施が必要な地域で、優先的に調査を実施。

③ 地籍整備推進
・国土調査法第 19 条第５項に基づく民間事業者等による地籍調査以外の測量成果の活用を促進し、地籍整備を推進した。

④ 基準点測量等
・地籍調査に必要な基準点を適切に整備した。なお、平成 29 年度より、ＧＮＳＳ測量等による効率的な地籍測量を可能とするため、新規に導入したＧＮＳＳ測量型の新たな四等三角点を設置することにより、円滑な地籍調査の実施を推進した。

⑤ＩＣＴを活用した地籍調査の効率化
・官民境界情報等の活用に向けた検討を進めた結果、各種情報を蓄積する方法やこれを活用した地籍調査の進め方について結論が得られ、都市部における地籍調査の効率化に向けた環境が整った。

⑤ 土地境界の明確化の推進（東日本大震災関連）
・被災地における地籍調査の実施状況に合わせ、測量成果の補正の実施を支援するなど、被災自治体の早期復興に貢献した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和２年度は、第７次国土調査事業十箇年計画の計画期間の初年度であり、初年度の段階では、目標達成に向けた顕著な効果が発現していないことから、Ｂ評価とした。

今後も引き続き、必要な予算の確保に向けて努力するとともに、同計画に基づき、地籍調査の円滑化・迅速化を図る。具体的には、所有者探索のための固定資産課税台帳等の情報の利用、筆界案の公告による調査、地方公共団体による筆界特定の申請など、所有者不明等の場合でも調査を進められるような新たな調査手続の活用や、都市部における官民境界の先行的な調査（街区境界調査）、山村部におけるリモートセンシングデータの活用など、地域の特性や技術の進展に応じた効率的な調査手法の導入を、関係省庁において連携を図りつつ促進する。その際、有識者等の派遣や基本調査の実施による効率的な調査手法の実施事例の蓄積及びその普及、地方公共団体と法務局との連携の促進などを通じ、地方公共団体等への継続的な支援に取り組む。

この際、防災対策、社会資本整備、都市開発、森林施業・保全、所有者不明土地対策等の施策と連携した地籍調査を戦略的に推進する。

あわせて、国土調査法第 19 条第５項に基づく民間事業者等による地籍調査以外の測量成果の活用促進等を通じて、地籍整備を一層推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：不動産・建設経済局　地籍整備課　（課長　佐々木明徳）

業績指標 127
土地分類基本調査（土地履歴調査）を実施した面積*

評　価	
A	目標値：１００％（令和１１年度） 実績値：５３　％（令和２年度） 初期値：４７　％（令和元年度）

（指標の定義）
土地分類基本調査の対象面積（人口集中地区及びその周辺を対象とした 38,000k ㎡）に対する土地分類基本調査（土地履歴調査）の実施面積の割合。土地履歴調査の面積について、初期値は令和元年度末時点の実施面積 18,000k ㎡、目標値は令和 11 年度までの実施面積 38,000k ㎡。

（目標設定の考え方・根拠）
第 6 次国土調査事業十箇年計画（平成 22 年 5 月閣議決定）において土地本来の自然条件、過去の改変状況等の把握のため、東京、大阪名古屋を中心とした三大都市圏を中心に全国 18,000k ㎡を対象に調査を開始、令和元年度に完了した。
第 7 次国土調査事業十箇年計画（令和 2 年 5 月閣議決定）において、緊急に情報を整備する必要性が高い人口集中地区及びその周辺部 20,000k ㎡を対象に調査することとしている。国土調査法に基づく土地分類基本調査の一環として、土地の安全性に関連する、土地本来の地形、過去からの土地の人工的な改変状況、土地利用の変遷及び災害履歴情報等を調査する土地履歴調査を実施しており、同計画期間の最終年度の令和 11 年度までに調査実施面積の割合を 100%とすることを目標とする。

（外部要因）
該当なし

（他の関係主体）
該当なし

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
○国土調査法（昭和２６年法律第１８０号）
○国土調査事業十箇年計画（令和２年５月２６日閣議決定）
○地理空間情報活用推進基本計画（平成２９年３月２４日閣議決定）「第２部１．（１）①に記載あり」
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値（%）　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
－	－	－	４７	５３

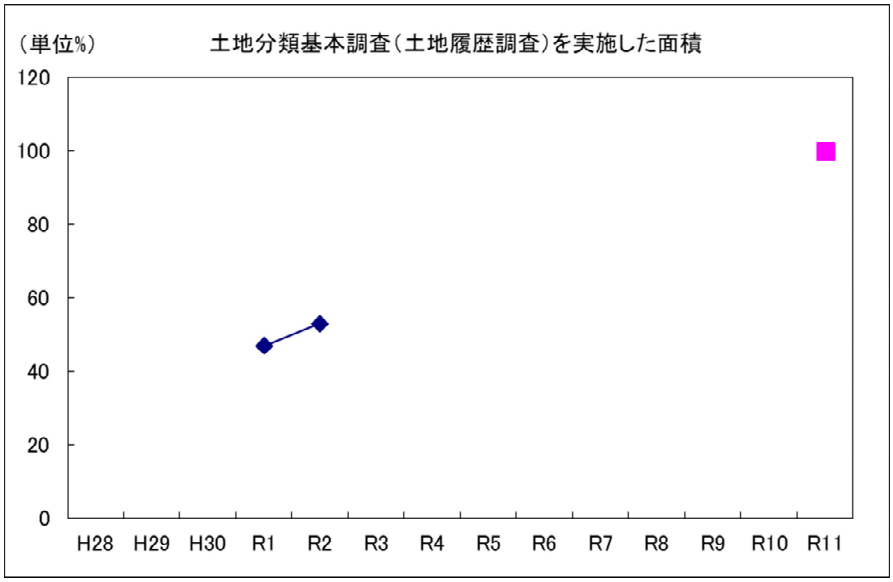

主な事務事業等の概要

土地本来の自然条件と過去に行われた地形の人工改変履歴及び過去の災害発生履歴等の土地の成り立ちに関する調査を実施し、インターネットで広く一般に提供することで、土地の安全性に関わる基礎的な情報として土地利用計画等の策定、防災対策等に資する。

予算額：３５百万円（令和元年度）

６７百万円（令和２年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和元年度にこれまでの目標を達成。令和２年度は新たな目標を設定し、この目標達成に必要となる面積を実施できた。引き続き、手法の効率化を検討するなどして、目標達成に向けて調査を推進する。

（事務事業等の実施状況）

令和２年度は、南海トラフ地震の災害想定地域を含む豊橋地区、岡崎地区、呉地区、福山地区を対象として、人口集中地域や過去の災害発生履歴による災害リスク等も考慮した実施範囲を設定し、調査を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、現時点では目標達成に必要となる面積の調査を実施できているが、今後も引き続き効率的な調査手法の導入を検討することとし、Ａと評価した。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 国土政策局総合計画課国土管理企画室（室長　大塚　弘美）
関係課：

業績指標 128
貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率＊

評　価	
A	目標値：32%（令和５年度） 実績値：31.2%(令和２年度) 初期値：29.5%(平成 30 年度)

（指標の定義）
トラック運送事業を営む事業所のうち、貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定された事業所の割合。
（目標設定の考え方・根拠）
トラック運送業界は中小・零細事業者が極めて多く厳しい競争環境にあり、また、荷主に比べて立場が弱いため、法令上の義務を免れて不適正に運賃・料金を引き上げる事業者や、過労運転・過積載等の違法行為を行う事業者が多い。
このため、貨物自動車運送事業法は、同法及び同法に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動（貨物自動車運送適正化事業）を促進することにより、こうした問題を是正し、輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ることとしている。
係る事業の主要な取組として、貨物自動車運送事業法に基づき国土交通大臣が指定した貨物自動車運送適正化事業実施機関は、安全に対する法令の遵守状況、事故や法令違反の状況、安全に対する取組の積極性、社会保険・労働保険への加入が適正になされていること等の評価項目・要件等の基準を満たす事業所を貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定している。
貨物自動車運送行政では、これまで、本認定を受けることのインセンティブを導入するとともに、荷主等との適正取引の推進や様々な安全の確保に係る施策を講じることにより、認定を受けた事業所数を増やし、もって輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ってきた。
このため、本事業所の認定率（トラック運送事業を営む営業所のうち、貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定された事業所の割合。）を業績指標として設定することにより、貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送適正化事業の達成の進捗を計ることとする。
（外部要因）

（他の関係主体）
全国・地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（(公社）全日本トラック協会、各都道府県トラック協会）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点)】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
27.6%	28.7%	29.5%	30.2%	31.2%

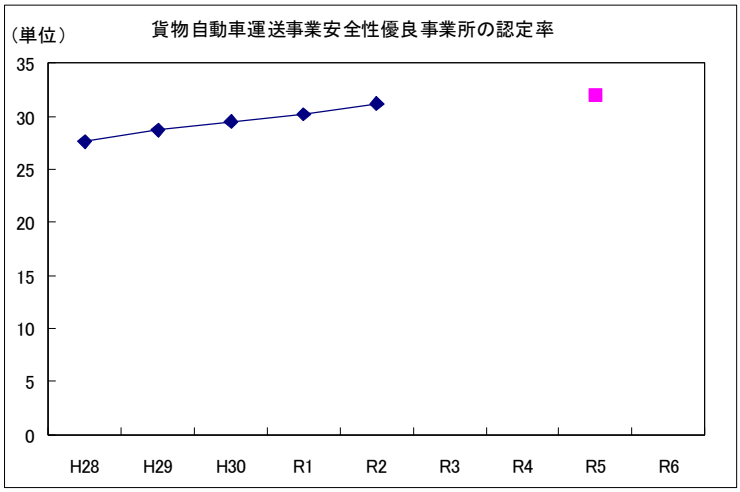

主な事務事業等の概要

事業の主要な取組として、貨物自動車運送事業法に基づき国土交通大臣が指定した貨物自動車運送適正化事業実施機関は、安全に対する法令の遵守状況、事故や法令違反の状況、安全に対する取組の積極性、社会保険・労働保険への加入が適正になされていること等の評価項目・要件等の基準を満たす事業所を貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定している。

貨物自動車運送行政では、これまで、本認定を受けることのインセンティブを導入するとともに、荷主等との適正取引の推進や様々な安全の確保に係る施策を講じることにより、認定を受けた事業所数を増やし、もって輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ってきた。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和２年度における実績値は 31.2%となっており、堅調に推移しているところ。

（事務事業等の実施状況）

荷主を構成員に含めた協議会等を通じて、トラックドライバーの労働環境の改善を図る等により、輸送の安全の確保に努めているところ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

本認定を受けることのインセンティブの導入とともに、荷主等との適正取引の推進や様々な安全の確保に係る施策を講じたことにより、認定を受けた事業所数が増加してきた実績を踏まえ、引き続き、令和５年度の目標値の達成に向けてトラック運送事業者の輸送の安全を確保するための取組を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 自動車局貨物課（課長　伊地知　英己）

業績指標 129
海運業（内航）における新規船員採用者数*

評　価	
A	目標値：平成 30 年度からの累計で 10,000 人（令和 9 年度） 実績値：集計中（令和２年度）1,874 人 人（累計）（令和元年度） 初期値：912 人（平成３０年度）

（指標の定義）
国民生活を支える海上輸送の安定的な確保を図る上で必要不可欠な人的基盤（ヒューマンインフラ）である船員について、今後必要な船舶数を予測し、それに乗り組む船員数から今後船員として残存すると見込まれる船員数の差を指標として設定。

（目標設定の考え方・根拠）
海上輸送の人的基盤（ヒューマンインフラ）である船員のうち高齢化が顕著な内航船員について、今後新たに必要となる人数を確保するため、内航船舶数（予測値）に乗り組む船員数から残存が見込まれる船員数を差し引いた人数を確保することを目標とし、海運業（内航）に新規に就業する船員の確保により目標達成を図る。

① 国内輸送量の実績値等をもとに、今後の景気変動等も踏まえ、今後の輸送量及び船腹量の予測値を試算。
② ①より、今後必要となる船舶数の予測をした上で、今後必要となる船員数を算出。
③ 次に、船員数実績値をもとに死亡や病気、定年による退職等を勘案し、今後残存する船員数を算出。
④ ②から③を差し引いた船員数の概数を指標として設定。

（外部要因）
①景気動向等に伴う輸送需要の増加の変動
②船舶の大型化や技術開発の進展による船員需要の変動
③死亡率や疾病率等の変動

（他の関係主体）
なし

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・海洋基本計画（平成 30 年 5 月 15 日閣議決定）第 2 部 9（１）ウ 船員等の育成・確保
○独立行政法人海技教育機構において外航・内航海運のニーズに応じた即戦力・実践力を備えた船員を養成するため、①関係者間での連携を強化し、海運事業者が運航する船舶の活用を通じて、より実践的な乗船訓練を可能とする社船実習の拡充等に取り組み、②船員に必要な知識要件への対応として、各種講習等を実施し、技能の習得に努めるなど、船員教育体制の見直しを含め、教育の高度化に取り組む。○船員の安定的・効果的な確保・育成のため、就業体験を実施するなど、国と内航海運事業者等の関係者とが連携して若年者の志望を増加させるための取組を推進するとともに、事業者が新人船員を雇用して、育成する取組を促進する。また、魅力ある職場づくり等による船員への就業・定着の推進、労働時間・負荷の軽減等の働き方改革による生産性向上に取り組む。

○若年船員を計画的に確保するため、女性船員の活躍促進に向け取り組むとともに、退職海上自衛官等が船員として就業するための環境整備を引き続き行う。
・交通政策基本計画（平成 27 年 2 月 13 日閣議決定）
第 2 章 基本的方針、目標と講ずべき施策
基本的方針Ｃ．持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり
目標③ 交通を担う人材を確保し、育てる

○航空機操縦士や航空機整備士、船員、バス・トラック運転手等、輸送を支える技能者、技術者の確保や労働条件・職場環境の改善に向けた施策を実施する。（航空機操縦士・航空機整備士の民間養成機関の供給能力拡充、船員のトライアル雇用助成金 等）

【閣決（重点）】
なし
【その他】

過去の実績値（累計）　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
－	－	912	1,874	集計中

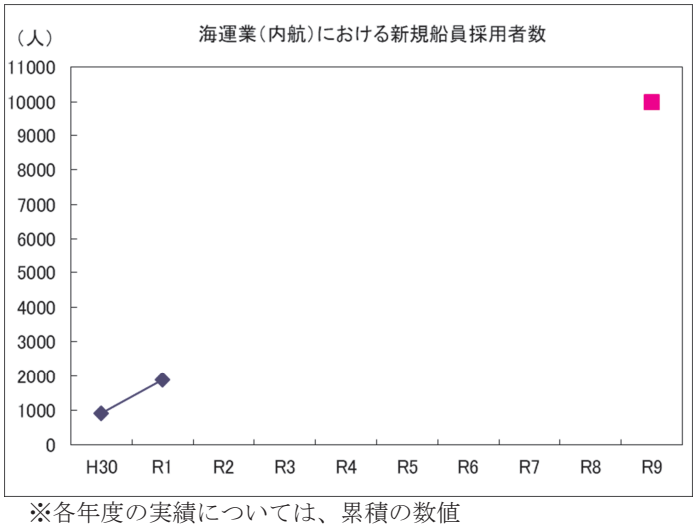

※各年度の実績については、累積の数値

主な事務事業等の概要

船員の確保・育成体制の強化

海洋基本法の成立及び海上運送法等の一部改正による船員確保育成対策の強化を踏まえ、安定的な海上輸送を確保する観点から、新規学卒者の他、退職自衛官、女子船員等新たな供給源からの船員確保・育成等の促進を図るため、船員計画雇用促進事業の実施や内航船員を志向する若年者を増加させるために若年内航船員確保推進事業の実施等、船員確保・育成等に係る総合的な対策を実施した。

予算額　１．１億円（令和３年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和２年度の実績値は集計中であるが、令和元年度（単年度）の実績値は９６２人であり、累計１，８７４人となったことから、令和９年度累計１０，０００人の目標に向けて順調に推移している。

（事務事業等の実施状況）

船員確保・育成等総合対策事業の実施

・船員計画雇用促進事業

改正海上運送法に基づき国土交通大臣より日本船舶・船員確保計画の認定を受け、船員の計画的な確保・育成に取り組む海運事業者に対する支援制度を平成２０年度に創設。令和３年度当初時点においては、２５０事業者（令和２年度当初時点：２４６事業者）が国土交通大臣による認定を受けている。

・若年内航船員確保推進事業

内航船員の高齢化の進展による船員不足の解消に向け、関係機関と連携し、内航船員に関する情報が乏しいと思われる船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を実施することによって、内航船員を志向する若年者を増加させる取り組みを平成２３年度から実施。令和２年度については全国で水産系高校６校、６６人の若年者が就業体験に参加する等、内航船員を志向するよい契機となっている。

・内航船員就業ルート拡大支援事業

船員の専門教育機関を卒業していない者が短期で海技資格を取得するために受講する６級海技士短期養成課程について、当該過程における乗船実習の場を提供する事業者に対する支援制度を平成２７年度に創設し、令和２年度の支援事業者数は７１者であった。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は海運業（内航）における新規船員採用者数であり、令和２年度の実績値は集計中であるものの令和元年度（単年度）の実績値は９６２人であり、目標値である令和９年度累計１０，０００人の船員確保に向けて順調に推移している。また、令和３年５月に公布された海事産業強化法に基づく労務管理の適正化を含む船員の働き方改革の実現に向けた取組みにより、船員という職業の魅力の向上が図ることで、それらの効果が発現され目標年度における目標を達成できると見込まれることから「A」と評価した。引き続き、令和３年度においても目標達成に向け、船員の確保・育成政策を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局船員政策課長　八木　貴弘

関係課：海事局総務課海洋教育・海事振興企画室長　小沼　勝之

業績指標 130
日本における船舶建造量*

評　価	
B	目標値：18 百万総トン（令和 7 年） 実績値：13 百万総トン（令和 2 年） 初期値：14 百万総トン（平成 27 年～令和元年の平均値）

（指標の定義）
日本における造船業の新造船建造量
【初期値：H27～R01 の平均】14,069,938 =（13,027,223+13,337,209+13,197,546+14,551,631+16,236,079）/5

（目標設定の考え方・根拠）
過去における我が国造船業の最大値である 20 百万総トン（2010 年）に、その後の建造拠点の役割変更や設備の変更等を反映し、現在の建造能力の最大値である 18 百万総トンを、政策による基盤強化を通じて我が国造船事業者がその建造能力を最大限、効率的かつ効果的に活用した場合の建造量と考え、2025 年の目標としている。

（外部要因）
海運市場の状況、金融市場の動向、為替の動向

（他の関係主体）
造船事業者（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和３年法律第４３号）
・経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和２年７月 17 日）
グローバル・サプライチェーンの強靱化の観点から、エネルギー・鉱物資源の安定供給の確保や、企業間連携を含め海運・造船業などの海事産業の競争力強化に官民を挙げて取り組む。（５．（３）サプライチェーンの多元化等を通じた強靱な経済・社会構造の構築）
・成長戦略フォローアップ（令和２年７月 17 日）
海運業と造船業が共に成長できる環境整備に向けて、企業間提携や投資の促進に必要な方策を制度改正も含め 2020 年度中に取りまとめ、速やかに実施する。（５．（２）vi）③）
諸外国との海洋産業協力の深化として、シーレーン沿岸国との関係強化の観点から、主要港湾等への開発運営に係る協力を戦略的に推進するとともに、安定的な国際海上輸送確保のため、我が国外航海運業・造船業の国際競争力強化の取組を更に推進する。（６．（２）ii）①）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（単位：百万総トン）　（年）

H27～R1 平均（初期値）	R２	R３	R４	R５
14	13			

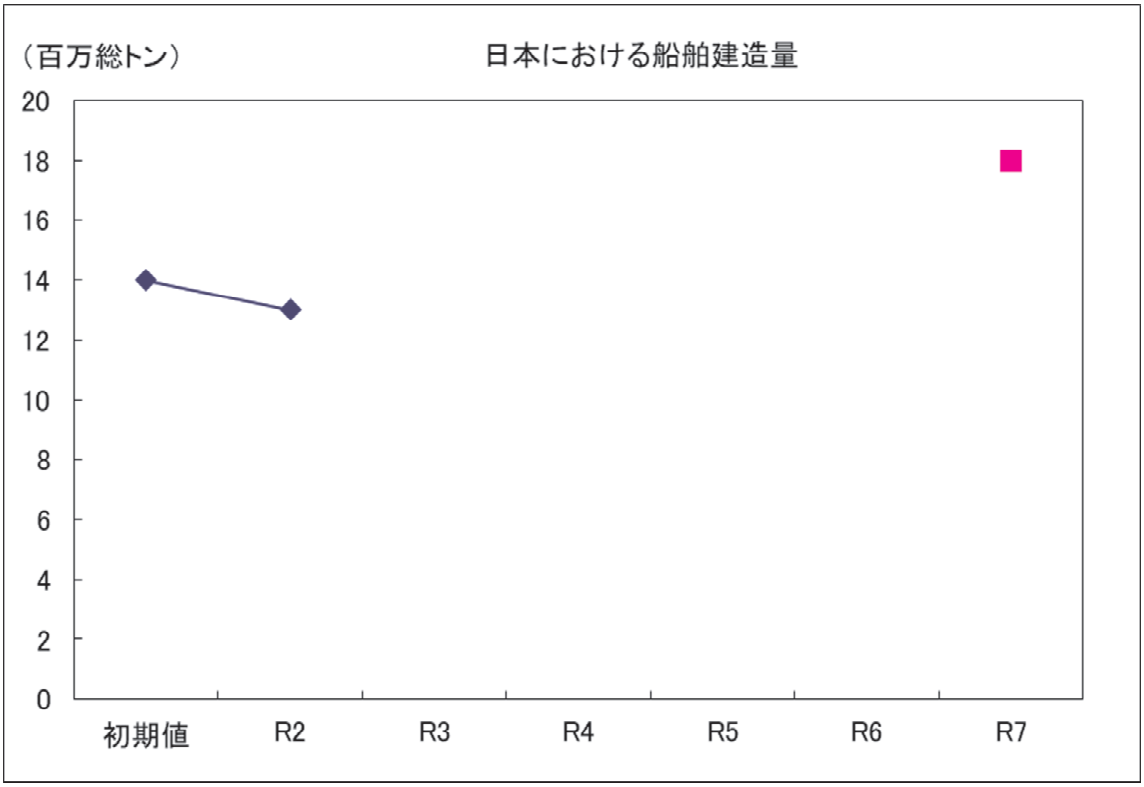

主な事務事業等の概要

造船業、舶用工業における企業間連携やデジタル化の促進、システムインテグレーション能力の強化、OECD や WTO の枠組を通じた公正な競争条件の確保等に取り組むことで、我が国海事産業における国際競争力強化を図る。

予算：17 億円（令和２年度第３号補正）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（本指標について）

本業績指標については、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和３年法律第４３号）（以下「海事産業強化法」という。）における KPI（我が国造船業の建造量）との整合性を図るため、昨年度まで採用していた評価指標である「建造量の世界シェア」から「日本における船舶建造量」に令和２年度末に変更をしたところ。

（指標の動向）

世界の造船市場は供給過剰状態である中、我が国造船業は中国・韓国と厳しい受注競争を強いられている。加えて、韓国においては、造船事業者に対して巨額の公的支援が行われたほか、信用力の低い造船事業者への市場で得られないような公的な保証の付与による受注支援が行われており、我が国造船業に著しい損害を及ぼしている。

また、直近では、新型コロナウイルス感染症の影響により、海運企業の発注意欲の減退、人の移動制限による新造船商談の停滞等により、元々少なかった受注量が大幅に減少し、通常２年以上必要な手持工事量が約１年とかつてない危機的経営状況に陥り、工事量の枯渇による雇用の喪失を防ぐため、造船事業者は受注した工事を先延ばしにするなど、建造量を調整して対応している。

これらの影響などにより、令和２年度の日本における造船建造量は、初期値を下回る結果となったため、Ｂ評価としている。

ただし、本指標に係る施策としては、令和３年５月に公布された海事産業強化法に基づき、予算・税制・財政投融資を総動員した施策を令和３年度より実施していくこととしており、令和２年度においてはその一部を令和２年度第３次補正予算として先行実施している段階であることに加え、当該補正予算による事業についても令和３年度に繰り越して引き続き実施中であることから、施策の効果が十分に本指標に反映されていないことに注意する必要がある。

（事務事業等の実施状況）

令和３年度以降、本格的に海事産業強化法に基づく予算・税制・財政投融資などの支援事業を実施していく。

なお、変更前の業績指標「建造量の世界シェア」に係る令和２年度施策としては、船舶の開発・設計、建造、運航に至る全ての段階で AI や IoT 技術等を活用することにより生産性向上を目指す取組「i-Shipping」に取り組み、建造分野及び運航分野における革新的な技術やシステムの開発・実用化に係る支援事業において、研究開発等を実施した（令和２年度は建造分野で 14 件、運航分野で９件）。建造分野、運航分野に係る支援事業については、令和２年度をもって終了し、令和３年度９月の評価委員会にて施策の評価が行われる予定である。これに加えて、開発・設計分野の支援事業も実施しており、こちらも令和３年度に事業が終了し、評価委員会にて施策の評価が行われる

予定となっている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

我が国造船所は中国・韓国に比べて造船所の規模が小さく、大規模発注において不利な面があるなどの課題を抱えているところ、海事産業強化法案に基づき、予算・税制・財政投融資の支援措置等により生産性向上を一層進めるとともに、事業者間の協業・統合等を促進することで、造船業の事業基盤強化及び国際競争力の強化を行う方針。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 船舶産業課（課長　河野 順）
関係課： 海洋環境政策課（課長　田村　顕洋）

業績指標１３１
国土形成計画の着実な推進（対 27 年度比で進捗が認められる代表指標の項目数）＊

評　価	
A	目標値：初期値以上（毎年度） 実績値：9（P）（令和元年度） 初期値：8（平成 28 年度）

（指標の定義）
第二次国土形成計画（全国計画）（平成 27 年 8 月 14 日閣議決定）第 1 部で提示されている「国土の基本構想」の実現のための 3 つの方向性、8 分野において、目標の進捗を代表的に示すと考えられる 12 項目の指標のうち、同計画の開始年度である対 27 年度比で進捗が見られる代表指標の項目数。

（目標設定の考え方・根拠）
国土形成計画（全国計画）では、「①安全で、豊かさを実感することのできる国、②経済成長を続ける活力ある国、③国際社会の中で存在感を発揮する国」の実現を国土づくりの目標とし、同計画の基本的な方針として掲げている。具体的な施策の方向性のうち、中心的なものについては、「ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土」「安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤」「国土づくりを支える参画と連携」と、主に 3 つ目標を定めている。国土づくりの目標実現に向けた計画の進捗状況は、これらの方向性毎に設定した代表的な指標の改善状況で示されていると考えられることから、同計画の開始年度である対 27 年度比で進捗が見られる代表的な指標の項目数が、平成 28 年度の実績値（初期値：8）以上となることを目標とするものである。

（外部要因）
経済情勢、社会状況の変化

（他の関係主体）
関係省庁

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
第二次国土形成計画（全国計画）（平成 27 年 8 月 24 日）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日）
対流促進型国土の形成を目指す「国土形成計画」を推進する（第６章（５））

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
8／12	8／12	9／12	9/12（P）	集計中

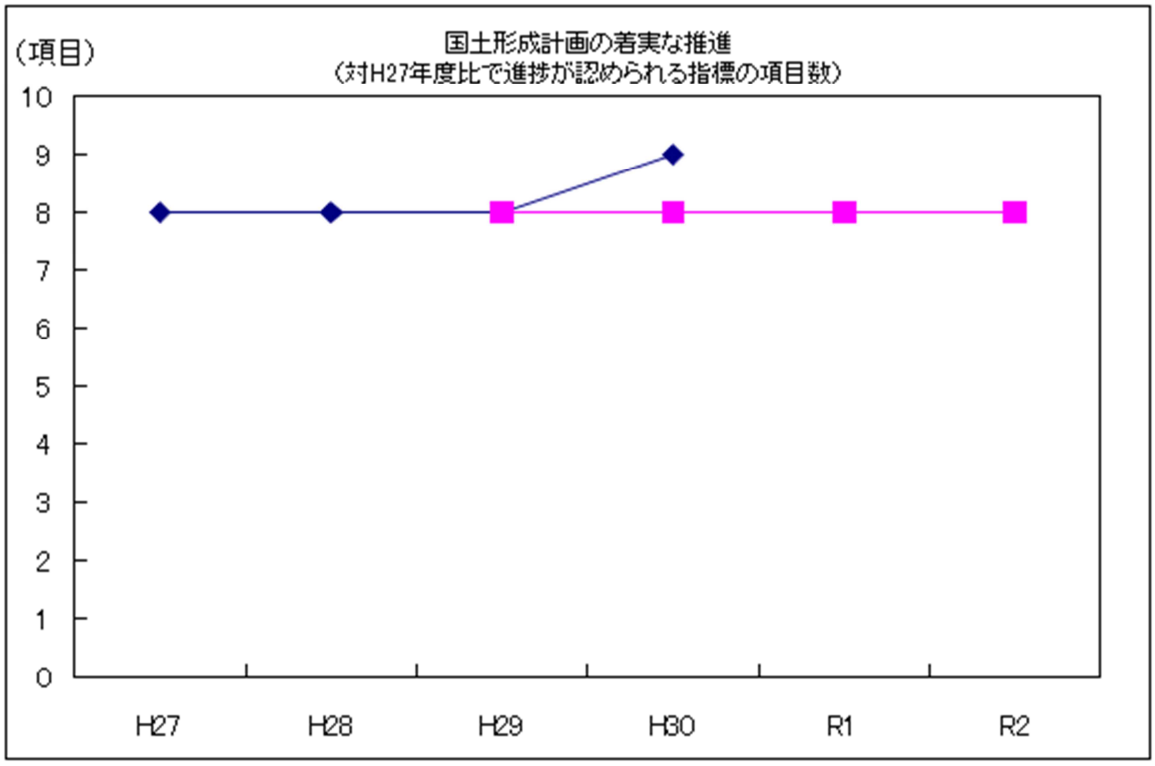

主な事務事業等の概要

平成２７年８月に閣議決定された国土形成計画に基づく取組をしているところ。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

本年は、代表指標（１２項目）について、令和２年度に得られた令和元年度までの統計データを基に、第二次国土形成計画（全国計画）の本格運用が始まった平成２７年度の実績値と令和元年度の実績値を比較。

その結果、半数以上の９項目（P）で進捗が見られた。初期値とした平成２８年度の対２７年度比は８項目であることから、令和元年度では目標とした「初期値以上」を達成している。

（事務事業等の実施状況）

１．ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土

①全国の地域資源活用の認定事業数
・進捗していると見られる（平成２７年度の１，５８２件から令和元年度は２，０９９件に増加）

②公共職業安定所で扱った月間有効倍率
・進捗していると見られる（平成２７年度の１．２６％から令和元年度は１．５５％に増加）

③外国人延べ宿泊者数
・進捗していると見られる（平成２７年度の６，５６１万人から令和元年度は１１，５６６万人に増加）

④保育園等の待機児童数
・進捗していると見られる（平成２７年度の２３、１６７人から令和元年度は１６，７７２人に減少）

⑤外資系企業の数
・進捗していると見られない（平成２７年度の３，４１０社から令和元年度は２，８０８社*（速報値）*に減少）

⑥海上出入貨物トン数
・進捗していると見られる（平成２７年度の２，６５３百万トンから令和元年度は２，７４７百万トンに増加）

⑦訪日外国人旅行者数
・進捗していると見られる（平成２７年度の１，９７４万人から令和元年度は３，１８８万人に増加）

２．安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤

⑧自主防災組織活動カバー率
・進捗していると見られる（平成２７年度の８１．０％から令和元年度は８４．１％に増加）

⑨保安林面積
・進捗していると見られる（平成２７年度の１，２８９万 ha から令和元年度は１，２９８万 ha に増加）

⑩環境基準（COD）達成水域の割合（①河川　②湖沼　③海域）
・進捗していると見られない（平成２７年度の①９５．８％、②５８．７％、③８１．１％から令和元年度は①９４．１％、②５０．０％、③８０．５％に減少）

⑪海上保安庁による海洋汚染確認件数
・進捗していると見られない（平成２７年度の３９２件から令和元年度は４３２件に増加）

３．国土づくりを支える参画と連携

⑫市町村地域福祉計画の策定率
・進捗していると見られる（平成２７年度の６８．４％から令和元年度は７８．３％に増加）

（参考１）各代表指標の定義・出典
【代表指標】①全国の地域資源活用の認定事業数
［定義］地域資源を活用した企業の事業計画数（単位：件）
［出典］中小企業庁ホームページ「地域資源活用チャンネル」
【代表指標】②公共職業安定所で扱った月間有効倍率
［定義］公共職業安定所で扱った月間有効倍率（「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除したもの）のブロック内都道府県の平均値（単位：％）
［出典］厚生労働省「職業安定業務統計」
【代表指標】③外国人延べ宿泊者数
［定義］ブロック別の外国人延べ宿泊者数（単位：人）
［出典］観光庁「宿泊旅行統計調査」
【代表指標】④保育園等の待機児童数
［定義］保育園等の待機児童数（単位：人）
［出典］厚生労働省　報道発表資料
【代表指標】⑤国内に本社を有する外資系企業の数
［定義］国内に本社を有する外資系企業のうち、有効回答（操業中）企業数（単位：社）
［出典］経済産業省「外資系企業動向調査」
【代表指標】⑥海上出入貨物トン数
［定義］ブロック内港湾における出入貨物の総重量（単位：トン数）
［出典］国土交通省「港湾調査」
【代表指標】⑦訪日外国人旅行者数
［定義］法務省「出入国管理統計　出入（帰）国者数」に基づき、外国人正規入国者のうちから日本に永続的に居住する外国人を除き、さらに一時上陸客等を加えて集計（単位：人）
［出典］日本政府観光局 JNTO　月別・年別統計データ（訪日外国人・出国日本人）
【代表指標】⑧自主防災組織活動カバー率
［定義］自主防災組織がカバーする世帯の割合（分母：当該広域ブロック内総世帯数、分子：自主防災組織がカバーする世帯数）（単位：％）
［出典］総務省消防庁「消防白書」
【代表指標】⑨保安林面積
［定義］水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林である保安林の面積（単位：ha）
［出典］林野庁「森林・林業白書」
【代表指標】⑩環境基準（COD）達成水域の割合（①河川　②湖沼　③海域）
［定義］全国の類型指定水域（河川、湖沼、海域）におけるＢＯＤ（河川）またはＣＯＤ（湖沼、海域）の測定結果のうち、環境基準を達成している水域の割合（分母：測定結果が公表されている全水域、分子：環境基準を達成している水域）（単位：％）
［出典］環境省「公共用水域の水質測定」
【代表指標】⑪海上保安庁による海洋汚染確認件数
［定義］海上保安庁が確認した海洋汚染の件数（単位：件）
［出典］海上保安庁　報道発表資料
【代表指標】⑫市町村地域福祉計画の策定率
［定義］全１，７４１市町村（東京都特別区を含む）に対し、地域福祉計画を「策定済」の市町村の割合（単位：％）
［出典］厚生労働省「地域福祉計画策定状況等調査結果」

課題の特定と今後の取組みの方向性

計画の進捗を代表的に示すと考えられる 12 項目の指標のうち、同計画の開始年度である対 27 年度比で進捗が見られる代表指標の項目数が、初期値とした平成 28 年度の実績値 8 項目に対して令和元年度は 9 項目（Ｐ）であり、目標としていた「初期値以上」を達成していることから評価を「Ａ」とした。

令和 2 年 3 月に公表した「国土形成計画（全国計画）の中間点検」で言及のあった国民のライフスタイルの多様化、AI・IoT 化の進展、日本を取り巻く国際環境の変化等、計画策定時からの状況の変更を踏まえながら、引き続き第二次国土形成計画（全国計画）を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局総合計画課（課長　藤田　昌邦）
関係課：

業績指標１３２

大都市圏の整備推進に関する指標（①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）、②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量））

評　価

①　A ②　B	① 目標値：１３０自治体（令和３年度） 実績値：１３２自治体（令和２年度） 初期値：１０１自治体（平成２８年度） ② 目標値：３４，００４ｋｇ/日（令和２年度） 実績値：集計中（令和２年度） 初期値：３４，６０９ｋｇ/日（平成２７年度）

（指標の定義）

大都市圏における主要な広域的・分野横断的課題である環境、防災、活力に関する指標を設定するとともに、近畿圏の水がめである琵琶湖の整備に関する指標を設定し、それらを総合的に評価することにより、大都市圏の整備推進の進捗を把握する。

① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）

首都圏既成市街地及び近郊整備地帯において、都市環境インフラの整備に関連する広域的な取組みに参加した延　べ自治体数

② 琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）

化学的酸素要求量（ＣＯＤ）：ｋｇ／日

（目標設定の考え方・根拠）

① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）

本取組みの根拠となっている「大都市圏における都市環境インフラの再生」が都市再生本部に決定された平成１３年度から２０年目に当たる令和３年度を１３０自治体とする。

② 琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）

「琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）」については、琵琶湖の総合的な保全のための計画（第２期計画）の上位計画である「第７期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」（平成２８年度～令和２年度）において各種施策による負荷削減見込量から設定している目標値。

（外部要因）

①該当なし ②該当なし

（他の関係主体）

①該当なし ②厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、環境省、滋賀県

（重要政策）

【施政方針】

①該当なし ②該当なし

【閣議決定】

① 該当なし ②該当なし

【閣決（重点）】

① 該当なし ②該当なし

【その他】

① 該当なし ②該当なし

過去の実績値　（年度）

()内は単位	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
①（自治体）	１０１	１２０	１２０	１３２	１３２
②（kg/日）	―	―	―	―	集計中

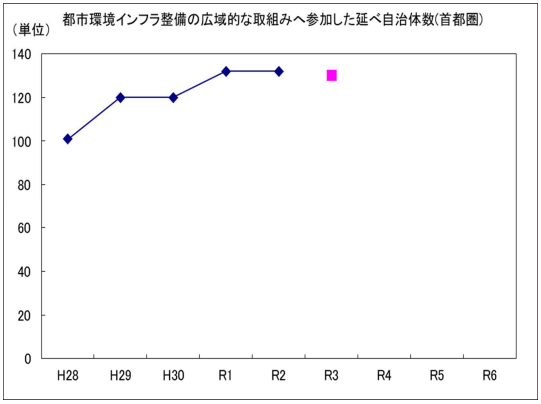

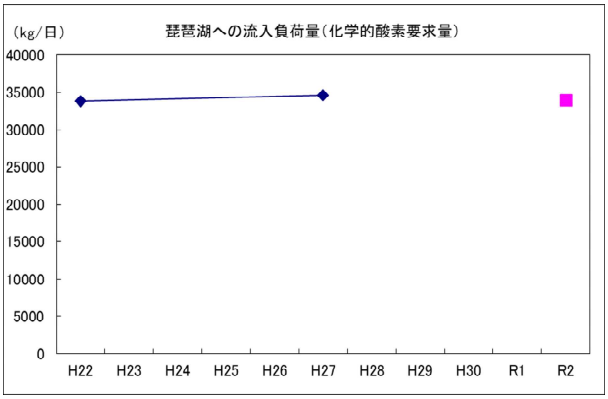

主な事務事業等の概要

① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）

・緑地の重要な要素である良好な景観、防災機能等多面的な機能が今後さらに発揮されるよう、大都市圏全体でまとまりのある自然環境の保全を図る。

② 琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）

・琵琶湖の水質改善、水源かん養機能の確保、自然環境保全に関する事業を連携し推進することにより、琵琶湖の総合的な保全を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）

各自治体による都市環境インフラ整備の広域的な取組みは進んでおり、目標を達成したが、引き続きその推進に向けて施策を進める必要がある。

② 琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）

実績値が把握出来ておらず目標達成の状況について判断できない。

なお、過去の動向より、山林などからの流入負荷量の増加により、平成２７年度実績値（３４，６０９ｋｇ/日）は平成２２年度（３３，７５４ｋｇ/日）より微増しており、順調ではないと考えられるため、目標達成に向け、森林の面的確保と適正管理による水質浄化機能の向上を図るための森林の保全、再生に関する施策等を更に推進する必要がある。

（事務事業等の実施状況）

① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）

大都市圏における都市環境インフラの整備のための広域的・分野横断的な対策について、有効な施策を取りまとめた施策カタログをインターネット上で公開するなど、自治体等における取組みを促進させるよう啓発に努めている。

② 琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）

琵琶湖の総合的な保全のための計画の第２期計画に基づき、琵琶湖総合保全連絡調整会議を開催し、琵琶湖総合保全事業について情報共有を行い、琵琶湖の総合的な保全を円滑に推進するための連絡調整を行ってきた。

また、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成２７年９月施行）」に基づき、平成２８年４月に琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針を策定し、その後に開催した琵琶湖保全再生推進協議会や同協議会幹事会では、関係省庁、地方公共団体で琵琶湖保全再生施策の推進に関する意見交換などを行ってきた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）

業績指標である自治体数は増加傾向にあり、目標を達成したためＡと評価した。首都圏において緑地を保全・再生・創出することは、様々な都市問題を解決するために必要であり、引き続きその推進に向けて施策を進める必要がある。

② 琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）

実績値が把握出来ておらず目標年度内に達成するとは言えないため、Ｂ評価としたが、下水道事業の支援などにより湖内の水質は全窒素、全りんなどについて改善傾向にある。

なお、過去の動向では、平成２７年度の数値が平成２２年度の数値より微増している。微増の主な要因は、山林などからの流入負荷量の増加によるものであるため、森林の面的確保と適正管理による水質浄化機能の向上を図るための森林の保全、再生に関する施策等を更に推進する必要がある。

琵琶湖への流入負荷量を削減し、水質を改善することは、琵琶湖の環境をより良好な状態に回復させるとともに、近畿圏約 1,400 万人の生活や産業活動を支える貴重な水資源を保全することにつながるため、琵琶湖保全再生推進協議会や同協議会幹事会への参画や下水道事業の支援を通じて、引き続き支援を行って参りたい。

指標については、シミュレーションを行っているところであり、評価期間内に実績値を算出することが難しいため、指標の見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市政策課都市政策調査室（室長 吉田 元紀）
関係課：都市局まちづくり推進課（専門調査官 荒金 恵太）

業績指標 133
電子基準点の観測データの取得率(*)

評　価	
A	目標値：99.50%以上（毎年度） 実績値：99.75%（令和 2 年度） 初期値：99.57%（平成 22 年度）

（指標の定義）
取得率（%）＝（実際に取得した観測データ数／全電子基準点がフルタイムで稼動したときの観測データ数※）×100
※全電子基準点がフルタイムで稼働したときの観測データ数
＝30 秒間隔で取得された観測データ数(1 分間に 2 回)×60 分×24 時間×全電子基準点数

初期値　（1,305,140,170／1,310,713,920）=0.9957、直近値　（1,378,426,686／1,381,838,400）=0.9975

（目標設定の考え方・根拠）
電子基準点の観測データは、国土の位置・形状を把握するための基本測量、公共測量をはじめ多種多様な測量や測位に利用される他、防災の観点から地殻変動監視にも利用されているなど、我が国においてはもはや欠くことのできないものとなっている。さらに国内外を問わず、地球観測等に携わる多くの研究者が利用しているなど、その潜在的ニーズは大きい。このように既に多くのユーザーが存在する電子基準点の観測データを、今後も安定して取得し提供する。
国土の位置の基準となる電子基準点の観測データについて、データの取得率が高い数値で維持されるよう電子基準点の更新・管理を徹底する。電子基準点の観測データに欠測を生じる主な原因は、GNSS（Global Navigation Satellite Systems）受信機・電源部の老朽化や通信・電気系統関係のトラブル等である。そのため、耐用年数を考慮した GNSS 受信機・電源部の更新と共に、GNSS 受信機と通信装置への無停電（24 時間または 72 時間対応）対策を講じてトラブルを最小限にとどめている。この措置によりデータの取得率が下がらないように努めてきた。引き続き取得率を下げないようにすることが重要であることから、平成 23 年度以降の目標値を 99.50%以上に設定しているところである。

（外部要因）
長期間の停電や通信経路遮断等

（他の関係主体）
電力会社、通信会社

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）
第 20 条に信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境を効果的に確保する旨が謳われている。
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
99.81%	99.77%	99.86%	99.77%	99.75%

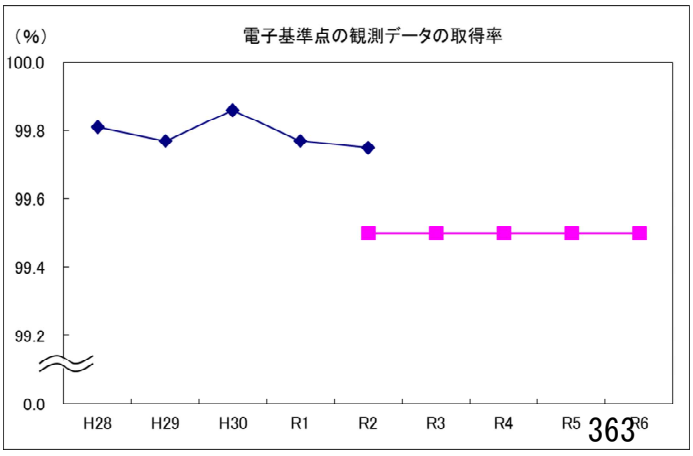

主な事務事業等の概要

全国の電子基準点等において GNSS の連続観測を行い、そのデータを収集・解析して電子基準点の正確な位置を求め、これらを提供するとともに、このために必要な電子基準点や中央局の保守・管理を行う。電子基準点で観測されたデータは、公共測量など各種測量の基準として利用されるとともに、i-Construction（建設機械の制御）や位置情報サービスに活用されている。さらに、電子基準点の位置の時間変化から得られる地殻変動情報は、防災関係機関等に提供され、地震や火山噴火のメカニズムの解明等、防災・減災に不可欠なものとなっている。

予算額　　67,378 万円（令和元年度）

予算額　167,397 万円（令和 2 年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

全体として順調に目標を達成していると判断される。

令和元年度：(1,384,979,629／1,388,234,880) =0.9977

令和 2 年度：(1,378,426,686／1,381,838,400) =0.9975

（事務事業等の実施状況）

令和元年度、令和 2 年度に、老朽化した受信機による電子基準点の停止を未然に防止するために、GNSS 受信機の更新を行った。また、令和 2 年度には、浸水対策、停電対策及びデータ収集対策を実施し、電子基準点の防災対応力を強化している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

耐用年数を考慮した GNSS 受信機・電源部の更新と共に、GNSS 受信機と通信装置への無停電（24 時間または 72 時間対応）対策を講じてトラブルを最小限にとどめ、全ての年度で目標を達成できたため、Ａと評価した。

引き続き、データの取得率が高い数値で維持されるよう電子基準点の更新・管理を徹底する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土地理院　総務部　政策課　（課長　髙橋　正幸）

関係課：国土地理院　企画部　企画調整課　（課長　宮川　康平）

国土地理院　測地観測センター　衛星測地課　（課長　山際　敦史）

業績指標 134
地理空間情報ライブラリーの内容の充実（地理空間情報ライブラリー情報登録件数）(*)

評　価	
A	目標値：169 万件（令和 3 年度） 実績値：166 万件（令和 2 年度） 初期値：157 万件（平成 29 年度）

（指標の定義）
地理空間情報を活用するため、地理空間情報ライブラリーに情報を登録した件数とする。

（目標設定の考え方・根拠）
地理空間情報ライブラリーには、地図、空中写真などの地理空間情報が登録され、災害対策の策定及び発災後の対応に活用することができる。これら様々な目的で利活用が可能な地理空間情報の流通を促進し、共有・活用を進めることを地理空間情報ライブラリーの目的としている。
地理空間情報ライブラリーでは、地図、空中写真などの地理空間情報の充実を図っているところであり、最新の地図や新規コンテンツなどの地理空間情報を追加登録することにより、地域の現状が的確に反映され、災害発生時のリスク評価がより精緻なものとなるなど、活用促進が図られるため目標として設定した。

（外部要因）
大規模災害発生による地理空間情報の増加

（他の関係主体）
なし

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
154 万件	157 万件	161 万件	163 万件	166 万件

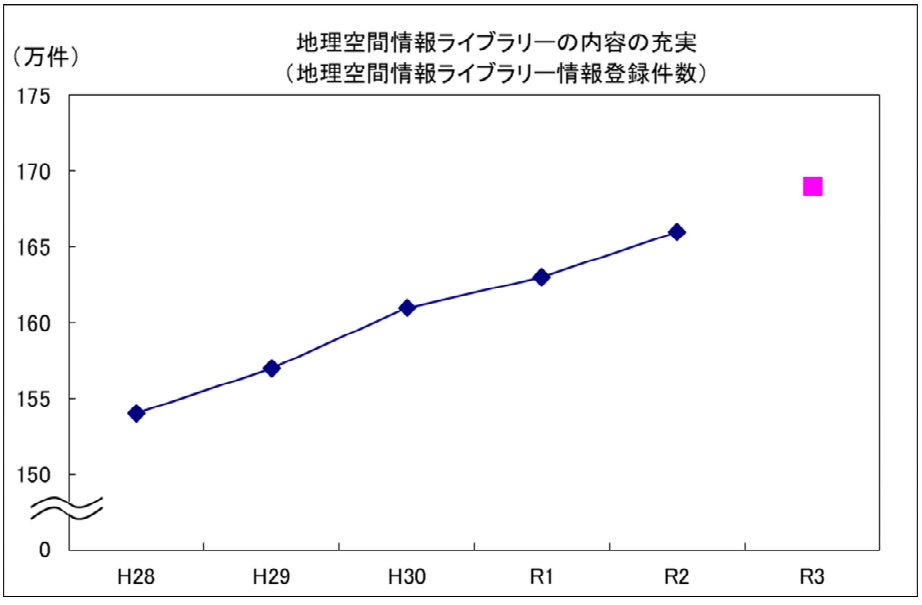

主な事務事業等の概要

地理空間情報ライブラリーの運用

様々な目的で利活用が可能な地理空間情報を広く国民に紹介することにより、地理空間情報の流通を促進し、活用を進めるため、地理空間情報に関する図書館として「地理空間情報ライブラリー」を運用。サイトに登録された情報は、インターネットを通じて検索し、閲覧・入手が可能である。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

目標値に順調に近づいている。過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

地理空間情報ライブラリーの内容の充実を図るため、令和2年度には約3万件の地理空間情報を登録した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

地図、空中写真などの各種地理空間情報を登録し、地理空間情報ライブラリーの内容の充実が図られ、目標年度での目標の達成が見込まれるためＡとした。

引き続き、地理空間情報ライブラリーの内容の充実を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：	国土地理院　総務部　政策課	（課長　髙橋　正幸）
関係課：	国土地理院　企画部　企画調整課	（課長　宮川　康平）
	国土地理院　地理空間情報部　企画調査課	（課長　藤村　英範）

業績指標 135
地理空間情報の循環システムへの参加企業・団体等の数

評　価	
A	目標値：50 団体以上（令和 2 年度） 実績値：51 団体（令和 2 年度） 初期値：14 団体（平成 28 年度）

（指標の定義）
地理空間情報の流通・提供のハブであるG空間情報センターにおいて、地理空間情報を共有する民間企業・団体等の数

（目標設定の考え方・根拠）
民間企業や団体等において地理空間情報が利活用されている状態を示すため、G空間情報センターへのデータ提供またはG空間情報センターにおいて登録されているオープンデータ等を流通・活用等をしている団体の数を指標としており、平成 28 年 11 月に運用を開始した当初にG空間情報センターへのデータ提供をしている 14 団体を初期値とし、国内の静的・動的データを取り扱う企業等の数を考慮しつつ、目標値を 50 団体と設定した。

（外部要因）
国・地方公共団体におけるオープンデータの取組等に係わる進捗状況

（他の関係主体）
該当無し

（重要政策）

【施政方針】
なし

【閣議決定】
○地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）
○地理空間情報活用推進基本計画（第 3 期：平成 29～令和 3 年度）（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）

【閣決（重点）】
なし

【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
14	17	31	44	51

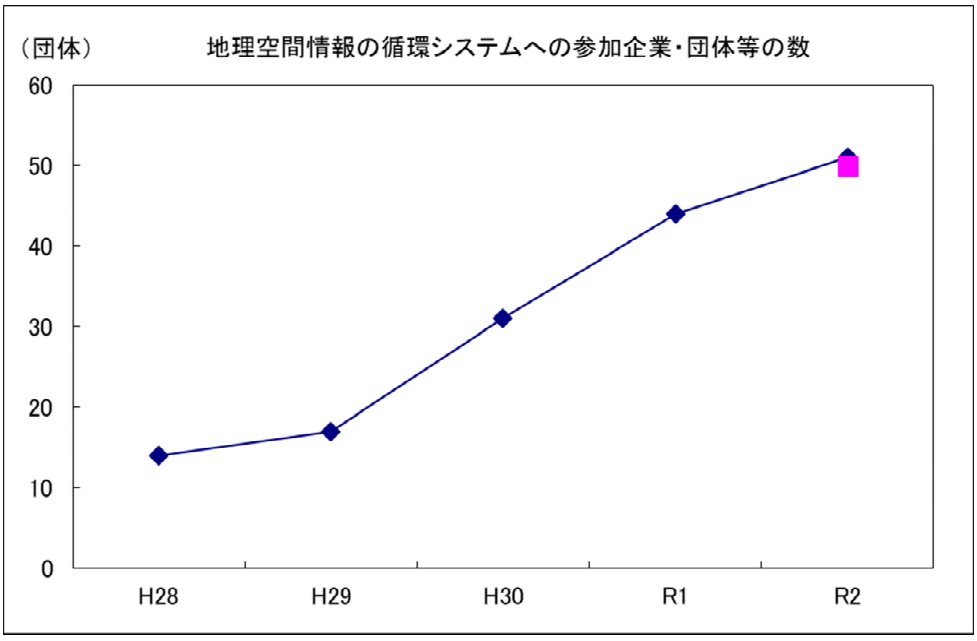

主な事務事業等の概要

○令和2年度G空間情報センターを通じた地理空間情報の流通・利用促進業務の実施
　地理空間情報の流通・利用促進を行う上で必要となる分野別プラットフォーム等との相互連携機能の検討や防災情報提供機能の強化に関わる業務の実施。

予算額：84百万円（令和2年度）の内数

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

G空間情報センターの周知・利活用普及活動を実施してきたことで、令和2年度には参加企業・団体の数が51団体となり、目標である50団体を達成した。

（事務事業等の実施状況）

令和2年度事業については、地理空間情報の流通・利用促進を行う上で必要となる分野別プラットフォーム（以下、「PF」という。）との相互連携機能の検討やG空間情報センターを通じた防災情報提供機能についての検討、調整を実施した。

G空間情報センターが稼働して以降、防災、農業、インフラ、宇宙・衛星等の多様な分野で独自のPFの構築が進められている中、令和2年度においてはG空間情報センターと連携や関わりが想定されるPFの取組状況や連携手法について検討・調整を行った結果、具体的連携が可能な国土交通PF、SIP自動運転PFとのAPI（※）を介した連携機能を実装した。

また、防災情報提供機能の強化については、近年の台風・豪雨等の災害の激甚化・頻発化を背景に、防災分野における地理空間情報の利用を一層促進し、被害軽減につなげていく観点から、G空間情報センターを通じた防災情報提供機能の強化として、官民連携したリアルタイム防災研究会を設置し、情報提供のあり方について検討を行い被災地の航空写真や通行実績データが可視化できるWebページ（期間限定）の実装を行った。

※Application Programming Interface の略で、アプリケーションの開発者が、他のハードウェアやソフトウェアの提供している機能を利用するためのプログラム上の手続を定めた規約の集合を指す。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標年度における目標を達成したため「A」と評価した。

G空間情報センターの更なる利用者の拡大及び利便性の向上を図るため、他の分野別データプラットフォームとの相互連携機能の強化が必須となっている。

このため、分野横断的なデータ連携方策として、API等によるPF間の相互連携の取組を推進し、更なるデータ提供機能の強化を図っていくことや内閣府のSIPで進められている「分野間データ連携基盤」への参画を含め、データ連携の強化について取り組んでいく。こうした取組を踏まえ、今後新たな指標の設定について検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：不動産・建設経済局　情報活用推進課　（課長：後沢　彰宏）
関係課：なし

業績指標１３６
離島等の総人口（①離島地域の総人口*、②奄美群島の総人口*、③小笠原村の総人口*）

評　価	
①　A ②　A ③　B	①　目標値：３４５，０００人以上　（令和２年度） 実績値：３５２，０００人（令和２年度） 初期値：３９０，０００人　（平成２７年度） ②　目標値：１０３，０００人以上（令和５年度） 実績値：１０５，６４９（令和２年度） 初期値：１０９，０００人（平成３０年度） ③　目標値：２，６００人以上（令和５年度） 実績値：２，５２８人（令和２年度） 初期値：２，５８９人（平成３０年度）

（指標の定義）
①　離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口とする。
②　奄美群島振興開発特別措置法第１条に規定する区域の市町村の住民基本台帳登録人口の総計とする。
③　小笠原村の住民基本台帳登録人口とする（外国人除く）。

（目標設定の考え方・根拠）
【①　離島地域の総人口】
離島地域は、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等厳しい自然的社会的条件下にある地域であることから、その地域の振興により、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、人口の著しい減少並びに離島における定住の促進を図ることが重要である。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として、人口を用いることとした。
初期値は平成 27 年度末の離島地域（260 島）の総人口、目標値は令和 2 年度末に想定される人口減少を上回ることとした。
目標値の設定の具体的考え方は、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口の平均増減率（平成 25 年度末～27 年度末）をもとに離島の令和 2 年度末人口を推計した。さらに、日本全体の人口減少が継続する影響を考慮し、前述の方法により求めた令和 2 年度人口推計値に全国人口増減比率（平成 27 年～令和 2 年末にかけての推計人口の年間増減率/平成 25 年～平成 27 年末にかけての人口の年間増減率）を掛け、令和 2 年度末人口を求め、目標値をそれ以上の値とした。

【②　奄美群島の総人口】
地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える奄美群島においては、振興開発により住民の生活の安定及び福祉の向上を図り自立的発展に結びつけることが必要であり、その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。
目標値の設定時期は、奄美群島振興開発施策の根拠となる奄美群島振興開発特別措置法が令和５年度末で期限切れとなることから、当該目標設定時期を令和５年度末とした。初期値については、平成 30 年度末の実績値とした。
目標値の考え方は、奄美群島における総人口の減少傾向の悪化を抑制することを目標とすることから、群島内の総人口の過去（平成 25～29 年度）の平均減少率を算出した上で、それをもとに令和５年度末人口を推計した。さらに、過去（平成 25～29 年度）の社会減少率を算出した上で、政策効果により奄美群島の社会減少率を鹿児島県全体の社会減少率と同程度に抑制した場合の効果を加えた人口を目標値とした。

【③　小笠原村の総人口】
地理的、自然的、社会的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える小笠原諸島においては、振興開発により島民の生活の安定及び福祉の向上、また、自然環境の保全や文化の継承を図り自立的発展に結びつけることが必要である。
平成 31 年 3 月 30 日に小笠原諸島振興開発特別措置法が改正され、引き続き定住環境の整備を図るとともに、自然環境との調和・共生を図りながら、持続可能な地域の形成に配慮しつつ、産業の育成・活性化による雇用の安定的確保や、生活の安定、住民の利便性向上を図ることとした。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。
目標値の設定時期は、小笠原諸島振興開発施策の根拠となる小笠原諸島振興開発特別措置法が令和５年度末で期限切れとなることから、目標設定時期を令和５年度末とした。初期値については、平成 30 年度末の実績値を標記している。
目標値の設定の考え方は、平成 30 年度末時点の総人口 2,589 人を基に、総人口の維持を最低限の課題としつつ、帰島及び定住を促進することにより超長期の将来人口として我が国復帰当初から目標としてきた 3,000 人に近づけることを目指して、令和５年度末時点では 2,600 人以上とすることを目標とした。

（外部要因）

国内の経済状況、景気動向、災害

（他の関係主体）

① 他府省庁、地方公共団体
② 他府省庁、鹿児島県、地元市町村
③ 他府省庁、東京都、小笠原村

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和２年７月 17 日閣議決定） 第３章「新たな日常」の実現 ２．「新たな日常」が実現される地方創生（１）東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ ②二地域居住、兼業・副業、地方大学活性化等による地方への新たな人の流れの創出

二地域居住、「関係人口」の創出・拡大に取り組み、特定地域づくり事業、子供の農山漁村体験を推進し、過疎法の期限切れを見据えた新たな過疎対策等の条件不利地域対策に取り組む。

【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値①				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
382,000 人	375,000 人	367,000 人	360,000 人	352,000 人

過去の実績値②				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
110,890 人	109,515 人	108,713 人	107,040 人	105,649 人

過去の実績値③				（年度）
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
2,528 人	2,585 人	2,589 人	2,541 人	2,528 人

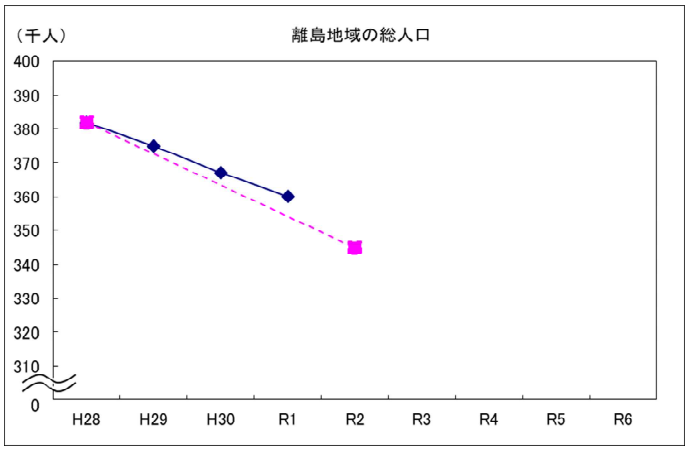

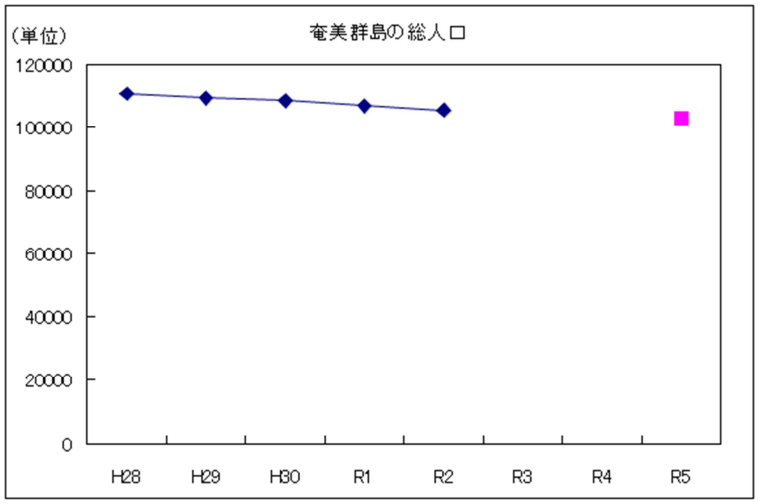

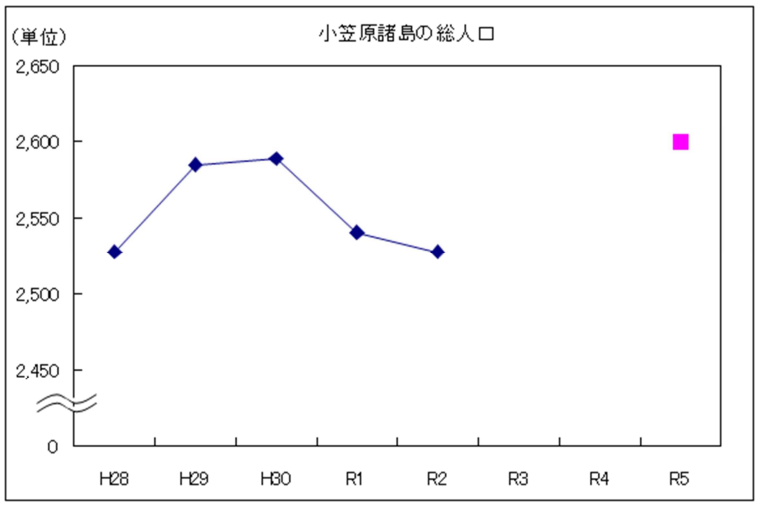

主な事務事業等の概要

【①　離島地域の総人口】

○離島活性化交付金

離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るため、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安心・安全な定住条件の整備強化等の取組を支援している。

予算額：１，８２９百万円（令和元年度国費）（補正含む）

予算額：１，７１０百万円（令和２年度国費）（補正含む）

○スマートアイランド推進実証調査

ICT やドローンなどの新技術の実装を通じて離島地域の課題を解決する「スマートアイランド」の取組を推進するため、その現地実装に向けた実証や得られた知見の普及や取組の全国展開を行っている。※令和２年度から調査開始

予算額：５３，３５１百万円（令和元年度国費）（補正含む）

予算額：５７，７５４百万円（令和２年度国費）（補正含む）

○離島振興事業（公共事業）

離島振興計画の着実な推進を図るため、地域の要望も踏まえつつ、離島における社会基盤の整備を実施している。

予算額：５３，３５１百万円（令和元年度国費）（補正含む）

予算額：５７，７５４百万円（令和２年度国費）（補正含む）

○離島振興対策実施地域に係る特例措置（所得税・法人税）

離島の活性化を図るため、離島振興対策実施地域において機械・装置及び建物等を取得して製造業・旅館業・農林水産物等販売業及び情報サービス業等の用に供した場合、５年間の割増償却を措置する。

【②　奄美群島の総人口】

○奄美群島振興交付金（非公共事業）

奄美群島の自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに定住の促進を図ることを目的として、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は住民の生活の利便性の向上に資する事業を支援。

予算額：３，２５９百万円（令和２年度国費）（補正含む）

予算額：３，０４４百万円（令和元年度国費）（補正含む）

○奄美群島振興開発事業（公共事業）

奄美群島の自立的発展を図るため、地域の要望を十分に踏まえつつ、奄美群島振興開発計画に基づく事業（交通基盤、産業基盤、生活基盤、国土保全・防災対策等の基盤整備）を着実に実施。

予算額：２３，３８４百万円（令和２年度国費）（補正含む）

予算額：２２，１１９百万円（令和元年度国費）（補正含む）
○奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度（所得税・法人税）
奄美群島において、個人又は法人が機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等をして、製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報通信サービス業等の用に供した場合、国税（所得税・法人税）について５年間の割増償却ができる制度を措置。

【③　小笠原村の総人口】
○小笠原諸島振興開発事業（ハード事業）
住民生活の安定、福祉の向上及び産業振興を図るための産業基盤及び生活基盤施設等の整備
予算額：９３０百万円（令和元年度国費）
予算額：９１４百万円（令和２年度国費）
○小笠原諸島振興開発事業（ソフト事業）
住民生活の安定、福祉の向上及び産業振興を図るための病害虫等防除の実施、診療所運営及び振興開発事業の実施のために必要な調査
予算額：１３７百万円（令和元年度国費）
予算額：１３６百万円（令和２年度国費）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

【①　離島地域の総人口】
（指標の動向）
・離島地域の人口は減少傾向にあるものの、令和２年度の実績値は 352,000 人であり、目標値として設定した 345,000 人以上 7000 人上回り本指標の目標を達成した。平成２７年度の初期値から令和２年度の目標値まで人口が減少する場合の人口減少率よりも、やや緩やかな人口減少にとどまっているため、順調であったと評価できる。
【②　奄美群島の総人口】
・令和元年度末の人口は１０７，０４０人（対前年度比０．９８）、令和２年度末の人口は１０５，６４９人（同０．９９）と減少しているが、令和５年度末の目標１０３，０００人を上回っている。
【③　小笠原村の総人口】
・令和２年度末の人口は２，５２８人（対前年度比０．９９）であり、前年度より１３人減少している。令和５年度の目標値達成に向け、引き続き小笠原諸島地域に必要な施策を講じることが重要である。

【①　離島地域の総人口】
（事務事業等の実施状況）
・離島における雇用の拡大や交流人口の増加に繋がる取組を国が支援する「離島活性化交付金」が平成２５年度に創設され、「定住促進」事業では、輸送費支援や流通効率化関連施設等の整備、移住希望者への情報提供等の取組、「交流促進」事業では、地域情報の発信や交流拡大のための仕掛けづくり、島外との交流推進等の取組、「安心安全向上」事業では防災機能の強化等、幅広い事業に活用されている。
・各地方公共団体が定めた離島振興計画に基づく事業に対し、その内容の独自性及び熟度に応じて、社会資本の整備等を支援している。
・離島地域の課題解決のため新技術等を活用した実証調査、「スマートアイランド推進実証調査」を令和２年度から開始。各離島において課題となっている、物流、交通、医療、エネルギー、教育分野などへの ICT、再生可能エネルギー等の導入に向けた取組について実証調査を行い、得られた成果について全国報告会等を通じて横展開を図っている。

【②　奄美群島の総人口】
・平成２６年度に創設された奄美群島振興交付金制度により、令和元年度及び令和２年度においても引き続き、農林水産物輸送費支援や航路・航空路運賃の低減、世界自然遺産登録に向けた観光キャンペーン、農業創出緊急支援など、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は住民の生活の利便性の向上に資する事業を支援し、奄美群島の自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに定住の促進を図った。

【③　小笠原村の総人口】
・小笠原諸島の特性を最大限に生かした産業振興（農業・漁業・観光業）、自然環境の保全、その他生活環境施策等を含めた地域の主体的な取組を支援した。具体的には、港湾施設の老朽化に対応するための岸壁改良、世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全、産業振興や生活環境の改善のための施設の整備に係る取組等を支援した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

【①　離島地域の総人口】
・離島地域の人口は減少傾向にあるものの、令和元年度の実績値は平成２７年度の初期値から令和２年度の目標値まで人口が減少する場合の人口減少率よりも、やや緩やかな人口減少にとどまっている。以上を踏まえ、現段階ではＡと評価した。
・離島地域は、四方を海等に囲まれており、厳しい自然的社会的条件の下、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、産業基盤・生活環境等に関する地域格差が課題となっている。

・離島地域においては各都道県の作成した離島振興計画に基づき諸政策が講じられ、着実に成果をあげてきたが、人口減少や高齢化の進展、基幹産業である一次産業の停滞等、離島地域をめぐる現状は依然として厳しい状況にあることから、今後も一層の振興施策を推進していくとともに、こうした課題に対応した次期目標の検討を進める。

【②　奄美群島の総人口】
・令和２年度末の人口が目標年度における目標値を上回ったため、Ａと評価した。
・奄美群島は、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情を抱えており、奄美群島振興開発特別措置法の下で、産業の振興、社会資本の整備等に積極的に諸施策が講じられてきた。しかしながら、これらの特殊事情による不利性のため、いまだ産業が十分には確立されたとは言えず、本土との間には経済面・生活面での諸格差が残されている。また、雇用の場が十分になく、若年層の多くが島を離れているのが現状であることから、奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を令和６年３月３１日まで延長したところである。
・このため、今後の奄美群島の振興開発に当たっては、奄美群島が一体となった情報発信に努め、世界自然遺産登録後の取組を強化するなど、その知名度を向上させるとともに、地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大、生活環境の改善等の施策を展開することにより、引き続き、奄美群島の自立的発展に向けた取組を支援し、定住の促進を図る。

【③　小笠原村の総人口】
・令和２年度末の人口は２，５２８人（対前年度比０．９９）であり、現段階では初期値よりも減少しているため、Ｂと評価した。
・小笠原諸島は、その地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を克服するため、日本復帰後、産業振興や社会資本整備等に対する諸施策が積極的に講じられてきた。しかしながら、依然として、本土との間には、交通アクセスや医療・福祉等の生活環境面での格差があること、雇用の場が十分にないことから高校卒業生の多くが島を離れていること等、同諸島で定住を促進する上での課題が残っていることから、小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を令和６年３月３１日まで５年間延長したところである。
・このため、今後の小笠原諸島の振興開発に当たっては、情報発信に努め、その知名度を向上させるとともに、交通アクセスや生活環境の改善、地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大等の施策の展開により、引き続き、小笠原諸島の自立的発展に向けた取組を支援し、定住の促進を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局離島振興課（課長　岡　朋史）
担当課：国土政策局特別地域振興官付（特別地域振興官　笹原　顕雄）

業績指標１３７
北海道総合開発計画の着実な推進（目標に向けた着実な進捗が認められる代表指標の項目数）＊

評　価	
A	目標値：半数以上（毎年度） 実績値：３／６（平成３０年度） 初期値：－

（指標の定義）
第８期北海道総合開発計画（平成２８年３月２９日閣議決定）で掲げられている３つの目標の進捗を代表的に示すと考えられる代表指標のうち、目標に向けた着実な進捗が認められる指標の項目数。

（目標設定の考え方・根拠）
北海道総合開発は、北海道の資源・特性を活かして、その時々の国の課題の解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図ることを目的としており、平成２８年３月に閣議決定された第８期の北海道総合開発計画は、「世界の北海道」をキャッチフレーズに、「世界水準の価値創造空間」を形成することをビジョンとして掲げている。また、計画の目標として、「人が輝く地域社会」、「世界に目を向けた産業」、「強靭で持続可能な国土」の３点を設定している。

計画の進捗状況は、これらの目標の実現に向けて、行動の指針となる数値目標を掲げた代表指標の改善状況で示されると考えられることから、目標に向けた着実な進捗が見られる項目数が、代表指標数の半数以上となることを目標とする。

（外部要因）
経済情勢、社会状況の変化

（他の関係主体）
関係府省庁、地方公共団体

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
第８期北海道総合開発計画（平成２８年３月２９日）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
３／６	３／６	３／６	集計中	集計中

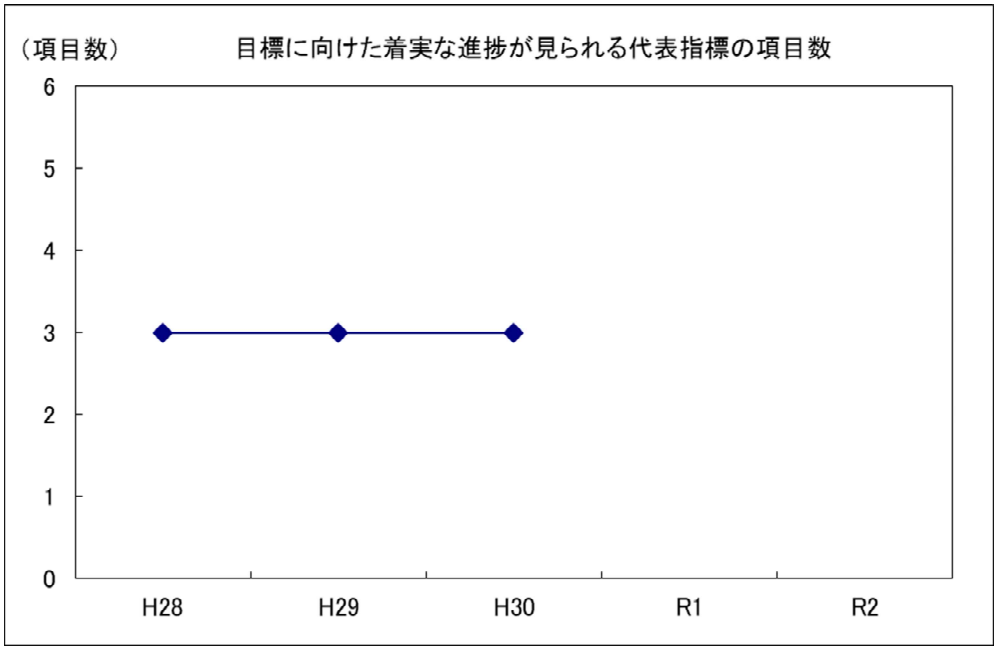

主な事務事業等の概要

北海道開発法に基づき策定された北海道総合開発計画（現行計画は平成２８年３月２９日閣議決定）の具体化に資する施策・事業を展開。

予算額：北海道開発事業費　　６，２７５．４億円（令和２年度）　６，２４９．９億円（令和元年度）
　　北海道開発計画推進等経費　　０．５億円（同上）　　０．６億円（同上）
　　※予算額は当初

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

第８期北海道総合開発計画（平成２８年３月２９日閣議決定）で掲げられている３つの目標の進捗を代表的に示すと考えられる代表指標（６項目）について進捗状況を確認したところ、代表指標のうち、３項目で進展が見られ、同指標全体としての進捗状況はおおむね順調であると判断される。

（事務事業等の実施状況）

計画目標　「人が輝く地域社会」、「世界に目を向けた産業」、「強靱で持続可能な国土」

①来道外国人旅行者数【基準値：１９０万人（平成２７年）、目標値：５００万人（令和２年）】
・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを下回っている。
（平成３０年トレンド：３７６万人　→　平成３０年実績値：２９８万人）

②外国人宿泊客延数の地方部割合（地域平準）【基準値：２７．４％（平成２７年）、目標値：３６％（令和２年）】
・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを下回っている。
（平成３０年トレンド：３２．６％　→　平成３０年実績値：２７．７％）

③客室稼働率の季節較差（季節平準）【基準値１．７２倍（平成２７年）、目標値：１．４倍（令和２年）】
・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドと同じである。
（平成３０年トレンド：１．５３倍　→　平成３０年実績値：１．５３倍）

④農業産出額【基準値：１１，１１０億円（平成２６年）、目標値：１２，０００億円（令和７年）】
・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを上回っている。
（平成３０年トレンド：１１，４３４億円　→　平成３０年実績値：１２，５９３億円）

⑤食料品製造業出荷額【基準値：１９，８４６億円（平成２６年）、目標値：２２，０００億円（令和７年）】
・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを上回っている。
（平成３０年トレンド：２０，６３０億円　→　平成３０年実績値：２２，１０７億円）

⑥道産食品輸出額【基準値：６６３億円（平成２６年）、目標値：１，５００億円（令和７年）】
・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを下回っている。
（平成３０年トレンド：９６７億円　→　平成３０年実績値：７７４億円）

【代表指標の出典】
①来道外国人旅行者数：北海道「北海道観光入込客数調査報告書」
②外国人宿泊客延数の地方部割合（地域平準）：北海道「北海道観光入込客数調査報告書」
③客室稼働率の季節較差（季節平準）：観光庁「宿泊旅行統計調査」
④農業産出額：農林水産省「生産農業所得統計」
⑤食料品製造業出荷額：北海道「工業統計調査」
⑥道産食品輸出額：北海道「北海道食の輸出拡大戦略推進状況報告書」

なお、令和２年度に実施した政策レビュー「北海道総合開発計画の中間点検」において、目標の達成状況等を確認するために設定したモニタリング指標等の変化を把握したところ、264 指標（全 272 指標から経年比較に馴染まない指標を除く）のうち、上昇した（望ましい方向へ変化した）ものは 134 指標（51%）、下降した（望ましくない方向に変化した）ものは 30 指標（11%）、変化がなかったものは 100 指標（38%）であったことから、各種施策により第８期北海道総合開発計画全体として一定の進捗・成果が得られている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

第８期北海道総合開発計画で掲げられている３つの目標の進捗を代表的に示すと考えられる代表指標について、平成３０年度の進捗状況を確認したところ、設定した６項目の代表指標のうち、３項目が目標達成に向けたトレンドを上回る又は同じであり、北海道総合開発計画の相当程度の進捗が見られる。令和元年度においてもおおむね同様の進捗が見込まれることから、Ａと評価した。

今後の取組みの方向性としては、第８期北海道総合開発計画に基づき、北海道開発をめぐる情勢の変化を踏まえ、北海道の優れた資源・特性を活かし、人口減少・高齢化の急速な進展、世界人口増加に伴う食料、エネルギー等の需要の増加、大規模災害等の切迫等の国の課題解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局参事官（参事官　石塚　宗司）
関係課：

業績指標１３８
北方領土隣接地域振興指標（一人当たり主要生産額）＊

評　価	
A	目標値：初期値以上（毎年度） 実績値：3.92 百万円／人（平成 30 年度） 4.00 百万円／人（令和元年度、速報値による算出） 集計中（令和２年度） 初期値：3.88 百万円／人（平成 25～29 年度の平均）

（指標の定義）
一人当たり主要生産額～北方領土隣接地域（根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町）の人口一人当たりの地域の主要産業（農業、漁業、製造業）の生産額。

（目標設定の考え方・根拠）
「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」により、北海道知事が作成する「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」に基づき、北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するために必要な施策を推進している。
本地域の振興及び住民の生活の安定を図るに当たって主要産業の活性化は重要であることから、主要産業の一人当たり生産額の初期値を３．８８百万円／人（第７期計画の計画期間（平成 25～29 年度）における北方領土隣接地域の主要産業の一人当たり生産額の実績値の平均）とし、毎年度これを下回らないことを目標とする。

（外部要因）
国内の経済動向の変動、農産物生産量、漁獲量、気候の変動

（他の関係主体）
地方公共団体

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
第８期北海道総合開発計画（平成２８年３月２９日）
第４章第１節（３）北方領土隣接地域の安定振興
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２５	Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
３．７９ 百万円/人	３．７９ 百万円/人	４．０８ 百万円/人	４．０２ 百万円/人	３．７２ 百万円/人	３．９２ 百万円/人	４．００ 百万円/人 （速報値による算出）	集計中

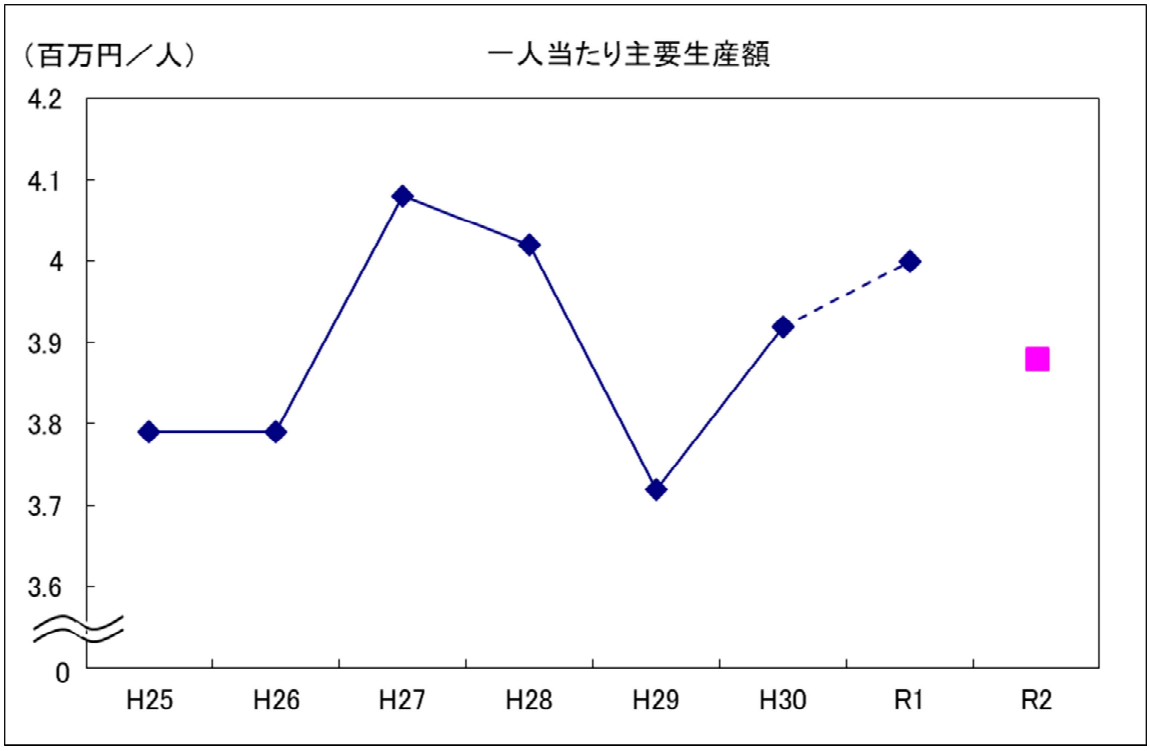

主な事務事業等の概要

北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図るため、同地域の「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」（以下、「振興計画」という。）に基づき、隣接地域が実施する、魅力ある地域社会の形成に向けた重点的な取組としてソフト施策に係る事業に要する経費の一部（２分の１以内）を補助する。

予算額：北海道総合開発推進費　北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金　１．０２億円（令和元年度）

（同上）　１．０２億円（令和２年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

一人当たり主要生産額について、令和２年度の実績値は集計中であるが、当該年度において魅力ある地域社会の形成に向けた重点的な取組として、活力ある地域経済の展開に向けた取組（農水産物消費拡大推進事業）といった地域の産業振興に資する事業等を４市町（根室市、別海町、中標津町、羅臼町）で実施した。

平成２９年度を除き、平成２５年度以降、実績値は目標値（平成２５～２６年度：３．３６百万円／人以上、平成２７～２９年度：３．７９百万円／人以上、平成３０年度～：３．８８百万円／人以上）を上回っている。

（事務事業等の実施状況）

平成３０年５月に「第８期振興計画（計画期間：平成３０年度～令和４年度）」が作成され、第８期振興計画に基づく事業に取り組んでいるところであり、今後も引き続き地域の状況を踏まえつつ、当該施策を実施する必要がある。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成２９年度の実績値（３．７２百万円／人）は、目標値（３．７９百万円／人以上）を下回った。これは、平成２８年８月の一連の台風の被害による不漁や主要魚種の不漁等、突発的な外的要因によるものと考えられる。

平成３０年度の実績値及び令和元年度の実績値（速報値）は、目標値を上回っている。令和２年度についても、継続して地域の産業振興に資する事業等を実施していること、地域の主要な産業である酪農における飼養乳頭数が増加していることより、目標の達成が推定されることから、Ａ評価としたが、新型コロナウイルス感染症による地域への影響を注視する必要がある。

令和３年度以降についても、北方領土隣接地域の安定振興を図る観点から補助金事業として継続する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局参事官（石塚　宗司）

関係課：

業績指標１３９
目標を達成した技術研究課題の割合*

評　価	
A	目標値：９０％（毎年度） 実績値：１００％（令和２年度） 初期値：―

（指標の定義）
当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、外部評価により「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」と評価された技術研究課題の割合

（目標設定の考え方・根拠）
技術研究課題の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、目標を適切に設定し、効果的・効率的に実施することが重要である。この観点から、当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、目標を達成した技術研究開発課題の割合を業績指標として設定し、これまでの実績を勘案し、達成目標を９０％としている。
実績値の算定にあたっては、外部評価にて個別研究開発課題ごとに「目標を十分達成した」、「概ね目標を達成した」、「あまり目標を達成できなかった」、「目標を達成できなかった」の４段階で評価し、そのうち「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」ものを「目標を達成した」ものとする。

（外部要因）
設備故障等の不可抗力
資機材の入手困難

（他の関係主体）
なし

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
９３．８	９６．８	９６．３％	９６．２％	１００％

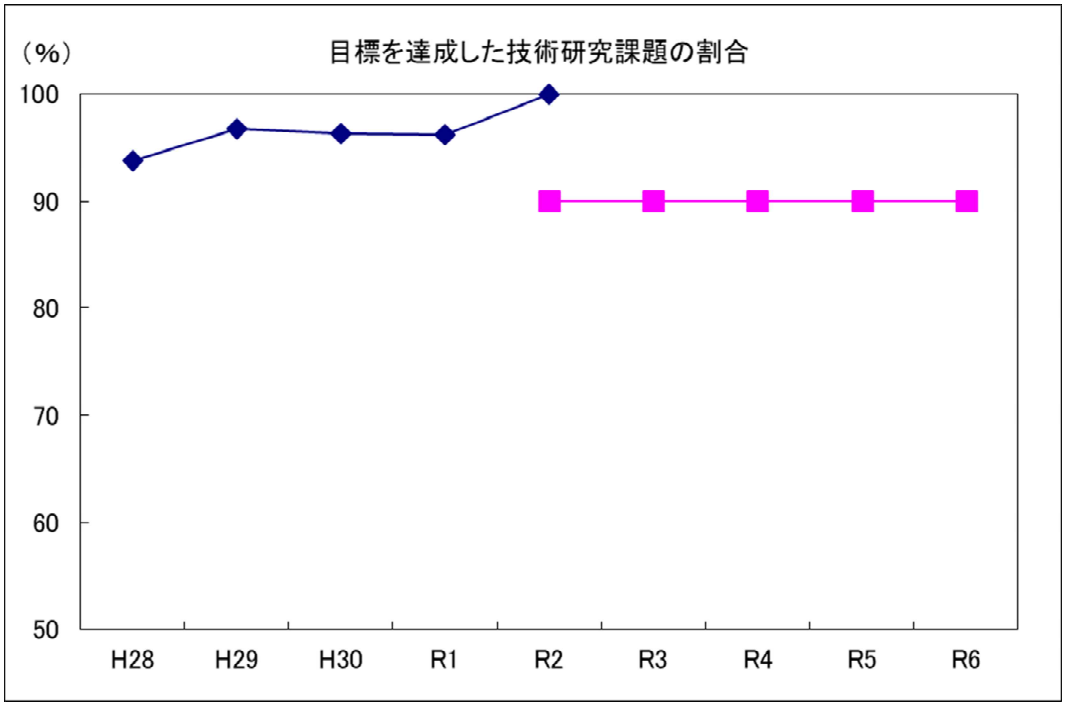

主な事務事業等の概要

技術研究開発の推進に必要な経費

予算額：

2,063 百万円（令和元年度）

1,213 百万円（令和２年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

順調である（３５件／３５件）

平成２８年度から継続して、現在の目標値である９０％を継続して超えており、令和２年度は１００％を達成した。

（事務事業等の実施状況）

目指すべき社会の実現のため、様々な要素技術をすり合わせ・統合し、高度化することにより、社会的な重要課題を解決し、国民の暮らしへ還元する科学技術を推進している。

令和２年度は、３５件の研究開発課題の事後評価が実施され、そのうち３５件が「目標を十分達成した」、「概ね目標を達成した」と評価された。

なお、個別の研究開発課題では、評価の実施にあたっては別途外部の専門家の知見を活用した評価（外部評価）が行われており、研究開発課題の結果については、
https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000009.html
に掲載している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、毎年度目標値を達成していることから、引き続き技術研究開発を推進していくこととし、Ａと評価した。

担当課等（担当課長名等）

担当課：大臣官房技術調査課（課長　森戸 義貴）
総合政策局技術政策課（課長　伊藤 真澄）

業績指標 140
国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす IT 障害発生件数*

評　価	
A	目標値：０件（毎年度） 実績値：０件（令和２年度） 初期値：０件（平成 24 年度）

（指標の定義）
国土交通省及び所管重要インフラ事業者における、国民の生命、身体、財産若しくは国土に重大な被害が生じ、若しくは生じるおそれのあるサイバー攻撃事態又はその可能性のある事態を及ぼす IT 障害発生件数。

（目標設定の考え方・根拠）
近年、政府機関や交通分野においても IT の利活用が急速に進展してきており、それに伴い IT 障害発生件数のリスクも高まってきている。そのため、豊かな国民生活の実現、並びに経済社会の活力の向上や持続的発展において、IT 障害を確実に防止するための施策を行うことは極めて重要であると考えており、今後も継続的な取り組みが必要なため、国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす IT 障害発生件数を限りなく０件とすることを目標値として設定した。

（外部要因）
重要インフラ分野における IT の利用の高度化・深度化や、その適用範囲の拡大

（他の関係主体）
内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）及び関係省庁

（重要政策）
【施政方針】
- 第 201 回国会施政方針演説（令和 2 年 1 月 20 日）「オリンピック・パラリンピックに向けて、サイバーセキュリティ対策、テロなど組織犯罪への対策に万全を期すことで、安全・安心をしっかり確保いたします。」
- 第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年 1 月 28 日）「サイバー空間、宇宙空間における活動に、各国がしのぎを削る時代となりました。もはや、これまでの延長線上の安全保障政策では対応できない。陸、海、空といった従来の枠組みだけでは、新たな脅威に立ち向かうことは不可能であります。国民の命と平和な暮らしを、我が国自身の主体的・自主的な努力によって、守り抜いていく。」
- 第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年 1 月 22 日）「危機管理に万全を期すとともに、サイバーセキュリティ対策、テロなど組織犯罪への対策など、世界一安全・安心な国創りを推し進めます。」
- 第 193 回国会施策方針演説（平成 29 年 1 月 20 日）「三年後に迫ったオリンピック・パラリンピックを必ず成功させる。サイバーセキュリティ対策、テロなど組織犯罪への対策を強化します。」
- 第 190 回国会施策方針演説（平成 28 年 1 月 22 日）「安全で安心な暮らしを守るため、サイバー犯罪、サイバー攻撃への対策を強化します。」

【閣議決定】
- サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）
- サイバーセキュリティ戦略（平成 30 年 7 月 27 日）
「特に、政府機関や重要インフラ事業者、事業者団体及び地方公共団体（以下「重要インフラ事業者等」という。）が提供する業務やサービスは、円滑な社会経済活動及び国民生活を支える基盤である。サイバーセキュリティに係るリスクを完全に除去することは不可能であるとの認識の下、リスクを許容し得る程度まで低減し、これらの業務やサービスが安全かつ持続的に提供されるよう、サイバーセキュリティの基本的な在り方で掲げた「任務保証」の考え方に基づく取組を推進していく。」

【その他】
- 重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第４次行動計画（平成 29 年 4 月決定令和 2 年 1 月改定サイバーセキュリティ戦略本部）

過去の実績値（件）　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
2	0	2	2	0

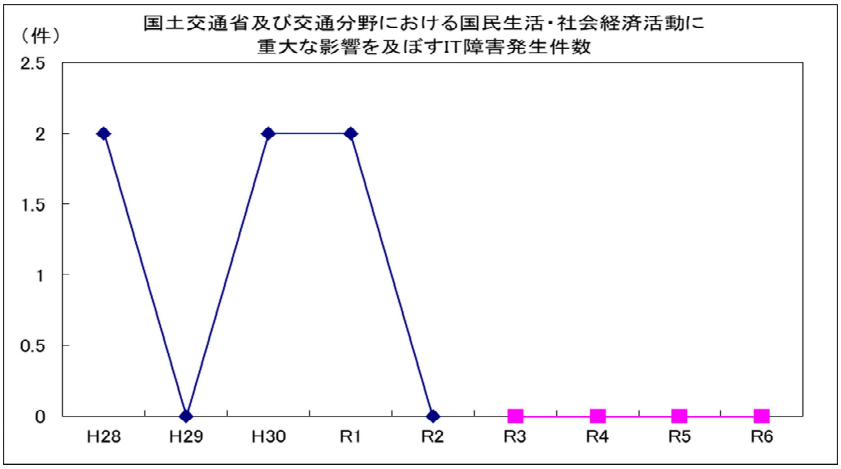

主な事務事業等の概要

○国土交通省（※CSIRT等）や所管事業者における情報セキュリティ対策の強化

（※CSIRT:Computer Security Incident Response Team　当省において発生した情報セキュリティインシデントに対処するため設置された体制）

〈内　容〉

・国土交通省 CSIRT の強化等を行うことにより、国土交通省における情報セキュリティインシデントへの対応能力の向上を図る。

・国土交通省所管事業者を対象とした情報セキュリティチェックリストの作成・見直しを行い、事業者自らの対策の向上を促進する。

予算額：48 百万円

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす IT 障害発生件数は、平成 30 年度及び令和元年度は 2 件であったが、令和 2 年度は 0 件であったことから、「順調である」と評価する。

（事務事業等の実施状況）

NISC や関係機関と連携し、所管重要インフラ事業者における情報共有体制の整備、情報セキュリティ対策の強化を促進しており、以下の取組を始めとする各種取組について着実に進めている。

（１）安全基準等の浸透及び継続的改善の検討

・各重要インフラ事業者への安全基準等の浸透を図るため、「安全基準等の浸透状況等に関する調査」を実施した。

・各重要インフラ分野の特性を踏まえ、各分野の安全基準等について改善に向けた検討を行った。

（２）分野横断的演習への参加

・NISC が主催している年１回の分野横断的演習（インシデントハンドリングに係る机上演習、ロールプレイング形式）に各重要インフラ事業者とともに所管省庁として参加している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

国土交通省においては、NISC など関係機関と連携し、近年増加しているサイバー攻撃に対し、省内、所管独立行政法人及び所管重要インフラ事業者におけるサイバーセキュリティ対策について、着実に取り組んでいるところであるが、政府機関全体への攻撃件数に対しては、新たな脆弱性情報の悪用を含む様々な攻撃が行われており、引き続き十分な警戒を要する状況にある。

重大な IT 障害発生件数については平成 30 年度及び令和元年度は 2 件であったが、令和 2 年度は 0 件であったことから、評価については「A」としたところ。

サイバー攻撃の増加、複雑化・巧妙化が進んでおり、IT 障害発生のリスクが高まっている状況下において、国民生活・社会経済活動の安全を保つ本施策については、引き続き今後も取り組む必要があると考える。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　総合政策局情報政策課（課長　橋本　亮二）、行政情報化推進課（課長　二俣　芳美）
関係課：　該当なし

業績指標１４１
（141）我が国企業のインフラシステム関連海外受注額（①122【再掲】建設業の海外受注高、②交通関連企業の海外受注高）

評　価

①　A ②　B	目標値：①２兆円　②７兆円　（令和２年度） 実績値：①１．１兆円　②集計中　（令和２年度） ①２．１兆円　②集計中　（令和元年度） 初期値：①１兆円　②０．４５兆円（平成２２年度）

（指標の定義）
国土交通分野における我が国企業の海外インフラ受注額

（目標設定の考え方・根拠）
参考指標 106「単年度で終わらず、翌年度以降のトップセールスやさらに深掘りの調査事業に繋がった、案件発掘・形成調査（国土交通省実施）の件数」、参考指標 107「我が国インフラ企業（国土交通省分野）が契約に至った回数」をアウトプット指標、業績指標 141「我が国企業のインフラシステム関連海外受注額（①建設業の海外受注高、②交通関連企業の海外受注高)」をアウトカム指標として設定することにより、インフラ案件の受注に向けた長期にわたる我が国の活動及びその結果を把握・分析することができ、実施した調査等がインフラ海外展開に向け有効に機能しているか検証することができる。
過去の実績等から今後実績値を着実に伸ばしていくことを目指して、各目標年において、①は 2 兆円、②は 7 兆円の合計 9 兆円を目標値として設定した。

（外部要因）
国際協力、連携等の推進においては、相手国の対応や国際情勢の変化、競合国との受注競争の熾烈化により、政府・企業の活動が大きく影響される。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、これによる案件の見直しが懸念させることから、海外受注高に大きく影響する。

（他の関係主体）
なし

（重要政策）
【施政方針】
第１８６回国会施政方針演説（平成２６年１月２４日）「インフラ輸出機構を創設します。交通や都市開発といった分野で、海外市場に飛び込む事業者を支援し、官民一体となって成約につなげます。十兆円のインフラ売上げを、二〇二〇年までに三倍の三十兆円まで拡大してまいります。」
【閣議決定】
成長戦略フォローアップ（令和２年７月１７日）
【閣決（重点）】
第４次社会資本整備重点計画（平成２７年９月２７日）「第２章に記載あり」
【その他】
インフラシステム輸出戦略（令和２年度改訂版）（令和２年７月９日）

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
①　１．５兆円 ②　１．７兆円	①１．９兆円 ②２．２兆円	①１．９兆円 ②２．２兆円	①２．１兆円 ②集計中	①１．１兆円 ②集計中

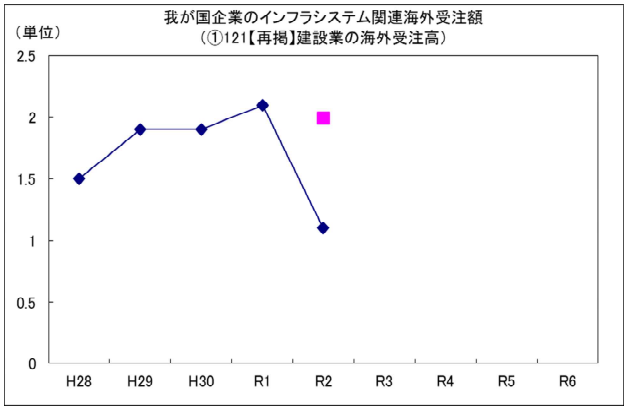

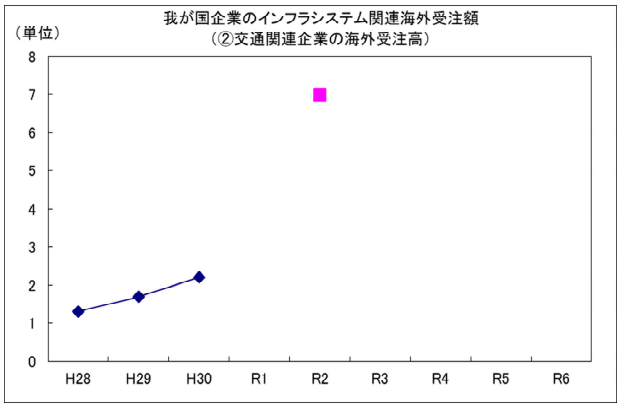

主な事務事業等の概要

○「川上」からの参画・情報発信

・官民一体となったトップセールスの展開や案件形成等の推進、国際会議等の機会を活用した情報発信の強化を実施する。(◎)

○インフラシステムの海外展開に取り組む企業支援

・我が国企業のインフラシステム海外展開・海外進出を多角的に支援する。(◎)

○ソフトインフラの海外展開

・我が国技術・システムの国際標準化の推進、制度整備支援、相手国人材の育成等、ソフトインフラの海外展開を実施する。(◎)

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

予算額　約１７億円（令和元年度）
　　約１８億円（令和２年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

①　順調である。

精力的なトップセールスや、独法を活用した企業支援、O&M（運営・維持管理）への参画等の施策を実施することにより、我が国企業のインフラシステム関連海外受注額（建設業の海外受注高）は、順調な成果を示しており、令和元年度に目標値は達成している。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和２年度以降の実績値は大きく減少した。

②　順調でない。

実績値は増加傾向にあるものの、目標値の達成には至っていない。令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度よりさらなる増加は見込めない可能性がある。そのため、オンラインでの精力的なトップセールスや、独法を活用した企業支援、O&M への参画等の施策を実施することにより、我が国企業のインフラシステム関連海外受注額（交通関連企業の海外受注高）の目標値達成に向けて取組を強化する必要がある。

（事務事業等の実施状況）

○「川上」からの参画・情報発信のため、当省政務による積極的なトップセールスを実施したほか、諸外国の大臣等要人の来日・表敬といった機会やＡＰＥＣ等の国際会議において、日本の「質の高いインフラ」を発信し、情報発信に努めた。

○インフラシステムの海外展開に取り組む企業支援のため、我が国企業の交通事業・都市開発事業の海外市場への参入促進を図るため、事業リスクに対応し出資と事業参画を一体的に行う株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(ＪＯＩＮ)(平成２６年１０月設立)を活用し、港湾、都市開発、道路、航空及び物流分野において平成３０年度に８案件、令和元年度に７案件の支援決定（国土交通大臣認可）を行った。

また、我が国民間企業の海外インフラ展開を促進することを目的とした「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」が平成３０年８月に施行されており、本法に基づく出資案件として、令和元年７月、モンゴルに円借款で建設している新ウランバートル国際空港の運営事業について、成田国際空港株式会社を含む日本企業連合がモンゴル政府との合弁会社を通じて１５年間の空港運営に参画する契約を締結するなど、我が国のノウハウを活かした川上から川下までの支援を促進した。

○ソフトインフラの海外展開のため、令和元年度ベトナム・ハイフォン及びホーチミンにおいて、我が国の土地評価制度導入に向け調査及び実証実験（パイロットプロジェクト）の実施や、相手国の制度整備支援、相手国における持続的なインフラの運営・維持に資する技術者・技能者層の育成支援を行った。また、我が国技術の優位性を維持するため、AI や IoT、ビッグデータを活用した新技術の海外展開に取り組むとともに、我が国のインフラに係る技術や知見の国際標準化に取り組んだ。

これら施策を実施した結果、①建設業の海外受注高は順調な成果を示している。他方、②交通関連企業の海外受注高については、鉄道事業などで本邦企業の大型案件（英国・イタリアの高速鉄道鉄道車両：計約１，４４７億円など）の受注に繋がってはいるものの全体では、数値が伸び悩んでいる状況であり、取組を強化する必要がある。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・国際協力、連携等の推進において、我が国企業のインフラシステム関連海外受注額は、
①については、令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により減少となったが、目標値へ向け順調に推移しており、令和元年度には２兆円を超え、令和２年度の目標値を達成していることからＡと評価した。なお、これまでは不動産・建設経済局の業績指標を再掲していたが、今後は「インフラシステム海外展開戦略２０２５」に基づいた新たな指標を定め、取組を強化していく。
②については、目標値に向けて更なる増加を必要とすることからＢと評価した。
なお②交通関連企業の海外受注高については、指標の定義に直接関係している「インフラシステム輸出戦略」が改訂され、令和２年１２月に、我が国企業のインフラシステム受注額の新たな目標を定めた「インフラシステム海外展開戦略２０２５」が策定された。「インフラシステム海外展開戦略２０２５」での目標は政府全体の目標であり、国土交通省としてもその達成が求められているところ、国際政策課及び海外プロジェクト推進課が実施する主要な政策の目標となっている。そのため、この目標を新たな指標として定め、PDCA サイクルの一つであるチェック体制を構築し目標達成の一助とする。また、見直しと共に、特に「川上」からの政府の継続的関与を強化するとともに、我が国企業の海外展開に係る人材の確保と環境の整備といった政府の取組、我が国企業の競争力強化に向けた取組、案件受注後の継続的なフォローアップに向けた取組を進める。
以上を踏まえ、今後本業績指標の見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局国際政策課（課長　中山　理映子）
関係課：総合政策局海外プロジェクト推進課（課長　垣下　禎裕）

業績指標１４２
官庁施設の耐震基準を満足する割合*

評　価

A	目標値：９５％（令和２年度） 実績値：９５％（令和２年度） 初期値：８９％（平成２６年度）

（指標の定義）
国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等のうち、官庁施設の耐震性の基準を満足する施設の割合（面積率）。
＜分母＞国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等
＜分子＞官庁施設の耐震性の基準を満足する施設

（目標設定の考え方・根拠）
「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和２ 年までに少なくとも 95%にすることを目標とすることが定められていることを勘案し、官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合について、95%を令和２ 年度の目標値とした。

（外部要因）
社会的要請に伴う要求性能の変化、入居官署の統廃合

（他の関係主体）
関係省庁

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
91%	９２%	９３%	９４%	９５%

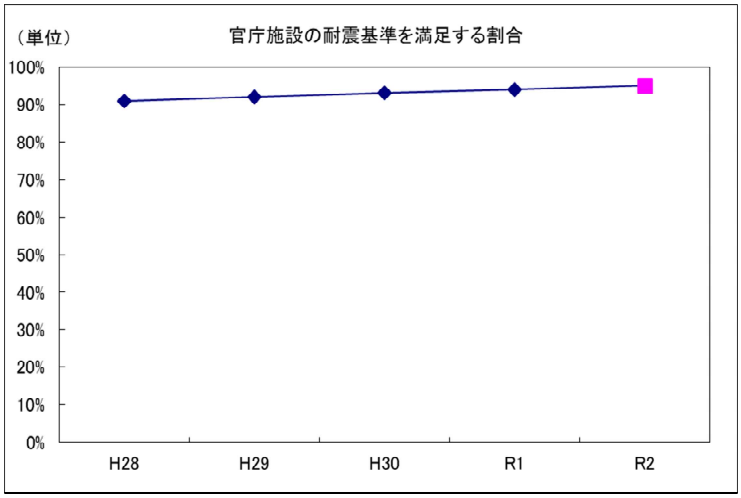

主な事務事業等の概要

防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等（◎）
大規模地震発生時に、官庁施設がその機能を十分に発揮できるよう、総合的な耐震安全性を確保した防災拠点となる官庁施設の整備を推進する。
（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和２年度の実績値は９５％となっており、目標を達成した。

（事務事業等の実施状況）

耐震性能が不足している災害応急対策活動に必要な合同庁舎等の耐震改修を実施するなど、防災拠点となる官庁施設の耐震化を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等のうち、官庁施設の耐震性の基準を満足する施設の割合（面積率）である。令和２年度の実績値は９５％となり、目標を達成しているためＡと評価した。

第５次社会資本整備重点計画（令和３年５月 28 日閣議決定）において、官庁施設の耐震基準を満足する割合を、令和７年度末までに 100%とすることを目標に設定した。本業績指標についても同計画を踏まえ、今後見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：官庁営繕部計画課（課長 秋月 聡二郎）

業績指標１４３

保全状態の良好な官庁施設の割合等（①保全状態の良好な官庁施設の割合*、②官庁営繕関係基準類等の策定事項数*）

評　価

① A	目標値：９０％（令和２年度） 実績値：９６％（令和２年度） 初期値：８７％（平成２９年度）
②A	目標値：６５事項（令和２年度） 実績値：７３事項（令和２年度） 初期値：５４事項（平成２８年度）

（指標の定義）

① 国土交通省では、「官公庁施設の建設等に関する法律（以下「官公法」という。）」に基づき、毎年度、官庁施設の保全状況を調査している。

この調査は、①保全体制・記録整備、②点検状況（建築・設備機器）、③点検状況（衛生・環境）、④施設状況（建築・設備機器）、⑤施設状況（衛生・環境）、⑥エネルギー消費量の６項目からなる。また、調査の結果と保全指導の効果を図る指標として、それぞれの項目について１００点を満点とする評点を作成している。

これらの評点の平均が８０点以上の施設を「良好な施設」とし、官庁施設（保全実態調査を実施した施設のうち、宿舎を除く約６，５００施設）に対するこの保全状態の良好な施設の割合（施設数）を環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進するための指標とする。

＜分母＞官庁施設（保全実態調査を実施した施設のうち、宿舎を除く約６，５００施設）

＜分子＞「保全状態の良好な施設」

②官公法に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等における策定事項数。

（目標設定の考え方・根拠）

①評点の平均点が 80 点以上の施設は、良好に保全されている施設であり、質の高い保全指導が必要とされる。保全指導の強化と着実な進展を図るため、90%を令和 2 年度の目標値とした。

②「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」（平成 18 年 7 月 20 日 社会資本整備審議会建築分科会）の建議において当面実施すべき施策とされた項目、社会経済情勢の変化等について、基準等の策定や既存基準等の改定に際し事項の追加等を行い、下記の項目についての基準等の策定事項数 65 事項を令和 2 年度の目標値とした。

（外部要因）

①点検に関わる法令の改正、利用者数の増減、天災

②社会経済情勢の変化等

（他の関係主体）

①各省各庁

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

事業指標	過去の実績値				（年度）
	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
①保全状態の良好な官庁施設の割合	７５％	８７％	９２％	９３％	９６％
②官庁営繕関係基準類等の策定事項数	５４事項	５７事項	６５事項	６６事項	７３事項

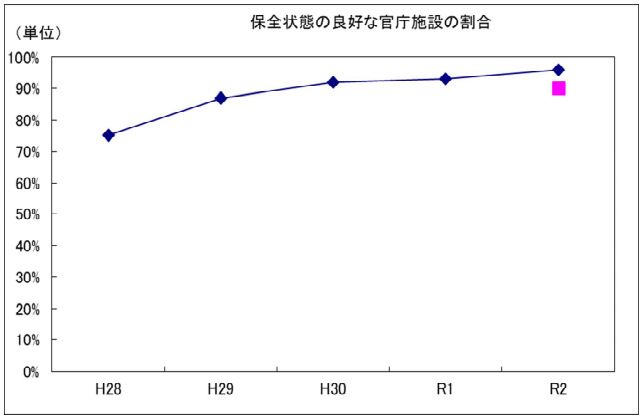

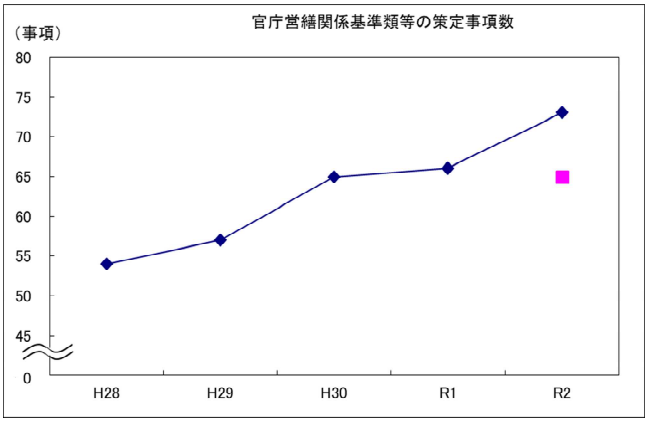

主な事務事業等の概要

① 全国各地で国家機関の建築物の施設管理者を対象とした、官庁施設保全連絡会議や「地球温暖化対策政府実行計画」に関する取り組むべき事項及び技術的援助・支援等の説明会を開催したほか、保全状況の悪い施設に対して保全状況の改善に向けた保全の実地指導を行っている。

②官庁営繕関係基準類等の策定

官公法に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等の策定を推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

① 令和２年度の実績値は９６％となっており、目標を達成した。

② 令和２年度の実績値は７３事項となっており、目標を達成した。

（事務事業等の実施状況）

① 令和２年度に開催した官庁施設保全連絡会議は、全国で４８を数え、延べ１，６００を超える機関から参加を得た。

② 令和２年度においては、新営予算単価等を制定した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①業務指標は、「保全状態の良好な施設の割合」であり、保全状態は改善傾向にあるところ、実績値が９６％であり、前年度より３ポイント上昇し、令和２年度の目標値を達成したことから、Ａと評価した。

② 業績指標は、官公法に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等における策定事項数であり、令和２年度における実績値が７３事項となり、令和２年度の目標を達成したことから、Ａと評価した。

今後も引き続き、官庁施設の保全状況の改善及び官庁営繕関係基準類等の策定に取り組むこととする。以上を踏まえ、本業績指標については見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：官庁営繕部計画課（課長 秋月 聡二郎）
関係課：官庁営繕部計画課保全指導室（室長 伊藤 誠恭）